京都府地域防災計画

一　般　計　画　編

令和７年５月

京 都 府 防 災 会 議

京都府地域防災計画

一　般　計　画　編

昭和３８年　７月　５日制定
昭和３９年　７月　９日修正
昭和４０年　５月２７日修正
昭和４１年　６月２０日修正
昭和４２年　６月　６日修正
昭和４３年　６月１１日修正
昭和４４年　６月１７日修正
昭和４５年　７月１４日修正
昭和４６年　７月２３日修正
昭和４７年　５月２５日修正
昭和４８年　５月３１日修正
昭和４９年　５月３１日修正
昭和５０年　６月　３日修正
昭和５１年　６月１１日修正
昭和５２年　６月１６日修正
昭和５３年　７月２８日修正
昭和５４年　６月１１日修正
昭和５５年　６月１１日修正
昭和５６年　６月１２日修正
昭和５７年　６月２２日修正
昭和５８年　６月　９日修正
昭和５９年　６月　８日修正
昭和６０年　６月　３日修正
昭和６１年　７月２１日修正
昭和６２年　６月　８日修正
昭和６３年　６月　３日修正
平成　元年　６月　２日修正
平成　２年　６月　５日修正
平成　３年　６月　６日修正
平成　４年　６月　４日修正
平成　５年　６月　３日修正
平成　６年　６月１０日修正
平成　７年　６月　７日修正
平成　８年　５月２９日修正
平成　９年　６月１０日修正
平成１０年　７月１３日修正
平成１１年　６月　７日修正
平成１２年　５月２９日修正
平成１３年　５月１８日修正
平成１４年　５月２３日修正
平成１５年　５月３０日修正
平成１６年　５月３１日修正
平成１７年　５月３０日修正
平成１８年　５月２５日修正
平成１９年　５月３０日修正
平成２０年　５月２６日修正
平成２１年　４月２２日修正
平成２２年　６月　３日修正
平成２４年　３月２３日修正
平成２５年　２月　１日修正
平成２５年　７月２３日修正
平成２６年　６月　９日修正
平成２７年　５月２９日修正
平成２８年　６月　７日修正
平成２９年　５月３０日修正
平成３０年　６月　８日修正
令和　元年　６月　３日修正
令和　２年　６月１５日修正
令和　３年　６月　９日修正
令和　４年　６月　６日修正
令和　５年　６月　８日修正
令和　５年１２月　１日修正
令和　６年　５月２０日修正
令和　７年　５月２６日修正

京 都 府 防 災 会 議

京都府地域防災計画

一 般 計 画 編 目 次

第1編　総　則

第１章　目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第２章　計画の理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第３章　計画の修正　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第４章　計画の用語　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
第５章　計画の周知徹底　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
第６章　計画の運用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
第７章　市町村地域防災計画の作成又は修正　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
第８章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
第９章　京都府の概況と災害の記録　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第２編　災害予防計画

第１章　気象等観測・予報計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　第３節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９０
第２章　情報連絡通信網の整備計画
　第１節　情報連絡通信網の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６
　第２節　市町村・防災機関等の非常通信　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８
第３章　河川防災計画
　第１節　河川の現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１９
　第２節　河川改修計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２０
　第３節　ダムの現状と洪水調節　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２１
第４章　林地保全計画
　第１節　国有林・官行造林地対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３２
　第２節　民有林対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３２
第５章　砂防関係事業計画
　第１節　総則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３５
　第２節　総合土砂災害対策推進連絡会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３５
　第３節　土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達　・・・・・・・・・・・・・・・・１３５
　第４節　土砂災害における警戒避難体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３６
　第５節　土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム　・・・・・・・・・・・１３６
　第６節　土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３８
　第７節　砂防対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３９
　第８節　土石流対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３９
　第９節　地すべり対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０
　第10節　急傾斜地崩壊対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４２
　第11節　土砂災害復旧計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４７
第６章　農業用施設防災計画
　第１節　現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５０
　第２節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５１
　第３節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５１
第７章　内水対策計画
　第１節　内水対策の現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５４
　第２節　内水河川における対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５４
　第３節　土地改良区等の対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５７
　第４節　下水道による対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５９

第８章　港湾海岸施設防災計画
　第１節　海岸の現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６２
　第２節　防災工事の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６２
　第３節　防災工事の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６２
　第４節　船舶保安対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６２
第９章　水産施設防災計画
　第１節　漁船施設計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６３
　第２節　漁具施設計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６３
　第３節　養殖施設計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６４
　第４節　漁港施設計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６５
　第５節　共同利用施設計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６６
第10章　道路及び橋梁防災計画
　第１節　道路の現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６７
　第２節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６７
　第３節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６７
第11章　防災営農対策計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７３
　第２節　雪害及び寒干害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７３
　第３節　風水害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７９
　第４節　晩霜と低温障害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８３
　第５節　干害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８４
第12章　建造物防災計画
　第１節　建築物の防災対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８５
　第２節　宅地の防災対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８７
　第３節　独立行政法人都市再生機構の建造物対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・１８８
第13章　文化財災害予防計画
　第１節　現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８９
　第２節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９０
　第３節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９０
第14章　危険物等保安計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９２
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９２
第15章　消防組織整備計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９８
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９８
　第３節　市町村地域防災計画に定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０１
第16章　鉄道施設防災計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０６
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０６
　第３節　西日本旅客鉄道株式会社の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０６
　第４節　東海旅客鉄道株式会社の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０７
　第５節　北近畿タンゴ鉄道株式会社･WILLERTRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画　・・・２０７
　第６節　近畿日本鉄道株式会社の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１１
　第７節　京阪電気鉄道株式会社の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１１
　第８節　阪急電鉄株式会社の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１１
　第９節　京福電気鉄道株式会社の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１２
　第10節　叡山電鉄株式会社の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１２
　第11節　嵯峨野観光鉄道株式会社の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１２
第17章　通信放送施設防災計画
　第１節　通信施設防災計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１７
　第２節　放送施設防災計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１８
第18章　電気ガス施設防災計画
　第１節　電気施設防災計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１９
　第２節　ガス施設防災計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２０
第19章　資材器財等整備計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２２
　第２節　応急復旧資材確保計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２２
　第３節　食料及び生活必需品の確保計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２４

第20章　防災知識普及計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３１
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３１
　第３節　学校等における防災教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３３
　第４節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３３
第21章　防災訓練・調査計画
　第１節　防災訓練計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３４
　第２節　防災調査計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３５
　第３節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３５
第22章　自主防災組織整備計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３６
　第２節　地域における取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３６
　第３節　地区防災計画の作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３８
第23章　企業等防災対策促進計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３９
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３９
第24章　社会福祉施設防災計画
　第１節　現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４２
　第２節　予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４２
　第３節　補助金及び融資　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４２
第25章　交通対策及び輸送計画
　第１節　交通規制対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４３
　第２節　緊急通行車両等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４３
第26章　医療助産計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４９
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４９
第27章　高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５３
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５３
第28章　廃棄物処理に係る防災体制の整備
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５６
　第２節　廃棄物処理に係る防災計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５６
第29章　行政機能維持対策計画
　第１節　業務継続性の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５７
　第２節　防災中枢機能等の確保、充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５７
　第３節　各種データの整備保全　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５７
第30章　ボランティアの登録・支援等計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５８
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５８
第31章　広域応援体制の整備
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６０
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６０
第32章　上下水道施設防災計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６３
第33章　学校等の防災計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６５
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６５
第34章　避難等に関する計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６７
　第２節　避難の周知徹底　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６７
　第３節　指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定　・・・・・・・・・・・・２６８
　第４節　避難の実施に必要な施設・設備等の整備　・・・・・・・・・・・・・・・２６９
　第５節　居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動　・・・・・・２７０
　第６節　広域避難　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７０
　第７節　広域一時滞在　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７０
　第８節　市町村の避難計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７１
　第９節　防災上重要な施設の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７７
　第10節　駅、地下街における避難計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７８
　第11節　車中避難計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７８

第35章　観光客保護・帰宅困難者対策計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８０
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８０
第36章　集中豪雨対策に関する計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８２
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８２
第37章　都市公園施設防災計画
　第１節　現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８４
　第２節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８４
　第３節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８４
第38章　広域防災活動拠点計画
　第１節　広域防災活動拠点の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８６
　第２節　広域防災活動拠点とする施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８６
　第３節　広域応援の受入れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８６
　第４節　広域的な防災機能強化を図る道の駅　・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８７

第３編　災害応急対策計画

第１章　災害対策本部等運用計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８９
　第２節　府の活動体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８９
　第３節　防災会議の開催　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９５
　第４節　市町村の活動体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９５
　第５節　指定地方行政機関等の活動体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９５
　第６節　広域応援協力計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９６
　第７節　災害対策本部の設置及び閉鎖　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９８
　第８節　災害対策本部の組織等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９９
　第９節　航空運用調整班運用計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０９
　第10節　保健医療福祉調整本部等運用計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０９
　第11節　企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口　・・・・・・・・・・・・・・３１０
　第12節　ライフラインの復旧調整　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１０
　第13節　現地災害対策本部運用計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１０
　第14節　複合災害時の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１１
　第15節　職員の証票　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１２
　第16節　災害対策本部等の標識　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１２
　第17節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１４
第２章　動員計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１５
　第２節　災害警戒本部の動員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１５
　第３節　雪害警戒本部、雪害対策本部の動員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１６
　第４節　災害対策本部の動員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１７
第３章　通信情報連絡活動計画
　第１節　活動方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２１
　第２節　災害規模の早期把握のための活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２１
　第３節　災害情報、被害状況等の収集伝達　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２１
　第４節　通信手段の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２４
　第５節　災害地調査計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２６
　第６節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２６
第４章　災害広報広聴計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３６
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３６
　第３節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３７
第５章　災害救助法の適用計画
　第１節　災害救助法の適用基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３８
　第２節　被災世帯の算定基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３９
　第３節　災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用　・・・・・・・・・・３４０
　第４節　活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４０

第５節　応急救助の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４１
第６節　災害救助法による災害救助の方法、程度、期間及び実費弁償の基準　・・・・・・３４１
第６章　消防活動計画
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４２
第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４２
第３節　応援要請に関する計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４４
第７章　水防計画
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４６
第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４６
第３節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４９
第８章　避難等に関する計画
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５１
第２節　避難指示等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５１
第３節　避難の周知徹底　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５３
第４節　避難の誘導及び移送等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５４
第５節　二次災害の防止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５４
第６節　避難所の開設等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５４
第７節　避難者健康対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５７
第８節　広域避難　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６０
第９節　広域一時滞在　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６１
第10節　被災者への情報伝達活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６２
第11節　駅、地下街における避難計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６２
第12節　車中避難計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６４
第９章　観光客保護・帰宅困難者対策計画
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６６
第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６６
第10章　食料供給計画
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６９
第２節　食料供給の実施方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６９
第３節　給食に必要な米穀の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７０
第４節　その他の食品の調達　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７１
第５節　要請・連絡系統　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７１
第６章　輸送　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７１
第７節　災害救助法による炊出しその他食料品の給与基準　・・・・・・・・・・・・・３７１
第８節　家畜飼料の供給　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７１
第９節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７１
第11章　生活必需品等供給計画
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７３
第２節　実施責任者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７３
第３節　物資調達計画等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７３
第４節　災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領　・・・・・・・・３７４
第５節　輸送　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７５
第６節　応急復旧資材の調達あっ旋　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７５
第７節　暴利行為等の取締り　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７５
第８節　燃料の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７５
第９節　電源の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７５
第10節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７６
第12章　給水計画
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７７
第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７７
第３節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７９
第13章　住宅対策計画
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８２
第２節　被災住宅に対する措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８２
第３節　応急仮設住宅　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８２
第４節　住宅の応急修理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８３
第５節　建築資材の調達　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８４
第６節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８４

第14章　医療助産計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８５
　第２節　実施責任者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８５
　第３節　計画の方法及び内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８５
第15章　保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画
　第１節　防疫及び保健衛生計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９０
　第２節　し尿処理対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９２
　第３節　遺体の捜索、処理及び埋火葬計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９３
第16章　救出救護計画
　第１節　計画の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９６
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９６
　第３節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９７
第17章　障害物除去計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９８
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９８
第18章　廃棄物処理計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９９
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９９
　第３節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９９
第19章　文教応急対策計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４０
　第２節　情報の収集・伝達　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４０
　第３節　施設・設備の緊急点検等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４０
　第４節　学校等における安全対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４０
　第５節　教育に関する応急措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０１
　第６節　学校等における保健衛生及び危険物等の保安　・・・・・・・・・・・・・４０２
　第７節　被災者の救護活動への連携・協力　・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０３
　第８節　府立学校の防災体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０３
　第９節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０３
第20章　輸送計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０４
　第２節　輸送力の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０４
　第３節　輸送の方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０５
　第４節　西日本旅客鉄道株式会社　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０５
　第５節　緊急通行車両の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０５
　第６節　災害救助法による輸送基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０６
　第７節　人員及び救助物資等の輸送　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０７
　第８節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０７
第21章　交通規制に関する計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１４
　第２節　交通規制対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１４
　第３節　標示及び航路標識の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１６
　第４節　交通情報の収集及び提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１６
　第５節　道路通行規制要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１７
　第６節　渋滞対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１７
第22章　災害警備計画
　第１節　警察の警備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４１
第23章　道路除雪計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４３
　第２節　近畿地方整備局道路除雪計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４３
　第３節　京都府道路除雪計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４４
　第４節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４５
第24章　危険物等応急対策計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４７
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４７
第25章　鉄道施設応急対策計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４９
　第２節　西日本旅客鉄道株式会社の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４９

第３節　東海旅客鉄道株式会社の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５２
第４節　北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLERTRAINS株式会社(京都丹後鉄道)の計画　・・・４５２
第５節　近畿日本鉄道株式会社の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５３
第６節　京阪電気鉄道株式会社の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５３
第７節　阪急電鉄株式会社の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５３
第８節　京福電気鉄道株式会社の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５６
第９節　叡山電鉄株式会社の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５６
第10節　嵯峨野観光鉄道株式会社の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５６
第26章　通信・放送施設応急対策計画
第１節　通信施設応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５７
第２節　放送施設応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５７
第27章　電気・ガス・上下水道施設応急対策計画
第１節　行政機関応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５９
第２節　電気施設応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５９
第３節　ガス施設応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６０
第４節　ガス施設事故応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６２
第５節　上下水道施設応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６２
第28章　農林関係応急対策計画
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６４
第２節　雪害及び寒干害対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６４
第３節　晩霜と低温障害対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６７
第４節　春季高温障害対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６８
第５節　春季長雨障害対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７１
第６節　ひょう害対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７３
第７節　長梅雨及び水害対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７３
第８節　夏季低温・日照不足対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７５
第９節　風水害対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７７
第10節　農林水産施設等応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８０
第29章　労務供給計画
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８２
第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８２
第３節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８２
第30章　自衛隊災害派遣計画
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８３
第２節　災害派遣の適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８３
第３節　災害派遣担当区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８３
第４節　災害派遣部隊等の活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８４
第５節　災害派遣要請手続　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８５
第６節　ヘリポートの位置等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８９
第７節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９２
第31章　職員の派遣要請及び府職員の応援計画
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９３
第２節　応援要請等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９３
第３節　府職員の応援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９４
第32章　義援金品受付配分計画
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９５
第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９５
第33章　社会福祉施設応急対策計画
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９７
第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９７
第３節　施設の復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９７
第34章　京都府災害支援対策本部運用計画
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９９
第２節　災害支援警戒体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９９
第３節　災害支援対策本部体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９９
第35章　高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０６
第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０６

第36章　環境保全に関する計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０９
　第２節　環境影響の応急及び拡大防止措置　・・・・・・・・・・・・・・・・５０９
第37章　ボランティア受入計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１１
　第２節　専門ボランティアの受入れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１１
　第３節　一般ボランティアの受付及びコーディネート　・・・・・・・・・・・５１１
第38章　文化財等の応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１３
第39章　応援受援計画
　第１節　応援計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１４
　第２節　受援計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１５
第40章　社会秩序の維持に関する計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１６
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１６

第４編　災害復旧・復興計画

第１章　生活確保対策計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１８
　第２節　職業あっせん計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１８
　第３節　租税の徴収猶予及び減免等に関する計画　・・・・・・・・・・・・・５１８
　第４節　融資計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１９
　第５節　災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画　・・・・・・・・・・・・・５２０
　第６節　被災者生活再建支援金支給計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・５２１
　第７節　大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金支給計画・・・・・５２２
　第８節　金融措置計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２２
　第９節　郵便業務計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２４
　第10節　り災証明書の交付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２５
　第11節　被災者台帳の作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２５
第２章　公共土木施設復旧計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２６
　第２節　国土交通省の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２６
　第３節　京都府の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２７
第３章　農林水産業施設復旧計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２９
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２９
第４章　災害復旧上必要な金融その他資金調達計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３２
　第２節　市町村に対する措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３２
　第３節　農林漁業関係融資　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３２
第５章　住宅復興計画
　第１節　京都府の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３５
　第２節　独立行政法人都市再生機構の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・５３６
第６章　中小企業復興計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３８
　第２節　計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３８
第７章　風評被害対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３９
第８章　文教復旧計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４０
　第２節　学校等の施設の復旧計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４０
　第３節　教育活動の再開　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４０
　第４節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・５４１
第９章　文化財等の復旧計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４２
第10章　激甚災害の指定に関する計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４３
　第２節　激甚災害に関する調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４３
　第３節　激甚災害指定の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４３

第11章　工業用水道復旧計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４４
　第２節　復旧事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４４
第12章　災害復興対策計画
　第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４５
　第２節　復興方針の策定等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４５
　第３節　市町村地域防災計画で定める事項　・・・・・・・・・・・・・・・・５４６

第１編　総　　則

第１編　総　則

第１章　目　的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、京都府の地域に係る防災に関し総合化を図るため、次の事業を定め、この万全を期することを目的とする。

１　京都府の区域を管轄する指定地方行政機関、府、市町村、指定公共機関その他防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び京都府の概況と災害の記録

２　気象等観測、予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに訓練、調査その他災害予防計画

３　災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防等の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画

４　公共土木施設、農林水産等施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画

５　市町村地域防災計画で定める事項

６　その他必要な事項

第２章　計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

１　災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努めるとともに、京都ＢＣＰにより、早期の復旧・復興に努める。

２　災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。

３　災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、府民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。

４　防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。

５　災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、府民自身及び自主防災組織等府民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

６　平成23年３月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。

７　１府県だけでは対応することが困難な災害については、関西広域連合関西防災・減災プランに基づき対応する。

第３章　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。したがって、各機関は、毎年所管事項について京都府防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を京都府防災会議に提出するものとする。

第４章　計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１	災　　対　　法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
２	救　　助　　法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
３	府	京都府
４	府 防 災 計 画	京都府地域防災計画
５	市町村防災計画	市町村地域防災計画
６	本 部 条 例	京都府災害対策本部条例（昭和37年条例第24号）
７	本　　部	京都府災害対策本部
８	支　　部	京都府災害対策本部の支部

第５章　計画の周知徹底

この計画は、京都府防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関、市町村等において平素から研究訓練その他の方法によって習熟に努めるとともにその機関に係る計画については、必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底するものとする。

第６章　計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第７章　市町村地域防災計画の作成又は修正

市町村地域防災計画の作成又は修正にあたっては、この計画を参考として作成又は修正するものとし、特にこの計画において計画事項を示すものについては、各市町村でその細部を計画するものとする。

第８章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、おおむね次の当該機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

第１　京都府

(1)　京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項

(2)　防災に関する施設、組織の整備

(3)　災害に関する予警報の連絡

(4)　災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供

(5)　防災思想の普及及び防災訓練の実施

(6)　自主防災組織の育成指導及びＮＰＯ・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他府民の自発的な防災活動の促進
(7)　避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言
(8)　災害の防除と拡大の防止
(9)　救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
(10)　災害応急対策及び復旧資材等の確保
(11)　被災企業等に対する融資等の対策
(12)　被災府営施設の応急対策
(13)　食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
(14)　災害時における文教対策
(15)　災害時における公安の維持
(16)　災害対策要員の動員
(17)　災害時における交通、輸送の確保
(18)　被災施設の復旧
(19)　市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、斡旋等
(20)　前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第２　市　町　村
(1)　市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関する事務
(2)　防災に関する施設、組織の整備と訓練
(3)　災害に関する予警報の連絡
(4)　災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
(5)　防災思想の普及及び防災訓練の実施
(6)　自主防災組織の育成指導及びＮＰＯ・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進
(7)　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
(8)　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
(9)　災害の防除と拡大の防止
(10)　救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
(11)　避難所における良好な生活環境の確保
(12)　災害応急対策及び復旧資材等の確保
(13)　被災企業等に対する融資等の対策
(14)　被災市町村施設の応急対策
(15)　食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
(16)　災害時における文教対策
(17)　災害対策要員等の動員
(18)　災害時における交通、輸送の確保
(19)　被災施設の復旧
(20)　管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
(21)　被災者の援護を図るための措置

第３　指定地方行政機関

１　近畿管区警察局

(1)　管区内警察の指導調整に関すること

(2)　他管区警察局との連携に関すること

(3)　関係機関との協力に関すること

(4)　情報の収集及び連絡に関すること

(5)　警察通信の運用に関すること

２　近畿財務局

(1)　公共土木等被災施設の査定の立会

(2)　地方公共団体に対する災害融資

(3)　国有財産の無償貸付等

(4)　災害時における金融機関の緊急措置の指示

３　近畿厚生局

(1)　救護等に係る情報の収集及び提供

４　近畿農政局

(1)　農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成

(2)　農業関係被害状況の収集報告

(3)　農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導

(4)　被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導

(5)　管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧

(6)　土地改良機械の緊急貸付け

(7)　食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策

(8)　災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整

５　近畿中国森林管理局

(1)　国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備

(2)　国有林における予防治山施設による災害予防

(3)　国有林における荒廃地の復旧

(4)　災害対策用資材の供給

６　近畿経済産業局

(1)　災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達

(2)　被災中小企業の事業再開に関する相談、支援

(3)　電力・ガスの供給の確保及び電力・ガス・工業用水道の復旧支援

(4)　生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達

７　中部近畿産業保安監督部　近畿支部

(1)　電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保

(2)　鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

８　近畿運輸局

(1)　所管する交通施設及び設備の整備についての指導

(2)　災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達

(3)　災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整

(4)　災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請

(5)　特に必要があると認める場合の輸送命令

(6)　災害時における交通機関利用者への情報の提供

9　近畿地方整備局

(1)　国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること

(2)　応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること

(3)　国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること

(4)　指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること

(5)　災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること

(6)　国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること

(7)　港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の技術指導

(8)　国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること

(9)　港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導

(10)　災害時の海上の流出油に対する防除措置

(11)　災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

10　大阪航空局大阪空港事務所

(1)　空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安

(2)　遭難航空機の捜索及び救助

11　国土地理院近畿地方測量部

(1)　災害時における被災状況に関する地理空間情報(地図・写真等)の把握及び提供に関すること

(2)　地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること

12　大阪管区気象台（京都地方気象台）

(1)　気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表

(2)　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報の発表、伝達及び解説

(3)　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

(4)　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言

(5)　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

13　第八管区海上保安本部

(1)　海難救助、海上警備、海上の安全確保

(2)　航路標識等の保全

(3)　災害時における船舶・航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

14　近畿総合通信局

(1)　電波及び有線電気通信の監理

(2)　非常時における重要通信の確保

(3)　非常通信協議会の育成指導

(4)　非常通信訓練の計画及びその実施訓練

(5)　防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導

(6)　災害対策用移動通信機器等の貸し出し

(7)　情報伝達手段の多様化・多重化の促進

15　京都労働局

(1)　産業災害予防対策

(2)　業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施

(3)　災害応急対策に必要な労働力の確保

16　近畿地方環境事務所

(1)　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること

(2)　特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

17　近畿中部防衛局

(1)　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること

(2)　自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること

第４　自衛隊(陸上自衛隊第７普通科連隊、陸上自衛隊第４施設団、海上自衛隊舞鶴地方総監部)

(1)　災害の予防及び災害応急対策の支援

第５　指定公共機関

１　西日本電信電話株式会社（京都支店）

(1)　災害に強く信頼性の高い通信設備の構築

(2)　電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。

(3)　災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保

(4)　災害を受けた通信設備の早期復旧

(5)　災害復旧及び被災地における情報流通について、府民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

２　ＫＤＤＩ株式会社

(1)～(5)　（同　上）

３　株式会社ＮＴＴドコモ関西支社

(1)～(5)　（同　上）

４　ソフトバンク株式会社

(1)～(5)　（同　上）

５　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(1)～(5)　（同　上）

６　楽天モバイル株式会社

(1)～(5)　（同　上）

７　日本赤十字社（京都府支部）

(1)　災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護

(2)　災害時における被災者の救護保護

(3)　災害救助等の防災ボランティアの連絡調整

(4)　義援金の募集及び義援品の募集・配分

８　西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社、福知山管理部、阪奈支社、金沢支社）

(1)　鉄道施設等の保全

(2)　災害時における救助物資及び避難者の輸送

(3)　ＪＲ通信施設の確保と通信連絡の協力

９　東海旅客鉄道株式会社（関西支社）

(1)～(3)　（同　上）

10　日本貨物鉄道株式会社

(1)～(3)　（同　上）

11　日本放送協会（京都放送局）

(1)　府民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底

(2)　府民に対する災害応急対策等の周知徹底
(3)　社会事業団等による義援金品の募集配分
12　関西電力株式会社
(1) ダム施設等の整備と防災管理
(2) 災害時における電力供給
(3) 被災施設の応急対策及び復旧
13 関西電力送配電株式会社
(1)　電力供給施設等の整備と防災管理
(2)　災害時における電力供給
(3)　被災施設の応急対策及び復旧
14 日本銀行（京都支店）
(1)　通貨の円滑な供給の確保
(2)　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請等
15 西日本高速道路株式会社
(1)　高速道路の保全
(2)　高速道路の応急対策及び災害復旧
16 日本通運株式会社（京都支店）
(1)　災害時における貨物自動車による救助物資の輸送
17　福山通運株式会社
(1)（同　上）
18　佐川急便株式会社
(1)（同　上）
19　ヤマト運輸株式会社
(1)（同　上）
20　西濃運輸株式会社
(1)（同　上）
21　水資源機構（関西・吉野川支社）
(1)　ダム施設等の整備と防災管理
22　大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）
(1)　ガス施設等の整備と防災管理
(2)　災害時におけるガス供給
(3)　被害施設の応急対策及び復旧
23　日本郵便株式会社（京都中央郵便局）
(1)　災害時における郵便物の送達の確保
(2)　被災地あて救助用郵便物の料金免除
(3)　被災者に対する郵便葉書等の無償交付
(4)　被災者が差し出す郵便物の料金免除
(5)　郵便局の窓口業務の維持
24　岩谷産業株式会社
(1)　災害時における被災地域のオートガススタンドや充填所等へのＬＰガスの緊急搬送
25　アストモスエネルギー株式会社
(1)　（同　上）
26　株式会社ジャパンガスエナジー
(1)　（同　上）
27　ENEOSグローブ株式会社

(1)　（同　上）

28　ジクシス株式会社

(1)　（同　上）

29　出光興産株式会社

(1)　石油製品の被災地域への緊急輸送

30　太陽石油株式会社

(1)　（同　上）

31　コスモ石油株式会社

(1)　（同　上）

32　JXTGエネルギー株式会社

(1)　（同　上）

33　イオン株式会社

(1)　支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等

34　ユニー株式会社

(1)　（同　上）

35　株式会社セブン-イレブン・ジャパン

(1)　支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等

(2)　帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

36　株式会社ローソン

(1)　（同　上）

37　株式会社ファミリーマート

(1)　（同　上）

38　一般社団法人全国建設業協会

(1)　応急復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供

39　一般社団法人日本建設業連合会

(1)　公共建築物への応急危険度判定士の派遣

(2)　応急復旧工事の実施

(3)　資機材等の調達・運搬

(4)　その他の役務・情報提供

40　一般社団法人全国中小建設業協会

(1)　応急復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供

第６　指定地方公共機関

１　株式会社京都放送

(1)　府民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底

(2)　府民に対する災害応急対策等の周知徹底

(3)　社会事業団等による義援金品等の募集配分

２　一般社団法人京都府医師会

(1)　災害時における医療救護の実施

３　北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLERTRAINS株式会社（京都丹後鉄道）

(1)　鉄道施設等の保全

(2)　災害時における救助物質及び避難者の輸送

(3)　通信施設の確保と通信連絡の協力

４　株式会社エフエム京都

(1)　府民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底

(2)　府民に対する災害応急対策等の周知徹底

(3)　社会事業団等による義援金品等の募集配分

５　関西鉄道協会

(1)　協会所属各社との連絡調整

６　近畿日本鉄道株式会社

(1)　鉄道施設等の保全

(2)　災害時における救助物資及び避難者の輸送

(3)　通信施設の確保と通信連絡の協力

７　京阪電気鉄道株式会社

(1)～(3)　　(同　上)

８　阪急電鉄株式会社

(1)～(3)　　(同　上)

９　京福電気鉄道株式会社

(1)～(3)　　(同　上)

10　叡山電鉄株式会社

(1)～(3)　　(同　上)

11　嵯峨野観光鉄道株式会社

(1)～(3)　　(同　上)

12　一般社団法人京都府バス協会

(1)　協会所属各社との連絡調整

13　一般社団法人京都府トラック協会

(1)　協会所属各社との連絡調整

14　一般社団法人京都府ＬＰガス協会

(1)　液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保

(2)　災害時における液化石油ガスの供給確保

(3)　協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整

15　京都府道路公社

(1)　高速道路の保全

(2)　高速道路の応急対策及び災害復旧

16　公益社団法人京都府看護協会

(1)　災害時における医療救護の実施

(2)　避難所における避難者の健康対策

17　一般社団法人京都府薬剤師会

(1)　災害時における医療救護に必要な医薬品の提供

(2)　調剤業務及び医薬品の管理

18　一般社団法人京都府歯科医師会

(1)　避難所における避難者の健康対策

(2)　遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力

第７　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

１　土地改良区

(1)　水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理
(2)　農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
(3)　湛水の防排除施設の整備と運用

2　ガス会社
(1)　ガス施設等の整備と防災管理
(2)　災害時におけるガス供給
(3)　被害施設の応急対策及び復旧

3　鉄道・軌道機関
(1)　鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保
(2)　災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力
(3)　被害施設の応急対策及び復旧

4　地下街管理者
(1)　地下街管理施設の防災管理
(2)　災害時の応急対策活動
(3)　地下街利用者の避難経路

5　自動車運送機関
(1)　安全輸送の確保
(2)　災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

6　報道機関
(1)　府民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
(2)　府民に対する災害応急対策等の周知徹底
(3)　社会事業団等による義援金品等の募集配分

7　農業協同組合、森林組合、漁業協同組合
(1)　共同利用施設の災害応急対策及び復旧
(2)　被災組合員に対する融資又はあっせん
(3)　生産資材等の確保又はあっせん

8　病院等経営者
(1)　避難施設の整備と避難の訓練
(2)　災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護

9　金融機関
(1)　被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置

10　学校法人
(1)　避難施設の整備と避難の訓練
(2)　災害時における応急教育対策
(3)　被災施設の復旧

11　液化石油ガス取扱機関
(1)　液化石油ガスの防災管理
(2)　災害時における液化石油ガスの供給

12　京都府石油商業組合組合員給油所
(1)　緊急輸送車両等への優先的な給油
(2)　帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

第９章　京都府の概況と災害の記録

〔京都府の気象の特性は「資料編１－７」に、京都府におけるおもな災害一覧表は「資料編１－８」に示す。〕

第１節　位置と概況

京都府は、近畿地方の北部（東経136度3分～134度51分、北緯34度42分～35度47分）に位置し、南北140㎞、東西25～45㎞で北西から東南の方向に長くのび、その面積は4,612㎢ 、人口約260万人である。府の地域の大部分は、高さ1,000ｍ未満の山地からなり、平地の面積は非常に少ない。平地の大部分は京都、亀岡及び福知山の盆地であり、その他は山間部を流れる河川の周辺及び海岸の河口付近に幅のせまい平地があるにすぎない。

河川は、河川法の一級河川が305（延長1,637㎞）、同法の二級河川が89（延長409㎞）、合計河川数394、延長2,046㎞である。（平成28年３月現在）

これらの河川は、合流して淀川となり大阪湾に注ぐものと、北流して日本海に注ぐものとに大別される。

前者に属する主なものは、桂川、宇治川及び木津川であり、大阪府境の大山崎付近で合流し淀川となっている。後者の最も大きなものは由良川で、上林川、土師川、牧川等の支流を合して日本海に注いでいる。

これら太平洋斜面と日本海斜面との分水嶺は、京都市北端の滋賀県境にある三国岳(959m)から佐々里峠、深見峠並びに南丹市胡麻及び観音峠を経て兵庫県境にある三国岳(508m)を結んで北東から南西にのびる嶺線である。この分水嶺を境として、京都府は地理的のみならず気象的にも社会経済的にも南部と北部に性格が分かれている。

第２節　地形、地質及び地盤

第１　地　形

府の中央部には丹波高地があって標高500ｍ以上の山地を形成し、南部地域と北部地域とを分ける分水嶺が東北東から西南西に走っている。

１　山　地

南部地域においては、東方、北方、西方に山地が分布する。東方には、比良山地を形成する比叡山等があり、また、音羽山、大峰山、鷲峰山、三ケ岳等が北北西から南南東に向かって分布する。一方北方の代表的な山は、標高900ｍ前後の三国岳や浅敷ケ山であり、さらに西方には標高800ｍ弱の深山や剣尾山等がある。

一方北部地域では大部分が山地であるが、この地域の特に南東方には丹波高地が広がっており、標高900ｍ前後の長老ケ岳や頭巾山などが代表的なものである。また、由良川下流域の左岸側には、丹後山地が西南西から東北東にのびており、ここでの代表的な山は標高800ｍ強の三国山や、三岳山である。さらに、丹後半島や舞鶴市の南方も山地となっている。

２　丘陵及び段丘

南部地域では、丘陵及び段丘が京都盆地の東方と西方に発達している。すなわち、京都市の東山区から伏見区にかけて及び向日市から長岡京市には、新生代の新第三紀鮮新世から第四紀洪積世に形成された大阪層群の丘陵や洪積層の段丘が広がっている。さらに、京都市北区の南西方向には大阪層群の丘陵があり、また、左京区大原には段丘がみられ、京都市市街地の北方から中央部にかけても段丘となっている。亀岡盆地でも南方から南西方向には、洪積層で形成された丘陵や段丘が分布する。

次に北部地域においては、由良川の中流域から下流域の左右両岸、福知山市夜久野町を流れ同市牧で由良川と合流する牧川の近辺及び丹後半島の竹野川近辺等に段丘がみられる。

３　低　地

(1)　盆　地

南部地域には、主として、京都市を中心とする京都盆地及び亀岡市を中心とする亀岡盆地があり、沖積層が広く分布して、水田地帯や市街地が発達している。京都盆地の南方は木津川に沿った沖積平野に続いており、また、南西方向には大山崎町のあい路を経て淀川沿いに大阪平野へと続いている。この盆地には京都市をはじめとして多くの市町がある。また、亀岡盆地は四方を山地に囲まれており、ここを流れる大堰川（桂川）が東方に流下し保津峡を経て京都盆地へ至っている。さらに、京都市東南の山科や、亀岡盆地北東の神吉及び越畑は小さな盆地となっており、ここには沖積層が広がっている。

また、北部地域においては、由良川中流部に福知山盆地がある。これは綾部市から福知山市へ至る東西約15㎞の地域を主要部とし、それに、由良川の支流である牧川、土師川、和久川及び犀川などに沿った低い平地を加えたものである。これらの河川沿いに発達した盆地には沖積層が広がり、市街地化したところもある。

(2)　沖積平野

南部地域には、前述した盆地以外には沖積平野はみられないが、北部地域では、いくつかの河川沿ないしは海岸沿いにこれがみられる。すなわち、由良川下流域の福知山市大江町から舞鶴市へ至る左右両岸、野田川の左右岸、竹野川の左右両岸などと、小河川のある海岸沿いの舞鶴市、宮津市、京丹後市久美浜町などに沖積平野が分布する。

(3)　砂　丘

府内の日本海岸は、岬や半島が多く、舞鶴市の成生岬から宮津市までの間は海岸線の屈曲が著しい。これに対して、久美浜湾の東部及び京丹後市網野町の東方の海岸には砂丘が発達している。この砂丘は、背後の花崗岩の山地から流下する河川によって運ばれた大量の土砂と、冬季に日本海を渡って吹寄せる北西風及び日本海の波浪とによって形成されたものである。

4　河　川

南部地域の主要な河川は桂川、淀川（宇治川）及び木津川である。京都市の最北部にある大悲山付近にその源を発する桂川は、山地を屈曲して西南西に流れ、殿田で南東方に流向を転じ南丹市八木町室河原付近で園部川を合して亀岡盆地を流下する。その後流向を東方へ転じ、保津の峡谷を通って京都盆地に入り、下鳥羽西方で鴨川を合した後、大山崎町で淀川に合流する。宇治川は、琵琶湖から南流した瀬田川（宇治川）が宇治市付近で北へ転流し、京都市伏見区で西南西へ再度向きを変え、八幡市付近で桂川・木津川と合流する。また、木津川は三重県の上野盆地から流れ出し、相楽郡南山城村から木津川市を経て北北西へ流れ、八幡市付近で淀川に合流する。上流からの流出土砂が多量に堆積し、笠置町から下流の河床はほぼ石英の粗粒から成っているので、河川水は伏流水となるものがかなり多い。この木津川流域は、風化花崗岩地帯であるので、一般には流出土砂が多く、したがって支川は天井川を形成しているものが多い。

北部地域での代表河川は由良川である。この河川は三国岳に源を発し、丹波高地を西流して福知山市に達する。その後、流向を北方に転じ、さらに福知山市大江町付近から北東に向かって日本海に注いでいる。120余という多くの支川を持っていることと、流域が広いということが大きな特徴であり、上下流域とも流路は蛇行している。綾部市付近からようやく低地を流れるので流れはゆるやかになるとともに、福知山市では土師川、牧川等の支川を合して水量は豊かになる。また、舞鶴市では由良川以外に、中小河川が舞鶴湾に注ぎ、さらに宮津湾には野田川などの中小河川が注いでいる。一方丹後半島では、竹野川、川上谷川、宇川、筒川、佐濃谷川等の中小河川がいずれも後背の山地から北流して日本海に注いでいる。

第２　地　質

府の地質については、西南日本の内帯に分類され、大別して、丹波地帯、舞鶴地帯、丹後但馬地帯に分けられる。南部地域は丹波地帯に属し、また、北部地域は舞鶴地帯及び丹後但馬地帯に属している。

1　古生界

南部地域の西方から北方にかけて古生層が広く分布して山地を形成し、また、東方の宇治川付近にも分布

している。その組成は、主として、砂岩、頁岩、チャートで構成されており、輝緑凝灰岩や石灰岩なども含んでいる。

一方北部地域においては、古生層が南東方から南方の山地を形成しており、南部地域の場合と同じく砂岩、頁岩、チャートから成っている。また、舞鶴市東方から西南西方向に向かって福知山市夜久野町までは、同じく古生層である舞鶴層群が分布する。この地層は、主として、頁岩、粘板岩、礫岩、砂岩から成るものである。

2　中生界

(1)　夜久野複合岩類

古生代二畳紀から中生代三畳紀にかけてへい入した夜久野複合岩類は、舞鶴市の東方、福知山市夜久野町南方に分布するものであり、超塩基性岩、輝緑岩、泥岩、変成岩などから成っている。

(2)　夜久野層群

分布地域は福知山市夜久野町中部から同市大江町に至っており、主として、頁岩、砂岩、礫岩などで構成されているものである。

(3)　花崗岩類

南部地域での花崗岩類の分布域は、比叡山の南方や木津川流域付近であり、また、北部地域においては、福知山市夜久野町北部、丹後半島に分布している。この花崗岩類は、主として、花崗岩、閃緑岩から成るものであり、部分的には花崗斑岩や石英斑岩のところもある。

3　新生界

(1)　綴喜層群及び北但層群

いずれも新第三紀中新統であり、綴喜層群は綴喜郡宇治田原町の奥山田付近にのみ分布し、その組成は礫岩、砂岩、凝灰岩質泥岩、砂礫岩などで構成されている。また、北但層群の分布域は、丹後半島及び京丹後市峰山町から同市久美浜町の南方であって、その組成は、主として、礫岩、砂岩、溶岩、砕屑岩、流紋岩などである。

(2)　大阪層群及び洪積層

新第三紀鮮新世から第四紀洪積世に堆積した大阪層群及び第四紀洪積世の洪積層は、京都盆地や亀岡盆地の縁辺の山麓部に丘陵や段丘を形成する。大阪層群の組成は、主として、砂、粘土、礫であって未固結の状態であり、段丘層も砂、礫、粘土等で構成されている。また、北部地域の由良川、牧川、竹野川等の近辺にみられる段丘層の組成も砂、礫、粘土等である。

(3)　沖積層

盆地及び河川沿いの沖積平野に分布する沖積層は、砂礫、砂、粘土等から構成されている。また、砂丘では細粒、中粒、粗粒の砂が分布する。

第3　地　盤

京都府内における地盤特性を見ると、大構造物が耐震的に不可能であるような極軟弱地盤が広範囲に及ぶ所はない。

また、地震工学的に見ると、京都盆地の南部低湿地域及び日本海側の河川河口部付近に軟弱地盤が見られるものの、府域全体は概ね良好な地盤である。内陸部はほとんどが山地であり、安定した地盤となっているが、人家の集まる河川流域では、周辺に比べると多少地震動を伝えやすい性質を持っている。

また、地震動による液状化に対する特性を見てみると、京都盆地において特に桂川、鴨川、宇治川の各河川の下流部及び合流点付近、また北部の舞鶴湾に注ぐ河川下流域や久美浜湾周辺地域では、液状化に注意を必要とする地盤となっている。

ここで、地形図、地質図、国土数値情報を用いて概略地盤タイプを設定し、地質調査報告書、公共施設の個別ボーリングデータから最も多く表れる層序のタイプを持つ代表的ボーリングデータを抽出し、メッシュ図面に地盤を分類すると次図の通りである。

＜地盤分類図＞

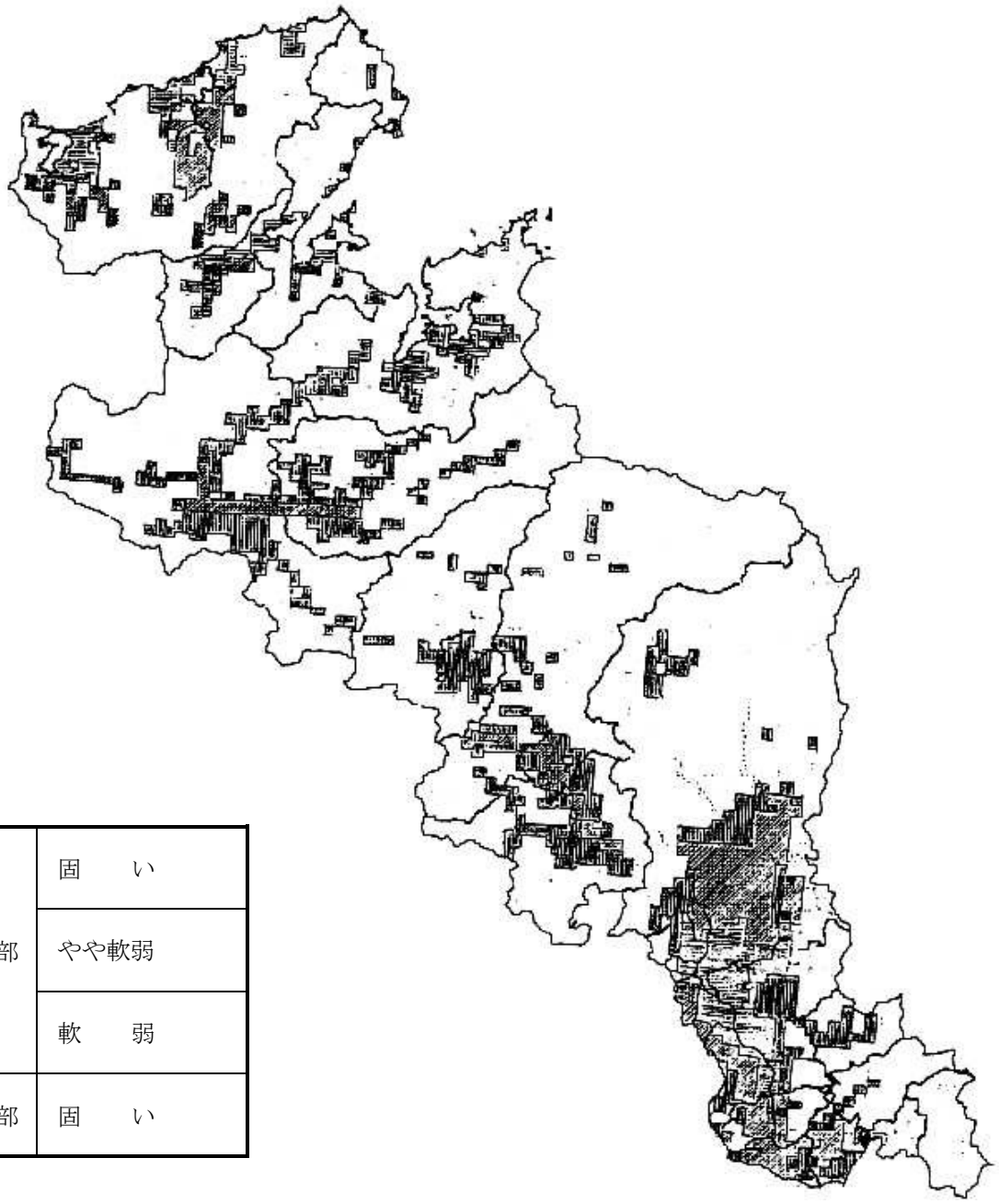

沖積部	固　　い
	やや軟弱
	軟　　弱
山地部	固　　い

第２編　災害予防計画

第２編　災害予防計画

第１章　気象等観測・予報計画（各機関）

第１節　計画の方針

気象等の観測及び予想した状況を迅速かつ的確に伝達するため、関係機関の一体的活動による通信の確保、伝達組織及び方法並びに警報等の発表基準等について定める。

第２節　計画の内容

第１　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

第２　一般の利用に適合する予報及び警報

京都府における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予報警報」という。）」並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の発表については、京都地方気象台が行い、その区域、防災活動に利用する予報警報及び気象情報(以下「予報警報等」という。）の種類、発表基準その他について定める。

第３　気象に関する防災気象情報

１　予報区

京都地方気象台が行う予報警報等の担当区域(以下「予報区」という。）を「京都府予報警報区域細分表」及び「京都府予報警報区域細分図」に示す。

京都府南部区域は単に「南部」と、京都府北部区域は単に「北部」と略称する。

２　特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、京都府内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水･氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

いずれかの警報・注意報の継続中に新たな発表がなされた時は、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

警報・注意報の解除の通知は、これまで継続中の警報・注意報の全てを解除する場合にのみ行う。

警報・注意報は「警報・注意報伝達様式」を用いて伝達する。（例文１）

警報・注意報の連絡系統を「京都府予報警報等伝達経路図」に示す。

特別警報の発表基準を「特別警報基準表」に示す。

警報の予報区別発表基準を「警報基準表」に示す。

注意報の予報区別発表基準を「注意報基準表」に示す。

特別警報・警報・注意報の概要

種　　類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警　　報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫

		している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
警　　報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切

		り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※　土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

３　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）

（洪水警報の危険度分布）	の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

４　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府など）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

５　気象情報（全般、近畿地方、京都府）

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に気象庁本庁から全般気象情報が、大阪管区気象台から近畿地方気象情報が、京都地方気象台から京都府気象情報が発表される。

(1)　台風に関する気象情報

「令和○年台風第○号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。

台風情報は、「台風情報伝達様式」を用いて伝達する。（例文２）

(2)　大雨（雪）に関する気象情報

「大雨（雪）に関する京都府気象情報」（以下「大雨（雪）情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。

大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告または補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する京都府気象情報」、「記録的な大雨に関する近畿地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する京都府気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する京都府気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨（雪）情報は、「大雨（雪）情報伝達様式」を用いて伝達する。（例文３）

(3)　その他の気象情報

その他の気象情報は、具体的な現象名を明示した標題で発表する。

その他の気象情報において対象となる現象には、長雨、少雨、低温及び異常潮位等がある。

これらの情報は、次の場合に発表する。

ア　注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合

イ　長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがる恐れがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合

6　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村等（ただし、平成16年以降に合併した市町は旧市町、京都市域は行政区。京都市上京区、中京区、下京区、南区及び久御山町を除く。）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

発表基準等について、

(1)　土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、１キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去（1988年～2004年）の事例を参考に基準値を定めた。平成30年に検証対象災害事例（1988年～2015年）、令和２年に検証対象災害事例（1991年～2018年）を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。

(2)　過去の災害が無い１キロメッシュについては、等RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。

(3)　気象庁の降水短時間予報を利用して基準値に到達する数時間前に土砂災害警戒情報を発表する。

土砂災害警戒情報は、「土砂災害警戒情報伝達様式」を用いて伝達する。（例文４）

7　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

京都府の雨量による発表基準は、１時間90ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

記録的短時間大雨情報は、「記録的短時間大雨情報伝達様式」を用いて伝達する。（例文５）

8　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

竜巻注意情報は、「竜巻注意情報伝達様式」を用いて伝達する。（例文６）

9　指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。国管理河川については近畿地方整備局と大阪管区気象台および京都地方気象台が、京都府管理河川については京都府と京都地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル２～５に相当する。

また、令和２年３月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報として発表する。

指定河川洪水予報の対象河川等詳細は「第３　指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報」の項を参照のこと。

10　火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに京都地方気象台が京都府知事に対して通報する。

火災気象通報の詳細は「第５　各種の気象通報」の項を参照のこと。

京都府予報警報区域細分表

府県予報区	一次細分区域名	二次細分区域名	市町村等をまとめた地域
京都府	北部	宮 津 市 京丹後市 伊 根 町 与謝野町	丹後
		舞 鶴 市 綾 部 市	舞鶴・綾部
		福知山市	福知山
	南部	南 丹 市 京丹波町	南丹・京丹波
		京 都 市 亀 岡 市 向 日 市 長岡京市 大山崎町	京都・亀岡
		宇 治 市 城 陽 市 八 幡 市 京田辺市 久御山町 井 手 町 宇治田原町	山城中部
		木津川市 笠 置 町 和 束 町 精 華 町 南山城村	山城南部

注１：「一次細分区域」とは、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、気象台が天気予報を定常的に細分して行う区域
注２：「二次細分区域」とは、注意報・警報を行う際に限定することができる区域であり、各市町村区域とする。
注３：「市町村等をまとめた地域」は放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域（福知山市は単独）とする。

京都府予報警報区域細分図

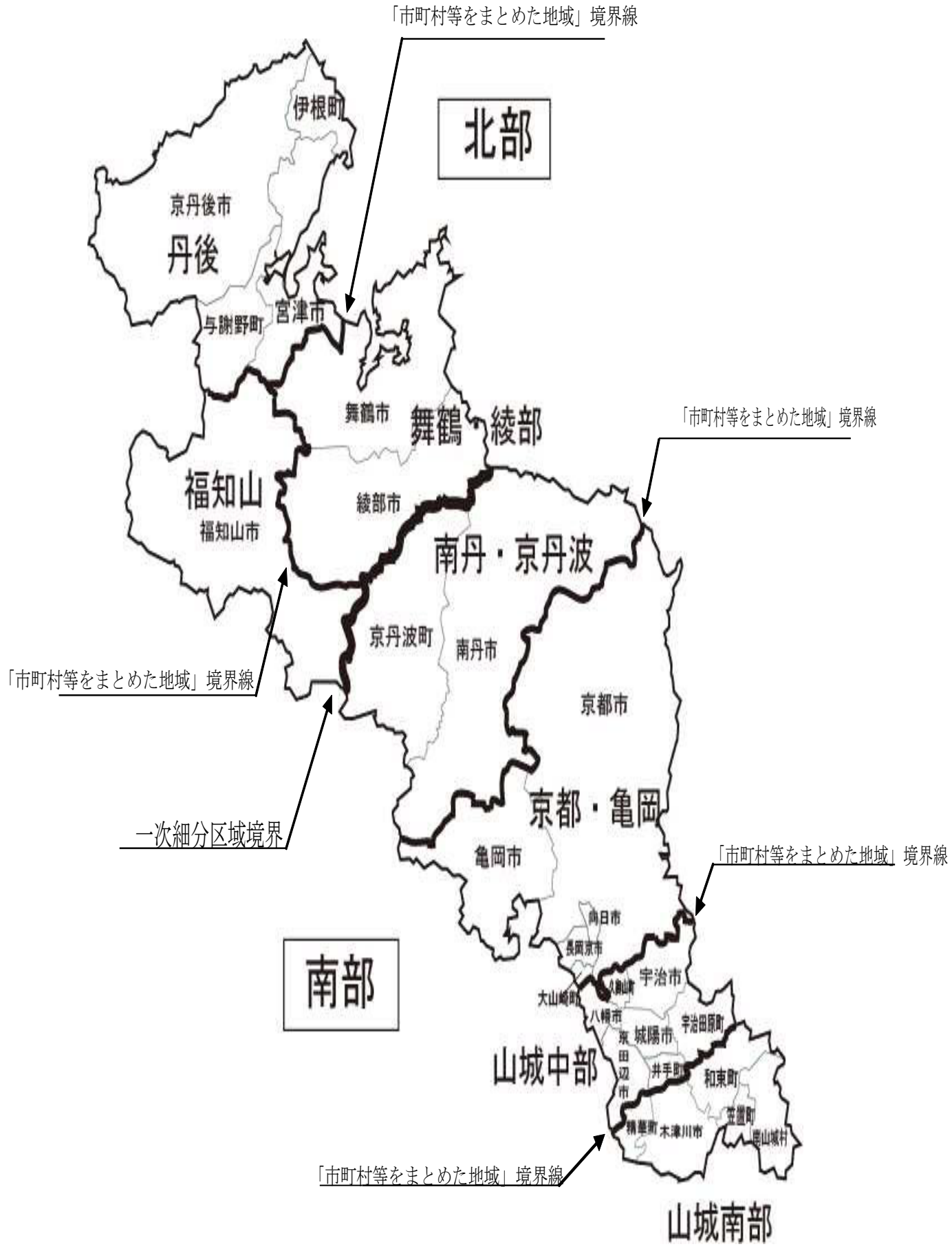

●気象等に関する特別警報の発表基準

特別警報基準表

<table>
<tr><td>現象の種類</td><td colspan="2">基準</td></tr>
<tr><td>大雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度
の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により
雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
</table>

（注）　発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

●気象等に関する特別警報の指標（発表条件）

○指数を用いた大雨特別警報（土砂災害、浸水害）の基準値

「大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値」、「大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる表面雨量指数の基準値」、「大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる流域雨量指数の基準値」参照

○台風等を要因とする指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

（注１）台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

（注２）温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

○大雪特別警報の50年に一度の積雪深の値

「「50年に一度の積雪深」の地点別一覧」参照

大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値

令和2年7月30日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	土壌雨量指数基準
京都・亀岡	京都市	291
	亀岡市	291
	向日市	297
	長岡京市	301
	大山崎町	301
南丹・京丹波	南丹市	291
	京丹波町	290
山城中部	宇治市	296
	城陽市	291
	八幡市	297
	京田辺市	292
	久御山町	－
	井手町	288
	宇治田原町	290
山城南部	木津川市	291
	笠置町	293
	和束町	293
	精華町	288
	南山城村	294
丹後	宮津市	292
	京丹後市	291
	伊根町	296
	与謝野町	292
舞鶴・綾部	舞鶴市	291
	綾部市	295
福知山	福知山市	294

※基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）を発表します。

雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧

令和4年3月24日現在

注1）R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数（Soil Water Index）。
注2）「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。
注3）大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。（ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。）
　　個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI
京都府	京都府	南部	京都・亀岡	京都市	444	150	252
京都府	京都府	南部	京都・亀岡	亀岡市	446	171	256
京都府	京都府	南部	京都・亀岡	向日市	401	141	240
京都府	京都府	南部	京都・亀岡	長岡京市	438	152	256
京都府	京都府	南部	京都・亀岡	大山崎町	451	155	263
京都府	京都府	南部	南丹・京丹波	南丹市	407	135	236
京都府	京都府	南部	南丹・京丹波	京丹波町	385	129	233
京都府	京都府	南部	山城中部	宇治市	388	136	232
京都府	京都府	南部	山城中部	城陽市	395	143	233
京都府	京都府	南部	山城中部	八幡市	450	157	263
京都府	京都府	南部	山城中部	京田辺市	389	137	233
京都府	京都府	南部	山城中部	久御山町	408	137	245
京都府	京都府	南部	山城中部	井手町	353	124	216
京都府	京都府	南部	山城中部	宇治田原町	355	130	217
京都府	京都府	南部	山城南部	木津川市	312	110	201
京都府	京都府	南部	山城南部	笠置町	301	102	197
京都府	京都府	南部	山城南部	和束町	311	105	199
京都府	京都府	南部	山城南部	精華町	349	118	218
京都府	京都府	南部	山城南部	南山城村	311	107	202
京都府	京都府	北部	丹後	宮津市	392	140	231
京都府	京都府	北部	丹後	京丹後市	349	127	211
京都府	京都府	北部	丹後	伊根町	366	140	220
京都府	京都府	北部	丹後	与謝野町	378	133	228
京都府	京都府	北部	舞鶴・綾部	舞鶴市	400	133	235
京都府	京都府	北部	舞鶴・綾部	綾部市	406	141	244
京都府	京都府	北部	福知山	福知山市	403	137	238

「50年に一度の積雪深」の地点別一覧

令和６年11月１日現在

注1）“※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“－”としてい
注2）データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“－”としている
注3）“＊”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う
注4）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。
注5）大雪特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。
　　個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
京都府	舞鶴	83	87
京都府	京都	19 *	41
京都府	峰山	124	110
京都府	美山	78	74

警報・注意報発表基準一覧表

（大阪管区気象台管内）　　令和6年5月23日現在

発表官署		京都地方気象台						
府県予報区		京都府						
一次細分区域		南部				北部		
市町村等をまとめた地域		京都・亀岡	南丹・京丹波	山城中部	山城南部	丹後	舞鶴・綾部	福知山
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合						
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合						
	暴風（平均風速）	20m/s				陸上 20m/s，海上 25m/s		20m/s
	暴風雪（平均風速）	20m/s 雪を伴う				陸上 20m/s，海上 25m/s 雪を伴う		20m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ45cm	12時間降雪の深さ45cm	12時間降雪の深さ15cm		平地 12時間降雪の深さ50cm 山地 12時間降雪の深さ50cm	平地 12時間降雪の深さ35cm 山地 12時間降雪の深さ45cm	
	波浪（有義波高）					6.0m		
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合						
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合						
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合						
	強風（平均風速）	12m/s				陸上 12m/s，海上 15m/s		12m/s
	風雪（平均風速）	12m/s 雪を伴う				陸上 12m/s，海上 15m/s 雪を伴う		12m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ5cm		平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ20cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ20cm	
	波浪（有義波高）					3.0m		
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合						
	雷	落雷等により被害が予想される場合						
	融雪							
	濃霧（視程）	100m				陸上 100m，海上 500m		100m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%				最小湿度40%で実効湿度70%		
	なだれ	①積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり最高気温8℃以上又はかなりの降雨[*1]				①積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり最高気温7℃以上又はかなりの降雨[*2]		
	低温	最低気温−4℃以下[*1]				最低気温−4℃以下[*2]		
	霜	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で 具体的には最低気温が3℃以下になると予想される場合				晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で 具体的には最低気温が4℃以下になると予想される場合		
	着氷							
	着雪	24時間降雪の深さ：平地30cm以上 山地60cm以上 気温：−2℃～2℃	24時間降雪の深さ：60cm以上 気温：−2℃～2℃	24時間降雪の深さ：30cm以上 気温：−2℃～2℃		24時間降雪の深さ：30cm以上 気温：0℃～3℃		
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		90mm						

[*1] 気温は京都地方気象台の値。

[*2] 気温は舞鶴特別地域気象観測所の値。

大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる表面雨量指数の基準値

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数
京都・亀岡	京都市	36
	亀岡市	33
	向日市	36
	長岡京市	35
	大山崎町	32
南丹・京丹波	南丹市	27
	京丹波町	32
山城中部	宇治市	28
	城陽市	50
	八幡市	35
	京田辺市	38
	久御山町	50
	井手町	50
	宇治田原町	50
山城南部	木津川市	27
	笠置町	27
	和束町	27
	精華町	35
	南山城村	27
丹後	宮津市	30
	京丹後市	20
	伊根町	26
	与謝野町	26
舞鶴・綾部	舞鶴市	30
	綾部市	30
福知山	福知山市	32

※基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（浸水害）を発表します。

大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる流域雨量指数の基準値

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数
京都・亀岡	京都市	小畑川流域=17.6，西羽束師川流域=13.9，西高瀬川流域=13.6，白川流域=11.3，岩倉川流域=13.0，鞍馬川流域=19.8，新川流域=6.0，天神川流域=18.8，御室川流域=11.6，有栖川流域=13.2，清滝川流域=19.4，桂川（上流）流域=36.7，弓削川流域=17.4，山科川流域=18.6，旧安祥寺川流域=11.3，安祥寺川流域=6.2
	亀岡市	東掛川流域=8.9，鵜の川流域=10.9，年谷川流域=12.4，雑水川流域=7.3，曽我谷川流域=12.2，七谷川流域=10.9，犬飼川流域=19.7，千々川流域=10.3，三俣川流域=14.9，本梅川流域=15.4
	向日市	小畑川流域=22.9，寺戸川流域=13.4
	長岡京市	小泉川流域=10.8，小畑川流域=23.6
	大山崎町	小泉川流域=11.6，小畑川流域=24.8
南丹・京丹波	南丹市	由良川流域=34.9，棚野川流域=26.3，原川流域=13.7，河内谷川流域=13.7，西川流域=17.3，東所川流域=6.8，三俣川流域=16.1，官山川流域=10.2，園部川流域=13.7，陣田川流域=7.6，半田川流域=11.5，本梅川流域=21.5，八田川流域=10.2，田原川流域=23.0，志和賀川流域=7.1，木住川流域=10.6，中世木川流域=8.3，海老谷川流域=8.2
	京丹波町	由良川流域=60.5，土師川流域=18.5，高屋川流域=26.3，上和知川流域=19.7，井尻川流域=9.8，質美川流域=12.4，実勢川流域=6.5，須知川流域=14.4，曽根川流域=8.8，水呑川流域=9.7，西河内川流域=10.2
山城中部	宇治市	井川流域=11.0，名木川流域=10.9，山科川流域=21.8，志津川流域=12.6，笠取川流域=9.1，弥陀次郎川流域=4.0，宇治川流域=84.4
	城陽市	古川流域=9.6，長谷川流域=8.0，青谷川流域=9.1
	八幡市	大谷川流域=16.1，防賀川流域=10.9
	京田辺市	防賀川流域=7.9，普賢寺川流域=11.3，手原川流域=9.2，天津神川流域=6.4，馬坂川流域=4.9
	久御山町	古川流域=16.6，名木川流域=11.6
	井手町	青谷川流域=9.4，南谷川流域=7.4，玉川流域=8.4，渋川流域=4.0
	宇治田原町	田原川流域=12.1
山城南部	木津川市	天神川流域=6.7，不動川流域=7.3，鳴子川流域=9.6，井関川流域=7.1，山田川流域=12.8，赤田川流域=8.4，新川流域=8.0，和束川流域=20.8
	笠置町	白砂川流域=22.6，打滝川流域=11.6，横川流域=8.8
	和束町	和束川流域=18.8，中村川流域=7.0，南川流域=5.2
	精華町	煤谷川流域=10.0，山田川流域=11.9
	南山城村	名張川流域=76.3

（別表1）大雨警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
京都・亀岡	京都市	15	121
	亀岡市	12	121
	向日市	18	127
	長岡京市	18	131
	大山崎町	16	131
南丹・京丹波	南丹市	14	121
	京丹波町	12	120
山城中部	宇治市	15	126
	城陽市	13	121
	八幡市	18	127
	京田辺市	17	122
	久御山町	17	―
	井手町	15	118
	宇治田原町	18	120
山城南部	木津川市	11	121
	笠置町	14	123
	和束町	14	123
	精華町	18	118
	南山城村	14	124
丹後	宮津市	13	122
	京丹後市	9	121
	伊根町	13	126
	与謝野町	10	122
舞鶴・綾部	舞鶴市	16	121
	綾部市	16	125
福知山	福知山市	16	124

注　大雨警報基準表の見方

(1)基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。

(2)表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(3)土壌雨量指数基準は、1km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

＜参考＞

表面雨量指数 ： 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数 ： 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

(別表2)洪水警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
京都・亀岡	京都市	小畑川流域=13.3，西羽束師川流域=10.5， 西高瀬川流域=9.1，白川流域=8.2， 岩倉川流域=9，鞍馬川流域=15， 新川流域=4.5，天神川流域=9.9， 御室川流域=8.8，有栖川流域=10， 清滝川流域=13.1，桂川(上流)流域=27.8， 弓削川流域=13.2，山科川流域=14.2， 旧安祥寺川流域=8.6，安祥寺川流域=6.6	桂川(下流)流域=(6，41.1)， 鴨川流域=(12，14.8)， 高野川流域=(14，16)， 小畑川流域=(6，12.9)， 西羽束師川流域=(6，9.5)， 西高瀬川流域=(6，8.1)， 白川流域=(6，8.1)， 岩倉川流域=(6，8.1)， 天神川流域=(6，8.8)， 御室川流域=(6，8.7)， 有栖川流域=(6，8.4)， 清滝川流域=(6，11.7)， 弓削川流域=(14，9.9)， 山科川流域=(12，10)， 旧安祥寺川流域=(6，7.8)， 安祥寺川流域=(12，5)	淀川水系　鴨川・高野川[荒神橋]， 宇治川[槇尾山]， 桂川下流[桂]， 木津川下流[加茂]
	亀岡市	東掛川流域=6.4，鵜の川流域=8.3， 年谷川流域=10，雑水川流域=4.9， 曽我谷川流域=9.3，七谷川流域=8.3， 犬飼川流域=12.2，千々川流域=6.2， 三俣川流域=11.3，本梅川流域=10.8	東掛川流域=(5，5.7)， 桂川流域=(9，39)， 鵜の川流域=(5，7.3)， 年谷川流域=(5，9.2)， 雑水川流域=(5，4.4)， 犬飼川流域=(5，10.9)， 千々川流域=(5，5.5)， 本梅川流域=(5，9.7)	淀川水系　桂川中流・園部川[鳥羽・保津橋・小山]
	向日市	小畑川流域=17.6，西羽束師川流域=10.2	―	桂川下流[桂]
	長岡京市	小泉川流域=8.2，小畑川流域=18.3	小畑川流域=(8，15.4)	桂川下流[桂]
	大山崎町	小泉川流域=9.1，小畑川流域=18.5	桂川流域=(6，59.7)， 小畑川流域=(8，15.6)	淀川[枚方]， 桂川下流[桂]
南丹・京丹波	南丹市	由良川流域=19.5，棚野川流域=17.9， 原川流域=8.8，河内谷川流域=10.4， 西川流域=13.1，東所川流域=5.2， 三俣川流域=12.2，官山川流域=7.7， 園部川流域=9.4，陣田川流域=5.8， 半田川流域=8.7，本梅川流域=15.5， 八田川流域=7.7，田原川流域=14.4， 志和賀川流域=5.1，木住川流域=6.9， 中世木川流域=6.3，海老谷川流域=6.2	由良川流域=(8，17.5)， 棚野川流域=(6，16.1)， 原川流域=(8，7.9)， 園部川流域=(7，8.1)， 本梅川流域=(6，13.8)， 田原川流域=(6，12.9)， 志和賀川流域=(6，4.5)， 木住川流域=(6，6.2)	淀川水系　桂川中流・園部川[鳥羽・保津橋・小山]
	京丹波町	由良川流域=42.3，土師川流域=12.9， 高屋川流域=17.5，上和知川流域=14.9， 井尻川流域=6.6，質美川流域=8， 実勢川流域=4.9，須知川流域=10.2， 曽根川流域=6，水呑川流域=7.4， 西河内川流域=7.3	由良川流域=(7，38)， 土師川流域=(5，11.6)， 高屋川流域=(11，15.7)， 井尻川流域=(7，5.9)， 質美川流域=(7，7.2)， 須知川流域=(5，9.1)， 曽根川流域=(5，5.4)， 西河内川流域=(5，6.5)	―
山城中部	宇治市	井川流域=6.3，名木川流域=7.3， 山科川流域=16.2，志津川流域=9.5， 笠取川流域=6.9，弥陀次郎川流域=4.4	宇治川流域=(10，38.1)， 井川流域=(8，6.3)， 名木川流域=(6，6.5)， 志津川流域=(6，8.5)， 笠取川流域=(6，6.2)， 弥陀次郎川流域=(6，3.8)	宇治川[槇尾山]， 木津川下流[加茂]
	城陽市	古川流域=8.6，長谷川流域=5.5， 青谷川流域=6.9	木津川流域=(8，56.2)， 古川流域=(8，5.2)	宇治川[槇尾山]， 木津川下流[加茂]
	八幡市	大谷川流域=12.2，防賀川流域=8.4	大谷川流域=(8，10.8)	淀川水系　鴨川・高野川[荒神橋]， 淀川[枚方]， 宇治川[槇尾山]， 桂川下流[桂]， 木津川下流[加茂]
	京田辺市	防賀川流域=6，普賢寺川流域=8.5， 手原川流域=7，天津神川流域=4.8， 馬坂川流域=3.7	―	木津川下流[加茂]
	久御山町	古川流域=12.9，名木川流域=7.8	―	淀川水系　鴨川・高野川[荒神橋]， 宇治川[槇尾山]， 桂川下流[桂]， 木津川下流[加茂]
	井手町	青谷川流域=7.1，南谷川流域=5.6， 玉川流域=6.4，渋川流域=2.9	―	木津川下流[加茂]
	宇治田原町	田原川流域=9.3	―	―
山城南部	木津川市	天神川流域=5.1，不動川流域=5.8， 鳴子川流域=7.5，井関川流域=5.4， 山田川流域=9.7，赤田川流域=6.5， 新川流域=6.1，和束川流域=15.7	井関川流域=(5，4.7)， 赤田川流域=(9，5.3)	木津川下流[加茂]
	笠置町	白砂川流域=17.1，打滝川流域=8.8， 横川流域=6.6	―	木津川上流[岩倉]， 木津川下流[加茂]
	和束町	和束川流域=14.3，中村川流域=5.3， 南川流域=4	和束川流域=(5，14.3)	木津川上流[岩倉]， 木津川下流[加茂]
	精華町	煤谷川流域=7.5，山田川流域=9	―	木津川下流[加茂]
	南山城村	名張川流域=57.8	―	木津川上流[岩倉]

(別表2)洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準[*1]	指定河川洪水予報による基準
丹後	宮津市	大雲川流域=7.4，大手川流域=13.9， 野田川流域=23.2，神子川流域=3.8	大手川流域=(5，11.1)， 神子川流域=(5，3.3)	由良川下流[福知山]
	京丹後市	吉野川流域=5.6，宇川流域=18， 竹野川流域=16.3，大橋川流域=3.9， 福田川流域=7.7，木津川流域=8.4， 佐濃谷川流域=9.3，川上谷川流域=10.2， 栃谷川流域=3.5，久美谷川流域=5.2， 吉永川流域=6.1，小西川流域=5.6， 鱒留川流域=11.6，新庄川流域=4.7， 俵野川流域=4.6，三原川流域=5.7， 長野川流域=5.2，円頓寺川流域=4.9， 大谷川流域=5	竹野川流域=(5，14.6)， 大橋川流域=(7，3.8)， 福田川流域=(5，6.2)， 木津川流域=(5，7.2)， 佐濃谷川流域=(5，8.3)， 川上谷川流域=(9，9)， 栃谷川流域=(5，3.4)， 久美谷川流域=(7，4.6)， 小西川流域=(5，5)， 鱒留川流域=(5，10.4)， 新庄川流域=(7，3.9)， 俵野川流域=(5，4.1)， 大谷川流域=(5，4.5)	ー
	伊根町	筒川流域=14，長延川流域=8.3， 田原川流域=5.9	筒川流域=(5，12.6)	ー
	与謝野町	野田川流域=17.4，香河川流域=6.7， 岩屋川流域=6.1，加悦奥川流域=6.2， 滝川流域=8.1，奥山川流域=3.9	野田川流域=(5，13.8)， 加悦奥川流域=(5，5.5)， 奥山川流域=(5，3.5)	ー
舞鶴・綾部	舞鶴市	八戸地川流域=5.2，久田美川流域=6.9， 岡田川流域=8.5，桧川流域=10.8， 平川流域=4.9，滝川流域=5.9， 宇谷川流域=4.2，米田川流域=4.2， 池内川流域=13.5，河辺川流域=8.7， 志楽川流域=7.2，祖母谷川流域=7.7， 与保呂川流域=9.8，伊佐津川流域=18， 高野川流域=5.9，福井川流域=4.8， 野原川流域=7	由良川流域=(6，38.4)， 岡田川流域=(6，7.6)， 桧川流域=(6，9.7)， 宇谷川流域=(6，3.6)， 米田川流域=(6，3.7)， 志楽川流域=(6，6.4)， 祖母谷川流域=(14，5.7)， 与保呂川流域=(6，9.5)， 伊佐津川流域=(12，16)， 高野川流域=(12，4.8)， 福井川流域=(6，4)	由良川下流[福知山]
	綾部市	犀川流域=14.5，安場川流域=7.8， 八田川流域=11.4，上林川流域=21.2， 畑口川流域=9.7	由良川流域=(9，37.9)， 犀川流域=(13，12)， 八田川流域=(5，9.8)， 上林川流域=(5，21.1)	由良川中流[綾部]
福知山	福知山市	宮川流域=11.9，尾藤川流域=6.8， 在田川流域=6，花倉川流域=7.8， 大呂川流域=6.2，牧川流域=24.1， 和久川流域=11.1，土師川流域=23.7， 大谷川流域=5.7，相長川流域=5.9， 雲原川流域=10.9，佐々木川流域=10.3， 畑川流域=9.6，千原川流域=6.8， 直見川流域=8.5，弘法川流域=4.2， 竹田川流域=26，川合川流域=13.2， 榎原川流域=7.1，田中川流域=3.4	由良川流域=(7，47.8)， 宮川流域=(5，11.8)， 尾藤川流域=(5，4.8)， 在田川流域=(5，4.7)， 大呂川流域=(5，5.5)， 牧川流域=(7，17.8)， 和久川流域=(11，9.1)， 土師川流域=(11，20.6)， 大谷川流域=(5，4.6)， 相長川流域=(5，4.9)， 雲原川流域=(5，9.8)， 弘法川流域=(5，3.7)， 榎原川流域=(5，6.7)， 田中川流域=(5，2.8)	由良川下流[福知山]， 由良川中流[綾部]

[*1] (表面雨量指数，流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

（別表3）大雨注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
京都・亀岡	京都市	10	91
	亀岡市	7	91
	向日市	10	97
	長岡京市	11	100
	大山崎町	8	100
南丹・京丹波	南丹市	8	85
	京丹波町	7	84
山城中部	宇治市	8	98
	城陽市	10	94
	八幡市	11	99
	京田辺市	11	95
	久御山町	11	102
	井手町	11	92
	宇治田原町	9	93
山城南部	木津川市	6	94
	笠置町	8	95
	和束町	7	95
	精華町	9	92
	南山城村	6	96
丹後	宮津市	6	86
	京丹後市	6	86
	伊根町	6	89
	与謝野町	6	86
舞鶴・綾部	舞鶴市	8	86
	綾部市	7	88
福知山	福知山市	7	87

注　大雨注意報基準表の見方

(1)基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。

(2)表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(3)土壌雨量指数基準は、1km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

＜参考＞

表面雨量指数 ： 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数 ： 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

（別表4）洪水注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
京都・亀岡	京都市	小畑川流域=8.3，西羽束師川流域=8.4， 西高瀬川流域=7.2，白川流域=6.5， 岩倉川流域=7.2，鞍馬川流域=12， 新川流域=3.7，天神川流域=7.9， 御室川流域=7，有栖川流域=8， 清滝川流域=10.4，桂川（上流）流域=22.2， 弓削川流域=10.5，山科川流域=11.3， 旧安祥寺川流域=6.8，安祥寺川流域=5.2	桂川（下流）流域=（6，29.2）， 鴨川流域=（5，13.3）， 高野川流域=（5，14.4）， 小畑川流域=（5，8.3）， 西羽束師川流域=（5，8.4）， 西高瀬川流域=（5，7.2）， 白川流域=（5，6.5）， 岩倉川流域=（5，7.2）， 鞍馬川流域=（5，12）， 新川流域=（5，3.6）， 天神川流域=（5，7.9）， 御室川流域=（5，6.3）， 有栖川流域=（5，7.6）， 清滝川流域=（6，8.3）， 桂川（上流）流域=（5，22.2）， 弓削川流域=（5，8.9）， 山科川流域=（8，7）， 旧安祥寺川流域=（5，6.8）， 安祥寺川流域=（5，4.5）	淀川水系　鴨川・高野川[荒神橋]， 宇治川[槇尾山]， 桂川下流[桂]， 木津川下流[加茂]
	亀岡市	東掛川流域=5.1，鵜の川流域=6.6， 年谷川流域=6.8，雑水川流域=3.9， 曽我谷川流域=7.4，七谷川流域=6.6， 犬飼川流域=9.7，千々川流域=4.9， 三俣川流域=9，本梅川流域=8.6	東掛川流域=（5，5.1）， 桂川流域=（6，25.2）， 鵜の川流域=（5，6.6）， 年谷川流域=（5，6.8）， 雑水川流域=（5，3.9）， 曽我谷川流域=（5，7.4）， 七谷川流域=（5，5）， 犬飼川流域=（5，9.7）， 千々川流域=（5，4.9）， 本梅川流域=（5，8.6）	淀川水系　桂川中流・園部川[鳥羽・保津橋・小山]
	向日市	小畑川流域=14，西羽束師川流域=7.5	小畑川流域=（5，14）， 西羽束師川流域=（5，6.6）	ー
	長岡京市	小泉川流域=6.5，小畑川流域=14.6	小畑川流域=（8，9）	ー
	大山崎町	小泉川流域=7.2，小畑川流域=14.8	桂川流域=（6，42.5）， 小畑川流域=（8，9.1）	桂川下流[桂]
南丹・京丹波	南丹市	由良川流域=15.6，棚野川流域=14.3， 原川流域=7，河内谷川流域=8.3， 西川流域=10.4，東所川流域=4.2， 三俣川流域=9.7，官山川流域=6.1， 園部川流域=7.5，陣田川流域=4.6， 半田川流域=6.9，本梅川流域=12.4， 八田川流域=6.1，田原川流域=11.5， 志和賀川流域=4.1，木住川流域=5.5， 中世木川流域=4.6，海老谷川流域=4.9	桂川流域=（6，30.1）， 由良川流域=（6，12.5）， 棚野川流域=（6，11.4）， 原川流域=（7，7）， 河内谷川流域=（6，6.6）， 西川流域=（5，10.4）， 東所川流域=（5，4.1）， 官山川流域=（5，3.6）， 園部川流域=（5，7.3）， 陣田川流域=（5，4.6）， 半田川流域=（5，6.6）， 本梅川流域=（6，9.9）， 八田川流域=（5，6.1）， 田原川流域=（6，11.5）， 志和賀川流域=（6，3.2）， 木住川流域=（6，5.5）， 中世木川流域=（7，4.6）， 海老谷川流域=（7，4.9）	淀川水系　桂川中流・園部川[鳥羽・保津橋・小山]
	京丹波町	由良川流域=33.8，土師川流域=10.3， 高屋川流域=14，上和知川流域=11.9， 井尻川流域=5.2，質美川流域=6.4， 実勢川流域=3.9，須知川流域=8.1， 曽根川流域=4.8，水呑川流域=5.9， 西河内川流域=5.8	由良川流域=（5，32.8）， 土師川流域=（5，10.3）， 高屋川流域=（6，11.2）， 上和知川流域=（5，11.9）， 井尻川流域=（7，4.2）， 質美川流域=（7，5.1）， 実勢川流域=（5，3.9）， 須知川流域=（5，8.1）， 曽根川流域=（5，4.8）， 水呑川流域=（5，5.6）， 西河内川流域=（5，4.6）	ー
山城中部	宇治市	井川流域=4.9，名木川流域=5.8， 山科川流域=12.9，志津川流域=7.6， 笠取川流域=5.5，弥陀次郎川流域=3.5	宇治川流域=（7，34.3）， 井川流域=（5，4.5）， 名木川流域=（5，5.8）， 山科川流域=（6，10.3）， 志津川流域=（5，7.6）， 笠取川流域=（6，4.4）， 弥陀次郎川流域=（5，3.4）	宇治川[槇尾山]
	城陽市	古川流域=6.8，長谷川流域=4.4， 青谷川流域=5.5	木津川流域=（7，50.6）， 古川流域=（5，4.7）	木津川下流[加茂]
	八幡市	大谷川流域=9.7，防賀川流域=6.7	大谷川流域=（5，9.7）， 木津川流域=（5，66.7）， 防賀川流域=（5，6.7）	宇治川[槇尾山]， 桂川下流[桂]， 木津川下流[加茂]
	京田辺市	防賀川流域=4.8，普賢寺川流域=6.8， 手原川流域=5.6，天津神川流域=3.9， 馬坂川流域=3	防賀川流域=（5，3.5）	木津川下流[加茂]
	久御山町	古川流域=10.3，名木川流域=6.2	ー	宇治川[槇尾山]， 木津川下流[加茂]
	井手町	青谷川流域=5.6，南谷川流域=4.4， 玉川流域=5.1，渋川流域=2.2	ー	木津川下流[加茂]
	宇治田原町	田原川流域=7.4	ー	ー

（別表4）洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
山城南部	木津川市	天神川流域=4.1，不動川流域=4.6， 鳴子川流域=6，井関川流域=4.3， 山田川流域=7.7，赤田川流域=5.2， 新川流域=4.8，和束川流域=12.5	木津川流域=(5，37.9)， 天神川流域=(5，3.8)， 井関川流域=(5，4.2)， 山田川流域=(5，7.7)， 赤田川流域=(5，4.8)	木津川下流[加茂]
	笠置町	白砂川流域=13.6，打滝川流域=7， 横川流域=5.2	―	木津川上流[岩倉]
	和束町	和束川流域=11.4，中村川流域=4.2， 南川流域=3.3	和束川流域=(5，9.1)	木津川下流[加茂]
	精華町	煤谷川流域=6，山田川流域=7.2	煤谷川流域=(7，4.8)	木津川下流[加茂]
	南山城村	名張川流域=46.2	―	木津川上流[岩倉]
丹後	宮津市	大雲川流域=5.9，大手川流域=11.1， 野田川流域=18.5，神子川流域=3	由良川流域=(5，49)， 大雲川流域=(5，5.9)， 大手川流域=(5，9.9)， 神子川流域=(5，2.8)	由良川下流[福知山]
	京丹後市	吉野川流域=4.4，宇川流域=14.4， 竹野川流域=13，大橋川流域=3.1， 福田川流域=5.8，木津川流域=6.7， 佐濃谷川流域=7.4，川上谷川流域=8.1， 栃谷川流域=2.7，久美谷川流域=4.2， 吉永川流域=4.8，小西川流域=4.4， 鱒留川流域=9.2，新庄川流域=3.8， 俵野川流域=3.7，三原川流域=4.6， 長野川流域=4.2，円頓寺川流域=3.9， 大谷川流域=4	吉野川流域=(5，3.5)， 宇川流域=(5，11.5)， 竹野川流域=(5，13)， 大橋川流域=(5，2.5)， 福田川流域=(5，5.6)， 木津川流域=(5，6)， 佐濃谷川流域=(5，5.9)， 川上谷川流域=(5，6.5)， 栃谷川流域=(5，2.2)， 久美谷川流域=(5，3.3)， 吉永川流域=(5，3.8)， 小西川流域=(5，3.5)， 鱒留川流域=(5，7.4)， 新庄川流域=(5，3.5)， 俵野川流域=(5，2.9)， 三原川流域=(5，3.6)， 長野川流域=(5，4.1)， 円頓寺川流域=(5，3.9)， 大谷川流域=(5，3.2)	―
	伊根町	筒川流域=9.7，長延川流域=6， 田原川流域=4.7	筒川流域=(5，9.7)， 長延川流域=(5，6)， 田原川流域=(5，4.5)	―
	与謝野町	野田川流域=13.9，香河川流域=5.3， 岩屋川流域=4.8，加悦奥川流域=4.9， 滝川流域=6.4，奥山川流域=3.1	野田川流域=(5，12.4)， 香河川流域=(5，4.2)， 岩屋川流域=(5，4.8)， 加悦奥川流域=(5，4.9)， 滝川流域=(5，6.4)， 奥山川流域=(5，2.5)	―
舞鶴・綾部	舞鶴市	八戸地川流域=4.2，久田美川流域=5.5， 岡田川流域=6.8，桧川流域=8.6， 平川流域=3.8，滝川流域=4.7， 宇谷川流域=3.3，米田川流域=3.3， 池内川流域=10.8，河辺川流域=6.9， 志楽川流域=5.7，祖母谷川流域=6.1， 与保呂川流域=7.8，伊佐津川流域=14.4， 高野川流域=4.7，福井川流域=3.9， 野原川流域=5.6	由良川流域=(5，24.2)， 八戸地川流域=(7，4.1)， 久田美川流域=(6，4.4)， 岡田川流域=(5，6.5)， 桧川流域=(5，8.6)， 平川流域=(5，3.8)， 滝川流域=(6，3.8)， 宇谷川流域=(6，2.6)， 米田川流域=(5，3.2)， 池内川流域=(5，10.8)， 河辺川流域=(5，4.8)， 志楽川流域=(6，4.6)， 祖母谷川流域=(5，5.1)， 与保呂川流域=(5，7.8)， 伊佐津川流域=(6，11.5)， 高野川流域=(7，4.2)， 福井川流域=(5，3.6)， 野原川流域=(6，4.5)	由良川下流[福知山]
	綾部市	犀川流域=10.8，安場川流域=6.2， 八田川流域=8.6，上林川流域=16.9， 畑口川流域=7.7	由良川流域=(6，27)， 犀川流域=(5，10.4)， 安場川流域=(5，5.6)， 八田川流域=(5，8.6)， 上林川流域=(5，16.9)， 畑口川流域=(5，7.7)	由良川中流[綾部]
福知山	福知山市	宮川流域=9.5，尾藤川流域=5.4， 在田川流域=4.8，花倉川流域=6.2， 大呂川流域=4.9，牧川流域=19.2， 和久川流域=8.8，土師川流域=18.9， 大谷川流域=4.6，相長川流域=4.7， 雲原川流域=8.7，佐々木川流域=8.2， 畑川流域=7.6，千原川流域=5.4， 直見川流域=6.8，弘法川流域=3.4， 竹田川流域=20.8，川合川流域=10.5， 榎原川流域=5.6，田中川流域=2.6	由良川流域=(6，20.8)， 宮川流域=(5，9.5)， 尾藤川流域=(5，4.3)， 在田川流域=(5，4.2)， 大呂川流域=(5，3.9)， 牧川流域=(5，16)， 和久川流域=(5，8.2)， 土師川流域=(6，15.1)， 大谷川流域=(5，4.1)， 相長川流域=(5，3.8)， 雲原川流域=(5，8.7)， 佐々木川流域=(5，8.2)， 畑川流域=(5，7.6)， 千原川流域=(5，5.4)， 直見川流域=(5，6.8)， 弘法川流域=(5，2.6)， 川合川流域=(5，10.5)， 榎原川流域=(5，5.6)， 田中川流域=(5，2)	由良川下流[福知山]， 由良川中流[綾部]

*1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（別表5）高潮警報・注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
京都・亀岡	京都市	ー	ー
	亀岡市	ー	ー
	向日市	ー	ー
	長岡京市	ー	ー
	大山崎町	ー	ー
南丹・京丹波	南丹市	ー	ー
	京丹波町	ー	ー
山城中部	宇治市	ー	ー
	城陽市	ー	ー
	八幡市	ー	ー
	京田辺市	ー	ー
	久御山町	ー	ー
	井手町	ー	ー
	宇治田原町	ー	ー
山城南部	木津川市	ー	ー
	笠置町	ー	ー
	和束町	ー	ー
	精華町	ー	ー
	南山城村	ー	ー
丹後	宮津市	1.0m	0.7m
	京丹後市	1.1m	0.8m
	伊根町	1.1m	0.8m
	与謝野町	1.0m	0.7m
舞鶴・綾部	舞鶴市	1.0m	0.7m
	綾部市	ー	ー
福知山	福知山市	ー	ー

注　高潮警報・注意報基準表の見方

(1)基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。

(2)高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いる。

(3)基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。

（3）京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）一覧表

令和５（2023）年５月 17 日現在

観測所名	読み仮名	観測種目						所在地	緯度	経度	標高
		気温	湿度	降水量	風向・風速	日照時間	積雪の深さ				
間人	たいざ	○	○	○	○	▲		京丹後市丹後町間人小字新ヶ皿	35° 44.2′	135° 05.2′	42m
峰山	みねやま			○			○	京丹後市峰山町荒山	35° 37.1′	135° 04.3′	23m
宮津	みやづ	○	○	○	○	▲		宮津市字上司	35° 33.0′	135° 14.1′	2m
坂浦	さかうら			○				福知山市下野条	35° 25.1′	135° 05.2′	223m
舞鶴	まいづる	○	○	○	○	○	○	舞鶴市字下福井 舞鶴特別地域気象観測所	35° 27.0′	135° 19.0′	2m
睦寄	むつより			○				綾部市睦寄町狸岩	35° 22.9′	135° 27.2′	175m
福知山	ふくちやま	○	○	○	○	▲		福知山市字荒河	35° 18.7′	135° 06.8′	17m
三和	みわ			○				福知山市三和町千束	35° 13.0′	135° 13.9′	105m
綾部山家	あやべやまが			○				綾部市東山町山家	35° 17.8′	135° 18.9′	87m
本庄	ほんじょう			○				船井郡京丹波町本庄西畑	35° 15.6′	135° 23.7′	95m
美山	みやま	○	○	○	○	▲	○	南丹市美山町静原桧野	35° 16.5′	135° 33.0′	200m
須知	しゅうち			○				船井郡京丹波町富田蒲生野	35° 10.6′	135° 25.2′	150m
園部	そのべ	○	○	○	○	▲		南丹市園部町黒田	35° 06.5′	135° 27.3′	134m
京北	けいほく			○				京都市右京区京北比賀江町院谷	35° 10.9′	135° 39.7′	260m
京都	きょうと	○	○	○		○	○	京都市中京区西ノ京笠殿町 京都地方気象台	35° 00.8′	135° 43.9′	41m
					○			京都市中京区西ノ京船塚町	35° 00.7′	135° 44.1′	36m
長岡京	ながおかきょう			○				長岡京市光風台	34° 55.8′	135° 40.7′	71m
京田辺	きょうたなべ	○	○	○	○	▲		京田辺市薪西浜	34° 49.8′	135° 45.6′	20m

観測種目の記号説明

○	気象観測測器による観測値
▲	気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布（日照時間）」から得る推計値

京都地方気象台管理地域気象観測所（アメダス）配置図

シンボル	観測所の種類	観測要素
■	気象台	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧
■	測候所・特別地域気象観測所	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧
▪	地域気象観測所（アメダス）	降水量
▫	地域気象観測所（アメダス）	降水量・積雪深
▫	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）・湿度
▫	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）・積雪深・湿度

●注意報・警報発表例　（例文１）

令和○○年○○月○○日○○時○○分　京都地方気象台発表
((京都府では、○○日夜のはじめ頃から○○日夜遅くまで土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水、暴風に警戒しください。))

京都市　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風　[注意報]雷
福知山市　[警報]大雨（土砂災害、浸水害）　[注意報]大雨，雷，強風，洪水
舞鶴市　[警報]大雨（浸水害）　[注意報]雷，強風，波浪，洪水
綾部市　[警報]大雨（浸水害）　[注意報]雷，強風，洪水
宇治市　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風　[注意報]雷
宮津市　[警報]大雨（浸水害）　[注意報]雷，強風，波浪，洪水
亀岡市　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風[注意報]雷
城陽市　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風[注意報]雷
向日市　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風[注意報]雷
長岡京市　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風　[注意報]雷
八幡市　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風　[注意報]雷
京田辺市　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風　[注意報]雷
京丹後市　[警報]大雨（浸水害）　[注意報]雷，強風，波浪，洪水
南丹市　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風　[注意報]雷
木津川市　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風　[注意報]雷
大山崎町　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風　[注意報]雷
久御山町　[警報]大雨（浸水害），洪水，暴風　[注意報]雷
井手町　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風　[注意報]雷
宇治田原町　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風　[注意報]雷
笠置町　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風　[注意報]雷
和束町　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風　[注意報]雷
精華町　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風　[注意報]雷
南山城村　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風　[注意報]雷
京丹波町　[警報]大雨（土砂災害、浸水害），洪水，暴風　[注意報]雷
伊根町　[警報]大雨（浸水害）　[注意報]雷，強風，波浪，洪水
与謝野町　[警報]大雨（浸水害）　[注意報]雷，強風，洪水＝

●台風情報発表例　（例文２）

令和○○年　台風第○○号に関する京都府気象情報　第○号
令和○○年○○月○○日○○時○○分　京都地方気象台発表

（見出し）
　非常に強い台風第○○号は、西日本の南海上を速度を上げながら北東に進み、京都府には○○日夕方に最も接近する見込みです。暴風に警戒してください。

（本文）
　非常に強い台風第○○号は、○○日○○時には与論島付近にあって、１時間におよそ３０キロの速さで北東へ進んでいます。中心の気圧は９３５ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は４５メートル、最大瞬間風速は６５メートルで、中心の南東側２２０キロ以内と北西側１９０キロ以内では風速２５メートル以上の暴風となっています。
　台風は、西日本の南海上を速度を上げながら北東に進み、京都府には○○日夕方に最も接近する見込みです。台風の北上に伴い、京都府には暖かく湿った空気が流れ込むため、大気の状態が非常に不安定となるでしょう。

［雨の予想］
　京都府では、台風の接近に伴い○○日昼過ぎから夜遅くにかけて、雷を伴い激しい雨の降るおそれがあります。
　○○日に予想される１時間降水量は、いずれも多い所で、
　　北部　　４０ミリ
　　南部　　４０ミリ
　○○日○○時から○○日○○時までに予想される２４時間降水量は、いずれも多い所で、
　　北部　　１００ミリ
　　南部　　１２０ミリ
　○○日○○時から○○日○○時までに予想される２４時間降水量は、いずれも多い所で、
　　北部　　１００ミリ
　　南部　　１００ミリ

［風の予想］
　京都府では台風の接近に伴い風が強まり、○○日夕方から夜のはじめ頃にかけて、南部を中心に北よりの風が非常に強く吹く見込みです。
　○○日に予想される最大風速(最大瞬間風速)
　　北部陸上　１５メートル(３０メートル)
　　北部海上　１８メートル(３０メートル)
　　南部陸上　２０メートル(３５メートル)

［波の予想］
　○○日に予想される波の高さ
　　北部　３メートル

［高潮の予想］
　北部の海岸や河口付近の低地では、○○日は高潮のおそれがあります。

［防災事項］
　暴風に警戒してください。
　低い土地の浸水、土砂災害、河川の増水、高波、高潮に注意してください。
　竜巻などの激しい突風や落雷にも注意してください。
　発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど安全確保に努めてください。

［補足事項］
　最新の台風情報や、今後発表する防災気象情報に留意してください。
　次の「令和○○年　台風第○○号に関する京都府気象情報」は○○日○○時頃に発表する予定です。

● 大雨（竜巻などの激しい突風）情報発表例（例文３）

大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報　第○号
令和○○年○○月○○日○○時○○分京都地方気象台発表

（見出し）
　北部では○○日昼過ぎにかけて、南部では○○日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけて大雨となる見込みです。低い土地の浸水、土砂災害、河川の増水に注意してください。また、○○日夜遅くにかけて、竜巻などの激しい突風や落雷にも注意してください。

（本文）
　日本海にある梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んでおり、京都府では大気の状態が非常に不安定となっています。梅雨前線は、○○日にかけて京都府をゆっくりと南下する見込みです。

［雨の実況］
　降り始め（○○日○○時○○分）から○○日○○時○○分までの降水量（アメダスによる速報値）
　　南丹市美山　　○○．○ミリ
　　京丹波町本庄　○○．○ミリ
　　京丹波町須知　○○．○ミリ
　　南丹市園部　　○○．○ミリ
　　京都市京北　　○○．○ミリ

［雨の予想］
　北部では○○日昼過ぎにかけて、南部では○○日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけて、局地的に雷を伴った激しい雨が降るおそれがあります。
　○○日に予想される１時間降水量は、いずれも多い所で、
　　北部　　４０ミリ
　　南部　　４０ミリ
　○○日○○時から○○日○○時までに予想される２４時間降水量は、いずれも多い所で、
　　北部　　８０ミリ
　　南部　１００ミリ

［防災事項］
　低い土地の浸水、土砂災害、河川の増水に注意してください。
　竜巻などの激しい突風や落雷にも注意してください。
　発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

［補足事項］
　今後発表する防災気象情報に留意してください。
　次の「大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報」は、○○日○○時頃に発表する予定です。

●記録的短時間大雨情報発表例（例文４）

京都府記録的短時間大雨情報　第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分　気象庁発表

〇〇時〇〇分京都府で記録的短時間大雨
舞鶴市西部付近で１２０ミリ以上
上京区付近で約９０ミリ
＝

●土砂災害警戒情報発表例（例文５）

京都府土砂災害警戒情報　第×号

令和△△年□□月□□日　□時□分
京都府　京都地方気象台　共同発表

【警戒対象地域】
京都市伏見区 京都市山科区 京都市西京区 福知山市旧福知山市域* 福知山市夜久野町*
宇治市 亀岡市 南丹市八木町

【警戒解除地域】
京都市北区 京都市左京区 京都市右京区 南丹市美山町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
＜概況＞
大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
＜とるべき措置＞
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】。土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市町村から発表される情報に注意してください。

【補足情報】
危険度が高まっている区域は、京都府や気象庁のホームページ等でも確認できます。
京都府「京都府土砂災害警戒情報システム」内の「土砂災害危険度情報」
気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」

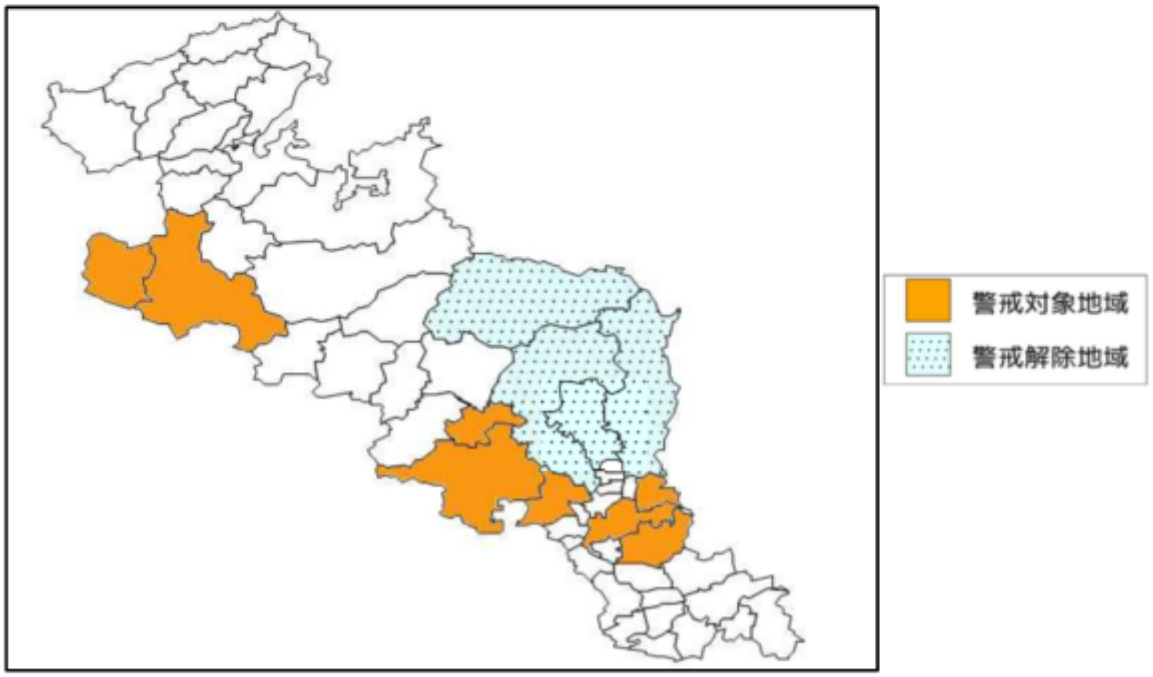

問い合わせ先
075-414-5318（京都府建設交通部砂防課）
075-841-3008（京都地方気象台）

●竜巻注意情報発表例　（例文６）

京都府竜巻注意情報　第○号
令和○○年○○月○○日○○時○○分　気象庁発表

京都府南部、北部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、○○日○○時○○分まで有効です。

第４　指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報

１　国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報

洪水によって国民の経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について気象庁の機関と国土交通省の機関が共同して洪水注意報、警報を発表し一般住民に周知する。（水防法第10条第２項及び気象業務法第14条の２第２項）

(1)　対象河川、区域等（京都府関係）

河川名	区　　域	水　位 観測所	洪水予報 発 表 者
淀川幹川 宇 治 川	左岸　宇治市宇治塔之川36番の２地先 右岸　宇治市宇治紅斉25番の８地先 から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで	槙尾山	近畿地方整備局 淀川ダム統合 管理事務所長
淀川幹川 淀　　川	左岸 右岸 桂川、宇治川、木津川三川の合流点から海まで	枚方	大阪管区 気象台長
淀川支川 木 津 川 下　　流	左岸　木津川市加茂町山田野田３ 右岸　相楽郡和束町大字木屋字桶渕22－２ から幹川合流点まで	加茂	
淀川支川 木 津 川 上　　流	左岸　相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町笠置字野田坂１まで 右岸　相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字切山小字宮毛田まで	岩倉	
淀川支川 桂　　川 下　　流	左岸　京都市右京区嵯峨亀ノ尾町無番地 右岸　京都市西京区嵐山元録山町国有林38林班ル小班地先 から幹川合流点まで	桂	
由 良 川 下　　流	由良川 左岸　福知山市前田地先 右岸　福知山市猪崎地先 から海まで	福知山	近畿地方整備局 福知山河川国道 事務所長
	土師川 左岸　福知山市字堀地先 右岸　福知山市字土師地先 から由良川への合流点まで		京都地方 気象台長
由 良 川 中　　流	左岸　綾部市野田町西ノ谷105番地先から福知山市前田地先まで 右岸　綾部市味方町鷲谷６番地先から福知山市猪崎地先まで	綾部	

洪水予報基準点（京都府関連）

水 系 名	河　川　名	基準点	氾濫注意 水位	避 難 判 断 水位	氾 濫 危 険 水位	計画高水位
淀　　川	宇　治　川	槙尾山	３．００	３．５０	３．６０	—
	淀　　川	枚　方	４．５０	５．４０	５．５０	６．３６
	桂 川 下流	桂	３．８０	３．９０	４．００	５．０６
	木津川下流	加　茂	４．５０	５．９０	６．００	９．０１
	木津川上流	岩　倉	６．００	６．７０	７．７０	１０．５０
由 良 川	由　良　川	綾　部	３．５０	５．００	６．００	８．１２
	由良川・土師川	福知山	４．００	５．００	５．９０	７．７４

注１　氾濫危険水位(特別警戒水位)とは、基準点が受け持つ予報区域において洪水により堤防の決壊等の災害が起こる（無堤部は浸水被害が発生する）おそれがある水位

２　水位については、必要に応じて見直す場合がある。

(2)　連絡系統

伝達手段及び経路を「淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川）洪水予報の連絡系統」及

び「由良川幹川洪水予報の連絡系統」に示す。

2　国土交通省が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した河川について水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与える。（水防法第16条第１項）

(1)　対象河川、区域等（京都府関係）

河川名	区域	名称	対象水位観測所				水防警報発表者
			地名	位置	氾濫注意水位	計画高水位	
淀川 幹川	左岸　宇治市宇治 金井戸16－5 右岸　宇治市槇島町 槇尾山１－２ から大阪府境まで	向島	京都市 伏見区 向島橋詰町	河口より 44.90km	m 2.00	m 4.11	近畿地方整備局淀川河川事務所長
	左岸　京都府界から 海まで 右岸　京都府界から 海まで	枚方	大阪府 枚方市 桜町３－32	河口より 25.90km	4.50	6.36	
淀川支川 木津川	左岸　相楽郡笠置町大字 笠置小字浜38 右岸　相楽郡笠置町大字 笠置小字西通74-1 から幹川合流点まで	加茂	木津川市 加茂町 北船屋	幹川合流点より 28.60km	4.50	9.01	近畿地方整備局淀川河川事務所長
	左右岸　相楽郡南山城村 地内（三重県境） から笠置大橋まで	岩倉	三重県 伊賀市 岩倉	幹川合流点より 57.40km	6.00	10.50	近畿地方整備局木津川上流河川事務所長
淀川支川 桂川	左岸　京都市右京区嵯峨 亀の尾町 右岸　京都市西京区嵐山 元録山町国有林 38 林班ル小班地先 から幹川合流点まで	桂	京都市 西京区 桂浅原町	河口より 50.40km	3.80	5.06	近畿地方整備局淀川河川事務所長
由良川 幹川	左岸　綾部市野田町西ノ 谷105番地先 右岸　綾部市味方町鷲谷 ６番地先 から海まで	福知山	福知山市 寺町	河口より 36.60km	4.00	7.74	近畿地方整備局福知山河川国道事務所長
		綾部	綾部市 味方町	河口より 51.90km	3.50	8.12	
由良川 支川 土師川	左岸　福知山市字堀地先 右岸　福知山市字土師地 先 から幹川合流点まで	福知山	福知山市字 寺町	河口より 36.60km	4.00	7.74	

(2)　連絡系統

伝達手段及び経路を「淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川・淀川小支川名張川）水防警報の連絡系統」及び「由良川幹川水防警報の連絡系統」に示す。

3　京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報

第１項に掲げた河川以外で、洪水によって相当な損害を生ずるおそれのある河川について、京都府と気象庁は共同して洪水予報を行う。（水防法第11条第１項）

(1)　実施区域等

河川名	区域		水位観測所	洪水予報発表者	指定年月日
鴨川・高野川	鴨川	左岸：京都市北区上賀茂北ノ原町1番6 右岸：京都市北区西賀茂上庄田町16番6 から桂川合流点まで	荒神橋	京都土木事務所長 京都地方気象台長	平16.6.1
	高野川	左岸：京都市左京区上高野奥小森町21番1 右岸：京都市左京区八瀬野瀬町64 から鴨川合流点まで			
桂川中流・園部川	桂川	左岸：南丹市日吉町中大向9番1地先から 亀岡市保津町立岩1番地2地先まで 右岸：南丹市日吉町中五味向5番地先から 亀岡市篠町山本下太田20番地先 まで	保津橋 鳥羽	南丹土木事務所長 京都地方気象台長	平20.6.13
	園部川	本梅川合流点から桂川合流点まで	小山		

(2)　洪水予報基準点

河川名	発表基準対象水位観測所					備考
	名称	所在地	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（特別警戒水位）	
鴨川・高野川	荒神橋	京都市左京区吉田河原町１４番地先	1.60	1.90	2.30	
桂川	保津橋	亀岡市保津町字下中島	3.30	3.50	4.00	
	鳥羽	南丹市八木町南鳥羽	2.00	2.20	2.60	
園部川	小山	南丹市園部町小山東町藤ノ木54-1地先	1.40	1.70	2.20	

(3)　発表の種類及び基準

種　　類	基　　準	警戒レベル相当情報
氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。	警戒レベル2相当情報
氾濫警戒情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。	警戒レベル3相当情報
氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。	警戒レベル4相当情報
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。	警戒レベル5相当情報

(4)　連絡系統

伝達は、定形化された形式を用いて行い、伝達手段及び経路を「鴨川・高野川洪水予報の連絡系統」及び「桂川中流・園部川洪水予報の連絡系統」に示す。

(5)　洪水浸水想定区域図

洪水予報を実施する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

各河川の洪水浸水想定区域図は、砂防課、関係土木事務所及び関係市町村で閲覧に供する。（水防法第14条）

4　知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

(1)　水防警報

指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたとき、水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。（水防法第16条）

ア　警報事項等

(ｱ)　警報事項

a　準備‥‥‥水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの

b　出動‥‥‥水防団員の出動の必要性を示すもの

c　解除‥‥‥水防活動の終了を通知するもの

(ｲ)　流域の雨量及び対象水位観測所の水位

イ　水防警報の発表時期

（ア）水防警報（準備）

水防団待機水位（指定水位）に達したとき

（イ）水防警報（出動）

氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

（ウ）水防警報（解除）

氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要がなくなったとき

※　水防団待機水位（指定水位）を下回り、以降、水位上昇の見込みの無いとき

※　気象予警報の解除により、土木事務所の水防待機体制を解除するとき

(2)　氾濫危険水位（特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等

水防法第13条第２項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして知事が指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

知事が指定した河川について通知をした知事は、避難指示等の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

また、府は、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

府は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

なお、氾濫危険水位（特別警戒水位）については、水位情報の通知・周知を実施する河川について順次指定を行う。

指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

その洪水浸水想定区域図は砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。

(3)　実施区域等

実施区域等を、「知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等」に示す。

(4)　水防警報及び水位情報の通知の連絡系統

伝達手段及び経路を別に示す。

(5)　発表及び通知の形式

水防警報の発表及び水位情報の通知は、別途定める様式により行う。

5　洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川

洪水予報河川及び水位周知河川の以外の河川については、災害からの安全な京都づくり条例に基づき全ての府管理河川の洪水浸水想定区域図を公表する。

また、府が管理する中小河川に、危機管理型水位計を整備し、避難行動の目安となる水位を設定する。

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等

河川名	区域			対象水位観測所 名称	所在地	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位	堤防高	発表者	指定年月日 水防警報	指定年月日 水位情報通知・周知
鴨川・高野川	鴨川	起点	左岸:京都市北区上賀茂北ノ原町1番6 右岸:京都市北区西賀茂上庄田町16番6	荒神橋	京都市左京区吉田河原町14番地先	m 0.80	m 1.60	m 1.90	m 2.30	m 5.60	京都府京都土木事務所長	(当初) 平5.6.25 (変更) 平16.6.1	洪水予報実施河川
		終点	桂川合流点										
	高野川	起点	左岸:京都市左京区上高野奥小森町21番1 右岸:京都市左京区八瀬野瀬町64									平16.6.1	
		終点	鴨川合流点										
桂川	起点		左岸:京都市右京区京北上黒田町瀧坂1番地先 右岸:京都市右京区京北上黒田町木屋谷14番地1地先	周山	京都市右京区京北周山町	2.50	4.00	4.00	4.70	6.25			平17.7.1
	終点		左岸:京都市右京区京北栃本町南48番地2地先 右岸:京都市右京区京北栃本町正尺1番地1地先(直轄管理区域界)										
	起点		左岸:南丹市日吉町中大向9番地1地先 右岸:南丹市日吉町中五味向5番地先(直轄管理区域界)	鳥羽	南丹市八木町鳥羽	1.10	2.00	2.20	2.60	5.91	京都府南丹土木事務所長	平11.6.22	洪水予報実施河川
	終点		左岸:南丹市八木町西田下林23番地2地先 右岸:南丹市八木町八木河原57番地2地先										
	起点		左岸:亀岡市馬路町大芝原新田大芝1番地2地先 右岸:亀岡市千代川町川関カミ2番地8地先	保津橋	亀岡市保津町字下中島	2.30	3.30	3.50	4.00	5.74			
	終点		左岸:亀岡市保津町立岩1番地2地先 右岸:亀岡市篠町山本下太田20番地先										
山科川	起点		安祥寺川合流点	勧修寺	京都市山科区勧修寺東出町	1.20	2.20	2.20	2.40	5.28	京都府京都土木事務所長	平17.7.29	平20.5.26
	終点		終点(直轄管理区域界)										
天神川	起点		開き3号橋(市道衣笠鏡石緯3号線)	西院	京都市右京区西院東貝川町	1.80	2.50	2.50	3.20	5.80		平17.7.29	平27.5.29
	終点		桂川合流点										
弓削川	起点		起点	五本松	京都市右京区京北五本松町セバトロ	1.30	2.40	2.40	2.80	6.74		平18.6.2	平20.5.26
	終点		桂川合流点										
西高瀬川	起点		西大路三条(分水嶺)	稲村橋	京都市南区上鳥羽北戒光町	1.90	2.40			5.91		平26.6.13	
	終点		鴨川合流点										
小畑川	起点		起点	大原野	京都市西京区大原野上里紅葉町	1.30	2.20	2.20	2.60	5.74	京都府乙訓土木事務所長	平13.7.10	平17.7.1
	終点		桂川合流点										
小泉川	起点		起点	松田橋	大山崎町円明寺地先	1.30	1.90	1.90	2.30	5.40		平18.9.22	平28.6.7
	終点		桂川合流点										

河川名	区域		対象水位観測所							発表者	指定年月日	
			名称	所在地	水防団待機（指定）水位	氾濫注意（警戒）水位	避難判断水位	氾濫危険（特別警戒）水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知
普賢寺川	起点 中間点 終点	高井橋（府道生駒井手線） 新宮橋上流0.2km床固工 木津川合流点	三山木	京田辺市三山木七瀬川地先	m 0.90	m 1.20	m 1.70 －	m 2.00 －	m 3.88	京都府山城北土木事務所長	平17.7.29	平28.6.7
古川	起点 終点	起点 久御山排水機場	佐古	久御山町佐古外屋敷	1.90	3.10			5.30		平18.6.2	
大谷川	起点 終点	極楽橋（市道馬ヶ背線） 大阪府界	八幡	八幡市八幡東島2の1	1.50	2.10	2.80	3.10	3.61		平18.6.2	平28.6.7
田原川	起点 終点	城山大橋（国道307号） 門口川合流点	荒木	宇治田原町荒木大地1-1	0.80	1.40	1.40	1.70	2.74		平18.6.2	平20.1.10
弥陀次郎川	起点 終点	起点 宇治川合流点	弥陀次郎川	宇治市五ヶ庄北ノ庄	0.40	1.00			2.07		平26.6.13	
長谷川	起点 終点	起点 木津川合流点	長谷川（城陽市）	城陽市奈島下ノ畔	0.80	1.30			2.50		平26.6.13	
青谷川	起点 終点	起点 木津川合流点	青谷川（山城）	井手町多賀東小字北河原	1.60	2.20			3.48		平26.6.13	
手原川	起点 終点	起点 木津川合流点	手原川	京田辺市薪溜池	0.70	1.30			2.56		平26.6.13	
天津神川	起点 終点	起点 木津川合流点	天津神川	京田辺市田辺棚倉	0.40	0.80			1.25		平26.6.13	
馬坂川	起点 終点	起点 防賀川合流点	馬坂川	京田辺市田辺	0.40	0.70			1.19		平26.6.13	
防賀川（上流）	起点 終点	起点 神矢樋門付近	興戸（防賀川）	京田辺市興戸東垣内	0.40	1.00			2.94		（当初）平26.6.13 （変更）令3.6.9	
防賀川（下流）	起点 終点	手原川暗渠 大谷川合流点	内里（防賀川）	八幡市内里古宮	1.00	1.50			3.91		平29.6.27	
南谷川	起点 終点	起点 木津川合流点	南谷川	井手町多賀下川	0.58	1.38			2.28		平26.6.13	
玉川	起点 終点	起点 木津川合流点	井手	井手町井手梅ノ木原	0.66	1.60			3.53		平26.6.13	
渋川	起点 終点	起点 木津川合流点	渋川	井手町下赤田	0.40	0.96			2.18		平26.6.13	
煤谷川	起点 終点	起点 木津川合流点	菱田	精華町菱田宮西22-2	0.70	1.30	1.30	1.70	4.23	京都府山城南土木事務所長	平17.7.29	平20.1.10
山田川	起点 終点	古川橋（府道奈良精華線） 木津川合流点	山田川	木津川市相楽城下地先	1.40	2.40	2.40	2.70	4.90		平17.7.29	平20.5.26
和束川	起点 終点	小瀬川合流点 木津川合流点	門前橋	和束町大字原山小字西手地先	1.20	1.60	1.60	1.90	5.66		平17.7.29	平20.5.26
井関川	起点 終点	起点 山田川合流点	井関川	木津川市木津町瓦谷地先	1.60	2.10	2.10	2.40	4.10		平18.6.2	平20.5.26

河川名	区域		対象水位観測所							発表者	指定年月日	
			名称	所在地	水防団待機（指定）水位	氾濫注意（警戒）水位	避難判断水位	氾濫危険（特別警戒）水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知
赤田川	起点 終点	赤田川橋(JR) 終点(直轄管理区域界)	赤田川	木津川市加茂町大野烏田地先	1.40	2.00	2.00	2.40	3.40	京都府山城南土木事務所長	平18.6.2	平20.5.26
鳴子川	起点 終点	新鳴子橋(府道上狛城陽線) 木津川合流点	鳴子川	木津川市山城町北河原内畑	m 0.40	m 0.90	m	m	m 3.30		平26.6.13	
天神川	起点 終点	起点 木津川合流点	天神川(木津川市)	木津川市山城町綺田	0.30	0.70			3.56		平26.6.13	
不動川	起点 終点	起点 木津川合流点	不動川	木津川市山城町平尾	0.70	1.20			3.26		平26.6.13	
新川	起点 終点	美浪地区付近(L=1.6km) 木津川合流点	新川(木津川市)	木津川市加茂町駅東4丁目	1.00	1.80			1.81		平26.6.13	
年谷川	起点 終点	雲仙橋 桂川合流点	三宅	亀岡市三宅町	0.60	1.40			3.39	京都府南丹土木事務所長	平24.9.4	
曽我谷川	起点 終点	起点 桂川合流点	余部	亀岡市余部町	0.90	1.50			3.64		平24.9.4	
犬飼川	起点 終点	起点 桂川合流点	並河橋	亀岡市大井町並河	0.70	1.40	2.10	2.50	4.35		平24.9.4	平29.6.27
園部川	起点 終点	本梅川合流点 桂川合流点	小山	南丹市園部町小山東町藤ノ木地先	0.50	1.40	1.70	2.20	3.75		平13.7.10	洪水予報実施河川
田原川	起点 終点	京都市界 桂川合流点	殿田	南丹市日吉町殿田大貝15の2	0.90	1.80	1.90	2.60	3.17		平19.3.9	平29.6.27
棚野川	起点 終点	林橋 由良川合流点	静原	南丹市美山町静原九鬼ヶ坂28の8番地	2.00	3.50	4.20	4.80	6.60		平19.3.9	平29.6.27
高屋川	起点 終点	起点 藤ヶ瀬橋	高屋川橋	京丹波町豊田下川原7の1地先	1.40	1.90	2.10	2.20	3.00		平19.3.9	平29.6.27
須知川	起点 終点	起点 高屋川合流点	須知川橋	京丹波町須知	1.10	1.60			3.60		平29.6.27	
七谷川	起点 終点	起点 桂川合流点	七谷川	亀岡市河原林町河原尻	0.10	1.00			4.03		平26.6.13	
三俣川	起点 終点	起点 桂川合流点	三俣橋	亀岡市旭町小豆畑	0.40	0.70			2.86		平26.6.13	
犀川	起点 終点	西坂川合流点 由良川合流点	新庄	綾部市新庄町小字東81-1地先	1.00	1.70	1.70	2.00	4.59	京都府中丹東土木事務所長	平17.7.29	平19.5.30
八田川	起点 終点	起点 由良川合流点	渕垣	綾部市渕垣町久田25-8地先	1.10	1.90					平17.7.29	
上林川	起点 終点	神塚橋(府道小浜綾部線) 十倉下橋(農道)	八津合	綾部市八津合町寺町	1.00	2.00	2.00	2.50	4.93		平18.6.2	平19.5.30
伊佐津川	起点 終点	池内川合流点 終点(海)	二ツ橋	舞鶴市大内	1.30	2.00	2.00	2.50	5.29		平13.7.10	平17.7.1
志楽川	起点 終点	鹿原川合流点 終点(海)	志楽川	舞鶴市字田中町50地先	0.70	1.30	1.30	1.70	3.02		平17.7.29	平19.5.30

河川名	区域		対象水位観測所							発表者	指定年月日	
			名称	所在地	水防団待機（指定）水位	氾濫注意（警戒）水位	避難判断水位	氾濫危険（特別警戒）水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知
与保呂川	起点	菅坂川合流点	行永	舞鶴市字行永2066の2	1.00	1.60				京都府中丹東土木事務所長	平24.9.4	
	終点	終点（海）										
米田川	起点	起点	米田川	舞鶴市字上安	0.45	0.80			2.19		平26.6.13	
	終点	伊佐津川合流点										
和久川	起点	榎原川合流点	榎原	福知山市大字拝師小字岡本2054番地	m -0.40	m 0.70	m 0.70	m 1.10	m 2.69	京都府中丹西土木事務所長	平17.7.29	平26.6.9
	終点	由良川合流点										
牧川	起点	直見川合流点	上川口	福知山市下小田小字荒砂66の1	1.20	1.90	1.90	2.10	3.73		平17.7.29	平26.6.9
	終点	由良川合流点										
土師川	起点	平石川合流点	三俣	福知山市字三俣地先	1.50	2.50	2.50	2.80	5.20		平17.7.29	平26.6.9
	終点	終点（直轄管理区域界）										
弘法川	起点	起点	下篠尾	福知山市下篠尾	0.90	1.00			2.34		平26.6.13	
	終点	由良川合流点										
宮川	起点	北原川合流点	二俣	福知山市大江町二俣	1.10	2.00	2.00	2.80	5.10		平26.6.13	平26.6.9
	終点	終点(直轄管理区域界)										
大手川	起点	今福川合流点	福田橋	宮津市喜多	1.80	2.90	2.90	3.10		京都府丹後土木事務所長	平13.7.10	平17.7.1
	終点	終点（海）										
福田川	起点	公庄川合流点	網野橋	京丹後市網野町小浜小字小橋地内	1.00	1.50	1.50	1.80	2.61		平13.7.10	平17.7.1
	終点	終点（海）										
野田川上流	起点	滝川合流点	寺田橋	与謝野町算所	2.30	3.50	3.50	4.10			平17.7.29	平19.5.30
	終点	三村橋（府道野田川加悦線）										
野田川下流	起点	三村橋（府道野田川加悦線）	堂谷橋	与謝野町字下山田小字タイト田	2.30	3.50	3.50	4.10	6.40			
	終点	終点（海）										
竹野川上流	起点	久住川合流点	大宮	京丹後市大宮町口大野小字鯨377番2	1.50	2.00	2.00	2.80			平17.7.29	平19.5.30
	終点	京丹後市峰山町界										
竹野川下流	起点	京丹後市大宮町界	矢田橋	京丹後市峰山町糸井新田326-2地先	2.00	2.60	2.60	3.60	6.10			
	終点	終点（海）										
川上谷川	起点	伯耆谷川合流点	橋爪橋	京丹後市久美浜町橋爪483地先	1.00	1.30	1.30	1.50	5.24		平17.7.29	平26.6.9
	終点	終点（海）										
佐濃谷川	起点	円頓寺川合流点	出合橋	京丹後市久美浜町野中小字出合361番地	1.20	1.60	1.60	2.10	3.81		平17.7.29	平19.5.30
	終点	終点（海）										
筒川	起点	田原川合流点	伊根	伊根町本庄上桜1530-1地先	0.50	0.80	0.80	1.30	3.98		平18.6.2	平27.5.29
	終点	終点（海）										
宇川	起点	山根橋（市道井の内1号線）	宇川	京丹後市丹後町字井上小字長楽592番地先	1.50	2.10	2.10	2.60			平18.6.2	平19.5.30
	終点	終点（海）										
小西川	起点	起点	御旅	京丹後市峰山町御旅	1.00	1.20					平28.6.10	
	終点	竹野川合流点										

※　水位については、水位観測所（テレメータ）の設置状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

第５　水防活動の利用に適合する注意報及び警報

気象業務法第14条の２に基づく「水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報及び警報」は、水防管理団体等に迅速かつ適切な水防活動の指針を与えるとともに、住民（公私の団体を含む、以下同じ。）への周知により相応の対策を促すために行う。

１　予報区

水防活動用予報警報の予報区については、一般予報警報の場合に準じて京都地方気象台が担当する。

２　種　類

水防活動用予報警報は次表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。

水防活動用予報警報の種類

種類	代替する一般予報警報の種類
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

３　伝　達

(1)　用　紙

水防活動用予報警報の伝達には、一般予報警報と同一の様式を使用する。

(2)　伝　達

水防活動用予報警報の伝達手段及び経路を、「京都府予報警報伝達経路図」で示す。

４　水防活動に利用する気象情報

一般予報警報を補足する情報のうち、次表のものを水防活動に利用する。

水防活動に利用する気象情報の種類

気象情報の種類
キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等
早期注意情報（警報級の可能性）
気象情報（台風情報、大雨情報）
記録的短時間大雨情報
その他水防活動に密接に関連する情報

第６　各種の気象通報

１　鉄道気象通報

気象庁総務部長と鉄道気象連絡会会長との間に交わされた「鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年３月１日）に基づき列車、線路等の災害防止のために、京都地方気象台から西日本旅客鉄道株式会社に対し、京都地方鉄道気象通報を行う。

２　電力気象通報

気象庁長官と電力気象連絡会長との間に交わされた「電気事業に適合する気象通報業務等の共同実施に関する覚書」に基づき、電気事業施設の気象災害防止のために大阪管区気象台、京都地方気象台から関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社に対し、必要な気象に関する情報を通報する。

３　火災気象通報

消防法第22条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都地方気象台は京都府に対し、火災気象通報を行う。

(1)　通報区域

「二次細分区域」単位での通報とする。

(2)　通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

(3)　通報内容及び時刻

毎日５時頃に、翌日９時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予測される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時通報する。

(4)　市町村長が行う「火災警報」

ア　市町村長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。

イ　市町村長は火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置を取らなければならない。

(5)　火災気象通報の伝達

火災気象通報の伝達手段及び経路を「京都府火災気象通報伝達経路図」に示す。

４　漁業無線気象通報

気象官署から、最寄りの漁業用海岸局に対して行う気象及び水象に関する「漁業無線気象通報」は、京都地方気象台から宮津漁業無線局に通知し、これらと交信している海域の漁船に伝達する。

第７　津波警報等

１　大津波警報、津波警報及び津波注意報は、地震が海底の浅いところで発生し、津波の起こるおそれがある場合及び津波の発生について外国からの通報があった場合に、津波の来襲する地域とその高さを予測して行う注意報及び警報であって、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表する。

２　津波警報等の予報区

日本の沿岸は、６６の津波予報区（原則として、都道府県支庁の区分）に分けられている。京都府は、全域が１つの予報区であり、予報区名称は「京都府」である。

３　津波警報等の種類と内容

(1)　種類

ア　大津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれが著しく大きいと予想されるとき発表する。

イ　津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ　津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

エ　津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2)　内容

「発表基準・解説・発表される津波の高さ等」に示す。

4　津波警報等の伝達

(1)　大津波警報、津波警報及び津波注意報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される電文に頭書きを付加して伝達する。伝達の際、電文に「京都府」以外の沿岸の津波警報等が含まれることがある。

(2)　大津波警報、津波警報及び津波注意報の伝達手段及び経路を「大津波警報、津波警報及び津波注意報の連絡系統」に示す。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

<table>
<tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th rowspan="2">津波の高さの予想の区分</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での発表</th><th>定性的表現での発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報（注２）</td><td rowspan="4">予想される最大波の津波の高さが高いところで３ｍを超える場合</td><td>１０ｍ＜高さ</td><td>１０ｍ超</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="4">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>５ｍ＜高さ≦１０ｍ</td><td>１０ｍ</td></tr>
<tr><td>３ｍ＜高さ≦５ｍ</td><td>５ｍ</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される最大波の津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合</td><td>１ｍ＜高さ≦３ｍ</td><td>３ｍ</td><td>高い</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>予想される最大波の津波の高さが高いところで０．２ｍ以上、１ｍ 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>０．２ｍ≦高さ≦１ｍ</td><td>１ｍ</td><td>（表記なし）</td><td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td></tr>
</table>

注１　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注２　大津波警報を特別警報に位置付けている。

津波予報の発表基準と発表内容

種　類	発　　表　　基　　準	内　　容
津 波 予 報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところで0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第８　緊急地震速報の実施及び実施基準等

(1)　気象庁は、最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が６弱以上または長周期地震動階級４の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2)　京都地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

第９　地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震及び津波に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

１　地震及び津波に関する情報の種類と内容

地震情報・津波情報の種類と内容を「地震及び津波に関する情報の種類と内容」に示す。

２　情報の伝達

(1)　地震及び津波に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して伝達する。

ただし、「遠地地震に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達する。

ただし、「震度・震度情報」については、京都府及び近隣府県で震度１以上を観測した地点を伝達する。

(2)　地震及び津波に関する情報の伝達手段及び経路を「地震及び津波に関する情報伝達経路図」に示す。

３　情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震及び津波に関する情報の伝達基準は、おおむね次による。

(1)　津波に関する情報は、「京都府」に関する大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。

(2)　震源に関する情報は、近畿２府７県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度３以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。

(3)　震源・震度情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。

ア　京都府内で震度１以上

イ　近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度５弱以上

ウ　その他の府県で震度６弱以上

(4)　遠地地震に関する情報

外国で顕著な地震が発生したとき。

(5)　その他の情報

その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

地震及び津波に関する情報の種類と内容

地震の種類	発表基準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（注1）（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報、注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度１以上	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 ・震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 250ｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について 以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は１時間半～２時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

津波情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区（注３）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを ５段階の数値（メートル単位）または２種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（注４）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報(＊１)	沿岸で観測された津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報(＊２)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

注１　京都府の地域は「京都府北部」及び「京都府南部」

＊１　最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞1m	数値で発表
	観測された津波の高さ≦1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

＊２　最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞3m	沖合での観測値、沿岸での推定値ともに数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸で推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞1m	沖合での観測値、沿岸での推定値ともに数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸で推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値ともに数値で発表

第10　京都府内に影響を及ぼすような火山噴火、降灰等が生じた場合、被害を軽減するため噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報等（以降、火山現象警報等と呼ぶ）を発表し、京都地方気象台から、京都府災害対策課、ＮＨＫ京都放送局、第八管区海上保安本部へ通知する。

火山現象警報等の経路図を「火山現象警報等に関する情報伝達経路図」に示す。

第11　異常現象発見者通報制度

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

１　発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は水防機関(水防管理者又は水防関係者)に、火災に関する場合は消防機関に、地震発生後の海面状態の異常及びその他の現象の場合は市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

２　警察官、海上保安官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市町村長及び上部機関に通報するものとする。

３　市町村長の通報

１、２によって通報を受けた市町村長は、直ちに気象官署及び府地方機関に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図るものとする。

４　府地方機関の通報

３により通報を受けた府地方機関は、直ちに府（本庁関係課）に通報するものとする。

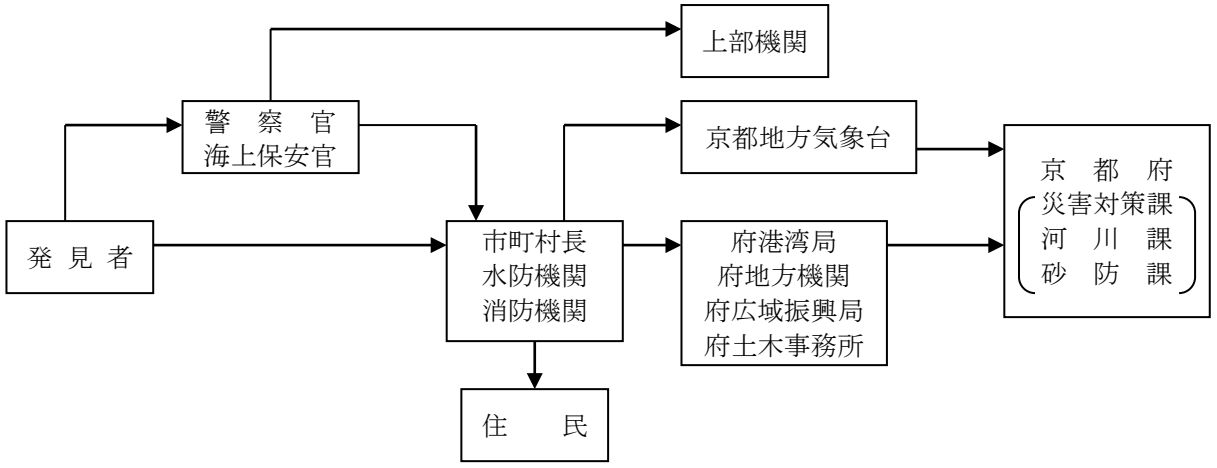

第12　予報警報等の伝達及び周知

1　周知徹底の方法

予報警報等の通報を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により関係者及び住民に対し周知徹底を図るものとする。

(1)　市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)、ＣＡＴＶ、市町村有線放送、Lアラート(災害情報共有システム)による方法

(2)　サイレン、警鐘等による方法

(3)　防災・防犯情報メールによる方法

(4)　マイク、宣伝車等を利用する方法

(5)　伝達組織を通じて徹底する方法

(6)　気象告知板による方法（鉄道気象告知板等）

(7)　無線放送による方法（航行船舶向け等）

(8)　ラジオ放送、テレビ放送による方法

2　通報連絡内容の略符号化

予報警報等の通報連絡は、迅速かつ的確に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。

3　通報連絡体制の確立

予報警報等の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、常に連絡体制の整備に努めるものとする。

第13　京都府の雨量・水位の観測と通報・公表要領（府建設交通部）

1　雨量の観測及び通報

(1)　雨量の観測

京都府が管理する雨量観測所は「京都府雨量観測所（テレメータ)」のとおりである。

また、府内における国土交通省管理の雨量観測所は「国土交通省雨量観測所（テレメータ)」のとおりである。

(2)　雨量の通報

河川課・砂防課は、府管理の雨量データを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより市町村等に通報する。

(3)　障害時の通報

システムに障害が発生した場合は、以下の要領で電話等により通報する。

ア　通報の手段

(ｱ)　電話による通報

通報例：「○○雨量観測所の○時現在の時間雨量は○○㎜です。総雨量は○○㎜です。」

(ｲ)　ＦＡＸによる通報

観測記録用紙又は任意様式により行う。

イ　通報の時期

毎正時

ウ　通報の中止

水防態勢を解いたとき

2　水位の観測及び通報

(1)　水位の観測

ア　常時の水位観測

京都府が管理する水位観測所及び河川防災カメラは、「京都府水位観測所（通常水位計）」、「京都府水位観測所（危機管理型水位計）」及び「京都府河川防災カメラ」のとおりである。

また、府内における国土交通省管理の水位観測所は「国土交通省水位観測所（テレメータ）」のとおりである。

イ　洪水時に特化した水位観測

上記の常時観測を行う水位計（通常水位計）とは別に、洪水時のみ水位観測を行う水位計（危機管理型水位計）を設置し、住民の避難に役立つ水位情報を提供する。危機管理型水位計を設置した水位観測所は、「京都府水位観測所（危機管理型水位計）」のとおりである。

(2)　水位の通報（水防法第12条第１項）

河川課砂防課は、府管理の水位データ（通常水位計で観測された水位データ）を、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより市町村等に通報する。

水防法第12条第１項の定めによる水防団待機水位（指定水位）を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。

(3)　障害時の通報

無線や観測機器等に障害が生じ、観測データが送信されない場合、土木事務所等は、職員の現認等により河川の水位状況等を把握し、河川課・砂防課及び市町村等に通報する。

通報は、次の要領で行うものとするが、障害の状況等により適宜の内容とする。

ア　通報の手段

(ｱ)　電話による通報

通報例：「○○川○○水位観測所の水位は、○時現在、○.○○ｍです。」

「○○川○○水位観測所の水位が、○時現在、水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）を上（下）回り、○.○○ｍです。（これで通報を中止します。）」

(ｲ)　ＦＡＸによる通報

観測記録用紙又は任意様式により行う。

イ　通報の時期

・水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

・水防団待機水位（指定水位）に達してから水防団待機水位（指定水位）を下回るまでの間の毎正時

・水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき

・その他、必要と認められるとき

ウ　通報の中止

・水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき

・氾濫注意水位（警戒水位）以下で、今後の水位上昇が認められなくなったとき

・水防態勢を解いたとき

3　雨量・水位・ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表

河川課・砂防課は、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表する。

また、河川防災カメラ画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送等により公表する。

水防法第12条第２項の定めによる氾濫注意水位（警戒水位）を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。

なお、大野ダムについては、放流情報やダム湖カメラ映像等、分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。

4　連絡系統

伝達手段及び経路を下図に示す。

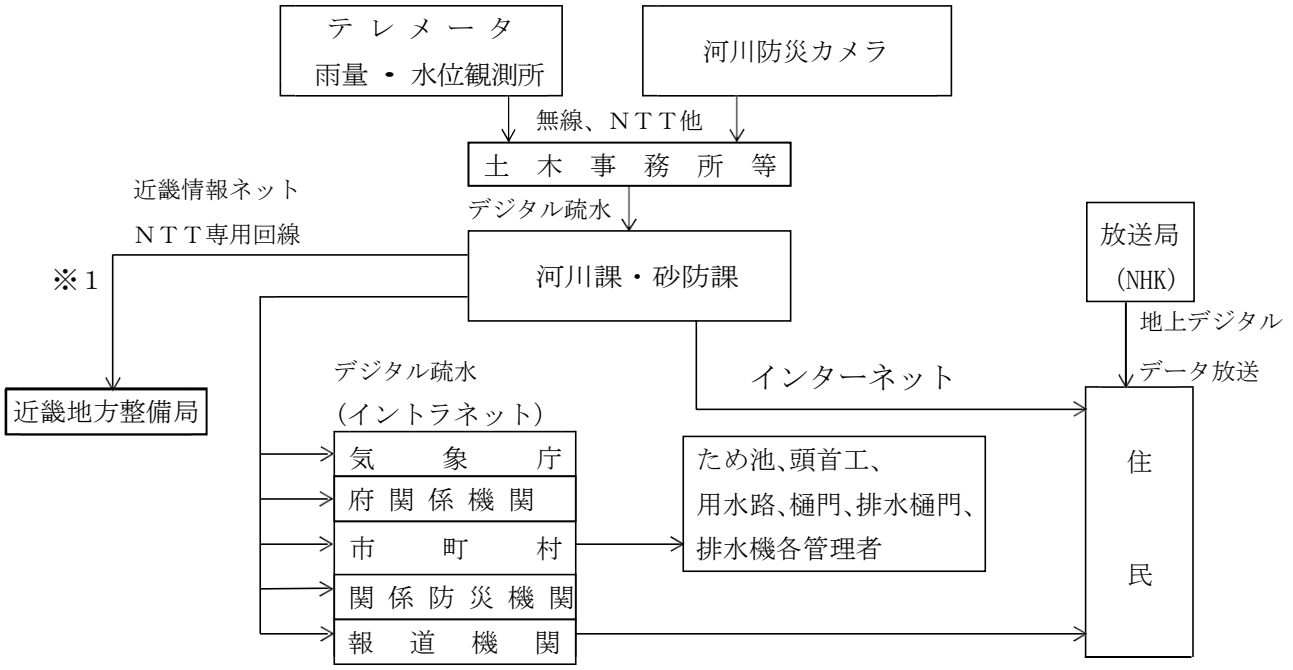

※１京都府の観測結果及び近畿地方整備局の観測結果について、必要に応じて相互に資料の交換を行うものとする。

5　水位の予測

河川課・砂防課は、気象庁の雨量予測に基づき、「京都府水位・氾濫予測システム」により、水位計を設置している府管理の170河川について６時間先までの水位及び氾濫区域を予測し、その情報を市町村等に提供する。

6　各機関の雨量・水位観測所

(1)　気象庁所属の雨量観測所を「京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）一覧表」及び「京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）配置図」に示す。

(2)　近畿地方整備局の設置する雨量・水位観測所を「国土交通省雨量観測所（テレメーター)」及び「国土交通省水位観測所（テレメータ)」に示す。

(3)　ＪＲ東海、ＪＲ西日本の雨量観測所は、次のとおりである。

ア　東海旅客鉄道株式会社

関西支社　　３箇所

イ　西日本旅客鉄道株式会社

京都支社　１２箇所

福知山支社　　６箇所

(4)　東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社は主要河川の橋りょう付近に量水標を設置し、警戒水位を表示して列車運転の安全を図る。

東海旅客鉄道株式会社		
関西支社	東海道新幹線	桂川，小畑川，小泉川
西日本旅客鉄道株式会社		
京都支社 福知山支社 大阪支社 京都支社	東海道本線 山陰本線 舞鶴線 関西線 奈良線	鴨川，桂川，小畑川，小泉川 有栖川，三宅川，前川 前川，第二大堰川 綾部・石原間80Ｋ350ｍ付近 築堤土師川，第三牧川 下由良川，第六伊佐津川 下の川，木津川 木津川，宇治川

第14　京都府土砂災害警戒情報システムによる監視（府建設交通部）

1　土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の109雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。

２時間後までに土砂災害警戒情報の基準値を超えると予想した１キロメッシュがあった場合には、該当市町村に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。

2　土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、京都地方気象台から府災害対策課経由で市町村防災担当課へ届く。

土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府疏水ネットで市町村防災担当課及び土木事務所へ提供される。

京都府　雨量観測所（テレメーター）

（令和２年４月１日現在）

No	観測所名	所在地	管理者
1	府庁	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町　京都府庁内	河川課・砂防課
1	京都	京都市左京区賀茂今井町10-4　京都土木事務所内	京都土木事務所長
2	大原	京都市左京区大原上野町	
3	上賀茂	京都市北区上賀茂十三石山	
4	中川	京都市北区中川北山町	
5	勧修寺	京都市山科区勧修寺東出町	
6	貴船	京都市左京区鞍馬貴船町87	
7	嵐山	京都市右京区嵯峨亀ノ尾町地内	
8	花背	京都市左京区花背大布施町772	
9	上黒田	京都市右京区京北上黒田町水出20	
10	周山	京都市右京区京北周山町上ノ段1	
11	上弓削	京都市右京区京北上弓削町宮ノ本6	
1	乙訓	向日市上植野町馬立8　乙訓土木事務所内	乙訓土木事務所長
2	正法寺	京都市西京区大原野南春日町1252-1	
3	松田橋	大山崎町円明寺	
1	宇治	宇治市宇治若森7-6　山城広域振興局内	山城北土木事務所長
2	笠取	宇治市西笠取石原7番地他	
3	田辺	京田辺市田辺明田1	
4	八幡	八幡市八幡東島2の1	
5	荒木	宇治田原町荒木大地1-1	
6	井手	井手町小字梅ノ木原	
7	高船	京田辺市天王大尾41-5	
8	佐古	久御山町佐古	
9	寺田	城陽市寺田今橋１－３地先	
10	菟道新池	宇治市菟道新池	
11	甘南備	京田辺市甘南備台	
12	芦原	城陽市中芦原	
1	木津	木津川市木津上戸　山城南土木事務所内	山城南土木事務所長
2	菱田	精華町菱田宮西22-2	
3	鷲峰山	宇治田原町大字奥山田小字上大福92　鷲峰山中継所内	
4	湯船	和束町湯船五の瀬	
5	北大河原	南山城村大字北大河原小字北垣内	
6	笠置	笠置町西通90-1	
7	東部消防	笠置町有市西狭間19	
8	恭仁大橋	木津川市加茂町岡崎出垣内15-1	
9	三上山	木津川市山城町平尾奥山1-3	
1	亀岡	亀岡市荒塚町１丁目4-1	南丹土木事務所長
2	本梅	亀岡市本梅町中野煙川8-5	
3	東別院	亀岡市東別院町東掛一アン20-2	
4	園部	南丹市園部町小山東町藤ノ木21　南丹土木事務所内	
5	榎	南丹市園部町大河内小ガマ4-1	
6	殿田	南丹市日吉町殿田大貝15-2	
7	高屋川橋	京丹波町豊田下川原7の1地先	
8	八木大橋	南丹市八木町西田金井畠46-4地先	
9	四ッ谷	南丹市日吉町四ツ谷柏木5	
10	神吉	南丹市八木町神吉小路谷44-2	
11	細谷	京丹波町細谷古和田24-1	
12	和知川橋	京丹波町中ユヤノ谷9-7	
13	胡麻	南丹市日吉町胡麻仲村	
14	井脇	京丹波町井脇瀧谷	
15	船阪	南丹市園部町船阪北ノ谷33-1	
16	安掛	南丹市美山町安掛　美山出張所内	
17	七谷川(上流)	亀岡市千歳町	
18	三俣橋	亀岡市旭町	

No	観測所名	所在地	管理者
1	綾部	綾部市川糸町丁畠10-2　　中丹東土木事務所内	中丹東土木事務所長
2	八津合	綾部市八津合町寺町	
3	渕垣	綾部市渕垣町久田25-8地内	
4	篠田	綾部市篠田町祝田43	
5	十倉中	綾部市大字十倉中町中筋1	
6	小貝	綾部市小貝町岼40	
7	古和木	綾部市故屋岡町朝根6-4	
8	舞鶴	舞鶴市浜小字浜2020　　中丹広域振興局内	
9	二ツ橋	舞鶴市大内	
10	下漆原	舞鶴市八戸地小字小倉	
11	空山	舞鶴市観音寺小字大井路57の6	
12	西神崎	舞鶴市西神崎字浜933-12	
13	松尾	舞鶴市字松尾小字寺地507	
14	於与岐	綾部市於与岐町	
1	福知山	福知山市篠尾新町1丁目91　　中丹西土木事務所内	中丹西土木事務所長
2	田ノ谷	福知山市三和町田谷藤迫254	
3	夜久野	福知山市夜久野町平野カタセ新田2150	
4	大雲橋	福知山市大江町南有路城子1341-4	
5	大江山	福知山市大江町仏性寺二瀬川1358	
6	三俣	福知山市字三俣地先	
7	佐々木	福知山市字上佐々木小字登尾35-7	
8	直見	福知山市夜久野町直見地先	
9	井田	福知山市夜久野町井田八代地先	
10	牧	福知山市牧地先	
11	上豊富	福知山市字畑中1529-3	
12	下野条	福知山市大字下野条小字奴太ノ谷地先	
13	台頭	福知山市三和町台頭地先	
14	菟原	福知山市三和町菟原中芝465	
1	宮津	宮津市吉原地内　　丹後土木事務所内	丹後土木事務所長
2	堂谷橋	与謝野町字下山田小字タイト田	
3	伊根	伊根町本庄上桜1530-1地先	
4	上世屋	宮津市字上世屋小字ヲ	
5	国分	宮津市字国分611-1	
6	岩戸	宮津市字小田小字岩戸地先	
7	滝	与謝野町字滝小字下河原3223	
8	日出	伊根町大字日出小字毘沙門1-2	
9	峰山	京丹後市峰山町丹波855	
10	出合橋	京丹後市久美浜町野中小字出合361番地	
11	久美浜	京丹後市久美浜町1323地内	
12	網野橋	京丹後市網野町小浜小字小橋156-3地先	
13	宇川	京丹後市丹後町字井上小字長楽592番地先	
14	小田	京丹後市弥栄町小田小字回り渕地先	
15	日和田	京丹後市網野町日和田小字マキバ720-1	
16	五箇	京丹後市峰山町五箇小字船岡3	
17	碇高原	京丹後市丹後町碇１番地	
1	大野	南丹市美山町樫原中野山48ノ5 大野ダム管理事務所内	大野ダム総合管理事務所長
2	田歌	南丹市美山町田歌上五波3-3	
3	佐々里	南丹市美山町佐々里佐々里奥3-7	
4	知見	南丹市美山町知見知見山2-9	
5	盛郷	南丹市美山町盛郷上田原22-1	
6	洞	南丹市美山町豊郷景遠	
7	島	南丹市美山町下吉田由良12-2	
8	河内谷	南丹市美山町河内谷大木茂6-1	
9	畑川ダム	京丹波町下山大原124-17	
10	畑郷	南丹市日吉町畑郷八坂23-1、24-2地先	
設置箇所合計　　109　　箇所			

京都府　雨量観測所配置図

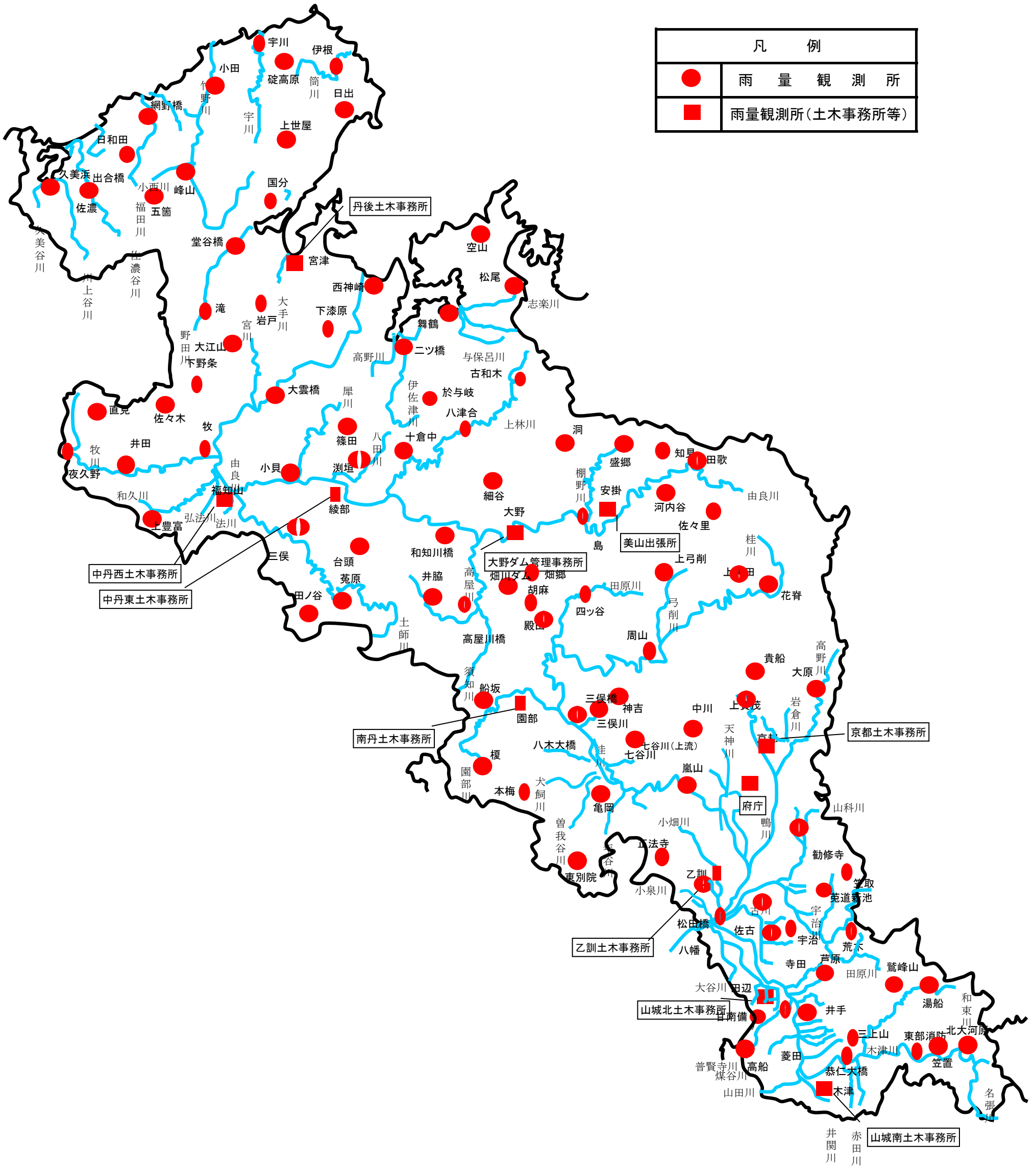

（イ） 水位観測所（通常水位計）

（令和３年４月１日現在）

No	観測所名	河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高	所在地	管理者	洪水予報	水防警報	水位情報周知
1	大原	高野川	1.10	1.70			3.55	京都市左京区大原上野町	京都土木事務所長			
2	松ヶ崎橋	高野川						京都市左京区山端川端町				
3	上賀茂	鴨川	1.20	2.00			8.40	京都市北区上賀茂十三石山				
4	北山大橋	鴨川						京都市左京区賀茂今井町				
5	荒神橋	鴨川	0.80	1.60	1.90	2.30	5.60	京都市左京区吉田河原町14番地先		○	○	
6	東松ノ木町	鴨川						京都市南区東九条東松ノ木町				
7	小枝橋	鴨川						京都市伏見区中島秋ノ山町地内				
8	岩倉	岩倉川						京都市左京区岩倉大鷺町				
9	勧修寺	山科川	1.20	2.20	2.20	2.40	5.28	京都市山科区勧修寺東出町			○	○
10	金ヶ崎	旧安祥寺川						京都市山科区勧修寺西金ヶ崎				
11	西院	天神川	1.80	2.50	2.50	3.20	5.80	京都市右京区西院東貝川町			○	○
12	稲村橋	西高瀬川	1.90	2.40			5.91	京都市南区上鳥羽北戒光町			○	
13	上黒田	桂川	2.50	3.50			5.50	京都市右京区京北上黒田町水出20				
14	周山	桂川	2.50	4.00	4.00	4.70	6.25	京都市右京区京北周山町			○	○
15	五本松	弓削川	1.30	2.40	2.40	2.80	6.74	京都市右京区京北五本松町セバトロ			○	○
16	中地	細野川	2.00	2.90			8.00	京都市右京区京北中地町				
17	長代川	長代川						京都市左京区静市市原町				
18	御室川	御室川						京都市右京区太秦安井池田町				
19	衣笠荒見(天神川)	天神川						京都市北区衣笠荒見町				
20	四ノ宮	四宮川						京都市山科区四ノ宮南河原町				
21	安朱	安祥寺川						京都市山科区安朱桟敷町				
1	大原野	小畑川	1.30	2.20	2.20	2.60	5.74	京都市西京区大原野上里紅葉町無番地	乙訓土木事務所長		○	○
2	松田橋	小泉川	1.30	1.90	1.90	2.30	5.40	大山崎町円明寺			○	○
3	犬川	犬川						長岡京市神足				
4	久保川	久保川						大山崎町海道				
1	佐古	古川	1.80	2.20			5.30	久御山町佐古外屋敷	山城北土木事務所長		○	
2	八幡	大谷川	1.50	2.10	2.80	3.10	3.61	八幡市八幡東島2の1			○	○
3	内里（防賀川）	防賀川	1.00	1.50			3.91	八幡市内里古宮地先			○	
4	三山木	普賢寺川	0.90	1.20	1.70	2.00	3.88	京田辺市三山木七瀬川地先			○	○
5	荒木	田原川	0.80	1.40	1.40	1.70	2.74	宇治田原町荒木大地1-1			○	○
6	井手	玉川	0.66	1.60			3.53	井手町大字井手小字梅ノ木原			○	
7	寺田	古川						城陽市寺田今橋1-3地先				
8	水分橋	防賀川						京田辺市河原				
9	弥陀次郎川	弥陀次郎川	0.40	1.00			2.07	宇治市五ヶ庄北ノ庄			○	
10	興戸（防賀川）	防賀川	0.40	1.00			2.94	京田辺市興戸東垣内			○	
11	手原川	手原川	0.70	1.30			2.56	京田辺市薪溜池			○	
12	馬坂川	馬坂川	0.40	0.70			1.19	京田辺市田辺			○	
13	天津神川	天津神川	0.40	0.80			1.25	京田辺市田辺棚倉			○	
14	長谷川(城陽市)	長谷川	0.80	1.30			2.50	城陽市奈島下ノ畔			○	
15	青谷川(山城)	青谷川	1.60	2.20			3.48	井手町多賀東小字北河原			○	
16	南谷川	南谷川	0.58	1.38			2.28	井手町多賀下川			○	
17	渋川	渋川	0.40	0.96			2.18	井手町下赤田			○	
18	木幡池(堂ノ川)	堂ノ川						宇治市木幡熊小路				
19	戦川	戦川						宇治市菟道中筋				
20	志津川	志津川						宇治市志津川東組				
21	小倉(井川)	井川						宇治市小倉町老ノ木				
22	伊勢田(井川)	井川						宇治市伊勢田町遊田				
23	名木川	名木川						久御山町林八幡講				
24	近鉄橋下流（古川）	古川						城陽市寺田樋尻				
25	禅定寺川	禅定寺川						宇治田原町岩山辻出				
1	菱田	煤谷川	0.70	1.30	1.30	1.70	4.23	精華町菱田宮西22-2	山城南土木事務所長		○	○
2	山田川	山田川	1.40	2.40	2.40	2.70	4.90	木津川市相楽城下地先			○	○
3	井関川	井関川	1.60	2.10	2.10	2.40	4.10	木津川市木津町瓦谷地先			○	○
4	赤田川	赤田川	1.40	2.00	2.00	2.40	3.40	木津川市加茂町大野烏田地先			○	○
5	門前橋	和束川	1.20	1.60	1.60	1.90	5.66	和束町大字原山小字西手地先			○	○
6	鳴子川	鳴子川	0.40	0.90			3.30	木津川市山城町北河原内畑			○	
7	天神川（木津川市）	天神川	0.30	0.70			3.56	木津川市山城町浜			○	
8	不動川	不動川	0.70	1.20			3.26	木津川市山城町平尾			○	
9	新川（木津川市）	新川	1.00	1.80			1.81	木津川市加茂町駅東４丁目			○	
1	保津橋	桂川	2.30	3.30	3.50	4.00	5.74	亀岡市保津町字下中島	南丹土木事務所長	○	○	
2	三宅	年谷川	0.60	1.40			3.39	亀岡市三宅町			○	
3	余部	曽我谷川	0.90	1.50			3.64	亀岡市余部町			○	
4	並河橋	犬飼川	0.70	1.40	2.10	2.50	4.35	亀岡市大井町並河			○	○
5	船岡	桂川	2.20	3.50			7.49	南丹市日吉町殿田新葉1-1				
6	八木大橋	桂川	0.80	1.90			4.62	南丹市八木町西田金井畠46-4地先				
7	殿田	田原川	0.90	1.80	1.90	2.60	3.17	南丹市日吉町殿田大貝15-2			○	○

No	観測所名	河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高	所在地	管理者	洪水予報	水防警報	水位情報周知
8	小山	園部川	0.50	1.40	1.70	2.20	3.75	南丹市園部町小山東町藤ノ木54-1地先	南　丹土木事務所長	○	○	
9	高屋川橋	高屋川	1.40	1.90	2.10	2.20	3.00	京丹波町豊田下川原7の1地先			○	○
10	鳥羽	桂川	1.10	2.00	2.20	2.60	5.91	南丹市八木町鳥羽		○	○	
11	須知川橋	須知川	1.10	1.60				京丹波町須知			○	
12	七谷川	七谷川	0.10	1.00			4.03	亀岡市河原林町河原尻			○	
13	三俣橋	三俣川	0.40	0.70			2.86	亀岡市旭町小豆畑			○	
14	千々川	千々川						亀岡市千代川町小川				
15	西川	西川						亀岡市篠町柏原宇津ノ辺				
1	八津合	上林川	1.00	2.00	2.00	2.50	4.93	綾部市八津合町寺町	中丹東土木事務所長		○	○
2	新庄	犀川	1.00	1.70	1.70	2.00	4.59	綾部市新庄町小字東81の1地先			○	○
3	渕垣	八田川	1.10	1.90				綾部市渕垣町久田25-8地内			○	
4	志楽川	志楽川	0.70	1.30	1.30	1.70	3.02	舞鶴市字田中町50地先			○	○
5	二ツ橋	伊佐津川	1.30	2.00	2.00	2.50	5.29	舞鶴市大内			○	○
6	引土	高野川						舞鶴市字引土河原田472-1				
7	行永	与保呂川	1.00	1.60				舞鶴市字行永2066-2			○	
8	米田川	米田川	0.45	0.80			2.19	舞鶴市字上安			○	
9	祖母谷川	祖母谷川						舞鶴市溝尻				
1	三俣	土師川	1.50	2.50	2.50	2.80	5.20	福知山市字三俣地先	中丹西土木事務所長		○	○
2	上川口	牧川	1.20	1.90	1.90	2.10	3.73	福知山市下小田小字荒砂66の1			○	○
3	榎原	和久川	-0.40	0.70	0.70	1.10	2.69	福知山市大字拝師小字岡本2054番地地先			○	○
4	下篠尾	弘法川	0.90	1.00				福知山市下篠尾			○	
5	二俣	宮川	1.10	2.00	2.00	2.80	5.10	福知山市大江町二俣			○	○
6	額田（牧川）	牧川						福知山市夜久野町額田				
7	堀	法川						福知山市堀				
1	京口	大手川		3.60		4.60		宮津市京口	丹　後土木事務所長			
2	福田橋	大手川	1.80	2.90	2.90	3.10		宮津市字喜多小字鳥ヶ尾2452			○	○
3	堂谷橋	野田川	2.30	3.50	3.50	4.10	6.40	与謝野町字下山田小字タイト田			○	○
4	寺田橋	野田川	2.30	3.50	3.50	4.10		与謝野町算所			○	○
5	伊根	筒川	0.50	0.80	0.80	1.30	3.98	伊根町本庄上桜1530-1地先			○	○
6	大宮	竹野川	1.50	2.00	2.00	2.80		京丹後市大宮町字口大野小字鯨377番2地先			○	○
7	矢田橋	竹野川	2.00	2.60	2.60	3.60	6.10	京丹後市峰山町矢田小字糸井新田326-2地先			○	○
8	御旅	小西川	1.00	1.20				京丹後市峰山町御旅			○	
9	出合橋	佐濃谷川	1.20	1.60	1.60	2.10	3.81	京丹後市久美浜町野中小字出合361番地			○	○
10	橋爪橋	川上谷川	1.00	1.30	1.30	1.50	5.24	京丹後市久美浜町橋爪483地先			○	○
11	新橋	久美谷川						京丹後市久美浜町小字新橋				
12	網野橋	福田川	1.00	1.50	1.50	1.80	2.61	京丹後市網野町小浜小字小橋156-3地先			○	○
13	宇川	宇川	1.50	2.10	2.10	2.60		京丹後市丹後町字井上小字長楽592番地先			○	○
14	真名井川	真名井川						宮津市字大垣				
15	鳥取川	鳥取川						京丹後市弥栄町鳥取				
16	大橋川	大橋川						京丹後市網野町島津				
17	俵野川	俵野川						京丹後市網野町俵野				
1	田歌	由良川	1.50	2.20				南丹市美山町田歌上五波3-3	大野ダム総合管理事務所長			
2	島	由良川	2.00	3.50			7.60	南丹市美山町下吉田由良12-2				
3	静原　(※)	棚野川	2.00	3.50	4.20	4.80	6.60	南丹市美山町静原九鬼ケ坂28-8			○	○
4	山家	由良川					9.00	綾部市鷹栖町東田仲13の1番地				
5	黒瀬	高屋川						京丹波町下山茨堂1-5				
設置箇所合計　112　箇所										4	67	36

※洪水予報、水防警報、水位情報周知　○：指定済み
※鴨川（荒神橋）、桂川（保津橋・鳥羽）、園部川（小山）以外の河川の危険水位は、特別警戒水位設定の根拠とした水位
※静原（※）の水位計管理は大野ダム、水防警報は南丹土木が担当。

＜参考＞

水位観測所（量水標）　（平成３０年４月１日現在）

観測所名	河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高	所在地	管理者
小枝橋	鴨川	1.50	2.50			4.20	京都市南区上鳥羽	京都土木事務所長
観世	古川						久御山町市田観世	山城北土木事務所長
今石	桂川	2.50	4.50			4.70	亀岡市保津町今石	南丹土木事務所長
大門橋	竹野川	1.50					京丹後市丹後町成願寺	丹後土木事務所長
広瀬橋	竹野川	1.00	1.50				京丹後市丹後町間人	
二箇橋	鱒留川	0.70	1.20				京丹後市峰山町二箇	
栃谷橋	栃谷川	1.00	1.50			2.61	京丹後市久美浜町	
田村橋	佐濃谷川	1.50	2.10				京丹後市久美浜町三分	
広瀬橋	久美谷川	0.50	1.00			2.61	京丹後市久美浜町	
合計	９箇所							

京都府水位観測所（危機管理型水位計）

（令和３年４月１９日現在）

No	観測所名	河川名	市町村	設置箇所	管　内
1	京都-桂川-1	桂川(上流)	京都市	京都市左京区花脊大布施町	京　都
2	京都-岩倉川-1	岩倉川	京都市	京都市左京区岩倉西河原町	
3	京都-鞍馬川-1	鞍馬川	京都市	京都市左京区鞍馬二ノ瀬町	
4	京都-清滝川-1	清滝川	京都市	京都市北区小野下ノ町	
5	京都-久多川-1	久多川	京都市	京都市左京区久多下の町	
6	京都-貴船川-1	貴船川	京都市	京都市左京区鞍馬貴船町	
1	乙訓-善峰川-1	善峰川	京都市	京都市西京区大原野石見町　石見橋付近	乙　訓
2	乙訓-小畑川-1	小畑川	長岡京市	長岡京市久貝二丁目	
1	山北-大谷川-1	大谷川	八幡市	八幡市橋本東山本　尻江公園付近	山城北
2	山北-大谷川-2	大谷川	八幡市	八幡市八幡山柴	
3	山北-普賢寺川-1	普賢寺川	京田辺市	京田辺市水取地蔵講　普賢寺幼稚園付近	
4	山北-遠藤川-1	遠藤川	京田辺市	京田辺市三山木南垣内　三山木保育園付近	
5	山北-奥山田川-1	奥山田川	宇治田原町	綴喜郡宇治田原町奥山田	
6	山北-田原川-1	田原川	宇治田原町	綴喜郡宇治田原町岩山	
7	山北-犬打川-1	犬打川	宇治田原町	綴喜郡宇治田原町南志免山　名村橋付近	
1	山南-井関川-1	井関川	木津川市	木津川市木津山田川　二ツ樋樋門付近	山城南
2	山南-井関川-2	井関川	木津川市	木津川市木津門樋　反田川交差部付近	
3	山南-赤田川-1	赤田川	木津川市	木津川市加茂町大野	
4	山南-萩の谷川-1	萩の谷川	木津川市	木津川市山城町綺田　外高島北橋付近	
5	山南-小川-1	小川	木津川市	木津川市木津小川　木津合同樋門付近	
6	山南-煤谷川-1	煤谷川	精華町	相楽郡精華町大字菱田	
7	山南-打滝川-1	打滝川	笠置町	相楽郡笠置町大字笠置	
8	山南-和束川-1	和束川	和束町	相楽郡和束町石寺	
9	山南-和束川-2	和束川	和束町	相楽郡和束町大字釜塚	
10	山南-和束川-3	和束川	和束町	相楽郡和束町大字湯船	
11	山南-杣田川-1	杣田川	和束町	相楽郡和束町大字杣田	
12	山南-南川-1	南川	和束町	相楽郡和束町大字南	
1	南丹-曽我谷川-1	曽我谷川	亀岡市	亀岡市曽我部町重利中嶋	南　丹
2	南丹-山内川-1	山内川	亀岡市	亀岡市吉川町吉田　山内川橋付近	
3	南丹-鵜ノ川-1	鵜ノ川	亀岡市	亀岡市篠町山本　第三見晴北公園付近	
4	南丹-法貴谷川-1	法貴谷川	亀岡市	亀岡市曽我部町犬飼	
5	南丹-栢原川-1	栢原川	亀岡市	亀岡市西別院町万願寺　亀岡市立別院中学校付近	
6	南丹-園部川-1	園部川	南丹市	南丹市園部町竹井伊ノ谷	
7	南丹-園部川-2	園部川	南丹市	南丹市園部町横田下河原	
8	南丹-東所川-1	東所川	南丹市	南丹市八木町八木嶋　京都縦貫道 八木東IC付近	
9	南丹-陣田川-1	陣田川	南丹市	南丹市園部町内林町三号　曽我谷橋付近	
10	南丹-本梅川-1	本梅川	南丹市	南丹市園部町宍人　園部町林業総合センター付近	
11	南丹-由良川-1	由良川	南丹市	南丹市美山町北	
12	南丹-由良川-2	由良川	京丹波町	船井郡京丹波町坂原　道の駅和敷地内	
13	南丹-高屋川-1	高屋川	京丹波町	船井郡京丹波町和田垣内	
14	南丹-質美川-1	質美川	京丹波町	船井郡京丹波町質美　質美橋付近	
15	南丹-曽根川-1	曽根川	京丹波町	船井郡京丹波町曽根　曽根川橋付近	
16	南丹-上和知川-1	上和知川	京丹波町	船井郡京丹波町上粟野　上粟野バス停付近	
17	南丹-井尻川-1	井尻川	京丹波町	船井郡京丹波町井尻　西河原橋付近	
18	南丹-井尻川-2	井尻川	京丹波町	船井郡京丹波町八田	
19	南丹-土師川-1	土師川	京丹波町	船井郡京丹波町鎌谷下	

No	観測所名	河川名	市町村	設置箇所	管　　内
1	中東-志楽川-1	志楽川	舞鶴市	舞鶴市溝尻町　舞鶴市立東図書館付近	中丹東
2	中東-与保呂川-1	与保呂川	舞鶴市	舞鶴市浜　養老橋付近	
3	中東-与保呂川-2	与保呂川	舞鶴市	舞鶴市字行永	
4	中東-米田川-1	米田川	舞鶴市	舞鶴市字上安久	
5	中東-高野川-1	高野川	舞鶴市	舞鶴市字寺内　新大橋付近	
6	中東-高野川-2	高野川	舞鶴市	舞鶴市引土　新京橋付近	
7	中東-高野川-3	高野川	舞鶴市	舞鶴市字竹屋	
8	中東-祖母谷川-1	祖母谷川	舞鶴市	舞鶴市溝尻町　河川公園内	
9	中東-岡田川-1	岡田川	舞鶴市	舞鶴市字西方寺	
10	中東-岡田川-2	岡田川	舞鶴市	舞鶴市字下漆原	
11	中東-桧川-1	桧川	舞鶴市	舞鶴市字大俣	
12	中東-久田美川-1	久田美川	舞鶴市	舞鶴市字久田美	
13	中東-河辺川-1	河辺川	舞鶴市	舞鶴市字河辺中	
14	中東-朝来川-1	朝来川	舞鶴市	舞鶴市字吉野２４９	
15	中東-福井川-1	福井川	舞鶴市	舞鶴市字下福井	
16	中東-堀川-1	堀川	舞鶴市	舞鶴市愛宕下町	
17	中東-土佐川	土佐川	舞鶴市	舞鶴市字水間	
18	中東-女布川-1	女布川	舞鶴市	舞鶴市字公文名	
19	中東-伊佐津川-1	伊佐津川	舞鶴市	舞鶴市字魚屋　高砂橋付近	
20	中東-犀川-1	犀川	綾部市	綾部市物部町　物部大橋付近	
21	中東-犀川-2	犀川	綾部市	綾部市今田町	
22	中東-犀川-3	犀川	綾部市	綾部市志賀郷町	
23	中東-犀川-4	犀川	綾部市	綾部市小貝町	
24	中東-八田川-1	八田川	綾部市	綾部市梅迫町　梅迫橋付近	
25	中東-八田川-2	八田川	綾部市	綾部市下八田町宮ノ越	
26	中東-田野川-1	田野川	綾部市	綾部市上野町	
27	中東-西方川-1	西方川	綾部市	綾部市西方町	
28	中東-伊路屋川-1	伊路屋川	綾部市	綾部市新庄町	
29	中東-荒倉川-1	荒倉川	綾部市	綾部市高津町	
30	中東-古和木川-1	古和木川	綾部市	綾部市故屋岡町	
31	中東-古和木川-2	古和木川	綾部市	綾部市故屋岡町　山口神社付近	
32	中東-上八田川-1	上八田川	綾部市	綾部市岡安町　岡安交差点付近	
33	中東-安場川-1	安場川	綾部市	綾部市岡町　九反田橋付近	
34	中東-畑口川-1	畑口川	綾部市	綾部市五津合町　睦志バス停付近	
35	中東-草壁川-1	草壁川	綾部市	綾部市睦寄町	

No	観測所名	河川名	市町村	設置箇所	管　　内
1	中西-牧川-1	牧川	福知山市	福知山市夜久野町　精華橋付近	中丹西
2	中西-土師川-1	土師川	福知山市	福知山市三和町芦渕	
3	中西-法川-1	法川	福知山市	福知山市字堀	
4	中西-大呂川-1	大呂川	福知山市	福知山市字下天津　天王橋付近	
5	中西-竹田川-1	竹田川	福知山市	福知山市字田野　庵戸橋付近	
6	中西-田中川-1	田中川	福知山市	福知山市大江町二箇	
7	中西-枯木川-1	枯木川	福知山市	福知山市大江町南有路　道路情報盤付近	
8	中西-蓼原川-1	蓼原川	福知山市	福知山市大江町蓼原	
9	中西-尾藤川-1	尾藤川	福知山市	福知山市大江町尾藤	
10	中西-在田川-1	在田川	福知山市	福知山市大江町在田　在田区公会堂付近	
11	中西-相長川-1	相長川	福知山市	福知山市大字報恩寺	
12	中西-千原川-1	千原川	福知山市	福知山市夜久野町千原　千原川橋付近	
13	中西-畑川-1	畑川	福知山市	福知山市夜久野町今西中	
14	中西-細見川-1	細見川	福知山市	福知山市三和町中出	
15	中西-谷河川-1	谷河川	福知山市	福知山市大江町公庄　公庄交差点付近	
16	中西-直見川-1	直見川	福知山市	福知山市夜久野町直見	
17	中西-榎原川-1	榎原川	福知山市	福知山市字榎原	
18	中西-雲原川-1	雲原川	福知山市	福知山市大江町天田内	
19	中西-雲原川-2	雲原川	福知山市	福知山市字雲原	
20	中西-佐々木川-1	佐々木川	福知山市	福知山市字一ノ宮　三岳郵便局付近	
21	中西-佐々木川-2	佐々木川	福知山市	福知山市字野花	
22	中西-大谷川-1	大谷川	福知山市	福知山市字土　かけと橋付近	
23	中西-大谷川-2	大谷川	福知山市	福知山市石原一丁目	
1	丹後-犀川-1	犀川	宮津市	宮津市字岩ヶ鼻	丹　　後
2	丹後-大雲川-1	大雲川	宮津市	宮津市字脇	
3	丹後-神子川-1	神子川	宮津市	宮津市字波路町	
4	丹後-宮川-1	宮川	宮津市	宮津市字須津	
5	丹後-吉野川-1	吉野川	京丹後市	京丹後市丹後町谷内	
6	丹後-芦原川-1	芦原川	京丹後市	京丹後市久美浜町芦原	
7	丹後-新庄川-1	新庄川	京丹後市	京丹後市網野町下岡	
8	丹後-木津川-1	木津川	京丹後市	京丹後市網野町木津	
9	丹後-吉永川-1	吉永川	京丹後市	京丹後市丹後町吉永	
10	丹後-溝谷川-1	溝谷川	京丹後市	京丹後市弥栄町溝谷	
11	丹後-鱒留川-1	鱒留川	京丹後市	京丹後市峰山町長岡	
12	丹後-常吉川-1	常吉川	京丹後市	京丹後市大宮町奥大野	
13	丹後-三原川-1	三原川	京丹後市	京丹後市久美浜町関	
14	丹後-大谷川-1	大谷川	京丹後市	京丹後市大宮町河辺	
15	丹後-栃谷川-1	栃谷川	京丹後市	京丹後市久美浜町	
16	丹後-長延川-1	長延川	伊根町	与謝郡伊根町字本庄宇治 宇治橋	
17	丹後-加悦奥川-1	加悦奥川	与謝野町	与謝郡与謝野町字加悦	
18	丹後-香河川-1	香河川	与謝野町	与謝郡与謝野町字石川	
19	丹後-岩屋川-1	岩屋川	与謝野町	与謝郡与謝野町字四辻	
20	丹後-善王寺川-1	善王寺川	京丹後市	京丹後市大宮町善王寺	
21	丹後-久次川-1	久次川	京丹後市	京丹後市峰山町二箇	
22	丹後-永留川-1	永留川	京丹後市	京丹後市久美浜町永留	
設 置 箇 所 合 計		**126**	**箇所**		

（エ） 河川監視カメラ

（令和７年４月１日現在）

No	河川名	箇所名	所在地	管理者
1	鴨川	三条大橋	京都市東山区三条通大橋東入	京都土木事務所長
2	鴨川	鳥羽大橋	京都市伏見区竹田青池町	
3	鴨川	出町橋	京都市上京区青竜町（鴨川・高野川合流部）	
4	天神川	桂小橋	京都市右京区西京極殿田町（八条通り）	
5	山科川	旧安祥寺川合流部	京都市山科区勧修寺平田町	
6	高野川	岩倉川合流部	京都市左京区上高野流田町	
7	西高瀬川	稲村橋	京都市南区吉祥院稲葉町	
8	桂川	弓削川合流部	京都市右京区京北周山	
1	小畑川	落合橋	長岡京市久貝	乙訓土木事務所長
2	小泉川	松田橋観測所	大山崎町円明寺	
1	古川	佐古観測所	久御山町佐古	山城北土木事務所長
2	大谷川	八幡観測所	八幡市八幡東島	
3	普賢寺川	三山木観測所	京田辺市三山木	
4	防賀川	防賀川観測所	八幡市内里	
5	玉川	井手観測所	井手町井手	
6	田原川	大導寺川合流部	宇治田原町岩山	
7	弥陀次郎川	弥陀次郎川	宇治市五ヶ庄北ノ庄	
8	防賀川	興戸（防賀川）	京田辺市興戸南鉾立	
9	手原川	手原川	京田辺市薪井手	
10	馬坂川	馬坂川	京田辺市田辺	
11	天津神川	天津神川	京田辺市田辺道場	
12	長谷川	長谷川（城陽市）	城陽市奈島下ノ畔	
13	青谷川	青谷川（山城）	井手町大字多賀小字東北河原	
14	南谷川	南谷川	井手町大字多賀小字下川	
15	渋川	渋川	井手町大字井手小字下赤田	
16	井川	小倉	宇治市小倉老ノ木	
17	堂ノ川	木幡池	宇治市木幡熊小路	
1	煤谷川	北稲八間	精華町北稲八間（調整池付近）	山城南土木事務所長
2	山田川	山田川観測所	木津川市相楽	
3	井関川	井関川観測所	木津川市木津町	
4	和束川	白栖橋	和束町白栖	
5	白砂川	打滝川合流点	笠置町大字笠置小字市場	
6	山城谷川	山城谷橋	南山城村大字北大河原小字久保	
7	天神川	天神川(木津川市)	木津川市山城町綺田	
8	鳴子川	鳴子川	木津川市山城町北河原	
9	不動川	不動川	木津川市山城町平尾	
10	新川	新川(木津川市)	木津川市加茂町兎並	
1	桂川	保津橋	亀岡市保津町	南丹土木事務所長
2	桂川	山本浜（量水標）	亀岡市篠町山本	
3	園部川	小山観測所	南丹市園部町小山東町	
4	田原川	殿田	南丹市日吉町殿田	
5	高屋川	高屋川観測所	京丹波町豊田	
6	須知川	須知川橋	京丹波町須知美女山	

No	河川名	箇所名	所在地	管理者
7	年谷川	三宅観測所	亀岡市三宅町	南丹土木事務所長
8	曽我谷川	余部観測所	亀岡市余部町宝久保	
9	犬飼川	並河橋観測所	亀岡市大井町並河南台	
10	棚野川	渡橋	南丹市美山町静原地内	
11	七谷川	七谷川	亀岡市河原林町	
12	三俣川	三俣川	亀岡市旭町小豆畑	
1	伊佐津川	九枠橋	舞鶴市七日市	中丹東土木事務所長
2	八田川	安国寺	綾部市安国寺町（石田橋付近）	
3	志楽川	安岡橋	舞鶴市安岡	
4	犀川	物部大橋	綾部市物部町	
5	高野川	高野由里	舞鶴市高野由里	
6	与保呂川	椿川合流部	舞鶴市行永	
7	上林川	山内川合流部	綾部市睦寄町	
8	米田川	米田川	舞鶴市字上安	
9	伊佐津川	二ツ橋	舞鶴市大内	
1	土師川	前ヶ島橋	福知山市長田段	中丹西土木事務所長
2	和久川	和久川橋	福知山市奥野部	
3	弘法川	厚東観測所	福知山市厚東町	
4	弘法川	弘法川（上荒川橋）	福知山市荒川	
5	牧川	十二橋	福知山市十二	
6	宮川	雲原川合流部	福知山市大江町天田内	
7	法川	福知山城公園	福知山市堀	
1	大手川	京口橋	宮津市木ノ部	丹後土木事務所長
2	野田川	いななき橋	与謝野町字後野	
3	竹野川	三宅橋	京丹後市丹後町三宅	
4	佐濃谷川	田村橋	京丹後市久美浜町平田	
5	川上谷川	永留川合流部	京丹後市久美浜町島	
6	福田川	網野橋	京丹後市網野町下岡	
7	筒川	水の江橋	伊根町本庄上	
8	久美谷川	新橋	京丹後市久美浜町	
9	小西川	御旅	京丹後市峰山町浪花	
10	宇川	上宇川橋	京丹後市丹後町中野	
11	真名井川	真名井川	宮津市字江尻	
設置箇所合計		**76**	**箇所**	

京都府　水位計・河川監視カメラ配置図
（京都土木管内）

水位計	従来型水位計	▲
	危機管理型水位計	✚
カメラ	従来型カメラ	●
	簡易型カメラ	★

凡　例
- 一級河川
- 砂防河川

国道162号
国道477号
国道9号
国道1号
国道24号
国道361号
京都縦貫自動車道
京滋バイパス

久多川
久多川(水)
しもでふちばし(簡カ)
針畑川
能見川
上黒田(水)
(簡カ)
片波川
桂川（上流）
知谷川
筒江川
小塩川
別所川
灰屋川
弓削川
明石川
五本松(水)
五本松橋(簡カ)
弓削川合流部
周山
中地
熊田川
細野川
清滝川
貴船川
大原(水)
中央橋(簡カ)
鞍馬川
上賀茂
長代川(水)
静市(簡カ)
岩倉川
岩倉(水)
宝ヶ池公園(簡カ)
岩倉川合流部
松ヶ崎橋(水)
(簡カ)
京都土木事務所
北山大橋
衣笠荒見(水)
花折橋(簡カ)
天神川
高野川
出町橋
荒神橋
京都市役所
御室川(水)
太子道橋(簡カ)
西高瀬川
西院(水)
(簡カ)
三条大橋
安朱(水)
(簡カ)
西ノ宮川(水)
西ノ宮橋(簡カ)
旧安祥寺合流部
勧修寺
桂小橋
東松ノ木町
稲村橋(水)
(カ)
金ケ崎(水)
西金ケ崎橋(簡カ)
新幹線大橋
名神高速道路
小枝橋
七瀬川
宇治川派流
伏見みなと公園
東高瀬川
安祥寺川
藤尾川
山科川
合場川
御室川
有栖川
瀬田川
宇多川
鴨川
貴船川
鞍馬川
長代川
岩倉川
静原川
高野川
灰屋川
別所川
能見川
針畑川
久多川
桂川
筒江川
知谷川
小塩川
弓削川
明石川
熊田川
細野川
清滝川
上黒田(水)
(簡カ)
五本松(水)
五本松橋(簡カ)
弓削川合流部
周山
中地
久多川(水)
しもでふちばし(簡カ)
大原(水)
中央橋(簡カ)
上賀茂
長代川(水)
静市(簡カ)
岩倉(水)
宝ヶ池公園(簡カ)
岩倉川合流部
松ヶ崎橋(水)
(簡カ)
衣笠荒見(水)
花折橋(簡カ)
御室川(水)
太子道橋(簡カ)
西院(水)
(簡カ)
安朱(水)
(簡カ)
西ノ宮川(水)
西ノ宮橋(簡カ)
稲村橋(水)
(カ)
金ケ崎(水)
西金ケ崎橋(簡カ)
伏見みなと公園

一　級　河　川　水　系　表

淀川水系

- 1 淀川
  - 46 桂川
    - 52 鴨川
      - 53 西高瀬川
      - 54 白川
    - 55 高野川
      - 148 音羽川
      - 56 岩倉川 — 57 長代川
    - 58 鞍馬川
      - 59 静原川
      - 60 貴船川
  - 158 新川
  - 61 天神川 — 62 御室川 — 63 宇多川
  - 64 有栖川
  - 150 瀬戸川
  - 65 清滝川
  - 110 別所川
  - 111 能見川
  - 92 田原川 — 96 宇谷川 / 97 宇治川
  - 100 明石川 — 101 熊田川
  - 102 細野川
  - 103 弓削川 — 104 筒江川 / 105 知谷川
  - 106 三明谷川
  - 107 小塩川
  - 108 灰屋川
  - 109 片波川
  - 112 古川
  - 113 東高瀬川
  - 115 宇治川派流
  - 114 七瀬川
  - 152 濠川
  - 153 合場川
  - 116 山科川
    - 118 旧安祥寺川
    - 154 西野山川 — 155 西野山川支川
    - 119 安祥寺川
    - 120 四ノ宮川 — 156 藤尾川
  - （びわ湖）— （安曇川）— 143 針畑川 — 144 久多川

京都府　水位計・河川監視カメラ配置図
（乙訓土木管内）

水位計	従来型水位計
	危機管理型水位計
カメラ	従来型カメラ
	簡易型カメラ

京都市西京区
京都府亀岡市
大阪府高槻市
大阪府島本町
長岡京市
向日市
大山崎町
京都市右京区
京都市下京区
京都市南区
京都市伏見区
京都府久御山町
京都府八幡市

善峰川（水）
石見小橋（簡力）
大原野（水）
（簡力）
向日市役所
乙訓土木事務所
長岡京市役所
犬川（水）
新犬川橋（簡力）
落合橋
小畑川（水）
久保川（水）
円明寺（簡力）
松田橋（水）
（力）
大山崎町役場
三川合流域

国道９号
阪急京都線
ＪＲ東海道本線
国道１７１号
東海道新幹線
名神高速道路
国道１号
京都第二外環状道路
桂川
宇治川
木津川
淀川
国道１７１号
名神高速道路
国道４７８号
京都第二外環状道路

亀岡市　高槻市　島本町　長岡京市　八幡市　枚方市

砂防関連渓流

整理番号	渓流名	ふりがな	水系	所在地	堰堤工（基）
1	小畑川	おばたがわ	淀川	京都市	0
2	千丈川	せんじょうがわ	淀川	京都市	1
3	北川	きたがわ	淀川	京都市	6
4	椎ノ木谷川	しいのきたにがわ	淀川	京都市	10
5	善峰川	よしみねがわ	淀川	京都市	8
6	社家川	しゃけがわ	淀川	京都市	5
7	懸谷川	かけたにがわ	淀川	京都市	3
8	金蔵時谷川	きんぞうじだにかわ	淀川	京都市	2
9	岩倉川	いわくらがわ	淀川	京都市	17
10	南谷川	みなみだにがわ	淀川	京都市	2
11	芝田川	しばたがわ	淀川	京都市	1
12	東細谷川	ひがしほそたにがわ	淀川	京都市	3
13	灰谷川	はいだにがわ	淀川	京都市	11
14	小塩川	おじおがわ	淀川	京都市	5
15	出灰川	いずりはがわ	淀川	京都市	0
16	坂川	さかがわ	淀川	長岡京市	1
17	小泉川	こいずみがわ	淀川	長岡京市	1
18	湯谷川	ゆたにがわ	淀川	長岡京市	2
19	深谷川	ふかたにがわ	淀川	長岡京市	2
20	見舞谷川	みまいだにがわ	淀川	長岡京市	1
21	柳谷川	やなぎだにがわ	淀川	長岡京市	2
22	浄土谷川	じょうどだにがわ	淀川	長岡京市	1
23	久保川	くぼがわ	淀川	大山崎町	2
24	千谷川	せんだにがわ	淀川	大山崎町	2
25	高橋川	たかはしがわ	淀川	大山崎町	2
26	西谷川	にしたにがわ	淀川	大山崎町	1
27	船橋川	ふなはしがわ	淀川	大山崎町	1

一級河川

河川番号	河川名	管理延長km	流域面積㎢	計画高水流量㎥/s	備考
47	小泉川	5.564	10.0	150	一級河川
48	久保川	1.472	0.7	15	〃
49	小畑川	14.994	34.2	500	〃
50	犬川	0.850	小畑川に含む	－	〃
51	善峰川	3.660	12.0	200	〃
139	芥川	3.600			〃

凡例：河川起終点／河川防災カメラ／水位観測所／雨量観測所／急傾斜地崩壊危険区域／地すべり防止区域／砂防指定地／普通河川（砂防指定地）／一級河川（知事管理区間）

京都府　水位計・河川監視カメラ配置図
（山城北土木管内）

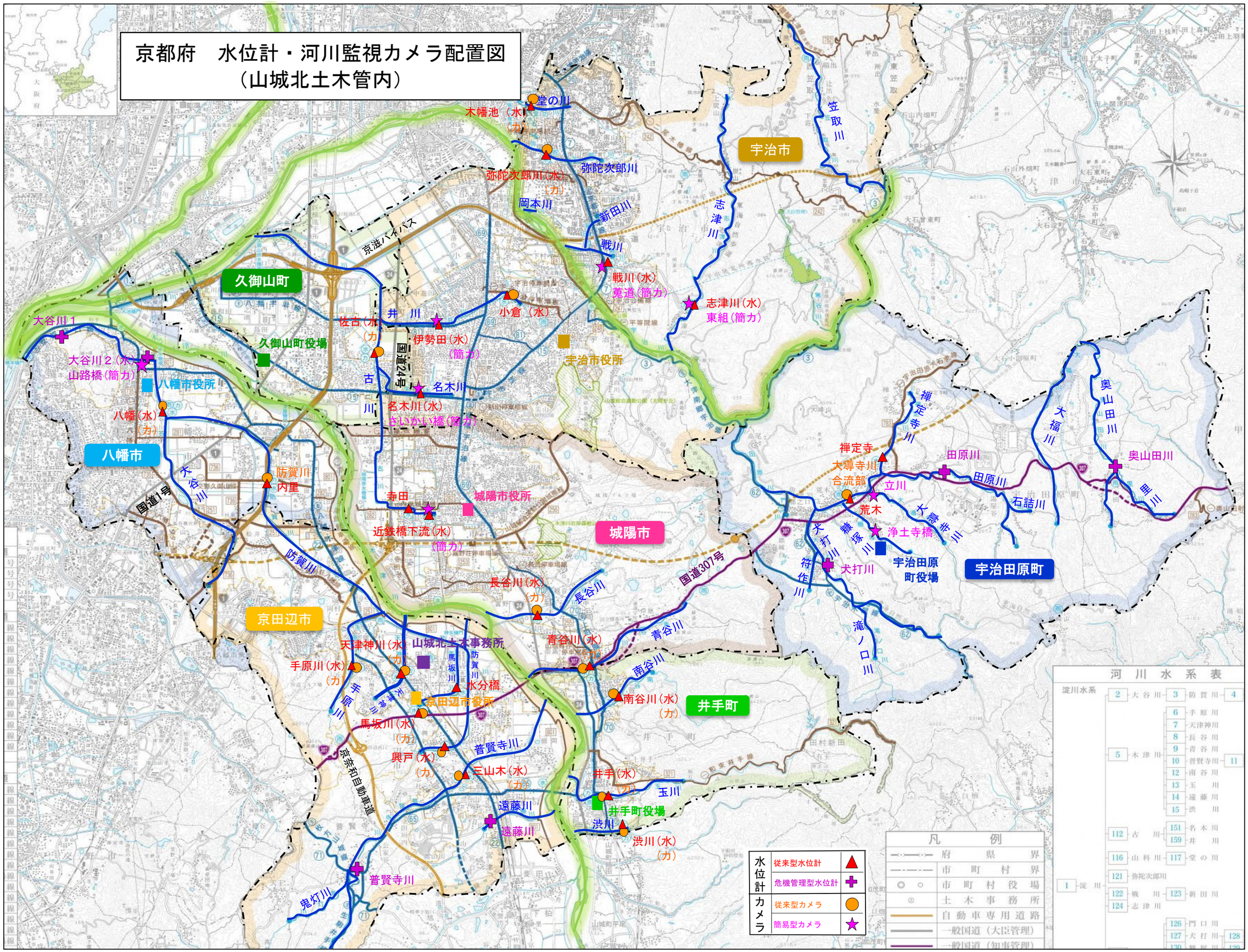

京都府　水位計・河川監視カメラ配置図
（山城南土木管内）

和束町
南山城村
笠置町
精華
木津川市
和束町役場
南山城村役場
笠置町役場
精華町役場
木津川市役所
山城南土木事務所
和束川3
和束川2
和束川1
門前橋（水）
（簡力）
門前川
中村川
南川
杣田川
白栖橋
谷山川
椎原川
横川
布目川
打滝川
白砂川
打滝川合流点
渋久川
山城谷川
国道163号
京奈和自動車道
天神川（水）
（力）
煤谷川（水）
菱田（簡力）
菱田
萩の谷川
不動川（水）
（力）
鳴子川（水）
（力）
煤谷川
北稲八間
蛇吉川
新川（水）
（力）
赤田川
石部川
赤田川（水）
加茂（簡力）
井関川１
井関川２
井関川（水）
（力）
山田川（水）
（力）
小川
乾谷川
山田川
乾谷川放水路
井関川
鹿川
山城谷川

水位計	従来型水位計
	危機管理型水位計
カメラ	従来型カメラ
	簡易型カメラ

京都府　水位計・河川監視カメラ配置図
（南丹土木管内）

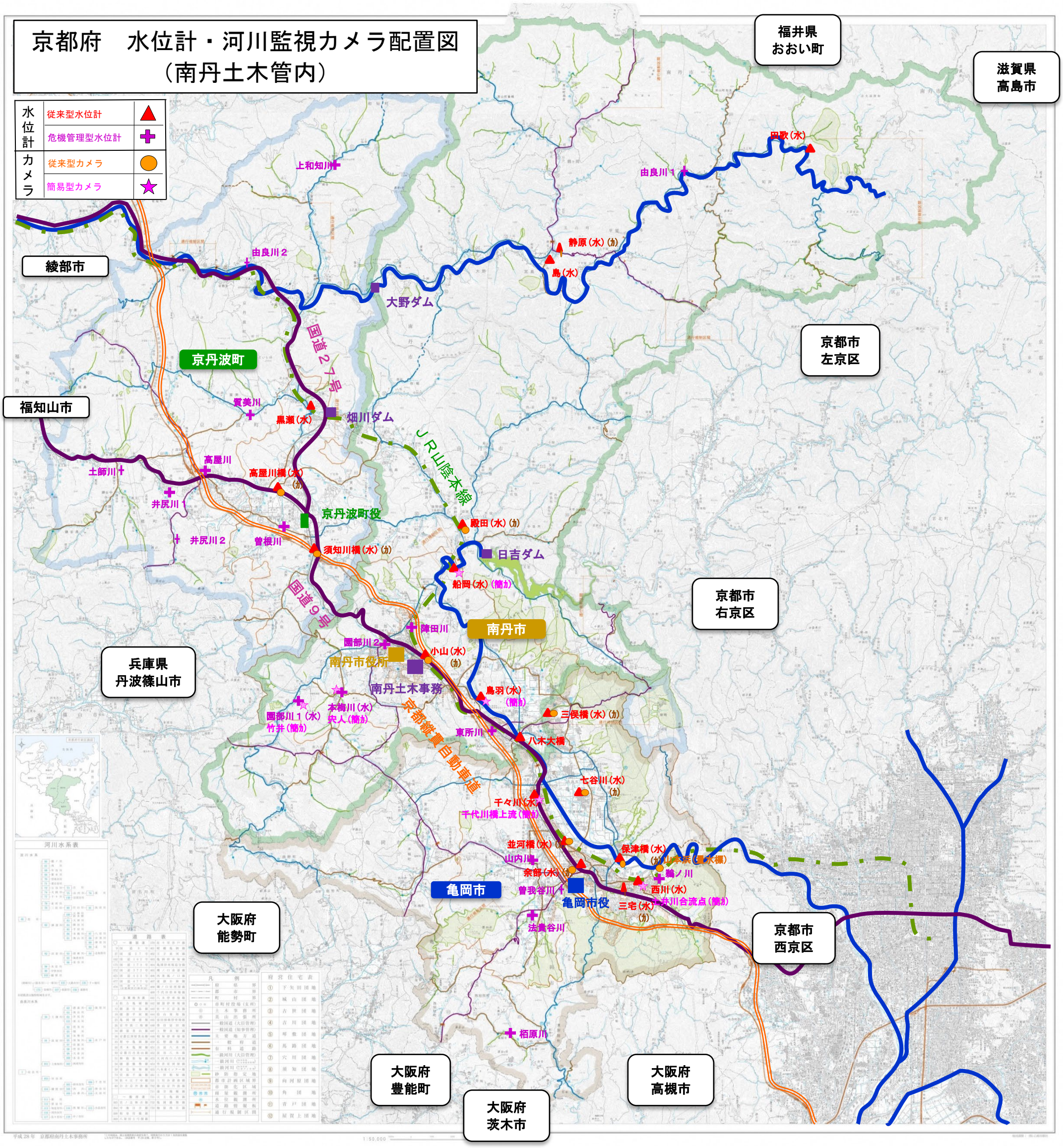

京都府　水位計・河川監視カメラ配置図
（中丹東土木管内）

河川水系表

一級河川
由良川水系

- 1 和江谷川
- 5 土佐川
- 6 丸田川
- 7 八戸地川
- 8 真肇川
- 9 久田美川
  - 10 池田川
  - 11 富室川
  - 12 岡田川
    - 13 平川
    - 14 下見谷川
    - 15 長谷川
  - 16 宇谷川
  - 17 桧川
    - 18 滝川
- 68 荒倉川
- 69 犀川
  - 70 伊路屋川
  - 71 西坂川
  - 72 天野川
  - 73 白道路川
  - 74 向田川
  - 75 西方川
- 76 安場川
- 1 由良川
  - 77 八田川
    - 78 小呂川
    - 79 上八田川
      - 80 大谷川
  - 81 上林川
    - 82 井根川
    - 83 浅原川
    - 84 畑口川
    - 85 本住川
    - 86 睦志川
    - 87 山内川
    - 88 章璧川
    - 89 古和木川
      - 90 福早谷川
  - 122 田野川

二級河川
日本海
- 1 野原川
- 2 瀬崎川

舞鶴湾
- 3 大丹生川
- 4 河辺川
- 5 朝来川
  - 6 吉野川
- 7 志楽川
  - 8 堀川
  - 9 庭原川
- 10 祖母谷川
- 11 与保呂川
  - 12 惟川
  - 13 菅坂川
- 11 伊佐津川
  - 88 米田川
  - 15 天清川
  - 16 池内川
    - 17 青谷川
    - 18 池の内下川
    - 19 寺田川
- 20 高野川
  - 21 女布川
- 22 福井川

京都府行政区画図

道路表

	一般国道		開垣上八田線
27	国道27号	485	物部権現停車場線
173	国道173号	486	篠田七百石線
175	国道175号	487	老富舞鶴線
177	国道177号	488	小貝豊里線
178	国道178号	489	小西西坂線
478	国道478号(C&S編成自転車道)	490	物部西舞鶴線
		491	金河内馳頭線
	主要地方道	492	私市大江線
1	小浜綾部線	493	西坂巻原線
8	福知山綾部線	494	綾部大江線
9	綾部大江宮津線	522	三俣綾部線
21	舞鶴野原港高浜線	533	内宮馳頭線
23	東舞鶴停車場線	561	田井中川線
27	池辺京田線	562	金剛院線
28	小倉西舞鶴線	563	松尾寺停車場線
34	綾部美山線	564	松尾吉坂線
45	舞鶴宮津線	565	余部下舞鶴港線
51	舞鶴和知線	566	西舞鶴停車場線
55	舞鶴福知山線	567	馳頭四所停車場線
66	志高西舞鶴線	568	金仏峠線
74	舞鶴綾部福知山線	569	東雲停車場線
77	綾部インター線	570	西方寺岡田由里線
		571	西神崎上東線
		601	由良金ヶ岬上福井線
	一般府道	709	中山綾部線
150	広野綾部線	771	名田庄綾部線
481	上杉和知線	772	高浜舞鶴線
482	山家停車場線		
483	安場田野線		

水位計		カメラ	
	従来型水位計		従来型カメラ
	危機管理型水位計		簡易型カメラ

1：150,000

平成17年　京都府中丹東土木事務所

「この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を使用したものである。（承認番号　平15近使、第81号）」

京都市下京区烏丸通上珠数屋町東入ル　☎351－6598　㈱小林地図　納

京都府　水位計・河川監視カメラ配置図
（中丹西土木管内）

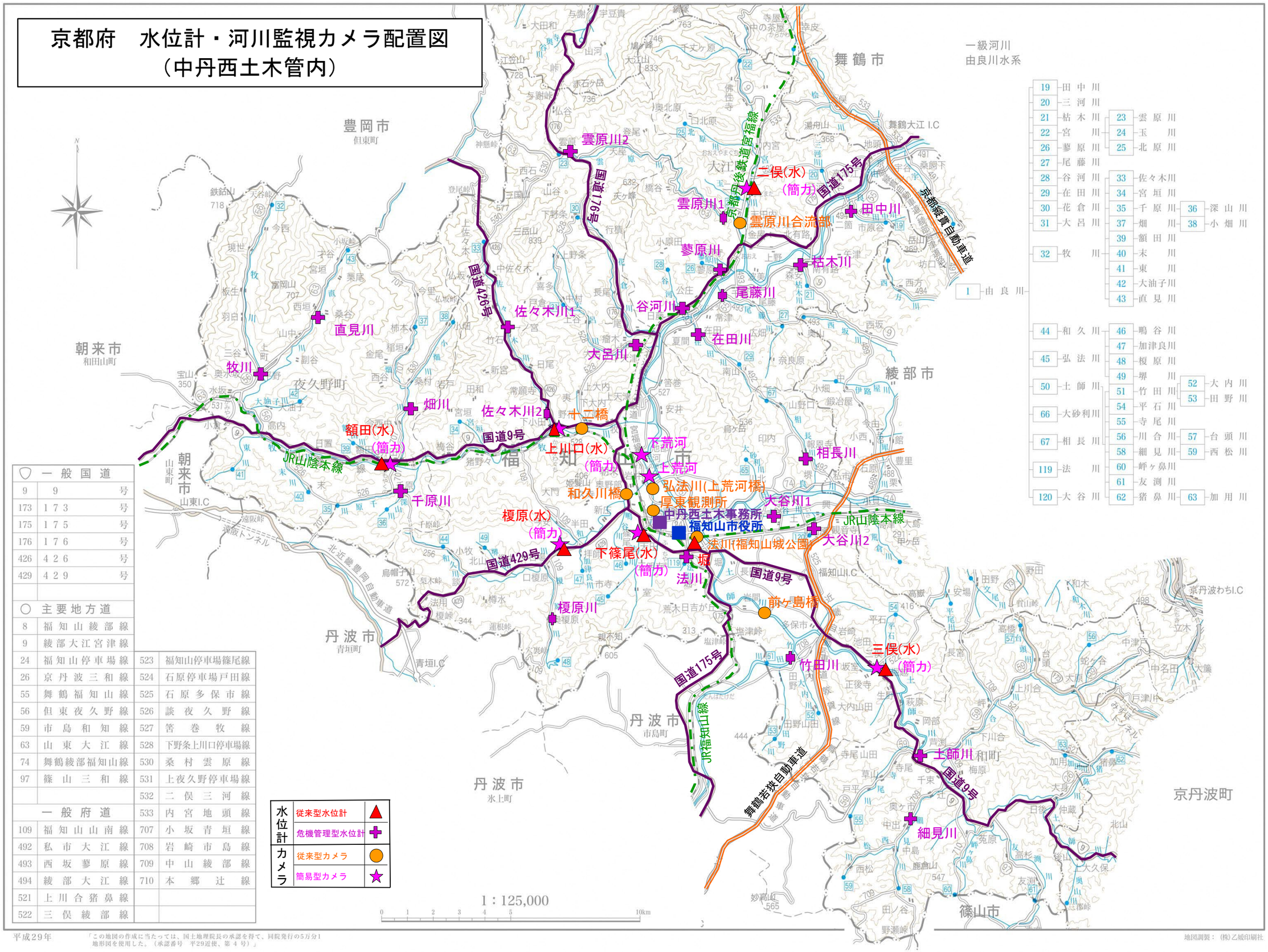

一般国道	
9	9　号
173	173　号
175	175　号
176	176　号
426	426　号
429	429　号
主要地方道	
8	福知山綾部線
9	綾部大江宮津線
24	福知山停車場線
26	京丹波三和線
55	舞鶴福知山線
56	但東夜久野線
59	市島和知線
63	山東大江線
74	舞鶴綾部福知山線
97	篠山三和線
一般府道	
109	福知山山南線
492	私市大江線
493	西坂蓼原線
494	綾部大江線
521	上川合猪鼻線
522	三俣綾部線
523	福知山停車場篠尾線
524	石原停車場戸田線
525	石原多保市線
526	談夜久野線
527	筈巻牧線
528	下野条上川口停車場線
530	桑村雲原線
531	上夜久野停車場線
532	二俣三河線
533	内宮地頭線
707	小坂青垣線
708	岩崎市島線
709	中山綾部線
710	本郷辻線

一級河川
由良川水系

19	田中川				
20	三河川				
21	枯木川	23	雲原川		
22	宮川	24	玉川		
26	蓼原川	25	北原川		
27	尾藤川				
28	谷河川	33	佐々木川		
29	在田川	34	宮垣川		
30	花倉川	35	千原川	36	深山川
31	大呂川	37	畑川	38	小畑川
		39	額田川		
32	牧川	40	末川		
		41	東川		
		42	大油子川		
1	由良川	43	直見川		
44	和久川	46	鴨谷川		
47	加津良川				
45	弘法川	48	榎原川		
		49	堺川	52	大内川
50	土師川	51	竹田川	53	田野川
66	大砂利川	54	平石川		
		55	寺尾川		
67	相長川	56	川合川	57	台頭川
		58	細見川	59	西松川
119	法川	60	岼ヶ鼻川		
		61	友渕川		
120	大谷川	62	猪鼻川	63	加用川

平成29年

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を使用した。（承認番号　平29近使、第４号）」

地図調製：（株）乙綴印刷社

京都府　水位計・河川監視カメラ配置図
（丹後土木管内）

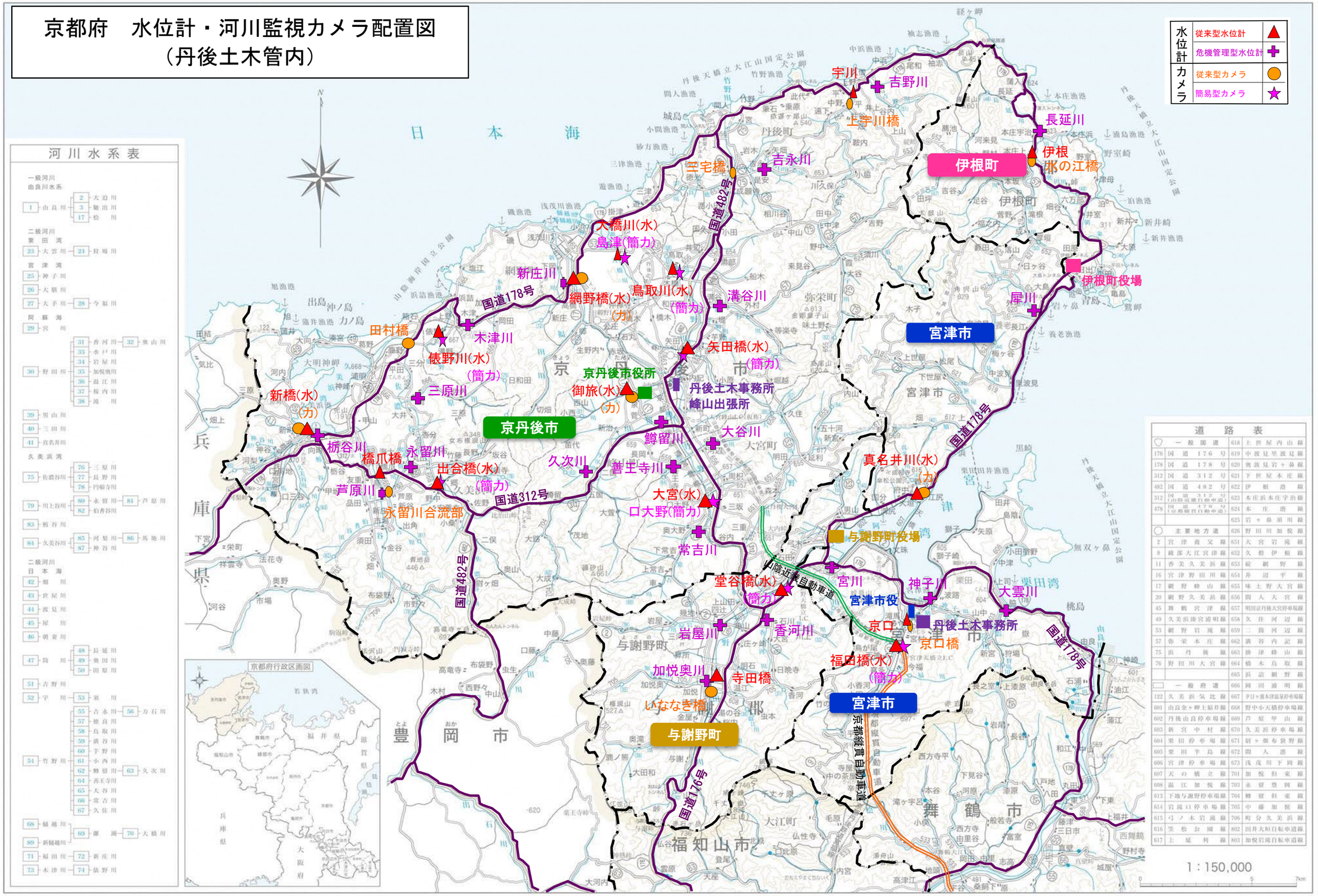

平成30年　京都府丹後土木事務所

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の５万分１地形図を使用した。（承認番号　平30 近使、第 10 号）」

地図調製：（株）乙媛印刷社

国土交通省　雨量観測所（テレメータ）

河川名	観測所名	観測位置	観測開始年月日	標高(m	所属	備考
大石川	宮村	綴喜郡宇治田原町大字奥山田小字政所18-4	S38.12.27	260	淀川ダム統合管理事務所	
桂川	鎌倉	京都市右京区京北上黒田	S46.6.24	350	〃	
桂川	周山	京都市右京区京北周山町上植代43-1	S46.6.24	307	〃	
桂川	殿田	南丹市日吉町殿田	S46.6.24	272	〃	
園部川	園部	南丹市園部町大河内	S46.6.24	292	〃	
桂川	新町	南丹市八木町字鳥羽	S39.3.4	110	淀川河川事務所	
桂川	西別院	亀岡市西別院町柚原西別院小学校	S39.3.4	270	〃	
鴨川	雲ケ畑	京都市北区雲ヶ畑中畑町176	S46.6.24	290	淀川ダム統合管理事務所	
桂川	桂	京都市西京区桂浅原町	S45.7.1	34	淀川河川事務所	
木津川	加茂	木津川市加茂町北船屋	S41.2.20	40	〃	
宇治川	西笠取	宇治市西笠取辻出川東37番1	H2.4.1	150	淀川ダム統合管理事務所	
高屋川	曽根	船井郡京丹波町曽根	S59.6.27	271	福知山河川国道事務所	
高屋川	下山	船井郡京丹波町下山	S45.7.17	360	〃	
由良川	味方(綾部)	綾部市味方町	S49.4.1	46	〃	
犀川	物部	綾部市物部町何北中学校	S48.7.4	56	〃	
土師川	三和	福知山市三和町字辻小字河野3-2	S48.7.4	96	〃	
由良川	音無瀬(福知山)	福知山市寺町	S53.9.7	20	〃	
由良川	波美	福知山市大江町波美	H12.10.1	28	〃	
由良川	大川橋	舞鶴市上東	S43.12.10	4	〃	
上和知川	西河内	船井郡京丹波町字西河内小字川ノ上	H4.4.1	290	〃	

国土交通省　水位観測所（テレメータ）

河川名	観測所名	観測位置	水防団待機(氾濫注意)水位	計画高水位(m)	河口よりの距離(km)	零点高(m)	観測開始年月日	管理者
宇治川	槇尾山	宇治市宇治山王町	2.00 (3.00)	－	51.90	OP＋ 16.000	S42.7.10	淀川ダム統合管理事務所
宇治川	向島	京都市伏見区向島橋詰町	1.30 (2.00)	4.11	44.90	OP＋ 12.866	S42.7.10	淀川河川事務所
宇治川	淀	久世郡久御山町大字大橋辺小字北島	2.50 (3.50)	5.60	38.90	OP＋ 11.017	S46.6.24	〃
宇治川	宇治川三川	八幡市橋本奥ノ町	－ (－)	－	35.70	OP＋ 8.956	S52.3	〃
桂川	新町	南丹市八木町鳥羽	1.50 (－)	－	77.90	TP＋ 109.700	S40.3.22	〃
桂川	亀岡	亀岡市保津町下中島	2.50 (4.50)	－	66.70	TP＋ 83.247	S46.6.24	〃
桂川	保津峡	京都市右京区嵯峨水尾鳩ケ巣	3.00 (－)	－	59.20	TP＋ 48.073	S40.3.22	〃
桂川	天竜寺	京都市右京区嵯峨中ノ島町	1.20 (1.80)	2.50	55.70	OP＋ 34.360	S61.4	〃
桂川	桂	京都市西京区桂浅原町	2.80 (3.80)	5.06	50.40	OP＋ 19.391	S42.7.10	〃
桂川	納所	京都市伏見区納所町	2.00 (3.50)	5.50	41.00	OP＋ 11.119	S46.6.24	〃
木津川	八幡	八幡市八幡千束	2.50 (4.00)	6.41	37.90	OP＋ 11.335	S45.7.1	〃
木津川	加茂	木津川市加茂町北船屋	2.50 (4.50)	9.01	66.50	TP＋ 34.887	S40.9.25	〃
木津川	飯岡	京田辺市飯岡久保田	2.00 (3.50)	6.71	52.70	TP＋ 22.108	S53.3	〃
木津川	有市	笠置町上有市	5.00 (－)	－	40.20	TP＋ 47.000	－	水資源機構
鴨川	深草	京都市伏見区深草向川原町	1.50 (－)	－	45.90	OP＋ 19.016	H1.1.25	淀川河川事務所
由良川	綾部	綾部市味方町	2.00 (3.50)	8.123	51.91	TP＋ 33.500	S45.7.17	福知山河川国道事務所
由良川	戸田	福知山市川北	2.00	－	42.10	TP＋ 18.552	S49.6.10	〃
由良川	福知山	福知山市寺町	2.00 (4.00)	7.740	36.63	TP＋ 12.440	S53.9.7	〃
由良川	天津上	福知山市筈巻	3.00	－	31.81	TP＋ 6.996	H12.7.1	〃
由良川	波美	福知山市大江町波美	4.00	－	24.73	TP＋ 2.820	H12.9.6	〃
由良川	大雲橋	福知山市大江町南有路	3.50 (5.00)	－	21.52	TP＋ 1.735	H28.10.24	〃
由良川	地頭	舞鶴市地頭	3.50 (5.00)	－	14.63	TP－ 0.413	H3.12.4	〃
由良川	大川橋	舞鶴市上東	2.50 (3.50)	－	8.22	TP－ 1.064	S43.12.13	〃
由良川	由良	宮津市由良	0.80	－	0.37	TP－ 0.171	H6.11.22	〃
土師川	長田	福知山市字長田小字市ヶ島153-1	－	－	42.10	TP＋ 23.260	H7.4.1	〃

国土交通省テレメータ観測所配置図（府内分）

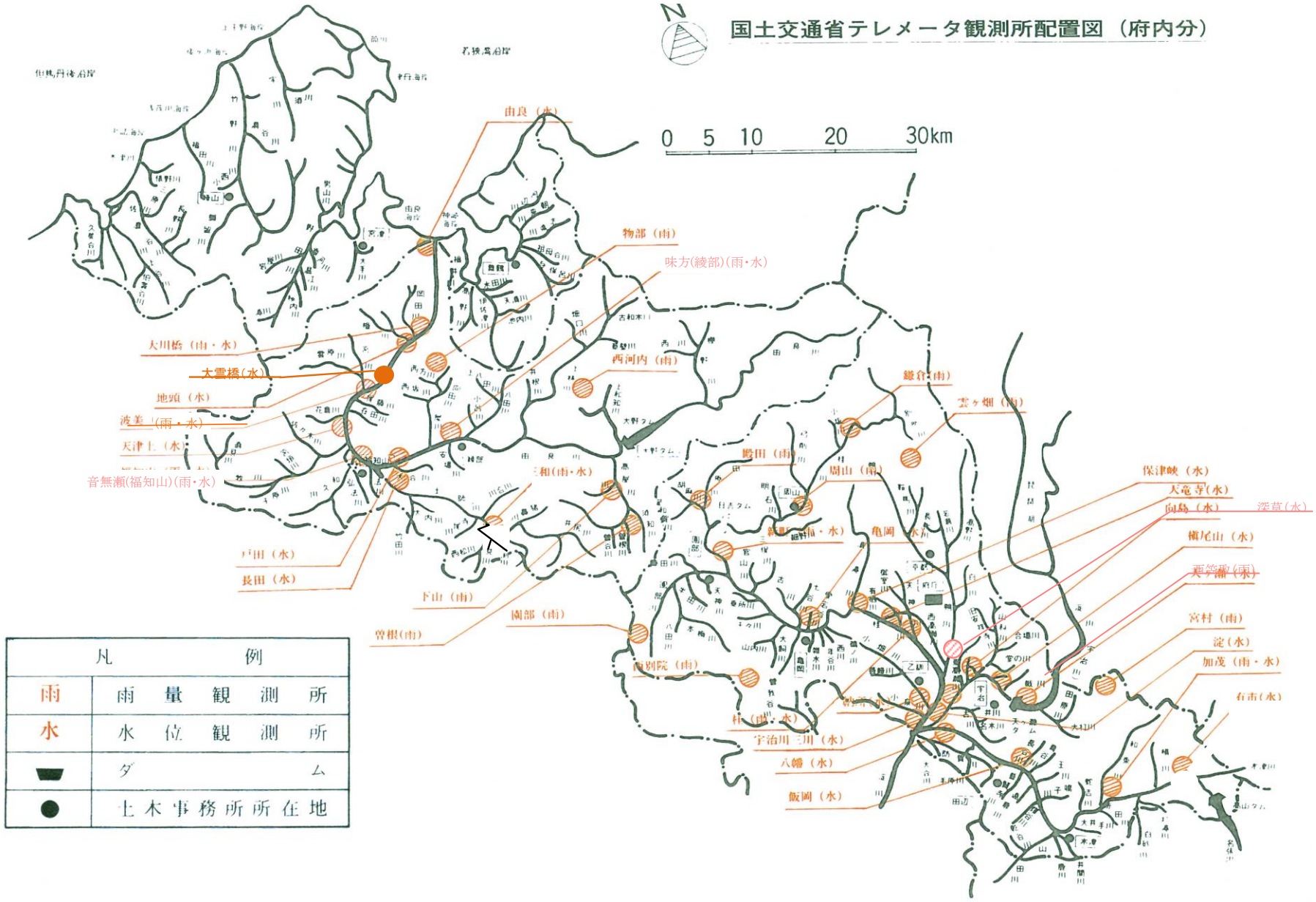

第15　積雪の観測・通報

1　各機関の積雪観測所

(1)　気象庁所属の積雪観測所を「京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）一覧表」及び「京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス)配置図」に示す。

(2)　京都府の積雪観測所及び警戒積雪深を「京都府積雪観測所及び警戒積雪深」に示す。

2　京都府の積雪観測通報

(1)　観測期間

原則として、12月１日から翌年３月15日まで。

(2)　観測内容

ア　降雪量は、前日の８時からその日の８時までの合計値

イ　積雪深は、その日の８時現在の数値

ウ　天候は、その日の８時現在の晴曇雪等の区分

(3)　大雪注意報・警報発表時間及び災害対策本部又は、雪害対策本部が設置された場合

ア　前項イの観測にその日の12時及び16時の２回を追加する。

(4)　観測の結果

京都府の観測結果は京都地方気象台及び近畿地方整備局との間に相互に資料の交換を行う。

第16　風の観測

京都府内の気象官署及び京都地方気象台所属地域気象観測所における風の観測は、次の箇所で行う。

京都地方気象台 舞鶴特別地域気象観測所 福知山地域気象観測所 間人地域気象観測所	宮津地域気象観測所 美山地域気象観測所 園部地域気象観測所 京田辺地域気象観測所

第17　潮位観測（京都地方気象台）

1　京都府の地域における潮位観測は次により実施する。

舞鶴検潮所　（舞鶴港京都地方気象台管理）ホームページによる情報提供

京都府積雪観測所及び警戒積雪深

土木事務所名	観測地点	所在地	警戒積雪深（ｃｍ）
南丹土木事務所	美山町安掛(*1)	南丹市美山町安掛	６０
	美山町鶴ヶ岡	南丹市美山町盛郷	９０
	美山町田歌	南丹市美山町田歌	１００
	美山町佐々里	南丹市美山町佐々里	１１０
	美山町知見	南丹市美山町知見	１００
	京丹波町仏主	船井郡京丹波町仏主	６０
	京丹波町大迫	船井郡京丹波町大迫	４０
	京丹波町大簾	船井郡京丹波町大簾	５０
	京丹波町質志	船井郡京丹波町質志	５０
	日吉町四ッ谷	南丹市日吉町四ッ谷	５０
	八木町神吉	南丹市八木町神吉	４０
中丹西土木事務所	福知山市登尾	福知山市上佐々木	８０
	福知山市法用	福知山市字法用	５０
	福知山市篠尾(*1)	福知山市篠尾新町	４０
	福知山市雲原	福知山市字雲原	１２０
	大江町金屋	福知山市大江町金屋	５０
	大江町仏性寺	福知山市大江町仏性寺	１１０
	三和町高橋	福知山市三和町高橋	５０
	三和町草山	福知山市三和町草山	４０
	夜久野町千原	福知山市夜久野町千原	５０
	夜久野町田谷	福知山市夜久野町板生	９０
	夜久野町今里	福知山市夜久野町今里	９０
中丹東土木事務所	綾部市老富	綾部市老富町市茅野	１２０
	綾部市川糸	綾部市川糸	３０
	綾部市睦寄	綾部市睦寄	７０
	綾部市内久井	綾部市内久井	６０
	綾部市大又	綾部市大又	７０
	綾部市西坂	綾部市西坂	４０
	綾部市五泉町	綾部市五泉町	１００
	舞鶴市寺田	舞鶴市寺田	６０
	舞鶴市三浜	舞鶴市三浜	６０
	舞鶴市浜	舞鶴市浜	４０
	舞鶴市大山	舞鶴市大山	１００
	舞鶴市松陰(*1)	舞鶴市松陰	４０
	舞鶴市志高	舞鶴市志高	５０
	舞鶴市松尾	舞鶴市松尾	１１０
(*1)指定観測点			

土木事務所名	観測地点	所在地	警戒積雪深（ｃｍ）
丹後土木事務所	宮津市吉原	宮津市吉原	５０
	宮津市由良	宮津市由良	５０
	宮津市小田	宮津市小田	１１０
	宮津市上世屋	宮津市上世屋	１９０
	宮津市狩場	宮津市狩場	７０
	宮津市日置	宮津市日置	８０
	宮津市下世屋	宮津市下世屋	１４０
	宮津市大西	宮津市大西	１００
	与謝野町加悦	与謝郡与謝野町加悦	７０
	与謝野町与謝	与謝郡与謝野町与謝	１１０
	与謝野町奥滝	与謝郡与謝野町奥滝	９０
	与謝野町香河	与謝郡与謝野町香河	８０
	与謝野町岩滝	与謝郡与謝野町岩滝	６０
	伊根町平田	与謝郡伊根町平田	７０
	伊根町本庄上	与謝郡伊根町本庄上	９０
	伊根町日出	与謝郡伊根町日出	８０
	伊根町寺領	与謝郡伊根町寺領	１４０
	伊根町蒲入	与謝郡伊根町蒲入	９０
	与謝野町岩屋	与謝郡与謝野町岩屋	１２０
	峰山町荒山(*1)	京丹後市峰山町荒山	７０
	峰山町五箇	京丹後市峰山町五箇	８０
	大宮町口大野	京丹後市大宮町口大野	６０
	大宮町三重	京丹後市大宮町三重	７０
	大宮町延利	京丹後市大宮町延利	９０
	網野町木津	京丹後市網野町木津	６０
	網野町網野	京丹後市網野町網野	７０
	網野町新庄	京丹後市網野町新庄	７０
	丹後町袖志	京丹後市丹後町袖志	８０
	丹後町間人	京丹後市丹後町間人	６０
	丹後町上野	京丹後市丹後町上野	７０
	弥栄町黒部	京丹後市弥栄町黒部	８０
	弥栄町野中	京丹後市弥栄町野中	１３０
	弥栄町等楽寺	京丹後市弥栄町等楽寺	８０
	久美浜町佐野	京丹後市久美浜町佐野	９０
	久美浜町河梨	京丹後市久美浜町河梨	１２０
	久美浜町栄町	京丹後市久美浜町栄町	８０
	久美浜町平田	京丹後市久美浜町平田	６０

第３節　市町村地域防災計画で定める事項

気象、地震、津波、水防、火災等に関する予報警報については、これを迅速的確に住民に周知しなければならない。このため次の事項についてその詳細を定めるものとする。

第１　気象予報警報の伝達系統及び方法

１　伝達系統図及び伝達方法

２　地方放送局の利用

第２　河川に対する予報警報の伝達方法等

浸水想定区域ごとに次の事項について定める。

１　洪水予報、水位到達情報の伝達方法

２　避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

３　地下街等、又は高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設で当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

４　前３に規定する施設への洪水予報、水位到達情報の伝達方法

第３　土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

土砂災害警戒区域ごとに次の事項を定める。

１　土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

２　警戒区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

第４　異常現象発見時における措置

１　発見者の通報

２　市町村長への通報

３　市町村長の関係機関への通報

４　一般住民に対する周知徹底

第５　近地地震、津波に対する自衛処置

１　地震、津波についての教育

２　震度４以上を感じた場合の海面状態の監視組織

３　情報聴取の責任者

４　一般住民に対する周知徹底

1　京都府予報警報等伝達経路図

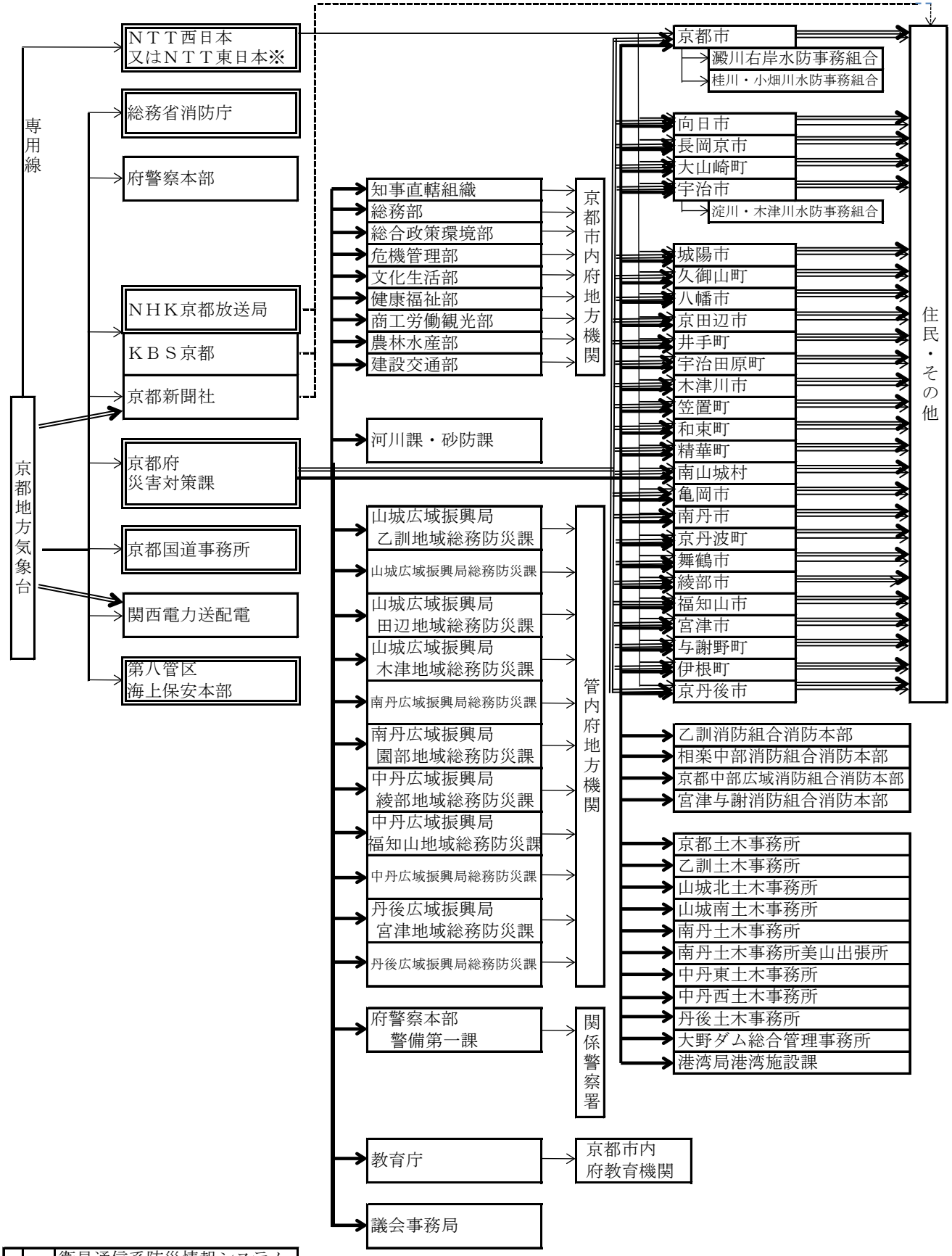

凡例		
	═══	衛星通信系防災情報システム
	- - -	報　　道
	———	有　　線
	═══	インターネットメール

※ＮＴＴへは警報のみ通報

1．二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号、第９条の規定に基づく法定伝達法。

2．二重線の経路は、気象業務法第15条の２によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

淀川水系（淀川・宇治川・木津川下流・木津川上流・桂川下流）洪水予報の連絡系統

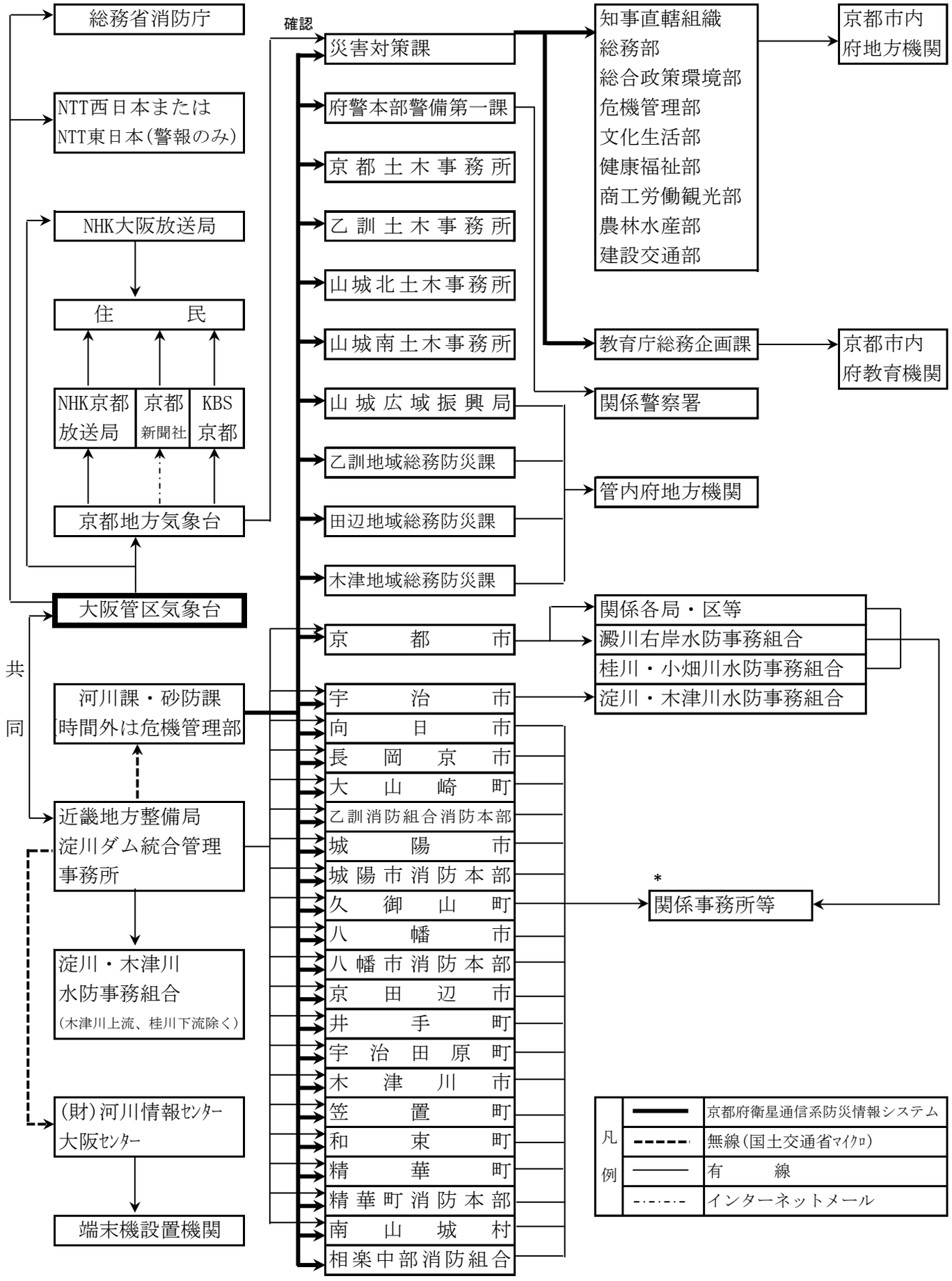

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川）水防警報の連絡系統

連絡用紙「淀川水防警報・情報用紙」⑦
「木津川水防警報受報用紙」⑧

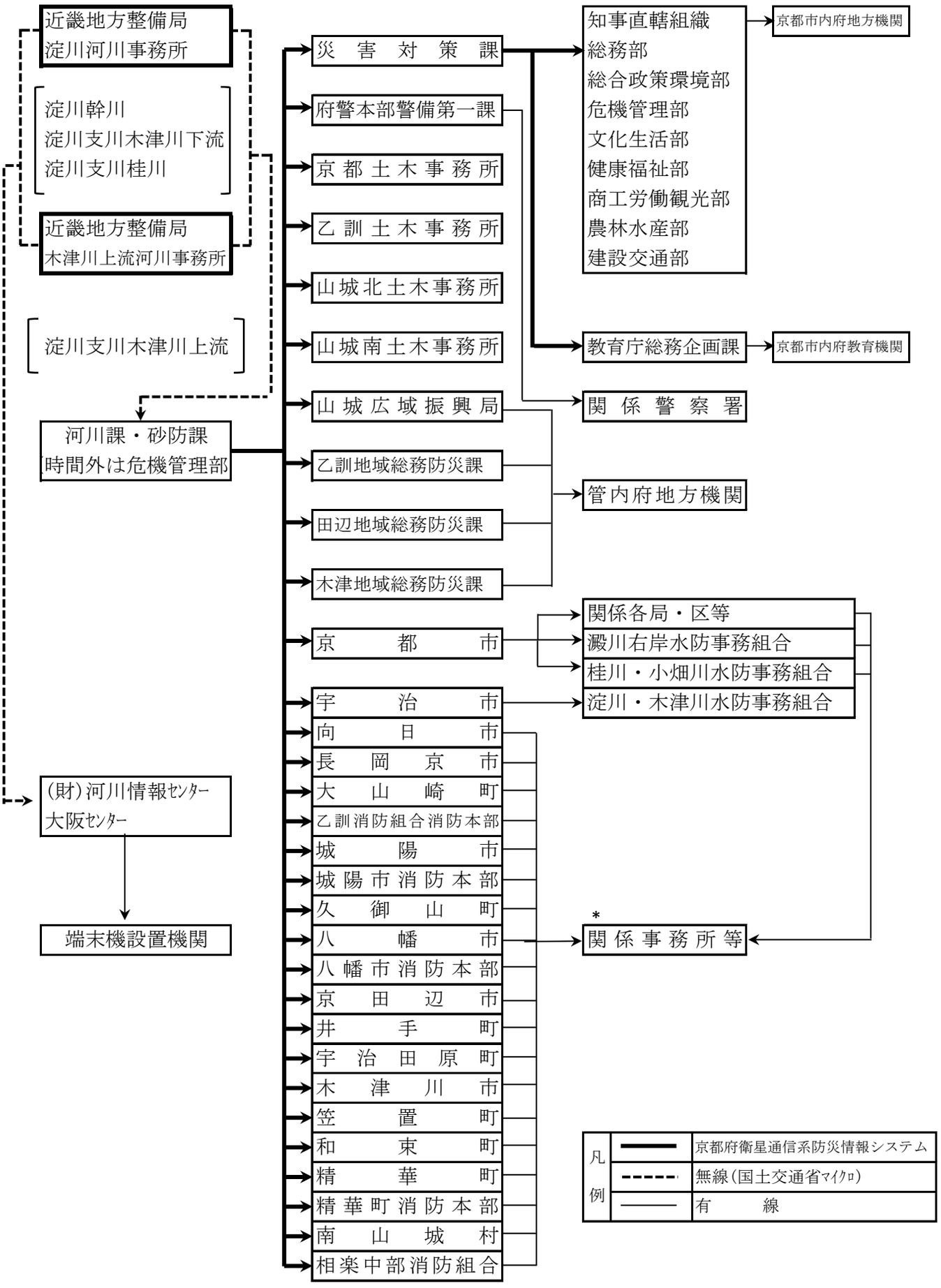

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

由良川（下流・中流）洪水予報の連絡系統

連絡用紙「由良川（下流・中流）洪水予報」⑨

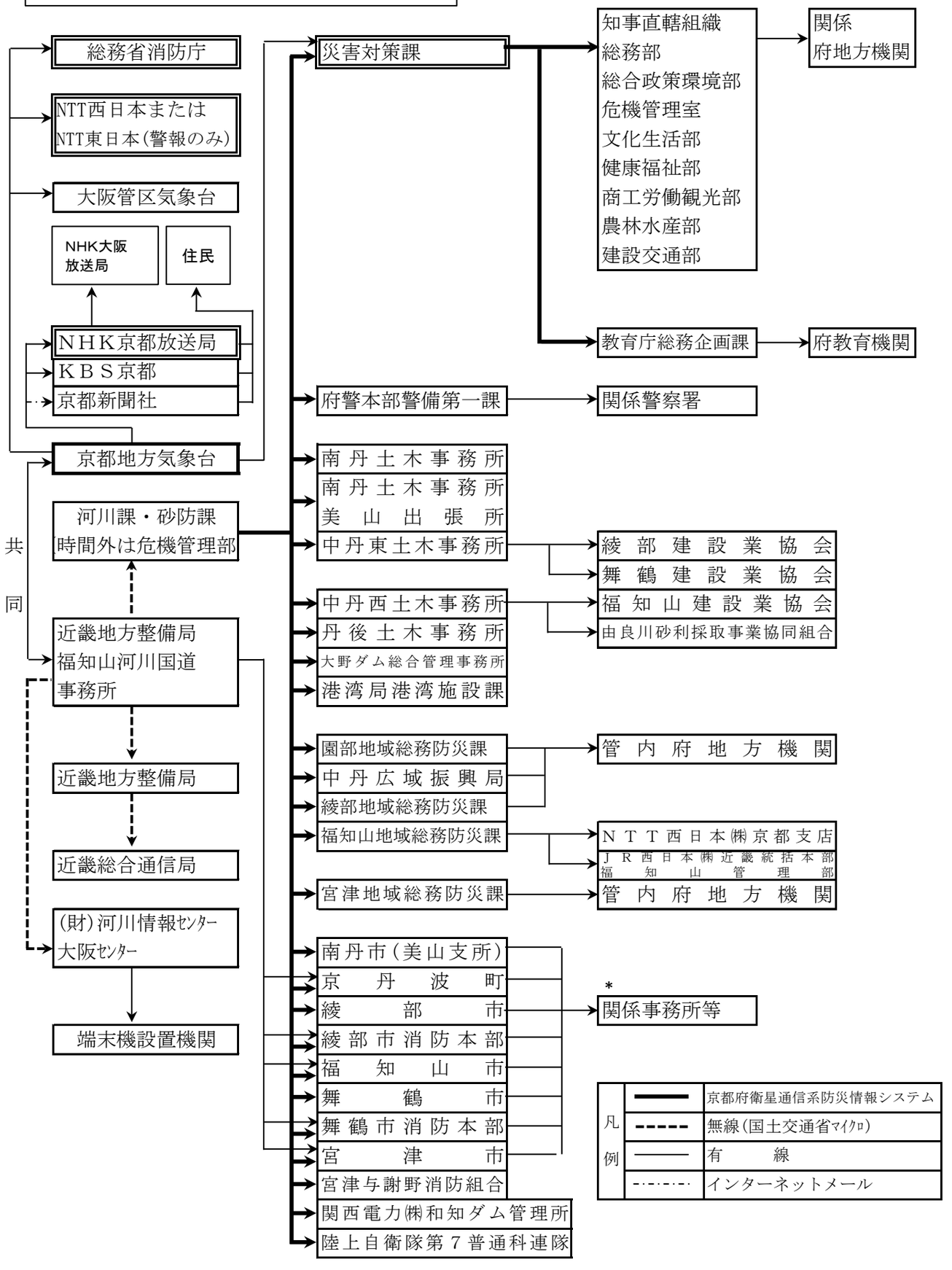

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

※二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号、第９条の規定に基づく法定伝達先

「由良川幹川」水防警報の連絡系統

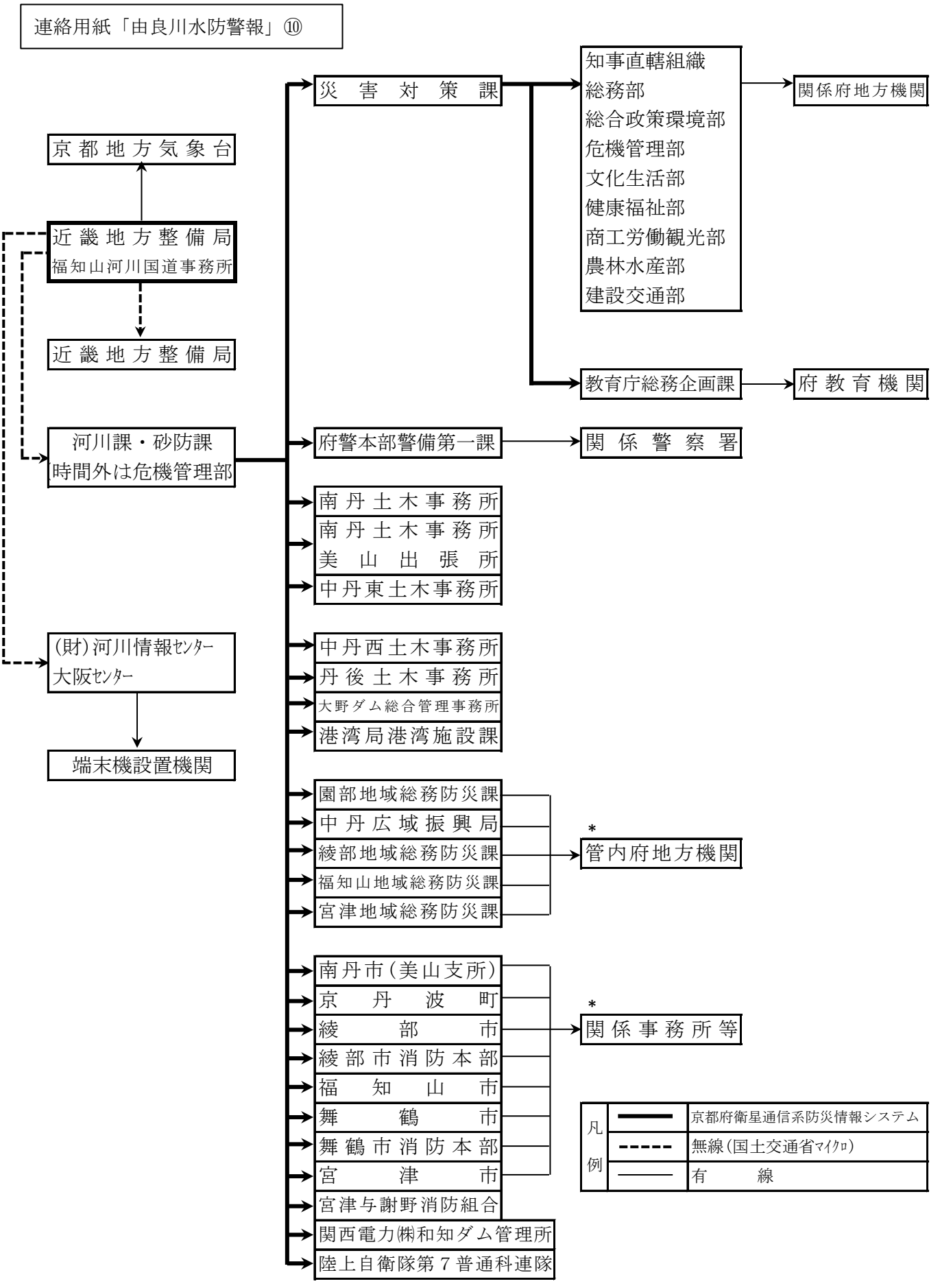

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

「鴨川・高野川」洪水予報の連絡系統

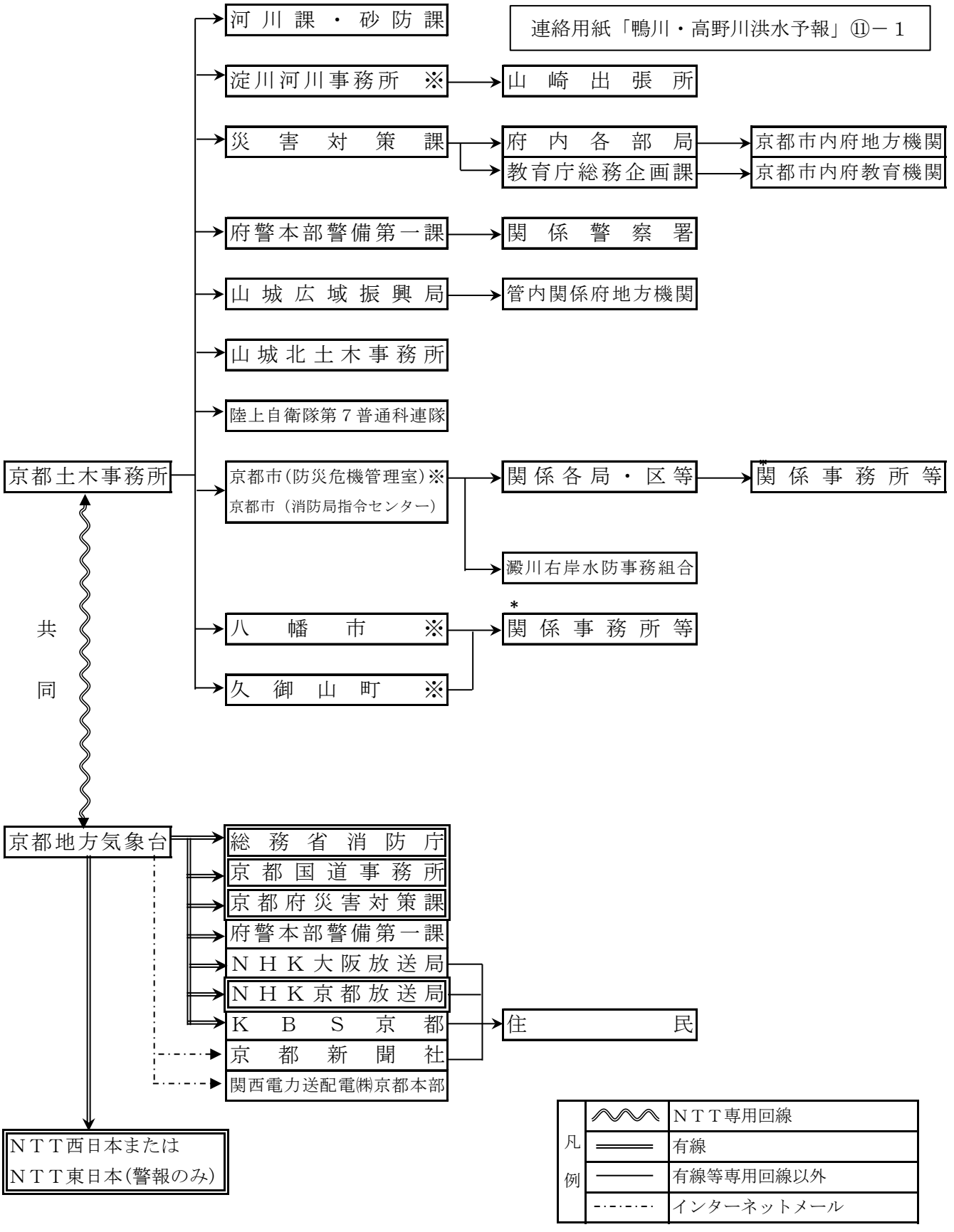

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

※印は、水防法第１１条に定める通知先である。□

※二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号、第９条の規定に基づく法定伝達先

「桂川中流・園部川」洪水予報の連絡系統

連絡用紙「桂川中流・園部川洪水予報」⑪－２

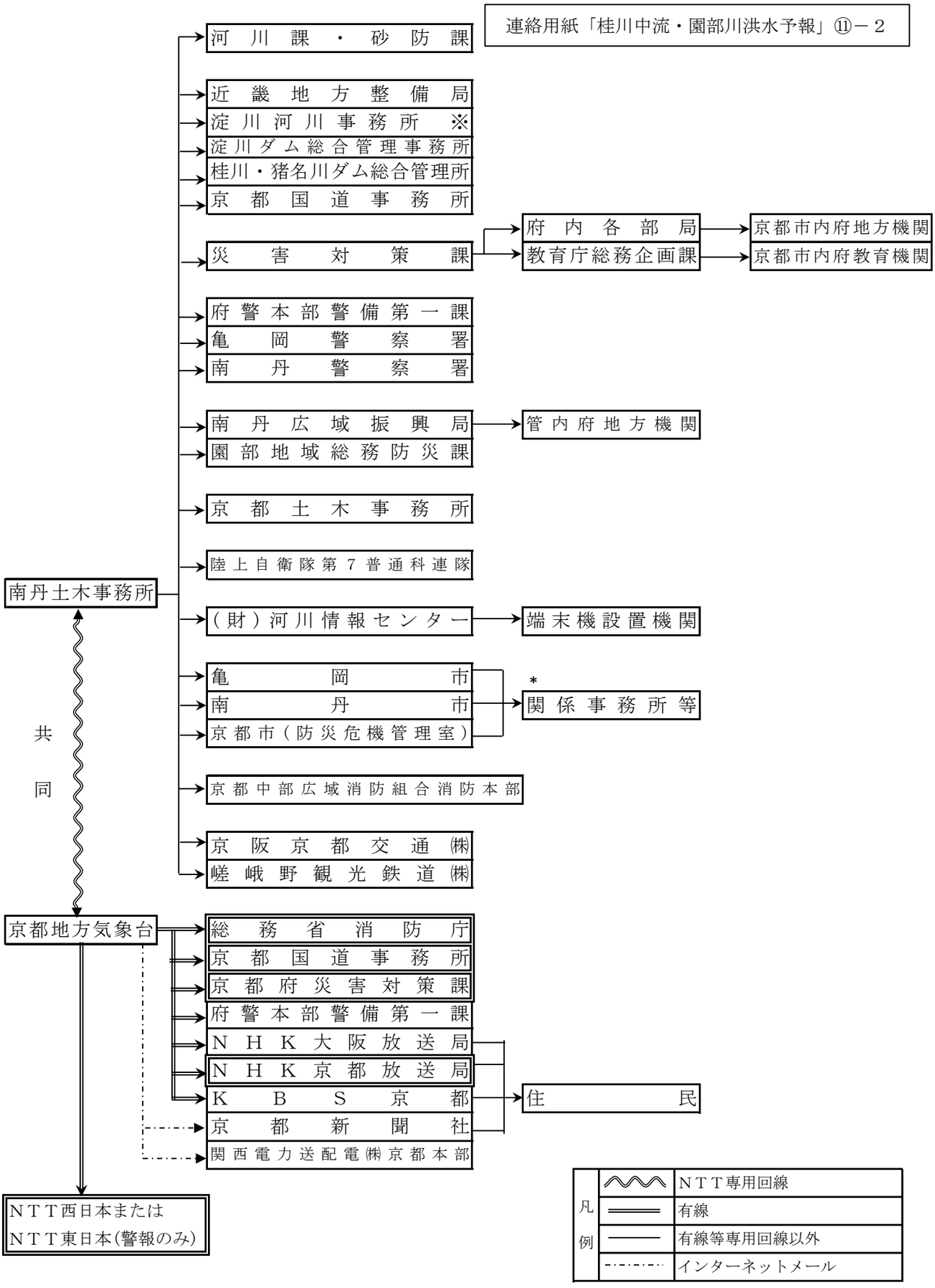

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

※印は、水防法第１１条に定める通知先である。

※二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号、第９条の規定に基づく法定伝達先

「鴨川・高野川」水防警報の連絡系統

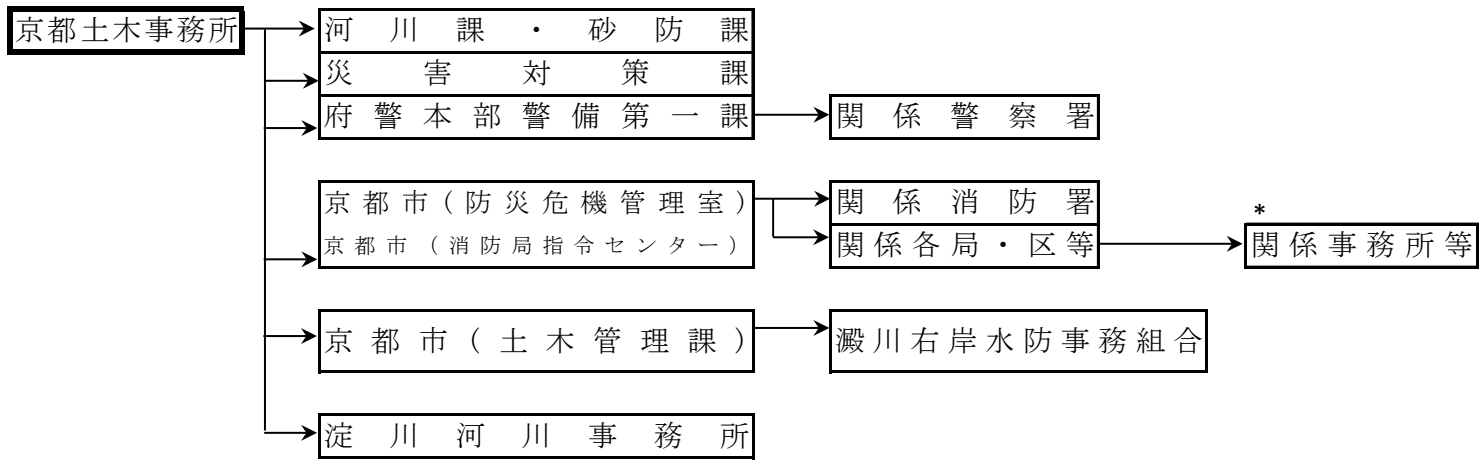

「桂川（周山）」水防警報・水位情報の連絡系統

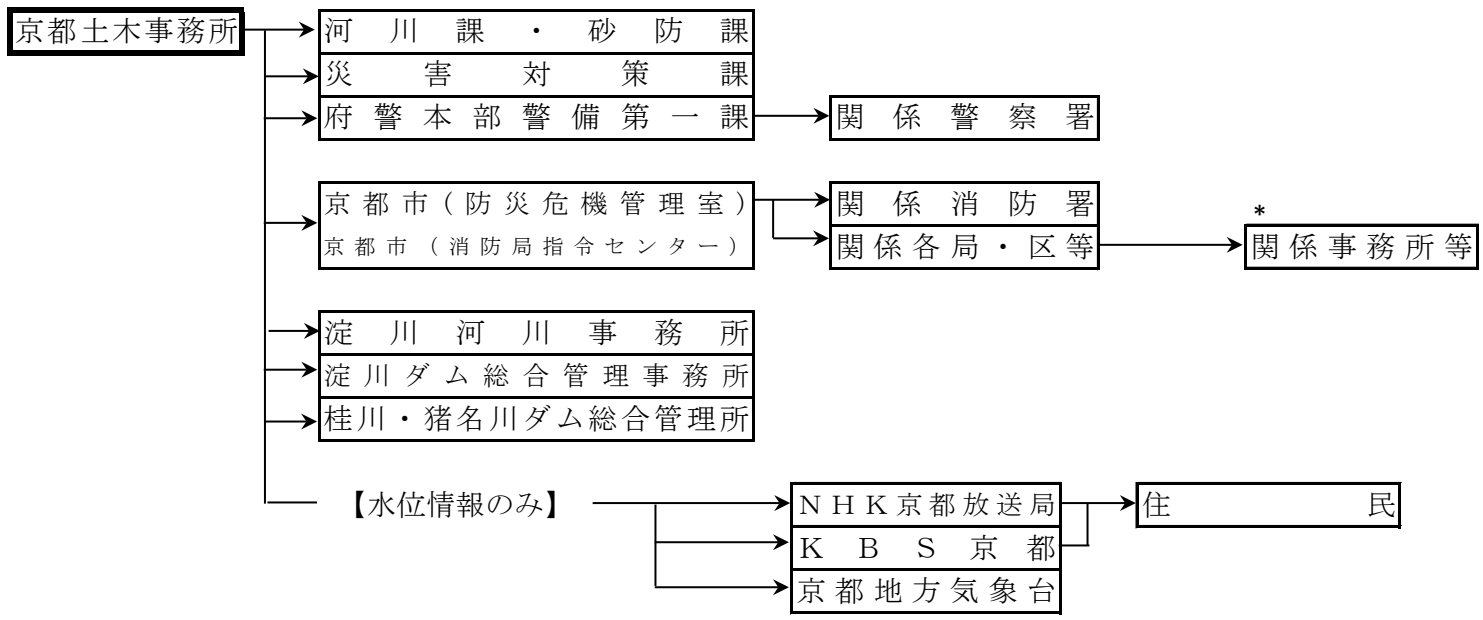

「桂川（保津橋、鳥羽）」水防警報の連絡系統

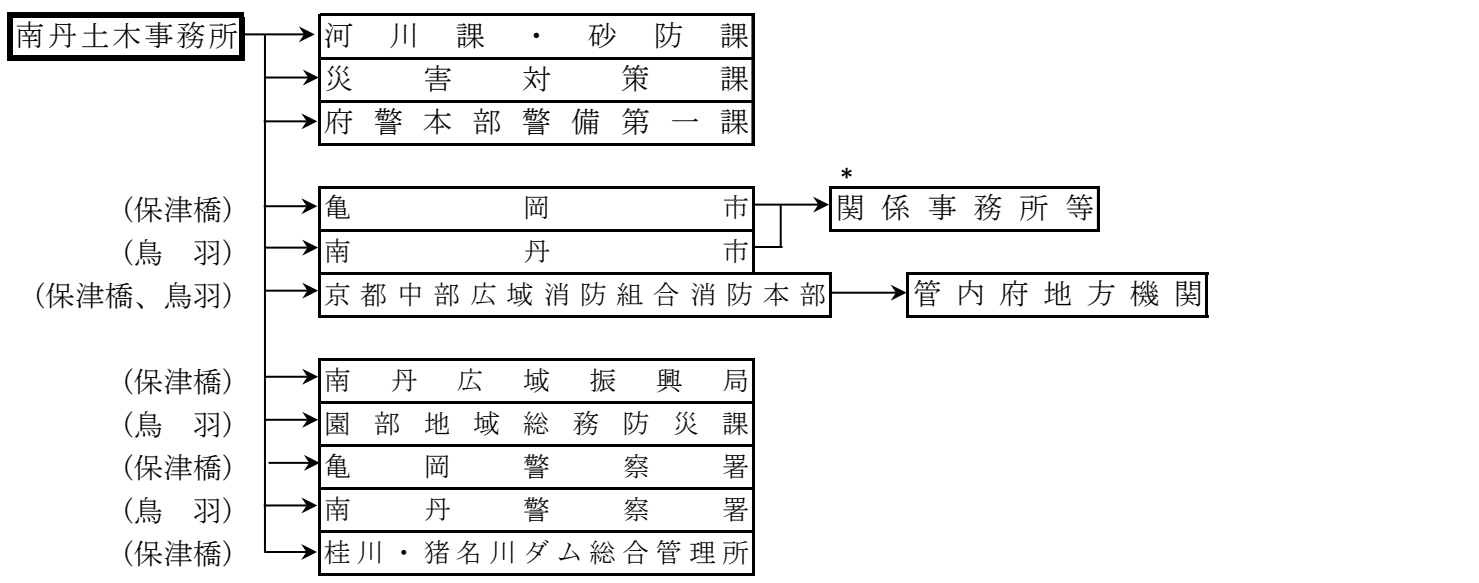

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

「山科川、弓削川」水防警報・水位情報の連絡系統

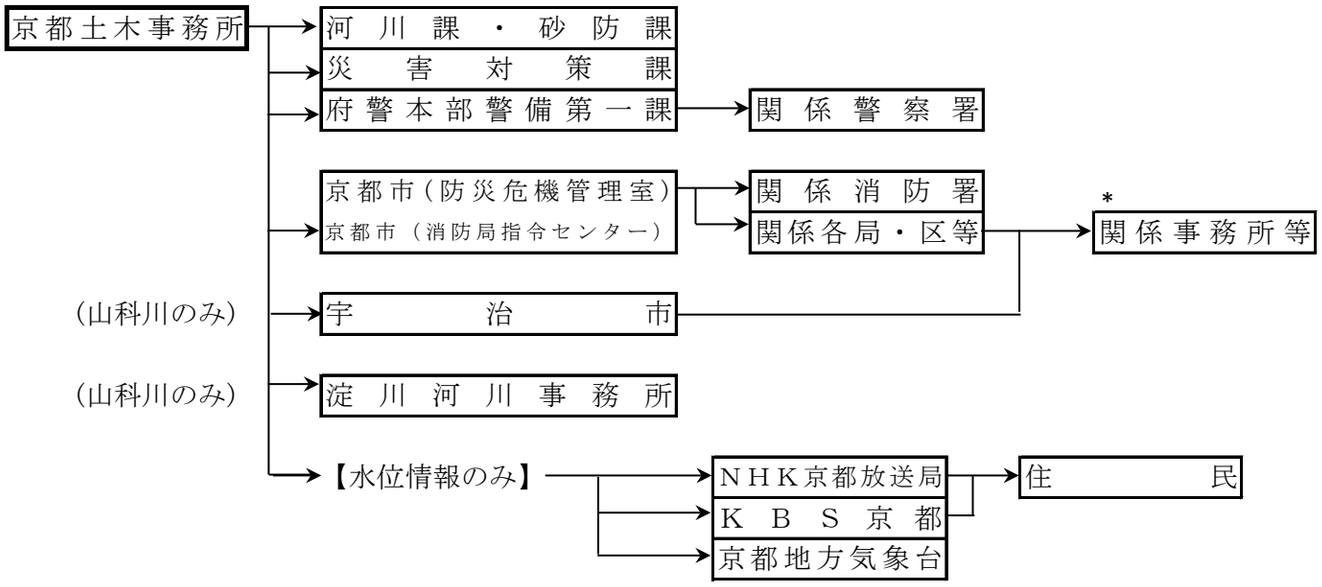

「西高瀬川」水防警報の連絡系統

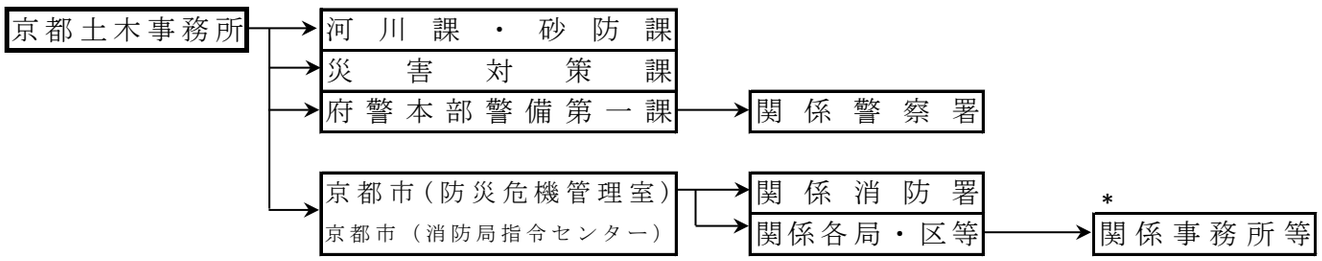

「天神川」水防警報・水位情報の連絡系統

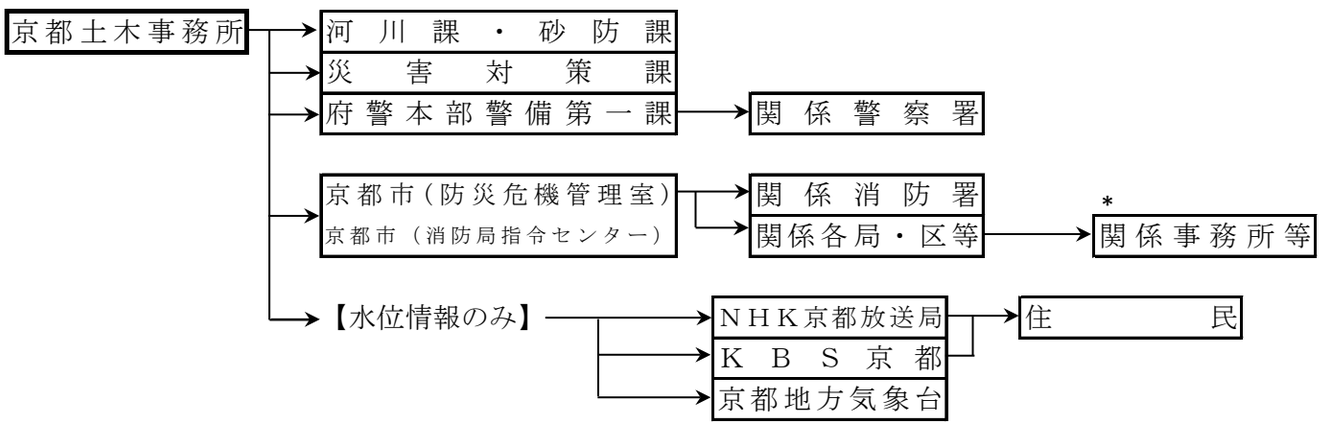

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

「小畑川」水防警報・水位情報の連絡系統

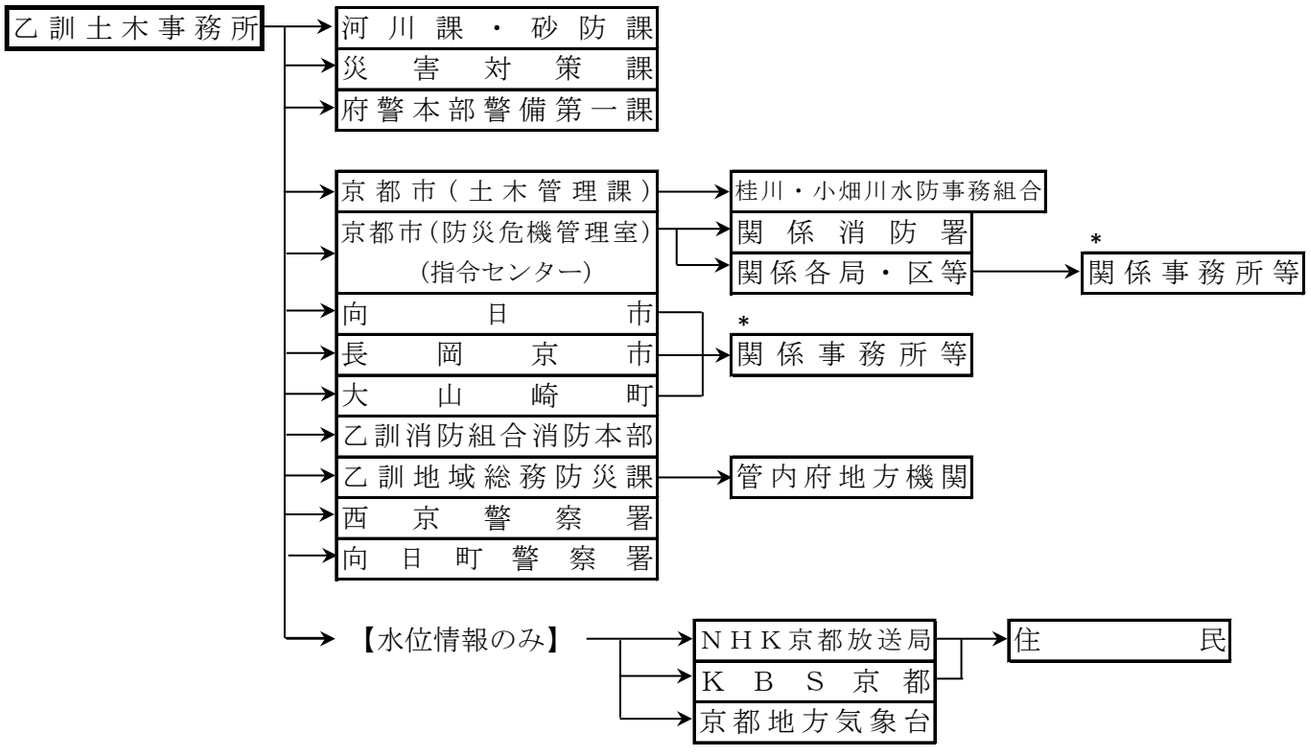

「小泉川」水防警報・水位情報の連絡系統

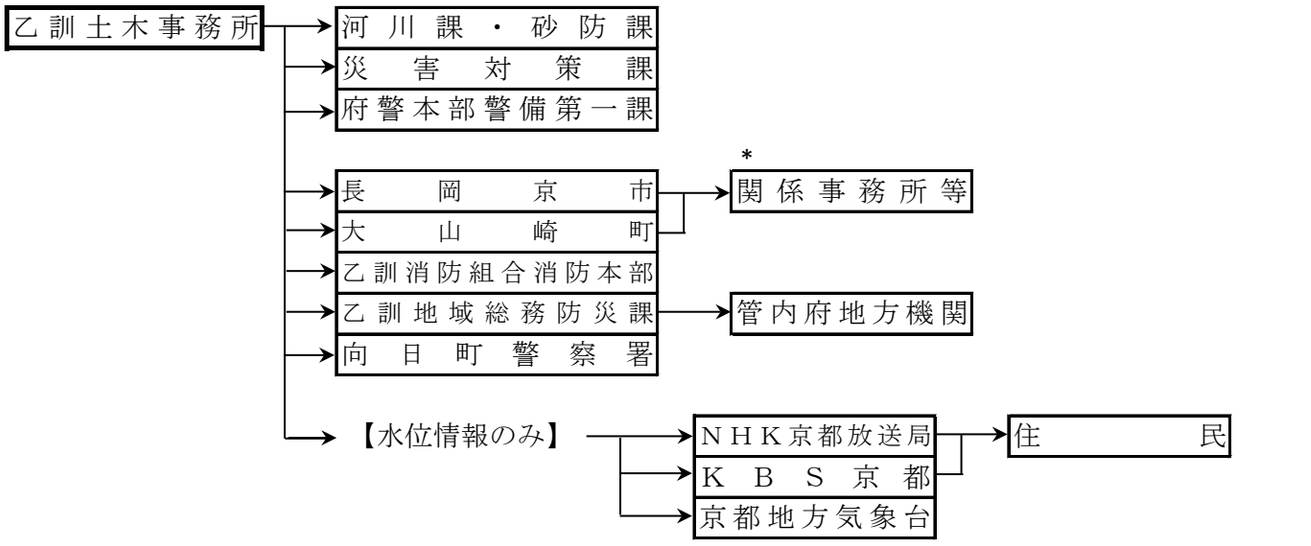

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

「普賢寺川」水防警報・水位情報の連絡系統

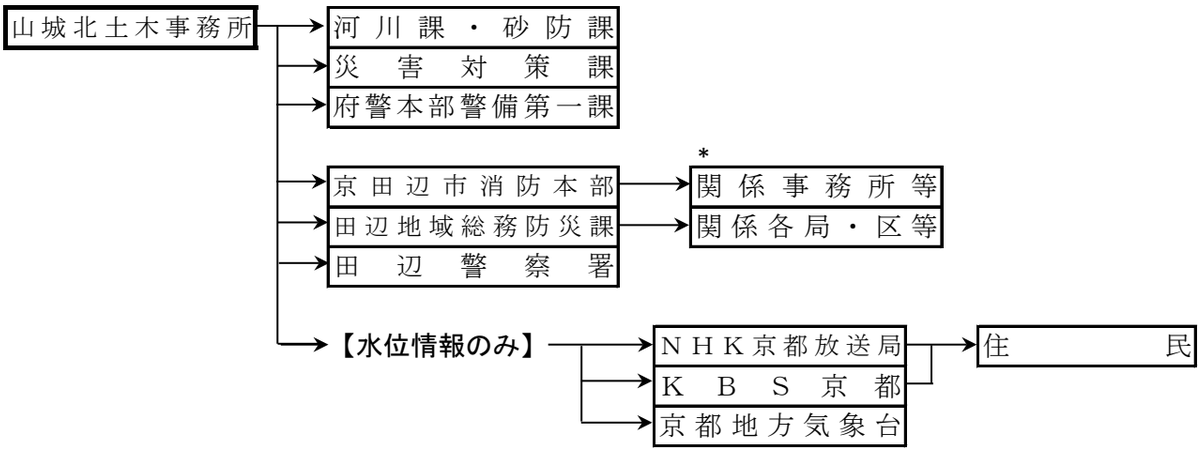

「古川」水防警報の連絡系統

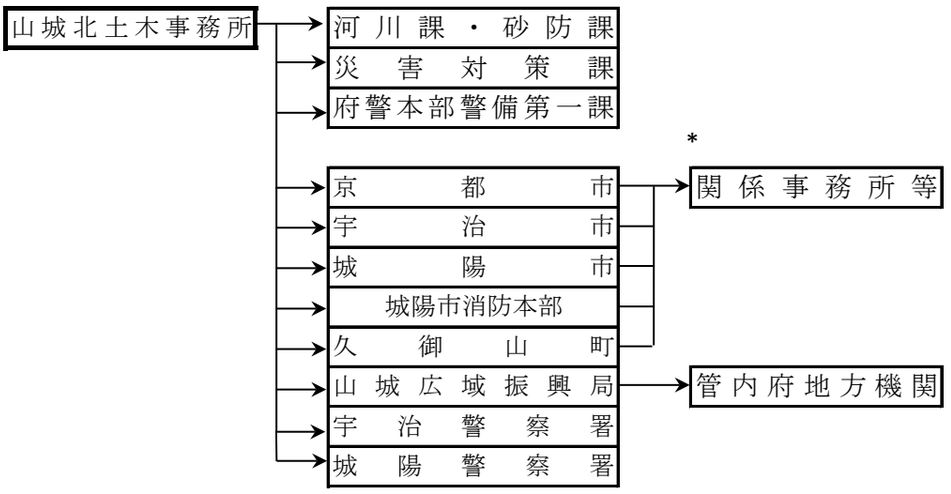

「大谷川」水防警報・水位情報の連絡系統

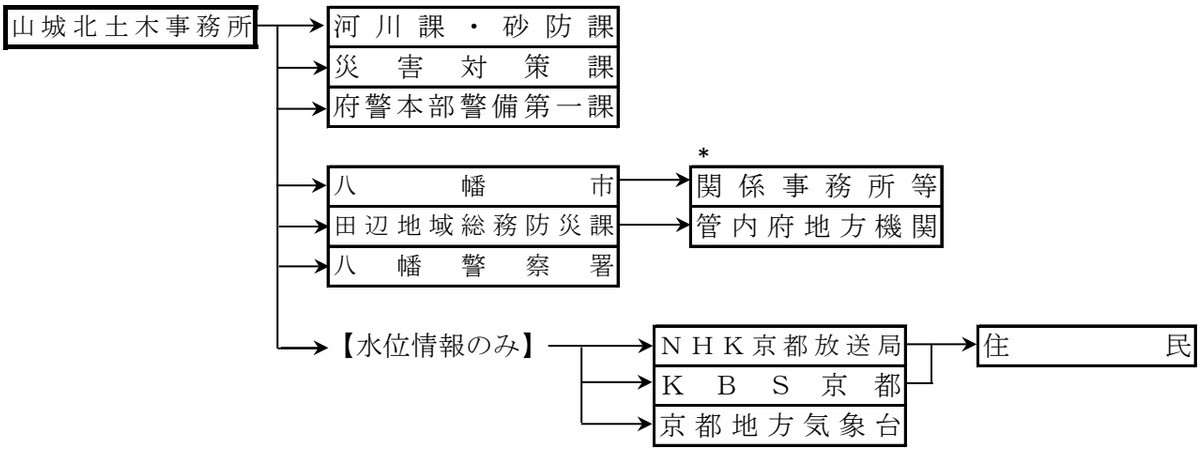

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

「田原川（宇治田原町）」水防警報・水位情報の連絡系統

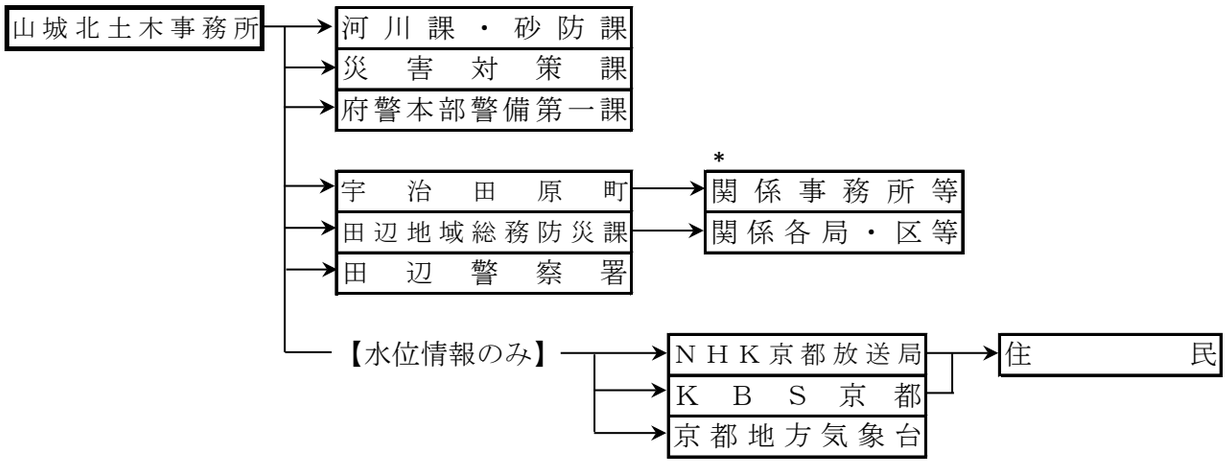

「弥陀次郎川」水防警報の連絡系統

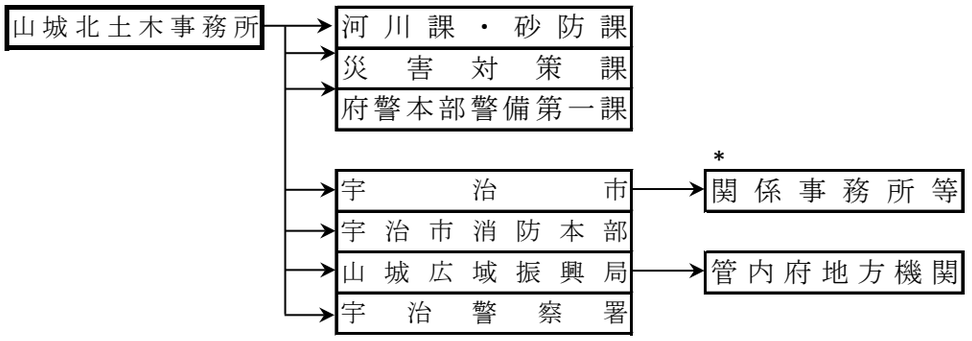

「長谷川」水防警報の連絡系統

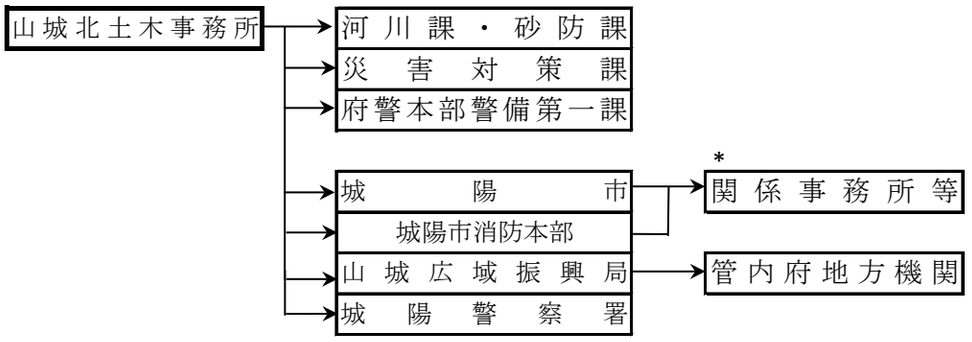

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

「青谷川」水防警報の連絡系統

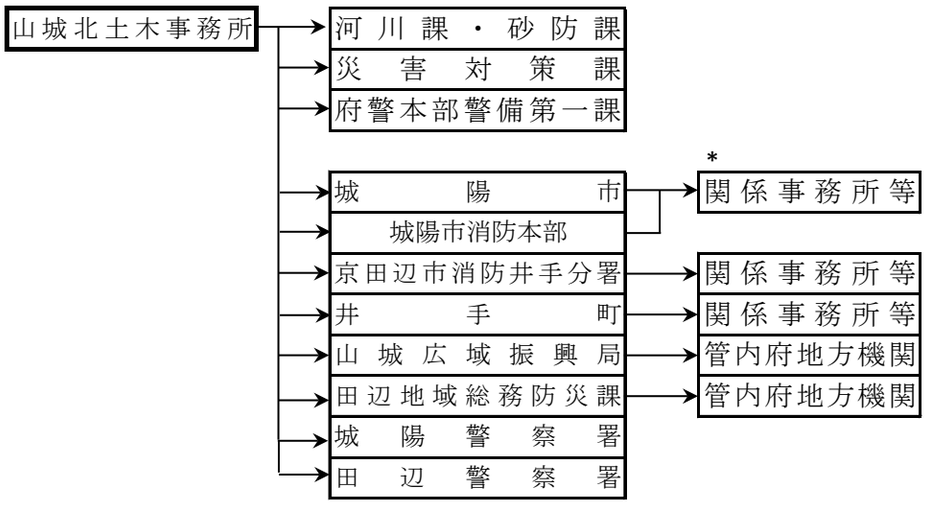

「手原川、天津神川、馬坂川、防賀川（上流）」水防警報の連絡系統

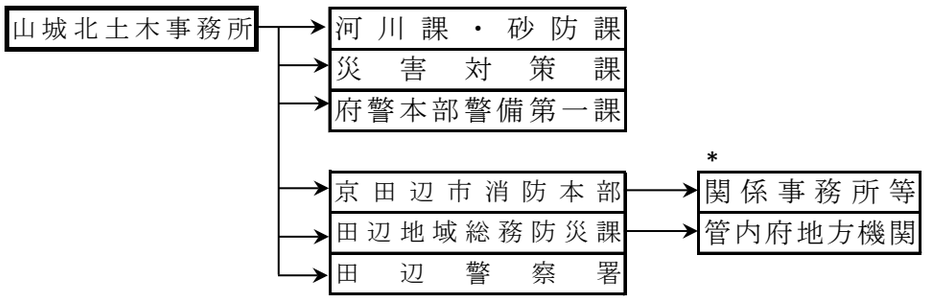

「防賀川（下流）」水防警報の連絡系統

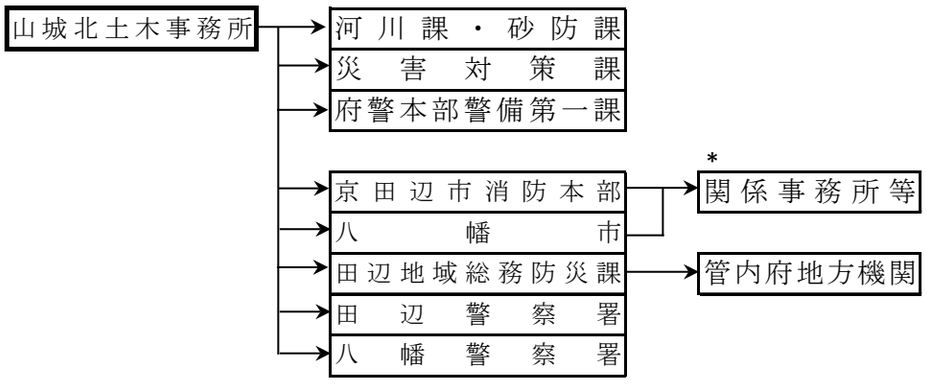

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

「南谷川、玉川」水防警報の連絡系統

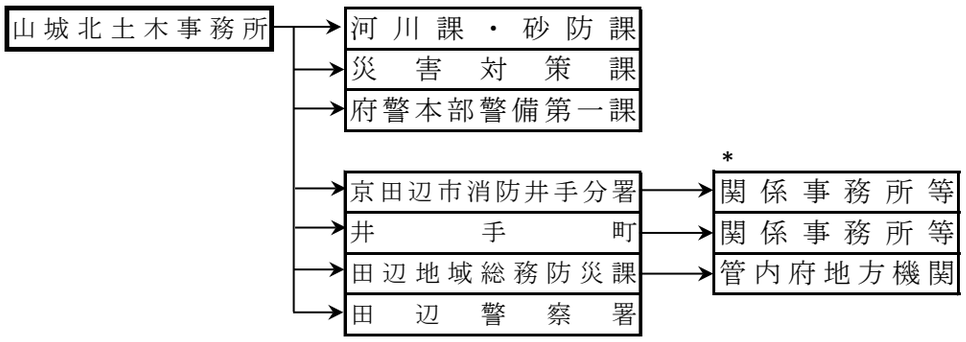

「渋川」水防警報の連絡系統

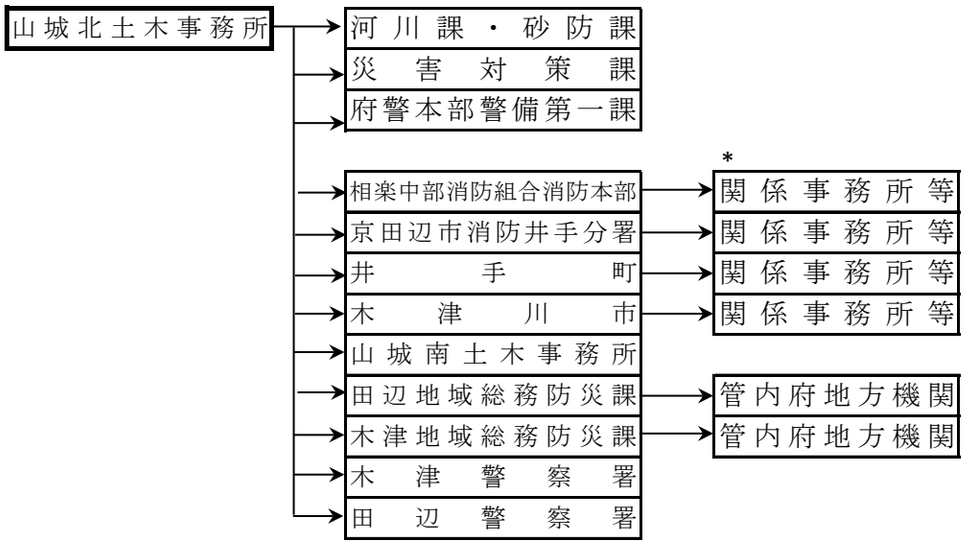

「煤谷川」水防警報・水位情報の連絡系統

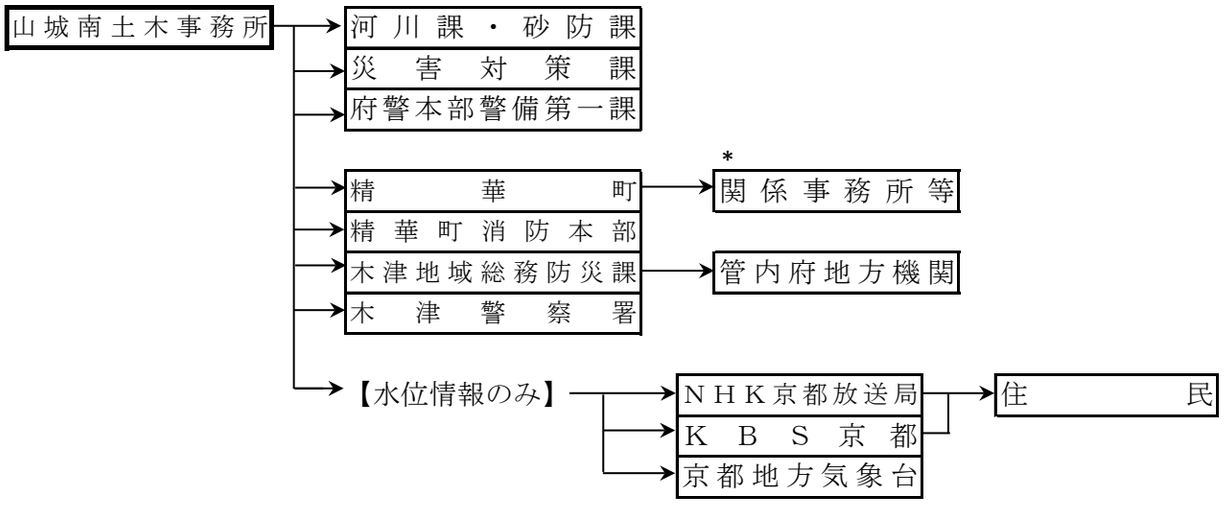

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

「山田川」水防警報・水位情報の連絡系統

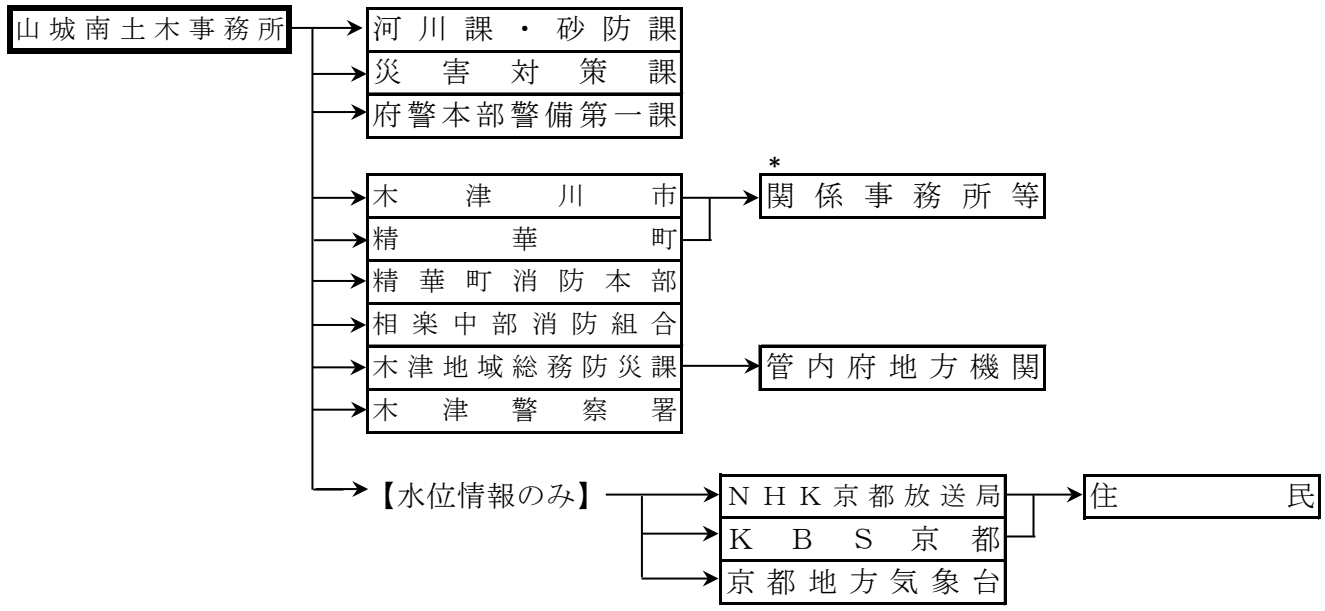

「和束川」水防警報・水位情報の連絡系統

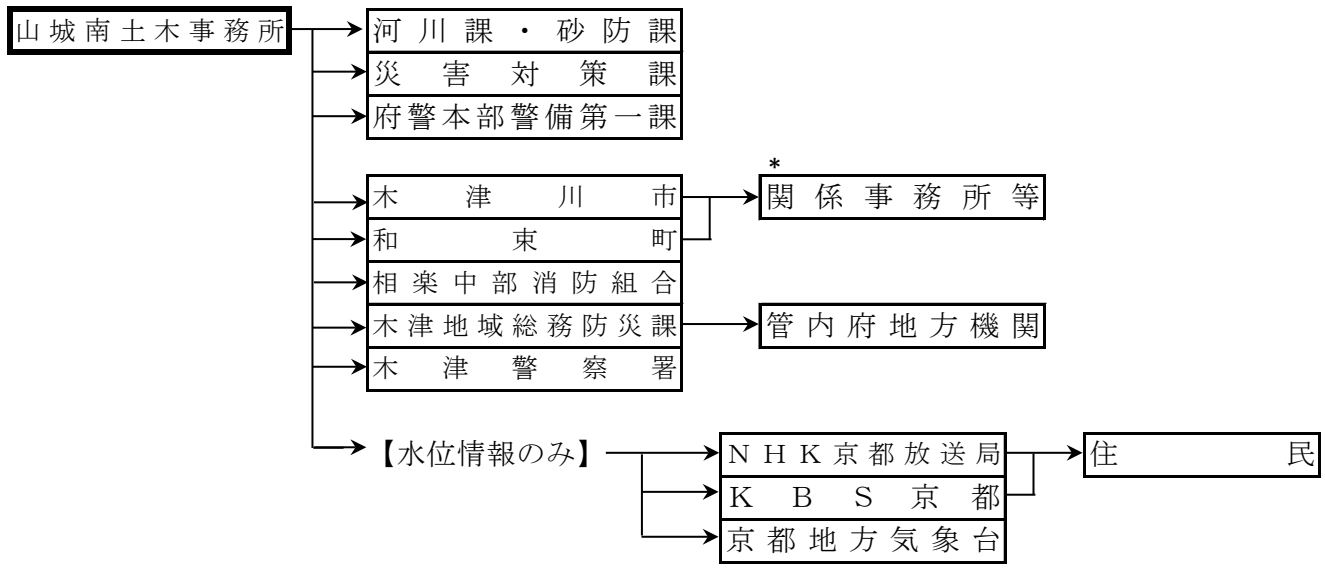

「井関川、赤田川、鳴子川、天神川、不動川、新川」水防警報・水位情報の連絡系統

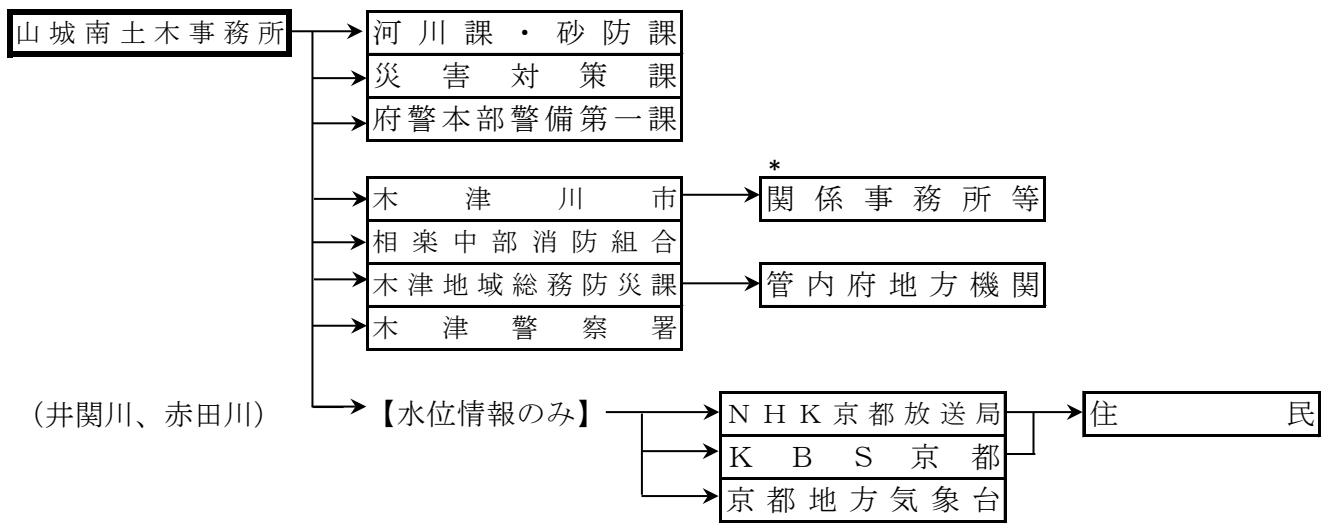

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

「年谷川、曽我谷川、七谷川」水防警報の連絡系統

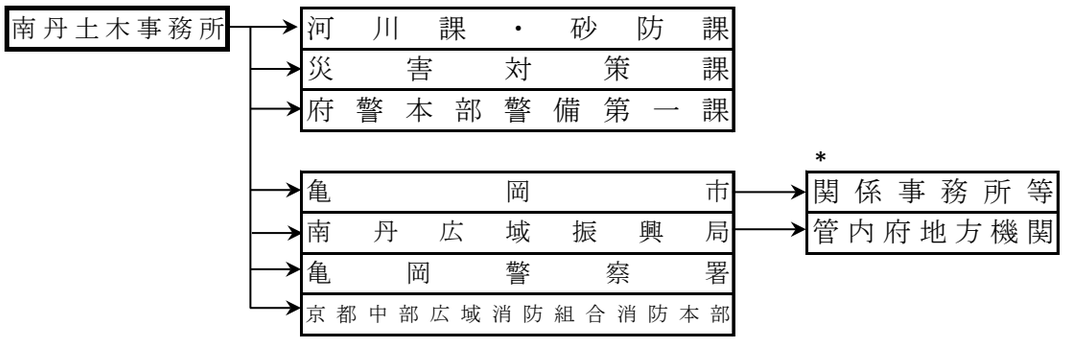

「犬飼川」水防警報・水位情報の連絡系統

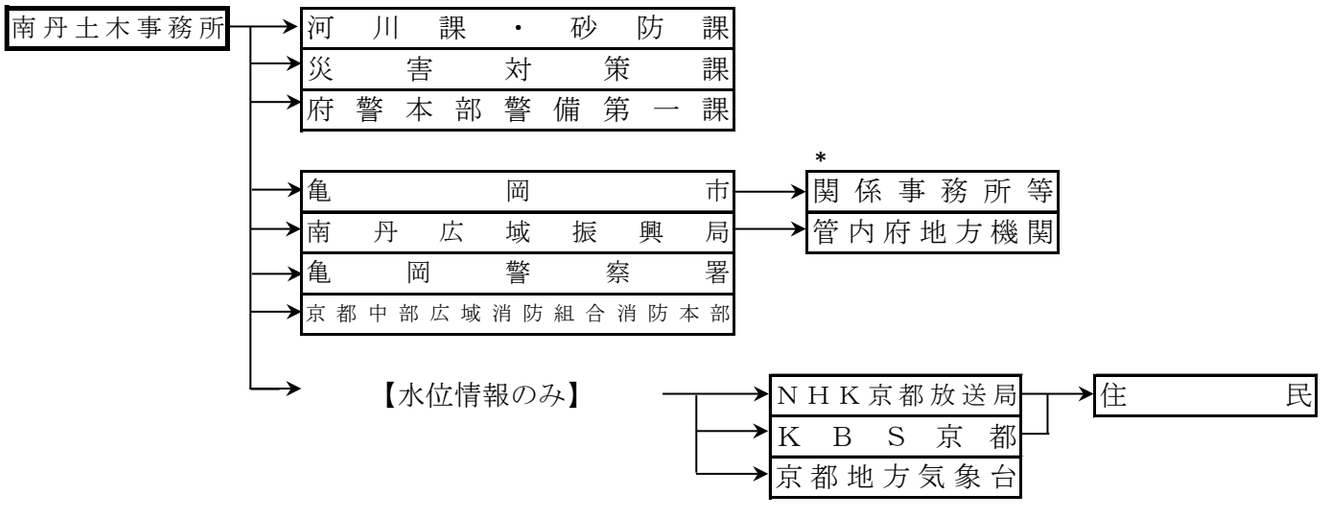

「園部川」水防警報の連絡系統

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

「田原川（南丹市）」水防警報・水位情報の連絡系統

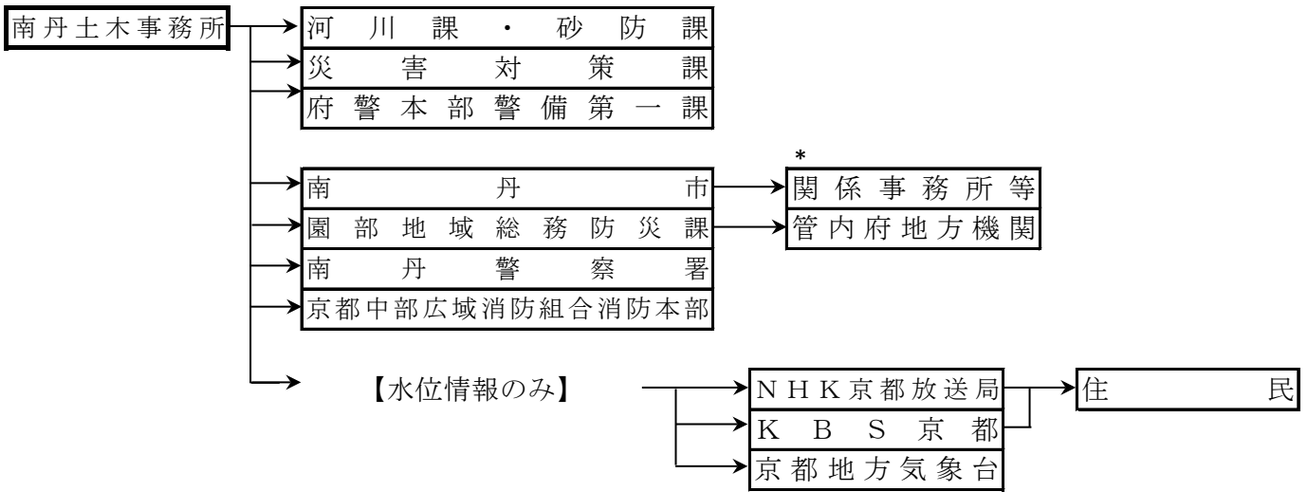

「棚野川」水防警報・水位情報の連絡系統

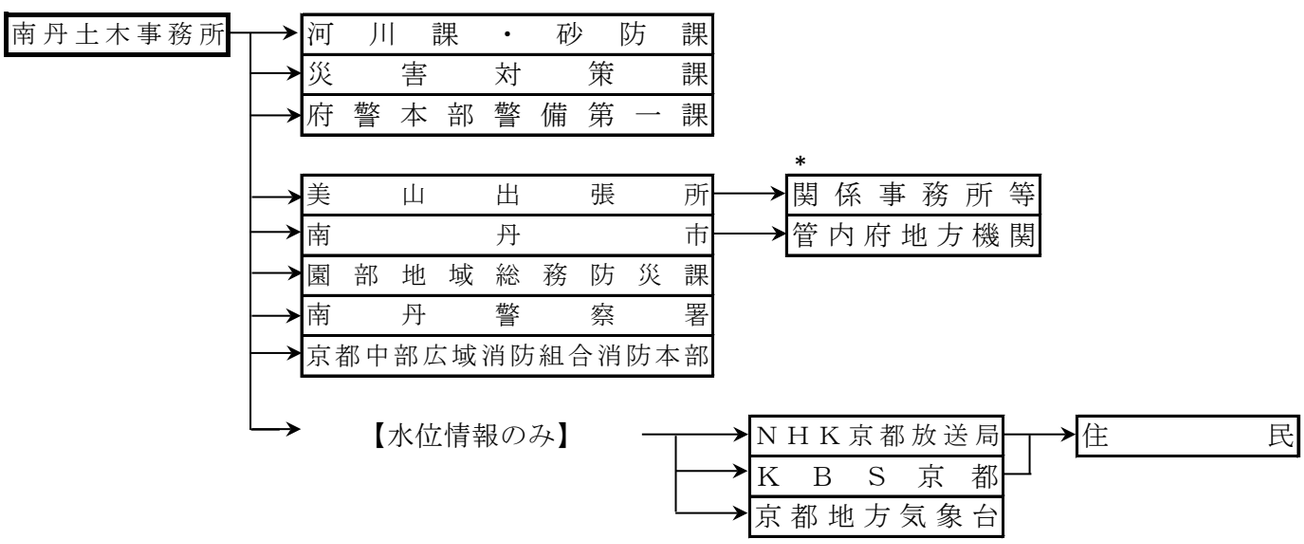

「高屋川」水防警報・水位情報の連絡系統

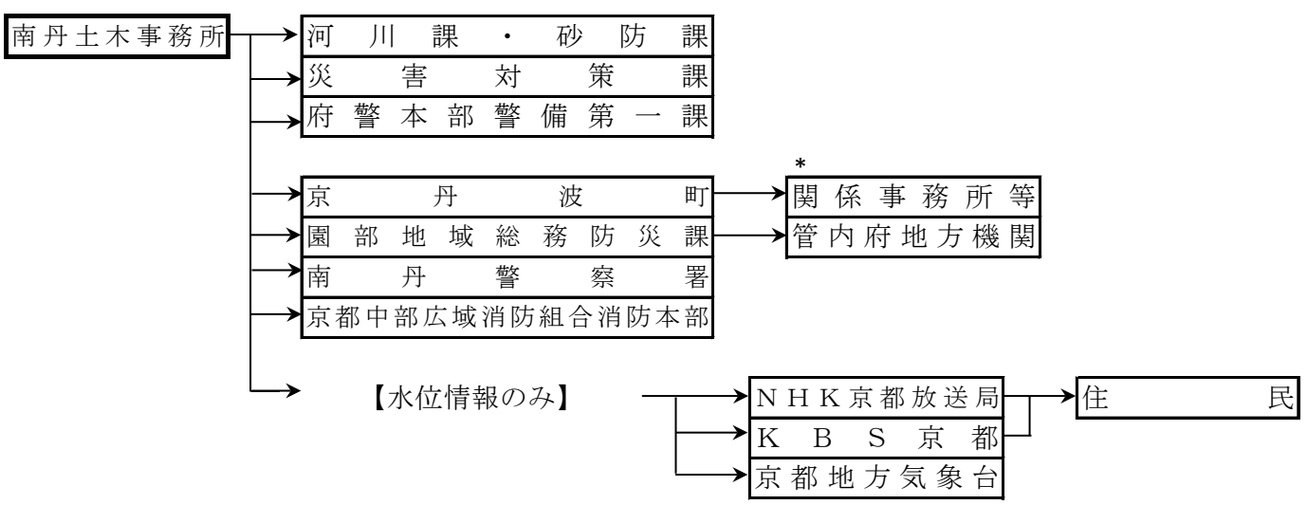

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

「三俣川」水防警報の連絡系統

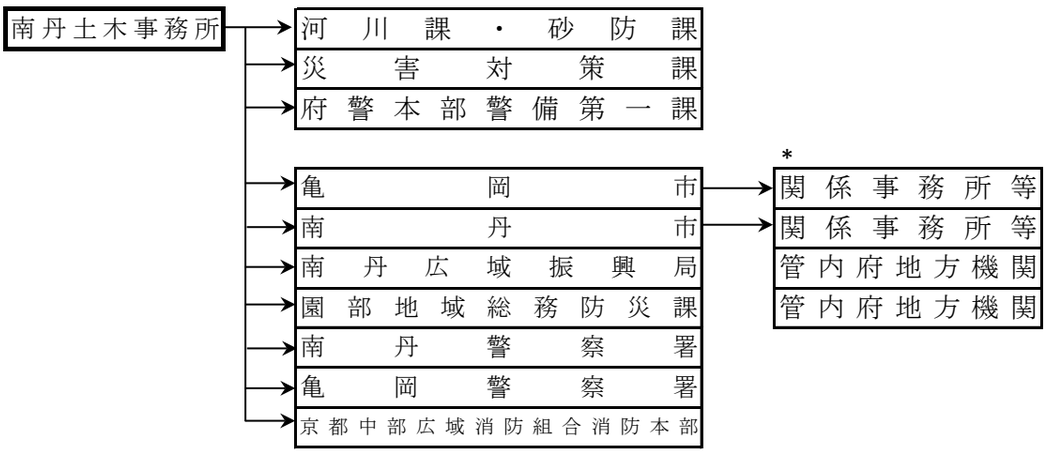

「須知川」水防警報の連絡系統

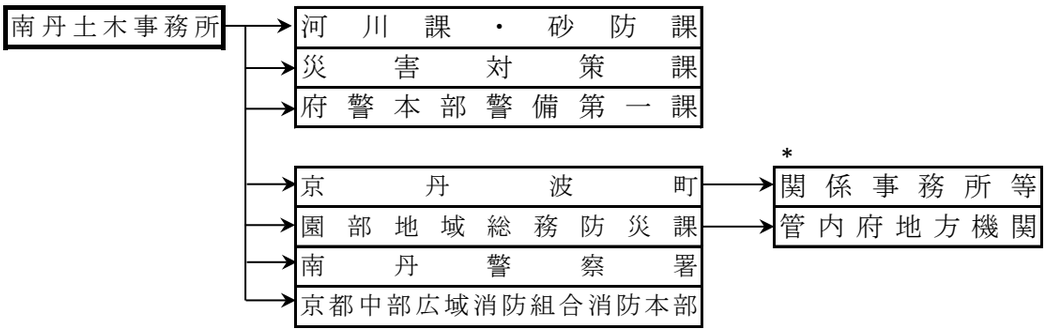

「犀川、上林川、八田川」水防警報・水位情報の連絡系統

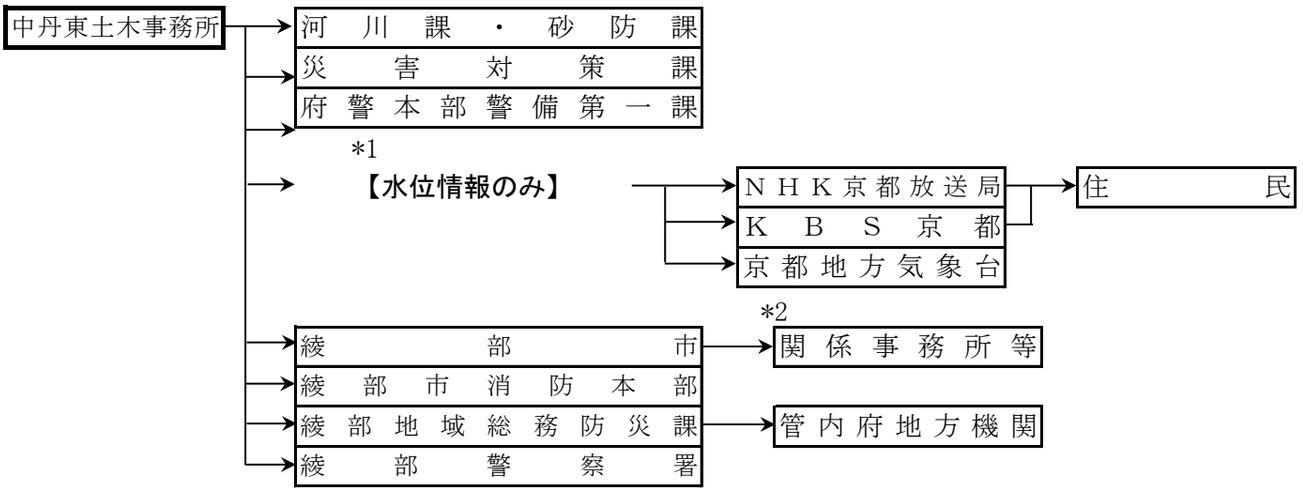

＊1八田川の水位情報は避難判断水位の設定以降とする。

＊2「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

「伊佐津川、志楽川、与保呂川、米田川」水防警報・水位情報の連絡系統

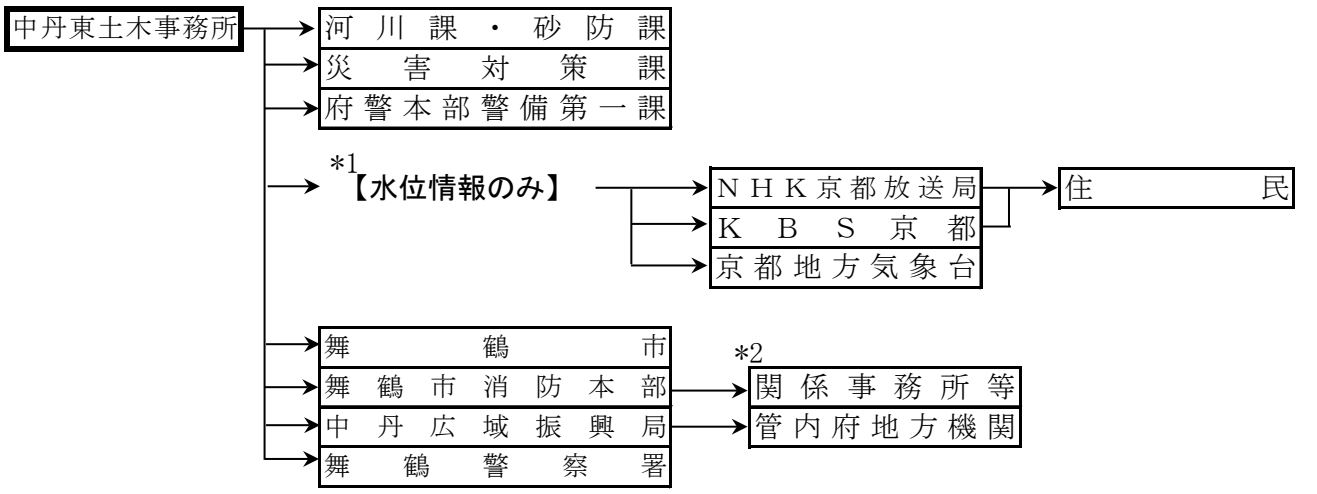

「土師川、和久川、牧川、弘法川、宮川」水防警報・水位情報の連絡系統

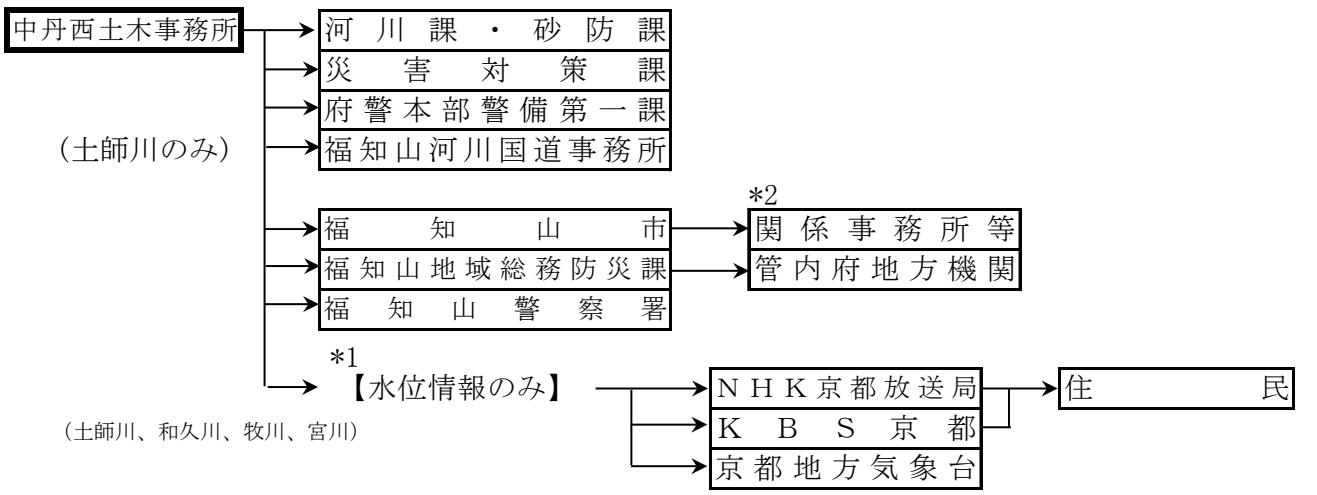

「大手川、野田川」水防警報・水位情報の連絡系統

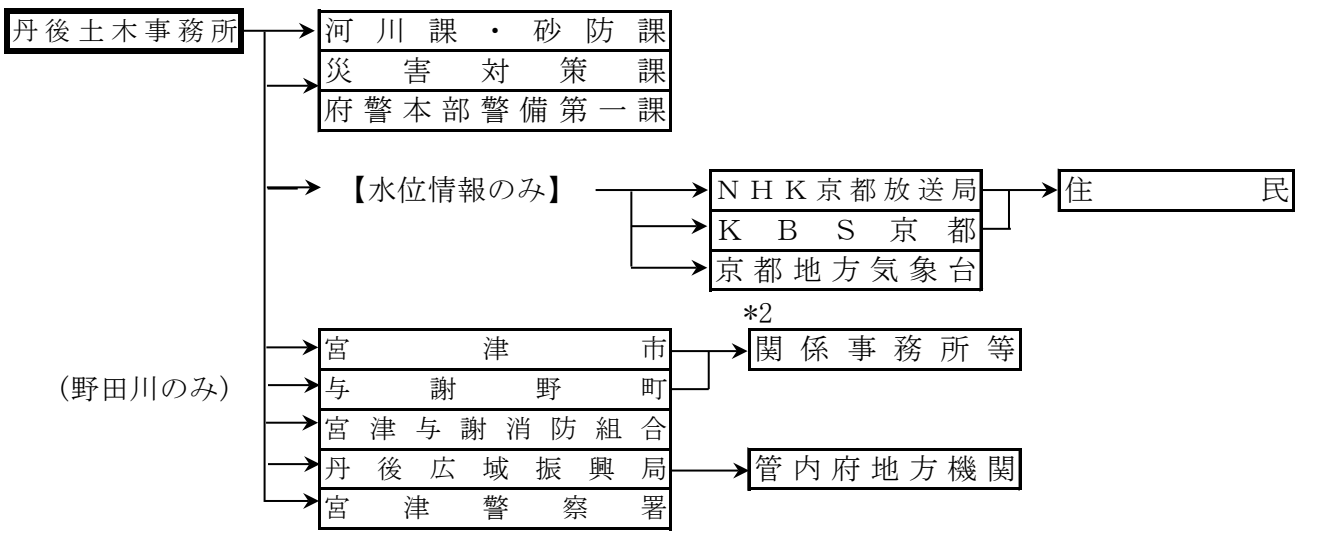

＊1与保呂川、米田川及び弘法川の水位情報は避難判断水位の設定以降とする。

＊2「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

「福田川、竹野川、佐濃谷川、宇川、川上谷川」水防警報・水位情報の連絡系統

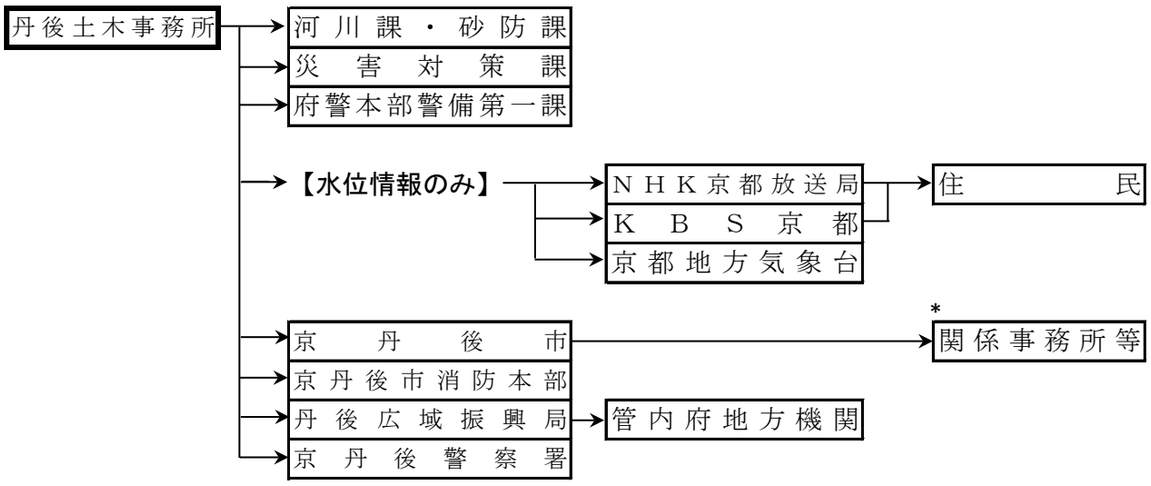

「筒川」水防警報・水位情報の連絡系統

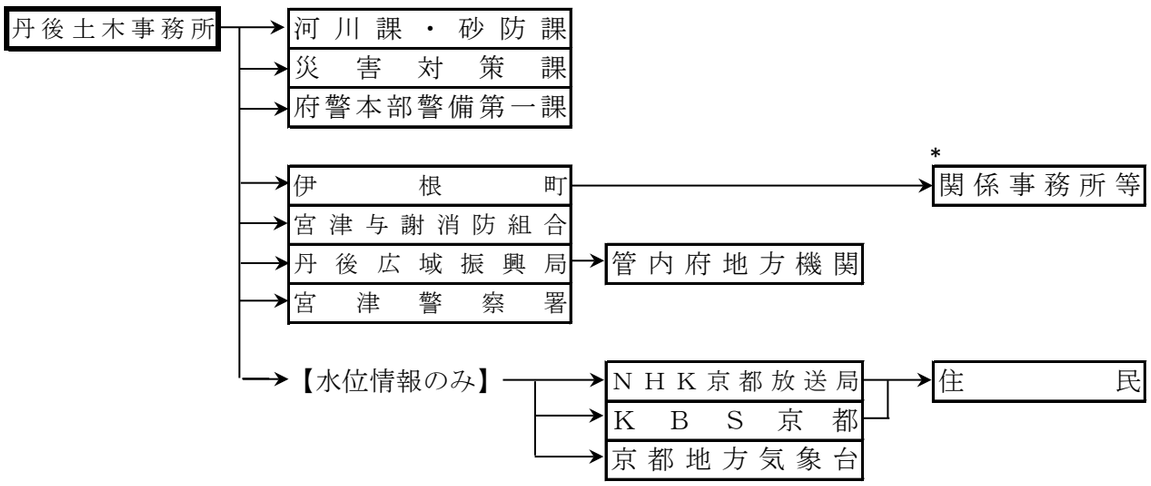

「小西川」水防警報・水位情報の連絡系統

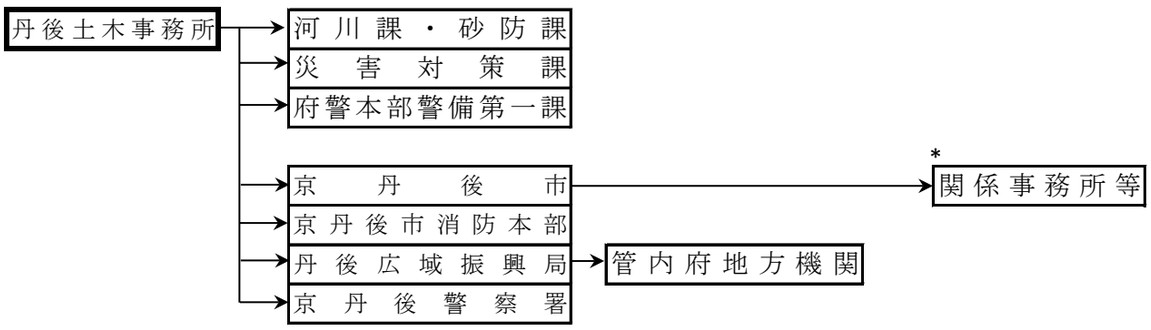

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

京都府火災気象通報伝達経路図

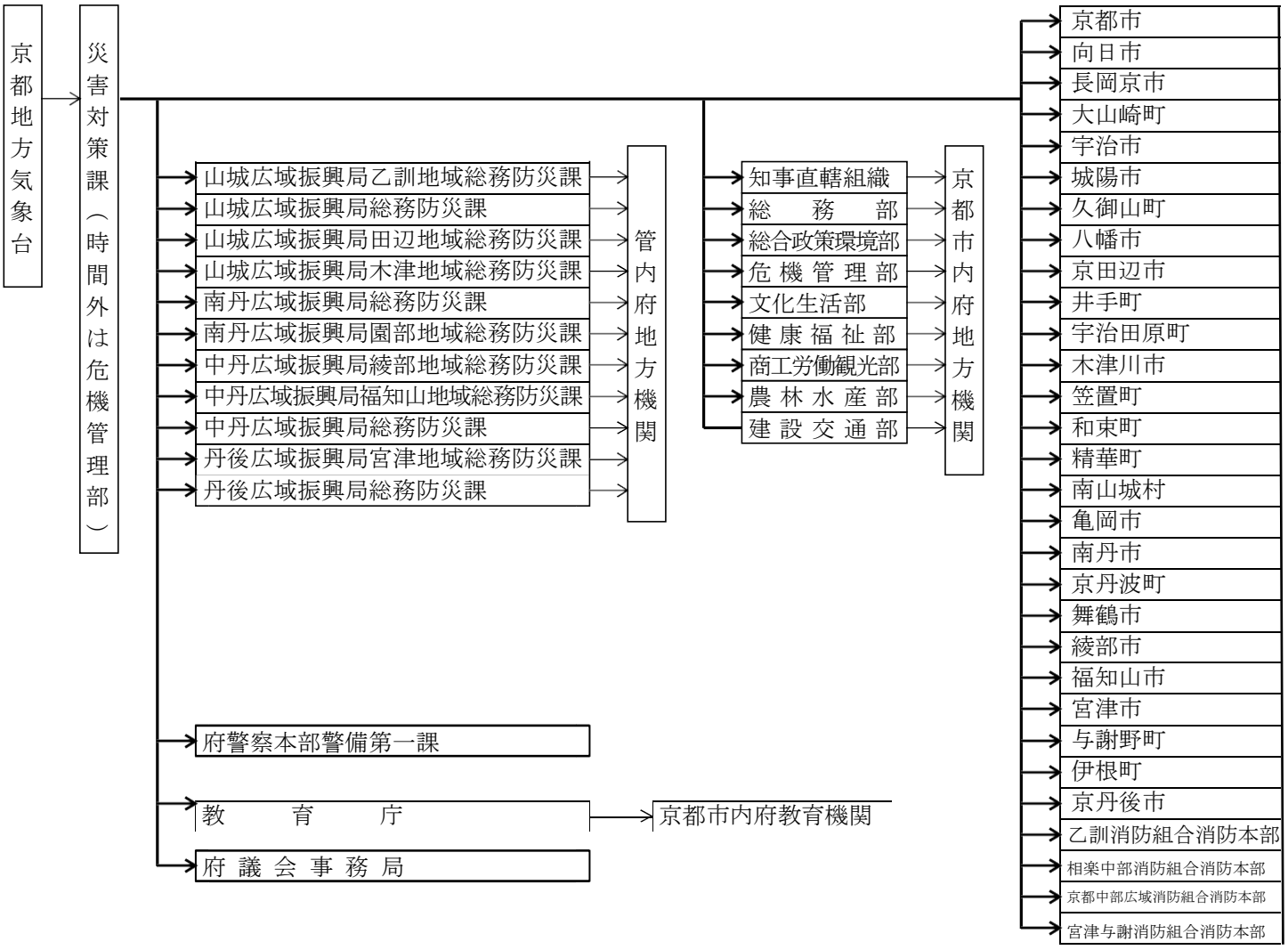

―― 衛星通信系防災情報システム
―― 有

津波警報、大津波警報及び津波注意報の連絡系統

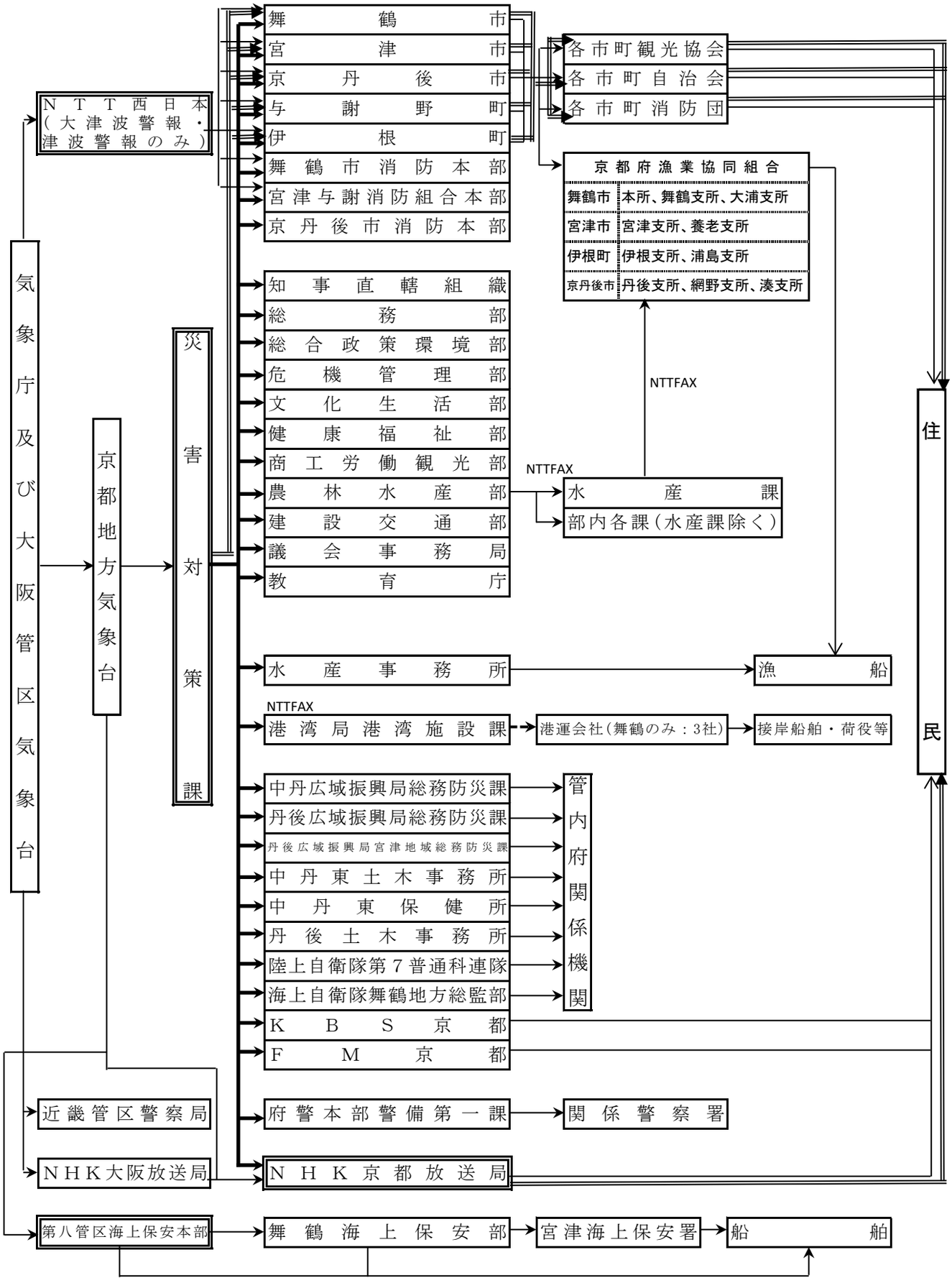

凡例		
	═══	衛星通信系防災情報システム
	———	有線

1．二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号、第９条の規定に基づく法定伝達法。

2．二重線の経路は、気象業務法第15条の２によって、特別警報（大津波警報）の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経

地震及び津波に関する情報の連絡系統

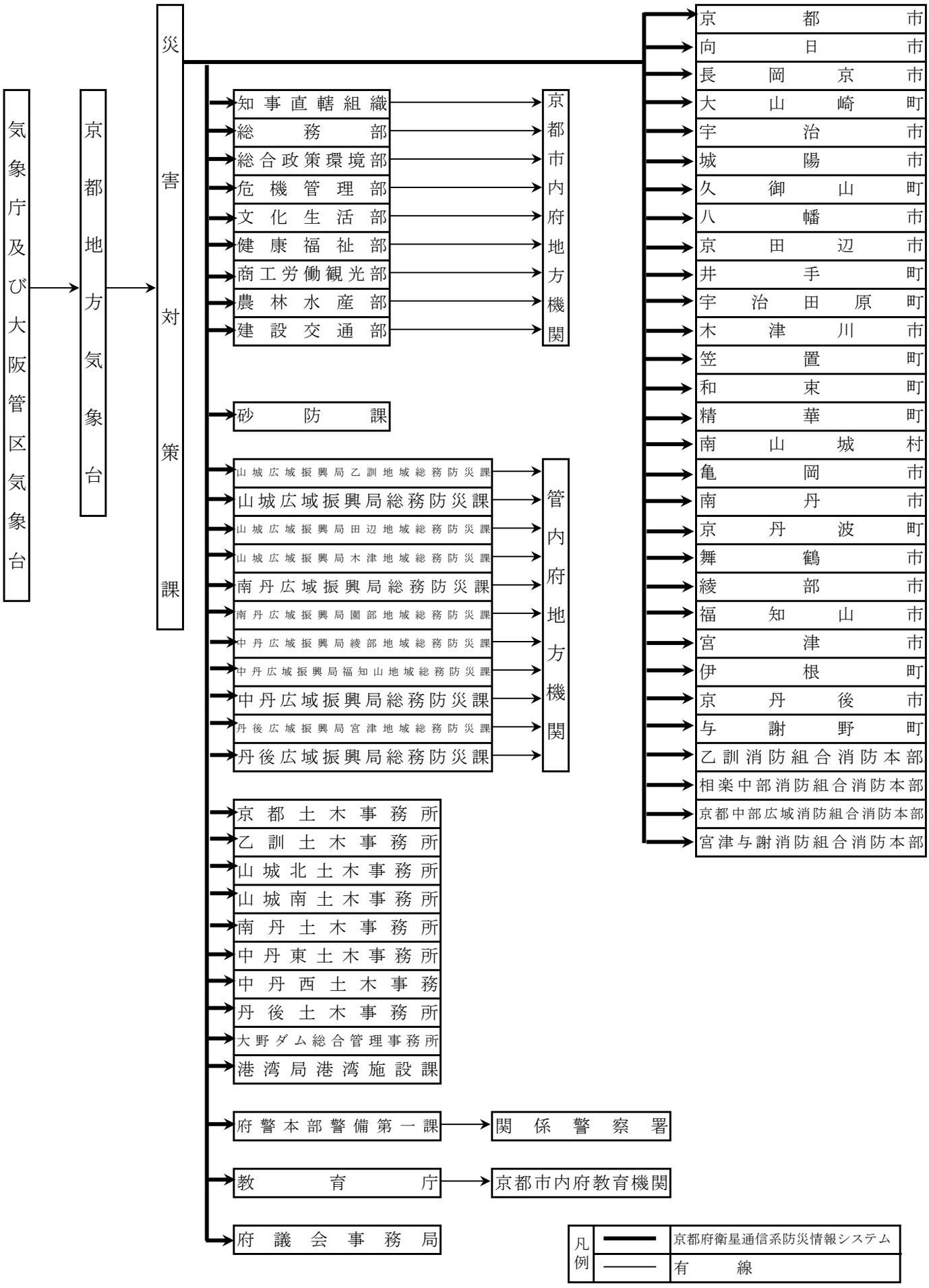

火山現象警報等に関する情報伝達経路図

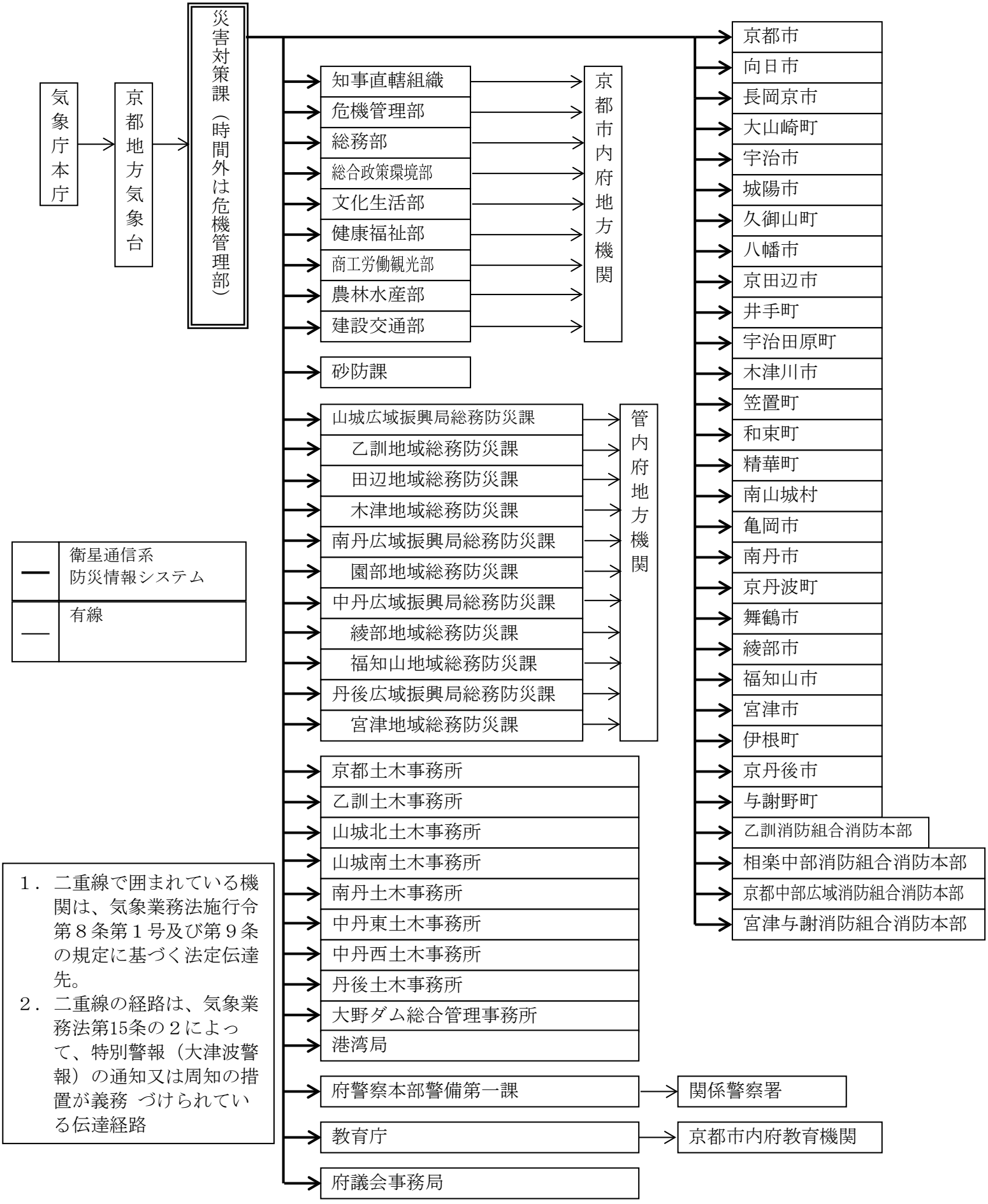

土砂災害警戒情報伝達経路図

※二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号、第９条の規定に基づく法定伝達先

第２章　情報連絡通信網の整備計画

（各　機　関）

第１節　情報連絡通信網の整備

大規模な災害時においては、被害が広域におよぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに地域住民に対する警報、避難指示等の伝達が必要となる。

このため、各機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩＯＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、平時からの災害情報のオープン化を図るよう努める。

第１　整備計画の方針

災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な通信による連絡手段を確立するとともに、各種通信メディア等の活用による情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、初動体制の確立のため、各種防災情報ネットワークシステムを整備し、それぞれのシステムで互いを補完することによる情報伝達の信頼性の向上及び安全性の確保を図るとともに各種情報の的確な把握を行う。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第２　衛星通信系防災情報システムの整備

府衛星通信系防災情報システム

府は、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行し、地震等の災害から府民の生命及び財産を守るため、人工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル疏水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）により２重化された確実な情報伝達が可能な衛星通信系防災情報システムを運用している。

衛星系ネットワークは、耐災害性に優れているので、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、府、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

また、被害情報の収集や防災情報の発信を強化するため、防災情報システムの改修を図る。

第３　市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)

住民等に対する災害情報の周知徹底を図ることは、災害を未然に防ぐうえからも、また、災害を最小限にするためにも必要なことである。

このため、災害対策本部が設置される市役所・町村役場と各集落に設置される受信設備とを結び、同時に同一内容の通報ができる同報通信方式の無線網の整備が必要である。

また、住民生活に密接な関係を持つ病院、学校、電力会社、ガス会社等生活関連機関と市町村災害対策本部とを結ぶ地域防災無線網の整備並びに市町村災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、市町村役場と被

害現場の間及び自動車等移動体相互間を結ぶ移動系の無線網の整備も必要である。

的確かつ迅速な災害情報の収集伝達を行うためには、府衛星通信系防災情報システム網と市町村防災行政無線網の有機的な結合を図っていくことがより重要なことであり、市町村は、早期に市町村防災行政無線の整備を促進するとともにデジタル化による最新の設備の整備を図る。

第４　早期被害情報収集システムの整備

府内各所に設置されたライブカメラによる情報収集、ヘリコプター及び無人航空機が撮影した空撮映像の危機管理センターへの伝送、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真を衛星通信系防災情報システムにより災害対策本部に伝送することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。

第５　緊急時の情報通信の確保

１　防災担当職員の常時配置

休日・夜間の災害発生に対処できる体制を整えるため、防災担当職員等を常時配置する体制を整備する。

２　防災担当職員等の参集

緊急時における防災担当職員及び非常時専任職員の参集を補完するため、職員一斉呼出システムの活用を図る。

３　災害対策本部長等の指揮命令伝達手段の確保

緊急時における災害対策本部長等の指揮命令伝達手段を確保するために、衛星携帯電話の活用により緊急時の情報通信の多重化を図る。

４　国との緊急連絡回線の確保

内閣総理大臣官邸及び国の非常災害対策本部と府災害対策本部との間において、緊急の情報連絡手段を確保するために、緊急連絡回線の活用を図る。

５　危機管理緊急連絡網(ホットライン)の整備

府は、緊急時における情報連絡体制を強化するため、関係機関との直通の連絡網の整備を図る。

第６　各機関の無線通信

非常災害時の無線通信設備は、現在、各防災関係機関のそれぞれの使用目的に応じて個々に設置されている。これらはいずれもそれぞれの機関内のみの通信連絡であるが、災害時においては非常通信連絡系統に加わることができるものである。

また、情報収集要員等の確保のため、アマチュア無線家による通信系の協力体制について整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

さらに、それぞれの防災機関が有する無線系統を「資料編２－１」に示す。

第７　庁内システムの業務継続性の確保

災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保する必要があるため、次の取組を行う。

・電算室の環境整備

電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保に努める。

・自治体クラウドの推進

自治体クラウドを活用した業務継続性の確保に努める。

第８　緊急速報メール・事前登録によるメールの活用

府、市町村は、住民に迅速に災害情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、事前登録によるメール、ＳＮＳ、ホームページ、アプリケーション、Lアラート等を活用した、多様化、多重化した情報発信手段の整備を進める。

第２節　市町村・防災機関等の非常通信

第１　計画の方針

災害時に予想される通信混乱に際して、市町村から本部への通信連絡系統を確立し、また、すべての防災関係機関が非常通信に協力する体制を整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

第２　市町村

災害時に市町村から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路（「資料編２－２」参照）に従って通信連絡を行う。この非常通信を行う際の要領は、「第３編第３章第４節」に示したとおりである。

第３　防災機関等

無線を整備している防災関係機関（「資料編２－１」参照）は、市町村及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。

１　人命の救助に関すること。

２　被害状況等の通信に関すること。

３　応援もしくは支援要請に関すること。

４　その他、災害に関して緊急を要すること。

第３章　河川防災計画

近畿地方整備局
府建設交通部
水資源機構
関西電力株式会社
関西電力送配電株式会社

第1節　河　川　の　現　況

府内の一級河川及び二級河川は、合わせて394河川、延長約2,046kmであり、このうち一級河川は305河川で、大阪湾に注ぐ淀川水系と日本海に注ぐ由良川水系に大別され、二級河川は日本海に注ぐ36水系89河川となっている。また、国土交通大臣が管理する河川は、25河川、延長約195km、知事が管理する河川は、377河川、延長約1,852kmとなっている。（なお、同一河川で両者の管理区間がある河川が８河川ある）

第１　淀川水系の現況

淀川水系は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川及び大川を分派して、大阪湾に注ぐ。

その流域は、大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、三重の２府４県にまたがり、面積は8,240km^{2}に及び、大阪市、京都市その他数多くの都市をかかえて関西地方における社会、経済、文化の基盤をなし、近畿圏の中心を貫いている本水系の治水と利水についての意義はきわめて大きい。

１　宇治川流域

宇治川は源を琵琶湖に発し瀬田川となり、瀬田川洗堰で琵琶湖水位及び流量を調節されその下流で大戸川を合流し、大津市関の津を経て京都府に入ると宇治川となる。その山狭の出口に天ケ瀬ダムがあって、洪水時にはダム地点の計画高水量2,080㎥/sを1,140㎥/sに調節する。山狭を出ると川幅は広くなるとともに、流れも緩やかになり平坦部に入る。ここから下流伏見区観月橋に至る左岸には旧巨椋池地帯が広がっている。

観月橋から下流については、京都疏水の流末が入り更に高瀬川が合流する。伏見区以下の宇治川は緩流となり平均低水位時の勾配は1/6,000程度で、八幡市に至り桂川、木津川と合流する。琵琶湖出口から八幡市まで流路延長35.7kmである。うち滋賀、京都府界から八幡市までは約24kmで宇治川本川は京都府内全域が国直轄管理区間である。

２　木津川流域

水源地方は２つに分かれ、奈良県と三重県に跨がる高見山地に連なる三峰山に源を発する名張川と、三重、奈良の県境を南北に走る布引山脈に源を発する木津川とが南山城村で合流し、更に京都府に入って山城盆地を貫流し八幡市において宇治川、桂川と三川合流し淀川に入る。

南山城村から八幡市までの流路延長約51.6kmであり、その京都府内全域が国直轄管理区間である。

３　桂川流域

水源は、京都、滋賀、福井の府県境である三国岳に発し、山岳重畳の間を曲流して大堰川となり南丹市八木町鳥羽で園部川を合わせ、亀岡市で保津川と名を変え保津の峡谷を経て西京区桂に至って桂川となり、伏見区羽束師で鴨川を合して大山崎町で淀川本流に合流する。京都市から大山崎町まで流路延長は112.8kmである。その内国直轄管理区間は西京区嵐山元録山町国有林38林班小班地先から淀川合流点まで約21.3km及び上流京都市右京区京北栃本町地先から木住川合流点までの13.3kmである。

第２　由良川水系の現況

由良川水系は、その源を京都、滋賀、福井の府県境三国岳に発し、南丹市美山町の山間部を流れ高屋川、上林川等を合わせ、さらに福知山市に出て土師川を合わせて北流して舞鶴市及び宮津市において日本海に注ぐ。

その流域は京都府、兵庫県にまたがり、その面積は1,880㎢に及び、丹波・丹後地区における基盤をなし、本水系の治水及び利水はきわめて重要なものとなっている。本川流路延長は124㎞に及びその内国直轄管理区間は本川54.1㎞、支川2.3㎞となっている。

第２節　河川改修計画

第１　国土交通省の改修計画

１　淀川水系河川整備基本方針と河川整備計画

淀川における治水事業は、古く仁徳、桓武の時代から現在にいたるまで近畿圏さらには国家の繁栄のため絶大な努力がはらわれてきた。淀川水系改修基本計画は、昭和28年の台風13号による出水にかんがみ、淀川水系全般にわたる治水対策について改定をみた。その後の追加修正を加えて、その内容は、基準地点枚方における基本高水のピーク流量を8,650㎥／sとし、このうち1,700㎥／sを上流ダム群で調節し、計画高水流量を6,950㎥／sとするものであり、宇治川、木津川、桂川の計画高水流量をそれぞれ900㎥／s、4,650㎥／s、2,780 ㎥／sとする計画であった。この計画にもとづき天ケ瀬ダム及び高山ダムの建設による洪水調節、水源山地の砂防の強化、瀬田川のしゅんせつ及び洗堰の改造による琵琶湖沿岸地域及び下流河川の水害の軽減、宇治川、桂川、木津川及び淀川本川の河道改修の促進並びに管理設備の増強等を主体として工事を実施した。しかしながら昭和28年以後昭和34年、昭和36年、昭和40年と大出水が相ついだこと、及び近年における淀川流域の人口資産が著しく増大したことにかんがみ淀川の治水計画を改定することとし、昭和46年３月工事実施基本計画を決定した。また、平成９年の河川法改正を踏まえ、平成19年８月に河川整備計画基本方針が、平成21年３月には河川整備計画が策定された。

河川整備計画策定（平成21(2009)年3月）以降、河川整備計画に位置付けた整備が大幅に進捗してきた一方、平成25(2013)年台風18号、平成29(2017)年台風21号、平成30(2018)年7月豪雨など、頻繁に豪雨が発生。また、淀川大塚切れ100年を契機に一堂に会した沿川自治体から、流域全体で河川整備のさらなる推進の要望もあり、令和３年８月に河川整備計画が変更された。

○基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

・淀川

基本高水は、昭和28年９月洪水、昭和40年９月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点枚方において、17,500㎥／s（琵琶湖からの流出量を含む）とする。このうち、流域内の洪水調節施設により5,500㎥／sを調節して、河道への配分流量を12,000㎥／sとする。

○主要な地点における計画高水流量に関する事項

・淀川

計画高水流量は、宇治地点において 1,500㎥／s とする。

・木津川

計画高水流量は、加茂地点において6,200㎥／sとする。

・桂川

計画高水流量は、請田地点において3,500㎥／s、下流羽束師地点において5,300㎥／sとする。

２　由良川水系河川整備基本方針と河川整備計画

由良川水系の治水事業については、昭和22年から直轄事業として、昭和20年10月洪水にかんがみ福知山における計画高水流量を4,100㎥／sとして綾部から福知山までの区間について改修工事を実施し、その後、本川上流にダムを建設し、福知山における基本高水のピーク流量4,100㎥／sを3,100㎥／sに調節する計画をした。さらに昭和28年９月洪水にかんがみ、同30年に福知山における基本高水のピーク流量を6,500㎥／sとして大野ダムにより洪水調整を行うこととする計画を決定した。平成９年の河川法改正を踏まえ、平成11年12月に

河川整備計画基本方針が、平成15年8月には河川整備計画が策定された。その翌年の平成16年10月台風23号による被害状況等を踏まえ、由良川のさらなる治水安全度向上を目指し整備内容を追加するなど、新たな由良川水系河川整備計画が平成25年6月に策定された。

○基本高水並びにその河道及び洪水調整ダムへの配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、昭和28年９月洪水を主要な対象洪水として基準地点福知山において6,500㎥／sとし、このうち大野ダムにより900㎥／sを調節して河道への配分流量を5,600㎥／sとする。

○主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は綾部において4,100㎥／sとし、八田川、犀川、土師川等の合流量を合わせ福知山において5,600㎥／sとし、さらに牧川等の合流量を合わせ天津上において5,800㎥／sとする。

第２　京都府の河川整備

京都府総合計画における「しなやかで災害に強い地域」の実現に向け、安心・安全の暮らしを支える治水対策について、河川整備計画に基づき、流域特性や土地利用計画、自然環境に配慮した整備を推進している。

また、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、河川整備を推進する。

一方、あらゆる洪水に対して河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるため、治水施設整備によるハード対策に加え、貯留浸透施設設置など流域の流出抑制対策や、危機管理型水位計の設置などのさまざまなソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な治水対策を図っていく。

また、河川の氾濫や内水などによる浸水被害発生時に復旧活動を支援するため、排水ポンプ車の効果的な運用を行う。

そのほか、東日本大震災、平成24年８月の府南部豪雨及び平成25年９月の台風第18号災害を教訓に、天井川などでは、一旦破堤し氾濫すれば広域かつ甚大な被害を及ぼすことが予想されるため、堤防や水路橋など河川構造物について補強耐震化を検討し対策を実施する。

さらに、近年の豪雨等による災害の頻発化や、気候変動により将来予測される降雨量増大に備えるため、従来の管理者による対策だけでなく、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策である、「流域治水」の施策を推進していく。

第３節　ダムの現状と洪水調節

第１　既存ダムの洪水調節機能の強化

令和元年台風第19号等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、令和２年５月に締結された治水協定に基づき、ダムの事前放流等の取組を推進する。

特に、大野ダムについては、洪水調節容量を増大させるため、暫定対応として事前放流目標水位を引き下げ、余裕がある堆砂容量を有効活用した事前放流の充実化を図る。また、放流連絡、放流警報及びダム情報ホームページ等、より分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。

異常洪水時防災操作に関する情報については、住民の避難等につながる重要な情報であるため、関係機関への放流連絡とあわせて報道機関に情報提供を行い、速やかに住民に周知する。

第２　ダムの現状と洪水調節

１　天ヶ瀬ダム

(1)　ダムの現状

ア　目　　的　　洪水調節、水道用水、発電

イ　管 理 者　　国土交通省

ウ　位　　置　　京都府宇治市槙島町字六石

エ　河　川　名　　淀川水系　淀川（宇治川）
オ　規　　模　　型　　式　ドーム型アーチ式コンクリート
　　堤　　高　73.0m
　　総貯水容量　26,280,000㎥
　　計画高水量　2,080 ㎥／s

(2)　洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年６月16日から10月15日までの間）において標高58mから78.5mまでの容量20,000,000㎥を利用してダム地点の計画高水流量2,080㎥／sを1,140㎥／sに調節する。

ただし、枚方が氾濫注意水位を越えたときは、２次調節として250㎥／sに調節する。なお、洪水期以外においても予備放流により洪水調節を行うことができる。

(3)　放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「天ヶ瀬ダム放流通報の連絡系統」に示す。

2　大野ダム

(1)　ダムの現状

ア　目　的　洪水調節、発電
イ　管理者　京都府
ウ　位　置　京都府南丹市美山町樫原
エ　河川名　由良川水系　由良川
オ　規　模　型式　重力式コンクリート
　　堤高61.4m
　　総貯水容量　28,550,000㎥
　　計画高水量　2,400㎥／s

(2)　洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年６月16日から10月15日までの間）において標高155.0mから175.0mまでの容量21,320,000㎥を利用してダム地点の計画高水流量2,400㎥／sを1,400㎥／sに調節する。

(3)　放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「大野ダム放流通報の連絡系統」に示す。

3　高山ダム

(1)　ダムの現状

ア　目　的　洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持、発電
イ　管理者　水資源機構
ウ　位　置　相楽郡南山城村高尾
エ　河川名　淀川水系名張川
オ　規　模　型式アーチ重力式コンクリート
　　堤高　67.0m
　　総貯水容量　56,800,000㎥
　　計画高水量　3,400㎥／s

(2)　洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年６月16日から10月15日までの間）において標高117.0mから135.0mまでの容量35,400,000㎥を利用してダム地点の計画高水流量3,400㎥／sを1,800㎥／sに調節する。

(3)　放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「高山ダム放流通報の連絡系統」に示す。

4　和知ダム（関西電力）

(1)　ダムの現状

ア　放流施設　ラジアルゲート　４門

スライドゲート　１門

有効貯水容量　1,286,200㎥

総貯水容量　5,119,200㎥

計画高水量　2,640㎥／s

(2)　洪水調節

和知ダムは和知発電所調整池えん堤として設置されたもので、調整池への流入量が300㎥／s以上の洪水時には、貯水位を一定に保って自然流量を貯水することなく放流する。

(3)　放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「和知ダム放流通報の連絡系統」に示す。

5　布目ダム

(1)　ダムの現状

ア　目　的　洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持

イ　管理者　水資源機構

ウ　位　置　奈良市北野山

エ　河川名　淀川水系　布目川

オ　規　模　型式　重力式コンクリート

堤高　72m

総貯水容量　17,300,000㎥

計画高水量　460㎥／s

(2)　洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年６月16日から10月15日までの間）において標高280.6m（279.2m）から287.3mまでの容量5,400,000㎥（6,400,000㎥）を利用してダム地点の計画高水流量460㎥／sを150㎥／sに調節する。

※（　）は二期制限水位及び対応する洪水調整容量

(3)　放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「布目ダム放流通報の連絡系統」に示す。

6　日吉ダム

(1)　ダムの現状

ア　目的洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持

イ　管理者水資源機構

ウ　位置　南丹市日吉町中

エ　河川名　淀川水系桂川

オ　規模　型式　重力式コンクリート

堤高67.4m

総貯水容量66,000,000㎥

計画高水量1,510㎥／s

(2)　洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年６月16日から10月15日までの間）において標高178.5mから201.0mまでの容量42,000,000㎥を利用してダム地点の計画高水流量1,510㎥／sを150㎥／sに調節する。

(3)　放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「日吉ダム放流通報の連絡系統」に示す。

7　畑川ダム

(1)　ダムの現状

ア　目　的　洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持

イ　管理者　京都府

ウ　位　置　船井郡京丹波町下山

エ　河川名　由良川水系高屋川支川畑川

オ　規　模　型式　重力式コンクリート

堤高　34.0m

総貯水容量　1,960,000㎥

計画高水量　200㎥／ｓ

(2)　洪水調節

洪水調節は、30年に1回発生すると予想される降雨で生じる洪水において、ダム地点の計画高水流量200㎥／ｓを110㎥／ｓに調節する。

(3)　放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「畑川ダム放流通報の連絡系統」に示す。

天ヶ瀬ダム放流通報の連絡系統

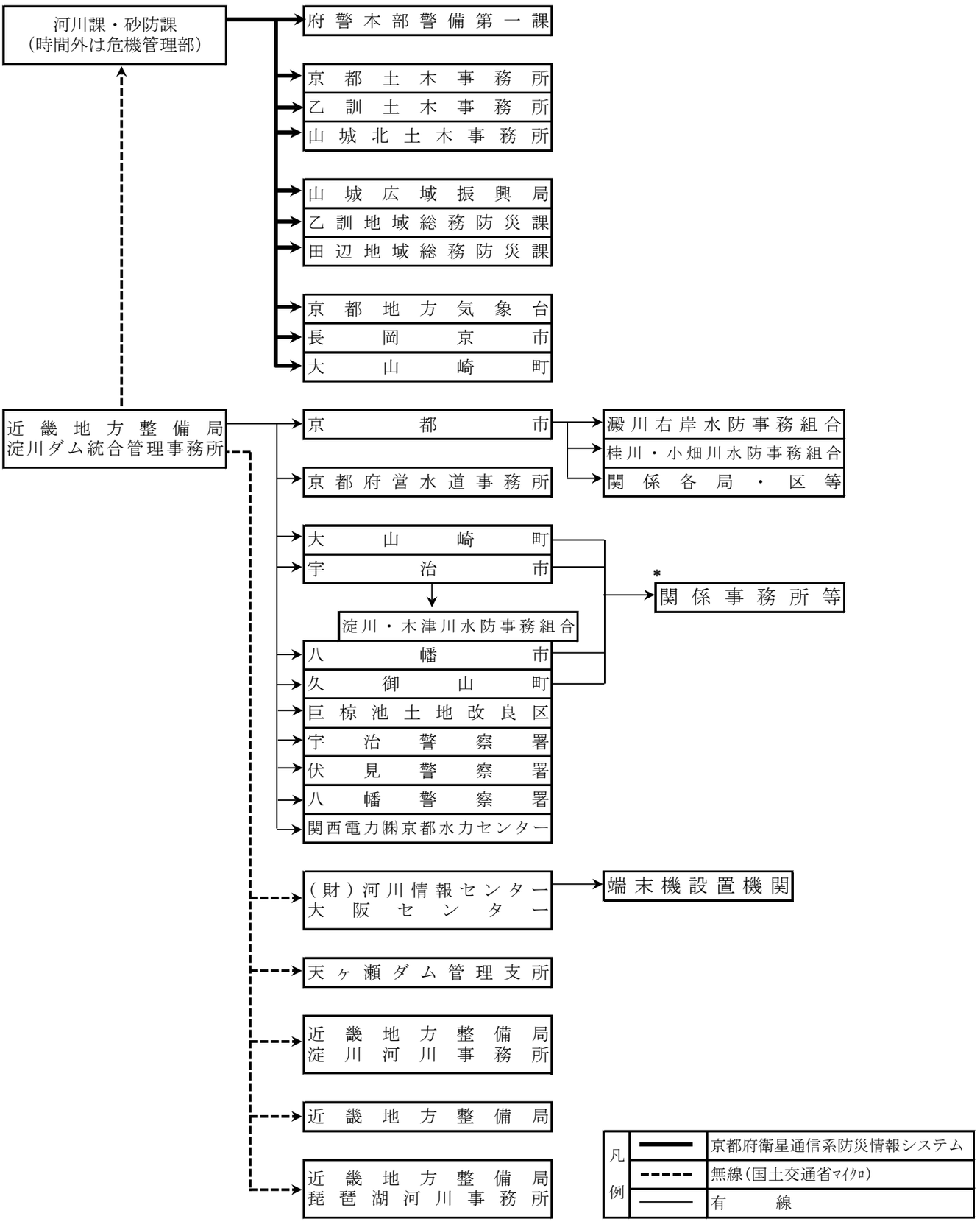

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

大野ダム放流通報の連絡系統

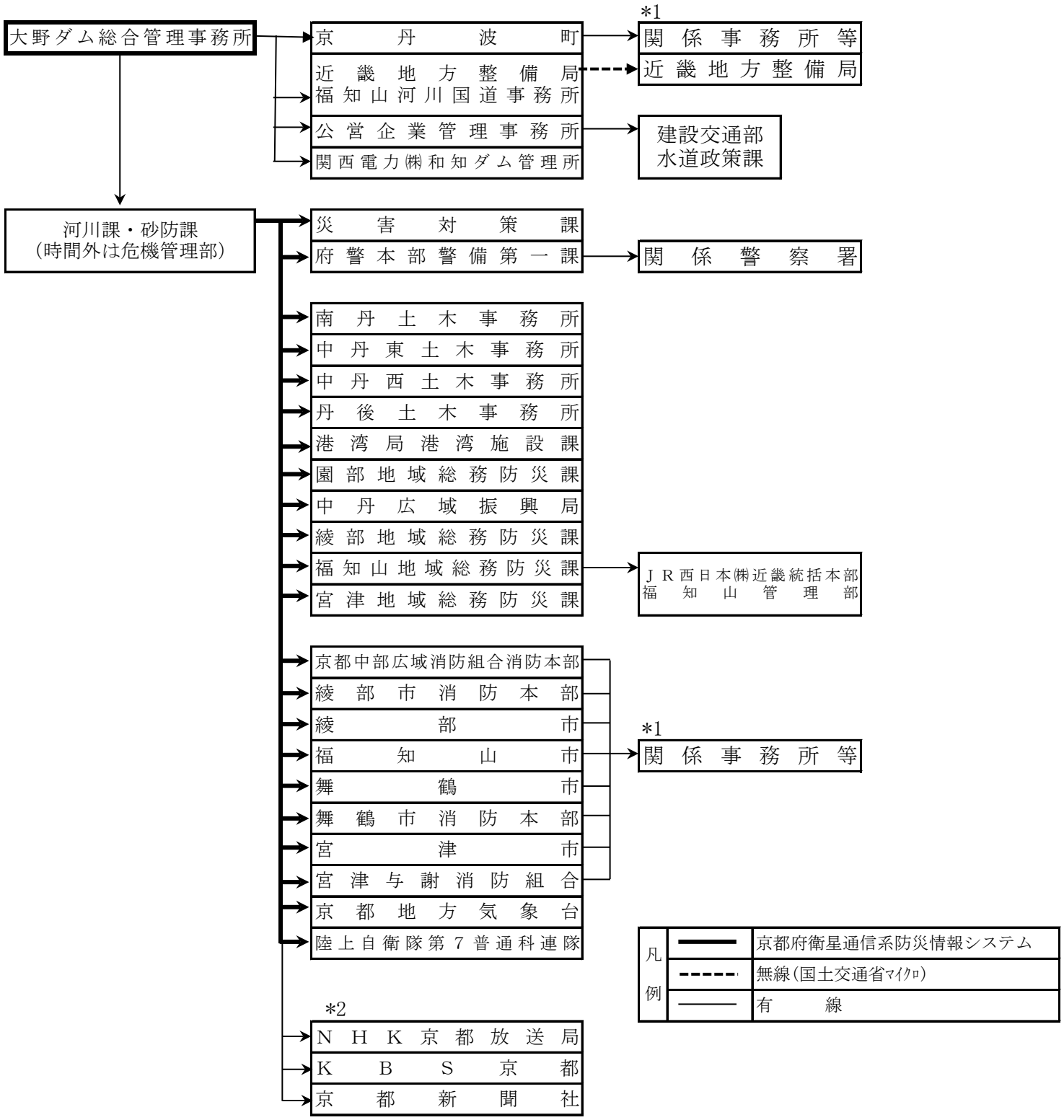

＊1「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

＊2「大野ダム異常洪水時防災操作（緊急放流）通知」（⑮－2～5）のみ。

高山ダム放流通報の連絡系統

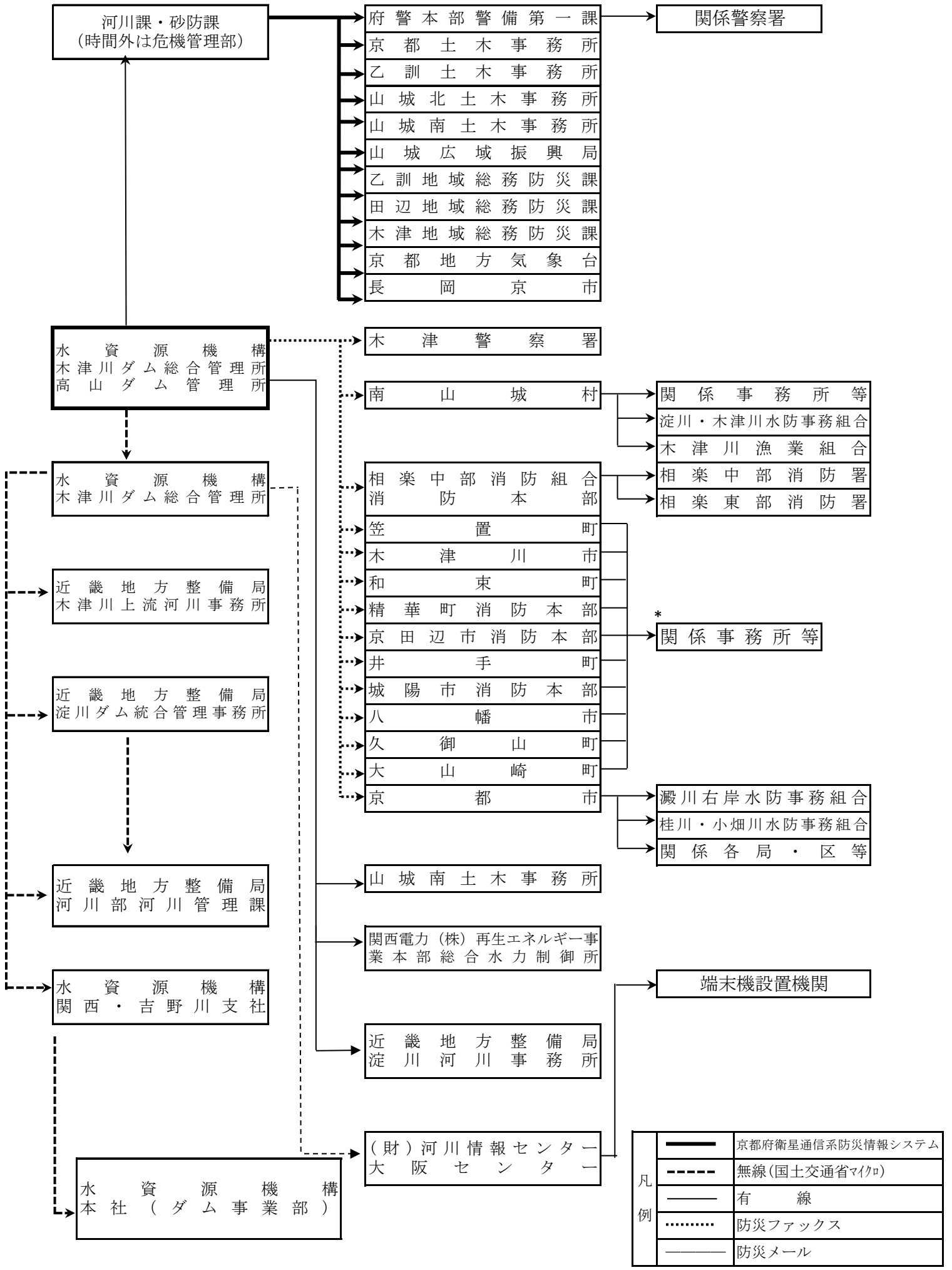

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

和知ダム放流通報の連絡系統

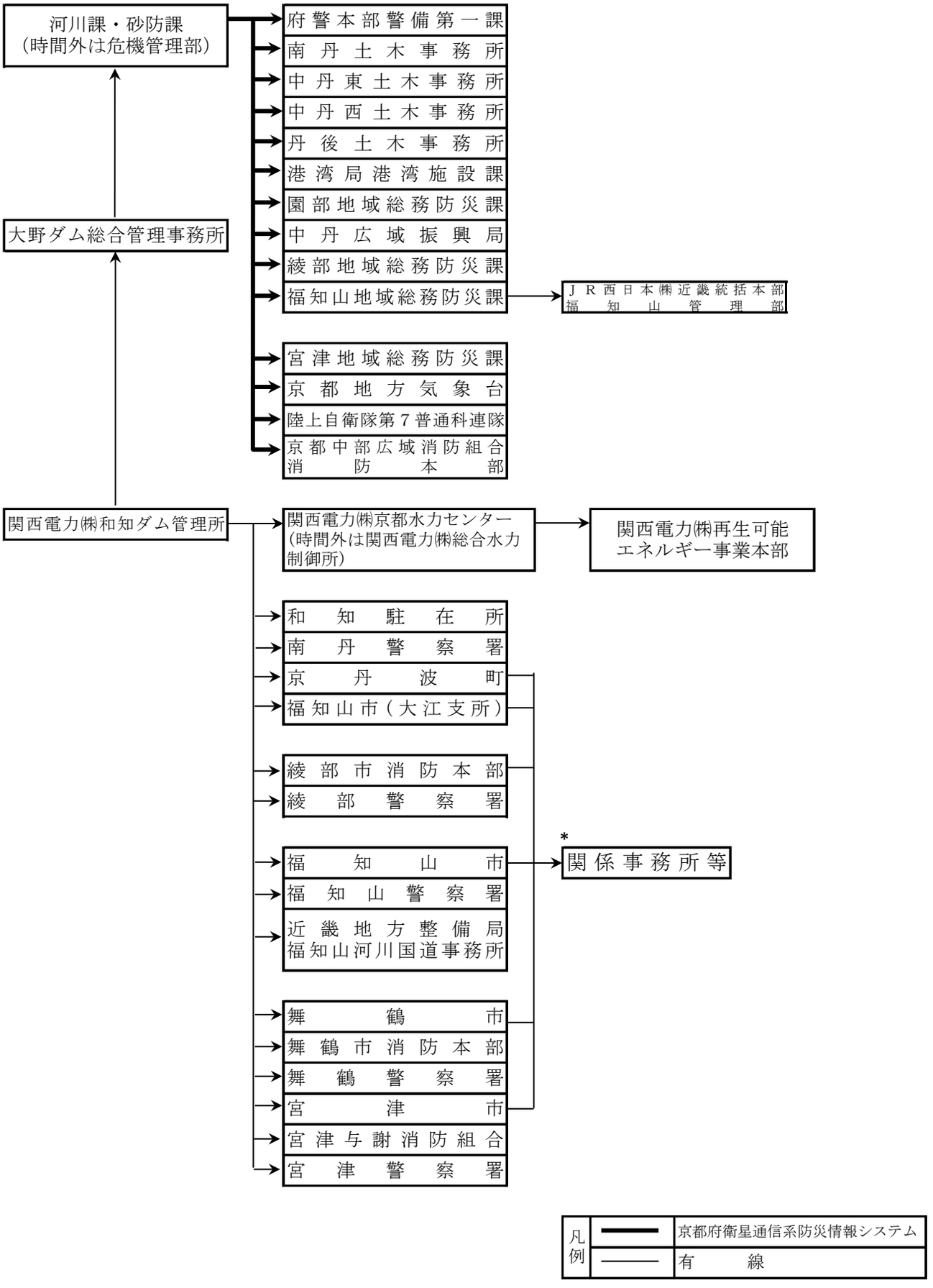

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

布目ダム放流通報の連絡系統

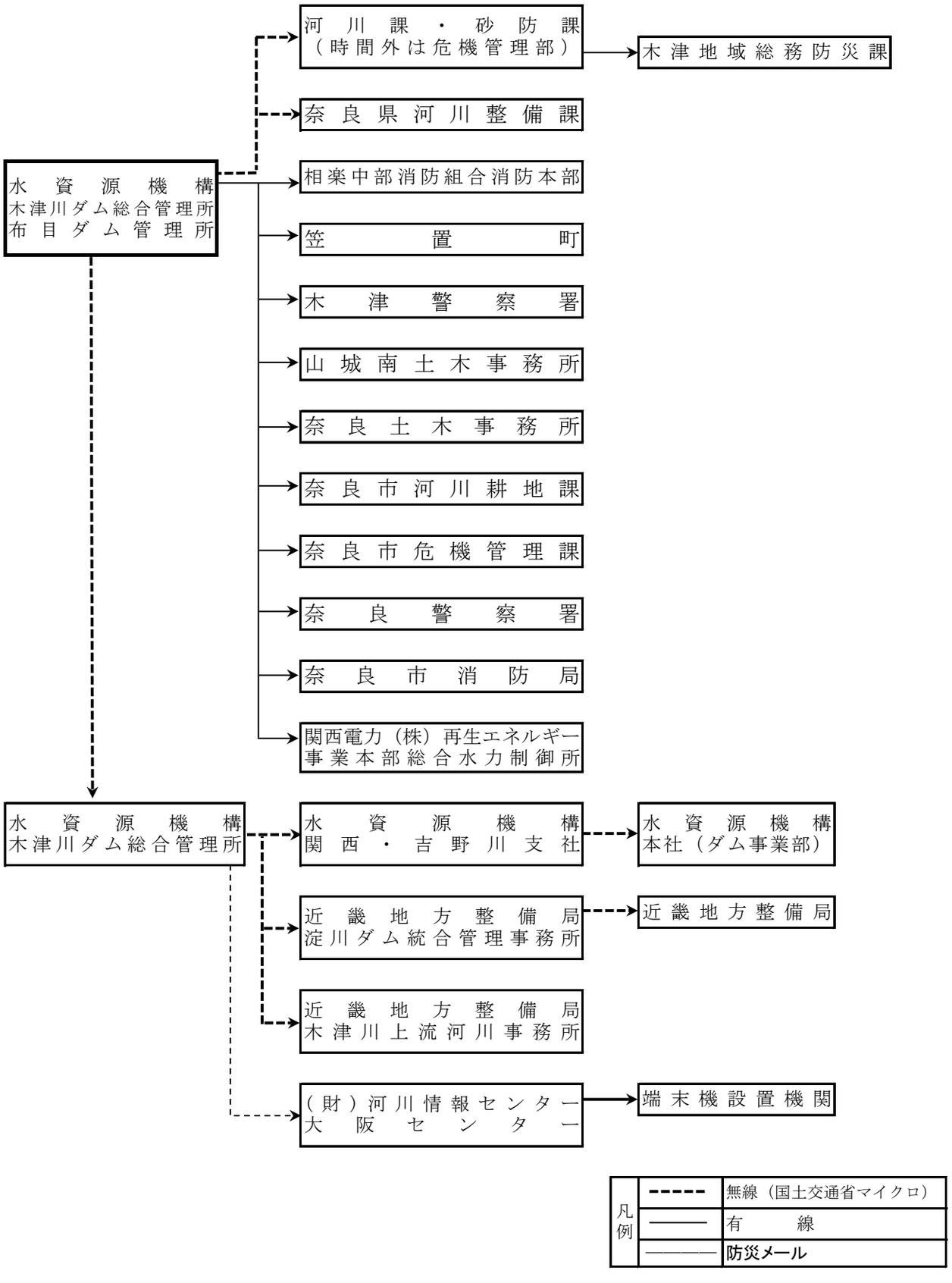

日吉ダム放流通報の連絡系統

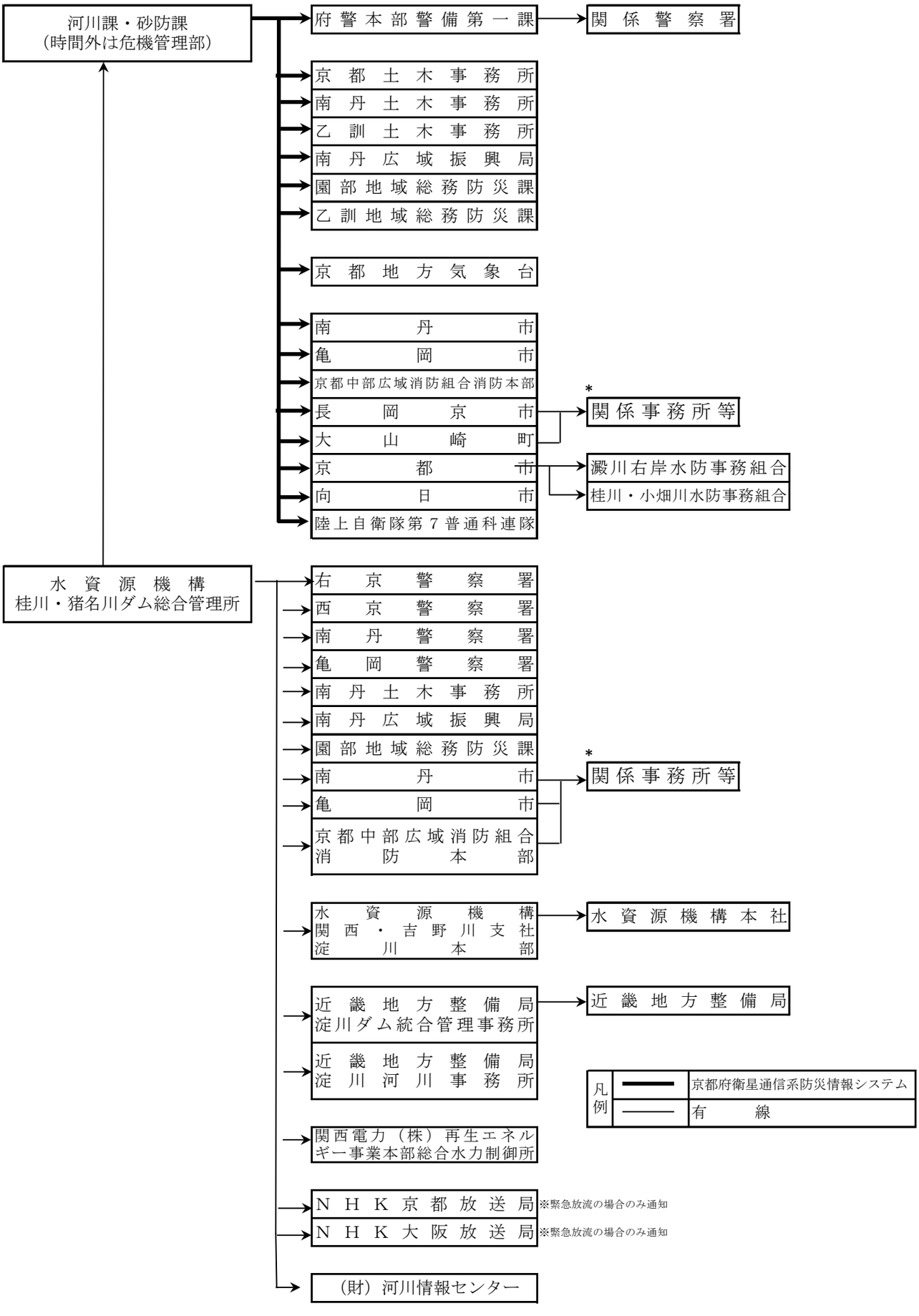

＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

畑川ダム放流通報の連絡系統

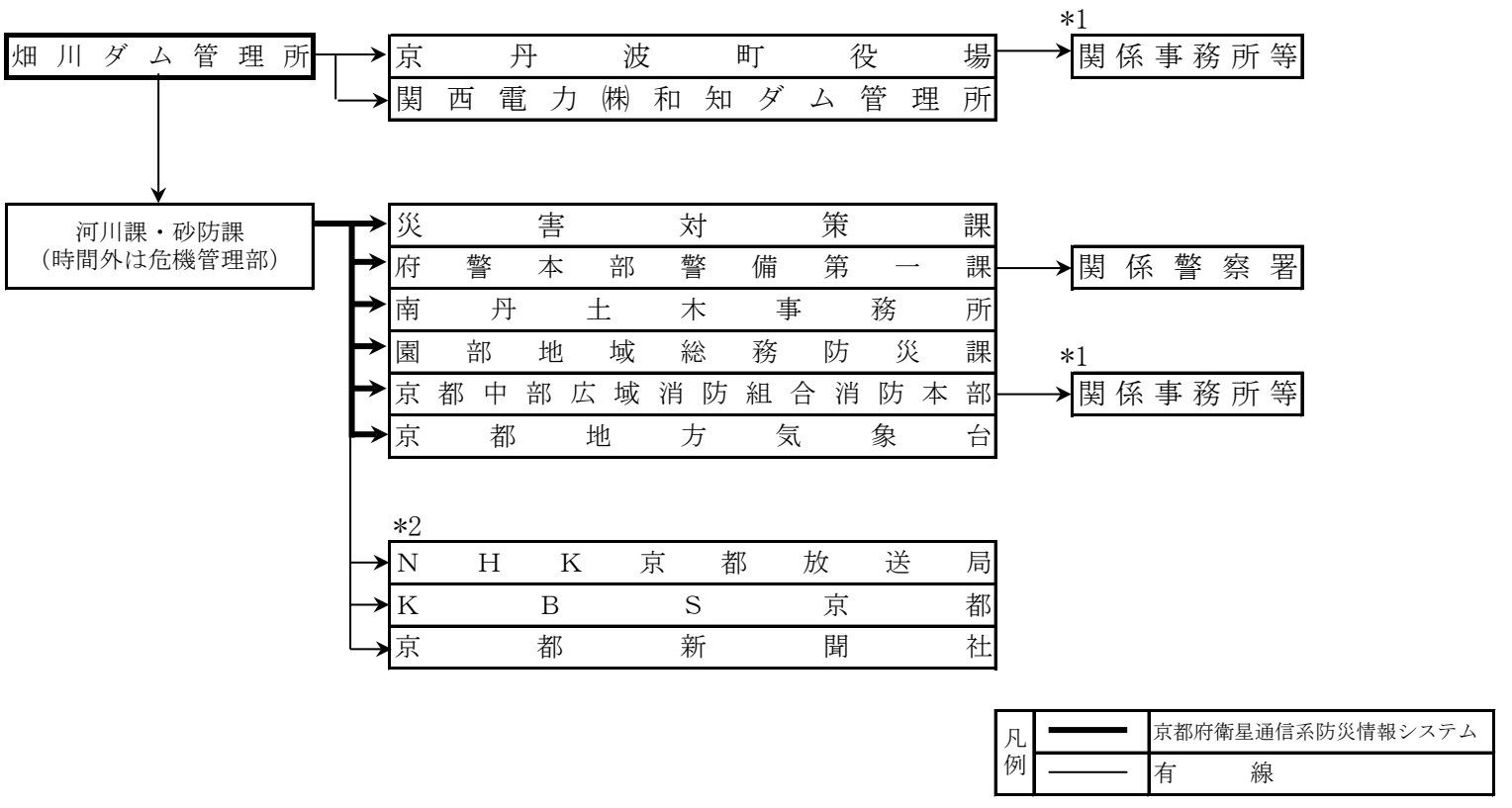

＊1「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

＊2「畑川ダム放流連絡受信用紙」（⑯－4～7）のみ。

第４章　林地保全計画

（府農林水産部・近畿中国森林管理局）

第１節　国有林・官行造林地対策計画

第１　現　状

府内には、国有林約4,616ha、公有林野等官行造林地（以下「官行造林地」という。）約1,871haがある。

このうち5,082ha(国有林4,302ha、官行造林地780ha)が水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、干害防備、なだれ防止、魚つき、保健、風致の保安林に指定されている。

これらの保安林については、それぞれの保安機能の維持と向上を図るため、造林事業、治山事業の推進に努めている。

第２　計画の方針

森林整備保全事業計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、国有林野の持つ国土の保全等公益的機能の維持増進のための計画的な整備を推進する。

第３　計画の内容

１　山地災害の防止について

府内に所在する各国有林について、健全な林分の育成に努めるとともに、荒廃林地の復旧、山地災害危険地等における災害予防のため治山事業を計画的に実施する。

第２節　民有林対策計画

第１　治山事業

１　現　状

府内森林面積342,243haのうち、民有林森林面積は334,922haであり、そのうち106,340haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。

したがって、治山事業を実施し保安林の機能の維持増進を図るとともに、山地災害危険地や国土安全上重要な森林を保安林に指定し、災害の未然防止に努めている。

２　計画の方針

治山事業実施方針に基づき、崩壊地・山地災害危険地の復旧・予防工事を施行し、山地災害の可及的減少を図り、森林の防災機能を高めるとともに水源かん養機能と保健機能を有機的に発揮する保安林を拡充し、生活環境の保全とあわせて地域の防災施設の計画的な整備をすすめる。

３　計画の内容

(1)　土砂の流出、崩壊による災害の防止

荒廃林地、山地災害危険地等の復旧・予防のため、山地災害危険地調査を踏まえ治山事業を計画的に実施する。

新規に発生する林地崩壊については、山地災害危険地区に繰り入れるとともに緊急を要するものから緊急治山事業を実施する。

更に、公共事業等で採択されない比較的小規模の崩壊については、府単費による復旧や市町村の行う復旧の指導、補助等を行い災害の防止に努める。

(2) 地すべり対策

地すべり防止区域及び地すべり危険地区の地表移動量等に注視しながら、緊急を要するものから防止工事を行う。

(3) なだれ、飛砂等による災害の防止

なだれ危険地や飛砂等による災害の防止のため、治山事業を実施する等により森林の健全な育成を図る。

別　表　　林野庁所管の地すべり防止区域

地すべり防止区域名	所在地	面積 ha	地質	摘要
木元	綴喜郡宇治田原町奥山田字木元	17.37		昭和38年指定
土ケ畑	亀岡市畑野町土ケ畑澤の上	7.21		昭和47年指定
橋谷	福知山市大江町字橋谷	63.26	第三紀層	昭和49年指定
舟ケ谷	宮津市長江舟ケ谷	54.26		昭和47年指定
田原	〃　字田原	44.22		平成 5 年指定
田坪	与謝郡伊根町字野村	8.76		平成20年指定

第２　保安林の整備

１　自然災害や手入れ不足等で保安林機能が低下している保安林を改善するため、各種林業施策を講じ機能の充実を図る。

２　保安林の管理を重点的に進め、山地災害危険地区に判定された保安林について、その機能回復を図る。

第３　森林整備事業（造林事業）

１　現　状

令和５年度末の府内の民有林人工林面積は126,452haである。近年、造林面積は70から100ha程度で推移しているが、人工林の伐採後に植林されないケースもあり、伐採跡地における森林の確実な更新が重要である。

さらに人工林の伐採後に植林されないケースも出てきており、伐採跡地における森林の適切な更新が懸念されている。

また、間伐等の実施が遅れたり、放置される森林もあり、公益的機能の低下が懸念されている。これらは木材価格等の低迷や担い手の不足等が原因と考えられる。

２　計画の方針

森林環境保全整備事業計画に基づき、着実な森林の整備を推進することにより、木材の生産機能はもとより森林の公益的機能の高度発揮を図る。

また、平成30年７月豪雨や平成30年台風第21号でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨等の災害が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、山地災害の未然防止対策を実施する。

３　計画の内容

森林による二酸化炭素の吸収は、地球温暖化対策において特に重要なものとして位置付けられており、経営の集約化による低コスト化を促進し、人工林の間伐や再造林等を積極的に推進し、森林の適正な整備・保全を図る。

また、採算面から手入れがされず、今後も経営困難な人工林については、国の森林環境譲与税を活用して市町村が災害防止のための間伐など必要な管理を進めることとしており、府としてもこうした市町村の取組が進む

よう林業の専門的な助言、指導を行う一般財団法人京都森林経営管理サポートセンターとも連携し、相談窓口の設置や職員研修等の支援を実施する。

放置され、機能の低下を招いている人工林については、間伐を実施するなどして広葉樹等の導入を図り、針葉樹と広葉樹が適度に混交した災害に強い森林を整備する。

人工林が台風等により倒木被害を受けた場合は、早期復旧に向け、被害木の伐倒や集積等、再造林に向けた整備を支援する。

さらに、人工林の伐採跡地で的確な更新が図られていない箇所については、豊かな森を育てる府民税を活用した豊かな森づくり総合対策事業等で植栽を支援し、早期に森林の造成を図ることとする。

第４　山地災害危険地区の周知等

１　山地災害危険地区

地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。

なお、台風通過後等に山地災害危険地区の現地調査を行い、山地災害の危険性が増大したと判断される場合は市町村を通じて地元に周知を行うとともに治山対策を検討する。

２　市町村への資料提供

府は人命保護の立場から山地災害危険地区に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画に山地災害危険地区対策として組み入れられるよう、助言・支援する。

３　地域住民への周知

人的被災を極力軽減するため、関係市町村を通じて山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難態勢の確立に努める。

また、山地災害危険地区に関する詳しい情報は、各広域振興局森づくり振興課及び京都林務事務所で閲覧できるようにすることとし、さらに、山地災害危険地区の位置や種別などをインターネット（京都府ホームページ）に掲載する。（https://www.pref.kyoto.jp/shinrinhozen/chisan/kikenchiku.html）

（令和6年3月現在）

山地災害危険地区の種類	箇所数 （うち国有林）	備　考
山腹崩壊 地すべり 崩壊土砂流出	2,831箇所（55） 26箇所（0） 2,329箇所（59）	※該当市町村を下記に示す。
合　計	5,072箇所	

※京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

第５章　砂防関係事業計画

（府建設交通部）

第１節　総　則

土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって京都府内の土砂災害警戒区域等、山腹災害危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所及び地すべり危険箇所に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体及び住民の活動について指針を示すものである。

また、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、砂防関係事業を推進する。

第２節　総合土砂災害対策推進連絡会

京都府内における土砂災害に関する連絡、調整を行う。

その内容は以下のとおりである。

(1)　土砂災害防止に関する事項

(2)　警戒避難体制の確立に関し必要な事項

(3)　その他必要な事項

第３節　土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達

土砂災害の発生が予想される箇所について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、概ね5年ごとに基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等に順次指定する。

令和７年２月28日現在における府内の指定区域は下表のとおりである。

関係図書は、砂防課及び関係土木事務所及び関係市町村で縦覧に供し、さらに、指定区域及び基礎調査結果情報をインターネット（京都府ホームページ）に掲載する。

（令和７年２月28日現在）

自然現象の種類	区域指定		備考
	警 戒 区 域	うち特別警戒区域	久御山町を除く府内２５市町村
土石流	６，８６８箇所	４，３７９箇所	
急傾斜地の崩壊	１０，４３４箇所	１０，２０４箇所	
地すべり	６０箇所	－	
合　計	１７，３６２箇所	１４，５８３箇所	

府の地域に土砂災害が発生したり、土砂災害の前兆現象の発見などの通報及び相談が府民から寄せられたときは、関係市町村と連携して被害状況を把握し、情報伝達・共有を図る。

第４節　土砂災害における警戒避難体制

市町村が土砂による被害を受ける恐れのある住民を、適切な避難方法により適切な避難場所へ誘導するために必要な内容は、以下のとおりである。

(1)　警戒または避難を行うべき基準の設定

気象情報、雨量、警戒避難基準（第５節）等を参考に設定する。

なお、大雨には、局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない場合でも他の危険な兆候が認められた場合には自主的な判断によって避難するよう住民を指導することが大切である。

(2)　適切な避難場所及び避難路の設定、周知

避難場所及び避難路の選定にあたっては、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）の土砂災害を受ける恐れのない場所及び洪水氾濫等の水害を受ける恐れのない場所を選定する。

設定した避難場所、避難経路及び情報伝達経路等は、市町村地域防災計画に記載するとともに、土砂災害ハザードマップを作成して住民に対し周知徹底を図る。

(3)　情報収集及び伝達

日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば急傾斜地の崩壊等の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、近隣の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し的確な判断が出来るよう努める。

収集した情報を、有線放送、広報車、サイレン等の方法により、迅速かつ正確に関係住民に伝達する。

また、迅速かつ円滑な情報収集及び伝達を行うための体制の整備に努める。

(4)　防災知識の普及及び防災活動の実施

市町村は、市町村防災関係職員や住民に対して、土砂災害警戒区域等や避難方法等の防災知識の普及に努める。また、関係機関と協力して土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。

(5)　要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合には、市町村地域防災計画に当該施設を位置づけることとし、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。また、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画(避難確保計画)を作成し、避難訓練を実施する。市町村は、避難確保計画や避難訓練の実施状況について定期的に確認するとともに、施設管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第５節　土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム

第１　京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（目的）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報が、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。

避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。

市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の２、土砂災害防止法第27条）

【土砂災害警戒情報の伝達経路】

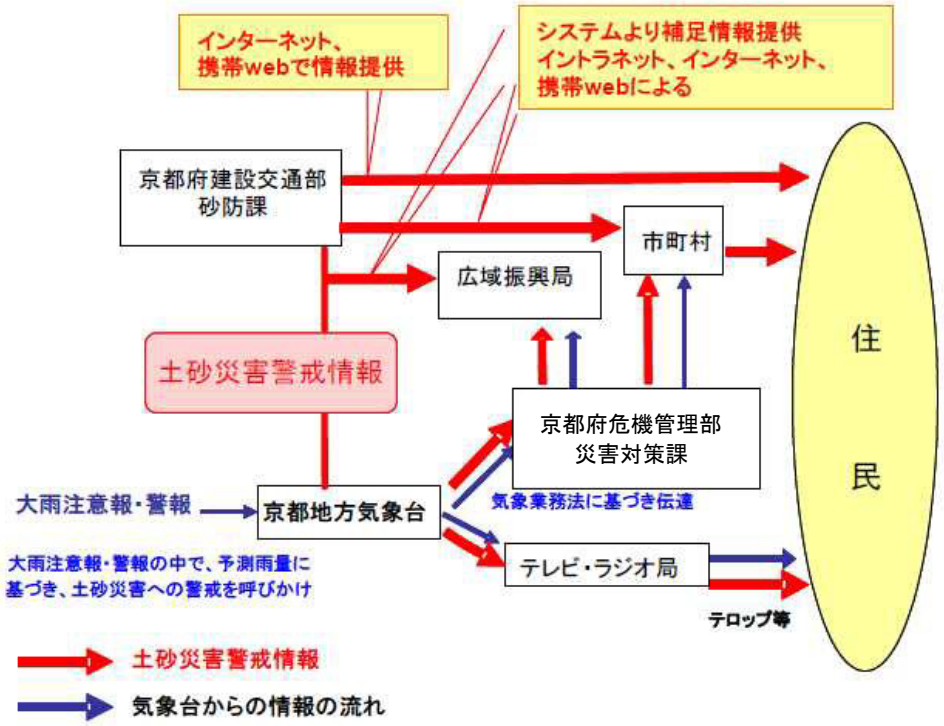

第２　基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。

１　警戒基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。また、その他必要が認められる場合には、府砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。

２　警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土砂災害警戒区域等の点検結果等を鑑み、府砂防課と京都地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。

３　地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台は「地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）」により基準を取り扱うものとする。

第３　発表単位

該当市町村に対して土砂災害警戒情報を発表する。ただし、合併市町村及び京都市は、旧町及び区別で発表する。(48箇所)

第４　留意点

１　土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。

２　土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

３　個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

第５　京都府土砂災害警戒情報システム

１　システムの概要

本システムは気象台による降水予測と、京都府の作成した１kmメッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。

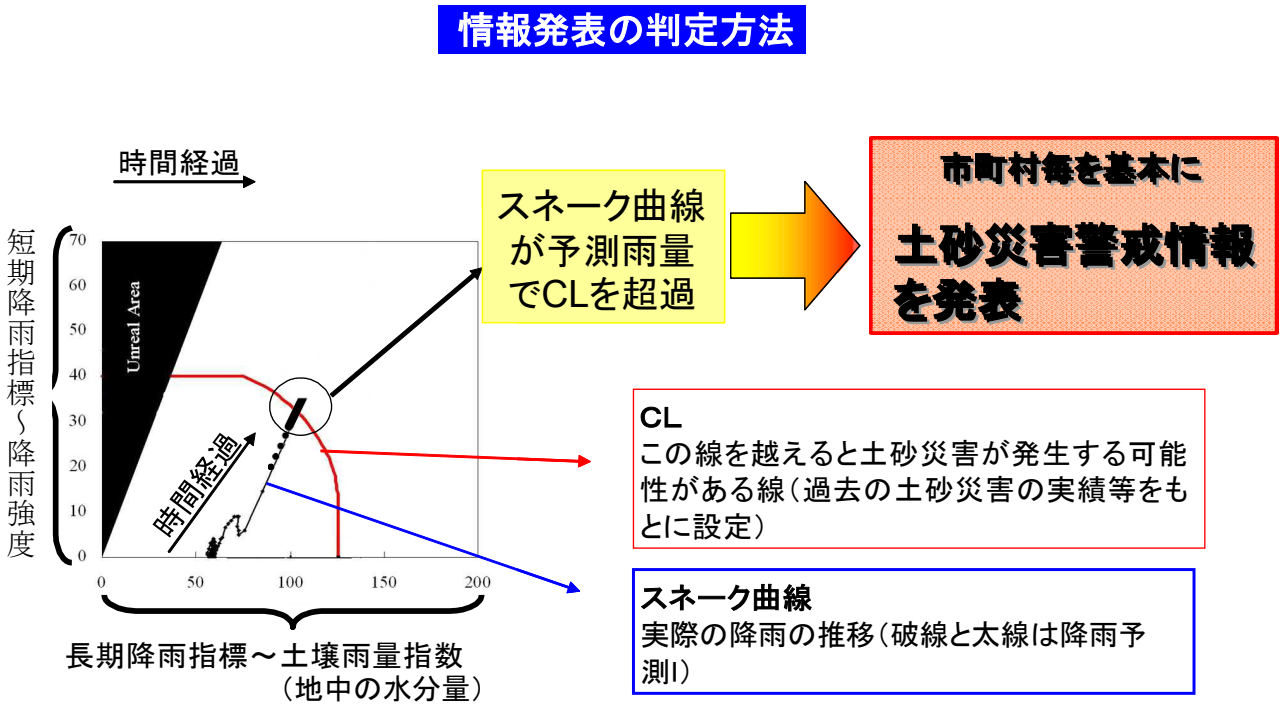

２　市町村への情報提供

京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して伝達するとともに事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。また、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）により地図上で危険度レベルの確認できる情報をイントラネット、インターネット、携帯Webで発信を行う。

３　用語解説

解析雨量：気象庁の地域気象観測所（アメダス）と京都府の雨量観測所及び国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコーから１キロメッシュ毎の降水量を推定したもの。

土壌雨量指数：長期降雨の指標。積算雨量との違いは、24時間以上前の先行降雨も取り込んでいる。直近の雨ほど土壌中に多く残るという土壌の特性をモデルに組み込んでいる。

ＣＬ：この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線。過去の土砂災害の実績をもとに設定しており、大きな土砂災害が発生した場合等には、検証を行った上で必要に応じて見直すこととし、さらなる精度向上を図ることとする。

第６節　土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

第１　緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき、国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。

１　国土交通省が実施するもの

(1)　河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流（次のア、イを共に満たす場合）

ア　河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

イ　おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

(2) 河道閉塞による湛水（次のア、イを共に満たす場合）

ア　河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

イ　おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

2　京都府が実施するもの

(1) 地すべり（次のア、イを共に満たす場合）

ア　地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合

イ　おおむね１０戸以上の人家に被害が想定される場合

第２　土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）

国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第31条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知するものとする。

なお、国土交通省が緊急調査を行ったものについては京都府へも土砂災害緊急情報が通知される。

第７節　砂防対策計画

第１　現　状

府内の山や渓流は、戦前は木の乱伐、戦後は昭和28年、34年、61年等とたび重なる風水害によって著しく荒廃し、これまで山腹工、砂防堰堤等の土砂対策工事を実施してきた。

しかし府内の山間地の地質は第三紀層、丹波層群中・古生層が比較的多く、ひとたび風水害、特に局地的大雨の風水害を受けると、山腹崩壊、渓岸の浸食等による土砂災害をうけやすい。

砂防工事は、この土砂を上流でくいとめ、また、調節するために、戦前は山腹工を中心に、戦後は砂防堰堤、渓流保全工等の渓流工事を中心に施工された。

また、府内には次のとおり砂防指定地がある。（令和７年３月１日現在）

面的な指定　示数　　54

渓流の指定　渓流数　1,077

第２　計画の方針と内容

土砂災害を未然に防止するため、社会資本総合整備計画等に基づき水系一貫の治水効果を十分発揮することを考慮して、すでに荒廃しており今後なお増大するところや将来その恐れのあるところを重点に砂防事業を推進している。

砂防は、河川工事の根源といわれるように、いくら下流の河川を改修しても、その上流の山地が荒れていたり、渓岸が浸食されていては、洪水時に土砂を含んだ水が流れ出て、堤防や護岸を破壊し、河道に異常な土砂の堆積を起こし、氾濫の原因になる。

この土砂を土砂生産地帯でくいとめるため、治山事業とも調整し山腹斜面の安定と崩壊の拡大を防ぎ、新しい崩壊等を防止する。また、土砂れきの流下や渓床の浸食を防ぎ、渓床の勾配を緩やかにして安定させるために砂防堰堤や床固工を設けたり、渓岸の縦横浸食による土砂生産を防ぎ安定させるために渓流保全工等を施工する。

第８節　土石流対策計画

第１　現　状

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な渓流が、異常な集中豪雨により、一たん土石流が発生すると、渓岸をけずられ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

府内には、土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された渓

流（渓流勾配15°以上）が6,866渓流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある渓流を含む）あり、その対策を講じる。

第２　計画の方針と内容

土石流の災害を未然に防止するため、砂防堰堤等の整備を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。一方、市町村等においては危険区域に対して土砂災害警戒情報システムにより情報がリアルタイムに発信され、降雨状況等をすみやかに把握する措置を講じるなど警戒降雨量に達した場合は、通報により避難体制を確立するよう努める。

特に保全対象人家が５戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

第９節　地すべり対策計画

第１　現　状

一般に地すべりは特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見しただけでは山くずれと判断しがたいが、最初は緩慢な滑動に始まって最後は山くずれと同じような崩壊をするもので主な原因が地下水に起因しているのが特徴である。

地質的に分類すると第三紀層地すべり、古生層地すべり、中生層地すべり等がある。

府内には、地すべりが発生するおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が60箇所あり、その対策を講じる。

なお、地すべり防止区域は「地すべり防止区域一覧表」のとおりであるが、昭和40年の風水害により新たに丹後半島を中心に地すべりが10数箇所発生した。

第２　計画の方針と内容

地すべりの災害を未然に防止するため、地すべり対策工を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

地すべりは現状で述べたとおり、その判定が難しく、軽率に工事を進めるとかえって災害を助長するため、地形、地質調査、表面移動量調査、地下水調査等広範囲にわたって調査する必要がある。

地すべり地帯の特徴は、地質的には第三紀層、中生層、古生層、破砕帯などに多く、また池沼、湿地等が多く存在している地形をなしているが、これは過去に大規模な崩壊があり、その後の地すべりによって形成されたものと考えられる。

また、地下水が豊富なことも特徴のひとつである。

地すべり対策工事は、前述の調査に基づき適切に進めねばならない。

１　地形・地質調査、表面移動量調査、地下水・地表水調査等を広範囲に実施して、地すべり区域、運動形態の特徴、地下水・地表水との関連性等を詳細に調べる。

２　地すべり調査結果に基づいて、地すべり防止区域の指定を促進する。

３　地すべりの特性と地下水・地表水との関連性に応じて、地下水・地表水を排除する集水井戸、排水ボーリング、暗渠、水路等を設置する。

４　地すべり力を抑止するため擁壁工、杭工等を施工する。

５　地すべり危険個所の把握や予警報システムの検討及び市町村においては警戒避難体制の整備に努める。

地すべり防止区域一覧表

令和7年4月1日現在

振興局	地すべり防止区域名	所　　在　　地	面積(ha)	告示番号	告示年月日	砂防指定地		保安林	
山城	小塩	京都市西京区大原野小塩	8.11	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部	S11.10		
	山之上	木津川市加茂町大字北	6.47	建設省告示第12号	昭和35年 1月 8日	一部	S34.1		
	美浪	木津川市加茂町大字美浪	6.24	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部	S34.1		
	木元	綴喜郡宇治田原町奥山田字木元	17.37	農林水産省告示第447号	昭和38年 4月10日			一部	S31.2
	東畑	相楽郡精華町大字東畑	14.97	建設省告示第298号	昭和47年 3月 3日				
	園	相楽郡和束町園	11.82	農林水産省告示第358号	昭和55年 3月17日				
	切山	相楽郡笠置町大字切山	50.81	建設省告示第812号	昭和57年 3月26日	一部	H15.12		
	白栖	相楽郡和束町大字白栖	23.79	建設省告示第848号	昭和59年 3月31日				
	東畑(追加)	相楽郡精華町大字東畑	5.5	建設省告示第848号	昭和59年 3月31日				
	白栖(追加)	相楽郡和束町大字白栖	6.53	建設省告示第832号	昭和63年 3月18日				
	小塩(2)	京都市西京区大原野小塩	5.23	建設省告示第866号	平成元年 3月31日				
	山之上(追加)	木津川市加茂町大字北	1.71	建設省告示第929号	平成 3年 3月30日				
	天王黒岩	京田辺市天王黒岩	10.67	農林水産省告示第365号	平成 4年 3月16日				
	天王黒岩 (追加)	京田辺市天王黒岩	1.33	農林水産省告示第1066号	平成10年 7月22日				
	小塩(3)	京都市西京区大原野南春日町	9.03	建設省告示第1595号	平成11年 8月16日	一部	S12.7		
	乾谷	相楽郡精華町大字乾谷	5.8	国土交通省告示第192号	令和 3年 3月17日				
			185.38						
南丹	土ヶ畑	亀岡市畑野町土ケ畑澤の上	7.21	農林水産省告示第940号	昭和47年 6月13日			○	S47.12
			7.21						
中丹	朝代	舞鶴市朝代	7.92	建設省告示第12号	昭和35年 1月 8日				
	大山	舞鶴市大山	5.32	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部	S26.3		
	上林	綾部市八津合	17.38	建設省告示第387号	昭和37年 3月 1日	一部	S32.3	一部	S53.10
	橋谷	福知山市大江町字橋谷	63.26	農林水産省告示第384号	昭和49年 5月10日	一部	S12.7	一部	S60.10
	小谷	福知山市大江町蓼原	8.48	建設省告示第985号	昭和54年 5月17日	一部	S43.7		
	小谷(追加)	福知山市大江町蓼原	2.87	国土交通省告示第279号	平成13年 3月21日			一部	S50.11
	小谷(追加)	福知山市大江町蓼原、小原田	90.04	国土交通省告示第705号	平成20年 6月 6日				
			195.27						
丹後	牧	宮津市大字日ヶ谷	5.92	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日			一部	S43.4
	藪田	宮津市大字日ヶ谷	14.69	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部	S55.3		
	本村	宮津市日ヶ谷	38.7	建設省告示第3545号	昭和41年10月22日	一部	S12.7		
				(建設省告示第830号)	(平成 2年 3月31日)				
	寺領	与謝郡伊根町大字寺領	9.04	建設省告示第3545号	昭和41年10月22日				
	間人	京丹後市丹後町大字間人	15.94	建設省告示第3545号	昭和41年10月22日				
	舟ヶ谷	宮津市長江舟ケ谷	54.26	農林水産省告示第940号	昭和47年 6月13日			一部	S50.11
	長江	宮津市字長江	7.9	建設省告示第1041号	昭和51年 7月 6日				
	菅野	与謝郡伊根町大字菅野	25	建設省告示第850号	昭和57年 3月26日	一部	S23.6		
	落山	宮津市大字日ヶ谷	15.7	建設省告示第824号	昭和62年 3月27日				
	俵野	京丹後市網野町俵野	23.06	農林水産省告示第1419号	平成 5年12月 6日				
	田原	宮津市字田原	44.22	農林水産省告示第1500号	平成 5年12月15日			一部	H12.6
	間人 (追加)	京丹後市丹後町大字間人	10.04	国土交通省告示303号	平成19年 3月13日				
	田坪	与謝郡伊根町字野村	8.76	農林水産省告示第1080号	平成20年 7月 7日			一部	S57.12
	河来見	与謝郡伊根町大字野村	19.01	建設省告示第299号	平成 9年 2月28日				
			292.24						
	合　　計	31箇所	680.10			12箇所		9箇所	

第１０節　急傾斜地崩壊対策計画

第１　現　状

府内における急傾斜地（傾斜度30°以上高さ５ｍ以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が10,434箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、その対策を講じる。

これら急傾斜地のうち緊急性の高いものから、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）第３条により、順次急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、344箇所となっている。

また、府内には雪崩により人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所（豪雪地帯であって斜面勾配15°・高さ10m以上で人家が存在するか、今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）が687箇所あり、その対策を講じる。

第２　計画の方針と内容

急傾斜地の崩壊を未然に防止するため、急傾斜地崩壊防止対策工を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が５戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

また、急傾斜地崩壊危険箇所の内、

１　急傾斜地の調査として、規模・形態・土質、被害を受ける可能性のある人家数・公共施設の種別と数、対策工事の有無等を調べる。

２　急傾斜地崩壊危険区域としての指定を促進する。

３　雨水排除・植樹・法面保護等の崩壊防止対策を推進する。

急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表

令和7年3月1日 現在

事務所	市町村名	危険区域名	所在地	指定年	追加指定年	面積(ha)	告示年月日	告示番号	告示区域名	備考
京都	京都市	1 丸山	左京区北白川	S54		3.02	昭54.09.11	第592号		
					H14	0.02	平14.03.22	第168号		
		2 ケシ山	北区上賀茂	H16		0.40	平16.03.26	第205号		
		3 久多	左京区久多	H24		1.29	平24.12.07	第705号		
	(旧京北町)	4 周山	周山	S53		0.49	昭53.06.20	第381号		
	(旧京北町)	5 上弓削	上弓削	S57		0.63	昭57.11.05	第809号		
	(旧京北町)	6 橋向	橋向	S57		0.25	昭57.11.05	第809号		
	(旧京北町)	7 比賀江	比賀江	S58		2.37	昭58.09.30	第642号		
	(旧京北町)	8 細野	細野	S61		~~1.36~~	昭61.03.25	第206号		H25.03.12 第107号 解除
	(旧京北町)			H25		0.66	平25.03.12	第108号		上記解除と同時に再指定告示
	(旧京北町)	9 宮ノ辻	細野	S63		2.79	昭63.03.30	第201号		
	(旧京北町)	10 中地	中地	S63		0.90	昭63.03.30	第201号		
	(旧京北町)	11 宮	宮	H01		3.88	平01.03.31	第250号		
	(旧京北町)	12 愛宕道	細野	H05		0.84	平05.03.19	第194号		
	(旧京北町)	13 下黒田	下黒田	H11		3.02	平11.12.03	第705号		
		332 松室Ⅰ	西京区松室山添町	R2		0.85	令02.07.21	第420号		
		333 松室Ⅱ	西京区松室山添町	R2		1.81	令02.07.21	第420号		
	小計 箇所 15									
	面積 23.21									
計	箇所 15					23.21				
乙訓	京都市	14 沓掛	西京区大枝沓掛	H14		1.12	平14.03.29	第195号		
					H17	0.53	平17.03.18	第161号		
	小計 箇所 1									
	面積 1.65									
	向日市	15 南山	南山	S62		0.37	昭62.03.28	第200号		
					H04	0.06	平04.03.31	第248号		
		16 南山Ⅱ	南山	H19		1.57	平19.02.06	第64号		
	小計 箇所 2									
	面積 2.00									
	長岡京市	― ― ―								
	小計 箇所 0									
	面積 0.00									
	大山崎町	334 早稲田	大山崎	R2		1.28	令02.11.20	第607号		
	小計 箇所 1									
	面積 1.28									
計	箇所 4					4.93				
山城北	宇治市	17 下居	宇治	H10		1.17	平10.03.31	第218号		
		324 西笠取	西笠取	H28		1.20	平28.12.16	第658号		
	小計 箇所 2									
	面積 2.37									
	八幡市	18 男山	城ノ内	S56		0.55	昭56.03.17	第185号		
		19 杉谷不動	八幡	H08		0.19	平08.03.15	第188号		
	小計 箇所 2									
	面積 0.74									
	城陽市	― ― ―								
	小計 箇所 0									
	面積 0.00									
	京田辺市	20 松井	松井	S46		0.29	昭46.04.06	第186号		
		21 天王	天王	S54		1.78	昭54.11.27	第772号		
					S57	1.07	昭57.11.05	第809号	天王(2)	
					S58	2.26	昭58.09.30	第642号	天王(3)	
					S60	0.06	昭60.01.18	第25号	天王(4)	
					H04	0.13	平04.03.31	第248号	天王(5)	
					H04	0.10	平04.03.31	第248号	天王(6)	
					H18	0.03	平18.07.21	第445号	天王(7)	
		22 高船	高船	S56		0.67	昭56.03.17	第185号		
		23 岡村	大住	S59		0.29	昭59.04.03	第236号		
	小計 箇所 4									
	面積 6.68									
	久御山町	― ― ―								
	小計 箇所 0									
	面積 0.00									
	井手町	24 清水	清水	H17		0.43	平17.03.18	第161号		
		25 平山	平山	H17		0.34	平17.12.09	第646号		
	小計 箇所 2									
	面積 0.77									
	宇治田原町	26 老中	老中	S58		0.09	昭58.04.22	第310号		
		27 西谷	湯屋谷	S62		0.45	昭62.03.28	第200号		
					H18	0.06	平18.02.03	第57号		
		28 塩谷	湯屋谷	S63		~~4.57~~	昭63.03.30	第201号		H05.11.05 第657号 解除
					H01		平01.03.31	第205号	塩谷Ⅱ	H05.11.05 第657号 解除
					H05	4.59	平05.11.05	第656号		
					H13		平13.02.16	第77号		
		29 石詰	湯屋谷	H02		3.74	平02.03.31	第254号		
					H14		平14.03.05	第114号		
					H16	1.73	平16.03.26	第205号		
		30 立川	立川	H03		0.97	平03.03.29	第230号		
		31 中谷	湯屋谷	H07		5.96	平07.03.24	第215号		
		32 茶屋谷	奥山田	H10		1.05	平10.08.07	第487号		
		33 西谷Ⅱ	湯屋谷	H18		1.56	平18.02.03	第57号		
	小計 箇所 8									
	面積 20.20									
計	箇所 18					30.76				
山城南	木津川市 (旧山城町)	34 山口	綺田	H06		1.04	平06.03.25	第236号		
	(旧山城町)	35 神童子	神童子	H21		0.07	平21.10.09	第514号		
	(旧木津町)	36 鹿背山	鹿背山	S48		4.30	昭48.03.30	第154号		
	(旧加茂町)	37 二本松	里	S56		1.02	昭56.07.31	第579号		
	(旧加茂町)	38 岡崎Ⅰ	岡崎	S61		0.25	昭61.03.25	第206号	岡崎(1)	
	(旧加茂町)	39 岡崎Ⅱ	岡崎	S61		0.25	昭61.03.25	第206号	岡崎(2)	
	(旧加茂町)	40 上垣外	辻	H21		0.75	平21.07.10	第356号		
	(旧加茂町)	41 大野	大野	H21		4.25	平21.10.09	第514号		
	(旧加茂町)				R5	0.04	令5.1.27	第324号		
	小計 箇所 8									
	面積 11.97									
	笠置町	42 南笠置	笠置	S45		1.40	昭45.04.21	第228号		
					S58	0.19	昭58.04.22	第310号		
		43 北笠置	笠置	S48		1.60	昭48.03.30	第154号		
					S54	0.30	昭54.06.26	第429号		
		44 下有市	有市	S48		1.50	昭48.03.30	第154号		
					H13	0.20	平13.03.30	第200号		
		45 有市	有市	S54		4.33	昭54.06.26	第429号		
		46 中村	笠置	S56		1.40	昭56.03.17	第185号		
		47 湯谷	笠置	S63		1.20	昭63.03.30	第201号		
		48 草畑	切山	S63		1.01	昭63.03.30	第201号		
	小計 箇所 7									
	面積 13.13									
	和束町	49 東垣内	別所	S46		0.52	昭46.04.06	第186号		
		50 東	別所	S48		0.66	昭48.03.30	第154号		
		51 射場	湯船	S57		0.86	昭57.03.12	第164号		
		52 湯船	湯船	S61		2.91	昭61.03.25	第206号		
		53 五ノ瀬	湯船	S63		1.66	昭63.03.30	第201号		
		54 小杉	小杉	H01		0.93	平01.03.31	第250号		
		55 米山	湯船	H05		0.28	平05.03.19	第194号		保安林を一部重複指定
	小計 箇所 7									
	面積 7.82									
	精華町	56 乾谷	乾谷	S48		0.50	昭48.03.30	第154号		
		57 拓榴	拓榴	S54		0.28	昭54.11.27	第772号		

	小計 箇所 2 面積 0.78									
	南山城村	58 南大河原	南大河原	S58		0.06	昭58.04.22	第310号		
	小計 箇所 1 面積 0.06									
計	箇所 25					33.76				
南丹	亀岡市	59 下矢田	下矢田1丁目	H17		1.68	平17.12.09	第646号		
		330 平松	平松	R01		0.07	令01.07.19	第122号		
	小計 箇所 2 面積 1.75									
	南丹市 (旧園部町)	60 熊崎	熊崎	S56		0.19	昭56.12.28	第930号		
	(旧園部町)	61 栄町	栄町	H09		0.37	平09.03.31	第199号		H30.08.03 公報で正誤あり
					H30	0.10	平30.08.03	第440号	栄町	
	(旧園部町)	328 天引	天引	H30		0.43	平30.01.12	第007号		
	(旧園部町)	340 宍人	宍人	R4		0.42	令04.02.25	第105号		
	(旧園部町)	341 内林町	内林町	R5		0.79	令05.02.17	第76号		
	(旧日吉町)	62 殿田Ⅰ	殿田	S48		1.36	昭48.03.30	第154号	殿田	
	(旧日吉町)	63 田原	田原	S51		0.60	昭51.04.23	第231号		
	(旧日吉町)	64 殿田東	殿田	S51		1.01	昭51.05.04	第257号		
	(旧日吉町)	65 栃	田原	S54		1.20	昭54.11.27	第772号		
	(旧日吉町)	66 殿田Ⅱ	殿田	S56		0.90	昭56.03.17	第185号	殿田	
	(旧日吉町)	67 殿田駅前	保野田	S62		4.00	昭62.03.28	第200号		
	(旧日吉町)	68 片野北	田原	S63		0.88	昭63.03.30	第201号		
	(旧日吉町)	69 殿田Ⅲ	殿田	H10		0.08	平10.03.31	第218号		
	(旧日吉町)	70 中佐々江	佐々江	H12		0.24	平12.04.28	第309号		
	(旧日吉町)	71 下佐々江	佐々江	H16		0.79	平16.03.26	第205号		
	小計 箇所 15 面積 13.35									
	京丹波町 (旧丹波町)	72 下山Ⅰ	下山	S53		1.95	昭53.06.20	第381号	下山	
	(旧丹波町)	73 須知	須知	S54		3.92	昭54.11.27	第772号		
	(旧丹波町)	74 下山Ⅱ	下山	S56		0.15	昭56.07.31	第579号	下山	
	(旧丹波町)	75 上野Ⅰ	上野	S56		0.80	昭56.12.28	第930号		
					S60	0.13	昭60.01.18	第25号	上野(3)	
	(旧丹波町)	76 上野Ⅱ	上野	S56		0.31	昭56.12.28	第930号		
	(旧丹波町)	77 口八田	口八田	S58		0.31	昭58.04.22	第310号		
	(旧丹波町)	78 辻	口八田	S58		1.04	昭58.04.22	第310号		
					S63	1.15	昭63.03.30	第201号		
	(旧丹波町)	79 塩田谷	塩田谷	S60		0.32	昭60.01.18	第25号		
	(旧瑞穂町)	80 下大久保	下大久保	S57		0.26	昭57.11.05	第809号		
	(旧和知町)	81 西河内	西河内	S56		0.74	昭56.12.28	第930号		
	(旧和知町)	82 市場	市場	S60		1.05	昭60.01.18	第25号		
	(旧和知町)	83 仏主上	仏主	H02		0.44	平02.03.31	第254号		
	小計 箇所 12 面積 12.57									
計	箇所 29					27.67				
中丹東	綾部市	84 宮代	宮代町	S46		0.20	昭46.04.06	第186号		
		85 神宮寺	神宮寺町	S49		0.72	昭49.12.10	第707号		
		86 黒谷Ⅰ	黒谷	S54		1.34	昭54.06.26	第429号		
					S57	0.32	昭57.03.12	第164号	黒谷	
		87 黒谷Ⅱ	黒谷	S54		2.48	昭54.06.26	第429号		
		88 上原	上原町	S56		0.24	昭56.12.28	第930号		
					S62	0.55	昭62.03.28	第200号		
		89 野田	野田町	S56		0.62	昭56.03.17	第185号		
		90 八津合	八津合町	S57		3.44	昭57.11.05	第809号		
		91 庄	睦寄町	S58		0.67	昭58.09.30	第642号		
		92 物部	物部町	S61		0.24	昭61.03.25	第206号		
					H19	1.41	平19.10.12	第519号		
		93 水梨	水梨	S61		0.29	昭61.03.25	第206号		
		94 水梨Ⅱ	五泉町	S62		0.49	昭62.03.28	第200号	水梨(2)	
		95 見内	於与岐町	S63		1.16	昭63.03.30	第201号		
		96 中川原	於与岐町	S63		1.67	昭63.03.30	第201号		
		97 見内Ⅱ	於与岐町	H01		1.81	平01.03.31	第250号	見内(Ⅱ)	
		98 梅迫	梅迫町	H01		0.66	平01.03.31	第250号		
		99 張田	十倉中町	H02		0.45	平02.03.31	第254号		
		100 下村	於与岐町	H02		1.04	平02.03.31	第254号		
		101 小貝	小貝町	H04		3.29	平04.03.31	第248号		
					H12	0.26	平12.04.28	第309号		
		102 位田Ⅰ	位田町	H04		2.17	平04.03.31	第248号		
		103 庄畑	故屋岡町	H05		1.18	平05.05.18	第345号		
		104 大又	於与岐町	H05		1.87	平05.03.19	第194号		
		105 安国寺	安国寺町	H06		1.59	平06.03.25	第236号		
		106 中山	中山町	H07		0.98	平07.03.24	第215号		
		107 位田Ⅱ	位田町	H08		1.90	平08.03.15	第188号		
		108 栗上	栗町	H08		0.25	平08.03.15	第188号		
		109 広瀬	広瀬町	H08		1.22	平08.04.02	第285号		
		110 大谷	七百石町	H09		0.93	平09.02.07	第63号		
		111 川原	故屋岡町	H10		1.38	平10.03.31	第218号		
		112 市野瀬Ⅰ	五泉町	H11		0.86	平11.12.03	第705号		
		113 市野瀬Ⅱ	五泉町	H11		0.46	平11.12.03	第705号		
		114 八代	八代町	H12		1.18	平12.08.25	第523号		
		115 淵垣	渕垣町	H13		0.27	平13.02.16	第77号		
		116 篠田	篠田町	H14		1.86	平14.03.05	第114号		
		117 上谷	下八田町	H17		0.99	平17.08.02	第453号		
		118 八代Ⅱ	八代町	H18		0.25	平18.10.17	第551号		
		119 八代Ⅲ	八代町	H18		0.31	平18.10.17	第551号		
		120 長瀬	鷹栖町	H19		0.80	平19.11.27	第604号		
		121 八代Ⅳ	八代町	H20		0.28	平20.04.11	第188号		
		122 篠田Ⅱ	篠田町	H22		0.34	平22.09.03	第442号		
		123 古和木	故屋岡町	H22		0.15	平22.10.05	第488号		
		124 五泉	五泉町	H24		0.16	平24.06.22	第413号		
		125 位田Ⅲ	位田町	H26		0.36	平26.08.08	第436号		
		126 老富	老富町	H27		0.13	平27.07.07	第382号		
		127 井根Ⅰ	井根町平垣	H27		0.64	平27.07.14	第392号		
		128 井根Ⅱ	井根町中筋	H27		1.55	平27.07.14	第392号		
		323 有岡	有岡町	H28		0.58	平28.11.04	第601号		
	小計 箇所 46 面積 47.99									
	舞鶴市	~~東吉原~~	~~下安久~~	~~S45~~			~~昭45.04.21~~	~~第228号~~		H04.03.31 第248号 解除
		129 荒田	余部	S45		0.90	昭45.12.08	第663号		
					S57	0.32	昭57.11.05	第809号		
					S61	0.15	昭61.03.25	第206号	荒田(2)	
		130 西吉原	下安久	S47		0.75	昭47.01.25	第29号		
		131 朝代	朝代	S48		7.20	昭48.03.30	第154号		
		132 西吉原Ⅱ	西吉原	S49		0.81	昭49.12.10	第707号		
					H04	0.51	平04.03.31	第248号	西吉原Ⅱ(2)	
		133 橘	余部下	S56		0.98	昭56.07.31	第579号		
					S59	0.15	昭59.04.03	第236号	橘Ⅱ	
		134 下福井	下福井	S56		1.50	昭56.12.28	第930号		
		135 北吸	北吸	S56		0.36	昭56.12.28	第930号		
		136 福来	福来	S56		1.90	昭56.12.28	第930号		
		137 大宮	行永	S57		0.14	昭57.11.05	第809号		
					S60	0.09	昭60.01.18	第25号	大宮(2)	
					S60	0.14	昭60.01.18	第25号	大宮(3)	
		138 栄町	余部下	S59		0.60	昭59.04.03	第236号		
		139 榎	余部下	S60		0.95	昭60.01.18	第25号		
		140 平	平	S61		0.19	昭61.03.25	第206号		
		141 溝尻	溝尻中町	S62		0.53	昭62.03.28	第200号		
		142 西若宮	余部上	S62		0.90	昭62.03.28	第200号		
					H02		平02.03.31	第254号		H06.03.25 第237号 解除
		143 道芝	余部上	S63		1.41	昭63.03.30	第201号		
		144 市場	市場	H01		1.17	平01.03.31	第250号		
		145 余部上	余部上	H01		1.08	平01.03.31	第250号		
		146 大宮下	行永	H02		0.08	平02.03.31	第254号		
		147 片山	浜	H02		0.96	平02.03.31	第254号		
		148 下溝尻	溝尻	H02		0.52	平02.03.31	第254号		
		149 北吸Ⅱ	北吸	H04		0.09	平04.03.31	第248号		
		150 双葉	余部下	H05		1.12	平05.03.19	第194号		
		151 奥母	余部上	H06		3.13	平06.03.25	第236号		西若宮(H02.03.31で指定の区域)をすべて含む
		152 道芝Ⅱ	余部上	H07		0.69	平07.03.24	第215号	道芝	
		153 岸谷	岸谷	H08		1.99	平08.03.15	第188号		
		154 加津良	長浜	H09		0.48	平09.02.07	第63号		
		155 千歳	千歳	H09		0.62	平09.02.07	第63号		

			156 今田	今田	H09		0.88	平09.02.07	第63号		
			157 道芝Ⅲ	余部上	H10		1.23	平10.03.31	第218号		
			158 北吸Ⅲ	北吸	H10		0.75	平10.03.31	第218号		
			159 下東	下東	H11		2.51	平11.12.03	第705号		
			160 下安久	下安久	H12		0.99	平12.10.10	第585号		
			161 千歳Ⅱ	千歳	H13		0.46	平13.03.30	第200号		
			162 富室	富室	H14		0.82	平14.03.05	第114号		
						H16	0.32	平16.11.16	第646号		
			163 道芝Ⅳ	余部上	H14		0.30	平14.07.09	第385号		
			164 白杉	白杉	H15		1.00	平15.03.11	第148号		
			165 富室Ⅱ	富室	H17		0.91	平17.03.18	第161号		H20.02.01　公報で正誤あり
						H20		平20.02.01	第43号		
			166 富室Ⅲ	富室	H17		1.21	平17.03.18	第161号		
			167 奥母Ⅱ	余部	H18		0.33	平18.02.21	第84号		
			168 八田	八田	H18		1.55	平18.04.18	第275号		
			169 大丹生	大丹生	H19		0.98	平19.09.07	第473号		
			170 久田美	久田美	H19		2.94	平19.10.12	第519号		
			171 下見谷	下見谷	H21		0.48	平21.12.18	第642号		
			172 西方寺	西方寺	H22		0.64	平22.10.05	第488号		
			173 地頭	地頭	H23		1.54	平23.05.20	第280号		
					H24		0.41	平24.12.21	第717号		追加
			174 小俣	小俣	H23		0.57	平23.09.09	第468号		
			175 大丹生Ⅱ	大丹生	H26		2.11	平26.08.01	第428号		
			176 志高	志高	H26		2.40	平26.08.19	第443号		
			177 八戸地	八戸地	H26		0.34	平26.10.03	第550号		
			178 小原	桑飼上	H27		~~0.86~~	平27.12.22	第668号		H27.12.18第643号告示はH27.12.22第667号で取消
			326 志高Ⅱ	志高	H29		2.93	平29.08.25	第477号		
			327 大波下	大波下	H29		1.89	平29.12.01	第668号		
	小計　箇所	52									
	面積	63.76									
計	箇所	98					110.89				
中丹西	福知山市		179 西岡	西岡	S47		0.40	昭47.01.25	第29号		
						R4	0.25	令04.01.25	第35号		
			180 岡ノ上	岡ノ上	S56		0.61	昭56.03.17	第185号		
			181 石本	上天津	S57		2.46	昭57.11.05	第809号		
			182 鴫谷Ⅰ	今安	H04		0.80	平04.03.31	第248号		
			183 談	談	H04		1.13	平04.03.31	第248号		
			184 鴫谷Ⅱ	今安	H05		0.88	平05.11.05	第656号	鴫谷(Ⅱ)	
			185 岡ノ上Ⅱ	岡ノ上	H11		0.07	平11.03.26	第226号		
			186 法用	談	H12		1.62	平12.04.28	第309号		
						H13		平13.03.30	第200号		
			187 上荒河	荒河	H12		0.23	平12.04.28	第309号		
			188 瘤木Ⅰ	瘤木	H16		1.61	平16.09.14	第545号	瘤木(Ⅰ)	
			189 瘤木Ⅱ	瘤木	H16		1.07	平16.09.14	第545号	瘤木(Ⅱ)	
			190 西佳屋野	前田	H17		0.30	平17.08.02	第453号		
			191 下天津	下天津	H19		2.45	平19.12.14	第619号		
			192 下小田	下小田	H23		2.28	平23.01.21	第66号		
			193 上荒河Ⅱ	荒河	H27		0.18	平27.11.27	第617号	上荒河Ⅱ	
		(旧三和町)	――								
		(旧夜久野町)	194 中田	板生	S45		0.66	昭45.12.08	第663号		
		(旧夜久野町)	195 額田	額田	S47		~~0.35~~	昭47.01.25	第29号		S52改正
						S52	1.10	昭52.01.25	第35号		
		(旧夜久野町)	196 向	額田	S48		1.35	昭48.03.30	第154号		
		(旧夜久野町)	197 額田奥	額田	S54		0.52	昭54.11.27	第772号		
		(旧夜久野町)	198 井田	井田	S54		1.59	昭54.06.26	第429号		
		(旧夜久野町)				S56	1.33	昭56.12.28	第930号		
		(旧夜久野町)				S60	0.34	昭60.01.18	第25号	井田(3)	
		(旧夜久野町)	199 末	末	S60		~~0.14~~	昭60.01.18	第25号		H05.03.19　第194号　解除
		(旧夜久野町)				H05	2.50	平05.03.19	第194号		
		(旧夜久野町)	200 下千原	千原	S62		1.12	昭62.03.28	第200号		
		(旧夜久野町)	201 今西中	今西中	S62		0.21	昭62.03.28	第200号		
						H10	2.44	平10.08.07	第487号		
		(旧夜久野町)	202 今西中Ⅱ	今西中	H01		0.64	平01.03.31	第250号	今西中(Ⅱ)	
		(旧夜久野町)	203 上千原	千原	H02		0.51	平02.03.31	第254号		
		(旧夜久野町)	204 下千原Ⅱ	千原	H02		0.61	平02.03.31	第254号	下千原(Ⅱ)	
		(旧夜久野町)	205 板生上町	板生	H03		0.91	平03.03.29	第230号		
		(旧夜久野町)	206 大坪	今西中	H05		1.14	平05.03.19	第194号		
		(旧夜久野町)	207 副谷	直見副谷	H07		1.49	平07.03.24	第215号		
		(旧夜久野町)	208 下千原Ⅲ	千原	H08		1.03	平08.01.23	第33号	下千原(Ⅲ)	
		(旧夜久野町)	209 桑谷	直見	H11		1.58	平11.03.26	第226号		
		(旧夜久野町)	210 小田垣	今西中	H12		0.81	平12.04.28	第309号		
		(旧夜久野町)	211 三谷	三谷	H12		2.60	平12.04.28	第309号		
						H14		平14.03.05	第114号		
		(旧夜久野町)	212 平野	平野	H16		0.83	平16.03.26	第205号		
		(旧夜久野町)	213 野田	千原	H16		1.10	平16.03.26	第205号		
		(旧夜久野町)	214 三谷Ⅱ	三谷	H18		1.70	平18.04.18	第275号		
		(旧大江町)	215 河守	河守	S56		0.40	昭56.12.28	第930号		
		(旧大江町)	216 公庄	公庄	S56		2.43	昭56.03.17	第185号		
		(旧大江町)	217 公庄Ⅱ	公庄	S61		1.21	昭61.03.25	第206号	公庄(2)	
		(旧大江町)	218 公庄Ⅲ	公庄	S63		6.62	昭63.03.30	第201号	公庄(3)	
		(旧大江町)	219 蓼原	蓼原	H02		1.81	平02.03.31	第254号		
						H05	0.22	平05.11.05	第656号		
		(旧大江町)	220 金屋	金屋	H05		1.70	平05.05.18	第345号		
		(旧大江町)	221 波美	波美	H10		2.40	平10.03.31	第218号		
		(旧大江町)	222 金屋Ⅱ	金屋	H11		1.39	平11.03.26	第226号		
		(旧大江町)	223 公庄Ⅳ	公庄	H13		1.84	平13.03.30	第200号		
						H19		平19.12.14	第619号		
		(旧大江町)	224 二箇上	二箇	H17		0.69	平17.08.02	第453号		
		(旧大江町)	225 阿良須	北有路	H17		1.95	平17.08.02	第453号		
		(旧大江町)	226 波美Ⅱ	波美	H18		0.16	平18.03.24	第172号		
		(旧大江町)	227 日藤	日藤	H19		0.46	平19.03.02	第110号		
		(旧大江町)	228 日藤Ⅱ	日藤	H19		0.84	平19.04.20	第258号		
		(旧大江町)	229 日藤Ⅲ	日藤	H20		0.18	平20.09.16	第407号		
		(旧大江町)	230 三河	三河	H22		1.46	平22.12.07	第579号		
		(旧大江町)	231 北二	北有路	H24		1.24	平24.09.28	第581号		
		(旧大江町)	331 三河Ⅱ	三河	R1		1.05	令01.12.17	第388号		
		(旧大江町)	三河Ⅱ	三河		R3	0.84	令03.04.02	第202号		
		(旧大江町)	338 三河Ⅲ	三河	R4		0.99	令04.01.14	第13号		
		(旧大江町)	339 三河Ⅳ	三河	R4		0.81	令04.01.14	第13号		
	小計　箇所	56									
	面積	75.28									
計	箇所	56					75.14				
丹後	宮津市		232 杉ノ末	万年	S46		0.25	昭46.04.06	第186号		
			233 大久保	大久保	S48		0.35	昭48.03.30	第154号		
			234 長江	長江	S48		0.66	昭48.03.30	第154号		
						H03	0.35	平03.03.29	第230号		
			235 池ノ谷	万年	S60		1.48	昭60.01.18	第25号		
			236 池ノ谷Ⅱ	万年	S62		0.32	昭62.03.28	第200号	池ノ谷(2)	
			237 池ノ谷Ⅲ	万年	H01		0.14	平01.03.31	第250号	池ノ谷(Ⅲ)	
			238 島陰	島陰	H02		0.47	平02.03.31	第254号		
			239 里波見	里波見	H03		0.61	平03.03.29	第230号		
			240 京口	京口	H05		0.73	平05.11.05	第656号		
			241 里波見Ⅱ	里波見	H07		0.28	平07.03.24	第215号		
			242 杉末	杉末	H08		0.10	平08.01.23	第33号		
			243 岩ヶ鼻	岩ヶ鼻	H11		0.45	平11.03.26	第226号		
			244 小田宿野	小田宿野	H20		0.82	平20.02.05	第48号		
			245 里波見Ⅲ	里波見	H26		0.84	平26.01.31	第47号		
			246 小香河	小田前田	H27		0.75	平27.10.16	第547号		
			322 万町	万年	H28		0.13	平28.08.26	第485号		
			337 小田宿野Ⅱ	小田宿野	R3		0.90	令03.12.28	第698号		
	小計　箇所	17									
	面積	9.62									
	京丹後市	(旧峰山町)	247 室	室	S48		0.42	昭48.03.30	第154号		
		(旧峰山町)				H13		平13.03.30	第200号		
		(旧峰山町)	248 五箇	下山	H24		0.34	平24.08.24	第508号		
		(旧大宮町)	249 口大野	口大野	S61		1.06	昭61.03.25	第206号		
		(旧大宮町)	250 奥大野	奥大野	H18		1.58	平18.02.21	第84号		
		(旧大宮町)	251 口大野Ⅱ	口大野	H20		0.38	平20.08.08	第357号		
		(旧大宮町)	342 谷内Ⅰ	谷内	R5		2.84	令05.07.28	第431号		
		(旧大宮町)	343 谷内Ⅱ	谷内	R5		0.16	令05.07.28	第431号		
		(旧大宮町)	344 谷内Ⅲ	谷内	R5		0.09	令05.07.28	第431号		
		(旧網野町)	252 岡田	木津	S54		0.84	昭54.06.26	第429号		

		(旧網野町)	253 銚子山	網野	S56		1.11	昭56.07.31	第579号		
		(旧網野町)				H58	0.76	昭58.09.30	第642号	銚子山(2)	
		(旧網野町)				H63	0.21	昭63.03.30	第201号	銚子山(3)	
		(旧網野町)	254 下和田	下和田	S57		1.16	昭57.03.12	第164号		
		(旧網野町)	255 桃山	桃山	S57		0.13	昭57.11.05	第809号		
		(旧網野町)	256 中立	木津	S58		1.26	昭58.09.30	第642号		
		(旧網野町)	257 小浜	小浜	S60		1.02	昭60.01.18	第25号		
		(旧網野町)	329 小浜Ⅱ	小浜	H30		1.29	平30.09.18	第508号		
		(旧網野町)	258 塩江	浜詰	S62		1.43	昭62.03.28	第200号		
		(旧網野町)				H01	1.82	平01.03.31	第250号		
		(旧網野町)	259 三明谷	木津	S63		1.03	昭63.03.30	第201号		
		(旧網野町)	260 三津南	三津	H02		0.63	平02.03.31	第254号		
		(旧網野町)				H08	0.07	平08.03.15	第188号		
		(旧網野町)	261 三津北	三津	H02		1.04	平02.03.31	第254号		
		(旧網野町)	262 加茂川	木津	H03		1.38	平03.03.29	第230号		
		(旧網野町)	263 三津東	三津	H07		0.35	平07.03.24	第215号		
		(旧網野町)	264 浅茂川	浅茂川	H08		0.52	平08.03.15	第188号		
		(旧網野町)	265 三津南Ⅱ	三津	H10		0.10	平10.03.31	第218号		
		(旧網野町)	266 上野	木津	H10		0.79	平10.03.31	第218号		
		(旧網野町)	267 新庄	新庄	H14		2.93	平14.03.29	第195号		
						H15		平15.02.14	第87号		
		(旧網野町)	268 新庄Ⅱ	新庄	H20		4.27	平20.11.14	第499号		
		(旧丹後町)	269 中浜	中浜	S45		0.68	昭45.12.08	第663号		
		(旧丹後町)				S62	1.59	昭62.03.28	第200号		
		(旧丹後町)	270 間人	間人	S48		0.30	昭48.03.30	第154号		
		(旧丹後町)				S56	8.34	昭56.07.31	第579号		
		(旧丹後町)	271 平	平	S56		0.91	昭56.12.28	第930号		
		(旧丹後町)				H16		平16.03.26	第205号		
		(旧丹後町)				H31	1.39	平31.03.08	第101号		
		(旧丹後町)	272 袖志	袖志	S62		1.92	昭62.03.28	第200号		
		(旧丹後町)	273 間人Ⅱ	間人	H01		1.36	平01.03.31	第250号	間人(Ⅱ)	
		(旧丹後町)	274 間人Ⅲ	間人	H02		0.25	平02.03.31	第254号		
		(旧丹後町)	275 大山	大山	H04		1.30	平04.03.31	第248号		
		(旧丹後町)	276 中浜Ⅱ	中浜	H06		0.25	平06.03.25	第236号		
		(旧丹後町)	277 吉永	吉永	H10		4.29	平10.03.31	第218号		
		(旧丹後町)	278 此代	此代	H11		0.32	平11.03.26	第226号		
		(旧丹後町)	279 久僧	久僧	H12		1.59	平12.04.28	第309号		
		(旧丹後町)	280 間人小泊	間人	H22		0.05	平22.01.12	第6号		
		(旧丹後町)	281 間人谷	間人	H22		1.42	平22.12.03	第578号		
		(旧弥栄町)	282 溝谷	溝谷	S49		0.39	昭49.12.10	第707号		
		(旧弥栄町)	283 吉沢	吉沢	H01		1.33	平01.03.31	第250号		
		(旧弥栄町)	284 和田野	和田野	H01		3.01	平01.03.31	第250号		
		(旧弥栄町)	285 外村	溝谷	H07		3.46	平07.03.24	第215号		
						H10	0.44	平10.03.31	第218号		
						H14		平14.03.29	第195号		
		(旧弥栄町)	286 黒部	黒部	H08		0.71	平08.03.15	第188号		
		(旧弥栄町)	287 吉沢Ⅱ	吉沢	H18		0.96	平18.12.15	第643号		H21.10.06 公報で正誤あり
		(旧久美浜町)	288 向町	向町	H07		1.71	平07.04.28	第296号		
						H11		平11.12.03	第705号		
		(旧久美浜町)	289 河梨Ⅰ	河梨	H12		0.20	平12.08.25	第523号		
		(旧久美浜町)	290 河梨Ⅱ	河梨	H12		2.69	平12.08.25	第523号		
						H21		平21.01.13	第15号		
		小計 箇所	48								
		面積	71.87								
	伊根町		291 亀島	平田	S46		1.90	昭46.04.06	第186号		
			292 蒲入	蒲入	S46		0.47	昭46.04.06	第186号		
						S51	1.84	昭51.08.03	第438号		
						S62	0.18	昭62.03.28	第200号		
			293 西平田	平田	S48		6.00	昭48.03.30	第154号		
			294 東平田	平田	S57		0.20	昭57.03.12	第164号		
			295 日出	日出	S58		0.62	昭58.09.30	第642号		
						S62	0.01	昭62.03.28	第200号		
			296 大浦	平田	S60		0.68	昭60.01.18	第25号		
			297 新井	新井	S62		1.13	昭62.03.28	第200号		
			298 本庄浜	本庄浜	S62		0.56	昭62.03.28	第200号		
			299 大浦Ⅱ	平田	H01		0.25	平01.03.31	第250号	大浦	
			300 泊	泊	H01		2.12	平01.03.31	第250号		
			301 本庄上	本庄	H01		0.68	平01.03.31	第250号		
			302 井室	井室	H04		1.96	平04.03.31	第248号		
			303 六万部	六万部	H05		1.41	平05.05.18	第345号		
			304 野尻	本庄上	H05		0.33	平05.05.18	第345号		
			305 小泊	泊	H07		1.41	平07.03.24	第215号		
			306 本庄宇治	本庄宇治	H13		2.05	平13.03.30	第200号		
						H16		平16.03.26	第205号		
			307 本庄浜Ⅱ	本庄浜	H14		0.76	平14.03.22	第168号		
			308 本庄浜Ⅲ	本庄浜	H21		1.37	平21.01.13	第15号		
			309 六万部Ⅱ	井室	H26		2.09	平26.02.21	第66号		
			335 本庄上	本庄上	R2		1.64	令02.12.25	第702号		
			336 小坪	小坪	R3		0.53	令03.09.14	第507号		
			小坪	小坪		R4	0.17	令04.05.20	第324号		
		小計 箇所	21								
		面積	30.36								
	与謝野町	(旧加悦町)	310 算所	算所	S45		0.34	昭45.04.21	第228号	○	
						S47	0.25	昭47.01.25	第29号		
						S57	0.29	昭57.03.12	第164号	○	
		(旧加悦町)	311 算所Ⅱ	算所	S56		0.09	昭56.03.17	第185号	算所	
		(旧加悦町)	312 天神山	加悦	H01		1.36	平01.03.31	第250号		
		(旧加悦町)	325 奥滝	滝	H29		0.05	平29.05.12	第286号		
		(旧岩滝町)	313 男山	男山	S48		0.70	昭48.03.30	第154号		
		(旧岩滝町)	314 弓ノ木	弓木	S62		1.17	昭62.03.28	第200号		
		(旧岩滝町)	315 大内	弓木	H08		0.76	平08.01.23	第33号		
						H10	0.17	平10.03.31	第218号		
		(旧岩滝町)	316 石田	弓木	H20		1.12	平20.02.26	第78号		
		(旧野田川町)	317 石川	石川	S47		1.10	昭47.01.25	第29号		
						S56	4.47	昭56.07.31	第579号	石川Ⅱ	
		(旧野田川町)	318 三河内	三河内	S57		0.45	昭57.11.05	第809号		
		(旧野田川町)	319 石川Ⅱ	石川	S59		0.21	昭59.04.03	第236号	石川Ⅲ	
		(旧野田川町)	320 亀山	石川	S61		2.71	昭61.03.25	第206号		
		(旧野田川町)	321 上地	石川	H09		0.90	平09.02.07	第63号		
		小計 箇所	13								
		面積	16.14								
計		箇所	99				127.99				
合計		箇所	344				434.35				

第１１節　土砂災害復旧計画

土砂災害後の復旧体系は次のとおり

災害の種別	法指定	事業の種類	根拠法令
土石流	砂　防 指定地 保安林 指定地	・災害関連緊急砂防事業 ・砂防激甚災害対策特別緊急事業 ・砂防設備災害復旧事業 ・特定緊急砂防事業 ・災害関連緊急治山事業 ・治山激甚災害対策特別緊急事業 ・林地荒廃防止施設災害復旧事業	・砂防法 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・森林法
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域 区域等なし 保 安 林 指 定 地 区域等なし	・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 ・災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業 ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 ・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 ・災害関連緊急治山事業 ・治山激甚災害対策特別緊急事業 ・林地荒廃防止施設災害復旧事業 ・林地崩壊防止事業	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・地方財政法 ・森林法
地すべり	地すべり防止区域	・地すべり激甚災害対策特別緊急事業 ・災害関連緊急地すべり対策事業 ・地すべり防止施設災害復旧事業 ・特定緊急地すべり対策事業	・地すべり等防止法 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
雪崩		・災害関連緊急雪崩対策事業	

土砂災害警戒区域等一覧表

（令和５年４月１日現在）

市町村別 ＼ 危険区域別		林地保全				農地保全
		山地災害危険地（国有林分）			なだれ危険地	地すべり
		山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり		
京都林務	京都市	３０４(34)	３３６(39)			
	向日市	2				
	長岡京市	１９	7			
	大山崎町	8	1			
	小計	３３３(34)	３４４(39)			
京都府山城広域振興局	宇治市	４４	５０			
	城陽市		3			
	久御山町					
	八幡市	5				
	京田辺市	3	1			1
	井手町	1(8)	3			
	宇治田原町	５３	４６	1		
	木津川市	８９(1)	２１(1)			
	笠置町	２７	１６			
	和束町	３８	３６			1
	精華町	5				
	南山城村	５２	２１			
	小計	３１７(9)	１９７(1)	1		2
京都府南丹広域振興局	亀岡市	１１１	１６４	1		
	南丹市	２５２	２０９		９１	
	京丹波町	６４(2)	１１２(4)	1		
	小計	４２７(2)	４８５(4)	2	９１	
京都府中丹広域振興局	綾部市	２５５	１９１(7)		3	
	福知山市	３９９	４０１	4	１０	
	舞鶴市	３５３	２１９(3)	7	8	
	小計	１００７	８１１(10)	１１	２１	
京都府丹後広域振興局	宮津市	１１９(7)	１１０(2)	4	4	
	与謝野町	７８	８５		１８	
	伊根町	５０(1)	２３	2	２１	
	京丹後市	４４５(2)	２１５(3)	6	８７	1
	小計	６９２(10)	４３３(5)	１２	１３０	1
合計		２，７７６(55)	２，２７０(59)	２６	２４２	3

土砂災害警戒区域等指定状況（R7.2.28）

市町村名 （土木事務所名）	最終見込み		指定数							
			計		土石流		急傾斜		地すべり	
	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別
京都市	2,405	2,045	2,405	2,045	930	616	1,475	1,429	0	0
京都土木 小計	**2,405**	**2,045**	**2,405**	**2,045**	**930**	**616**	**1,475**	**1,429**	**0**	**0**
西京区一部	120	95	120	95	38	23	80	72	2	0
向日市	14	10	14	10	1	1	13	9	0	0
長岡京市	57	44	57	44	19	11	38	33	0	0
大山崎町	31	26	31	26	8	5	23	21	0	0
乙訓土木 小計	**222**	**175**	**222**	**175**	**66**	**40**	**154**	**135**	**2**	**0**
宇治市	269	223	269	223	109	72	160	151	0	0
城陽市	18	15	18	15	4	1	14	14	0	0
八幡市	46	35	46	35	11	3	35	32	0	0
京田辺市	160	121	160	121	41	17	118	104	1	0
井手町	50	34	50	34	20	4	30	30	0	0
宇治田原町	194	157	193	157	94	59	98	98	1	0
久御山町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山城北土木 小計	**737**	**585**	**736**	**585**	**279**	**156**	**455**	**429**	**2**	**0**
木津川市	355	294	353	292	75	29	275	263	3	0
笠置町	92	70	92	70	40	23	51	47	1	0
和束町	179	140	155	119	53	25	99	94	3	0
精華町	88	79	85	76	4	1	79	75	2	0
南山城村	164	140	164	140	60	38	104	102	0	0
山城南土木 小計	**878**	**723**	**849**	**697**	**232**	**116**	**608**	**581**	**9**	**0**
右京区一部	19	18	19	18	9	8	10	10	0	0
亀岡市	760	628	760	628	325	203	434	425	1	0
南丹市	1,772	1,540	1,752	1,522	691	476	1,060	1,046	1	0
京丹波町	1,379	1,194	1,379	1,194	565	396	812	798	2	0
南丹土木 小計	**3,930**	**3,380**	**3,910**	**3,362**	**1,590**	**1,083**	**2,316**	**2,279**	**4**	**0**
舞鶴市	2,216	1,828	2,209	1,822	985	614	1,218	1,208	6	0
綾部市	1,678	1,375	1,671	1,369	707	424	961	945	3	0
中丹東土木 小計	**3,894**	**3,203**	**3,880**	**3,191**	**1,692**	**1,038**	**2,179**	**2,153**	**9**	**0**
福知山市	2,384	2,061	2,384	2,061	946	648	1,430	1,413	8	0
中丹西土木 小計	**2,384**	**2,061**	**2,384**	**2,061**	**946**	**648**	**1,430**	**1,413**	**8**	**0**
宮津市	609	475	609	475	276	153	324	322	9	0
京丹後市	1,765	1,478	1,764	1,478	574	329	1,181	1,149	9	0
伊根町	136	111	136	111	37	20	91	91	8	0
与謝野町	485	410	485	410	257	183	228	227	0	0
丹後土木 小計	**2,995**	**2,474**	**2,994**	**2,474**	**1,144**	**685**	**1,824**	**1,789**	**26**	**0**
市町村にまたがる指定箇所	**−18**	**−7**	**−18**	**−7**	**−11**	**−3**	**−7**	**−4**	**0**	**0**
合計	**17,427**	**14,639**	**17,362**	**14,583**	**6,868**	**4,379**	**10,434**	**10,204**	**60**	**0**

第６章　農業用施設防災計画

（府農林水産部）

第１節　現　況

第１　現　状

ため池、頭首工（取水堰）、用排水路、農道などの農業用施設は、府内各地に多数存在し、農業生産はもとより農村の生活や自然環境を支える施設として、その役割を担っているが、これらは、自然的にも、社会的にも災害を受けやすい状況にあり、これまでにも大雨等による数多くの災害に見舞われてきている。

第２　農業用ため池

農業用ため池は府内に約1,500箇所あり、耕地面積の約４割に当たる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらすことが予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。

特に決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づける。

具体的な選定基準は以下のとおりとし、選定は地域の実情を十分に把握している市町村と協議の上、京都府が行う。

・ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
・ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000㎥以上のもの
・ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000㎥以上のもの
・地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から京都府及び市町村が必要と認めるもの

第３　地すべり防止区域

地すべりは、発生地域の地形、地質等の状況により、千差万別であるが、一般的には、土地の一部が下部前方に移動し上部は滑落崖となり、下部は押し出されて隆起することが多い。

京都府における農地保全に係る「地すべり防止区域」は次表のとおりである。

農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域

地域名	所　在　地	面　積	地　層	適　用
園	相楽郡和束町園	11.82ha	第三紀層	昭和55年度指定（農林水産省）
天王黒岩	京田辺市天王黒岩	10.67ha	新第三紀層	平成３年度指定（農林水産省）
〃	〃	1.33ha	新第三紀層	平成10年度指定（農林水産省）
俵野	京丹後市網野町俵野	23.06ha	新第三紀層	平成５年度指定（農林水産省）

なお、地すべりによる農地および農業用施設の保全と下流地域への波動被害を防止するため、危険箇所の調査を行い、必要に応じて対策事業を実施する。園地域においては昭和55年度から対策事業（府営）を実施し、昭和63年度完了となっている。天王黒岩地域においては平成３年度に災害関連緊急対策事業（府営）を、平成４年度から対策事業（府営）を実施し、平成13年度に完了している。俵野地域においては、平成４年度に災害関連緊急対策事業（府営）を、平成５年度からは対策事業（府営）を実施し、平成11年度に完了している。

第２節　計画の方針

第１　一般事項

豪雨、洪水、地震、高潮および津波など災害発生時を予想し、要注意のものを重点にしながら、順次補強事業を実施するとともに、管理、保全指導の徹底を期し、災害の未然防止に万全を図るものとする。

第２　農業用施設関係

災害の未然防止を図るため、市町村及び施設管理者は農業用施設の防災対策を計画する。

広域振興局及び農村振興課（以下「広域振興局等」という。）は、改修を要する農業用施設については、関係市町村及び施設管理者に注意を喚起するとともに、施設整備の早期実施を指導する。

また、施設被災（以下「一次災害」という。）に伴い人家や公共施設に被害（以下「二次災害」という。）が予想される施設については、広域振興局等は、ハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を順次進めていくよう関係市町村及び施設管理者を指導する。

併せてため池については、ため池監視システムの導入により、ため池の監視管理体制の強化及び流域治水対策の充実を図る。さらに、府内において平成30年７月豪雨や令和５年台風第７号でも甚大な被害が発生しており、全国的にも災害の激甚化・頻発化していることを踏まえて、決壊防止等を図るため、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和２年法律第56号）」に基づき、防災工事等を集中的かつ計画的に推進する。

第３節　計画の内容

農業用施設の一次災害予防と施設の安全対策及び二次災害への備えとして、市町村及び土地改良区並びに農業施設管理団体に対して、以下の内容について助言・支援する。

第１　一般事項

１　ソフト対策

(1)　農業用施設台帳整備と定期点検

農業用施設の防災計画に役立てるため、広域振興局等は、関係市町村が整備する各種農業用施設台帳を備え付けるとともに、各市町村等に定期点検調査を促す。

特にため池については、諸元情報をデータベース化するとともに、関係市町村及びため池管理者に対して、定期的に点検調査を実施し、異常の早期発見や放水に支障となる流木の除去等に努め、豪雨が予想される際に事前の排水操作を徹底するよう助言・支援することにより、ため池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置が行えるよう啓発する。なお、増水時の排水操作を的確に実施するため、監視装置、水位計の設置や排水口の遠隔操作機能（ＩＣＴ）の付加を検討する。

(2)　ハザードマップ（安心・安全マップ）等

大雨・地震等の災害により浸水等周囲に多大な影響を与える農業用施設については、住民避難の参考となる被害想定地域と避難経路等を示したハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を図るように関係市町村に促す。

特に決壊した場合、下流人家等への被害が予想されるため池については、広域振興局等は、関係市町村及びため池管理者に対し、ため池のハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を進めるよう、助言・支援する。

なお、関係市町村は、作成したハザードマップの下流の人家等への配付により危険情報を共有する等公

表に努めるとともに、府は、公表の際には京都府マルチハザード情報提供システムに掲載する。

また、広域振興局等は、気象情報をもとにため池の決壊等の危険性を予測し、ため池防災支援システムにより関係者に防災情報を提供し、関係市町村及びため池管理者等との緊密な連絡体制の充実を図る。

2 人身事故防止対策

農業用施設における人身事故を防止するため農業用施設の平時の巡視点検調査をより一層慎重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等すみやかに事故防止の適切な処置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にし事故防止の積極的な協力を呼びかけること。

第２　個別事項

1　大雨、洪水対策

集中豪雨や台風によりもたらされる大雨、洪水から農業用施設の一次災害を防止するための日常的な対応措置をとること。

(1)　農業用ため池

ア　巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈り及び流木除去の励行

イ　斜樋底樋の点検整備

ウ　堤体の応急補強と通行規制

エ　洪水吐及び下流放水路障害物の除去オ

不用貯水の排除及び事前放流の徹底

カ　農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管

キ　未利用ため池の廃止

(2)　頭　首　工

ア洪水流下を阻害しないように取水口、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落としのものを含む。）の整備点検、操作の演習

イ取水ゲートからの河水流入防止措置

(3)　用排水路

ア　しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理

イ　水路中の各種ゲートの整備点検、操作

(4)　用排水機場（ポンプ）

ア　原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備、試運転

イ　ディーゼル機関の燃料の確保、保管

ウ　浸水するおそれがある用水ポンプ用原動機の格納

エ　排水機場内に浸水のおそれがある場合の場内排水の準備と整備

(5)　農　　道

路面の補修、側溝、暗きょ、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃

(6)　工事中の施設

仮締切の点検

2　雪害対策

(1)　融雪による洪水に対しては大雨、洪水の対策と全く同じとする。

(2)　降雪、積雪、なだれ等により災害発生のおそれのある施設は事前に十分点検管理、補強を行い、災害を未然に防止する処置をとること。

3　地震対策

(1)　農地や農業用施設の一次災害が最小限となるよう、保守管理を徹底すること。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確に把握できるようにしておくこと。

(2)　地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行っておくこと。対策工事や施設改修にあたっては、地震時に二次災害を与える恐れのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保としての活用について検討すること。

4　高潮・津波対策

農業用海岸保全施設については、常に破損等を調査し、高潮、津波による破壊と接する農地の流失を未然に防止するよう十分考慮すること。

第７章　内水対策計画

（近畿地方整備局
府農林水産部
府建設交通部）

第１節　内水対策の現況

府内の大河川である宇治川・木津川・桂川・由良川は、いずれも中流・下流域においては縦断勾配の緩やかな築堤河川となっている。大河川沿いの低平地には古くから水田が開けて農村集落が形成されていたが、戦後の高度成長期には大都市近郊の新興住宅地として急速に市街化が進んだ地域もある。

これら低平地の多くは、大河川の増水時には地盤高が河川水位よりも低く、内水による浸水被害を軽減するためポンプによる防排除を含めた総合的な内水対策が必要である。このため、大河川を管理する国土交通省や支川（内水河川）を管理する京都府（京都市）により設置された排水機場のほか、耕地・農村集落を中心とした地域は土地改良区等（一部は農林水産省・京都市）が、市街地を中心とした地域は下水道管理者としての市町（一部は京都府）がポンプ場を設けて内水の排除を行っている。また、ポンプ場の整備と併せて土地改良区等と下水道管理者はポンプ場に至るまでの開水路や管渠の整備も行っており、更に近年では下水道で貯留施設を整備する事例も増えてきている。

平成29年台風第21号、平成30年7月豪雨により由良川流域において、内水被害が発生したことから、由良川減災対策協議会大規模内水対策部会において、沿川自治体や関係機関が連携して対策に取り組んでいる。

第２節　内水河川における対策

第１　古川

１　近年の淀川流域の発展は著しいものがあり、特に当該地区は大阪京都間の交通機関等重要な地域となっており、昭和41年度より建設省において流域の内水排除施設計画の検討を進め久御山排水機場を既設巨椋池排水機場横に設置したものである。

	久御山排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	90㎥／s
排水先	宇治川

２　木津川右岸の久御山町、宇治市、城陽市を流下する古川流域では、過去から幾度となく洪水が発生し浸水被害を受けてきた。特に高度成長期に流域内の丘陵地の宅地化が急速に進行する中、昭和61年の大規模な浸水被害を契機に城陽排水機場の整備に着手し、平成2年から運用を開始した。

	城陽排水機場
施設管理者	京都府
総能力	15㎥／s
排水先	木津川

第２　岡本川

宇治川右岸の宇治市街地を流下する岡本川流域では、市街化の進展とともに宇治川からの逆流や宇治川水

位上昇時の排水不良による内水被害が頻発するようになり、昭和51年度に内水排除を目的に針ノ木排水機場が最下流部に設置された。

	針ノ木排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	3㎥／s
排水先	宇治川

第３　堂の川

昭和28年９月台風 13 号、昭和 34 年８月、昭和 36 年６月の大雨による被害は甚大で、山科川は各所にわたり越流氾濫し、一方、淀川本川の背水の影響を受けて下流部の低地帯は、ほぼＯＰ+17.5ｍで浸水を繰りかえしてきた。水害に対処するため、近畿地方整備局、京都府による山科川改修計画が立案され、築堤は一級河川指定区間については暫定的完了し、一級河川指定区間外区間についてもほぼ完了し、内水対策として近畿地方整備局は宇治川筋に向島大島樋門、山科川筋に大島樋門を築造した。

なお、堤内地の土地開発が各所にみられるが大きいものに御蔵山一帯の宅地造成地があり、六地蔵池、木幡池の周辺低地部に盛土による宅地等の造成が進められている。

	大島排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	6㎥／s
排水先	山科川

第４　大谷川

八幡市西垣内に源を発し、北上して、戸津西方約 500 m付近で防賀川と合流、更に 1,300 m北上して八幡排水機場への導入路を分派し、西に方向を転じて約 500 mで旧大谷川をあわせ、八幡市市街地を貫流、男山の山裾に沿って淀川との狭部を流下し、橋本付近では淀川の本堤裏を流れ橋本樋門を経て淀川の堤外に出ている。

堤外に出てからは、約 3,200 m本堤に沿って南下し、船橋川合流点付近（31 K 400)で本川に合流している。

この間背割堤で本川と分離されており、さらに橋本樋門下流約 900 mには背割堤に樟葉樋門がありかんがい期以外はこの樋門を経て本川に出ている。一方の防賀川は京田辺市東及び興戸を起点とし、馬坂川を併せ、天津神川、手原川の河床を暗きょで通過し、約２㎞北西進して虚空蔵谷川を合わせ約 800 m北進して、八幡市内里付近で西に向きを変えさらに約２㎞で大谷川に合流する。

	八幡排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	56㎥／s
排水先	木津川

第５　新川

桂川右岸の京都市南区を流下する新川流域では、昭和40年代以降の市街地の拡大により、土地利用が大きく変貌したことから、河川断面の拡大と合わせて、昭和55年度に新川排水機場が設置された

	新川排水機場
施設管理者	京都府
総能力	30㎥／s
排水先	桂川

第６　西羽束師川

西羽束師川は、桂川（一級河川指定区間外区間）右岸の平坦地を流れ桂川に注ぐ本川約 3.8 ㎞支川約３㎞の河川である。西京区桂地区から南区久世、向日市を経て伏見区久我、羽束師に至る 18.8㎢ の葉状の流域を形成し、川幅約６～29 m、勾配約 1,500 分の１の川床の高低の少ない河川で低地帯に位置し、常時浸水地区となっている。

本河川は、農業用排水幹線を用水源としても利用されていたため河積は小さく、上流部の西京区桂、向日市地区の新興住宅地の流水を流下するのは不可能な状態である。

平成５年度に西羽束師排水場が、平成15 年度に本川の暫定改修が完成した。

	西羽束師排水場
施設管理者	京都府
総能力	60㎥／s
排水先	桂川

第７　弘法川

弘法川は、福知山市荒河地先で和久川と合流して現在の荒河排水機場地点で由良川本川へ流入していた。昭和46年から内水対策を検討する中で、和久川を捷水路で直接由良川本川へ流入させるとともに、弘法川は、和久川をサイフォンでくぐる形状とした。

また、内水排除施設として平成６年度にポンプ２台が、平成28年度には緊急排水ポンプ２台が完成した。

さらに、令和２年度には新荒河排水機場に常設型ポンプ２台も完成した。

	荒河排水機場	弘法川排水機場	新荒河排水機場
施設管理者	国土交通省	国土交通省	京都府
総能力	13㎥／s	14㎥／s	11㎥／s
排水先	由良川	由良川	由良川

第８　法川

法川は、福知山市南部堀地区の山地に源を発し、北東に向って同市南部を流下し、福知山城址を経て由良川に合流している。

法川流域の下流部低地帯は出水の毎に浸水被害が生じていた。水害に対処するため建設省は昭和44年度より調査を実施し、平成12年度に法川排水機場の３台のポンプ設置が完了した。また、平成28年度には緊急排水ポンプ２台が完成した。

令和２年度には緊急排水ポンプ６台が完成した。

	法川排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	27㎥／s
排水先	由良川

第９　その他の由良川支川

平成30年7月豪雨における由良川流域の大規模な内水浸水被害を踏まえ、国、府、市が連携し、河道内樹木の伐採や河道掘削による本川水位の低下、水位情報把握のための危機管理型水位計設置、貯留・排水機能の向上、排水ポンプ車の活用等、内水対策を推進する。

第３節　土地改良区等の対策

第１　洛西地区

本地区は京都市の西南部に位置し、地区内下流の南区（久世）、伏見区（久我、羽束師）、長岡京市、大山崎町で地表勾配も緩く、低湿地である。

また、桂川、宇治川、木津川の三川合流地点に近いため、排水本川である桂川も、降雨時には水位が上昇し自然排水は全く不可能となり、現在次のような排水機場が設置され内水を排水している。

	大下津排水機場	大下津排水機場
施設管理者	洛西湛水防除協議会	
種類	立軸渦巻斜流ポンプ　１台	立軸斜流　１台
口径・台数	2,100 ㎜　１台	1,650 ㎜　１台
能力・台数	10㎥／ｓ　１台	5.6㎥／ｓ　１台
排水能力	10㎥／ｓ	5.6㎥／ｓ
実揚程	5.70m	5.50m
計画河川水位	ＯＰ 17.64	ＯＰ 17.64
計画排水路水位	ＯＰ 11.80	ＯＰ 11.60
原動機馬力・台数	電動機 750kw　１台	電動機 430kw　１台
排水先	桂川	桂川
設置年度	昭和 46 年	昭和 57 年
その他	昭和33年洛西農業水利事業 昭和44～46年府営湛水防除事業	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター造成及び乙訓環境衛生組合勝竜寺埋立地造成関連事業

第２　綴喜西部地区

本地区は京都府南部木津川左岸八幡市及びその上流部京田辺市を含む耕地が対象である。地域は木津川の増水時は自然排水が不可能となり、湧水もあり低位耕地では降雨時の湛水は避けられない。

	八幡排水機場	田辺排水機場	神矢排水機場
施設管理者	綴喜西部土地改良区		
種類	横型斜流	横型斜流	水中斜流ポンプ
口径・ 台数	1,200 ㎜　２台	1,000 ㎜　１台	600 ㎜　３台
能力・ 台数	3.5㎥／ｓ　２台	2.5㎥／ｓ　１台	0.8㎥／ｓ　３台
排水能力	7.0㎥／ｓ	2.5㎥／ｓ	2.4㎥／ｓ
実揚程	6.10m	5.18m	14.6m
計画河川水位	Ｏ Ｐ 17.91	－	－
計画排水路水位	Ｏ Ｐ 11.00	－	－

原動機馬力	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 420HP 2 台	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 280HP 1 台	175kw 3 台
排水先	木津川	木津川	木津川
設置年度	昭和 35 ～ 38 年	昭和 30 年～34年	昭和 62 年
その他			

第３　洛南地区

本地区は宇治川の右岸に位置し、京都市伏見区の横大路沼を干拓した低平な農地で、干拓以来機械排水にたよっている。

	松林排水機場	
施設管理者	京都市洛南土地改良区	
種類	渦巻	水中
口径・ 台数	500 ㎜ 1 台　　300 ㎜ 1 台 200 ㎜ 1 台	300㎜ 1 台
能力・ 台数	0.50㎥／s 1 台　0.17㎥／s 1 台 0.06㎥／s 1 台	0.25㎥／s 1 台
排水能力	0.73㎥／s	0.25㎥／s
実揚程	7.0m	6.0m
計画河川水位	ＯＰ19.22m	―
計画排水路水位	ＯＰ10.10m	―
原動機馬力・ 台数	電動機55kw１台　22kw１台 7.5kw１台	電動機30kw　1 台
排水先	宇治川	洛南 9 号水路
設置年度	500㎜口径　昭和25年度 300㎜口径　昭和25年度 200 ㎜口径 昭和25年度 昭和56年改修	平成23年度　令和元年度改修
その他	昭和 22～25 年洛南干拓事業	

第４　巨椋池地区

本地区は京都府南部山城盆地の一級河川淀川（宇治川）の左岸に位置し、京都市、宇治市及び久世郡久御山町の２市１町にまたがる 1,310ha の農業地域で、干拓事業により造成された巨椋池排水機場が地域の農業排水排除や洪水の未然防止の役割を果たしてきた。

近年、流域内周辺部の都市開発等により流出量が増加したことから、国営総合農地防災事業により巨椋池排水機場の全面改修が実施され、平成17年4月に供用が開始された。また、淀川水系流域治水プロジェクトにおいて、排水機場の機能保全の取り組みを位置づけ、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策を行っている。

	巨椋池排水機場	
施設管理者	巨椋池排水機場管理協議会	
種類	立軸可動翼斜流ポンプ	立軸固定翼斜流ポンプ
原動機	電動機 680kw　2 台	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ2,800Ps　3 台
口径・台数	1,800 ㎜　2 台	2,600 ㎜　3 台
能力	3.0 ～ 8.0㎥／s	21.33㎥／s
排水能力	16㎥／s	64㎥／s
実揚程	5.1m	5.1m
運転水位	ＯＰ8.5m	

排水先	宇治川
設置年度	平成 17 年度
その他	国営総合農地防災事業巨椋池地区

第５　土地改良区等の管理体制

１　管理のための組織

(1)　管理団体の長は機場の管理を統轄する。

(2)　管理団体の長は、排水機場の操作責任者１名を選任し管理操作について処理させる。

(3)　管理団体の長は、管理操作のため操作主任１名と必要な操作員を配置するものとする。

(4)　操作主任は、操作責任者の指導をうけ排水機場の管理操作その他これに関係ある業務を処理する。

(5)　操作員は主任の指示に従い業務に従事する。

(6)　管理団体の長は操作責任者及び操作主任の住所氏名、資格を防災関係機関に報告しなければならない。

２　運用の方法

(1)　管理団体は排水機の運転開始時期、運転方法、運転停止時期について操作規程を定め、これにより排水機の運転をしなければならない。

(2)　管理団体の長は、降雨及び洪水に関する注意報若しくは警報発表のとき、又は湛水のおそれがあるときは、次の処置をするものとする。

ア　防災関係機関の情報に注意して遅滞なく排水機の操作に支障のないよう処置し、運転を開始したときは関係機関に連絡する。

イ　操作責任者は、内外水位の増減、湛水深、湛水面積の状況を逐次管理団体の長に報告し、関係機関に連絡する。

ウ　防災関係機関から特に公共的な目的で排水機運転の要請があったときは、速やかにその処置をするものとする。

(3)　操作責任者は次のことを処理する。

排水機及び付帯施設に異常を認めたときは、直ちに管理団体の長に報告するとともに速やかに正常運転ができるよう処置する。

(4)　操作主任は、排水機運転中は起居し排水機及び付帯施設の巡視点検を行い異常の有無を確認し異常を認めたときは、操作責任者に報告しなければならない。

３　維持管理の方法

操作主任は、出水時に正常な機能を発揮できるよう適時試運転を行い常に場内全体を維持管理し、異常を認めたときは、操作責任者に報告しなければならない。

操作主任は、所定の日誌を記入しなければならない。

第４節　下水道による対策

第１　流域下水道

京都府は、高度成長期に急激に市街化の進行した京都市（西京区、南区）、向日市及び長岡京市の一部を対象に、浸水を防除するための雨水対策事業として、いろは呑龍（どんりゅう）トンネルの整備を進めている。平成23年10月までに北幹線管渠が、令和4年3月に南幹線管渠及び呑龍ポンプ場が、令和6年3月に調整池が供用開始しており、施設の管理は下水道管理者である京都府が行っている。

なお、流入口の様子及び管渠の貯留状況について、京都府ホームページでリアルタイムに情報提供している。(http://www.pref.kyoto.jp/donryu/index.html)

排水面積	約1,421ha
所 在 地	向日市物集女町～京都市南区久世上久世町～向日市鶏冠井町～長岡京市勝竜寺
管渠延長	約9.0km
対 策 量	約23.8万m^3

第２　公共下水道・都市下水路

府内26市町村のうち、20市町が市街地の浸水を防除するために公共下水道又は都市下水路を整備している。施設は排水あるいは貯留のために管渠又はポンプ場等で構成されて、ポンプ場の運転等、施設の管理は下水道管理者である各市町が行う。現在供用中の主なポンプ場及び貯留施設は次のとおりである。

市町村名	ポンプ場名	現有能力（m^3／s）	排水先
京都市	住吉ポンプ場	17.6	東高瀬川（宇治川支川）
	石田ポンプ場	6.2	山科川（宇治川支川）
	池田ポンプ場	11.9	山科川（宇治川支川）
	和泉ポンプ場	4.6	山科川（宇治川支川）
	七瀬川ポンプ場	2.8	七瀬川（宇治川支川）
	加賀屋敷ポンプ場	1.4	七瀬川（宇治川支川）
	砂川ポンプ場	6.9	鴨川（桂川支川）
	久世ポンプ場	24.0	西羽束師川（桂川支川）
	川田川ポンプ場	7.8	西高瀬川（桂川支川）
	江川ポンプ場	5.0	西高瀬川（桂川支川）
	西京極ポンプ場	12.0	天神川（桂川支川）
	花園ポンプ場	1.1	御室川（桂川支川）
	葛野ポンプ場	4.0	天神川（桂川支川）
	桂ポンプ場	4.7	桂川
福知山市	和久市第１ ポンプ場	9.4	由良川
	段畑雨水ポンプ場	7.2	由良川
舞鶴市	大手ポンプ場	6.5	高野川
綾部市	綾部雨水ポンプ場	1.0	由良川
宇治市	黄檗排水機場	4.5	宇治川
	井川排水機場	2.5	宇治川
長岡京市	今里雨水ポンプ場	1.0	小畑川（桂川支川）
京丹後市	小栓川雨水ポンプ場	4.1	福田川
	内ヶ森第１ 雨水ポンプ場	1.2	福田川
	内ヶ森第２ 雨水ポンプ場	1.9	福田川
大山崎町	大山崎排水ポンプ場	20.4	桂川
	下植野排水ポンプ場	11.9	桂川
久御山町	佐山排水機場	2.9	古川（宇治川支川）
井手町	合藪ポンプ場	15.5	木津川
精華町	祝園ポンプ場	4.8	木津川
	下狛ポンプ場	6.0	木津川

貯留施設の整備状況

市町名	地域	貯留施設名	貯留量（m^3）
京都市	鳥羽処理区	東大路幹線	67,000
		堀川中央幹線	70,000
		堀川北，北山，今宮幹線	30,000

		吉祥院幹線	13,000
		七条西，七条東幹線，山ノ内南幹線	38,300
		朱雀北幹線	7,300
		塩小路幹線	13,600
		花見小路幹線	2,000
		西部１号・２号分流幹線	4,500
	伏見処理区	伏見幹線	31,000
		大手筋，大手筋南，大手筋北幹線	9,000
		伏見第３導水きょ	16,200
		道阿弥幹線	870
		津知橋・津知橋北幹線	5,700
	和泉排水区	和泉調整池	15,400
		桃山雨水幹線	22,600
	西部第一排水区	嵯峨野調整池	3,100
	西部第二排水区	有栖川北，中央，南幹線	39,000
	荒木川第１排水区	御陵１～４号調整池	24,800
	西羽束師川第１排水区	西羽束師川１－１号幹線	78,000
	新川第２排水区	久世高田調整池	7,700
	新川第６排水区	新川６号幹線	4,600
	向島第２排水区	向島調整池	2,000
	山科北部地域	山科三条雨水幹線	4,000
		山科川１３－１号雨水幹線	7,400
	泉川排水区	松ケ崎調整池	1,000
	養斉川排水区	桃山南大島雨水幹線	780
福知山市	福知山処理区 中部系統	西本町貯留管	2,520
		内記貯留管	3,100
		駅前貯留管	1,670
	弘法川 第３排水区	仲ノ坪貯留施設	1,900
		仲ノ坪北貯留施設	1,000
		地蔵ヶ端貯留施設	2,100
	法川第１排水区	小谷ヶ丘貯留施設	2,400
		西池貯留施設	1,300
	法川第２排水区	高田貯留施設	2,400
		大正東貯留施設	1,500
	土師排水区	土師新町貯留施設	3,800
		土師宮町貯留施設	1,600
		梅原貯留施設	1,500
		沢貯留施設	1,200
	三和東排水区	東側防災調節池	65,700
	三和西排水区	西側防災調節池	60,500
宇治市	巨椋池排水区	西小倉小学校調整池	2,100
		伊勢田小学校調整池１	1,800
		老ノ木貯留管	1,500
	井川排水区	開第１児童公園調整池	540
		西宇治中学校調整池	4,300
		伊勢田小学校調整池２	2,800
	名木川排水区	西大久保小学校調整池	5,400
	堂の川排水区	西川原児童公園調整池	1,300
向日市	石田川排水区	石田川１号幹線	11,700
長岡京市	風呂川排水区	今里雨水貯留幹線	6,700
八幡市	Ａ号幹線排水区	笹ケ谷池	11,000
		市民防災広場雨水地下貯留施設	3,100
	旧大谷川・軸川排水区	あさかぜ公園雨水地下貯留施設	4,400
京田辺市	住建寺排水区	住建寺調整池	16,200
京丹後市	小栓川排水区	小栓川雨水調整池	3,000
与謝野町	阿蘇海 第３排水区	浜町雨水調整池	810
		東町雨水調整池	260

第８章　港湾海岸施設防災計画

（府建設交通部）

第１節　海岸の現況

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を護るため海岸保全区域を定め、また海岸保全施設を築造することになっている。

京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は315.2㎞であって、そのうち109.0㎞を海岸保全区域として防災上の諸施策が進められている。

なお、保全区域を更に拡大して整備を必要とする区域も少なくない。

保全区域所轄別	海岸延長(km)	指定区域(km)
国土交通省港湾局	１３１．１	６９．２
国土交通省水管理・国土保全局	１０１．３	１６．４
農林水産省農村振興局	１．３	１．３
水産庁	８１．５	２２．１
計	３１５．２	１０９．０

第２節　防災工事の計画

京都府は高潮、波浪から次の災害を防ぐため第１節の区分によって防災工事を進めている。

１　海浜地の人家、田畑、道路等の公共施設の被害

２　港湾施設の被害

３　土地の浸食

第３節　防災工事の内容

京都府は、堤防、護岸、突堤、護岸堤の工事を行っている。

国土交通省所管海岸保全区域について、風浪による海岸の侵食防止工事を実施する。

第４節　船舶保安対策

第１　港湾状況調査

港湾状況（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜りの状況）を常に調査し、防災活動を適切かつ効果的に実施できるよう努める。

第２　木材流失防止

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は船艇を巡回させ、木材流失防止措置等の指導を行う。

第９章　水産施設防災計画

（府農林水産部）

第１節　漁船施設計画

第１　現　状

府内における漁船が、台風、冬季風浪、強風・大雪、高潮、津波などによって受ける被害は大きく、漁業生産の低下をきたす要因となっている。

第２　計画の方針

海上における生産手段及び基盤の確保、通報の確立、基地整備

第３　計画の内容

１　台風、冬季風浪、強風・大雪、高潮、津波対策

(1)　漁業者は漁船の保全のため、日常から次のことに努める。

ア　日常から気象情報の収集に留意し、被害防止のために適切に対応する。

イ　被害が予測される際には、漁業者は小型船は陸上に引揚げ、確実に固定する。また、中大型船ではけい留索を補強し、必要に応じてより安全な泊地や他の漁港への避難を検討、実施する。

(2)　漁業者は海上航行、操業時の事故防止、安全確保のために次のことに努める。

ア　天候の急変が予想される際には、速やかに操業を中止し、帰港、避難の行動をとる。

イ　無線機、携帯電話等の装備により、陸上及び僚船との間の連絡手段を常に確保する。

ウ　漁船の日常及び定期的な点検を励行し、故障による海難事故の発生を予防する。

(3)　京都府は海難事故への対応のため、次のことに努める。

ア　海難事故防止のため、漁業者に対する安全講習、研修を漁業協同組合等と連携して定期的に実施する。

イ　海難事故発生時には、府所属船を緊急に運航させ、関係機関と連携して漂流船回収や遭難救助等にあたる。

２　大雪

(1)　漁業者は、大雪が予想される際には小型船は陸上に引き揚げて、転覆、沈没による被害防止に努める。

(2)　また、陸上引揚げが困難な中大型船では、定期的な見回りと必要に応じた除雪を実施し、転覆、沈没の防止に努める。

第２節　漁具施設計画

第１　現　状

沿岸においては、大型定置網や、その他小型定置網等が敷設されているが、台風及び風浪、急潮などによって受ける被害は大きく漁業生産の低下をきたす大きな要因となっている。

第２　計画の方針

海上における生産手段及び基盤の確保

第３　計画の内容

１　台風、温帯低気圧、前線接近時の風浪、急潮対策

(1)　漁業者は気象情報や急潮情報等に注意し、緊急時防災対策として、定置網身網の一部又は全てを撤去する。避難、撤去不可能な場合は、錨、浮子、ロープ等による補強を出来る限り行う。

(2)　漁業者は、以下の日常時対策を行う。

ア　漁具資材の小まめな点検と早めの交換を行う。特に、側張りのワイヤーロープは定期的な交換と強化を心掛ける。

イ　定期的な網替え、側張りや浮子等の付着物除去等の清掃を行う。

ウ　定置網にかかる流水抵抗を減少させるためのその他対策（箱網の目合拡大等）についても、漁獲状況に応じて適宜行う。

(3)　京都府は、精度の高い急潮情報を提供し、関係漁業者に注意喚起を促す。

第３節　養殖施設計画

第１　現　状

沿岸には養殖施設（貝類、魚類、ワカメ等）がある他、内水面にも地中養殖施設があり、これらが台風・水害・大雪（異常低温）などによって受ける被害は大きく漁業生産の低下をきたす大きな要因となっている。

第２　計画の方針

海面及び内水面における生産手段及び基盤の確保

第３　計画の内容

１　台風対策

(1)　養殖施設の補強、避難、撤去又はこれらの不可能なものは養殖物の移動を行う。

(2)　池中養殖は堤防の補強を行う。

２　水害対策

(1)　海面養殖物（かき、とりがい、魚類、わかめ、のり）

ア　河川水の多量流入等による温度、比重の急激な変化を避けるため移動可能なものは影響の少ない箇所あるいは外洋水の流入するところに移動させる。

イ　移動困難なところは水面下５ｍ以深に深つりする（海水比重1.006～1.002以下になれば１～２日でへい死するものが増加する。）

ウ　春季における降水、陸水の流入による塩分低下と逆に栄養塩類の増大により往々にして赤潮の発生（舞鶴湾、宮津湾、久美浜湾など）があり、魚介類のへい死原因となる場合もあるので、赤潮の発生が予想される時は投餌を休止し安全な水域に避難移動させること。

エ　大雨による出水時には、流木等が予想されるので施設に損傷のないよう注意すること。

(2)　内水面養殖場（こい、ふな、あゆ、あまご）

ア　濁水の流入を防止すること。

イ　用水の取入口、排水口、その他養魚施設（ため池）等の補強をする。（夜間巡視を実行のこと。）

ウ　濁水流入の場合は給飼を中止すること。

エ　堤防、あぜの補強

３　大雪（低温）対策

(1)　出荷体制の整備

大雪の場合予想される道路交通のと絶等のため販売価格の低下をきたさないよう漁協及び漁連においても冷蔵庫の利用等の対策を講ずるよう留意のこと。なお、漁業用物資の搬出及び漁獲物の出荷等に困難をきたしているところは、府所属調査船その他を緊急的に運航させて適切に措置する。

(2)　養殖魚、かきの早期出荷

大雪に伴う環境条件の悪化は、低水温、低比重となって現われる。海で養殖中の魚類は、低温、低比重になるとへい死しやすいので豪雪以前に出荷するよう準備すること。

(3)　養殖物の避寒等

ア　か　き

表層の低温、低比重から守るため深つりすること。湾内漁場は、陸上からの冷え込みにより結氷（久美浜湾）あるいは水温の異常低下のおこる可能性が予想されるので設置場所の移動垂下水深調節について十分注意すること。

ただし、底層の貧酸素水の分布状況を確認、考慮しながら、溶存酸素量5mg/L以上を確認できる水深帯とすること。

イ　とりがい

表層の低温、低比重から守るため深吊りする。具体的には、水温摂氏10℃以下および低比重が長期間続くと、成長・生残が低下する恐れがあるため、底層の貧酸素水の分布状況を確認、考慮しながら、溶存酸素量5mg／L以上を確保できる水深帯に深吊りすること。

ウ　わかめ、のり

あまり影響はないが設置場所によっては移動し、低比重による被害を避けること。

(4)　池中養殖池の管理（こい、ふな、金魚）

ア　池水の温度

水温に変化をあたえないよう常に満水状態を保ち水位を変動させないこと。氷が張っても割らずにそのままにしておく。

イ　魚のたまり場

魚が冬眠しやすいように、池の中に３～７㎡位のたまり場をつくること。また池底にくぼみを設けるとか数本の杭を打ちこみ、その上に竹を並べて、むしろをかけるとか、３本の杭を三角形に打ちそのまわりをむしろでまく等の策を講ずること。

ウ　池水の濁り

池の中へ雪の投捨、融雪水の流人を防止すること、特に濁水の流入を防止すること。

第４節　漁港施設計画

第１　現 状

沿岸における漁港は33港（第１種漁港20、第２種漁港11、第３種漁港１、第４種漁港１）で漁港区域内にある漁港施設のうち、基本施設として、外かく施設（防波堤、護岸、砂防堤等）とけい留施設（岸壁等、船揚場、物揚場）があるほか、道路、卸売場施設、荷捌所、倉庫、冷凍冷蔵施設、給油施設、加工施設等の機能施設が数多くあり、これらが台風及び冬期風浪、高潮等によって受ける被害は大きく、漁港施設とともに漁船、漁具、その他諸施設にも被害が及び漁業生産の低下をきたす大きな要因となっている。

第２　計画の方針

漁村の中核的施設である漁港の整備について、沖合、沿岸漁業根拠地（前進基地）等生産基盤としての漁港整備を柱とし、

1　自然と調和のとれた漁港整備の推進

2　豊かで快適な漁村環境整備の推進

3　開かれた漁港・漁村づくりの振興を図る。

第３　計画の内容

計画の方針に基づいて、次のような内容の漁港について整備を進めるが、特に台風、冬季風浪、高潮対策を重点に、どのような天候でも安心して漁船をけい留しておける漁港整備を図る。

1　漁業の根拠としての漁港整備

2　自然との調和をめざした漁港整備

3　暮しやすい漁村づくり

4　災害に強い漁村づくり

5　ふれあい空間の創出

第５節　共同利用施設計画

第１　現　状

沿岸における共同利用施設が受ける台風及び冬季風浪、高潮などによる被害は大きく、漁業生産の低下をきたす大きな原因となっている。

第２　計画の方針

陸上における生産基盤の確保

第３　計画の内容

1　台風、冬季風浪、高潮対策

(1)　絶えず気象通報を聞いて気象状況を熟知する。

(2)　建物及び施設の補修、補強を行う。

第１０章　道路及び橋梁防災計画

（府建設交通部）

第１節　道路の現況

本府における道路の状況は下表のとおりであるが山間部及び河川沿いのものが多く、さらに北部においては海岸線に沿ったものがあり、このため道路は屈曲が非常に多く災害を受けやすい状態にある。被災の特徴としては、崩土、冠水、浸水及び波浪による侵食等に加えて軟弱土質や、地勢的な原因によるものが多く、また北部においては、多雪地帯のためなだれ等による被害も多い。この対策としては、道路整備計画により道路改良事業として道路の付け替え、拡幅等道路体質の改善、また雪害対策事業として、路盤の改良、なだれ防護柵の設置、道路除雪体制の強化などを実施し、道路防災対策を進める。

道　路　状　況　一　覧　表

道路種別	道路現況		危険箇所（平成８、９年度点検結果）		
	管理延長(km)（令和4.4.1）	橋梁箇所数（令和4.4.1）	崩土等	なだれ	その他
一般国道	433.3	462	109	1	15
主要地方道	882.9	886	284	2	16
一般府道	824.9	802	241	0	20
計	2141.1	2150	634	3	51

注：その他には、地滑り、土石流、盛土、擁壁、橋梁（洗掘）、地吹雪等を含む。
　　数値は自転車道を除く。

第２節　計画の方針

被災常襲道路の解消、橋りょう整備計画の策定、その他災害復旧用機械の強化により災害予防を実施する対策について定める。

第３節　計画の内容

第１　道路整備事業

安心・安全な府民の生活を支えるため、災害時の代替性を備えた道路整備や防災対策を行う。

具体的には、重要物流道路及びその代替・補完路、また緊急輸送道路ネットワーク及びその代替性の確保を図るダブルネットワークの形成・強化や異常気象時通行規制区間の解消、積雪寒冷時の円滑な交通確保、防災

・耐震対策等を進める。

なお、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、道路整備を推進する。

〔府内の緊急輸送道路は、震災対策計画編第３編第17章第３節表3.17.2、3.17.3及び3.17.4に示す。〕

１　道路改良事業

改良事業としては、バイパス、現道拡幅、突角部分の切取り、排水溝及び擁壁等の設置、防災施設等の施工

２　橋梁整備事業

橋梁整備事業としては、災害時の橋梁の交通機能を確保するとともに、交通遮断等による社会生活への影響を少なくするため、橋梁点検調査を実施し、架替、補修等の施工

３　舗装事業

舗装による路面の強化

４　雪寒対策事業

雪寒対策事業としては路盤の強化、なだれ防護柵の設置、除雪機械等の強化

５　迂回路整備

これらの事業を総合的に実施し、なお早期改良の不可能な箇所については、迂回路の整備を行う。

第２　道路除雪事業

１　道路除雪計画

積雪に対処するために、「道路除雪基本要綱」に基づき毎年度除雪実施計画を作成するものとする。

２　関係機関の相互協力体制

土木事務所長は、大雪に対処するため、相互協力体制の強化及び円滑化を図るため、あらかじめ府広域振興局長を含めて管内関係機関の協議会を開催し、道路除雪計画及び次に掲げる事項について具体的かつ詳細に協議し、その結果を建設交通部長に報告する。

(1)　国に対して

国土交通省管理区間の早期除雪を依頼

(2)　府

道路除雪計画に基づく国、府道の除雪を実施するとともに、市町村から依頼があった場合は除雪機械の斡旋を行う。

(3)　市町村に対して

雪捨場の確保、屋根の雪おろしの処理方法、除雪の際の損失に対する補償の交渉、路面上にある埋没物件に対する標示、除雪における労力の提供及びオペレーターの宿舎の斡旋等に対する協力

(4)　警察に対して

除雪実施中における交通規制等

(5)　運輸業者に対して

除雪機械オペレーターの応援

(6)　建設業者に対して

除雪機械及びオペレーターの応援

(7)　石油、揮発油業者に対して

除雪機械燃料供給の協力

道 路 除 雪 基 本 要 綱

第１　目　的

この要綱は、積雪寒冷の度がはなはだしい地域における主要な暮らしの道路の交通を確保するため、当該地域内の平雪時における除雪（排雪を含む。）の方法等を定め、もって必要な物資の輸送と民生の安定に寄与することを目的とする。

第２　定　義

この要綱において「平雪時」とは、京都府地域防災計画（昭和38年策定）により雪害対策支部又は災害対策支部が、当該地域に設置されている期間以外の積雪時をいう。

第３　除雪地域

除雪地域は、次表の市町の区域とする。

土木事務所名	市　郡　名	市　町　名
南　丹	南丹市、船井郡	南丹市、京丹波町
中丹西	福知山市	福知山市
中丹東	綾部市、舞鶴市	綾部市、舞鶴市
丹　後	宮津市、京丹後市、与謝郡	宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町

第４　除雪路線

１　知事は、除雪地域内の一般国道（府管理部分）、主要地方道及び一般府道のうちから、路線の重要性、道路の状態等を考慮して、除雪路線を定めるものとする。

２　除雪路線を定めるに当たっては、あらかじめ土木事務所長の意見を聴くものとする。

３　除雪路線は、次の表に定めるところにより、第１種、第２種及び第３種に区分するものとする。

除雪路線	日交通量の標準
第１種	おおむね1,000台以上
第２種	おおむね500～1,000台
第３種	おおむね300～500台 300台以下の区間であっても150台以上で、かつバス路線で特に必要なもの。

４　前項による第１種、第２種及び第３種除雪路線の「除雪目標」及び「除雪開始目標」は、それぞれ次の表のとおりとする。

区　分	除　雪　目　標	除雪開始目標
第１種	２車線以上の幅員確保を原則とする。	路面上の積雪深おおむね10センチメートル以上
第２種	２車線の幅員確保を原則とするが、状況に応じ１車線の幅員で待避所を設ける。	同　上
第３種	１車線の幅員で、必要な待避所を設けることを原則とする。	同　上

第５　協議路線

第４の１の定めにかかわらず、建設交通部長は、除雪路線以外の路線で、広域振興局長又は土木事務所長が緊急やむを得ず、特に除雪を必要と認め協議のあった場合は、その内容を検討の上、除雪路線として、定めることができる。

第６　除雪作業の順序

除雪の作業については、除雪計画に定める順序に従い行うものとする。

第７　除雪計画

１　建設交通部長は、土木事務所長の意見を聴いて、毎年度除雪計画を定めなければならない。

２　除雪計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1)　除雪路線及びその区間

(2)　除雪機械の配置（借上機械を含む）

(3)　雪量観測点及び警戒積雪深

(4)　排雪除雪の基準

(5)　借上機械の単価

(6)　その他除雪に関する事項

第８　地域除雪計画

１　土木事務所長は、この要綱及び除雪計画に基づき、当該土木事務所の所轄する除雪地域の除雪を円滑に実施するため、広域振興局関係部署、警察署、市町村、消防団等の関係機関の意見を聴くとともに、建設交通部長と協議のうえ、地域除雪計画を作成しなければならない。

２　地域除雪計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　除雪機械の配置（借上機械を含む。）

(2)　危険箇所等の点検

(3)　気象観測に関する事項

(4)　除雪作業の順序

(5)　除雪箇所

(6)　除雪機械の借上に関する事項

(7)　職員の配備

(8)　地元関係機関との連絡応援体制

(9)　融雪剤の配置及び散布方法

(10)　その他除雪に関する事項

第９　気象観測等

１　土木事務所長は、管内の道路交通を確保すべき路線網における積雪を代表でき得る箇所（以下「雪量観測点」という。）を選定し、雪量観測点ごとに定時に観測する。

２　建設交通部長は、京都地方気象台から注意報及び警報が発表された場合、直ちに関係機関に通報するものとする。

３　土木事務所長は、気象情報及び積雪観測結果について必要があると認めるものについては、管内市町村長に連絡するものとする。

第10　除雪期間

除雪の期間は、原則として12月１日から翌年３月15日までの間とする。

第11　除雪体制及び配備要領

除雪体制は、次の表のとおりとする。

予警報等	建設交通部
大雪注意報	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2
大雪警報 暴風雪警報	道路計画課 道路建設課 道路管理課 3
大雪警報 暴風雪警報 （道路、鉄道の運行障害、人的・住家被害の発生等）	道路計画課 道路建設課 道路管理課 5

（備考）動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする。

第12　除雪連絡体制

除雪連絡体制は、別図のとおりとする。

第13　報告及び連絡

土木事務所長は、除雪計画に定めるところにより、次の各号に定める記録を整備し、建設交通部長に報告するものとする。

１　気象状況

２　除雪実績（計画）

３　除雪事業実施確認調書

４　その他建設交通部長が必要と認めるもの

第14　土木事務所間の協力体制

土木事務所間にまたがる路線にあっては、地域除雪計画において、相互に協議し措置するものとし、除雪路線に接続する除雪外路線にあっては、同様に措置するものとする。

第15　市町村道の除雪

広域振興局長及び土木事務所長は、管内市町村長から除雪機械借り入れについて、斡旋の依頼があった場合は、両者協議のうえ、斡旋を行うものとし、その結果を建設交通部長に報告するものとする。

第16　除雪機械の標識等

除雪機械の標識及び除雪職員の腕章は、次のとおりとする。

１　除雪機械の標識

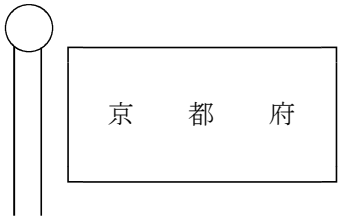

地色・・・・・・・・黄色

文字・・・・・・・・黒色

2　除雪職員の腕章

地色・・・・・・・・黄色

文字・・・・・・・・黒色

第17　除雪地域外の除雪

除雪地域外において、除雪を必要とする場合は、この要綱に準じて実施するものとする。

別　図

除　雪　連　絡　体　制　図

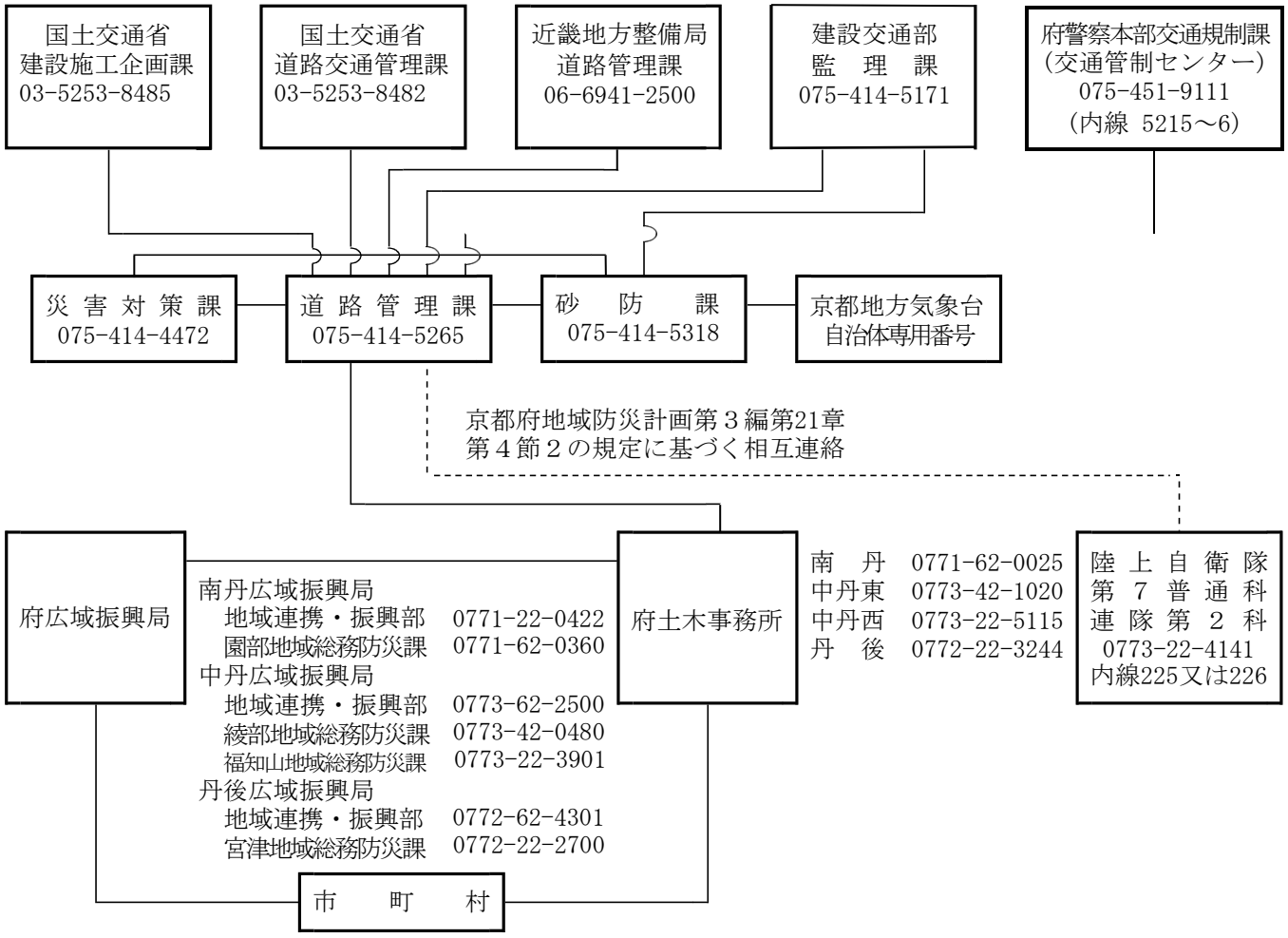

第１１章　防災営農対策計画

（府農林水産部）

第１節　計画の方針

農地、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の計画的推進及び防災的見地からの営農指導を行う組織、方法等を定める。

第２節　雪害及び寒干害予防対策

第１　農作物対策

１　麦　類

(1)　施肥、は種

ア　根雪までに葉齢５枚以上とするため、適期には種するとともに、基肥にりん酸質肥料を十分施用する。

イ　融雪後、降雪や極端な寒冷が来る恐れがなくなれば速やかに追肥を施用する。

(2)　排　水

排水溝を点検し補修する。

(3)　雪腐病防除

根雪前の薬剤防除による。

２　果　樹

(1)　防　寒

みかん、くりなど寒さに弱い新植苗は、わらで包み防寒に努めるほか枯死することも予想されるので、補植苗の準備もしておく。

また、くりの２、３年生樹では、株を一度持ち上げることも凍害防止に効果がある。

(2)　秋肥の施用

みかん類の秋肥施用に当たっては樹体の充実を図り、耐寒性を増すため窒素肥料は控えめにし、りん酸、加里肥料はやや多めに施用すること。

（早生うんしゅう‥‥‥‥収穫後、普通うんしゅう‥‥‥‥１１月中旬）

(3)　貯蔵用みかんの収穫

霜雪にあうと貯蔵力が弱くなるため早目に収穫する。

(4)　乾燥防止と防風垣の設置

みかん類は、寒害、雪害のほか山城地方では乾燥害が考えられるので、支柱を立てて、こも等の被覆による防寒のほか、敷わら、敷草などによる乾燥防止に努める。

また、寒風を遮るためには、モリシマアカシヤ、マキ、サンゴ樹等による防風垣を造成することが望ましいが、応急的には竹垣、防風ネット等により寒風防止に努める。

(5)　整　枝

積雪地では、12月中旬ごろまでに荒せん定を完了する。幼木の整枝に当たっては、同時分枝を避け、分枝角度を広くし、先を立てるよう考慮するほか、主幹延長型整枝等により裂傷を予防する。

なお、この際、融雪時に枝の先端が引っぱられて裂傷折損の原因となることも予想されるので、支柱等により極力枝先を上げておくこと。

(6)　降雪中の管理

雪が降りはじめ、樹冠や枝条、棚上に積もった雪は極力早い目に払い落とす。

(7)　定置式配管施設の水抜き

薬剤散布用の定置配管施設等では、凍結によりパイプが破裂するのでよく水抜きをしておく。

(8)　降雪前の果樹棚の補強

果樹棚の周囲線と控え線を強化し、中支柱の増強により補強しておく。

(9)　なだれ防止柵の設置

傾斜地等でなだれのおそれがあるほ場では、できるだけ簡易なだれ防止柵を設置する。

(10)　排　水

排水の悪い果樹園では融雪時に湿害が予想されるので、あらかじめ排水溝（明きょ）を整備するなど湿害防止に努める。

(11)　接ぎ穂の準備

積雪地帯のなし、かき等で裂傷被害が甚だしい場合は、春季に接ぎ木が必要な場合もあることから、あらかじめ接ぎ穂を準備しておく。

(12)　融雪促進剤の準備

融雪を促進する必要が生ずる場合もあるので、あらかじめ草木灰、転炉さい等を準備しておく。

3　野　菜

(1)　寒害対策

ア　防風垣

寒風を受けやすい場所では、防風垣、わら立て、べたかけ資材被覆等を行って寒害の防止に努める。

イ　施　肥

肥切れや軟弱な生育のものは、寒さに弱いので施肥に当たっては、加里肥料を多くして窒素肥料を控えめにする。

ウ　かん水

乾燥すると寒害を受けやすいので、かん水や畝間に水を入れるなどして適当な湿度を保つよう工夫する。

エ　霜害防止

株元にもみがらを散布して霜害防止に努める。

オ　は種 時 期

えんどう、そらまめ等の越冬野菜は、伸びすぎると寒さに傷められやすいので早まきにならないよう心掛ける。

カ　土寄せ

だいこんは地上に出ている部分が寒害を受けやすいので土寄せして保護する。

キ　保温の準備

トンネル栽培では状況により、こもやシルバービニール等を利用し保温する。

また、ハウス栽培では、ハウスの気密性の向上、多量被覆及び加温設備（温風、温水暖房、電熱）の利用により気温の低下に対処できるよう準備しておく。

ク　果菜類の根の成長最低温度は12～13℃ぐらいであり、最低地温は、これ以上となるよう管理する。

ケ　古いビニールハウスでは光の量が少なくなるため、張り替え等行い光線を十分に利用する。

＊　ハウス等のかん水施設では、凍結による破裂防止のため、必ず水抜きを行う。

(2)　雪害対策

ア　排水溝

融雪時には湿害が予想されるので、なるべく降雪前に排水溝を設けて排水に努める。

また、果菜類など苗床で生育中のものは雪解け水が入らないよう除雪、排水に努めるほか移植床を準備しておく。

イ　融雪剤の準備

融雪を促進するため、草木灰、転炉さい等の融雪剤を準備しておく。

ウ　ビニールハウスの補強、除雪

ビニールハウス等には、中柱等を入れ積雪に耐えるよう補強しておく。雪の多い地域では単棟の耐雪型ハウスとし、ハウスの設置間隔は広くとるとともに、ハウスの上、サイドの除雪を早目に行う。

雪が降り始めたら、二重カーテンがある場合は開けておく。

エ　中耕及び施肥

気温の上昇を待ってできるだけ早く中耕及び施肥を行い、生育の促進を図る。この場合肥料は窒素肥料を主体として１０ａ当たり窒素２～４㎏を２回に分けて施用する。

オ　病害防除

根の寒湿害による衰弱や密植による徒長などにより苗立枯病、灰色かび病等の発生が予想されるので、湿度管理に注意するとともに薬剤による防除を行う。

4　花　き

(1)　保　温

ハウス栽培については、ハウスの気密性確保、多重被覆や加温設備（温風、温湯暖房等）の設置等により気温の低下に対処できるようにしておく。

(2)　ビニールハウスの補強

ビニールハウスにおいては、中柱等を入れ積雪に耐えるよう補強しておく。また、古く劣化したビニールは新しいものに張り替える。雪の多い地域では単棟の耐雪型ハウスとし、ハウスの設置間隔は広くとるとともに、ハウスの上やサイドの除雪を早目に行う。

(3)　融雪剤の準備

融雪を促進するため、草木灰、転炉さい等の融雪剤を準備しておく。

(4)　結束、支柱

積雪の多い地域におけるしきみ、うめもどきなどの切枝花木の栽培においては、雪による枝折れを防ぐため、結束、支柱立てなどを行っておく。

(5)　排　水

融雪時には、湿害が予想されるので、あらかじめ排水溝等を設けて湿害防止に努める。

5　茶　園

(1)　耐寒性品種の栽培

寒冷地は「こまかげ」など耐寒性品種を栽培する。

(2)　防風垣及び茶園被覆による防止

北風を受ける茶園及び常習雪害地域では防風垣及び化学繊維被覆資材による直掛け又はトンネル法による被覆を行う。

(3)　管　理

ア　10月中旬に株元に十分土寄せを行い、根の保護に努めるとともに、株元に敷草を行う。（10ａ当たり2,000kg 程度）

イ　寒干風を強く受ける茶園及び積雪地域の茶園ではできるだけ低く（60～70㎝程度までに）仕立てる。

(4)　結束、支柱

積雪の多い地帯の幼木園では、各畝の中央に横支柱を作り、茶樹を軽く結束する。

(5)　刈りそろえ（整枝）

寒冷地における茶園の刈りそろえは、秋に行わず、なるべく春季に行うこと。

(6) 施　肥

窒素肥料偏重を避け、りん酸、加里肥料を増施して（窒素成分の半量）耐寒性を強める。

(7) 排水溝の整備

融雪時の湿害を受けないよう、あらかじめ排水溝の整備を行う。

6　融雪剤の備蓄

雪害防止対策として単位農業協同組合において融雪剤を下記により事前に購入備蓄しておき必要に応じ直ちに施用できうる態勢を整え、農作物の雪害防止に努める。

(1) 融雪剤の種類

ア　草木灰

イ　けい酸質肥料

ウ　転炉さい

エ　黒色粉末

オ　バークたい肥

(2) 施用量(10ａ当たり)

ア　草木灰及びけい酸質肥料は100kg 程度

イ　転炉さいは80kg程度

ウ　黒色粉末は10～20kg

エ　バークたい肥は100～200kg

(3) 施用方法

施用に際しては、全面的に均等散布する。なお草木灰、けい酸質肥料、転炉さいはともにアルカリ性肥料であるので硫安等の肥料との混合はさける。黒色粉末は、雪上車、ライムソワー、ダスターなどにより散布する。

(4) 積雪が非常に少なくなると積雪の下層約25cmが滞水層となり融雪の促進効果が低下するので、融雪水の排水に努める。

第２　林業対策

1　苗　畑

(1) 越　冬

まきつけ床は、床付面はできるだけ掘取らず、そのままの形で越冬させること。

(2) 仮　植

春まで仮植する場合は、日当りのよい排水良好な畑を選び、１本並びにていねいに仮植すること。

(3) 病害の防除

ア　病害のまん延を防ぐため、降雪前及び融雪後に殺菌剤を散布するなど、適切な処置を行うこと。

イ　耐寒、耐病性のある健苗の育成につとめ、窒素肥料の多用をさけ、リン酸肥料、カリ肥料を十分に使用すること。

ウ　積雪が長期にわたるときは、木灰、黒土等を散布して、融雪を促進すること。

エ　畑に水がたまらないようにあらかじめ排水溝を整備し、融雪時には特に注意すること。

オ　積雪前及び積雪後に苗木を点検して病害の発生しているものは、必ず抜きとって焼却すること。

(4) 凍霜害防除

ア　風当りの強いところに仮植しないこと。

イ　床面にわら、もみがら等を敷いて保温すること。

ウ　霜柱の立ちやすい畑には砂を２～３㎝敷くこと。

エ　稚苗は、わらを薄く覆うかよしずで寒風を防ぐこと。

オ　霜覆をすること。（特に播種床）

カ　８月下旬から９月上旬の間に根切りを行うこと

キ　排水をよくすること。

2　造　林

(1)　苗木の選択

ア　秋伸びしない健苗を使用すること。

イ　すぎはウラ系のものを使用すること。

(2)　秋植え

秋植えは、11月中に終るようにして、時期を失したときは、春植えにすること。

(3)　植付け

植付けは大きな植穴を掘り根を十分ひろげてていねいに行うこと。

(4)　なだれ防止

ア　なだれの発生する林地は階段の切り付けをし、その巾は1.0～2.5 m、間隔は巾の６～10　倍とすること。

イ　多雪地域の地ごしらえに際しては、前生樹を等高線に帯状に残し、地上1.0～1.5 mの頭截木とする等なだれ防止に注意すること。

(5)　下刈り

寒害を防ぐため、時期はずれ（９月以降）の下刈をさけること。

(6)　枝打ち

ア　幼齢林分の枝打ちは、降雪までに励行すること。

イ　傾斜地においては、特に谷側の下枝を除くこと。

ウ　林縁木の伐採枝打ちはしないこと。

(7)　間　伐

急激な疎開をさけ、間伐をくり返して健全な林を仕立てること。

(8)　傾斜木等の除去

傾斜木、折損木、枯損木等は積雪前に伐倒しておくこと。

3　特用林産

(1)　竹　林

ア　伐採と仕立て

老齢竹は伐採し、適切な密度管理を行い、強度の切りすかしをさけ、健全な竹林に仕立てること。

イ　保護樹木

積雪時の竹のささえとなる樹木等の保護又は導入を図る。

ウ　被害竹はすみやかに伐採除去すること。

(2)　しいたけ

ア　榾木の倒伏防止

榾木が積雪等により倒れないよう有刺鉄線にもたせかけるか、縄で結びつけるかなどの処置をすること。あるいは、事前に倒伏しておくこと。

イ　榾場の排水

榾場は融雪時過湿にならないよう排水良好な場所を選び排水に留意すること。

ウ　不時栽培施設対策

多雪地の不時栽培施設（ビニールハウス）は屋根の材料の選択、こう配に留意すること。また骨組みも強固にするとともに日当り及び除雪の容易な場所を選ぶこと。

4　林　道

(1)　排　水

路面の横断勾配を保ち、排水をよくすること。また側溝、溜桝、排水、暗きょ等の清掃補修に努めること。

(2)　障害物の除去

林道沿い河川敷の伐倒木、切株等及び橋脚橋台等の障害物の除去をしておくこと。

(3)　法面の保護

法面の保護、排水及び法尻の補強をしておくこと。

(4)　崩壊防止

法頭付近の立木を除去し、伐倒折損による崩壊防止をすること。

5　治　山

降雪により今後なだれのおそれがある箇所を把握し、監視体制を整備すること。

第３　畜産対策

1　一般対策

(1)　畜舎管理等

大雪時には畜舎等の屋根の除雪を行い、ウォーターカップの凍結を防止すること。

(2)　飼養管理等

畜舎及び鶏舎の保温、換気のほか飼養管理、衛生対策及び畜産物の保管出荷等について、十分に留意すること。

2　家畜の衛生対策

(1)　飼料の給与

ア　冬季の飼料給与は単一となりやすいので栄養のバランスに十分留意すること。

イ　冬季は粗飼料が不足しやすいので十分に確保しておくこと。

ウ　凍結した飼料（青物）は下痢や流産を起こしやすいから給与しないこと。

(2)　敷わらの確保

不潔にすると趾間腐らん（またぐされ）のような病気になりやすいので、敷わらを十分与えて暖かく、清潔にできるよう敷わらの確保につとめること。

(3)　日光浴

極力日光浴、手入れに努めること。

(4)　乳牛の搾乳

牛乳の出荷ができない日があっても、搾乳は続けないと乳房炎の原因となるので注意すること。

(5)　家畜の栄養

生後間もない家畜あるいは、発育中の家畜は栄養に特に気をつけること。この時期に発育が止まると、あとの回復が長くなる。

(6)　出　産

運動不足などから牛の難産・後産停滞の発生が考えられるので、留意のこと。

適期種付け

冬季は、種付けの時期を逃がしやすいから管理の徹底を期し適期種付けに努めること。

(7)　病気の早期治療

病気と思われたときは、早期治療が重要であるから、最寄りの家畜保健衛生所と緊密な連携を保つこと。

3　家畜別対策

(1)　酪　農

ア　飼料の貯蔵

大雪期間中に必要な粗飼料、特にサイレージ及び乾草等の量を確保すること。

イ　飼養管理と生乳の出荷

(ｱ)　泌乳最盛期の搾乳牛については、十分な飼養管理に努め良質飼料を給与するとともに牛体の健康に留意すること。

(ｲ)　生乳の保存は、かくはんを十分実施し、4 ℃以下で行うことが望ましい。また、できるだけ48時間以内で出荷できるよう対策をたてること。

(ｳ)　生乳の搬出路については、地元の牛乳処理工場をできる限り利用することとするが、万一にそなえ生乳の貯蔵容器等を確保すること。

(2)　和　牛

繁殖牛については、牛舎の保温に努め流産、子牛の下痢発生予防に注意すること。

(3)　養　豚

豚房の保温は十分行い、流産及び肥育効率の低下を防止すること。子豚については、赤外線ランプその他の保温設備をしてへい死等の防止を図ること。

(4)　養　鶏

寒さによる産卵低下を防ぐため防寒対策を十分行うとともに鶏舎の換気にも十分留意し、疾病の予防に努めること。

4　牧野及び飼料作物対策

(1)　融雪促進及び圃場の管理

焼モミガラ、木灰などを散布し融雪を促進するとともに融雪後は排水を早期に行い草勢を回復させるため早春の追肥を行うこと。

(2)　刈取り

草丈の伸びているものについては、12月上旬までに10cm程度に刈取っておくこと。刈取りに当たっては、低刈り及び高刈りはともによくない。

第３節　風水害予防対策

第１　農作物対策（夏季）

1　水　稲

(1)　早・中・晩生品種の組合せにより危険分散を図る。また、出穂後の冠水は穂発芽が被害程度を大きくすることから、穂発芽しにくい品種を栽培する。

(2)　早期栽培稲で刈取期にあるものは早目に刈取る。

(3)　風台風の場合、倒伏、乾燥防止のため深水に努める。

(4)　けい畔を補強し、水路を清掃補強しておく。

(5)　栽培法では窒素が効き過ぎないようにする。特に冠水害が予想される時は窒素追肥はしない。

2　豆　類

(1)　排水溝を整備しておく。

(2)　倒伏防止のため、支柱・ビニールひも等による誘引や中耕培土をしておく。

3　茶　園

(1)　新植、幼木茶園は風害を受けやすいので株元に土寄せし敷草を行う。特に風当たりの強い茶園では竹ざお等に茶樹を結束し、茶樹の動揺を避ける。

(2)　傾斜地の茶園は浸食防止のため土壌表面のマルチや周辺排水溝の整備をする。

隣接林地との境界に水路を設け、雨水の茶園への流入を防ぐ。法面を保護するため、コンクリートブロックやふとんかごで土どめを行う。

(3)　茶園に点在する覆小屋の戸口及びトタン屋根を十分補強するとともに被覆資材の保全を図る。

(4)　育苗ほの覆いを補強する。

4　野　菜

(1)　現在作付されているものは早めに収穫するほか、植物体を保護するため、ネットで茎葉を押さえたり支柱等の補強を行う。きゅうり、えんどうなどつる性のものは支柱を倒して地面にはわせる。

(2)　育苗中のものは苗床に寒冷しゃを覆って保護に努め、状況により定植時期を外したり、あるいは補植苗を準備するなど作付面積の確保に努める。

(3)　直まきのものについては、は種期や間引時期の繰り下げを行うほか、は種済みのものは株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。

(4)　寒冷しゃ等利用の場合は、押さえを特に強化し、状況によっては除去収納する。

(5)　ハウス栽培では、ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウス骨材の補強、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し等の補強を行う。

また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想される時には、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じることなど、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。

(6)　ハウス周囲は水量が多くなるので、ハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝を設けるとともに、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水に努める。

5　果　樹

(1)　なし、もも、ぶどう等で収穫期にあるものは事前にできるだけ収穫する。

(2)　主枝、亜主枝等主要な枝に支柱を立て、枝つり、誘引等を行い枝の動揺を防ぐ（不完全な支柱は逆に被害を大きくすることがある。）。

(3)　果樹棚の倒壊を防ぐため、支柱立て、控え線の増加等補強する。

6　花　き

(1)　排水溝を整備しておく。

(2)　ネット栽培のものにおいては、支柱の補強を行うとともにネットをしっかり張っておく。

(3)　ハウス栽培においては、被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウスの補強を行う。

また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想される時には、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じる、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。

7　桑（養蚕）

(1)　天気予報に注意し、事前に数回分の桑を確保しておく。

(2)　飼育蚕舎やアルミハウス等の補強、取りはずし等を行う。

(3)　桑の枝条が倒伏しないよう結束しておく。

(4)　屋外の飼育場所は極力被害の少ない場所を選び、飼育場所及び桑園の周囲には、排水溝を完備しておく。

(5)　低地飼育、上蔟中のものは流失しないよう蚕座に竹等を縛り付け、浸水の際浮き上がるようにする。

(6)　飼育・上蔟室等で火気を使用する時は、失火することのないよう注意する。

第２　農作物対策（秋季）

1　水　稲

夏季予防対策に準ずる。

2　豆　類

(1)　収穫期にある豆類は、早めに収穫する。

(2)　排水溝を整備する。

3　野　菜

(1)　きゅうりなど収穫期にある野菜類は早めに収穫する。

(2)　また、これらの樹体保護のため、なす等については支柱の補強、きゅうり等つる性のものについては支柱を倒して地面にはわせる。また、ほ場の周囲に防風ネットを張る等の対策を講ずる。

(3)　は種期にある野菜については、時期を遅らせ模様をみては種する。

(4)　だいこん等直まきのものは間引きを遅らせるとともに株の揺れを防ぐため土寄せを行う。

(5)　キャベツ、たまねぎ等の苗床は強風雨が当たらないよう寒冷しゃを覆って防風措置を講ずる。

(6)　ハウス栽培では、ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウス骨材の補強、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し等の補強を行う。

　また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想される時には、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じる、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。

(7)　ハウス周囲は水量が多いのでハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝を設けるとともに、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水に努める。

4　果　樹

夏季予防対策に準ずるほか

(1)　なし、かき、くり、ぶどう等で収穫期にある果樹は早目に収穫する。

(2)　果樹及び棚の損傷等を防止するため支柱を立て棚を補強する。

5　花　き

夏季予防対策に準ずる。

6　茶　園

夏季予防対策に準ずる。

7　桑（養蚕）

夏季予防対策に準ずる。

8　その他

(1)　農薬の保管倉庫はあらかじめ雨もり、浸水のおそれがないか等の点検、修理を行う。

(2)　水害を受けやすい倉庫及び場所に保管されている場合は事前に安全な場所に移し、厳重に保管する。

第3　林業対策（風害）

1　しいたけ

フレーム、榾起しの支柱を補強する。

2　炭　窯

窯小屋の補強をする。

3　苗畑

日覆の補強、排除をする。被害を生じた場合は、病虫害の発生防止を講ずるとともに施肥により樹勢の回復をはかる。

4　森　林

被害木の早期処分をはかり、病虫害の発生を防止するとともに、根ゆるみした幼齢林木は根踏みをして活着と樹勢の回復促進をはかる。

第４　林業対策（水害）

１　治　山

治山現場を点検して次の措置をする。

(1)　築設中の構造物は埋戻し、間詰等の補強対策を完全にして倒壊、亀裂等を防止する。

(2)　床堀周辺、切取上部等に所在する立木、転石等の処理をするとともに切取り、盛土の法面を整理して崩壊を防止する。

(3)　器材、原材料を流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

２　林　道

(1)　側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておくこと。

(2)　渓流や河川に散乱している根株、流木等を除去しておく。

(3)　洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、又は安全な場所へ移しておく。

(4)　工事中の林道は治山と同様の措置をする。

３　苗　畑

排水をよくしておくとともに水の流入を防止する措置をする。水害をうけたときは残存樹苗の病虫害、発生を防止するため、殺菌剤を晴天日に散布する。

４　炭

窯の周囲の排水を良くし、窯小屋の屋根が雨もりしないよう補修する。

５　しいたけ

排水、通風をよくして、雑菌のまん延を防止する。

第５　畜産対策

１　飼料の確保・保管

備蓄飼料については、飼料の品質低下を招かないよう保管方法及び保管場所に万全を期すこと。

２　畜舎等の補強

畜舎等の破損か所、危険か所を点検し、修理・補強をしておくこと。また、畜舎周辺の排水路を整備しておくこと。

３　畜産物の保管・出荷

生乳、鶏卵等畜産物の保管・出荷については、事前に災害時にとるべき処置を検討しておくこと。なお、生乳の保管は４℃で48時間が限度であることから、隔日出荷のための保存場所を検討しておくこと。

４　家畜の退避

家畜の退避方法・退避場所等について事前に検討しておくこと。

５　停電時の処置

集乳場、育すう所等においては、停電の場合に備え自家発電機の整備等とるべき処置を検討しておくこと。

６　家畜の衛生対策

災害時には、炭そ、イバラキ病と牛流行熱、豚丹毒、鶏ニューカッスル病などの家畜伝染病やその他の病気が発生しやすいので、家畜の健康観察を十分に行うなど日常の飼養管理の徹底を図ること。

７　家畜の防疫・緊急救護体制の整備

各家畜保健衛生所を中心に家畜防疫及び緊急救護体制を整備するとともに、各家畜診療所においては災害時に備えた緊急医薬品等の確保を図ること。

第４節　晩霜と低温障害予防対策

第１　農作物対策

１　野菜類

(1)　二重トンネル、こも、不織布、シルバービニール等の利用、ビニールマルチ等により夜間温度を高めるとともに日中は高温にならないよう注意する。

(2)　定植を一時遅らす他、苗の状況で遅らせないものや露地ものは、トンネル栽培に準じた措置により被害の軽減に努める。なお、定植はとくに地温12℃以上になってからとし、定植後はマルチ等で地温を上げるようにする。

(3)　ハウスやトンネル栽培では、低温時の急激な温度上昇はアンモニア、亜硝酸ガスが発生することがあるので注意すること。また、ストーブや練炭などを持ち込む場合は一酸化炭素中毒に注意する。

(4)　土壌水分を十分にもたせる。

(5)　予備苗を危険がなくなるまで持つこと。

２　果　樹

(1)　種類別凍霜害危険温度は次のとおりであるので、早い目に燃焼資材など準備して対策の徹底を期す。

果樹の霜害発生限界温度　（1967 中川、角出）

種類	育生ステージ	霜害発生限界温度（℃）
うめ	満開期	－７～－８
	幼果期	－３～－４
もも	満開期	－２．５
日本なし	満開期	－１～－１．５
	幼果期	－１～－１．５
ぶどう	ほう芽・展葉	－２．５～－３
かき	ほう芽期	－１．５～－２

（注）百葉箱内温度であらわす。

(2)　ぶどうの被覆栽培では、一時的な暖房を行う。なおこの場合、ハウス内のガスに注意すること。
また、ハウス内のかん水を十分行い、蓄熱することも効果がある。

(3)　人工交配を実施して結実を確保する。

(4)　樹勢着果状況等を勘案のうえ摘果は２～３回に分けて行う。

３　茶　園

(1)　防霜ファン

サーモスタットを３℃に設定しておき、萌芽15日前から運転する。

(2)　スプリンクラー

水量を十分に確保し、機器の点検を確実に行う。水量は３㎜／時間の場合、10ａあたり毎時３ｔが必要なので、面積、散水時間を考慮して準備する。散水は摘採面の温度が２℃になったら開始する。散水回数が多くなると過湿になりやすいので排水対策を十分に講じる。

(3)　高棚被覆

降霜が予想されるときは早めに被覆（樹冠面から60～90㎝の高さ）を行う。傾斜地では、山側の側幕を閉じ冷気の流入を防ぐ。

(4)　トンネル被覆

一般に摘採期の促進を目的として行うが、防霜効果は劣る（透明の被覆資材は夜間の保温効果がほとん

どない)。被覆資材は茶株面から40㎝以上離し、すそ部は地表面から25㎝程度あけて設置し、風でめくれたりしないようにしっかり固定する。

(5)　敷草の処理

敷草で地表面全面を覆うと、過冷却によって敷草の温度が下がり、被害を増大させることがあるため、敷草は、茶園の株元に押し込む。

第５節　干害予防対策

第１　土地改良区及び農業水利団体は、かんがい期前に各農業用水利施設の点検を行い、機能低下のないことを確認し、漏水損失等のないよう水利施設の整備、補修を行い水源より耕地に至るまでの水の損失を最小限にとどめることとする。特に揚水機は試運転を行い、揚水量の可能性を点検する。

第２　干害発生のおそれのある場合、その水利用を最も有効に使用する方法により、節水を行い干害の未然防止に万全を期するものとする。なお揚水機等の臨時的設置の応急対策の準備に着手するものとする。

第３　農作物については次の措置を講ずる。

１　果樹、茶、桑、豆類等農作物全般に敷わら、敷草を増施（10ａ当たり１～２ｔ）して乾燥を防ぐ。

２　水源のあるところはポンプ、とい等の使用により、極力用水の確保に努め、用水が不足する場合は集中かん水に努め、特に穂ばらみ期の水稲は重点的にかん水する。

３　豆類では、は種に当たっては耕うん作業をできる限り遅らせて土壌の乾燥を防ぐとともに、は種は深めとする。また、ハダニ類、メイガ類及びハスモンヨトウの多発が予想されるので防除を徹底する。

４　野菜、果樹等施肥の必要な場合はかん水を兼ねて薄い液肥にして日中を避けて夕方施す。

５　野菜、果樹で、多発が予想されるうどんこ病及びアブラムシ類、ハダニ類等について防除の徹底を図る。

６　果菜類では、曲がり果や肥大不良果などの発生を防ぐため、１株当たり２１以上のかん水を行う。

７　くり、もも、うめ、ぶどう等樹体に日焼けのおそれのある場合は、白塗剤を塗布する。

８　茶園管理

(1)　幼木園は干ばつ害を受けやすいので、５～７日間隔で気温の下がる夕方にかん水を行うとともに、敷草によって株元の保護に努める。

(2)　成木茶園では、敷草などにより地温を下げ、土壌保水力の増強に努める。また、深刈り、中刈りなどの更新を行った茶園ではかん水を行う。

(3)　被覆施設のあるところでは、化学繊維資材（遮光率60~70％)、よしず等で筋掛けする。

(4)　干ばつ時にはカンザワハダニ、チャノミドリヒメヨコバイ、チャノキイロアザミウマなどの害虫の被害が増大しやすいので、的確な防除を行う。

９　稚蚕に供する桑樹は液肥の葉面散布を行い、葉質の良化につとめる。

10　桑苗（特に挿木）は土壌表面の高温乾燥がはなはだしいので適宜かん水、散水を行い、根を痛めない程度に軽く中耕して生育を促進する。

第１２章　建造物防災計画

（府建設交通部
独立行政法人都市再生機構）

第１節　建築物の防災対策

第１　建築物と災害

建築物及びその集合体としての都市は、人間の個人的・社会的活動が行われる器として、健康性、耐候性、安全性等を備えることが要求される。特に安全性は、人命に直接影響を与えるため、最も基本的かつ重要な要件といえる。

この建築物の安全性がそこなわれるという事象が災害であり、災害の直接的原因としては、地震、強風、豪雨、豪雪、出火等が挙げられるが、建築物がこれに耐えきるだけの強さを持っていれば、災害は生じない。したがって、建築物の弱さも災害の一要因と言うことができる。

さらに、建築物内での階段からの落下、エレベーター事故、転倒等人間活動と密接にかかわる災害（事故）もあり、建築物単体としての多様な安全性の確保が必要である。

また、風等の自然条件、建築物の密集性や狭隘道路等の社会的条件により、出火の延焼の危険性が増大するといったように、災害の拡大には環境要因が強く作用するため、面的な災害対策＝安全・安心のまちづくりが必要となる。

第２　建築物防災対策の基本方針

１　建築物が備えるべき安全性としては以下のものがあげられる。

(1)　構造耐力上の安全性

建築物が積雪、風圧、地震等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

(2)　防火性・耐火性

火災の発生に対し、その拡大を抑え、人命等に被害を及ぼすことなく、また、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

(3)　耐久性・耐候性

建築物が劣化、腐食等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

(4)　使用上の安全性・避難上の安全性

建築物の使用にあたり、平常時は転倒、衝突等の事故が発生しないようにすること。

火災時等には防火区画、避難階段等が有効に機能すること。

(5)　良好な環境衛生条件の確保

健康に悪影響を与える衛生条件からの保護と、良好な屋内環境を確保すること。

２　建築物防災の基本的対策としては、次の三段階にわけて考える必要がある。

(1)　適切な安全機能を備えた建築物の供給

建築基準法に適合させることは当然として、その建築物の使用目的、構造特性等による適切な防災計画を考慮した設計を行い、適正に工事を施工すること。

(2)　適切な維持保全の徹底

建築物の経年的機能低下や使われ方の変化により、安全性も低下するため、建築物の状態を一定以上の水準に保つための計画的な維持保全対策をとること。

(3)　既存建築物の防災性能向上

現行の基準制定以前に建築された建築物や、不十分な維持保全しかされていない建築物等は、十分な防

災性能を備えていないものがあり、防災診断、耐震診断等を実施し、適切な改修を行うこととし、京都府建築物耐震改修推進計画に耐震化率の目標を設定し、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

第３　対象建築物と具体的対策

１　公共建築物

庁舎、病院、学校等の公的建築物は、災害時における防災拠点や避難施設として使用されるため、重点的に以下の対策を推進する。

(1)　新築時、増改築時における高い耐震性の確保、緻密な防災計画の策定

(2)　維持保全計画の策定、定期的な調査・診断システムの確立

(3)　既存建築物の耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進

(4)　ブロック塀の点検、撤去又は改修

２　多数の者が利用する特定建築物

劇場、百貨店、ホテル、旅館、社会福祉施設等多数の者が利用する特定建築物については、高い防災性能が必要であり、以下の対策を講じる。

(1)　設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正な施工、大規模な特殊建築物の防災計画策定を徹底

(2)　建築基準法第12条に基づく定期報告制度の充実及び徹底した指導、計画的な防災査察の実施、必要な改修指導強化

(3)　「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づく指導・助言、指示により耐震診断・改修を促進、普及啓発事業の推進、「耐震改修促進法」の認定制度を活用した耐震改修の誘導

３　住宅、その他の建築物

府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や、不特定多数の者が利用する特定建築物以外の建築物については、建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。

(1)　地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止等地震に対する安全性を向上する取り組みを支援し、住宅の減災化を推進

(2)　府民に対する建築防災の普及・啓発推進

(3)　建築相談、耐震相談窓口の設置

(4)　ブロック塀等の相談窓口設置、危険なブロック塀の除却の促進

(5)　「耐震改修促進法」による認定制度も活用し、補助及び融資による耐震改修の誘導

(6)　建築基準法第12条の規定による定期報告の対象となる共同住宅等については、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。

(7)　吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下防止対策の啓発推進

４　密集住宅市街地の改善

建築物単体の防災対策と並行して、老巧木造住宅密集地区や狭隘道路地区等に対し、市町村を主体とする住宅市街地総合整備事業等、地域事情を考慮した面的整備を促進する。

(1)　「緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準」により整備が必要とされる地域の把握を行い、都市政策の一環として総合的な整備が図れるよう、市町村における整備方針の策定を促進する。

(2)　特に防災性の向上が必要な地域については、老巧住宅の建替及び住環境の整備を促進する。

５　土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策

土砂災害特別警戒区域内における居室を有する既存建築物の土砂災害に対する改修を促進するため、建築物の所有者等に支援を行い、既存建築物の安全対策を図る。

６　地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、人身の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が重要であることから、以下の対策を推進する。

(1)　被災建築物の応急危険度を判定する「地震被災建築物応急危険度判定士」の養成を図る。

(2)　全国及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会と連携を図り、京都府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において、被災建築物の応急危険度判定の実施体制及び判定士への連絡体制について整備する。

第４　建築物防災推進体制の整備

１　京都府既存建築物総合防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）

(1)　府関係部局、京都市・宇治市関係部局、建築関係団体等による調整、協議を通じて策定した「推進計画」に基づき、次の項目からなる既存建築物の総合的な建築物防災対策を推進する。

ア　防火等診断、防火等改修の防火等対策

イ　耐震診断、耐震改修等の耐震対策

ウ　建築物維持保全対策

エ　落下物対策

オ　アーケード、ブロック塀の安全対策等

２　推進体制の整備と進行管理

(1)　京都府、市町村、建築関係団体等の連携と適切な事務分担を行い、建築防災の推進体制を確立する。

(2)　「推進計画」に基づき、防災改修、耐震改修の進行状況を把握するとともに、必要な対策を補強していく。

第２節　宅地の防災対策

第１　宅地防災への対応

宅地造成に伴う宅地災害対策について、府内では、旧宅地造成等規制法に基づき、昭和37年11月13日及び昭和43年６月５日に京都市の、昭和39年３月31日に宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市の、昭和43年11月５日には向日市、長岡京市、大山崎町の、各一部の丘陵地等について、建設省（現・国土交通省）から「宅地造成工事規制区域」の指定を受け、宅地造成に伴う災害の防止を図ってきた。

令和７年５月１日以降は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、府全域に対し宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を新たに指定（京都市は独自に令和６年６月６日指定）したことを踏まえ、市町村とも連携しながら、盛土等の崩落による災害の防止対策を進めていく。

また、建築等を伴う宅地造成に関しても、都市計画法に基づく開発許可制度を適切に運用することにより、安全な住宅地が供給されるよう対策を進める。

今後、大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災した宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会並びに全国の都道府県で組織する被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

また、がけ地の崩壊等による危険が著しい住宅については移転を推進する。

第２　宅地造成防災対策

宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、宅地造成等規制法及び都市計画法による開発許可制度により必要な規制を行うとともに、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。

その他一般対策として、年間の梅雨期及び台風期には市町村、消防担当職員及び防災関係職員の協力のもと、合同一斉パトロールを実施するとともに、別に宅地造成主及び工事施行者に対しては、造成工事中における土砂の流出、がけ崩れの防止等に対処する防災応急工事施行に関して、シーズン前に留意事項を送付し、注意を喚起している。

第３節　独立行政法人都市再生機構の建造物対策

賃貸住宅及び施設については、建物及び屋外施設を定期的に巡回点検しており、不具合箇所についてはその都度修繕を実施している。

また、周期を定め建物診断を実施し、併せてコンクリート躯体の耐久性試験を実施している。その後に劣化及び損耗状況を見極めながら外壁修繕等の計画的修繕を実施することとしている。

各団地の管理主任を防火責任者とし、各所轄消防署の指導のもとに、賃貸住宅等の防火管理及び入居者の火災等予防指導にあたっている。

耐震診断改修については、ピロティ架構を持つ住棟の改修を終え、譲渡施設付建物についても区分所有者と協議が整った建物については改修を行った。引き続き、譲渡施設付建物の区分所有者と耐震改修についての協議を実施する。また、一部の住宅については、住宅部分の耐震改修が必要であるが、建物の安全性、機能性、補強工事の施工性、経済性等を総合的に検討しながら実施していきたい。

第１３章　文化財災害予防計画

（府教育庁、府文化生活部）

第１節　現　状

第１　建造物

文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備（以下「自火報設備」という。）の設置が義務付けられている。

国指定建造物は府内に733棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている688棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,212棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の325棟のうち約85％に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編２－５参照〕

第２　美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

府内における国指定文化財の所有者は409社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。

なお、有形民俗文化財の国指定は府内に５件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在592所有者、965件（国有・公有は除く。）　を数えるがこのうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが201件（一部寄託６件を含む。）、これ以外の764件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは56件ある。残る708件については、防災施設がないため防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編２－５参照〕

第３　史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は142件（二府県にまたがるもの、地域を定めていないものは除く。）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は106件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編２－７参照〕

第４　重要伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物群保存地区は府内に７地区あるが、総合的な防災設備の設置が進められている。

第５　文化的景観

府内に国選定重要文化的景観は３件、府選定文化的景観は10件選定されている。

第２節　計画の方針

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。

その防災計画は災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進するものとする。

第３節　計画の内容

第１　建造物

防災施設設備の対象として、第一に各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言する。

国指定文化財の自火報設備未設置建物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府指定・登録・暫定登録文化財の自火報設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものを重点的に指導し、登録・暫定登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

第２　美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐火のものであるが、その設置に当たっては、当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自火報設備、消火設備、避雷針等の施設を設置する等状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

第３　史跡、名勝、天然記念物

史跡、名勝、天然記念物の指定地域内の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

第４　重要伝統的建造物群保存地区

総合的な防災設備の設置の促進について、市町に指導助言を行う。

第５　文化的景観

重要文化的景観選定地域内にあって重要な構成要素として特定された建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。

第６　文化財保護対策

１　文化財の所有者又は管理団体等に対して、「文化財所有者のための防災マニュアル」（京都府・京都市）の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

２　災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。

３　文化財防火デー等に、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行う。

４　文化財の防火・防災に関係のある機関等との連絡、協力体制を確立する。

第７　補助金及び融資

１　補助金

府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定・登録・暫定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び防災資機材の整備並びに修理事業である。

また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定・登録、府指定・登録・暫定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。

２　融　資

財団法人　京都府文化財団の行う融資制度
長　　期　１０年、７年、５年、３年償還　　低利（年利 0.9％）
融資対象は補助金事業に準ずる

第１４章　危険物等保安計画

中部近畿産業保安監督部近畿支部
第八管区海上保安本部
府　警　察　本　部
府　危　機　管　理　部
府　農　林　水　産　部
府　健　康　福　祉　部
京　都　労　働　局

第１節　計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策について定める。

なお、高圧ガス及び火薬類の製造所等並びにその関係保安団体の機構を別に示す。

第２節　計画の内容

第１　危険物の予防対策

１　危険物製造所等の整備改善及び保安

消防法第２条第７項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）は産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難をきわめている現状である。

(1)　危険物製造所等が消防法第10条第４項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。

(2)　危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第10条第３項に規定する技術上の基準に従って行うよう危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物の取扱作業に関する保安のための講習を行い、危険物の貯蔵、取扱いについて安全指導を行う。

(3)　立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行う等、現地において強力なる行政指導を実施する。

(4)　危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、危険物保安監督者又は危険物取扱者をして施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。

２　危険物取扱者制度の効果的な運用

(1)　危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、適時講習を実施し、危険物の貯蔵、取扱いに関する知識及び技能を修得させるとともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導する。

(2)　消防法第13条の23に基づく保安講習を行い、免状所有者に対し危険物取扱者としての責務を遂行させるよう指導する。

３　石油類屋外タンクの不等沈下対策

危険物とくに石油類屋外タンクの著しい不等沈下（タンクの最大沈下量をタンクの直径で除した数値が　100分の１をこえるもの）による、タンクの破損を防止するとともに万一の油流出に備え次の事項について指導する。

(1)　屋外タンクの地盤沈下状況、タンク本体、タンク付属設備、防油堤及び消火設備等についての定期点検の実施

(2)　著しい不等沈下のある屋外タンクの貯蔵量を常時防油堤の容量以下に制限する。

(3)　二重防油堤設置の検討

(4)　異常事態発生時における応急体制と、緊急通報体制の確立

(5)　従業員に対する保安教育、防災訓練等の実施

(6)　応急資器材の備蓄

(7)　同企業間の相互応援協定の締結

※応急資器材、油吸着剤、中和剤、消火剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、土のう、ひしゃく、空ドラム缶等

4　地震対策

(1)　屋外タンク及び地下タンクの設置についての地盤沈下状態の検討

(2)　防油堤補強の検討

(3)　固定消火設備の検討

(4)　配管の検討

(5)　通報設備の検討

(6)　タンク冷却用水の検討

5　海上保安対策

(1)　危険物荷役岸壁の安全施設の整備及び自衛保安体制の整備に関する行政指導の強化

(2)　危険物積載船舶は、随時立入検査を行い、事故防止上必要な指導監督を行うとともに、大量荷役等が行われる場合には船舶交通の制限を行う。

(3)　大量の危険物を積載した船舶が港湾に出入又は荷役する場合には厳重なる航路の前路警戒及び荷役の事故防止の指導監督を行う。

第２　火薬類及び高圧ガス対策

1　保安管理体制の確立

緊急事態発生時において保安上必要な措置が迅速、かつ、的確に実施できるように、事業所における経営者、法定責任者、従事者等の保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立を図る。

また、関係保安団体における災害に関する情報の連絡体制や事業所相互の応援体制の整備を図る。

2　製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令の規定や基準に適合した状態の維持を図る。

3　地震等によるガス漏えい防止措置

高圧ガス製造施設等における塔槽類の倒壊等によるガスの漏洩を最小限度に止めるため、事業所においては、当該塔槽類を地震等の影響に対して安全な構造とし、一定規模以上の貯槽に取付けられた配管に緊急遮断装置を設けるなど、漏洩防止措置を講じる。

4　高圧ガス防災訓練の実施

高圧ガス災害事故を想定して、関係防災機関、関係保安団体等と合同で訓練や実技研修を実施し、関係事業所の保安要員の緊急措置等に関する実務の習熟や事業所における自主的な訓練の推進を図るとともに、関係防災機関相互及び事業所における自衛防災組織間の有機的な連携を確立する。

5　火災に対する予防

(1)　火薬類については、事業所において、延焼等による災害を防止するため、あらかじめ安全な一時保管場所を定めておくとともに、速やかに火薬庫、火薬類取扱所等から安全な場所に移動させる措置がとられる体制の確立を図る。

(2)　高圧ガスについては、事業所において、塔槽類及びその他の設備並びに容器等の過熱、破裂、爆発火災、延焼等を防止するため、水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備を図る。

6　保安指導

(1)　対象事業所に対する保安検査、立入検査を定期に又は随時実施し、関係法令に定められた技術基準を維持するよう指導するとともに、当該基準に適合していない事業所に対しては改善命令等必要な是正措置を行う。

(2)　関係防災機関と定期的に協議を行い、保安指導方針の統一、情報の交換、相互協力その他連絡調整を図り、必要に応じて大学教授等学識経験者を交えた総合立入調査を実施するなど防災対策に努める。

(3)　対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練等の実施により、自主防災体制の確立を図る。

7　海上保安対策

火薬類及び高圧ガスの大量荷役が行われる場合は、必要に応じて一般船舶が付近に立ち入らないよう船舶交通の制限を行う。

第３　毒物、劇物予防対策

青酸カリ、塩酸、硫酸等の毒物劇物は、毒物及び劇物取締法による登録を受けなければ製造、輸入、又は販売はできない。

また、業務上毒物劇物を取扱う全ての者は、盗難・紛失防止のための措置を講じるとともに、表示、流出防止等の措置を講ずることとなっている。加えて、毒物劇物営業者（製造業等）及び届出を要する業務上取扱者（青酸カリ等を使用する電気メッキ業、金属熱処理業及び四アルキル鉛等を一定量以上運搬する運送業、及び砒素化合物を使用するしろあり防除業）は、取扱責任者を置き、保健衛生上の危害の防止に当たらせることとなっている。

府保健所及び健康福祉部薬務課（京都市所管以外の京都市内）並びに京都市の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。

1　予防対策

(1)　毒物、劇物の取扱状況について、随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締りを行う。

(2)　災害時の流出、散逸等不測の事態に備えて次の事項を徹底する。

ア　表示による貯蔵場所の明示

イ　貯蔵設備、方法の確立

ウ　在庫数量の把握

エ　貯蔵場所の検討

2　対策の内容

１の事項を徹底するための内容は、次のとおりである。

(1)　貯蔵場所には「毒物及び劇物取締法」に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示を行うよう指導し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作るよう指導する。

(2)　災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量を厳格に把握するよう指導する。

(3)　災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は移転等、安全が確保されるよう指導する。

第４　原子力以外の放射性物質対策

1　原子力発電施設以外の放射性物質を取り扱う施設及び事業所においては、作業の安全管理と安全衛生を確保させることにより、放射線障害事故防止を図るものとする。

2　１に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期するため、関係防災機関による立入検査、一斉監督の協力を図る。

高　圧　ガ　ス　施　設

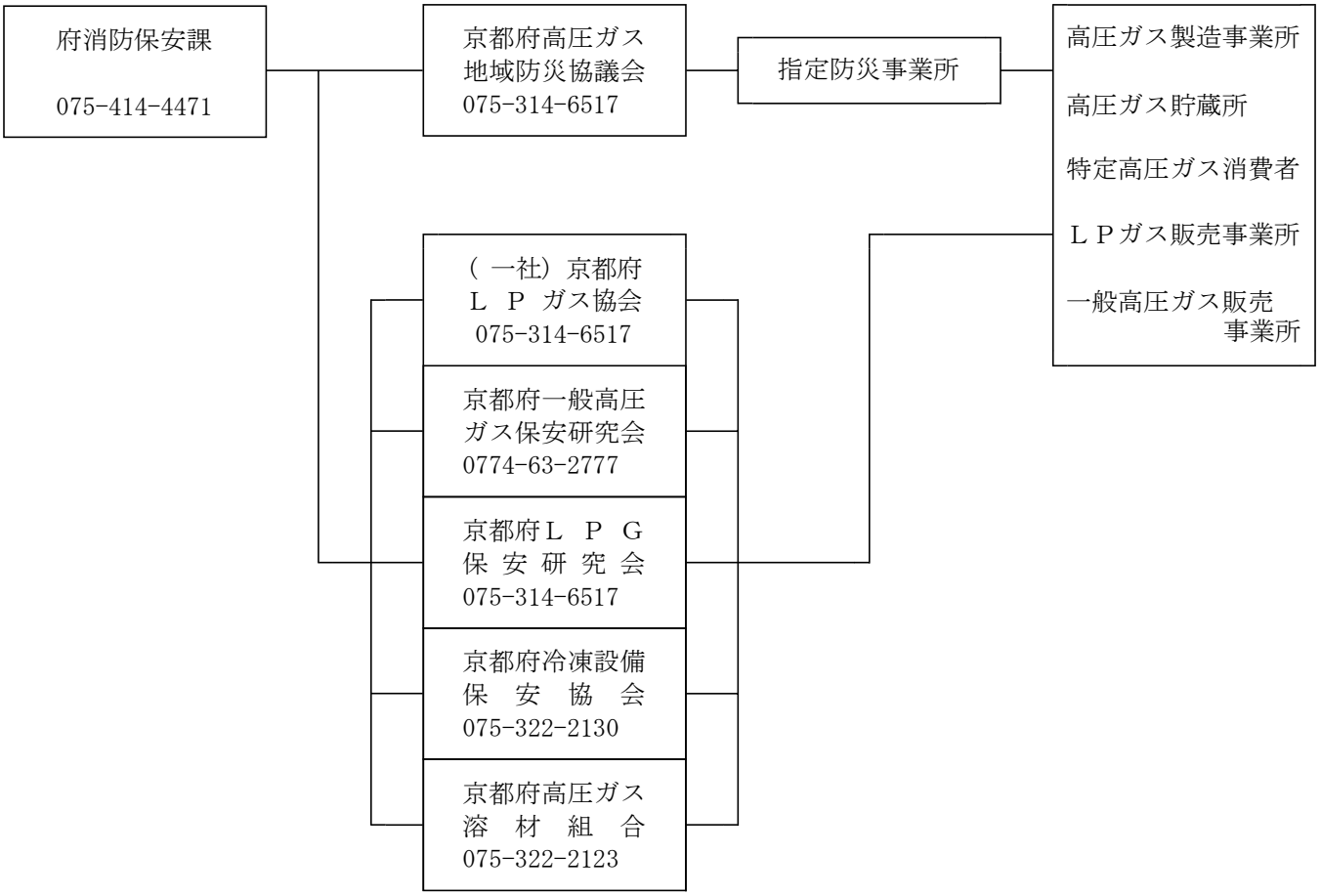
府消防保安課
075-414-4471
京都府高圧ガス
地域防災協議会
075-314-6517
指定防災事業所
高圧ガス製造事業所
高圧ガス貯蔵所
特定高圧ガス消費者
ＬＰガス販売事業所
一般高圧ガス販売
事業所
（一社）京都府
ＬＰガス協会
075-314-6517
京都府一般高圧
ガス保安研究会
0774-63-2777
京都府ＬＰＧ
保安研究会
075-314-6517
京都府冷凍設備
保安協会
075-322-2130
京都府高圧ガス
溶材組合
075-322-2123

火　薬　類　施　設

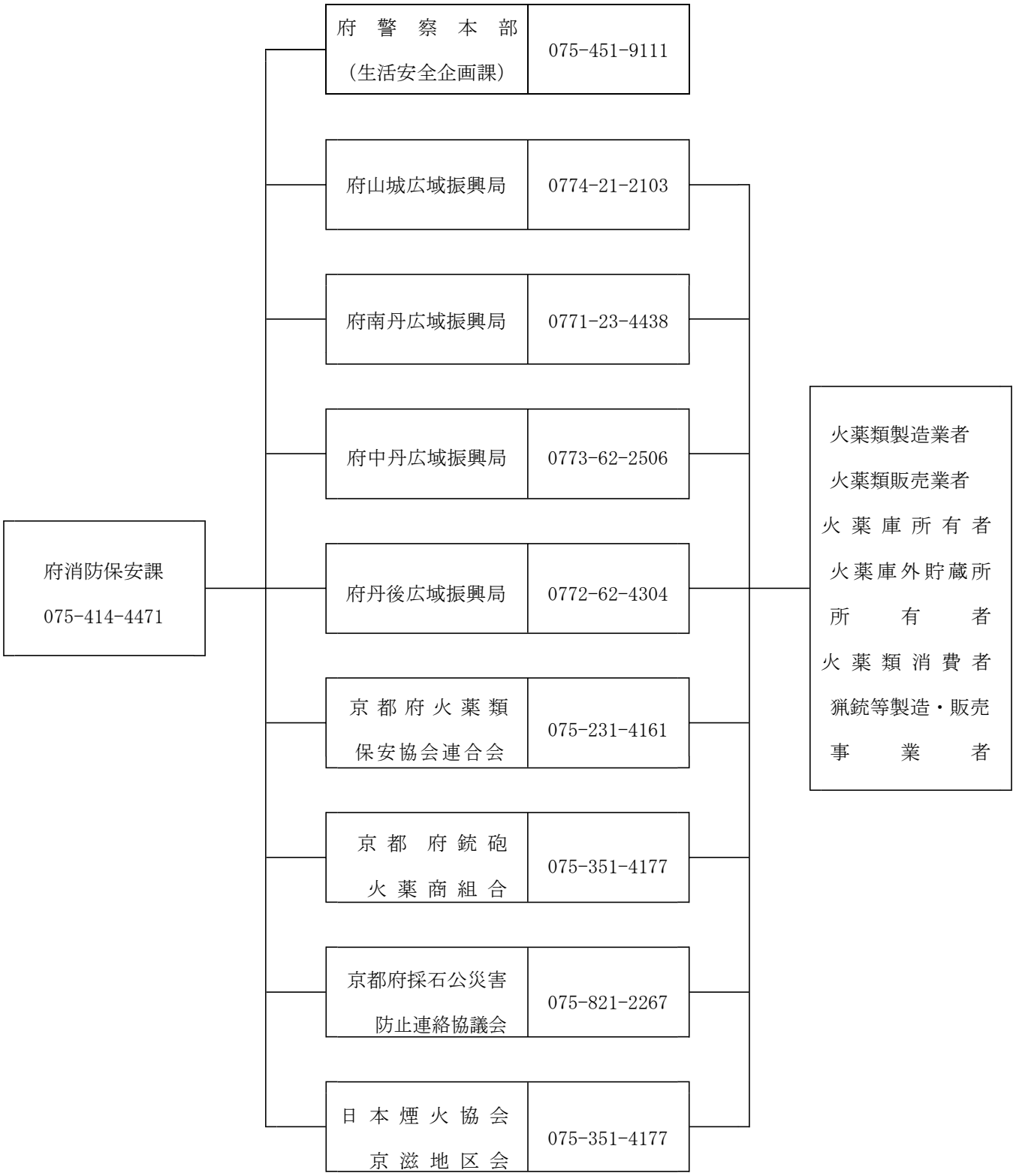
府消防保安課
075-414-4471
府　警　察　本　部
（生活安全企画課）
075-451-9111
府山城広域振興局
0774-21-2103
府南丹広域振興局
0771-23-4438
府中丹広域振興局
0773-62-2506
府丹後広域振興局
0772-62-4304
京都府火薬類
保安協会連合会
075-231-4161
京都府銃砲
火薬商組合
075-351-4177
京都府採石公災害
防止連絡協議会
075-821-2267
日本煙火協会
京滋地区会
075-351-4177
火薬類製造業者
火薬類販売業者
火薬庫所有者
火薬庫外貯蔵所
所有者
火薬類消費者
猟銃等製造・販売
事業者

危険物等関係保安団体

○　高圧ガス関係

名　　称	電　　話
京都府高圧ガス地域防災協議会	075-314-6517
(一社)京都府ＬＰガス協会	075-314-6517
京都府一般高圧ガス保安研究会	0774-63-2777
京都府ＬＰＧ保安研究会	075-314-6517
京都府冷凍設備保安協会	075-332-2130
京都府高圧ガス溶材組合	075-332-2123

○　火薬類関係

名　　称	電　　話
京都府火薬類保安協会連合会	075-231-4161
京都建設業火薬類保安協会	075-231-4161
京都山城地区火薬類保安協会	075-231-7976
北桑田火薬類保安協会	075-852-0481
亀岡市火薬類保安協会	0771-22-0076
船井郡火薬類保安協会	0771-62-0224
綾部市火薬類保安協会	0773-42-0714
福知山火薬類保安協会	0773-22-3467
舞鶴地区火薬類保安協会	0773-62-1296
与謝地方火薬類保安協会	0772-22-2337
京丹後火薬類保安協会	0772-62-0012
相楽郡火薬類保安協会	0774-72-4960
(一社)京都府建設業協会	075-231-4161
京都土木協会	075-231-7976
京都府銃砲火薬商組合	075-351-4177
京都府採石公災害防止連絡協議会	075-821-2267
(公社)日本煙火協会京滋地区会	075-351-4177

第１５章　消防組織整備計画

（府危機管理部・市町村、消防機関）

第１節　計画の方針

各種災害（特に火災）の予防及び防除に対処するため、府内各市町村における消防組織の充実、消防力の充実強化、消防職・団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発及び市町村相互の応援体制の整備等を図り、消防組織の万全を期する。

第２節　計画の内容

第１　消防組織や体制の充実･強化

高齢化の進展や、災害の大規模･多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。

このため、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の充実・強化を図る次のような取り組みを進め、府民生活の安心安全を図る。

１　市町村の消防体制の強化と連携の推進

(1)　消防施設等の整備促進

(2)　府立消防学校等による消防職･団員の教育訓練（安全管理含む)機能の充実

(3)　迅速な救急搬送の促進

２　消防団の活動力の強化

(1)　消防団員の確保

ア　女性の消防団への加入促進

イ　大学等の協力による消防団員の確保

(2)　多機能消防車両の配備など救助救出能力の向上

(3)　消防団協力事業所表示制度による協力事業所の認定など企業協力の促進

(4)　中山間地におけるふるさとレスキューの取組推進

第２　消防意識の啓発

消防防災に関する各種行事の実施に努めるとともに、春秋２回の全国火災予防運動に際し、市町村、その他各種関係団体との連携により、住民に対する強力な火災予防意識の啓発を図る。

１　春季全国火災予防運動

２　秋季全国火災予防運動

３　住宅用火災警報器設置の啓発

４　消防大会、消防操法大会を開催し消防意識の啓発と消防志気を高める。

５　その他次の関係団体と協力して消防意識の啓発と火災予防の徹底を図る。

（公財）京都府消防協会、（一社）京都府危険物安全協会連合会、（一社）京都消防設備協会等

第３　相互応援協定

１　一般災害時の相互応援協定

府は災害発生時における市町村消防機関の行う応急対策が緊密な連携により適切かつ迅速になされるよう、市町村相互間における応援協定の締結を促進する。（「市町村相互応援協定締結状況一覧」参照）

なお、被災市町村の被害が著しく拡大した場合等、隣接市町村、他府県並びに防災機関への応援・支援を要請する時の連絡系統を「相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統」、「他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統」、「防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統」及び「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動を要請するときの連絡系統」に示す。

第４　航空消防防災活動

府は、大規模な災害、事故等の発生またはその発生が予測される事態において、警戒活動、応急対策等を実施するため、京都市との「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定」に基づき京都市消防局の消防ヘリコプターによる緊急対応活動を実施する。

なお、府が出動要請する災害は以下のとおり。

１　大規模な地震災害、風水害等の自然災害

２　航空事故、海上事故、鉄道事故、原子力災害等の重大な事故

３　武力攻撃災害、テロ災害その他の必要と認める災害等

第５　緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等の実施

近年、東南海・南海地震等の発生が危惧される中、想定されるこれらの大規模地震災害や相次ぐ自然災害並びに大規模・特殊災害等に対して、被災地の状況に応じ迅速かつ的確な消防防災活動を展開するため、緊急消防援助隊における国が示す計画に基づき充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第６　消防職・団員の教養訓練の促進

近年、消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが要求される。府においては、消防職員に対する教育訓練を京都市消防学校と共同で実施するとともに、次の教育、訓練に重点を置いて指導する。その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。

１　消防職員に対する初任教育及び専科教育による教育訓練

２　消防団員に対する警防指導員教育

３　消防職・団員の幹部教育

第７　危険物取扱者に対する保安教育

府は危険物施設の保安管理等に十分対応しうる危険物取扱者の育成を図るため、保安講習を実施し、保安教育の徹底を図る。

第８　消防設備士に対する保安教育

府は、近年、技術の進歩した消防用設備等に十分に対応しうる消防設備士の育成を図るため、消防設備士講習を実施し、保安教育の徹底を図る。

第９　市町村の消防計画

１　方　針

消防はその施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防活動だけにとどまらず、火災予防及び火災以外の災害を防除し、これらの災害に因る被害を最小限に止めることをもってその任務としている。そのため、市町村は火災及び火災以外の災害、すなわち地震、風水害、なだれ、山くずれ、地すべり等あらゆる災害を考慮し、効果的な消防計画を樹立する必要がある。

２　消防計画の作成

市町村長は１の方針により火災防ぎょ計画を中核として、これに火災の予防に関する事項及び火災以外の災害の防除、被害の軽減に関する事項、救急業務に関する事項等を含めた消防全体に関する消防計画を作成しておくものとする。

3　消防活動

消防は２による消防計画の定めるところにより、統制ある活動を行う。特に各活動においては、次の事項を基準として細部の対策を樹立して活動する。

(1)　出動対策

ア　消防機関の召集計画の樹立により、召集部隊編成及び任務分担等の対策を図る。

イ　消防機関が有線・無線電話等により災害を覚知したときの出動車両、機械器具等の輸送の万全を期する。

(2)　消防（火災防ぎょ）計画

ア　火災警報発表時の対策

消防法第２２条による火災警報発表時における火災事象は一般の防ぎょ対策では万全を期せられないので、部隊の増強及び風位風速、重要度に応じた進入部署を考慮し、一般防ぎょ対策を基礎として、いかなる火災の事象にも対応できる対策をとるものとする。

イ　大規模火災時の応援部隊の誘導対策

気象その他の事象により火災が延焼拡大して大火となり、現有の部隊で延焼阻止の見込みが立たない場合における所要の誘導対策とする。

ウ　危険区域の防ぎょ対策

木造建築物が密集し、加えて火災発見が困難である地域、地形的に消防活動に不利な地域、建築物の密度に比して水利施設の悪い地域、危険物貯蔵所、取扱所が存在し、火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域の危険区域における対策とする。

エ　特殊建物の防ぎょ対策

官公署、学校、病院、ビルディング、旅館、興行場等の特殊建物は、火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等のある建物であるので、特殊な防ぎょ対策とする。

オ　危険物等の防ぎょ対策

爆発、引火、発火、その他の性状から火災発生の場合、拡大危険の大きい危険物、準危険物、特殊可燃物等を貯蔵する建物又は場所に対しては、これに対応することができる特殊な対策とする。

カ　台風時の防ぎょ対策

台風時における火災事象は一般の防ぎょ対策では、万全を期せられないので、部隊の増強、風速程度、重要度に応じた進入部署を考慮して、火災警報発表時の対策を基礎として、特殊な防ぎょ対策とする。

キ　山林（野）の火災防ぎょ対策

建物関係の防ぎょ対策と異なり、民間団体等を含めた部隊の編成、出動、防ぎょ及び必要資材等の運搬補給についての対策とする。

ク　飛火警戒の対策

飛火によって、第２、第３次の火災が続発して大火になるおそれがある場合を考慮し、受持区域全般にわたりあらかじめ警戒配置場所、警戒方法及び地元自衛団体の統制連絡を決定しておき、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができる対策とする。

ケ　消防水利の対策

市町村の各地域ごとに水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮し、消火栓使用可能部隊数を定め、到着順に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制対策とする。

4　水防活動

洪水等による災害を警戒し防ぎょし、これによる被害を軽減するための活動として、この組織活動方法等

については「水防活動計画」に定めるところにより活動する。

5　その他の消防活動

(1)　地震による災害時の活動

火災発生の場合は、前述の火災防ぎょ活動により対処するが、予防対策としては住民に対して火気を始末するよう、あらゆる広報手段を利用して周知徹底を図る。

なお、地震の場合は道路の状況により消防部隊の出動に支障をきたす場合が予想されるので、道路の通行確保の対策を特に考慮する。

(2)　なだれ、山くずれ、地すべり等の活動

この場合の災害は、異常気象、その他により発生を予想される場合、危険区域の調査、警戒、防ぎょ、避難等の対策をたてて活動する。

(3)　救急救助活動

あらゆる災害に迅速的確に対応できるよう、救急・救助体制の整備充実に努める。

大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

なお、車両や資機材については、小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪く海路や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

第２節第９に掲げた事項に基づき消防活動の詳細な計画を定めるものとする。

市町村相互応援協定締結状況一覧

（令和４年４月１日）

番号	協定名称	協定締結消防機関名		協定の内容						消防団含む
		府内消防機関	府外消防機関	全災害	火災	風水害	救急	救助	その他	
1	京都府広域消防相互応援協定	府内市町村､消防組合（30）		○						○
2	京都市・宇治市消防相互応援協定	京都市、宇治市			○		○	○		○
3	京都市・京都中部広域消防組合・亀岡市消防相互応援協定	京都市、京都中部広域消防組合 亀岡市			○		○	○		○
4	京都市・乙訓消防組合・長岡京市消防相互応援協定	京都市、乙訓消防組合、長岡京市			○		○	○		○
5	京都市・八幡市消防相互応援協定	京都市、八幡市			○		○	○		○
6	京都市・久御山町消防相互応援協定	京都市、久御山町			○		○	○		○
7	京都市・乙訓消防組合・向日市消防相互応援協定	京都市、乙訓消防組合、向日市			○		○	○		○
8	京都市・乙訓消防組合・大山崎町消防相互応援協定	京都市、乙訓消防組合、大山崎町			○		○	○		○
9	京都中部広域消防組合・福知山市消防相互応援協定	福知山市､京都中部広域消防組合			○		○	○		○
10	舞鶴海上保安部と舞鶴市消防本部との業務協定	舞鶴海上保安部，舞鶴市			○					
11	京都中部広域消防組合・綾部市消防相互応援協定	京都中部広域消防組合、綾部市			○		○	○	○	
12	宇治市・城陽市・久御山町消防相互応援協定	宇治市、城陽市、久御山町			○		○	○		○
13	宇治市・京田辺市消防相互応援協定	宇治市、京田辺市			○		○	○		
14	乙訓２市１町（向日市・長岡京市・大山崎町）消防並びに防災相互応援協定	向日市、長岡京市、大山崎町		○						○
15	八幡・京田辺市・綴喜地区消防相互応援協定	八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町		○						
16	八幡市・久御山町消防相互応援協定	八幡市、久御山町			○		○	○		○
17	京田辺市・久御山町消防相互応援協定	京田辺市、久御山町			○		○	○		
18	城陽市・京田辺市消防相互応援協定	城陽市、京田辺市			○		○	○		
19	相楽中部消防組合・京田辺市消防相互応援協定	相楽中部消防組合、京田辺市			○		○	○		
20	京奈和自動車道消防相互応援協定書	京田辺市、城陽市、精華町、相楽中部消防組合		○						
21	京田辺市・精華町消防相互応援協定	京田辺市、精華町		○						○
22	木津川市・相楽地区消防相互応援協定書	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村、相楽中部消防組合		○						○
23	宮津市・伊根町消防団火災応援覚書	宮津市、伊根町			○					○
24	船舶火災の消火活動に関する宮津海上保安署と宮津与謝消防組合との協定	宮津与謝消防組合、宮津海上保安署			○					
25	宮津与謝消防組合・京丹後市消防相互応援に関する協定	宮津与謝消防組合、京丹後市			○		○	○		
26	京滋バイパス（巨椋ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞから大山崎ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞまで）消防相互応援協定	京都市、宇治市、久御山町、八幡市、乙訓消防組合		○						
27	京都市・京都中部広域消防組合・南丹市消防相互応援協定	京都市、京都中部広域消防組合、南丹市			○		○	○		○
28	八幡市・乙訓消防組合消防相互応援協定	八幡市、乙訓消防組合			○		○	○		
29	両丹都市消防相互応援協定	舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、宮津与謝消防組合		○						○
30	京都縦貫自動車道（宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジ）及び山陰近畿自動車道(一般国道312号)における消防相互応援協定	京都中部広域消防組合、綾部市、舞鶴市、宮津与謝消防組合、京丹後市			○		○	○		
31	新名神高速道路消防相互応援協定	城陽市、京田辺市、八幡市		○						
32	五都市消防相互応援協定	京都市	名古屋市、大阪市、神戸市、堺市	○						
33	名神高速道路消防応援協定	京都市、乙訓消防組合	湖南広域行政組合、大津市、島本町 高槻市、茨木市	○						
34	京都市・大津市消防相互応援協定	京都市	大津市	○						
35	高槻市・京都市消防相互応援協定	京都市	高槻市		○	○	○	○		○
36	福知山市・豊岡市 消防相互応援協定	福知山市	豊岡市 （兵庫県）		○		○	○		○
37	福知山市・南但広域行政事務組合消防相互応援協定	福知山市	南但広域行政事務組合 （兵庫県）		○		○	○	○	○
38	福知山市・丹波市消防相互応援協定	福知山市	丹波市（兵庫県）		○		○	○	○	○

番号	協定名称	協定締結消防機関名		協定の内容						消防団含む
		府内消防機関	府外消防機関	全災害	火災	風水害	救急	救助	その他	
39	福知山市・篠山市消防相互応援協定	福知山市	篠山市 （兵庫県）	○						○
40	舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定	舞鶴市、福知山市、綾部市	若狭消防組合、丹波市、三田市、三木市、篠山市、神戸市(兵庫県)	○						
41	綾部市・若狭消防組合消防相互応援協定	綾部市	若狭消防組合（福井県）	○						
42	一般国道１号京滋バイパス消防応援協定	宇治市、久御山町	湖南消防組合，大津市						○	
43	大津市・宇治市消防相互応援協定	宇治市	大津市（滋賀県）		○		○	○		○
44	京都中部広域消防組合・高槻市・亀岡市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	高槻市（大阪府）		○	○	○	○		○
45	京都中部広域消防組合・茨木市・亀岡市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	茨木市（大阪府）		○		○	○		○
46	京都中部広域消防組合・亀岡市・箕面市・豊能町消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	豊能町、箕面市（大阪府）	○						○
47	京都中部広域消防組合・能勢町・亀岡市・豊中市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	能勢町、豊中市（大阪府）	○						○
48	乙訓消防組合・長岡京市・島本町林野火災相互応援協定	乙訓消防組合、長岡京市	島本町（大阪府）		○					○
49	枚方市・八幡市・枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定	八幡市	枚方市、枚方寝屋川消防組合（大阪府）		○					
50	乙訓消防組合・大山崎町・島本町消防相互応援協定	乙訓消防組合、大山崎町	島本町（大阪府）		○		○	○		○
51	名神高速道路における高槻市と乙訓消防組合の消防相互応援協定	乙訓消防組合	高槻市（大阪府）		○		○	○		
52	枚方市・枚方寝屋川消防組合・京田辺市消防相互応援協定	京田辺市	枚方市、枚方寝屋川消防組合（大阪府）		○					○
53	生駒市・京田辺市消防相互応援協定	京田辺市	生駒市（奈良県）	○						
54	消防相互応援協定	京田辺市	甲賀広域行政組合		○		○	○		
55	消防相互応援協定	京田辺市	大津市		○		○	○		
56	奈良市・精華町消防相互応援協定	精華町	奈良市（奈良県）	○						○
57	生駒市・精華町消防相互応援協定	精華町	生駒市（奈良県）	○						○
58	豊岡市・京丹後市消防相互応援に関する協定	京丹後市	豊岡市 （兵庫県）		○		○	○		○
59	伊賀市・相楽中部消防組合消防相互応援協定	相楽中部消防組合	伊賀市 （三重県）	○						
60	奈良市・相楽中部消防組合消防相互応援協定	相楽中部消防組合	奈良市（奈良県）	○						
61	消防相互応援協定	相楽中部消防組合	甲賀広域行政組合 （滋賀県）		○		○	○		
62	豊岡市・宮津与謝消防組合消防相互応援に関する協定	宮津与謝消防組合	豊岡市（兵庫県）		○		○	○		
63	京都中部広域消防組合・若狭消防組合消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	若狭消防組合（福井県）	○						
64	京都中部広域消防組合・篠山市消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	篠山市 （兵庫県）		○		○	○	○	
65	舞鶴市・若狭消防組合消防相互応援協定	舞鶴市	若狭消防組合（福井県）	○						
66	第二京阪道路（巨椋池ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞから枚方東ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞまで）消防相互応援協定	京都市、宇治市、久御山町、八幡市、京田辺市	枚方寝屋川消防組合（大阪府）	○						
67	名神高速道路における吹田市と乙訓消防組合の消防相互応援協定	乙訓消防組合	吹田市（大阪府）		○		○	○		
68	名神高速道路における茨木市と乙訓消防組合の消防相互応援協定書	乙訓消防組合	茨木市（大阪府）		○		○	○		
69	京都市・高島市消防相互応援協定	京都市	高島市（滋賀県）		○		○	○		○
70	第２京阪道路（枚方東ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞから第二京阪門真ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞまで）消防相互応援協定	京田辺市	交野市、四條畷市、守口市門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合						○	
71	伊賀市・南山城村消防相互応援協定	南山城村	伊賀市（三重県）	○						○
72	高島市・京都中部広域消防組合消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	高島市（滋賀県）	○						
73	高槻市と京都市の災害通信連絡に関する協定書	京都市	高槻市	○						
合計		７３協定		28	43	2	37	37	7	35
内訳	府内統一協定	１協定		1						1
	府内消防機関のみによる個別協定	３０協定		8	22	0	19	19	1	16
	他府県消防機関を含む個別協定	４２協定		19	21	2	18	18	6	18

相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統

被災市町村長	―要請→	応援協定市町村長	―非常召集→	消防職（団）員	―出動→	被災市町村現地へ

注１ 京都市へのヘリ支援要請を含む。

他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統

(1) 他府県へ要請する場合（災害対策基本法）

被災市町村長	―要請→	府広域振興局 総務防災課・地域総務防災課	―連絡→	府災害対策課 414-4472	―応援要請→	隣接府県 消防防災課	―出動→	被災市町村へ

(2) 他府県管内市町村消防へ要請する場合（消防組織法）

被災市町村長	―要請→	府広域振興局 総務防災課・地域総務防災課	―連絡→	府災害対策課 414-4472	―要請→	消防庁	―要請→	隣接府県消防主管課

	―要請→	市町村消防本部	―出動→	被災市町村へ

注１ 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
２ 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

防災機関へヘリ等の支援を要請するときの連絡系統

被災市町村長	―要請→	府広域振興局 総務防災課・地域総務防災課 414-4472	―連絡→	府災害対策課	→	府警察本部 警備第一課 451-9111 （内線5752）	―出動→	府警察本部航空隊 （警備第一課） 航空部隊	―→	要請地へ

					→	陸上自衛隊第７普通科連隊　第３科 0773-22-4141（内線２３５）	―→	第３師団		
					→	海上自衛隊 舞鶴地方総監部 0773-62-2250（内線2222又は2223）	―→	海上自衛隊 第23航空隊	―→	
					→	第八管区海上保安本部 警備救難部運用司令センター 0773-76-4100	→	美保航空基地又は 舞鶴海上保安部	―→	
					→	陸上自衛隊第４施設団 0774-44-0001（内線236）			―→	

注１ 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
２ 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。３
陸上自衛隊第４施設団は、京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動を要請するときの連絡系統

要請		連絡		連絡		
府災害対策課	→	京都市消防局消防指令センター	→	京都市消防局警防課	→	京都市消防航空隊 → 要請地へ
		212-6750		212-6727		621-1834

第１６章　鉄道施設防災計画

（府　建　設　交　通　部
西日本旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
北近畿タンゴ鉄道株式会社
・WILLER TRAINS株式会社
近畿日本鉄道株式会社
京阪電気鉄道株式会社
阪急電鉄株式会社
京福電気鉄道株式会社
叡山電鉄株式会社
嵯峨野観光鉄道株式会社）

第１節　計画の方針

鉄道各社は、列車運転の安全確保を確立するに必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

鉄道各社のそれぞれの管轄区域は別図のとおりである。

第２節　計画の内容

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

１　橋りょうの維持、補修及び改良強化
２　河川改修に伴う橋りょう改良
３　のり面、土留の維持、補修及び改良強化
４　トンネルの維持、補修及び改良強化
５　鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
６　建物等の維持、修繕
７　通信設備の維持、補修
８　空頭不足による橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
９　電線路支持物等の維持補修及び改良強化
10　危険及び不良箇所の点検整備
11　落石、倒木警報装置の点検整備
12　路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
13　その他防災上必要なもの

第３節　西日本旅客鉄道株式会社の計画

第１　気象異常時における取扱い

１　降雨、強風及び地震等により災害の発生するおそれがある場合、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を一時見合わせる手配を行う。
２　運転規制をする必要がある区間及び方法等をあらかじめ定めておく。

第２　降　雨

雨量警報装置が鳴動したことにより運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請を受けたときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

第３　強　風

風速計等により運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、運転士に通告する。

第４　地　震

地震計等により列車の運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

第５　落石、地すべり及びなだれ

落石警報装置等の警報表示があったとき又は警報表示の通報を受けたときは、直ちにその区間に進入する列車の停止手配を行うとともに保守担当区長に連絡する。

第６　その他

１　治山・治水事業との連携した保安度の向上

２　行政との防災情報共有化及び災害発生時の連携

第４節　東海旅客鉄道株式会社の計画

第１　施設の防災対策

現業機関の長は、災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進を図るものとする。

第２　気象設備等の整備

各主管部長及び現業機関の長は、気象観測設備、気象情報の伝達設備、警報装置を整備しておくものとする。

第５節　北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画

第１　施設の防災対策

平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、国や沿線自治体からの支援を受け、緊急性や実現性等を踏まえ、路線の防災対策を推進する。

第２　降雨に対する対策

１　降雨により災害の発生する恐れがある場合は、的確な情報・連絡等の徹底を図るとともに、状況により列車の運転速度を制限するか、又は列車の運転を一時見合わせ、線路点検等を行うほか、状況により輸送対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。

２　雨量計の設置停車場と規制区間

別表２のとおりである。

第３　風速20m/s以上の強風に対する対策

1　強風のおそれのある場合又は強風を感知した場合は、その状況により、列車の運転を一時見合わせる手配を行うとともに、風の状態を確認し、風の落ち着きを待って列車運転を再開する。

2　風速計の設置箇所及び規制区間

風速計の設置箇所	運転規制区間
西舞鶴駅	西舞鶴～東雲
由良川橋梁	東雲～丹後由良
宮津駅	丹後由良～京丹後大宮、宮津～宮村
網野駅	京丹後大宮～久美浜
円山川橋梁	久美浜～豊岡
第２桧川橋梁	宮村～大江山口内宮
大江駅	大江山口内宮～福知山

第４　降積雪に対する対策

1　降積雪の全般的な状況を迅速に把握し、的確な除雪手配及び情報・連絡等の徹底を図るとともに、状況により輸送対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。

2　除雪の標準等

除雪時における除雪標準等は別表３のとおりである。

3　除雪機等

除雪モータカーの配置箇所

車種	配置箇所
モータカーロータリー１号	宮津駅
モータカーロータリー２号	与謝野町駅
モータカーロータリー３号	久美浜町駅

（別表２）

雨量計設置停車場等	運転規制区間	延長	運転規制の規準					
			徐行運転			運転中止		
			時	連	連＋時	時	連	連＋時
四所	西舞鶴・東雲	9K 050m	(ミリ) 35	(ミリ) 200	(ミリ) 100+10	(ミリ) 45	(ミリ) 325	(ミリ) 150+15
丹後由良	東雲・栗田	11K 290m	25	150	50+10	35	300	100+15
宮津	栗田・天橋立	8K 920m	25	150	50+10	35	300	100+15
与謝野	天橋立・京丹後大宮	13K 630m	35	200	100+10	45	325	150+15
峰山	京丹後大宮・網野	12K 770m	40	250	100+15	50	350	150+20
夕日ヶ浦木津温泉	網野・小天橋	10K 980m	25	150	50+10	35	300	100+15
久美浜町	小天橋・コウノトリの郷	14K 130m	25	150	50+10	35	300	100+15
豊岡	コウノトリの郷・豊岡	3K 231m	40	250	100+15	50	350	150+20
辛皮	宮津・大江山口内宮	12K 800m	30	200	100+10	40	300	150＋15
福知山運転所	大江山口内宮・福知山	17K 600m	30	200	100+10	40	300	150+15

（注）１．徐行運転は、１時間30㎞以下の速度で運転。
２．規制区間の境界は、停車場の中心とする。
３．「連」は、連続雨量を示す。
連続雨量とは、降り始めてから降りやみまでの降雨量（12時間内の中断は中断とみなさない。）をいう。
４．「時」は、時雨量を示す。
時雨量とは、１時間以内の降雨量をいう。
５．「連＋時」とは、一定の連続降雨量以上の連続降雨があった後、さらに一定の時雨量が加わった場合の基準をいう。

（別表３）

段 階 別 除 雪 の 標 準 等

段 階	気象状況	分　岐　器	排雪モータカー等の運転	旅客連絡の除雪	ホーム・駅広場等の除雪	備　考
第１次	降雪が予想される時 気温 ０℃以下	○電気融雪器投入				積雪量 10㎝まで
第２次	降雪量 10㎝～30㎝	○必要により除雪要員の派遣 ○必要により社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪	○線区別に試運転列車を運転する。 （初列車対策） （倒竹木対策） ○必要により排雪モータカーを運転する。	○必要により社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪 （但し、列車接近放送設備のある駅は社員立会を省略できる。）	○必要により除雪協力員による除雪及び地元協力要請	
第３次	降雪量 30㎝～60㎝	○除雪要員の派遣 ○必要により社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪	○排雪モータカーを運転する。 ○状況により営業列車の一部を運休する。		○必要により除雪協力員による除雪及び地元協力要請	
第４次	降雪量 60㎝以上	○社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪	○排雪モータカーの運転 ○状況により営業列車の一部を運休する。 ○通勤・通学の確保		同　上	

第６節　近畿日本鉄道株式会社の計画

第１　鉄道土木施設の防災対策

１　橋梁、トンネル、法面等の土木構造物を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。

２　駅舎、待合室等の建築物を適切に点検し、必要に応じ維持、修繕を実施する。

３　災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

第２　鉄道電気施設の防災対策

１　電路、変電、電機、信号、通信等の鉄道電気施設を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。

２　災害に備え気象観測機器を整備し、また災害が発生した場合の通信手段の確保に努める。

３　災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

第３　行政との連携

１　自動車等の踏切事故、橋桁衝突事故、線路内転落事故を防止するため、道路管理者との協議を行う。

２　線路周辺の環境変化に伴う防災強化について行政との連携を密にする。

３　万一災害が発生した場合、行政と連携して迅速な復旧に努め、地域の足を確保する。

第７節　京阪電気鉄道株式会社の計画

災害警備体制の確立

１　気象観測機器の整備

２　災害時の連絡体制、配備体制の確立

３　各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底

４　災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立

５　防災訓練の実施

第８節　阪急電鉄株式会社の計画

第１　水害対策

１　水害対策の基本方針

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

２　水害対策に係る諸設備の整備計画

日常、各部所係員による列車添乗・徒歩巡回を実施し、設備不良箇所については、直ちに整備する等、常に施設の整備を実施する。

季節を通じて、事前に関係施設設備（排水溝・橋脚・盛り土・築堤等）の点検を実施し、各施設の整備を図る。

３　水害（降雨、河川等の水位等）による運転規制及び情報収集・連絡等の警戒体制

暴風雨の状況により、防災体制要綱（暴風雨）に基づき、関係部所と連絡をとり、非常呼び出しによる応

援人員の確保と巡回強化による点検を実施するとともに、被害発生が予想される時、また、被害発生時には速やかに速度規制、運転中止等の安全対策を講じる。

(1)　定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ、若しくは速度制限を行う。

(2)　適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第２　強風対策

１　強風対策の基本方針…水害対策に同じ

２　強風対策に係る諸施設の整備計画…水害対策に同じ

３　強風による運転規制及び情報収集・連絡等の警戒体制…水害対策に同じ

第３　土砂災害対策

１　土砂災害対策の基本方針…水害対策に同じ

２　土砂災害対策に係る諸施設の整備計画…水害対策に同じ

第４　雪害対策

１　雪害対策の基本方針

気象情報等の収集及び着雪状況の監視に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講ずる。

２　雪害対策に係る諸施設の整備計画…水害対策に同じ

３　雪害による運転規制及び情報収集・連絡等の警戒体制…水害対策に同じ

第９節　京福電気鉄道株式会社の計画

災害時及び災害のおそれがある場合、鉄道災害対策規則に基づいて、車両の一時運転中止を行う等の措置を講じ、安全の確保を図る。

第１０節　叡山電鉄株式会社の計画

災害警備体制の整備

１　気象情報の周知徹底

２　災害時の緊急連絡・報告経路等の確認

３　運転規制の周知徹底

４　災害応急対策用資機材の整備

５　防災訓練の実施

第１１節　嵯峨野観光鉄道株式会社の計画

第１　土砂災害対策

１　土砂災害対策の基本方針

２　諸設備の点検、整備、保守計画

３　集中豪雨等による土砂災害予想時の点検
４　土砂災害発生時の運転取扱い要領及び復旧体制要領

第２　水害対策
１　水害対策の基本方針
２　諸設備の点検、整備、保守計画
３　水害発生時の運転取扱い要領及び復旧体制要領

第３　強風対策
１　強風対策の基本方針
２　強風時の運転取扱い要領及び点検要領

別図1

鉄道略図

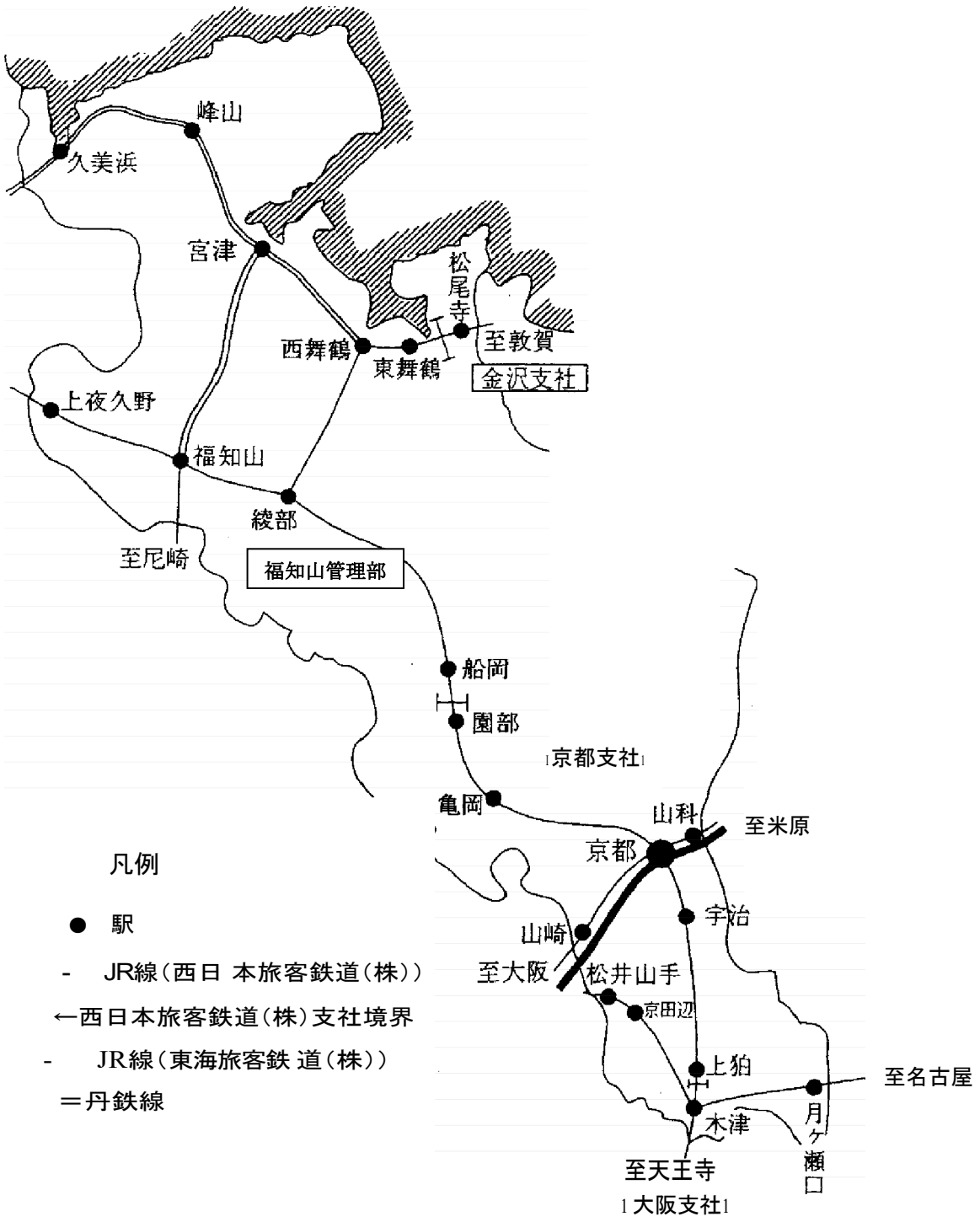
峰山
久美浜
宮津
松尾寺
至敦賀
西舞鶴
東舞鶴
金沢支社
上夜久野
福知山
綾部
至尼崎
福知山管理部
船岡
園部
京都支社
亀岡
山科
至米原
京都
宇治
山崎
至大阪
松井山手
京田辺
上狛
至名古屋
木津
月ヶ瀬口
至天王寺
大阪支社
凡例
駅
JR線（西日 本旅客鉄道（株））
←西日本旅客鉄道（株）支社境界
JR線（東海旅客鉄 道（株））
＝丹鉄線

別図２

鉄 道 略 図

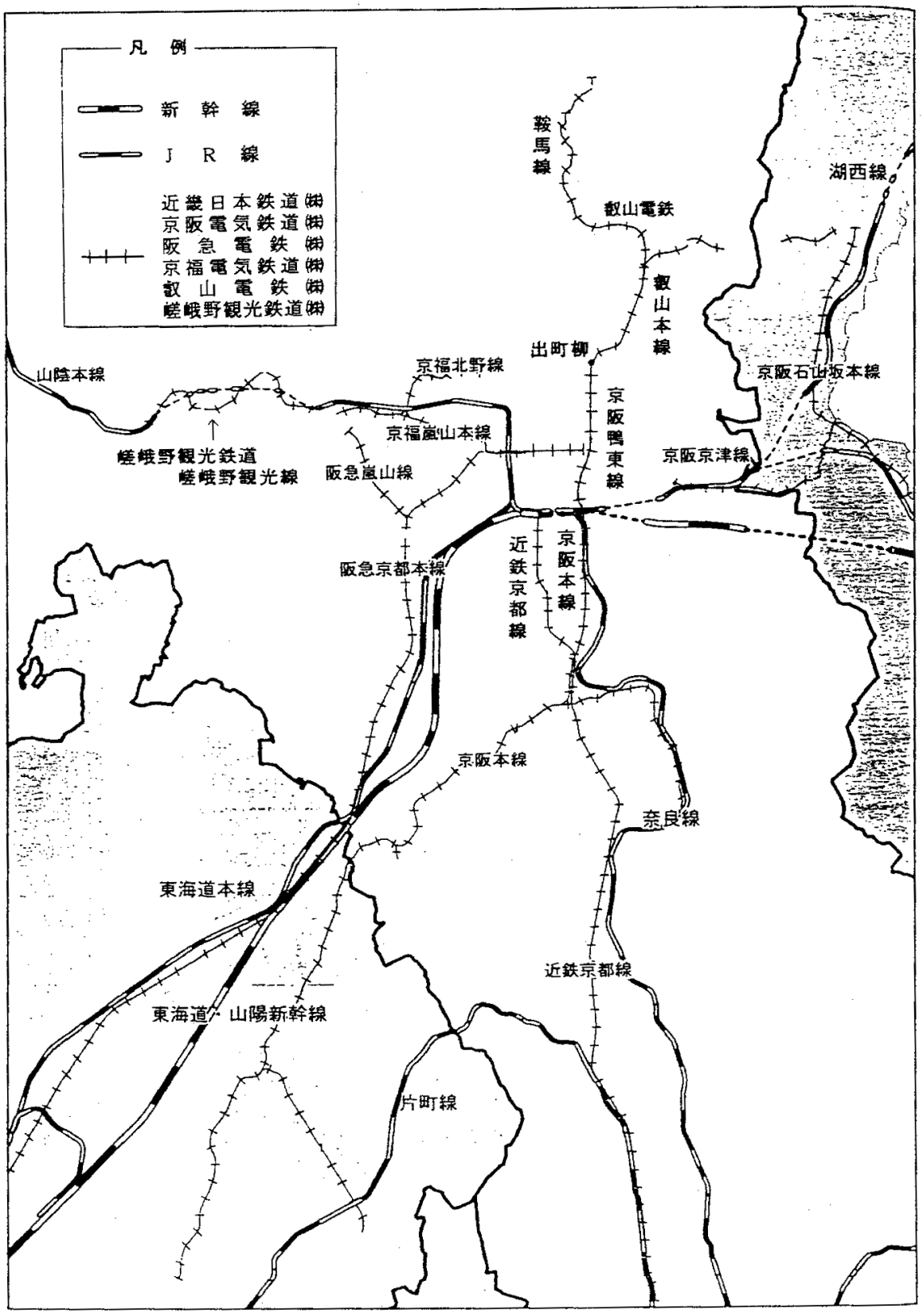
凡 例
新 幹 線
J R 線
近畿日本鉄道㈱
京阪電気鉄道㈱
阪急電鉄㈱
京福電気鉄道㈱
叡山電鉄㈱
嵯峨野観光鉄道㈱
鞍馬線
叡山電鉄
湖西線
叡山本線
出町柳
京福北野線
山陰本線
京阪石山坂本線
京阪鴨東線
京福嵐山本線
京阪京津線
嵯峨野観光鉄道
嵯峨野観光線
阪急嵐山線
近鉄京都線
京阪本線
阪急京都本線
京阪本線
奈良線
東海道本線
近鉄京都線
東海道・山陽新幹線
片町線

京都市交通局
京都市営地下鉄路線図
令和４年４月
鞍馬
貴船口
叡山電鉄鞍馬線
岩倉
国際会館
こくさいかいかん
K01
北山
きたやま
K03
K02
松ヶ崎
まつがさき
北大路
きたおおじ
K04
宝ヶ池
八瀬比叡山口
叡山ロープウェイ
ロープ比叡
比叡山頂
ケーブル八瀬
叡山ケーブル
ケーブル比叡
ケーブル延暦寺
坂本ケーブル
ケーブル坂本
坂本比叡山口
鞍馬口
くらまぐち
K05
北野白梅町
烏丸線
からすません
今出川
いまでがわ
K06
出町柳
叡山電鉄叡山本線
京阪石山坂本線
至近江塩津
琵琶湖
嵯峨野観光鉄道
京福電鉄北野線
至園部
嵯峨嵐山
トロッコ嵯峨
帷子ノ辻
太秦天神川
うずまさてんじんがわ
西大路御池
にしおおじおいけ
嵯峨野線
二条城前
にじょうじょうまえ
丸太町
まるたまち
K07
京都市役所前
きょうとしやくしょまえ
三条京阪
さんじょうけいはん
東山
ひがしやま
蹴上
けあげ
御陵
みささぎ
びわ湖浜大津
湖西線
嵐山
嵐山
松尾大社
嵐電天神川
一条
にじょう
烏丸御池
からすまおいけ
K08
T17
T16
T15
T14
T13
T12
T11
T10
T09
T08
上栄町
大谷
山科
京阪山科
追分
京阪京津線
四宮
至米原
京福電鉄嵐山本線
西院
大宮
四条大宮
烏丸
京都河原町
四条
しじょう
K09
三条
祇園四条
T07
山科
やましな
西院
丹波口
五条
ごじょう
K10
清水五条
琵琶湖線
阪急嵐山線
阪急京都線
梅小路京都西
京都
七条
T06
東野
ひがしの
至名古屋
西京極
桂
西大路
京都
京都
きょうと
K11
東海道新幹線
石山寺
JR 京都線
東福寺
東福寺
T05
栂ノ辻
なぎつじ
洛西口
東寺
九条
くじょう
K12
長岡天神
桂川
十条（近鉄）
T04
小野
おの
東西線
とうざいせん
至大阪梅田
近鉄京都線
十条
じゅうじょう
K13
伏見稲荷
稲荷
T03
醍醐
だいご
K14
くいな橋
くいなばし
龍谷大前深草
長岡京
上鳥羽口
京阪本線
T02
石田
いしだ
K15
竹田
たけだ
T01
六地蔵
ろくじぞう
至大阪
至新大阪
伏見
桃山
JR 奈良線
六地蔵
丹波橋
近鉄丹波橋
京阪宇治線
黄檗
桃山御陵前
石清水八幡宮
中書島
向島
宇治
淀
小倉
JR 小倉
宇治
橋本
伊勢田
石清水八幡宮参道ケーブル
枚方市
大久保
ケーブル八幡宮口
ケーブル八幡宮山上
久津川
城陽
寺田
京阪交野線
学研都市線
至淀屋橋・中之島
富野荘
新田辺
松井山手
京田辺
至京橋
私市
学研奈良登美ヶ丘
新祝園
関西線
至柘植
新大宮
木津
高の原
大和西大寺
近鉄けいはんな線
生駒
近鉄奈良
至長田・コスモスクエア
近鉄奈良線
近鉄生駒線
近鉄橿原線
至奈良
至大阪難波・大阪上本町
至王寺
至橿原神宮前・大和八木
路線色
（烏丸線：緑 東西線：朱）
K01
路線記号
駅番号
鉄道乗換駅
地下鉄烏丸線
地下鉄東西線
（京阪京津線乗入区間）
近鉄線（烏丸線相互直通運転区間）
京阪京津線
JR 線
各社線（JR 以外）
主な他社線駅

第１７章　通信放送施設防災計画

西日本電信電話株式会社
ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）
株式会社ＮＴＴドコモ関西支社
ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
日本放送協会京都放送局
株式会社京都放送
株式会社エフエム京都

第１節　通信施設防災計画

第１　計画の方針

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画について定める。

また、災害時に電話がつながりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル(１７１)」及び災害用伝言板サービスの運用計画について定める。

第２　計画の内容

１　電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って、万全を期している。

(1)　大雨、洪水又は高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。

(2)　暴風、大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。

(3)　主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。

(4)　主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

２　伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

(1)　主要都市間に多ルート伝送路を整備する。

(2)　主要区間の伝送路について、有線及び無線による２ルート化を実施する。

３　回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期すものとする。

(1)　回線の切替措置方法

(2)　可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

４　孤立防止対策計画

災害の発生で、府内の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため、次のとおり移動無線網の整備充実を図る。

(1)　小型無線電話機の増備

(2)　可搬型無線機の増備

５　「災害用伝言ダイヤル(１７１)」運用計画

「災害用伝言ダイヤル(１７１)」は、「１７１」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

(1)　被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。

(2)　伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。

(3)　家族による安否確認が一段落後、被災地外から利用（登録）を可能とする。

6　災害用伝言板サービス運用計画

災害用伝言板サービスは、携帯電話、ＰＨＳ及びパソコンから開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

(1)　被災地住民の連絡手段として活用する。

(2)　メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。

(3)　災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否確認を可能とする。

7　大雪時における倒木により電気通信網に支障が生じることへの対策等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

第２節　放送施設防災計画

第１　計画の方針

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護復旧のため、遅滞なく適切なる処置を講じうるよう、各設備ごとに予防措置の万全を期するものとする。

第２　計画の内容

平常から次について準備しておく。

1　別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置

2　消耗品、機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的に災害をうける地区への応急機材の配備）

3　無線中継状態の把握

4　移動無線機等の伝ぱん試験

5　交通路の調査

6　非常持出機器、書類の指定

7　仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定

8　電力会社、警察、国土交通省等の利用しうる通信回路の調査

9　その他必要と認められる事項

第１８章　電気ガス施設防災計画

府　危　機　管　理　部
関 西 電 力 株 式 会 社
関西電力送配電株式会社
大 阪 ガ ス 株 式 会 社
大阪ガスネットワーク株式会社

第１節　電気施設防災計画

第１　現　状

電気施設の防災については、平常から保安の規定類を始め関係諸規程等に基づき施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施している。

発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合には、気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置する。台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社防災業務計画に基づき非常災害対策本部を設置し、各担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える。

第２　計画の方針

設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保をはかるため、「台風21号検証委員会最終報告（2018年12月13日）」及び「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」も踏まえて、台風、洪水、雷、雪害等別に災害予防の計画をたて実施する。

第３　計画の内容

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

１　水害対策

(1)　水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予測に各事業所の特異性を考慮し防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクト閉鎖等）を実施する。

(2)　送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(3)　変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさ上げを実施する。また、屋外機器は、基本的にかさ上げを行うが、かさ上げが困難なものについては、防水・耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。

２　風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電源設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

３　雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1)　水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

(2)　送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(3)　変電設備

機器架台のかさ上げ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(4)　配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

4　雷害対策

(1)　送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(2)　変電設備

耐雷遮蔽及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(3)　配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

第４　府の対策内容

府は、広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設（災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等）が電力を確保できるよう平常時から体制を整備するとともに、重要施設の一覧表を作成し、関係機関と共有する。

また、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、事前対策の検討や、関西電力送配電株式会社との連携強化を図る。

第５　その他

大雪時における倒木により電気供給網に支障が生じることへの対策等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

第２節　ガス施設防災計画

（大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社）

第１　基本方針

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

第２　予防計画の内容

1　防災体制

防災業務計画により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

2　ガス施設対策(ガス供給設備)

(1)　風水害対策

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水の恐れのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2)　地震対策

ア　新設設備はガス工作物の技術上の基準､ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

イ　二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を完了している。

ウ　地震発生時の二次災害防止のため、感震遮断機能を有するマイコンメータ及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置を設置している。

(3)　その他防災設備

ア　検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

(ｱ)　地震計

(ｲ)　ガス漏れ警報設備

(ｳ)　圧力計・流量計

イ　連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ウ　資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(4)　教育・訓練

ア　防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

イ　防災訓練

地震発生時の災害対策を円滑に推進するため、年１回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(5)　広報活動

ア　顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

イ　土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

第１９章　資材器材等整備計画

（各機関）

第１節　計画の方針

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材器材を平常時から十分検討整備し、各資材器材の機能を有効に発揮できるようにする。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄によるものとする。

また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合を図り、適宜見直しを行うものとする。（事業所等の従業員については第23章企業等防災対策促進計画、観光客及び帰宅困難者については、第35章観光客保護・帰宅困難者対策計画参照）

第２節　応急復旧資材確保計画

第１　災害対策本部活動に必要な備蓄資材器材

各機関の災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資材、器材については、有事に際しその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備するものとする。

第２　水防用施設資材器材

水防管理団体は、次により施設及び資材器材を備え付けるように努めるものとする。

京都府は、水防管理団体の水防の援助を行う場合に必要とする資材、器材を自ら備えるものとする。

１　水防倉庫

(1)　水防用資材及び器材を備蓄するもので、堤防の危険度や流域の重要性に配慮し、水防活動時に十分対応できるように配置する。

(2)　大きさは33㎡以上とする。

(3)　設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適切な場所のないときは堤防内、法肩その他支障のない箇所に設置する。

２　水防用資材器材

(1)　資材中腐敗、損傷の恐れのあるものは、水防に支障ない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

(2)　むしろ、かます、俵等は最悪の場合を予想してあらかじめ収集の方法を検討しておく。

(3)　資材、器材を減損したときは直ちに補充する。

３　水防倉庫１棟当たりの資器材の備蓄、数量の規準は次のとおりである。

資　材

品目	数量	品目	数量	品目	数量
袋類	600枚	鉄線（10番）	100枚	杉丸太	150本
なわ	600kg	鉄線（8番）	100kg	長1.8m末口　6cm	
むしろ	100枚	割木	50束	長3.6m末口　9cm	
くぎ（6インチ）	12kg	竹（竹抗用を含む）	50本	砂・玉石・砂利	若干

器　　材

品　　目	数量	品　　目	数量	品　　目	数量
スコップ	30丁	かけや	10丁	のこぎり	４丁
かま	10丁	おの、又はなた	５丁	ペンチ	３丁
たこづち	８丁	くわ	10丁	バケツ	１個
ツルハシ	２丁	金づち	３丁	もっこ	若干
照明灯	若干	にない棒	若干		

本表は基準を示すものであるから、状況に応じて変更するも支障ないものとする。

第３　警備用資材器材等

１　警察関係の災害警備用装備資機材

(1)　資機材整備

災害警備用資機材の整備に当たっては、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪く海路や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

(2)　定期点検整備

毎年１回、出水期前に本部、機動隊及び各警察署において災害警備活動用装備資機材の点検整備を実施する。

(3)　自主点検整備

毎月１回、本部、機動隊及び各警察署において災害警備用装備資機材の点検整備を実施する。

２　海上警備救難関係の資材、器材

(1)　毎年定例的に保安部署、巡視船艇の点検を実施し、巡視船艇及び各種施設器材の性能改善及び強化を図る。

(2)　常時点検

各保安部署、船艇において海上警備救難関係の資材、器材を常時整備する。

第４　医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材及び薬材

毎年５月１日から５月31日までの間において、次の資材等を点検整備するものとする。

自動車、救護班装具及び診療録等法定諸用紙、ろ水機、給水車、消毒器、残留塩素測定器、防疫用薬品及び防疫用給水に必要な装具、医扱、医療機器、医薬品（希少ワクチン類を含む。）、衛生材料、輸送用器材及び資材並びに輸送に必要な用具

第５　災害救助用備蓄被服、寝具、その他日用必需品

京都市及び府内に分散備蓄する被服、寝具、その他日用必需品については、毎年６月中に点検整備を行う。

第６　農林関係災害応急対策に必要な備蓄資材、器材

毎年５月１日から５月31日までの間に資材、器材を管理している機関が分散清掃調整する。

第３節　食料及び生活必需品の確保計画

第１　生活物資の備蓄

１　基本的な考え方

災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、府及び市町村はそれを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施するものとする。

そのため、府は、物資確保に係る基本的な考え方を明らかにした指針を策定する。なお、この指針については、関西広域連合の広域的な備蓄計画の議論との整合性を図り、随時、内容等を点検する。

２　備蓄意識の高揚

府及び市町村は、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において３日分（７日分以上が望ましい）の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるとともに、アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫を行うよう広報啓発する。

３　備蓄物資の活用

備蓄物資は、全壊・焼失等により家庭等における備蓄が活用できなかった避難者を中心に供与するほか、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるものとする。

４　備蓄物資の保管

府及び市町村は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要となる食料、飲料水その他の必要な生活物資を備蓄する。また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する。

⑴　府の備蓄は、次の各箇所の倉庫での備蓄の他、分散備蓄に配慮することとし、物資の品目及び数量は別に定める。また、今後の大規模公共施設の建設に当たっては、備蓄物資の保管及び荷捌きの機能を付与することを検討し、府域全体での効率的な備蓄体制の構築に努める。

宮津倉庫：宮津市字吉原　府宮津総合庁舎内
福知山倉庫：福知山市篠尾　府福知山総合庁舎内
丹波倉庫：船井郡京丹波町曽根崩下代　府立丹波自然運動公園内
スタジアム倉庫：亀岡市亀岡駅北サンガスタジアム by ＫＹＯＣＥＲＡ
亀岡倉庫：亀岡市荒塚町　府亀岡総合庁舎内
京都倉庫：京都市上京区丁子風呂町 京都府庁西別館車庫
近衛倉庫：京都市左京区吉田近衛町　旧府洛東病院近衛寮
向日町倉庫：長岡京市勝竜寺樋ノ口１　洛西浄化センター内　※仮移転
中 乙訓倉庫：向日市上植野町馬立 乙訓総合庁舎内
八幡倉庫：八幡市八幡樋ノ口 府消防学校
木津倉庫：木津川市木津上戸 府木津総合庁舎内

⑵　市町村は、避難所に必要な物資を提供できるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

第２　米穀等食料の確保

１　市町村は、卸売業者（支店等）及び府広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。

２　府は、食料品の調達、あっ旋を行うものとし、大規模物資保有業者との「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」（平成９年４月以降順次締結）など物資保有業者との調達に関する協定等に基づき、要請のあった場合にはただちに調達あるいはあっ旋のできる体制を確立する。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産部から農林水産省に食品の調達を

要請するものとする。

なお、その他応急対策用食料品の要請、調達、あっ旋等の連絡系統を「食料品の調達等系統」に示す。

3　府は市町村からの要請を通じて「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「基本要領」という。）に基づき、近畿農政局と連携し、米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保する。米穀の調達ルートを「食料品の調達系統」に示す。

4　災害の発生が予想される場合には、市町村は、当該市町村内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。

なお、府内の米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）及び炊飯センターは別表のとおりである。

第３　物資の調達体制の整備

1　府は、別に作成する調達先一覧表により、生活必需品の調達、あっ旋を行うものとし、物資保有業者の協力を得て、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあっ旋のできる体制を確立する。

なお、災害時における物資の要請、調達、斡旋等の連絡系統を「生活必需物品の調達系統」に示す。

2　府は、関係機関の協力を得て、定期的に生活必需品の保有業者、物資名及び在庫数量の調査を実施する。

3　府は、京都府総合防災情報システム及び国の物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics support system））を活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国への救援物資の要請を円滑に行える体制を確立する。

4　府及び市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ヘリコプター及び無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

5　市町村は、当該市町村及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど緊急時に円滑に調達のできる体制を確立する。

第４　物資輸送拠点の整備

府及び市町村は、それぞれ救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、物資輸送拠点予定地をあらかじめ定める。

この際、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

1　府は、災害の規模が甚大で、市町村が定める地域内輸送拠点予定地のみによっては対応困難な場合の対応あるいは他府県からの物資の円滑な受入れを行うため、広域的観点から広域物資輸送拠点予定地を定める。府の広域物資輸送拠点予定地は広域防災活動拠点のほか次の施設とする。

施設名	京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）
所在地	京都市伏見区竹田鳥羽殿町５

2　市町村は、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに府及び近隣市町村等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、地域内輸送拠点予定地を定める。

3　府はトラック協会及び倉庫協会と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。

4　府は、救援物資が大量に搬入され、１の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合に備えて、救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する体制を整備する。

第５　燃料の確保

1　体制の整備

府は、石油連盟との重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の設備等情報（燃料を配送すべき重要施設の連絡先や構内図、タンクの給油口や容量等

の基礎情報）を共有し、燃料の緊急調達体制の整備に努めるものとする。

なお、重要施設の管理者は、非常用電源設備を整備した上で、上記による燃料調達が困難な場合に備えて、自衛的な燃料備蓄の確保や自力での燃料調達ができるように努める。

2　住民への広報

府と市町村は、平時から住民拠点SS（※）の役割や所在地について周知し、災害時にも府民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努めるものとする。

※住民拠点SS…自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンド

第６　家庭動物の飼料等の確保

1　家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、５日分(７日分以上が望ましい)のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるよう広報啓発する。

2　家庭動物(犬、猫)のペットフード、一時保管用ケージ等の備蓄資材は、京都動物愛護センターにおいて保管する。

第７　市町村地域防災計画で定める事項

1　食料供給計画

(1)　食料の備蓄

(2)　当該市町村内の販売業者の手持状況の把握

(3)　調達・連絡体制

(4)　地域内輸送拠点予定地

(5)　炊き出し、その他による食品の給食計画等（「自衛隊等の支援又は協力による炊出し連絡系統」参照）

2　生活必需品供給計画

(1)　生活必需品の備蓄

(2)　地元販売業者の手持状況の把握

(3)　調達・連絡体制

(4)　地域内輸送拠点予定地

(5)　配分計画・支給要領等

別表

米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
京都食料株式会社	京都市伏見区横大路橋本町7の3	(075)622-4828

炊　飯　セ　ン　タ　ー

給　食　工　場　名	所　在　地	電　話　番　号
株式会社煌（きらめき）	京都府長岡京市神足芦原１２番地１	(075)953-0017
三彩食品	京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町25-3	(075)661-3081

食料品の調達等系統

(1)　応急対策用食料品の調達又はあっ旋ルート

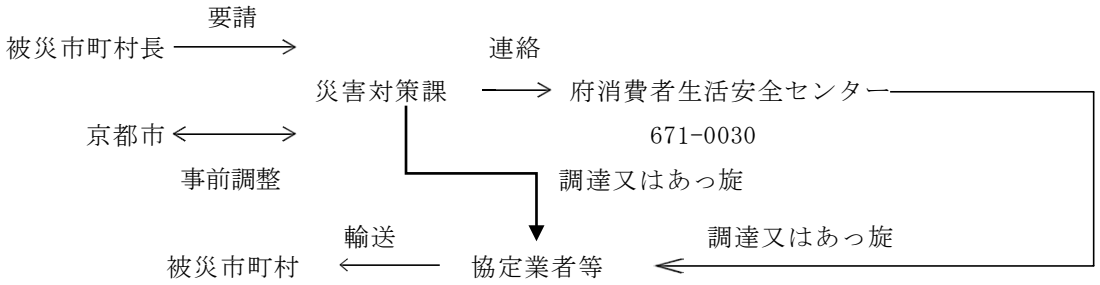

注１　府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

２　必要に応じて、協定業者については府消費生活安全センター又は府災害対策本部が、協定業者ではない物資保有業者は府災害対策本部が、それぞれ調達又はあっ旋することができる。

※協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者とする。

(2)　米穀の緊急引渡ルート

(a)　販売事業者からの調達

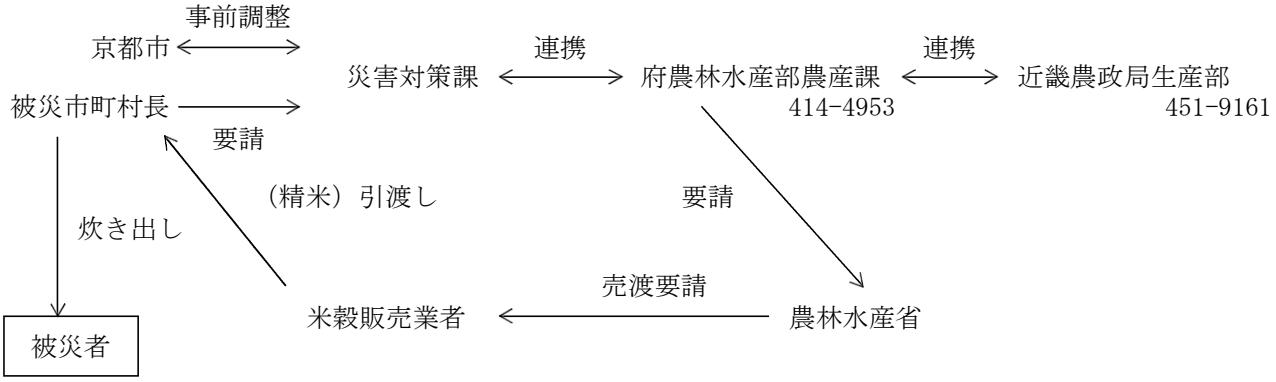

注 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

(b)　政府所有米穀の調達

※　玄米で引き渡す場合は、国は玄米のとう精指示等は行わない。また、引渡場所については調整により決定。
図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。

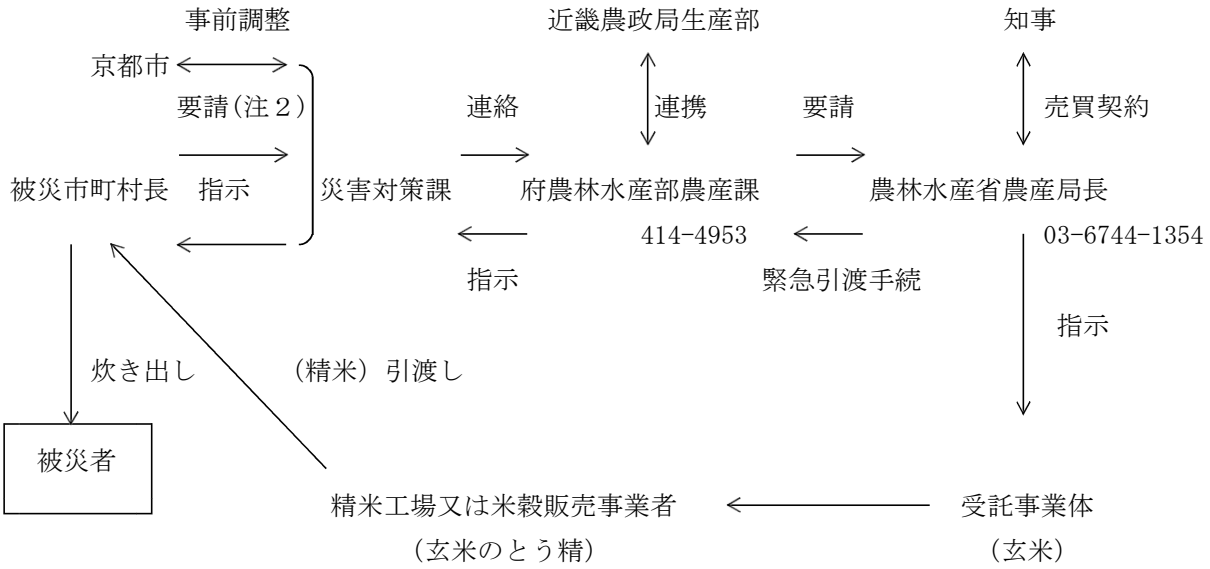

注１　府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。
注２　市町村長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。
この場合、市町村長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

生活必需物品の調達系統

(1)　災害救助法により府が調達及び給貸与する場合

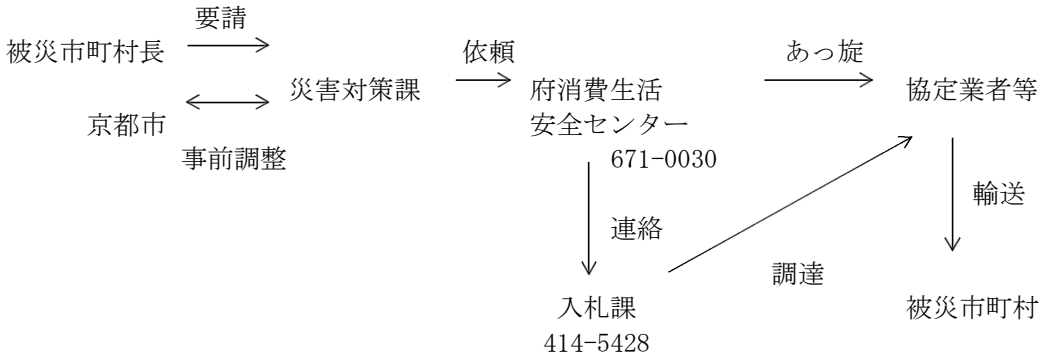

注１　府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。
２　必要に応じて、災害対策課が調達又はあっ旋することがきる。

(2)　被災市町村から府に物資あっ旋を要請する場合

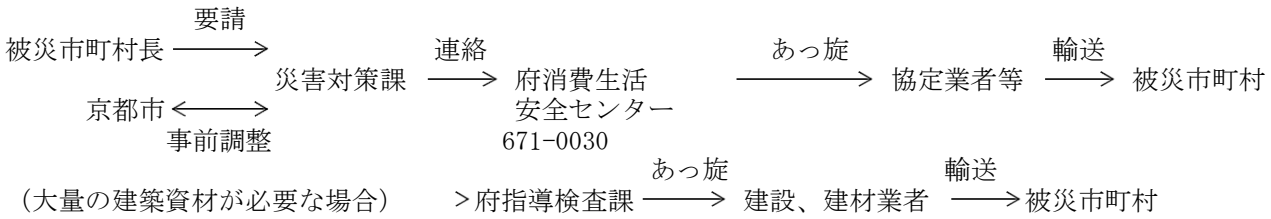

注１　府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

２　府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあっ旋するものとする。

(3)　国又は他府県に物資あっ旋を要請する場合

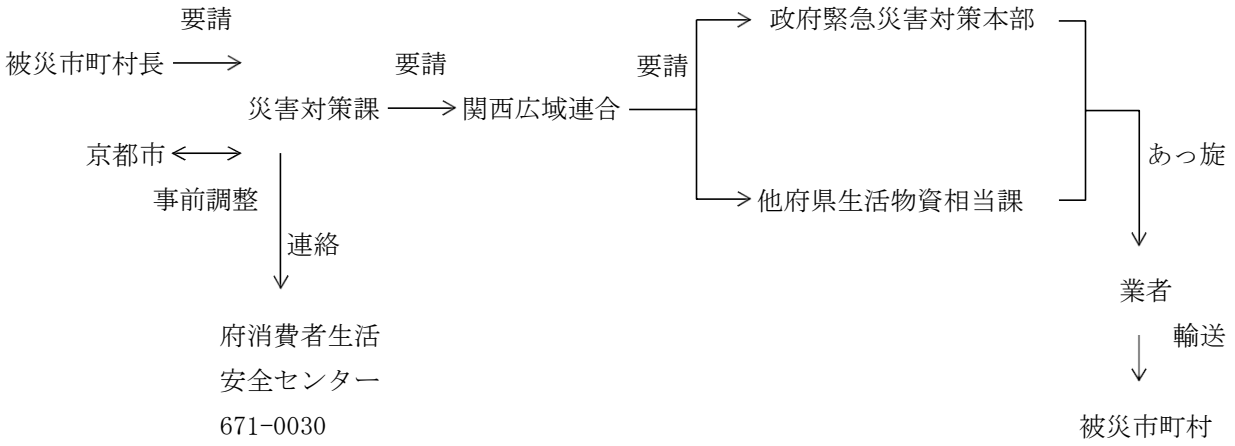

注１　府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

２　必要に応じて、災害対策課が調達又はあっ旋することができる。

自衛隊等の支援又は協力による炊出し連絡系統

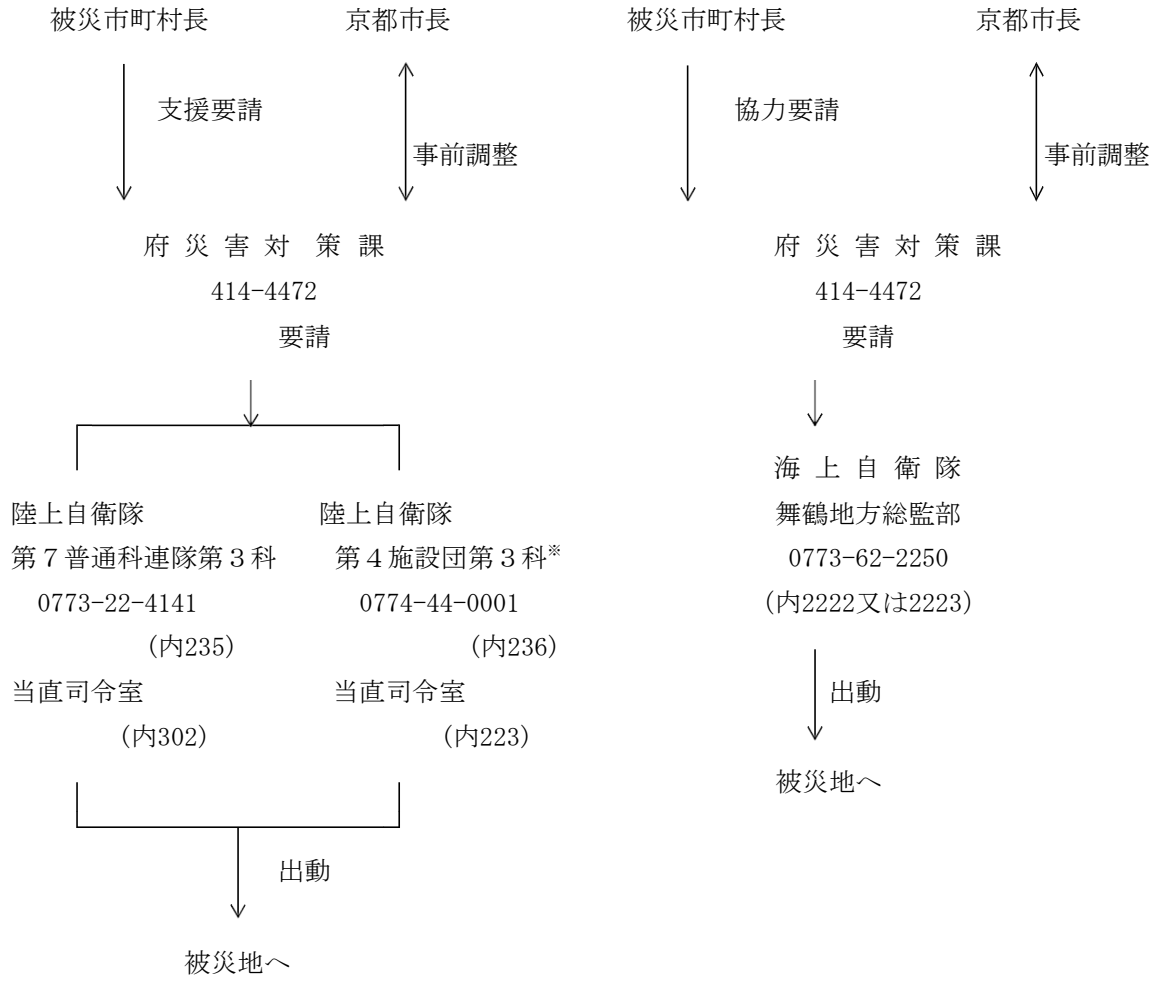

※　京都府南部（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）における要請先

注１　京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
　２　府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第２０章　防災知識普及計画

（各機関）

第１節　計画の方針

府、市町村及び防災関係機関は、関係職員に対して専門的教育訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連携を保ち単独又は共同して、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う府民運動を展開し、地域防災力の向上に取り組んでいけるよう計画するものとする。

また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること、早期に避難することが重要であること、そのためにも避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服する必要があること等を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

さらに、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第２節　計画の内容

災害による被害を軽減するためには府、市町村及び防災関係機関はもとより、個人や家庭（自助）の取組を促進し、社会全体の防災力を高める必要があることから、地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する人材を育成する。

また、防災知識の普及、意識の高揚に当たっては、より広い層への拡大に努めるとともに、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

第１　職員に対する防災研修

１　各機関の職員研修所等を利用し、機会を得て防災に対する職員の教育を実施するものとする。教育は幹部職員、一般職員等に分けて行う。

２　京都府地域防災計画が適確有効に活用されるように、その内容、運用等を周知徹底するよう努める。

第２　防災リーダーの養成

１　地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施する。

２　市町村消防団や自主防災組織と連携し、避難行動タイムラインに基づくプッシュ型の避難を地域内で呼びかける「災害時声掛け人材」等の体制を確立する。

３　大学と連携し、学術的知見から実効性のある被害軽減策を構築できる人材の育成を図る。

第３　一般住民に対する啓発

１　講習会等による普及

各関係機関は、単独又は他機関と共同して、次に掲げる催しを行い、啓発に努める。

(1)　講　習　会

(2)　説　明　会

(3)　座　談　会

(4)　研　究　会
(5)　施設見学会
(6)　展　覧　会

2　各種メディアによる普及

各機関は、ハザードマップ、広報紙、広報番組及びポスター、ビデオの他、メールやホームページ等各種メディア等を積極的に活用し、機会あるごとに防災に関する知識の普及啓発に努める。

特に、事前登録によるメールについては、防災の知識・意識の向上のため、積極的に活用する。

(1)　映画等による普及

気象、防火及び災害時の救助活動等の映画を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。

(2)　報道機関による普及

防災に関する催し、関係機関が発表する防災関係資料については、新聞、放送機関に報道を依頼して一般に普及広報を行うよう努める。

3　記念事業による普及

防災の日（防災週間)、防災とボランティアの日（防災とボランティアの週間)、火災予防運動、水防月間、土砂災害防止月間、海難防止月間等各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。

4　社会教育等を通じての普及

(1)　社会教育施設における学級・講座等を通じての普及
(2)　ＰＴＡ、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及
(3)　その他の関係団体の諸活動を通じての普及

5　普及の内容

(1)　災害に関する一般的知識
(2)　日常普段の減災に向けた取組

ア　住宅、家屋の整理点検
イ　火災の防止
ウ　非常食料、非常持出品の準備
エ　避難地、避難場所、避難路等の確認
オ　京都府マルチハザード情報提供システムを活用した災害危険箇所の把握
カ　適切に避難行動をするためのタイムライン（避難計画）の作成
キ　応急救護
ク　物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資

(3)　災害発生時における的確な行動

ア　場所別、状況別
イ　出火防止及び初期消火
ウ　避難の心得
エ　「災害用伝言ダイヤル(１７１)」、災害用伝言板サービスなど安否情報伝達手段の確保
オ　帰宅困難者支援ステーションの活用
カ　自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
キ　自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
ク　災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
ケ　災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること

(4)　史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談、避難行動の成功事例などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

(5)　緊急地震速報、南海トラフ地震臨時情報、５段階の警戒レベルの普及・啓発

(6)　地震保険、火災保険の加入の必要性

6　バリアフリー化

視聴覚障害者や高齢者を勘案し、防災教育におけるバリアフリー化を進める。

第３節　学校等における防災教育

府及び市町村は、学校における体系的な防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。

各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

特に、すべての小・中・高等学校等においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合わせて実践的な防災教育の実施に努める。

また、大学等は、積極的に防災知識の展示等の防災啓発活動を行う学生等を支援するよう努める。

第１　児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

また、大学等においては、学生等が防災知識の展示等の防災啓発活動を積極的に行う場合、大学等は当該学生等を支援するよう努める。

第２　教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識のかん養及び応急手当等の技能の向上を図る。

第４節　市町村地域防災計画で定める事項

市町村は、あらゆる機会をとらえて職員、住民（個人、家庭、地域、企業、団体）等に防災知識の普及に努めるものとし、次の事項を定めておくものとする。

第１　職員に対する防災研修

各種災害対策資材による研修と地域防災計画の周知の徹底

第２　住民（個人、家庭、地域、企業、団体）等に対する啓発

1　市町村地域防災計画の周知徹底

2　ハザードマップ（防災マップ）を利活用した防災知識の啓発

3　過去に発生した災害の紹介

4　平常時の減災に向けた取組

5　災害時における的確な行動

第２１章　防災訓練・調査計画

（各機関）

第１節　防災訓練計画

第１　計画の方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、府民、自主防災組織、民間企業及びＮＰＯ・ボランティアの防災に対する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第２　計画の内容

１　総合防災訓練

防災関係機関が協議して、おおむね次により原則として毎年１回実施する。

(1)　訓練の時期

防災週間、又は災害の発生が予想される時期前

(2)　訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

(3)　訓練の方法

ア　地域の災害リスクに基づき、現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。

イ　訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに気象、雨量状況等を設定する。

ウ　訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

エ　災害対策基本法第48条第２項の規定により、府公安委員会は、訓練の効果的な実施を図るために特に必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

オ　その他細部については協議のうえ決定する。

２　近畿府県合同防災訓練

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第12条の規定により、毎年合同して災害応急活動に関する訓練を実施するものとする。

３　地方別訓練

府の地域を数地区に分け地域の災害の状況を想定し、それぞれ消防、水防、救助、動員通信連絡等の訓練を随時実施するものとする。

４　図上訓練

各地域の実情に合致した水防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要に応じて各地域ごとに図上訓練を実施するものとする。

５　各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年１回これを実施するものとする。

６　訓練終了後の事後評価等

訓練終了後は、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための会議を招集する。

第３　複合災害を想定した訓練

地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

第２節　防災調査計画

第１　計画の方針

京都府の地域における河川、ため池、山くずれ、高潮並びに宅地造成地及び高層建築物などで災害発生時に危険が予想される箇所の事前調査等を行い、防災体制の整備強化を図る。

第２　計画の内容

１　防災パトロール

市町村長が実施責任者となり、市町村並びに府の防災担当責任者及び警察、自衛隊等の災害対策関係者が共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査して、それぞれ問題を想定してはその対策を検討し、必要な指示、指導を行うものとする。

実施計画は、各市町村が行い、関係機関の協力を求める。

なお、実施方法は、「防災パトロール実施要領」によるものとする。

２　被害想定規模の調査

風水害等被害要因を検討し、被害を想定して、これらに対する予防、応急及び復旧の諸対策の意見をまとめ関係機関に周知する。

調査研究の実施計画は京都府の機関が行い、関係機関及び学識経験者の協力を求める。

第３節　市町村地域防災計画で定める事項

市町村地域防災計画及びハザードマップ（防災マップ）を災害時に活用できるように、府その他関係機関と協議して訓練実施要領を定めるものとする。

特に実施訓練には、極力住民が多数参加するように配慮し、実施時期は府及び関係機関が行う訓練に合わすことがより効果的である。

第２２章　自主防災組織整備計画

（府危機管理部）

第１節　計画の方針

市町村における住民等の隣保共同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであるので、これの育成強化について必要な事項を定める。（災害対策基本法第５条第２項、第７条）

なお、その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織等、防災関係機関との連携に努めるものとする。

第１　自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。

平常時には、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。

この場合、参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、住民が災害を「我がこと」として捉えられるよう努める。

災害発生時には、災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等の活動を実施する。

第２　住民組織の必要性の啓発と指導

市町村は、自主防災組織の設置を促進するため、市町村地域防災計画に必要事項を明示するとともに、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図るものとする。

京都府は、組織の整備拡充を図る市町村を支援し、府域の全域で組織化が図られるよう努めるとともに、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成や防災訓練等の日常の組織活動についても充実化が図られるよう市町村と連携し、支援に努めるものとする。

第２節　地域における取組

第１　市町村地域防災計画の修正

市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の役割、自主防災組織の地域区分、設置方法、市町村の自主防災組織に対する育成、指導等について明らかにする。

第２　住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会などの開催に積極的に取り組む。

第３　自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、市町村の実情に応じた適切な規模の地域を単位として、組織の設置を図る。

１　住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

２　住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

第４　市町村の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市町村において自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。

第５　自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。

なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする。

１　規約

⑴　役員

ア　防災リーダー及びその任務

イ　班長及びその任務

⑵　会議

ア　総会

イ　役員会

ウ　班長会等

２　防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

⑴　地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。

⑵　地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。

⑶　自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。（特に、土砂災害警戒区域がある地域や洪水浸水想定区域で浸水深が深い地域等）

⑷　地域住民は、自主防災リーダーや災害時に避難を呼びかける者など、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。

⑸　自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をたてて、かつ市町村が行う訓練にも積極的に参加すること。

⑹　防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。

⑺　出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。

⑻　避難場所（指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む。）、避難経路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。

⑼　負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。

⑽　その他自主的な防災に関すること。

第３節　地区防災計画の作成

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第２３章　企業等防災対策促進計画

（各機関）

第１節　計画の方針

災害の多いわが国では、府や市町村はもちろん、企業、住民が協力して災害に強い京都府を作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と府民福祉の確保に大きく寄与するものである。企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取組を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第２節　計画の内容

第１　企業等における防災対策

１　事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

府、市町村、商工会議所・商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。

また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

そのため府は、総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集等を行うものとする。

２　事業所等における自主防災体制の整備

大地震が発生した場合、中高層建築物、地下街、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行うものとする。

(1)　対象施設

ア　中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設

イ　危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設

ウ　多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設

エ　複合用途施設

利用（入居）事業所が共同である施設

オ　自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

(2)　組織活動要領

対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画

等を作成する。

ア　役員

(ｱ)　統括管理者及びその任務

(ｲ)　班長及びその任務

イ　会議

(ｱ)　総会

(ｲ)　役員会

(ｳ)　班長会等

(3)　消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

ア　事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること

イ　自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ市町村、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること

ウ　消防機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと

エ　出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること

オ　負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること

カ　避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること

キ　地域住民との協力に関すること

ク　その他防災に関すること

3　事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努めるものとする。

また、中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

4　災害時における出勤抑制

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

5　災害時の企業等の事業継続

(1)　事業継続の必要性

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

(2)　事業継続計画の策定

企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、交通遮断が予見される際に早めに参集を指示するなどの従業員の動員体制を確保する一方で、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた「事業継続計画」の策定に努めるものとする。

また、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都ＢＣＰ推進会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努める。

(3)　事業継続計画の普及啓発

府及び市町村は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努めるものとする。

第２　京都ＢＣＰの普及

１　京都ＢＣＰの趣旨

京都ＢＣＰは、大規模広域災害等の危機事象発生時において、企業等が早期に立ち直ることが、地域社会全体の活力の維持・向上につながるという観点から、事業継続計画（ＢＣＰ）の考え方を「京都」全体に適用し、地域全体で連携した対応により「京都の活力」を維持・向上させる新たな防災の取組である。そのため、企業等のＢＣＰ策定支援と連携型ＢＣＰの取組を車の両輪として、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守るための取組を実施し、地域の総合的な防災力の向上に寄与することを目指す。

２　京都ＢＣＰ行動指針

府は、京都ＢＣＰの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都ＢＣＰ行動指針）を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、京都ＢＣＰ推進会議において取組内容を推進するものとする。

また、ＢＣＰ策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、経済団体との連携強化、地元金融機関意見交換会・ライフライン連絡会の定期開催による情報共有体制や相互応援・連携体制の確立、図上訓練の実施、特定の地域等における連携型ＢＣＰの実践など、京都ＢＣＰの取組を推進するものとする。

第２４章　社会福祉施設防災計画

（府健康福祉部）

第１節　現　状

府内の社会福祉施設は非常災害時において入所者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定し、防火管理者を設け、各所轄消防署の指導のもとに防火管理及び施設入所者の火災等予防指導にあたると共に、消防計画を策定し所轄消防署に届け出を行っている。

また、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき、市町村の地域防災計画に記載された社会福祉施設等では、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

なお、府は、避難確保計画作成を支援するため、国土交通省「講習会プロジェクト」を活用した講習会を実施する。また、避難確保計画を作成する際、作成例を示して、市町村とともに助言をし、訓練等を通じて実効化を図る。

第２節　予防対策

第１　老朽程度が著しい社会福祉施設については、建築物の耐震・耐火性能が向上するよう施設の整備を行うものとする。

第２　消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図るものとする。

第３　非常災害時に関する具体的計画を立て、職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど自主防災管理体制の整備に努めるものとする。

第４　有事の際における入所者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努めるものとする。

第５　市町村は、社会福祉施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第３節　補助金及び融資

第１　補助金

社会福祉施設等施設整備費補助金

第２　融　資

独立行政法人福祉医療機構が行う融資

社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第２５章　交通対策及び輸送計画

第１節　交通規制対策

第１　災害時の交通管理体制の整備

警察本部においては、災害による交通の混乱の防止及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定する等により、災害時の交通管理体制を整備しておく。

第２　緊急交通路指定予定路線の指定

災害が発生した場合に、緊急交通路として指定すべき道路（以下「緊急交通路指定予定路線」という。）を「緊急交通路指定予定路線一覧表」に示す。

第３　緊急交通路指定予定路線の整備

１　警察本部の対策

緊急交通路指定予定路線について、平素から非常用電源付加装置付信号機等、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。

２　道路管理者の対策

道路改良、橋・トンネル等の危険箇所の補修を実施する。

第４　運転者のとるべき措置の周知

災害時において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（災害対策基本法第76条第１項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

１　速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(1)　道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(2)　区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

２　速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

３　通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第２節　緊急通行車両等

第１　緊急通行車両

災害対策基本法第76条第１項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。（災害対策基本法第50条第１項）

１　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または、指示に関する事項

２　消防、水防その他の応急措置に関する事項

３　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

４　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

５　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

６　廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

７　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

８　緊急輸送の確保に関する事項

９　その他災害時の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急通行路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため規制除外車両として整理する。

第２　発災前における緊急通行車両の確認

災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、第１に規定する災害応急対策を実施する車両で、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、指定公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策の等の実施の責任を有するもの（以下「指定行政機関等」という。）は、災害等の発生前に緊急通行車両等に係る確認を行うことができるようになった。

なお、その事務手続等については、警察本部において定める。

１　災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

２　指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

３　使用の本拠の位置が京都府内にある車両

第３　規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの。大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両で、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないならないもの。

１　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

２　医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

３　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

４　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

第４　規制除外車両の事前届出に係る手続の教示

規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、京都府警察本部の定める規制除外車両事前届書で、車両の使用本拠地を管轄する警察署へ届け出るよう教示する。

なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要の都度、警察署に問い合わせるよう教示する。

緊急交通路指定予定路線一覧表

区　分	道　路　名	区　間
高速道路等 （高規格幹線道路） （地域高規格道路）	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立ＩＣ～大山崎ＪＣＴ・ＩＣ
	山陰近畿自動車道	宮津天橋立ＩＣ～京丹後大宮ＩＣ
	名神高速道路	滋賀県境～大阪府境
	京滋バイパス	滋賀県境～大山崎ＪＣＴ・ＩＣ
	第二京阪道路	鴨川東ＩＣ～大阪府境
	京奈和自動車道	城陽ＪＣＴ・ＩＣ～木津ＩＣ
	新名神高速道路	城陽ＪＣＴ・ＩＣ～八幡京田辺ＪＣＴ・ＩＣ
	京都市道高速道路１号線	山科出入口～鴨川東ＩＣ
一般国道	国道１号	滋賀県境～大阪府境
	国道９号	兵庫県境～五条通烏丸
	国道２４号	河原町通九条～奈良県境
	国道２７号	福井県境～国道９号
	国道１６２号	福井県境～国道９号
	国道１６３号	三重県境～奈良県境
	国道１７１号	大阪府境～京阪国道口
	国道１７３号	兵庫県境～国道２７号
	国道１７５号	兵庫県境～国道２７号
	国道１７６号	国道１７５号～国道１７８号
	国道１７８号	兵庫県境～国道３１２号
		国道１７５号～国道１７６号
	国道３０７号	滋賀県境～大阪府境
	国道３１２号	国道１７８号～国道１７６号
	国道３６７号	滋賀県境～白川跨線橋北詰
	国道３７２号	兵庫県境～国道９号
	国道４２３号	大阪府境～国道９号
	国道４２６号	兵庫県境～国道９号
京都市道	白川通	白川跨線橋北詰～北大路通
	東大路通	五条通～九条通
	川端通	北大路通～五条通
	堀川通	北大路通～五条通
	西大路通	北大路通～九条通
	北大路通	白川通～西大路通
	丸太町通	川端通～国道１６２号
	九条通	東大路通～国道１号
	外環状線	国道1号（東野交差点）～府道京都守口線
	油小路通・洛南道路	九条通～巨椋池ＩＣ
	御池通	川端通～堀川通

緊急交通路指定予定路線図（高速道路等）

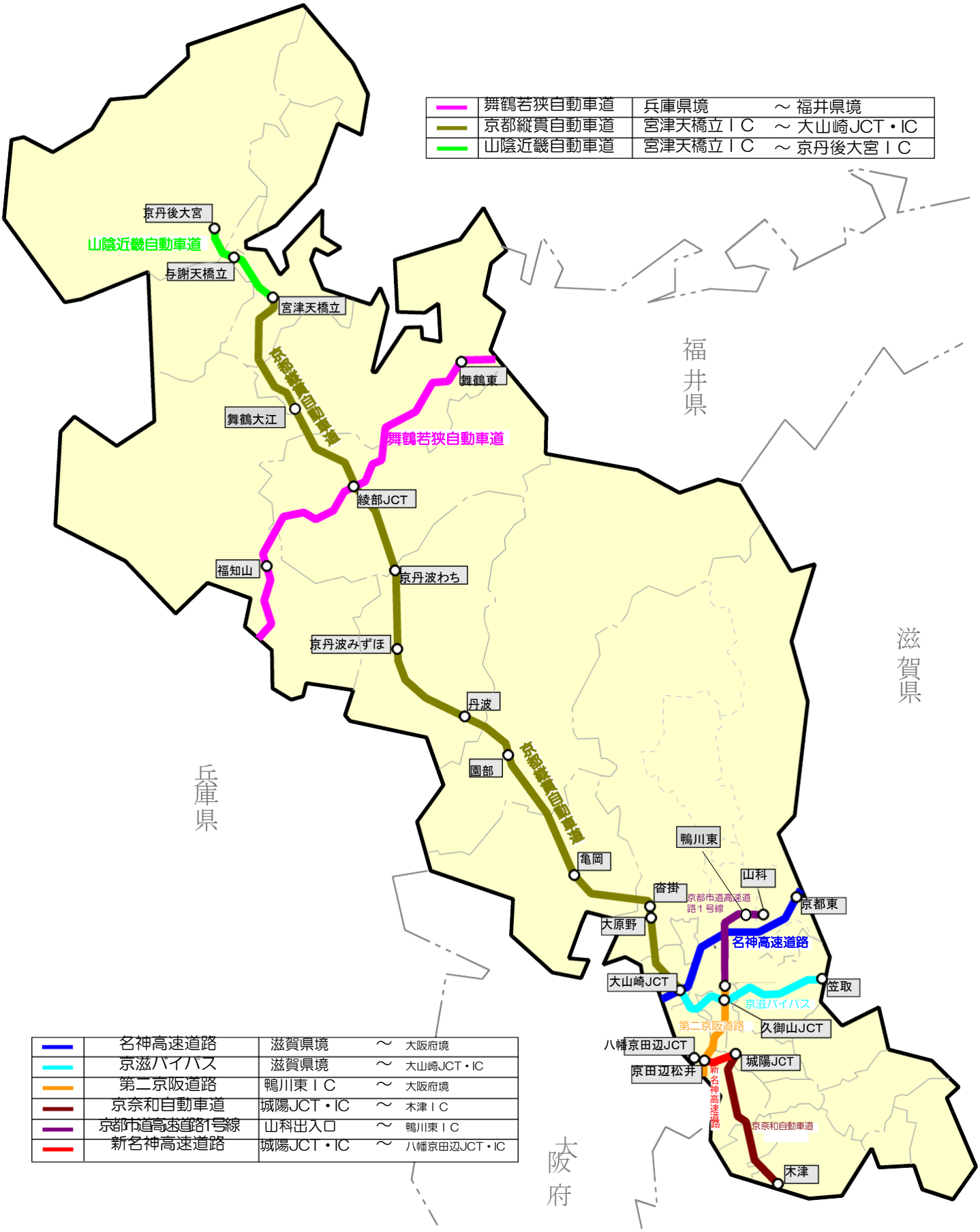

緊急交通路指定予定路線図（国道）

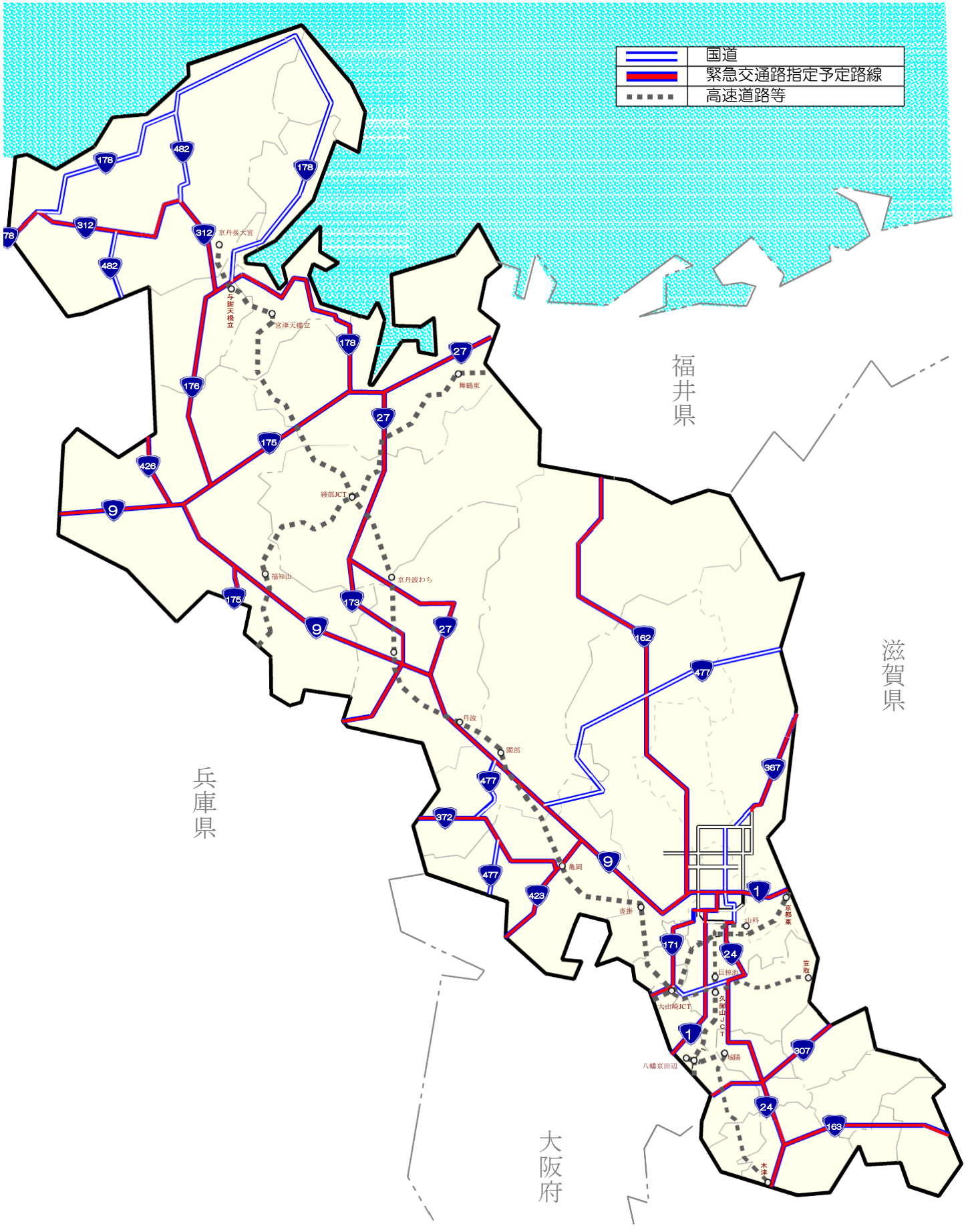

緊急交通路指定予定路線図（京都市内）

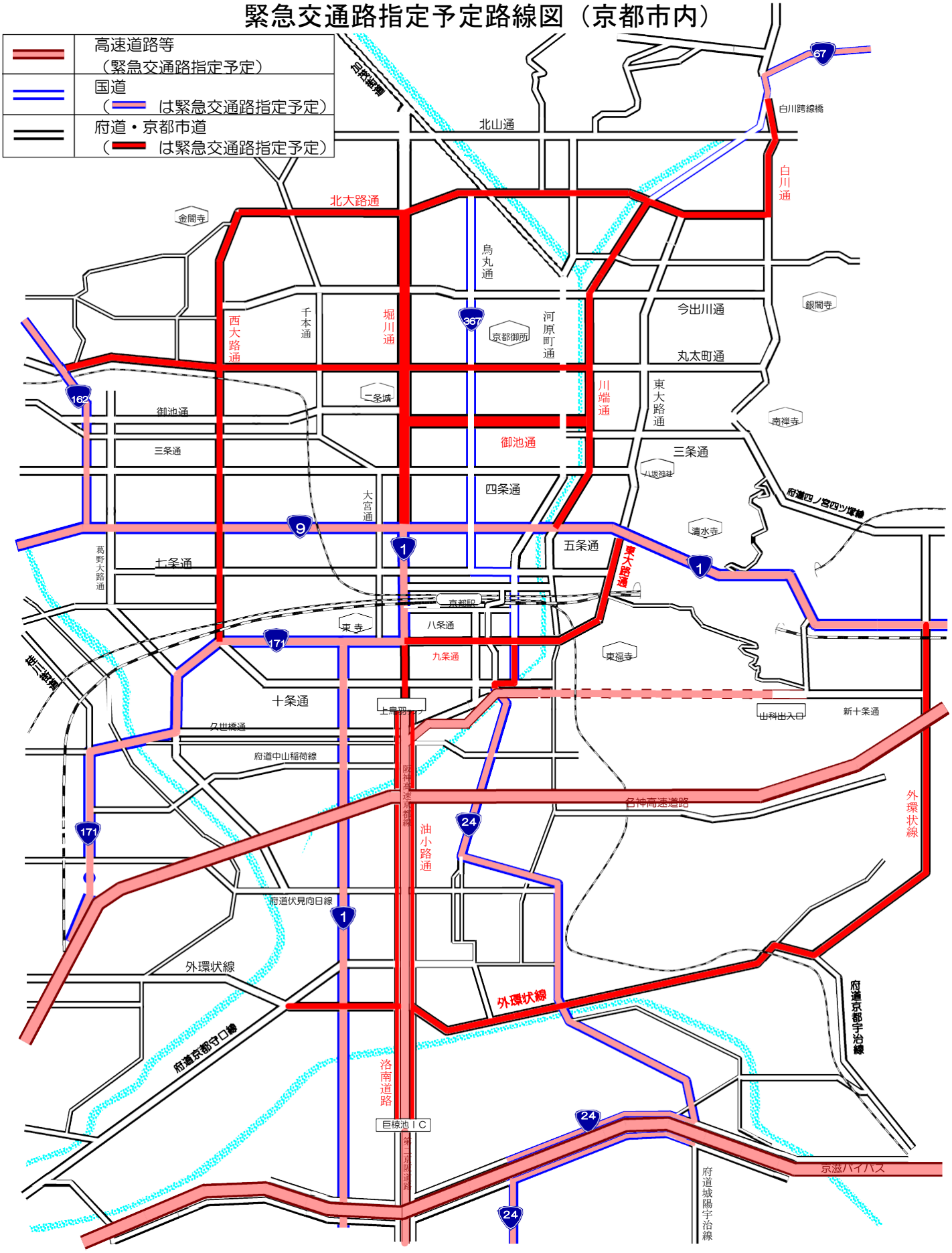

第２６章　医療助産計画

第１節　計画の方針

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、必要な体制の整備について定める。

第２節　計画の内容

第１　医療救護活動のマニュアルの作成等

１　府は、迅速に救護班を編成・派遣するとともに関係医療施設との連携のもと、被災状況に応じた医療活動を実施するため、医療・救護に関するマニュアルを作成する。

２　府は、関係機関の協力のもと、トリアージ・タッグの統一を図る。

第２　災害時に拠点となる医療施設

府は、災害時の患者受け入れ機能、医薬品等の資機材の備蓄機能を備えた災害時に拠点となる医療施設を確保する。

第３　基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等連絡協議会

１　基幹災害拠点病院

(1)　災害時に拠点となる医療施設及び地域災害拠点病院との連携のもとに、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に確保するため、日本赤十字社京都府支部の協力を得て、京都第一赤十字病院に基幹災害拠点病院を設置する。

(2)　基幹災害拠点病院は、医療品等資器材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を行うとともに、災害時に救護班の編成、重症患者の受け入れを行う。

２　地域災害拠点病院

(1)　災害時に拠点となる医療施設及び基幹災害拠点病院との連携のもとに、２次医療圏に１か所以上の地域災害拠点病院を設置する。

(2)　地域災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄を行い、基幹災害拠点病院における研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の編成、重傷患者の受け入れを行う。

３　京都府災害拠点病院等連絡協議会

府は、京都府災害拠点病院等連絡協議会を設置し、次に掲げる事項について、検討・協議する。

(1)　府内の災害医療体制の整備・活動方策に関すること

(2)　災害拠点病院等関係機関相互間の連携体制に関すること

(3)　各二次医療圏における災害医療体制の構築・充実に関すること

(4)　災害医療の研修、訓練に関すること

(5)　災害医療関係情報の収集・提供に関すること

(6)　その他、災害医療体制に関すること

（資料）

	２次医療圏名	病　院　名	電話番号	衛星通信系防災情報システム電話番号	災害派遣医療チーム
基幹災害拠点病院		京都第一赤十字病院	075-561-1121	7(8)-711-8101	○
地域災害拠点病院	丹後医療圏	京都府立医科大学附属北部医療センター	0772-46-3371	8-857-8109	○
	中丹医療圏	市立福知山市民病院	0773-22-2101	8-838-8101	○
	南丹医療圏	京都中部総合医療センター	0771-42-2510	8-819-8101	○
	京都・乙訓医療圏	京都府立医科大学附属病院	075-251-5111	8-715-8104	○
		京都大学医学部附属病院	075-751-3111	8-700-8201	○
		京都市立病院	075-311-5311	8-730-8101	○
		洛和会音羽病院	075-593-4111	8-700-8231	○
		京都医療センター	075-641-9161	8-700-8211	○
		京都済生会病院	075-955-0111	8-746-8108	○
	山城北医療圏	京都岡本記念病院	0774-48-5500	8-767-8101	○
		宇治徳洲会病院	0774-20-1111	8-700-8221	○
	山城南医療圏	京都山城総合医療センター	0774-72-0235	8-782-8101	○

第４　災害派遣医療チーム

１　府は、災害拠点病院等の中から、災害時に災害派遣医療チームを派遣するよう指示する医療機関をあらかじめ定めておく。

２　災害派遣医療チームは、災害・事故等の急性期（発生後概ね４８時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けたチームであり、被災地に迅速に駆け付け、現地災害対策本部等の指示に従い、病院支援や広域医療搬送など、医療的支援を行う。そのため、派遣元となる医療機関は日ごろから災害時等に備え、チームの編成及び訓練の実施に努める。

第５　災害医療コーディネーター等の委嘱

１　府は、災害の発生時において、必要な医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害医療コーディネーターに委嘱する。

２　府は、委嘱された者から、原則として保健医療福祉調整本部において活動する本部災害医療コーディネーターを指名し、また二次医療圏毎に災害拠点病院、保健所等で活動する地域災害医療コーディネーターを指名する。

３　府は、災害の発生時において、必要な小児・周産期医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療及び小児・周産期医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害時小児周産期リエゾンに委嘱する。

４　府は、災害の発生時において、災害救護活動に必要な医薬品等の供給及び薬剤師の派遣に関する調整等を迅速かつ的確に実施するため、災害薬事に精通した者を災害薬事コーディネーターに委嘱する。

第６　医薬品等の資器材の備蓄及び供給システムの整備

府は、救護班が携帯する医薬品等の資器材を、基幹災害拠点病院等において備蓄する。また、京都府医薬品卸

協会との委託契約により、医療用医薬品をランニングストック方式により備蓄し、京都医療機器協会や(一社)京都府薬剤師会等と優先供給に関する協定を締結することにより、医療用品及び一般用医薬品の確保に努める。

第７　災害時における情報ネットワークの構築

関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ：Emergency Medical Information System）の入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、次のような情報ネットワークの構築に努める。

１　京都府救急医療情報システムの災害対応機能の強化

２　消防無線や防災無線の多重化

第８　災害時搬送システムの確立

関係機関は、災害時の患者、医薬品等の資器材、医療救護班等の搬送を確保するため、次のとおり整備に努める。

１　地上搬送手段の確保とともにヘリコプターを活用した搬送体制の整備

２　災害拠点病院のヘリポートの整備

第９　関係機関の災害時初期体制の確保

災害拠点病院等の関係機関は、豪雨等により通行規制、交通遮断が予見される場合、早めの参集を指示するなど、医師等職員の動員体制を確保する。

第10　地域レベルでの災害対策の強化

関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。

１　保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、災害派遣医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療対策会議）の設置

２　病院の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

３　病院の耐震機能の強化

４　自主訓練等のガイドラインとなる病院の災害時行動マニュアル等の作成

第11　府民に対する災害時初期対応の普及・啓発

府及び市町村は、広く府民を対象とする救急活動の普及・啓発のより一層の強化に努める。

第12　広域的応援体制の整備

府及び市町村は、効率的な救急・救護・医療活動を行うため、次のとおり広域的応援体制を整備する。

１　府県間応援体制の整備

２　地区医師会と市町村との災害時医療協定の締結

３　医薬品等卸業界との災害時医薬品等調達協定の締結

第13　ドクターヘリの共同運用

ドクターヘリの運用については、関西広域連合で策定される関西広域医療連携計画に定められている、広域的なドクターヘリの配置・運航や災害時における広域医療提供体制により運用する。

第14　広域医療搬送拠点の整備

府は、大規模災害時に被災地では対応困難な重症患者等を被災地外の医療施設に搬送する拠点となる広域医療搬送拠点（ＳＣＵ：StagingCareUnit）を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。

［広域医療搬送拠点の機能］

①重症患者等を収容する臨時医療施設機能　②ヘリポート機能　③広域医療搬送拠点調整本部機能

④広域医療搬送拠点活動維持・継続のための機能

第２７章　高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

（府知事直轄組織・府健康福祉部）

第１節　計画の方針

発災時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、発災時に迅速、的確な行動がとれるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、様々な機会に防災対策の周知を図る。

第２節　計画の内容

第１　実施責任者

要配慮者及び外国人に係る対策は、府、市町村及び防災関係機関がそれぞれの役割に応じて実施する。

第２　要配慮者に係る支援体制の整備

府及び市町村は、要配慮者に係る保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、支援体制を整備する。

１　府における支援体制の整備

府は市町村との連携のもとに、広域的観点から災害時に必要な支援策を実施できるよう府広域振興局、府保健所、府家庭支援総合センター、府児童相談所、府精神保健福祉総合センターなど関係機関による支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

２　市町村における支援体制の整備

市町村は、保健福祉部局をはじめ関係部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。

なお、業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討するものとする。

３　広域的支援体制の整備等

府及び市町村は、相互の協力、連携体制を整備するとともに、府は市町村相互間の協力連携体制や近隣の保健福祉サービス事業者等との協力連携体制の確立に関し必要な助言、指導を行う。

４　災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）体制の整備

災害発生時に必要に応じて、被災市町村へ災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）（介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士等福祉専門職により構成）を派遣できるよう関係機関による支援体制を整備する。

第３　避難行動要支援者対策

１　地域防災計画等における規定

市町村は、避難行動要支援者の避難支援に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については市町村防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めるものとする。（平成25年8月内閣府（防災担当）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」参照）

２　避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要

支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについて本人に理解を求めるよう努める。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

3　個別避難計画の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画）という）を作成するよう努めるものとする。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めるよう努める。また、個別避難計画については、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

また、府においては、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、市町村による個別避難計画作成の促進を図る。

4　避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市町村は、市町村防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

この場合、ハザードマップ等を用いて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災担当部局と福祉担当部局等の部局間で共有する。

また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあたっては避難支援等を実施する者）の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、避難支援等に携わる関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、保健師、福祉関係者、NPO等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別避難計画の作成促進や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

第４　要配慮者の安全確保

１　市町村は、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、発災時に迅速、適切に行動できるように、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル（点字版を含む。）の作成、配布に努め、避難誘導時における安全確保に努める。

２　市町村は、社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災時の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。

３　市町村は、福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進する。

４　市町村は、地域住民等の協力を得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

第５　要配慮者の生活確保

１　府及び市町村は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。

２　府は、市町村との連携のもとに要配慮者の緊急受入が円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受入体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。

３　市町村は、避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）又は福祉避難サポートリーダー並びに福祉避難サポーター等の人材の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

第６　外国人の安全確保

１　府及び市町村は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語や「やさしい日本語」による防災知識の普及に努める。

２　府及び市町村は、広域避難場所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。

３　市町村は、災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備を推進する。

４　府、市町村及び防災関係機関は、防災訓練への外国人住民の参加を推進する。

５　外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。

６　府及び市町村は、災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。

７　府は、駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。

第２８章　廃棄物処理に係る防災体制の整備

第１節　計画の方針

京都府災害廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。

第２節　廃棄物処理に係る防災計画

第１　府の施策

府は、京都府災害廃棄物処理計画に基づき市町村を支援するとともに、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第２　市町村の施策

１　市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るよう努める。

２　市町村は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。

３　市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

(1)　近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。

(2)　仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

(3)　一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保すること。

(4)　生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保すること。

(5)　災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬ができる体制を確保すること。

第３　市町村地域防災計画で定める事項

第２節第２で定めた計画に基づき、その対策を定めるものとする。

第２９章　行政機能維持対策計画

第１節　業務継続性の確保

府及び市町村等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。この際、躊躇なく避難勧告等を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、職員の動員確保、特に交通遮断が予見される場合は早めの参集指示、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に府及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。

第２節　防災中枢機能等の確保、充実

府、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保，総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設，設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備，通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や近畿総合通信局への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害情報を一元的に把握し，共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

なお、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、第19章資材機材等整備計画に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努めるものとする。

第３節　各種データの整備保全

府、市町村は、災害復旧・復興への備え復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

第３０章　ボランティアの登録・支援等計画

第１節　計画の方針

災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するには、ボランティア等の協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）等の活動が円滑に行えるよう、ボランティア等の自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。

第２節　計画の内容

第１　京都府災害時等応援協定ネットワーク会議

１　京都府災害時等応援協定ネットワーク会議の運営

府は災害時等応援協定を締結している団体相互及び京都府との連携を図るとともに、応援活動を迅速かつ的確に行うために京都府災害時等応援協定ネットワーク会議を設置し、災害時等における応援に関する事項等について協議し、必要な対策を講じる。

２　研修及び訓練

⑴　災害発生時の活動に支障が生じないよう、災害一般に関する知識及び各分野の専門知識や技能等について、必要な研修を行う。

⑵　府が行う総合防災訓練等への参加についても配慮する。

第２　ＮＰＯ・ボランティアとの連携

１　府及び市町村は、平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携を図る。

２　府は、加盟団体が相互に助け合う「災害時連携ＮＰＯ等ネットワーク」と連携し、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第３　災害ボランティア（特に資格、技術を必要としない業務に従事するボランティア）

１　受入体制の整備

⑴　災害ボランティアについては、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後は、「京都府災害ボランティアセンター」及び「市町村災害ボランティアセンター」が受入・派遣の受給調整、活動支援等を行うものとし、京都府は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。

⑵　京都府災害ボランティアセンターは、府、京都府社会福祉協議会、日本赤十字社京都府支部及びボランティア団体等が共同して設置する。

⑶　府及び市町村は、京都府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会と協力し、府内市町村すべてに設置された災害ボランティアセンターが災害時に円滑に活動できるよう体制を整えるものとする。

２　災害ボランティアの活動環境整備

京都府災害ボランティアセンターは、災害時にボランティア活動が円滑に進められるよう、平常時から、災害に係るボランティアコーディネーターの養成及び登録、災害ボランティアのネットワーク化、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティア活動マニュアルの作成等、必要な施策を実施するものとする。

３　災害ボランティア活動マニュアルの普及・活用

府及び市町村は、災害ボランティア活動マニュアルの普及に努めるとともに、防災訓練を実施するときは、ボランティアの参加について配慮を行うものとする。

第４　災害ボランティアに関する啓発

１　府及び市町村は、住民に対し防災知識の普及に当たるとともに、災害ボランティア活動の意識等についても啓発を進める。

２　府は、ボランティア休暇制度の導入等ボランティア活動に参加しやすい条件整備を図るために、雇用主等の理解が得られるよう努力する。

第３１章　広域応援体制の整備

第１節　計画の方針

府、市町村等の各機関は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

第２節　計画の内容

第１　他府県との広域応援体制の整備

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び関西広域連合「関西防災・減災プラン」に基づき、近隣府県を中心とした全国都道府県との相互応援態勢のより一層の連携強化に努め、協定に基づいた対策を図ることとする。

第２　府内の消防相互応援体制の整備

府内の市町村長及び消防機関の長は、災害発生時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図る。

第３　府内の防災相互応援体制の整備

１　防災相互応援協定の締結

府内の市町村長は、災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

雪害の少ない市町村は、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮するものとする。

なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言するなど、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するとともに、国は、都道府県が必要に応じて、管内市町村への応援・派遣やその受援に係る調整を円滑に行うことができるような仕組みを検討するよう努めるものとする。

また、知事は応援のため京都府が締結した協定については、市町村から災害対策基本法第68条に基づく、応援要請の手続について、市町村に周知を図る。

２　京都府災害時応急対応業務マニュアル等の運用

「京都府災害時応急対応業務マニュアル」及び「京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」により、府及び市町村の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることによって、府による市町村への応援及び市町村の相互応援を円滑に行う応援受援体制を整備する。

３　京都府災害時応援職員登録制度に基づく職員派遣

府は、災害時に被災市町村が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、被災市町村への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。

４　応急対策職員派遣制度の整備及び災害マネジメント総括支援員の登録(総務省)

府は、総務省と連携して、災害時において市町村の行政機能の確保状況を把握した上で、行政機能が低下した被災市町村に応援職員の派遣等の支援を可能とするための体制を構築するとともに、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の派遣を可能とするよう登録する。

第４　緊急消防援助隊の編成

他府県への消防広域応援については、消防組織法第44条の規定に基づき、都道府県単位で構成した緊急消防

援助隊を応援隊として派遣するものとし、府は代表消防機関（京都市消防局）及び府内各消防本部等と協議調整し、あらかじめ「緊急消防援助隊京都府大隊応援等実施計画」を定めておくものとする。

なお、府内の緊急消防援助隊応援隊の登録状況は別表のとおりとする。

第５　警察災害派遣隊の編成

府警察本部は、災害時に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図るものとする。

令和5年度　緊急消防援助隊登録状況

都道府県名　26: 京都府

令和5年4月1日

消防本部等名	指揮支援隊		航空指揮支援隊		都道府県大隊指揮隊		統合機動部隊指揮隊		エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊		NBC災害即応部隊指揮隊		土砂・風水害機動支援部隊指揮隊		消火小隊		救助小隊		救急小隊		後方支援小隊		通信支援小隊		特殊災害小隊						特殊装備小隊										水上小隊		航空小隊		航空後方支援小隊		合計		重複を除く合計	
																								毒劇物災害		大規模危険物火災		密閉空間火災		遠距離送水		消防二輪		震災対応		水難救助隊		その他特殊装備															
	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）
京都市消防局	3	13	1	2	1	4	1	4	0	0	1	4	1	4	17	85	3	15	5	15	6	12	1	2	3	14	0	0	1	5	1	2	0	0	2	10	2	10	6	15	0	0	2	10	1	2	58	228	53	209
福知山市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	1	5	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	7	26	7	26
舞鶴市消防本部	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	2	10	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	27	7	27
綾部市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	5	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	15	4	15
宇治市消防本部	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	15	1	5	2	6	1	2	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	37	8	32
城陽市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10	0	0	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	15	4	15
八幡市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9	0	0	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	14	4	14
京田辺市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	15	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	18	4	18
京丹後市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10	1	5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	18	4	18
久御山町消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	2	8
精華町消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	2	8
相楽中部消防組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10	0	0	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	15	4	15
宮津与謝消防組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	1	5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	16	4	16
京都中部広域消防組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10	1	5	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	6	26	6	26
乙訓消防組合消防本部	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	15	1	5	2	6	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	34	9	34
	3	13	1	2	4	16	1	4	0	0	1	4	1	4	45	217	12	60	23	69	14	28	1	2	4	19	0	0	1	5	1	2	0	0	3	13	2	10	8	25	0	0	2	10	1	2	128	505	122	481

第３２章　上下水道施設防災計画

第１　水道施設防災計画

１　計画の方針

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、施設点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる

府は、水道事業者等が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、水道事業者等間の連携に関する調整を行う。

２　計画の内容

(1)　水道事業者等は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。

(2)　水道事業者等は、防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。

(3)　水道事業者等は、施設の防災性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組合わせ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進めるものとする。

(4)　水道事業者等は、施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急連絡管や緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。

(5)　水道事業者等は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備や２系統受電等の停電対策の実施に努めるものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。

(6)　水道事業者等は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。

(7)　府及び水道事業者等は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。

(8)　水道事業者等は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。

(9)　府及び水道事業者等は、飲料水の備蓄の推進等について、住民が自主的に取組むよう啓発に努めるものとする。

第２　下水道施設防災計画

１　計画の方針

流域下水道管理者及び公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）は、施設の点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進める。

府は、下水道管理者が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、下水道管理者間の連携に関する調整を行う。

２　計画の内容

(1)　下水道管理者は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。

(2)　下水道管理者は、防災対策上必要な施設台帳等については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。

(3)　下水道管理者は、施設の防災性能の確保に努めるものとする。

(4)　下水道管理者は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備を整備するものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。

(5)　下水道管理者は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。

(6)　府及び下水道管理者は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運搬等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。

(7)　下水道管理者は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。

第３　工業用水道施設防災計画

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「第１水道施設防災計画の２計画の内容(1)～(8)」に準じた対策を講じるものとする。

第３３章　学校等の防災計画

第１節　計画の方針

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

第２節　計画の内容

第１　防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。

その際学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、市町村等の災害対策担当部局やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

１　学校における防災体制

学校の防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、市町村の災害担当部局等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法並びに学校での保護方策を周知しておく。

２　児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

(1)　発災時別の教職員の対応方策

- 在校時
- 学校外の諸活動時
- 登下校時
- 夜間休日等

登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校のいずれか近い方に向かうことを基本とする。

(2)　保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方策

(3)　施設・設備の被災状況の点検等

３　学校以外の教育機関における防災体制等

学校以外の教育機関においては、学校に準じ、施設の状況に応じた防災体制及び安全確保等のための職員対応マニュアル等を定める。

４　避難所としての運営方法等

市町村の災害対策担当部局の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

第２　施設・設備等の災害予防対策

１　施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

２　防災機能の整備

(1)　避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

(2)　避難所としての機能整備

地域防災計画に避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

３　設備・備品の安全対策

災害において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

第３　防災訓練の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、また、障害の有無等にも配慮しながら、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第４　教育活動への配慮

１　避難所としての活用

市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

２　敷地の活用

府及び市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第５　市町村地域防災計画で定める事項

１　防災に関する計画等の整備に関する事項

２　防災上必要な教育に関する事項

３　防災上必要な訓練に関する事項

４　施設・設備等の災害予防対策に関する事項

第３４章　避難に関する計画

（各機関）

第１節　計画の方針

災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。府民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いつどこに避難するべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、府及び市町村等は、災害の危険がある区域にいる府民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ府民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、大雪時における対策について「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、市町村及び関係機関と連携して取り組むものとする。

第２節　避難の周知徹底

第１　事前措置

府、市町村、水防管理団体等関係機関は、指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり・なだれ・高潮・津波等の危険の予想される地域内の住民に、避難指示等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な避難行動のあり方、災害危険情報(地域ごとの災害リスク)や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日頃から府民への周知徹底に努めるものとする。また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示し、迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。

また、市町村は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「市町村の避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

なお、府と市町村が連携して、自主防災組織に対し、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成を支援する。その際、避難指示等の発令対象を災害リスクのある区域等に絞り込んでおく。

第２　避難指示等の周知

市町村等は、災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。

また、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により、上階への避難や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保についても留意するものとする。

市町村は、避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。

このため、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、警戒レベル３高齢者等避難や警戒レベル４避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に

できない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

第３節　指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定

第１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

１　指定緊急避難場所については、市町村は、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

２　指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができるが、その際は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

３　市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

第２　広域避難場所の選定

地震等による延焼火災等が発生した場合、府民の生命及び身体の安全を確保するため、市町村長は次の基準により、あらかじめ広域避難場所を選定しておくことができる。

１　広域避難地の収容可能人数は、避難者１人当たりの必要面積を、おおむね２㎡以上として算定する。

２　避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等について考慮するものとする。

３　大地震が発生した時に崖崩れや浸水等の危険がないこと。

４　一定期間、避難者の応急救護活動ができること。

５　避難者が安全に到達できる避難路と連絡していること。

第３　避難場所分けの実施

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、次の事項を勘案して避難場所の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

１　避難場所の区分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

２　避難場所の区分けに当っては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。

３　避難人口は夜間人口に基づくが、避難場所収容力に余裕をもたせる。

第４　避難道路の選定と確保

市町村職員、警察官、消防吏員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難道路の通行確保に努める。

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、市街地の状況に応じて、次の基準により避難道路を選定し、これを確保する。

１　避難道路は、ほぼ10m以上の幅員を有すること。

２　避難道路は、相互に交差しないこと。
３　危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。
４　液状化や浸水、土砂災害等により通行不能になる恐れがないこと。
５　避難道路については複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
６　避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識及び避難誘導の標識を設置するよう努めること。また、市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

第４節　避難の実施に必要な施設・設備等の整備

第１　施設・設備・物資の備蓄

避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、情報通信機器の確保、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要なや新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄を行い、避難所開設当初から簡易ベッド、パーティション等の設置に努める。また、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援を実施するとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。なお、トイレの確保にあたっては、災害時に避難所となる施設における合併処理浄化槽の設置についても検討するものとする。

第２　避難所情報の発信

府は、府内市町村の指定避難所、指定緊急避難場所の設備や周辺状況がわかる地図等をまとめた避難施設カルテを京都府ホームページ等により発信するものとする。

第３　円滑な避難所運営への配慮

市町村は、高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、ＬＧＢＴなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画やマニュアルの作成、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

第４　介護保険施設、障害者支援施設及び民間施設等の受入れに関する協力

府は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ府や近隣府県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を府に登録するよう要請するものとする。

福祉避難所が不足する場合に、ホテル・旅館等を実質的な福祉避難所として開設するため、府と連携し、被災地域外にあるものを含め、施設提供可能な旅館・ホテルの確保の円滑化及び運営体制の構築に努める。

第５　新型インフルエンザ等府内感染者発生に備えた対策

市町村は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局と連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。

また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。

府は、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、防災部局と保健福祉部局が連携して、各対象者の居住地の危険性を確認するよう周知するとともに、市町村と連携して受入れ施設を確保し、避難に関する連絡窓口を整備する（大規模地震発生時等を除く）。

第５節　居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第６節　広域避難

第１　市町村

１　市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、同一都道府県内の他の市町村に協議をすることができる。

２　市町村は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

３　市町村は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

４　市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

５　市町村は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第２　府

１　府は、市町村から、府有施設（指定管理施設を含む。）を広域避難の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。

２　府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

第７節　広域一時滞在

第１　市町村

１　市町村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

２　市町村は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

３　市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

４　市町村は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第２　府

１　府は、市町村から、府有施設（指定管理施設を含む。）を広域一時滞在の用にも供する避難所として指定

したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。

2　府は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第８節　市町村の避難計画

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難・誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておく。

第１　市町村地域防災計画で定める事項

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

指定避難場所等の避難場所について、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て近隣市町村に設けるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、避難行動要支援者（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意を得た上で、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難に関する全体計画及び個別避難計画策定等の避難誘導体制の整備について定めるものとする

1　避難の指示等を伴う基準及び伝達方法

2　避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

3　避難場所への経路及び誘導方法

4　避難場所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(1)　給水措置

(2)　給食措置

(3)　毛布・寝具等の支給

(4)　衣料・日用必需品の支給

(5)　負傷者に対する応急救護

5　避難場所の管理に関する事項

(1)　避難収容中の秩序保持

(2)　避難者に対する災害情報の伝達

(3)　避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(4)　避難者に対する各種相談業務

(5)　運営方法についてのルール（市町村と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む）

6　広域避難場所等の整備に関する事項

(1)　収容施設

(2)　給水施設

(3)　情報伝達施設

7　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(1)　平常時における広報

ア　広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

イ　ホームページ

ウ　住民に対する巡回指導

エ　防災訓練等

オ　ハザードマップ（防災マップ）の利活用

(2) 災害時における広報

ア テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能や事前登録によるメール機能を含む。）による周知

イ Lアラート（災害情報共有システム）の活用

ウ ホームページによる周知

エ 広報無線、消防無線による周知

オ 広報車による周知

カ 避難誘導員による現地広報

キ 住民組織を通じた広報

8 孤立する恐れのある地区の対策に関する事項

(1) 災害時に孤立する恐れのある地区の把握

(2) 食料・飲料水の備蓄

(3) 情報連絡方法

9 避難所運営マニュアルの整備

10 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

第２ 市町村の避難指示等の判断・伝達マニュアル

市町村長は、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを作成する。

また、避難指示等の対象区域、判断時期等について、府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、国及び府は、市町村等に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、土砂災害警戒区域、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

2 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難指示等の想定対象区域をあらかじめ定める。

なお、災害緊急時に「河川氾濫の危険」という情報発信だけで住民が避難行動を取る必要があるかどうか自ら判断できるよう、あらかじめ住民に対し浸水想定地区域の理解を促す。

3 避難指示等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「避難指示等一覧」による避難指示等発令の判断基準を定める。

また、避難指示等の発令に当たっては、「避難指示等の発令の参考となる情報」を参考とすること。

なお、判断基準を定めるにあたっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。

4 効果的な避難指示等の発令

過去に発生した災害を挙げるなど危険が差し迫っていることを想起させる文例を作成する。

また、住民がリアルタイムで映像を確認できるよう、府河川防災情報システムの河川情報カメラのリンクを設定する。

5 避難指示等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、防災関係部局と福祉関係部局と緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。なお、詳細は第２７章において定める。

避難指示等一覧

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
レベル３	高齢者等避難	・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況	高齢者等避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保（注１） ・上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難
レベル４	避難指示	・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況	全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
レベル５	緊急安全確保（注２）	・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険で危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況	命の危険　直ちに安全確保！ ・立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注１　立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。
　　屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での待避をすること。

注２　必ず発令されるとは限らない。

避難指示等の発令の参考となる情報

（1）河川の氾濫等

レベル相当情報		洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
河川の性格		・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川	・洪水により相当規模以上の損 害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川	・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
警戒レベル３相当情報	高齢者等避難	・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。（※１） ※１氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。	・避難判断水位に到達したとき（※１） ※１上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合。	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合。
警戒レベル４相当情報	避難指示	・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき（※２） ※２　氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。 ※３　氾濫危険水位に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合。 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合。 ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見	・氾濫危険水位（特別警戒水位）（※２）に到達したとき（※３） ※２氾濫発生水位から一定時間（※４）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※３上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※４避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合。	・近隣で浸水が拡大 ・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合。

警戒レベル５相当情報	緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・氾濫開始相当水位に到達した場合。 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合。 （災害発生を確認） ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） ・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※３） ※３洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合。 （災害発生を確認） ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合。 （災害発生を確認） ・近隣で浸水が床上に及んでいる ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。

注　水位が堤防の天端高に近づくなど特に越水が差し迫った場合、樋門が閉鎖されポンプが稼働していない場合、ダム異常洪水時防災操作の事前連絡があったときや行われたときで下流に甚大な被害が発生すると予測された場合などとくに災害発生のおそれが高いと考えられる場合は、すでに避難指示が発令されている場合であっても、再度発令することも含め、速やかに住民に警戒レベル４相当の情報を提供する。

（2）土砂災害

レベル相当情報	避難情報	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
警戒レベル３ 相当情報	高齢者等避難	・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒（赤）」と判定された場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ・前兆現象(湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化)が発見された場合
警戒レベル４ 相当情報	避難指示	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」と判定された場合 ・前兆現象(渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見された場合
警戒レベル５ 相当情報	緊急安全確保	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ) ・土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報基準線(ＣＬ)を超過した場合 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」と判定された場合 (災害発生を確認) ・土砂災害が発生した場合

注　面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、指令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第９節　防災上重要な施設の計画

学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

また、これらの施設のうち、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき市町村の地域防災計画に記載されたものは、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成及び避難訓練の実施をするものとする。

なお、府は、市町村とともに避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実効化を図る。

１　学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法等

　大学等においては、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達等の方法並びに学生が自主的に避難するための避難の場所、避難経路等の事前周知の方法等

２　児童生徒等を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法

３　病院等においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等

４　老人、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難地、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法

第10節　駅、地下街における避難計画

駅、地下街においては、浸水や火災等による災害が発生した場合に、大混乱が生じて多数の死傷者が発生する恐れがある。そこで、駅、地下街で発生する災害に備え、利用者の避難誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を定める。

第１　鉄道及び地下街管理者の防災管理

駅、地下街の管理者は、施設の防災対策として発災時における利用客の避難誘導方法等の対策について計画を定め、従業者等に周知徹底に努める。

第２　地下街管理者の活動

地下街の滞留者等が一時避難できるように避難場所を確保するとともに、一般住民の避難場所と重複しないよう市町村と調整する。

第３　関西電力送配電株式会社の防災管理

電力供給施設の計画的な巡視点検及び測定等を実施する。

第４　大阪ガス株式会社および大阪ガスネットワーク株式会社の防災管理

１　駅、地下街構内のガス施設の調査点検

２　調査点検時に鉄道及び地下街等事業者に対してガスの安全使用について周知する。

第11節　車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）を確保する。

府及び市町村は、車中避難場所が設置された場合は、車中泊避難を行うための場所の避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うための場所の避難者に対しても提供するものとする。

この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

なお、住民の屋外避難に当たっては、市町村があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第１　市町村

市町村は、車中泊の対応方針について地域の実情も踏まえ地域防災計画へ記載する。指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。

また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等を事前調整する。

第２　府

１　府は、市町村が実施する車中泊避難対策について必要な助言・調整等を行う。

２　府は、大規模災害発生時において車中泊避難の発生が多数になるおそれがあるときに備えて、次の施設に広域車中避難場所を整備することとし、あらかじめ広域車中避難場所の開設手順や運用方法を定めるとともに、必要な資機材・設備等を準備する。

３　京都府ホームページ上で、府・市町村が位置付けた車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）を周知するとともに、エコノミークラス症候群の危険性等について注意喚起する。

施設名	所在地	駐車場（台数）
山城総合運動公園	宇治市広野町八軒屋谷１	第１駐車場（252 台） 第２駐車場（735 台）
丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曽根崩下代 110-7	中央駐車場（約 130 台） 正門横駐車場（80 台） 南駐車場（177 台）※

※中央駐車場及び正門横駐車場が満車になった際に、活用を検討

第３５章　観光客保護・帰宅困難者対策計画

第１節　計画の方針

府は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、大量の観光客及び帰宅困難者により救急・救助等の応急活動に支障をきたし、観光客及び帰宅困難者自身にも危険が及ぶなど一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から関西広域連合や市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

第２節　計画の内容

第１　基本方針

府は、関西広域連合・隣接府県・市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援対象道路の設定や代替輸送の調整を行うとともに、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供を行うなど徒歩帰宅支援を行う。

市町村は、府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時退避場所及び一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。

なお、大雪による鉄道輸送障害により、帰宅困難者が発生した場合には、「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、府、市町村、鉄道事業者等が連携して帰宅困難者の安全確保に努める。

第２　観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後、府や市町村の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

１　二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」
２　災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
３　多様な場面や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
４　公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
５帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

第３　鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

府は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、関西広域連合・隣接府県・鉄道機関・バス協会などとの間で、情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立していく。

観光客・帰宅困難者情報共有系統図

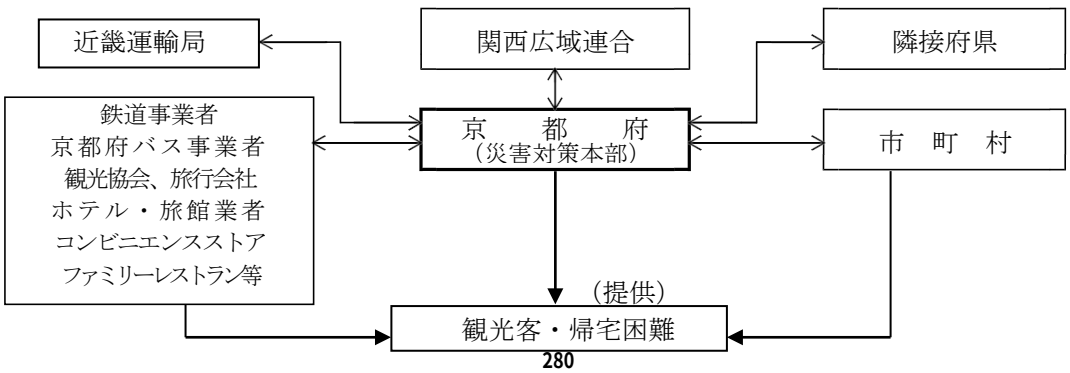

第４　災害時帰宅支援ステーション事業の推進

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」（関西広域連合）を促進し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。

第５　事業所等への要請

１　府は、都市計画等に係る国の制度等も活用し、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化、飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等について働きかける。

２　事業所等に、発災時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。

(1)　就業時間帯に発災

従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示

来所者を事業所内の待機スペースに誘導

(2)　出勤・帰宅時間帯に発災

自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向かうよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）

３　事業者等に、重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅行動による混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を講じることについて働きかける。

４　事業所等に、事業所防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。

第６　観光客等への支援の検討

１　府は関西広域連合及び市町村と協力し、災害時に多くの滞留者が発生すると想定されるターミナル駅や観光地における観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・公報に努めるとともに、的確な情報提供が行えるよう情報提供体制の構築に努める。また、ターミナル駅周辺等のオープンスペースや公園、寺社等の施設管理者と協定を締結するなどして、一時退避場所の確保に努めるとともに、公共施設のほか、集客施設、学校等の施設管理者やホテル・旅館業者と協定を締結するなどして、一時滞在施設の確保に努める。

２　府は、市町村、鉄道事業者、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館事業者等と連携し、観光案内所を訪れた外国人や宿泊施設に滞在する外国人旅行者に対して、各鉄道の計画運休や運行状況等の情報を集約して、多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達するとともに、相談の受付をするなど外国人支援体制を構築する。

また、外国人向けの防災訓練の実施並びに日本における災害の重大さ、災害関連情報の入手手段及び災害時の行動（医療機関のかかり方等を含む。）について普及・啓発に努める。

３　学生ボランティア等の活用について検討するとともに、府民に対しても、災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す等の支援をするよう呼びかける。

４　府は駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。

第３６章　集中豪雨対策に関する計画

（各機関）

第１節　計画の方針

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

各機関においては、災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難体制・避難基準の強化、地域の危険箇所等の住民周知など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルートの安全対策、避難施設の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地滑りの対策、河川・下水道など治水施設の整備と雨水貯留・浸透施設の整備など流域全体のハード対策まで、気候変動を踏まえつつ、多方面から府民の安心・安全を確保するための対策を講じる。

第２節　計画の内容

第１　ソフト対策の推進・検討

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として自治体と地域の防災組織などが連携を図り情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取り組みが必要である。

１　情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実

２　避難体制等の取り組み強化

(1)　客観的避難基準の充実

(2)　被災の危険性を考慮した避難所・避難場所の設定

(3)　避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保

３　防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底

４　要配慮者対策の強化

第２　ハード対策の実施・検討

河川・下水道・砂防堰堤など計画的な施設整備の促進、施設機能の適切な維持管理に加え、避難行動支援などのソフト対策と連携した施設整備や、地域とともにまちづくりと一体となった、流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組みが必要である。

１　計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理

(1)　河川施設・下水道施設の整備（洪水対策、浸水対策）

(2)　治山ダム・砂防堰堤の整備（森林保全、土石流対策）

(3)　斜面・法面崩壊対策の実施（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、林地崩壊対策）

(4)　防災機能を維持するための適切な施設管理、機能管理、老朽化対策等の実施

２　流域全体での総合的な雨水流出抑制及び流木等の危険木撤去の取り組み

(1)　山地・森林環境の保全と整備

(2)　農地の持つ防災機能の保全と整備

(3)　雨水貯留・浸透施設の設置

(4)　適正な土地利用の誘導、規制など

(5)　伐採木の除去による流木の防止

(6)　倒木のおそれのある危険木の事前伐採

第３　総合的な集中豪雨対策の促進

個々の機関による集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となり、府民の安心・安全を確保するため、取り組み推進に向け検討を進める。

第３７章　都市公園施設防災計画

第１節　現　況

府立都市公園は、現在12箇所、425.7haある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

京都府立都市公園（令和５年４月１日現在）

都　市　公　園　名	所　在　地	供用面積(ha)	備　　考
嵐山公園	京都市	10.6	
嵐山東公園	〃	11.4	
鴨川公園	〃	39.9	
伏見港公園	〃	3.7	
洛西浄化センター公園	京都市・長岡京市	5.6	
宇治公園	宇治市	1.6	
山城総合運動公園	〃	94.9	
天橋立公園	宮津市	25.1	
丹後海と星の見える丘公園	〃	142.9	
木津川運動公園	城陽市	12.7	
関西文化学術研究都市記念公園	精華町	24.1	
丹波自然運動公園	京丹波町	53.2	
合　　計		425.7	

第２節　計画の方針

府立都市公園については、利用者の安全を確保するため、災害の被害を最小限にとどめるとともに、災害時に避難場所や防災・復旧活動拠点等として機能するよう必要な施設整備を行う。

また、広域避難場所や一時避難場所となるオープンスペースを確保するため、京都府広域緑地計画に基づき、公園緑地の整備推進を図る。

第３節　計画の内容

第１　府立都市公園の防災機能整備

各府立都市公園の特性に応じた災害時の役割を検討の上、必要に応じ次の整備を順次行う。

特に、山城総合運動公園、丹波自然運動公園及び木津川運動公園については、その役割に応じ防災施設の整備を行う。

1　防火帯となる植樹帯等の整備

2　避難場所や復旧活動の場、ヘリポート等に活用可能な広場、駐車場及び屋外運動施設（競技場、球技場、野球場、テニスコート等）を整備するとともに、公園内の園路や橋の安全性向上対策

3　避難施設や防災拠点として活用可能な体育館、管理事務所、クラブハウス等の建築物について、必要に応じた整備

4　避難生活や防災活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備

第２　公園緑地の整備計画の策定

環境保全、レクリエーション、景観構成機能及び、災害時の被害の緩衝、避難・救援活動の場の提供等の防災機能を持つ公園緑地の保全・整備を図るため、必要に応じて京都府広域緑地計画の見直しを行う。

また、市町村が都市緑地法に基づき、都市公園の整備、緑地の保全及び都市緑化の推進に関する基本計画である「緑の基本計画」を策定するに当たり、公園緑地が十分に防災機能を発揮できるよう指導する。

第３８章　広域防災活動拠点等計画

（危機管理部）

第１節　広域防災活動拠点の整備

府は、大規模災害時の自衛隊、警察、消防等防災関係機関の応援部隊の集結や全国からの救援物資の集配など、応急活動の拠点となる広域防災活動拠点を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。

［広域防災活動拠点の機能］

①防災関係機関等の活動拠点機能　②ヘリポート機能　③現地調整本部機能　④物資等の集積・集配機能

⑤広域防災活動拠点活動維持・継続のための機能

第２節　広域防災活動拠点とする施設

第１　施設名、所在地

被災地域へのアプローチや被災時における交通・輸送の代替・有機的な確保が図られるよう、北部、中部、南部の地域ブロック別に配置し、次の施設とする。南部地域の施設は、人口的にも府域全体をカバーする中核施設とする。

また、応急活動の状況に応じて上記以外にも府消防学校を始め、府の既存施設等を活用するとともに、防災関係機関に協力を依頼して必要な施設を確保する。

さらに、救援物資の集配については、物流事業者等と連携し、民間の物流施設やノウハウの活用を進める。

（広域防災活動拠点施設）

地　域	施設名	所在地	面積
北 部	京都舞鶴港	舞鶴市	48.4ha
中 部	丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曽根崩下代110-7	53.2ha
南部(中核)	山城総合運動公園	宇治市広野町八軒屋谷1	94.9ha
京都市	京都御苑	京都市上京区京都御苑	65ha

※京都舞鶴港の面積は、緑地、埠頭用地、民間倉庫を含めた面積

第３節　広域応援の受入れ

府は、関西広域連合の関西防災・減災プランに基づき、受援体制を確立する。

第１　開設、連絡調整

１　府は、広域防災活動拠点の設置を決定し、施設管理者に連絡する。府から連絡を受けた施設管理者は、施設の受け入れ体制を整える。

また、府は、施設管理者と施設・設備の使用や開設手順について事前に定める。

２　府は、関係機関との連絡系統や調整手順を定めるとともに、広域防災活動拠点に連絡調整のための連絡所を設置する。

第２　資機材・設備等の準備

府は、広域防災活動拠点の活動に必要な資機材、設備の使用等について、配置や使用手順を定めて準備する。

第３　訓練の実施

府は、広域防災活動拠点を迅速に開設して円滑に運用されるよう、施設管理者及び関係機関との訓練を実施する。

第４節　広域的な防災機能強化を図る道の駅

府は、大規模災害時のライフライン事業者等の応援部隊の集結や全国からの救援物資の集積・集配など、広域防災活動拠点と連携し、広域的な応急活動を支援する拠点となる道の駅を、次のように定める。

地域	道の駅名	所在地	防災道の駅
中部	和	船井郡京丹波町坂原モジリ11	
中部	京丹波　味夢の里	船井郡京丹波町曽根深シノ65-1	○

第３編　災害応急対策計画

第３編　災害応急対策計画

第１章　災害対策本部等運用計画

（各機関）

第１節　計画の方針

府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関がその有する全機能を発揮して、災害の予防及び災害応急対策を実施するための体制について定める。

第２節　府の活動体制

第１　責務

府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は府防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

第２　災害警戒本部の設置等

１　府の地域に災害が発生するおそれがあるときは、知事は災害警戒本部の設置を決定し、直ちに危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約等の指示・調整を行う。（災害警戒本部長　知事）

ただし、府の地域に大雨注意報、洪水注意報、洪水警報、暴風警報、波浪警報、高潮警報若しくは大雨警報、震度４、５弱若しくは５強の地震又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに設置する。

また、災害が発生するおそれが解消したときは、知事（災害警戒本部長）が閉鎖を決定する。

２　災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。

ただし、地震等の場合は別に「震災対策計画編」等で定める。

(1)　災害警戒本部基本配備

大雨注意報、洪水注意報、洪水警報、暴風警報、波浪警報、高潮警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。

(2)　災害警戒本部１号配備（(1)の場合を除く。）

ア　気象業務法に基づく予警報が、府内全域又は一部の地域に発表され、災害の発生が予想されるとき。

イ　１のただし書により災害警戒本部を設置したとき。

(3)　災害警戒本部２号配備

ア　大雨その他異常な自然現象により、公共施設（主として土木、農林水産施設）に災害が発生しはじめたとき。

イ　台風が近畿地方に接近することが予想されるとき。

(4)　災害警戒本部３号配備

特別警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき

(5)　職員の配備体制については、第３編第２章による。

3　災害警戒支部の設置及び閉鎖

(1)　災害警戒本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「災害警戒支部」を設置する。

(2)　災害警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。

(3)　災害警戒支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。

4　災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

(1)　本部長の指示事項の伝達

(2)　降雨状況、河川水位の観測及び気象通報等の収集並びに伝達

(3)　市町村及び防災機関との連絡調整

(4)　危険箇所の状況把握及び応急措置

(5)　被害状況の調査及び収集

5　京都府危機管理緊急参集チームの参集等

(1)　府の地域で被害が発生するおそれがあるとき又は被害が発生したときは、危機管理監及び次の関係部局の長等で構成する緊急参集チームが参集する。

知事直轄組織（職員長）
危機管理部
総合政策環境部
健康福祉部
農林水産部
建設交通部
警察本部
教育庁

(2)　緊急参集チームの参集は、次の基準による。

ア　次の場合は直ちに参集する。

(ｱ)　府内全域又は一部の地域に特別警報が発表されたとき

(ｲ)　府の地域に避難指示が発令されたとき

(ｳ)　府の地域に震度５強の地震が観測されたとき又は津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき

イ　危機管理監は、被害状況に応じて必要と認めたときは、緊急参集

(3)　緊急参集チームは、主として次の業務を行う。

ア　迅速かつ円滑な被害状況の情報共有及び応急措置

イ　災害対策本部設置等の協議

ウ　その他災害予防及び被害軽減に係る必要な措置

6　災害対策本部（支部）が設置された場合においては、災害警戒本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部（支部）に引継ぐものとする。

第３　雪害警戒（対策）本部の設置等

1　雪害警戒本部及び支部

雪害は、風水害あるいは火災等とは若干その様相を異にするため、次の事項に該当するときは、直ちに知事を本部長とする「雪害警戒本部」を設置するとともに、当該地域を所管する広域振興局に府広域振興局長を支部長とする「雪害警戒支部」を設置し、被害情報の収集・集約、指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとる。また、雪害が発生するおそれが解消したときは、知事（雪害警戒本部長）が閉鎖を決定する。

(1)　雪害警戒本部の設置基準

ア　雪害警戒本部基本配備

大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。

イ　雪害警戒本部１号配備

大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。

(2)　雪害警戒支部の設置及び閉鎖
ア　雪害警戒本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「雪害警戒支部」を設置する。
イ　雪害警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。
ウ　雪害警戒支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。
(3)　雪害警戒本部（支部）の主な業務
ア　雪害警戒本部（支部）基本配備
（ア）　降・積雪情報の収集
イ　雪害警戒本部（支部）１号配備
（ア）　降・積雪情報の収集・連絡
（イ）　道路除雪
（ウ）　除雪計画路線外の路線除雪についての協議
（エ）　雪崩防止及び応急対策
（オ）　被害状況の調査及び収集(市町村への職員派遣等)
（カ）　教育等についての必要な対策
（キ）　その他緊急事項の処理
(4)　雪害対策本部（支部）が設置された場合においては、雪害警戒本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を雪害対策本部（支部）に引継ぐものとする。
２　雪害対策本部及び支部
高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障、鉄道における列車運行支障又は孤立集落の発生、若しくは発生するおそれがある場合等、被害の状況に応じて知事を本部長とする「雪害対策本部」を設置するとともに、当該地域を所管する広域振興局に府広域振興局長を支部長とする「雪害対策支部」を設置する。また、雪害が発生するおそれが解消したときは、知事（雪害対策本部長）が閉鎖を決定する。
(1)　雪害対策本部の設置基準
ア　降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき。
（ア）　高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障
（イ）　鉄道における列車運行支障
イ　雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
ウ　その他雪害対策本部の設置の必要があるとき。
(2)　主な業務
ア　雪害応急対策等の実施
イ　市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整
ウ　国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請
エ　その他情報の収集連絡
(3)　雪害対策支部の設置及び閉鎖
ア　雪害対策本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「雪害対策支部」を設置する。
イ　雪害対策支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。
ウ　雪害対策支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。
(4)　現地雪害対策本部の設置
ア　雪害対策本部長は、被災地と雪害対策本部との連絡調整及び機動的かつ迅速な災害応急対策のため、特に必要と認めるときは、現地雪害対策本部を設置する。
イ　現地雪害対策本部は、雪害の状況に応じて広域振興局に設置する。
ウ　現地雪害対策本部長は、雪害対策本部長が、雪害対策副本部長又は本部員のうちから指名する。
エ　現地雪害対策本部の所掌事務、職員及び運営については、現地災害対策本部の例によることとする。
(5)　災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、雪害対策本部を直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。
また、災害対策本部（支部）が設置された場合においては、雪害対策本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部（支部）に引き継ぐものとする。

第４　道路雪害対策本部の設置

府内の指定雪量観測点のうち１／２以上がおおむね警戒積雪深（第３編第23章）に達した時、国土交通省近畿地方整備局長から協議があり、知事が必要と認めた場合、知事を本部長とした「京都府道路雪害対策本部」を設置し、次の業務を行うものとする。

１　情報連絡の強化

２　除雪機械、オペレータの借上げ及び応援に関する事前手続き

３　除雪作業の強化

雪害発生時の本部設置基準

雪害警戒本部		
設置基準	本部長	活動内容
大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき（１号配備） ※大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたときは基本配備とする。	知事 事務局 危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 委員 防災監 危機管理総務課長 災害対策課長 原子力防災課長 消防保安課長 健康福祉総務課長 農政課長 監理課長 道路管理課長 交通政策課長 警察本部警備部警備第一課警備対策官	○降・積雪情報の収集・連絡 ○道路除雪 ○除雪計画路線外の路線除雪についての協議 ○雪崩防止及び応急対策 ○被害状況の調査及び収集（市町村への職員派遣等） ○教育等についての必要な対策 ○その他緊急事項の処理

道路雪害対策本部の実施		
設置基準	本部長	活動内容
①府内の指定雪量観測点のうち1/2以上が概ね警戒積雪深に達した時、国土交通省近畿地方整備局長から協議があり知事が必要と認めたとき	知事 事務局 道路管理課	○情報連絡の強化 ○除雪機械、オペレータの借上げ及び応援に関する事前手続き ○除雪作業の強化

↘

雪害対策本部		
設置基準	本部長	活動内容
雪害警戒本部の設置の有無に関わらず、以下の場合には被害の状況に応じて設置 ①降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき ア　高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障 イ　鉄道における列車運行支障 ②雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき ③その他雪害対策本部の設置の必要がある場合	知事 ※事務局及び委員は、雪害警戒本部に同じ	○雪害応急対策実施 ○市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整 ○国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請 ○その他情報の収集連絡

↓

災害対策本部	
設置基準	本部長
①災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき	知事 １号～３号動員（全動員）

第５　事故警戒（対策）本部の設置

一時に多数の人命に危険が生ずる突発的大事故及び社会的影響が著しい事故（列車転ぷく、航空機、船舶遭難、油、放射性物質等の流出、爆発等）が発生した場合は「○○事故警戒本部」又は「○○事故対策本部」を設置し、関係機関と直ちに協議して救急医療、救出その他の応急救助を実施する。

ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り換え、必要な対策を実施する。

１　事故警戒本部

突発的大事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害が予測されるときは、知事は事故警戒本部の設置を決定し、直ちに危機管理監（危機管理部長）が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動等の指示・調整を行う。

（本部長 知事）

(1)事故警戒本部の設置基準

ア　事故警戒本部基本配備

事故対策計画編に記載の事故（石油類流出事故、海難事故、航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災、広域停電事故）等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害が予測されるとき。

イ　事故警戒本部１号配備

事故による被害が発生し、さらなる被害の拡大及び二次災害のおそれ等があり、他の関係機関と連絡調整を行い、応急対策にあたる必要があるとき。

(2)　事故警戒本部の組織及び要員

事故警戒本部の組織は「事故警戒（対策）本部の組織」のとおりとし、要員の動員は、個別の事故対策計画によるものとする。

(3)　事故警戒本部の閉鎖

知事は、突発的大事故による被害のおそれがないと判断したときは、事故警戒本部を閉鎖する。

(4)　事故警戒支部の設置及び閉鎖

ア　事故警戒本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「事故警戒支部」を設置する。

イ　事故警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、緊急の場合、府広域振興局長（支部長）の判断により、設置及び閉鎖を決定する。

ウ　事故警戒支部の職員配置については、地域の実情に応じ、支部長が決定するものとする。

(5)　事故警戒本部（支部）の主な業務

ア　事故警戒本部基本配備

（ア）事故及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達

イ　事故警戒本部１号配備

（ア）事故及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達

（イ）本部長の指示事項の各部及び支部への伝達

（ウ）市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整

（エ）警戒活動の実施

(6)　緊急参集チームの招集等

危機管理監は、被害の程度等に応じて必要と認めたとき、関係部局の長等及び防災監で構成する緊急参集チームを招集する。

緊急参集チームは、「一般計画編第３編第１章第２節」に掲げる業務を行う。

(1)　事故対策本部（支部）又は災害対策本部（支部）が設置された場合においては、事故警戒本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を事故対策本部（支部）又は災害対策本部（支部）に引き継ぐものとする。

２　事故対策本部

(1)　事故対策本部の設置

突発的大事故が発生し、相当な被害が予想される場合は、緊急参集チームによる協議の結果を踏まえ、知事が事故対策本部の設置を決定する。（本部長…知事）

(2)　事故対策本部の組織要員及び業務

事故対策本部の組織、要員の動員及び業務は、一般編第３編第１章第７節第１に定める災害対策本部の組織等を基準とする。

(3)　事故対策本部の閉鎖

知事は、突発的大事故による被害が拡大するおそれが解消し、その応急対策が概ね終了したときは、事故対策本部を閉鎖する。

(4)　事故対策支部の設置及び閉鎖

ア　事故対策本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「事故対策支部」を設置する。

イ　事故対策支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長の承認を得て設置及び閉鎖を決定する。

ウ　事故対策支部の職員配置については、地域の実情に応じ、支部長が決定するものとする。

(5)　災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき、又は長期的に総合的な対策を講ずる必要があるときは、事故対策本部を直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。

また、災害対策本部（支部）が設置された場合においては、事故対策本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部（支部）に引き継ぐものとする。

事故警戒（対策）本部の組織

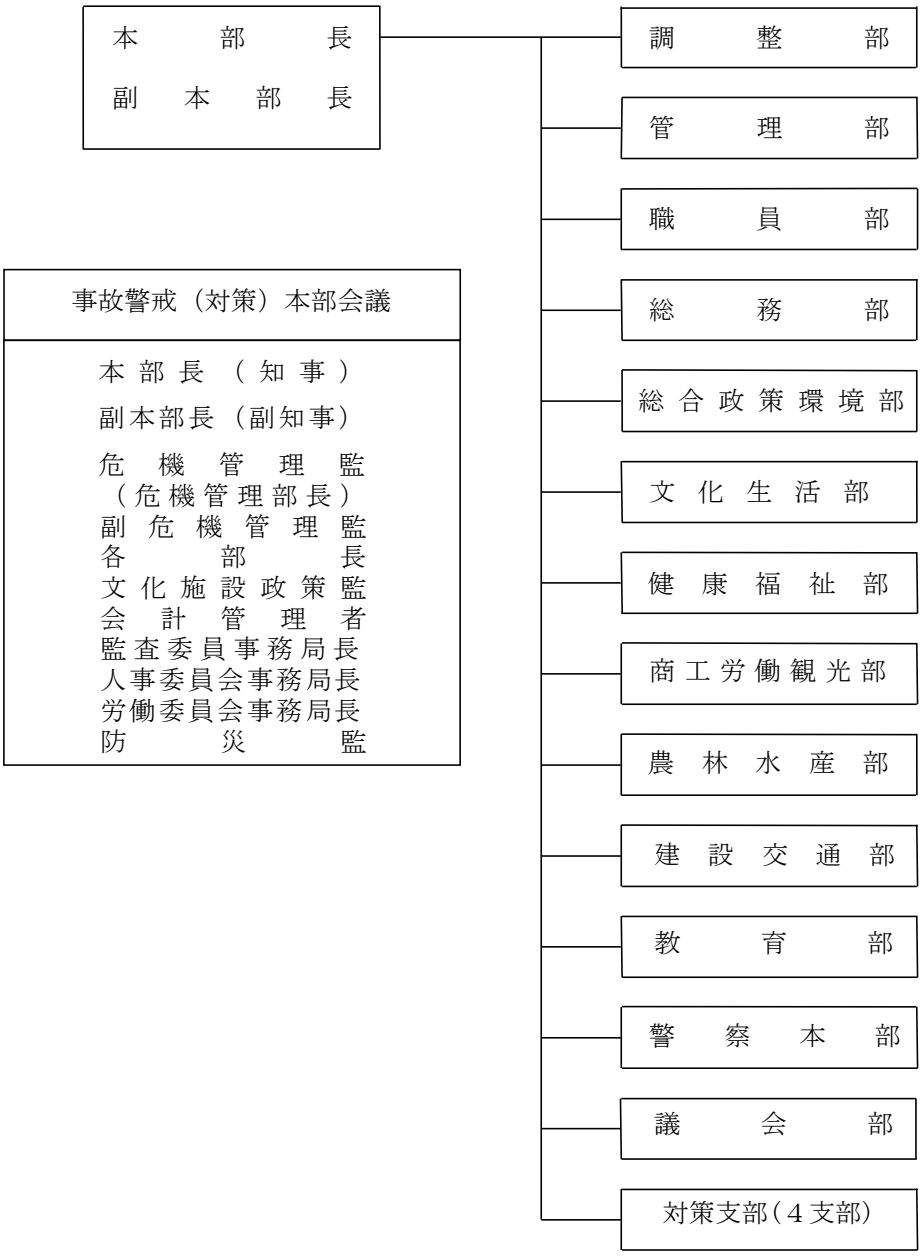

第３節　防災会議の開催

府の地域において、災害が発生し、各種の応急対策及び災害復旧について必要のある場合は、京都府防災会議あるいは京都府防災会議幹事会を開催し、関係機関相互の連絡調整その他必要な措置を行う。

第４節　市町村の活動体制

第１　責務

市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第１次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、府防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、府及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第２　活動体制

市町村災害対策本部については、市町村災害対策本部条例で基本的な事項を定めるが、組織編成及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項についても、災害の特性を考慮して所要の規程を整備する。

なお、本部長には市町村長をもってあて、本部機構は本来の行政機構を主体に機能別に編成するのが望ましい。

第３　動員体制

災害が発生した場合に、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。

１　動員の配備、伝達系統及び方法

(1)　本部職員等に対する伝達

ア　平常執務時の伝達系統及び方法

イ　勤務時間外における伝達

(2)　連絡責任者の設定

(3)　消防機関に対する伝達及び出動

第５節　指定地方行政機関等の活動体制

第１　責務

１　指定地方行政機関

府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び府地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに府及び市町村が実施する災害応急対策が円滑に行われるようにするため、必要な措置を講じるものとする。

２　指定公共機関及び指定地方公共機関

府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び府地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、その業務の公共性又は公益性にかんがみ府及び市町村が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

第２　活動体制

１　組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ「第１責務」を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務の基準を定めておく。

２　職員の派遣

府災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認める時は、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

第３　動員体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び防災上重要な施設等における応急対策要員の動員は、それぞれの機関においてあらかじめ計画を定めておき、これを実施する。

第６節　広域応援協力計画

第１　国に対する応援要請

１　知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第１項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第１項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

（参考資料：資料編３－５）

内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣の要請及びあっ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

(1)　派遣を要請（あっ旋）する理由

(2)　派遣を要請（あっ旋）する職員の職種別人員数

(3)　派遣を必要とする期間

(4)　派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5)　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

２　知事は、応急措置を実施するため、又は市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災対法第70条第3　項に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。

３　そのほか、知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災対法第74条の３に基づき指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

４　知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第44条の３の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。

消防応援に関する緊急時の特例

(1)　消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県の知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとする。

(2)　消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要がると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。

第２　他の都道府県に対する応援要請

１　知事は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条第１項に基づき他の都道府県知事に対し、応援要請する。

なお、必要に応じて全国知事会、関西広域連合に対し調整を要請する。

２　知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「近畿圏危機発生等の相互応援に関する協定」に基づき、関西広域連合に応援要請する。

３　知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、近畿ブロック知事会の幹事府県に応援要請する。

第３　国による応援制度

１　応急対策職員派遣制度

(1)　府は、被災市町村の避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、関西広域連合と調整して、総務省等に対し、まず近畿ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣を要請し、それだけでは対応困難なときは全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣を要請する。

(2)　被災市町村は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。

２　内閣府調査チーム

府及び市町村は、大規模な被害が想定される場合に、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるよう直ちに派遣される内閣府調査チームに支援を要請する。

第４　市町村に対する応援指示等

１　知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第72条に基づき被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

２　知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第24条の３第２項に基づきその区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める。

第５　広域的応援体制

１　災害の規模が大きく、被害が甚大な場合に、関西広域連合による広域応援体制の整備を図る。

２　府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。

３　人命の救助活動等をより効果的かつ充実するため編成した緊急消防援助隊による広域応援体制の整備を図る。

４　市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言する。

第６　他府県又は市町村への支援

他府県又は市町村から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

さらに、被災市町村の被災状況に応じて、府内市町村の理解と協力を得て、必要な災害応急対応業務について応援体制として支援チームを確保する。

第７　近畿地方整備局

１　計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害が発生した場合」という。）、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ（平成17年6月14日締結）」に基づき、京都府に対し応援を行う。

２　計画の内容

(1)　応援の内容

ア　被害情報の収集・伝達

イ　災害の応急復旧

ウ　二次災害の防止

エ　その他必要と認められる事項

(2)　応援の要請

京都府建設交通部長は災害が発生した場合、近畿地方整備局統括防災官へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

近畿地方整備局は、京都府から応援の要請を受け応援を行う場合は、京都府に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行う。

(3)　応援の実施

近畿地方整備局は京都府の応援要請に対し、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行う

(4)　応援要請によらない応援

近畿地方整備局は災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、応援要請を待ついとまがないと認められるときは、被害情報の収集・伝達に関し独自の判断で応援を行う。

第７節　災害対策本部の設置及び閉鎖

第１　状況判断

１　府内における降雨状況及び降雨予想

２　府内主要河川の水位変動状況

３　台風の進路予想

４　府内各地の被害発生状況

５　近畿地方各府県の防災体制

災害警戒本部によって収集された上記に掲げる情報等が、深刻化した場合は、緊急参集チームは災害対策本部の設置について協議する。

６　府内市町村の災害救助法の適用状況

７　府内市町村の災害対策本部の設置状況

第２　災害対策本部の設置及び閉鎖等

１　設　置

災害対策本部の設置は、暴風雨若しくは大雨、地震等のため、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに、第１の状況判断を踏まえ、知事が決定する。

ただし、府の地域に震度６弱以上の地震が発表されたときは、直ちに設置する。

２　閉　鎖

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときは、知事（災害対策本部長）が閉鎖を決定する。

３　本部長の代理

災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときは、災害対策副本部長がその職務を代理する。

第８節　災害対策本部の組織等

第１　災害対策本部の運用

１　府の災害に対処する組織は、

①　指揮命令系統を確立すること。

②　できる限り簡素化し名目的、形式的なものを排除すること。

③　責任分担を明確にすること。

等を考慮し、直接応急対策活動に関係のある部課のみで組織し、その他のものについては動員要員とする。

２　災害対策本部の設置及び閉鎖は、前節の基準によって行うものとし一般に公告する。

３　災害対策本部の組織は別図に、また、事務分掌は別表に示すとおりとし、災害対策本部の活動は災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。

４　災害対策本部の運営は、対策本部会議で決定した災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針に基づき事務分掌の迅速な処理に努める。

５　災害対策本部の各部各班の事務分掌の活動細目は、京都府災害時応急対応業務マニュアル及び各部活動計画により定める。

６　災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員（調整班）は危機管理部職員及び非常時専任職員等とする。調整班に業務に応じたグループを設置し、各グループの事務分掌は、京都府災害時応急対応業務マニュアルに定める。

７　災害対策本部の各部各班の連絡を密にし、災害対策業務を円滑に実施するため、必要に応じ、事務局次長（防災監）を長とし、調整班長、各主管班長等で構成する災害対策本部連絡会議を設置する。

８　国が非常（緊急）災害現地対策本部又は政府現地連絡調整室若しくは政府現地災害対策室を、関西広域連合が現地支援本部を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。

９　なお、府は市町村と連携して、京都府災害時応急対応業務マニュアルを活用した訓練を実施する。

第２　災害対策本部会議

１　本部長（知事）は、府の災害応急対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員等で構成する災害対策本部会議を開催し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定し、次の事項について具体化するものとする。

(1)　本部の非常配備態勢に関すること。

(2)　災害救助法の適用に関すること。（災害対策本部会議を開催する暇がないときは、知事の判断により決定する）

(3)　国、他府県及び市町村の応援に関すること。

(4)　自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。

(5)　部長及び支部長に対する事務の委任に関すること。

(6)　その他重要な災害対策に関すること。

２　本部長は、必要に応じて、自衛隊、気象台、ライフライン事業者、その他関係機関に災害対策本部会議への出席を求めるものとする。

３　災害対策本部の各部各班は、災害対策本部会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の実施にあたる。

第３　災害対策支部

１　災害対策本部の地方組織として、応急対策を実施するため必要があるときは、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする災害対策支部を設置する。

２　災害対策支部の設置及び閉鎖は、災害対策本部長の指示に基づき、対策支部長が行うものとする。

3　災害対策支部の組織及び編成は、各地域の実情に応じ、対策支部長があらかじめ定めるものとする。その際、初動期における被害状況の迅速な把握、連絡調整、助言等を行う職員の派遣など、市町村との連携強化を図るよう配慮するものとする。

4　災害対策支部の活動に必要な事項は、別に対策支部活動計画により定めるものとする。その際、迅速かつ適切な住民対応を図るものとして、被災地域への訪問、被害への相談対応、市町村が行う住民支援活動のバックアップなどが行われるよう配慮するものとする。

京都府災害対策本部組織図

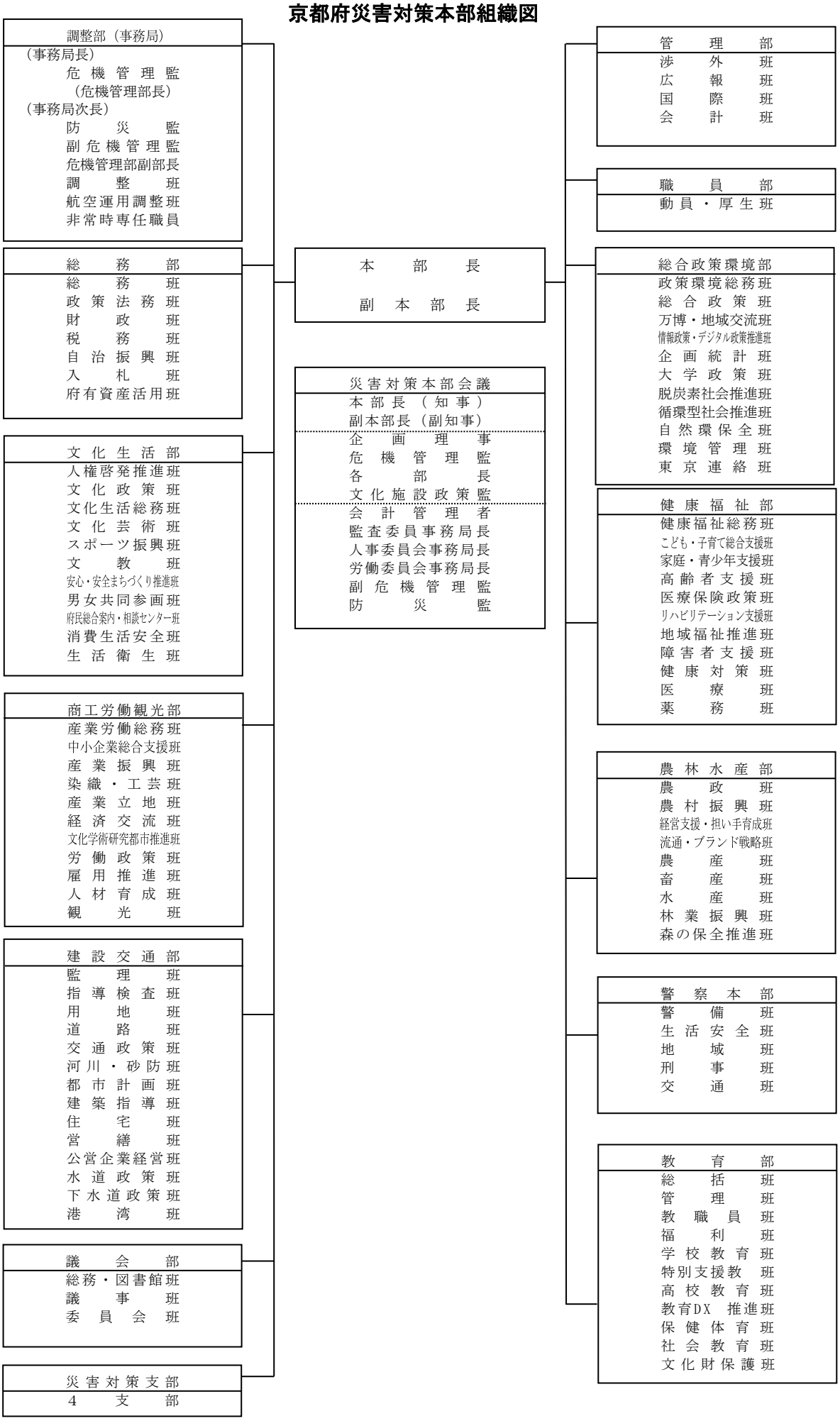

災害対策本部の事務分掌

部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
調整部	部長 （事務局長） 危機管理監 （危機管理部長） 副部長 （事務局次長） 防災監 副部長 副危機管理監 副部長 危機管理部副部長	調整班	災害対策課長 （副班長： 危機管理総務課長 原子力防災課長 消防保安課長）	1　対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 2　災害対策本部の事務局に関すること。 3　本部会議及び連絡会議に関すること。 4　各部及び各対策支部との調整に関すること 5　防災会議に関すること。 6　被害状況及び災害応急対策状況等の総括及び情報、資料等の収集整理、伝達、記録に関すること。 7　自衛隊その他政府関係機関等に対する連絡及び要請に関すること。 8　災害時応援協定団体等に対する連絡及び要請の総括に関すること。 9　ライフライン事業者等との連絡及び調整の統括に関すること。 10　消防機関の活動の把握及び指示に関すること。 11　市町村災害対策本部に対する応援の総括に関すること。 12　災害救助法の運用に関すること。 13　備蓄物資の供給及び救援物資の調達並びに供給に関すること。 14　緊急輸送体制の整備に関すること。 15　帰宅困難者等対策に関すること。 16　京都ＢＣＰの実施に関すること。 17　危険物の防災対策に関すること。 18　被災者の生活再建支援に関すること。 19　災害復旧・復興の調整に関すること。 20　義援品の受付及び配分に関すること。
		航空運用調整グループ	災害対策課参事	1　ヘリコプターの派遣要請の受付及び関係機関への任務の分担調整・出動要請に関すること。 2　ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成に関すること。 3　ヘリコプターの活動基盤に関する調整に関すること。 4　ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供に関すること。 5　ヘリコプターの安全運行対策の調整に関すること。
管理部	部長 知事室長	渉外班	秘書課長	1　部内各班の体制の確立及び関係各部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2　部内各班の所管に属さないこと。 3　各種陳情の応接（他班の所管に属さないもの）及び被災地の慰問に関すること。 4　特に命じられたこと。 5　部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		広報班	広報課長	1　広報活動に関すること。 2　記者発表、資料提供等報道機関等への対応に関すること。
		国際班	国際課長	1　外国公館等との連絡に関すること。 2　在住外国人支援に関すること。 3　旅券の発給に関すること。
		会計班	会計課長	1　災害関係費支出の審査及び支払いに関すること。 2　関係各部との連絡及び入札班との連絡調整に関すること。 3　義援金品の受付け、保管に関すること。 4　部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
職員部	部長 職員長	動員・厚生班	職員総務課長	1　部内の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2　対策本部要員、職員の動員及び健康管理に関すること。 3　市町村に対する応援派遣に関すること。 4　府職員の被災状況調査及び見舞いに関すること。
総務部	部長 総務部長	総務班	総務調整課長	1　部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。

	副部長 総務部副部長			2　他部及び部内各班の所管に属さないこと。 3　部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		政策法務班	政策法務課長	1　部内各班の応援に関すること。
		財政班	財政課長	1　災害予算等府財政に関すること。
		税務班	税務課長	1　被災納税者への減免措置等に関すること。 2　京都市内における義援金品の受付窓口に関すること。
		自治振興班	自治振興課長	1　被災市町村行財税政の調査助言に関すること。 2　市町村職員派遣の斡旋に関すること。
		入札班	入札課長	1　衣料、寝具、日用必需物資等救助物資及び応急復旧資材の調達及び搬送に関すること。 2　公用車の配車に関すること。
		府有資産活用班	府有資産活用課長	1　府有財産の被害状況調査に関すること。 2　府有財産の管理指導に関すること。 3　応急庁用必需物品の管理に関すること。 4　庁内の警備に関すること。 5　庁内の建物及びその附属設備の管理及び応急措置に関すること。 6　庁内電話交換の運営に関すること。
総合政策環境部	部長 総合政策環境部長 副部長 総合政策環境部副部長 副部長 総合政策環境部技監	政策環境総務班	政策環境総務課長 地域政策室長	1　部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2　関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3　部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		総合政策班	総合政策室長	1　関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2　政府等に対する要望に関すること。
		万博・地域交流班	万博・地域交流課長	1　部内他班の応援に関すること
		情報政策・デジタル政策推進班	情報政策課長 デジタル政策推進課長	1　京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に関すること。 2　各種情報システムの機能確保に関すること。
		企画統計班	企画統計課長	1　部内各班の応援に関すること。
		大学政策班	大学政策課長	1　府大学の被害調査に関すること。
		脱炭素社会推進班	脱炭素社会推進課長	1　部内各班の応援に関すること。 2　災害時電気自動車等協力協定団体との連絡調整に関すること。
		循環型社会推進班	循環型社会推進課長	1　関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2　廃棄物処理及びし尿処理に関すること。
		自然環境保全班	自然環境保全課長	1　自然公園等の施設の被害状況調査に関すること。
		環境管理班	環境管理課長	1　被災に伴う環境への影響把握に関すること。
		東京連絡班	東京事務所長	1　政府、国会等に対する情報連絡及び広報に関すること。 2　中央の情報収集及び連絡に関すること。
文化生活部	部長 文化生活部長 副部長 人権啓発推進室長 副部長 文化生活部副部長	人権啓発推進班	人権啓発推進室企画参事	1　隣保館等の被害状況調査に関すること。 2　関係機関との連絡調整に関すること。
		文化政策班	文化政策室長	1　関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2　所管施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 3　社寺等の被害調査に関すること。
		文化生活総務班	文化生活総務課長	1　部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2　関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3　部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。 4　所管施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。
		文化芸術班	文化芸術課長	1　部内他班の応援に関すること。
		スポーツ振興班	スポーツ振興課長	1　体育関係施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。
		文教班	文教課長	1　私立学校の被害調査及び応急措置に関すること。 2　私立学校への被災者の受け入れ等に関すること。
		安心・安全まちづくり推進班	安心・安全まちづくり推進課長	1　警察との連絡調整に関すること。

		男女共同参画班	男女共同参画課長	1　男女共同参画関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2　女性関係団体との連絡調整に関すること。
		府民総合案内・相談センター班	府民総合案内・相談センター長	1　被災者に対する相談活動に関すること。 2　住民の被災地等に係る照会、質問及び要望の処理に関すること。
		消費生活安全班	消費生活安全センター長	1　協定に基づく衣料、寝具等生活必需品の救助物資及び応急復旧資材の確保及び斡　旋に関すること。 2　その他協定に基づく応急対策用食料品の調達又は斡旋に関すること。
		生活衛生班	生活衛生課長	1　生活衛生に関すること。 2　遺体の埋葬に関すること。 3　獣医師会及び動物愛護関係団体との調整に関すること。
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部副部長	健康福祉総務班	健康福祉総務課長	1　部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2　健康福祉部に必要な情報収集及び調査並びに連絡に関すること。 3　保健医療福祉調整本部の事務局に関すること。 4　保健師の派遣に関すること。 5　部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		こども・子育て総合支援班	こども・子育て総合支援室長	1　児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2　災害地における臨時保育所の指導に関すること。
		家庭・青少年支援班	家庭・青少年支援課長	1　児童養護施設及び青少年育成施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2　ひとり親世帯の被害状況調査及び母子及び父子並びに寡婦福祉資金の緊急貸付に関すること。 3　各種青少年団体との連絡調整に関すること。
		高齢者支援班	高齢者支援課長	1　老人保健施設及び老人福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2　関係団体との連絡調整に関すること。
		医療保険政策班	医療保険政策課長	1　関係団体との連絡調整に関すること。 2　部内各班の応援に関すること。
		リハビリテーション支援班	リハビリテーション支援センター長	1　生活不活発病への予防等リハビリテーション支援に関すること 2　関係団体との連絡調整に関すること。
		地域福祉推進班	地域福祉推進課長	1　社会福祉施設（他班の所管を除く。）の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2　一般ボランティアの登録、受入れ及び派遣の総括に関すること。 3　京都府災害ボランティアセンターに関すること。 4　義援金の受付及び配分に関すること。 5　見舞金品の受付に関すること。 6　関係団体との連絡調整に関すること。
		障害者支援班	障害者支援課長	1　心の健康相談に関すること。 2　障害者支援施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 3　関係団体との連絡調整に関すること。
		健康対策班	健康対策課長	1　保健師・栄養士の派遣及び保健活動に関する情報収集に関すること。 2　感染症の予防に関すること。
		医療班	医療課長	1　医療救護及び助産に関すること。 2　日本赤十字社京都府支部、京都府医師会及び関係医療団体・機関との連絡調整に関すること。 3　医療機関の被害状況調査及び応急措置に関すること。 4　洛南病院及び看護学校との連絡調整に関すること。
		薬務班	薬務課長	1　医療品の整備及び補給に関すること。 2　防疫用薬品の確保に関すること。 3　毒劇物の流出対応に関すること。

商工労働観光部	部長 商工労働観光部長 副部長 港湾局長 副部長 企画調整理事 副部長 観光政策監 副部長 商工労働観光部副部長	産業労働総務班	産業労働総務課長	1　観光関係の被害状況調査に関すること。 2　商工労働観光部の活動に必要な情報収集に関すること。 3　部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		中小企業総合支援班	中小企業総合支援課長	1　被害企業等の復興金融措置に関すること。 2　商業関係の被害状況調査及び応急措置の連絡・要請に関すること。 3　店舗等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
		産業振興班	産業振興課長	1　工業関係の被害状況調査及び応急措置の連絡・要請に関すること。 2　工業等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
		染織・工芸班	染織・工芸課長	1　染織・工芸関係の被害状況調査に関すること。 2　店舗・工場等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
		産業立地班	産業立地課長	1　災害時における府営工業団地についての連絡調整に関すること
		経済交流班	経済交流課長	1　貿易に係る障害についての連絡調整に関すること。 2　貿易機能確保についての連絡調整に関すること。
		文化学術研究都市推進班	文化学術研究都市推進課長	1　関西文化学術研究都市関係機関との連絡調整に関すること。
		労働政策班	労働政策室長	1　勤労者福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2　災害地における勤労者福祉施設の活用に関すること。 3　労働（救援）団体との連絡調整に関すること。
		雇用推進班	雇用推進課長	1　労働関係機関との連絡調整に関すること。
		人材育成班	人材育成課長	1　各高等技術専門校の被害状況調査及び応急措置に関すること。
		観光班	観光室長	1　観光関係の被害状況調査に関すること。 2　観光関係施設の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。 3　観光客支援に関すること。
農林水産部	部長 農林水産部長 副部長 農林水産部副部長 副部長 農林水産部技監	農政班	農政課長	1　部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2　農林関係被害状況（凍霜害を除く。）の収集整理に関すること。 3　部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。 4　食の安心・安全に関する情報の収集・発信に関すること。
		農村振興班	農村振興課長	1　河川・砂防班との連絡に関すること。 2　ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること。 3　農地・農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。
		経営支援・担い手育成班	経営支援・担い手育成課長	1　被害農林漁業者の復興金融措置に関すること。 2　担い手施策関連施設の応急復旧指導に関すること。 3　農林水産省所管固有財産の応急復旧に関すること。
		流通・ブランド戦略班	流通・ブランド戦略課長	1　災害後の農作物への栽培技術支援に関すること。
		農産班	農産課長	1　近畿農政局に対する連絡及び食糧確保の要請に関すること。 2　農作物被害状況調査及び農機具等の損害調査に関すること。 3　凍霜害による農林関係被害状況の収集整理に関すること。 4　肥料、農薬等生産資材の確保に関すること。 5　肥料、農薬等の安全性確保に関すること。 6　米穀の確保に関すること。

		畜　産　班	畜　産　課　長	1　家畜・家きんの被害状況調査に関すること。 2　家畜の待避及び防疫指導に関すること。 3　飼料の確保に関すること。 4　動物用医薬品の確保に関すること。
		水　産　班	水　産　課　長	1　水産関係の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2　水産関係施設の応急復旧指導に関すること。 3　被害漁業者の復興金融措置に関すること。 4　宮津漁業用海岸局の利用に関すること。
		林業振興班	林業振興課長	1　森林被害状況調査に関すること。 2　林木及び治山施設の被害状況調査に関すること。
		森の保全推進班	森の保全推進課長	1　治山施設の被害状況調査に関すること。 2　治山施設の整備点検に関すること。 3　山崩れの応急措置の指導に関すること。 4　林道の整備点検に関すること。 5　林道の被害状況調査に関すること。
建設交通部	部長 建設交通部長 副部長 企画調整理事 副部長 港湾局長 副部長 建設交通部技監 副部長 公営企業管理監	監　理　班	監　理　課　長	1　部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2　部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		指導検査班	指導検査課長	1　公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関すること。
		用　地　班	用　地　課　長	1　用地事務の指導に関すること。 2　被災地における応急的な土地利用情報に関すること。
		道　路　班	道路計画課長 道路建設課長 道路管理課長	1　道路、橋梁等の整備点検に関すること。 2　道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利用者への情報提供に関すること。 3　道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4　近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関すること。 5　道路除雪の情報の把握及び通報に関すること。 6　道路除雪対策に関すること。 7　交通政策班との連絡に関すること。 8　都市施設のうち道路の被害調査に関すること。
		交通政策班	交通政策課長	1　公共交通関係機関との連絡調整に関すること。
		河川・砂防班	河　川　課　長 砂　防　課　長	1　水防に関すること。 2　ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関すること。 3　河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関すること。 4　水防関係情報の把握及び通報に関すること。 5　河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 6　公共土木施設等被害状況の収集整理に関すること。 7　公共土木施設等の応急復旧調整に関すること。 8　雨量水位観測施設等の運用に関すること。 9　調整班及び農村振興班との連絡に関すること 10　京都地方気象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関すること。 11　排水ポンプ車に関すること。

		都市計画班	都市計画課長	1　都市計画事務の指導に関すること。 2　公園等の施設の被害状況調査に関すること。
		建築指導班	建築指導課長	1　被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関すること。 2　地震被災建築物の応急危険度判定に関すること。 3　被災宅地危険度判定に関すること。
		住宅班	住宅政策課長 住宅整備課長	1　府営住宅の応急修理に関すること。 2　公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。 3　応急仮設住宅に関すること。
		営繕班	営繕課長	1　府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。
		公営企業経営班	公営企業経営課長	1　関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2　飲料用水等の供給に関すること。
		水道政策班	水道政策課長	1　関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2　所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
		下水道政策班	下水道政策課長	1　流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関すること。 2　公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関すること。
		港湾班	港湾局副局長	1　港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関すること。 2　港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
教育部	部長 教育長 副部長 教育次長 副部長 教育監兼学校危機管理監 副部長 管理部長 副部長 指導部長	総括班	総務企画課長	1　部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2　教育関係被害状況の総括整理に関すること。 3　広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 4　部内関係ボランティアの登録、受入れに関すること。
		管理班	管理課長	1　教育施設設備の管理に関すること。 2　教育施設設備の被害状況調査及び応急復旧、指導に関すること。
		教職員班	教職員企画課長 教職員人事課長	1　教職員の被害状況の収集整理に関すること。 2　応急教育のための教職員体制に関すること。
		福利班	福利課長	1　公立学校共済組合施設及び教職員住宅の被害状況調査及び応急、復旧指導の収集整理に関すること。
		学校教育班	学校教育課長	1　災害地における小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒等の応急教育に関すること。 2　小学校、中学校及び義務教育学校の教育計画の変更に関すること。 3　教科書の調達及び配分に関すること。
		特別支援教育班	特別支援教育課長	1　災害地における特別支援学校児童生徒等の応急教育に関すること。 2　特別支援学校の教育計画の変更に関すること。 3　学用品の調達及び配分に関すること。
		高校教育班	高校改革推進室長 高校教育課長	1　災害地における府立高校生徒の応急教育に関すること。 2　府立高校の教育計画の変更に関すること。
		教育ＤＸ推進班	教育ＤＸ推進課長	1　部内各班の応援に関すること。
		保健体育班	保健体育課長	1　児童生徒等の被害状況の収集整理に関すること。 2　学校給食の措置及び指導に関すること。 3　児童生徒等の保健管理に関すること。 4　社会体育施設の被害状況の収集整理に関すること。
		社会教育班	社会教育課長	1　社会教育施設の被害状況の収集整理に関すること。 2　社会教育関係団体に関すること。
		文化財保護班	文化財保護課長	1　文化財の管理に関すること。 2　文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること。

警察本部	部長 警察本部長 副部長 警備部長 副部長 生活安全部長 副部長 地域部長 副部長 刑事部長 副部長 交通部長	警備班長	警備第一課長	1　部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2　被災地における応急措置に関すること。 3　被害及び治安状況の把握に関すること。 4　警察部隊の応援派遣に関すること。 5　航空機の運用に関すること。
		生活安全班	生活安全企画課長	1　被災地の犯罪予防に関すること。 2　行方不明者の相談に関すること。 3　危険物の応急対策に関すること。
		地域班	地域課長	1　被災地の警戒警らに関すること。 2　警ら用無線自動車の運用に関すること。
		刑事班	捜査第一課長	1　遺体の検視、死体調査、身元確認に関すること。
		交通班	交通規制課長	1　被災地及びその周辺における交通規制に関すること。 2　緊急交通路の確保に関すること。 3　緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に関すること。
議会部	部長 事務局長 副部長 事務局次長	総務・図書館班	総務課長	1　部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。
		議事班	議事課長	1　議員との連絡調整に関すること。
		委員会班	委員会課長	1　議員への情報提供に関すること。

第９節　航空運用調整班運用計画

京都府災害対策本部航空運用調整班の運用計画について定める。

なお、あらかじめ消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリ等災害時の航空機及び無人航空機の利用について協議する。

第１　航空運用調整班の設置

災害対策本部長は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、関係機関の航空機との活動調整を図るため、府災害対策本部に航空運用調整班を設置する。

第２　航空運用調整班の所掌事務

航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、ヘリコプターの派遣要請の受付及び参画機関への任務の分担調整・出勤要請、ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成、ヘリコプターの活動基盤の調整、ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供、ヘリコプターの安全運航対策に関する調整などを行うものとする。

この際、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

第３　航空運用調整班の班員

１　航空運用調整班の班長は、災害対策課参事とする。

２　航空運用調整班の構成員は、次のとおりとする。

(1)　京都市消防局航空隊員

(2)　関係機関航空隊員等

(3)　その他災害対策本部長が必要と認める者

第１０節　保健医療福祉調整本部等運用計画

第１　保健医療福祉調整本部・調整地域本部の設置趣旨

災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整地域本部（以下「調整地域本部」という。）を設置する。

※　保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT)、救護班（医師会、日本赤十字社等)、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT)、災害派遣福祉チーム（DWAT)、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）、災害支援ナース等を指す。

第２　保健医療福祉調整本部・調整地域本部の設置

１　調整本部は、災害対策本部の組織下に属し、本庁に設置する。

２　調整地域本部は、災害対策支部の組織下に属し、各保健所に設置する。

第３　保健医療福祉調整本部・調整地域本部の構成

１　保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長とする。

２　保健医療福祉調整地域本部長は、各保健所長とする。

第４　保健医療福祉調整本部・調整地域本部の機能

１　調整本部は、府地域防災計画に定める対策の遂行のため、健康福祉部各班の指揮命令及び情報の統括を行うとともに、他の部、関係団体等との調整機能を担う。

２　調整本部は、府内に派遣された保健医療福祉活動チームを調整地域本部に派遣するなどの指揮・連絡を行うとともに、調整地域本部等と連携し、保健・医療・福祉等に係る活動の情報共有・支援を行う。

３　調整地域本部は、保健所の各対策班の指揮命令を行うとともに、管内の保健・医療・福祉等に係る情報を統括し、関係機関と情報共有する。

４　調整地域本部は、管内に派遣された保健医療福祉活動チームへの指揮・連絡を行うとともに、現地活動を支援する。

第５　保健医療福祉調整本部・調整地域本部の役割

１　保健・医療・福祉等に関する災害対応の統括

(1) 部内又は保健所内各班の体制の確立・対策の進捗管理

(2) 関係機関との調整等

２　被害状況・保健医療福祉ニーズ等に関する情報収集・分析、情報共有

３　保健医療福祉活動チームの派遣調整

４　不足物資、ライフライン復旧等に係る関係機関との調整

第１１節　企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口

企業等の事業継続に係る情報提供・収集が必要であるときは、災害対策本部にそのための窓口を設置する。

第１２節　ライフラインの復旧調整

人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等のため、各ライフラインの復旧について情報収集又は調整の必要があるときは、災害対策本部は各ライフライン事業者に連絡調整員の派遣を要請して、各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有する場を設置することとし、被災状況に応じて復旧の日程や箇所等の調整を行う。

第１３節　現地災害対策本部運用計画

第１　現地災害対策本部の設置

１　災害対策本部長は、災害地と災害対策本部との連絡調整及び機動的かつ迅速な災害応急対策のため、特に必要であると認める場合には、現地災害対策本部を設置する。

２　現地災害対策本部の設置は、原則として一の災害に一つとする。

３　現地災害対策本部は、原則として最も被害の大きいと見込まれる市町村を所管する府広域振興局に置くこととする。

第２　現地災害対策本部の所掌事務

現地災害対策本部は、災害地において機動的かつ迅速に処理することが適当なものであると災害対策本部長が認める事務を行う。

第３　現地災害対策本部の職員

１　現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長のうちから指名する。

２　現地災害対策本部長は、下表に定める基準による災害対策本部各部からの推薦に基づき、現地災害対策本部員及びその他の職員を指名する。

現地災害対策本部長	現地災害対策本部員	その他の職員
副知事	総合政策環境部副部長 健康福祉部副部長 農林水産部副部長 建設交通部技監 教育庁教育監 警察本部警備部理事官 その他関係部局の職員で必要と考えられる者	危機管理総務課長 広報課参事 健康福祉総務課参事 農政課参事 監理課参事 教育庁総務企画課長 警察本部警備部警備第一課警備対策官 その他関係部局の職員で必要と考えられる者

注　被害の状況又は事態の推移に応じて、適宜変更するものとする。

第４　現地災害対策本部の運営

１　現地災害対策本部においては、総務、広報、被害情報、交通規制、救助、消火、医療、避難者対策緊急輸送等ごとの担当者を定めるものとする。

２　現地災害対策本部長は、連絡要員を被災市町村の災害対策本部に常駐させ、現地災害対策本部との連絡を密にするよう努めるものとする。

３　現地災害対策本部長は、定期的に現地災害対策本部会議及び被災市町村との打合せを行うよう努めるとともに、現地の状況について現地災害対策本部員又はその他の職員に調査させるとともに、適宜報告を求め、必要に応じて指示を行うものとする。

４　現地災害対策本部は、災害対策本部との連絡を密にし、定期的な報告を行わなければならない。この場合災害対策本部は、災害対策本部員を通じて各部局に情報を提供するものとする。

第１４節　複合災害時の対応

地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合（複合災害時）は、災害対策本部内に次のとおりグループを編成し対応する。

原子力発電所事故の対応グループは、総合政策環境部長、健康福祉部長、その他関係部局副部長をグループ員とする。

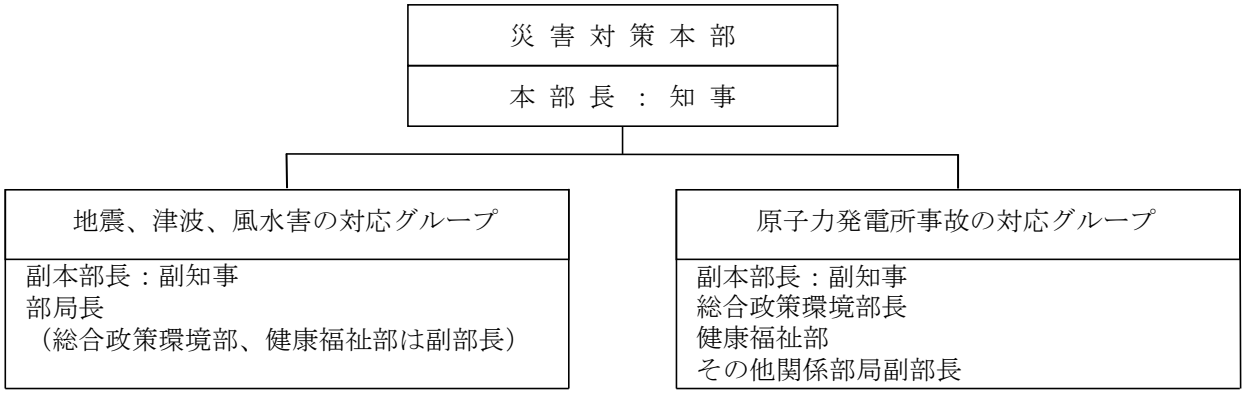

第１５節　職員の証票

災害応急対策において、府、市町村及び指定地方行政機関の職員が、災害対策基本法に基づき施設、土地、家屋又は物資の所在する場所、若しくは物資を保管させる場所に立ち入り、検査を行う場合における職員の身分を示す証票は、それぞれ所属の機関において発行する身分証明書とする。

第１６節　災害対策本部等の標識

第１　災害応急対策の業務に従事するときの関係機関の標識は、それぞれの機関において定めるものとする。

第２　京都府災害対策本部及び本部長の標識並びに腕章

京都府災害対策本部を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合は、次の標識及び腕章をつける。

１　本部長用

２　副本部長、部長、副部長及び対策支部長用

３　班長及び対策副支部長用

４　本部及び対策支部要員用

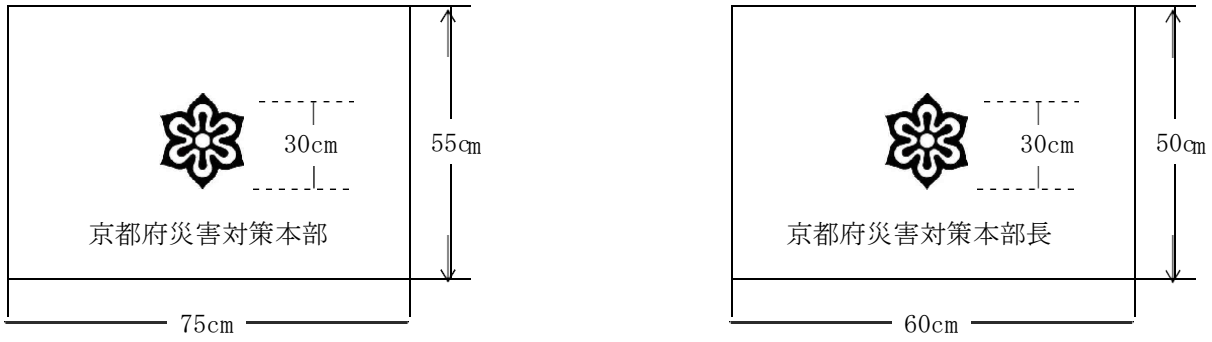

1　本　部　長　用

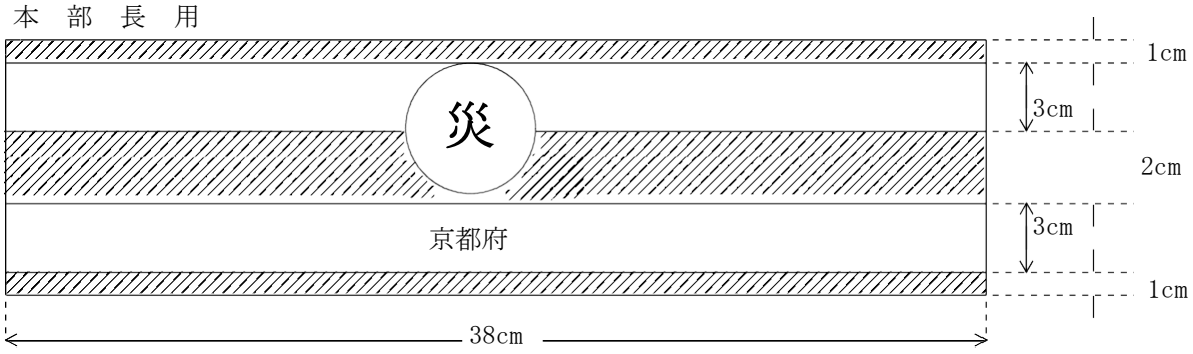

2　副本部長、部長、副部長及び対策支部長用

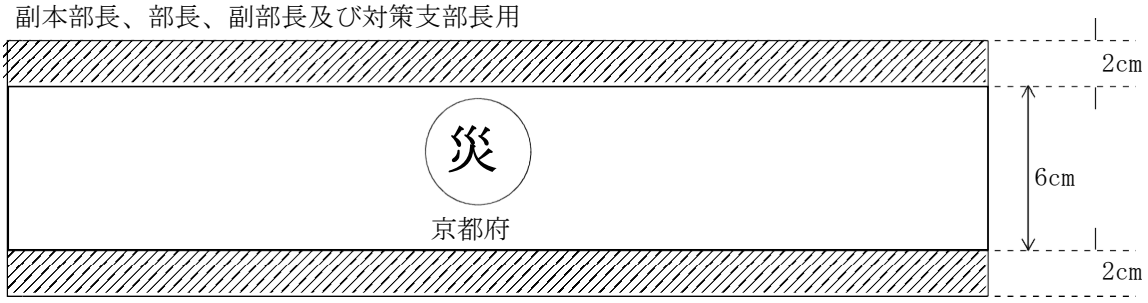

3　班長及び対策副支部長用

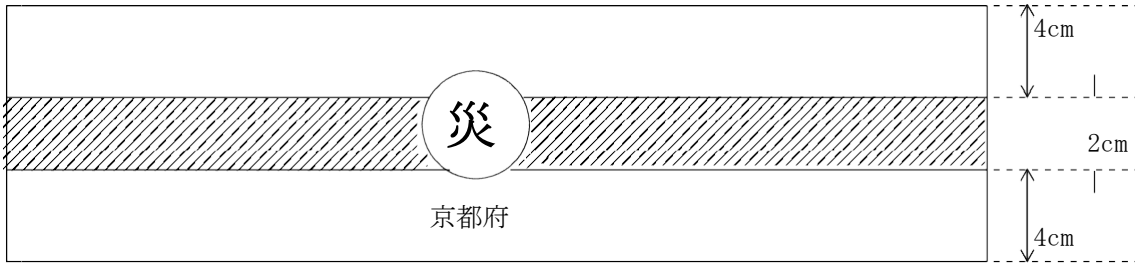

4　本部及び対策支部要員用

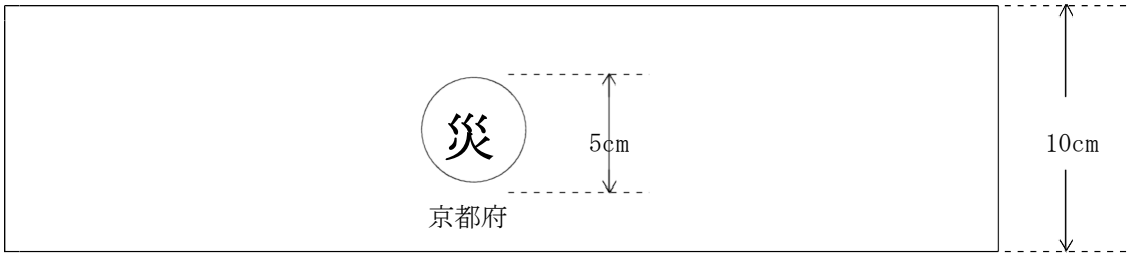

斜線の部分及び文字は赤色とする。

第１７節　市町村地域防災計画で定める事項

市町村災害対策本部については、市町村条例で基本的な事項を定めるが、組織編成及び細部にわたる運営上の手続等具体的な事項について定めるものとする。

１　市町村災害対策本部の設置及び閉鎖の基準

２　本部の組織機構及び編成

本部長は市町村長をもってあて、本部機構は本来の行政組織を主体に機能別に編成するのが望ましい。

(1)　本部

(2)　支部

３　各部、班の任務分担

４　本部の標識及び職員の証票

第２章　動員計画

（各機関）

第１節　計画の方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員についてその要領等を定める。

第２節　災害警戒本部の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする。
ただし、地震等別に定めるものについては除く。

部名 / 配備	危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
基本配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 2	－	－	道路計画課 道路建設課 道路管理課　2 河川課 砂防課　3	警備第一課　2
１号配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	健康福祉総務課 1	農村振興課　1	道路計画課 道路建設課 道路管理課　2 河川課 砂防課　6	警備第一課　2
２号配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 １０	健康福祉総務課 2	農村振興課　1 森の保全推進課 1	監理課　3 道路計画課 道路建設課 道路管理課　5 交通政策課　1 河川課 砂防課　11 下水道政策課　1	警備第一課　3
３号配備	災害対策本部設置に備えた対応とする。				

（備考）基本配備の要員の動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする

第３節　雪害警戒本部、雪害対策本部の動員

雪害警戒本部、雪害対策本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする

体制	配備	危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
雪害警戒本部	基本配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 2	－	－	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2	警備第一課　2
	１号配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	－	林業振興課　1	道路計画課 道路建設課 道路管理課 3	警備第一課　2
雪害対策本部	（２号配備相当）	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	健康福祉総務課 1	農政課　1 林業振興課　1 森の保全推進課 1	監理課 道路計画課 道路建設課 道路管理課 交通政策課 9	警備第一課　3

（備考）要員の動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする。

第４節　災害対策本部の動員

第１　動員計画

災害対策本部及び災害対策支部要員の動員は、事務局要員及び３段階による標準動員とし、あらかじめ各部、各班ごとに動員数を設定し、災害対策本部の指令に基づき各部長又は各班長及び各災害対策支部長が災害の状況に応じ本部指令を基準として臨機応変に実施するものとする。

災害の規模・状況により、本部事務局員が不足すると予測される場合は、危機管理監が動員班長と協議して、職員の早期参集指示や追加動員を求める。

第２　動員要請

１　動員の連絡系統

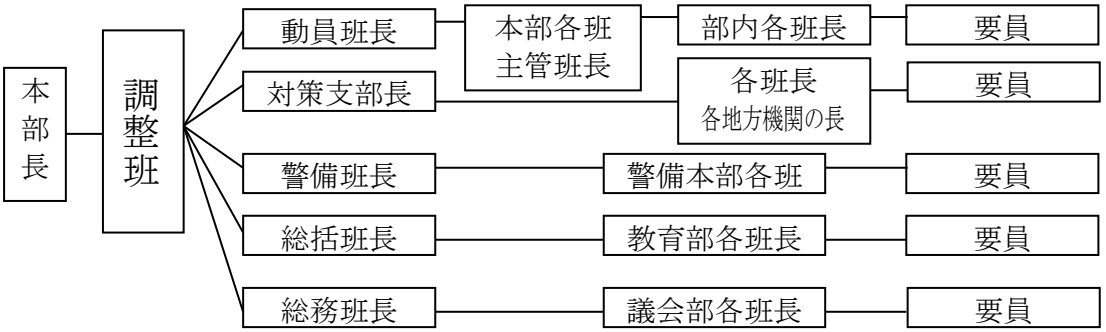

２　動員の方法

(1)　動員の伝達は、災害対策本部指令により無線又は電話若しくは連絡員等の方法で１の系統によって行う。

(2)　勤務時間外の場合の動員の伝達は、各部活動計画によるものとするが、電報により動員するときは、次の文章を使用するものとする。

略　　文‥‥‥‥‥ サイガイコイ　フ

解　読　文‥‥‥‥‥ 災害緊急事態のため至急出動せよ　京都府

(3)　標準動員以外の職員の動員は災害対策本部職員については災害対策本部の指令により動員班長が（緊急の場合にあっては、調整班長と動員班長との協議により動員班長が)、地方機関の職員については災害対策支部長がそれぞれ実施するものとする。

(4)　京都市内地域機関の職員の動員は、動員班長から本部各部主管班長を通じて動員するものとする。

(5)　京都府監査委員事務局、京都府人事委員会事務局、京都府労働委員会事務局等に属する職員の動員は、動員班長から各事務局長を通じて行うものとする。

(6)　京都海区漁業調整委員会事務局に属する職員の動員は、当該事務局所在の対策支部長が事務局長を通じて行うものとする。

(7)　災害対策本部設置後の有効稼働状況を把握するため、各部主管班長は、動員班長の指示するところにより、部内各班の動員状況を報告するものとする。

３　参集場所

(1)　職員は、動員の指示があった場合及び自動参集の場合は、原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属に参集する。

(2)　勤務時間外に動員の指示を受けた場合及び自動参集する場合において、交通が遮断し、あらゆる手段を講じても、勤務所属に参集することが不可能な場合には、職員は各自の所在地から出動可能な最も近接した本庁又は総合庁舎に参集する。

ただし、災害対策本部員及び副部長、班長、非常時専任職員等についてはこの限りでない。

４　非常時専任職員

(1)　災害等の発生時に、災害対策本部等の必要な体制を確保するため、通常業務を離れて、災害対応業務に専任する職員をあらかじめ指定する。（以下「専任職員」という。）

(2)　専任職員は次の職務を行う。

ア　通常業務を離れ、危機管理監の直属のスタッフとして各部局（室）との調整等に関わる職務

イ　通常業務を離れ、危機管理監又は災害対策支部長若しくは副支部長の指揮の下、災害対策本部又は災害対策支部等の設置、情報収集等の初動業務に関わる職務

ウ　通常業務を離れ、災害対策支部長（京都市域での緊急事態にあっては、災害対策本部長）等の指揮の下、災害対策本部、災害対策支部、市町村災害対策本部、京都府災害ボランティアセンター等の支援、連絡調整等に関わる職務

(3)　その他専任職員に関する必要事項は、別に定める。

5　府の退職者等の協力

(1)　府退職者等協力制度

大規模災害時における災害応急対策のため、府の退職者並びに京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例に定める団体及び府大学法人に勤務する者のうち、府からの事前の要請に応じ、府の指揮下で災害応急対策に従事することをあらかじめ承諾した者により予備的な体制を確保する。

(2)　活動の実施

全動員により対応する場合であって、さらに体制を拡充する必要があるときは、府退職者等協力制度に登録された者を、その都度、意向を確認した上で動員し、災害対策本部各班及び支部業務の人的サポート、居住地周辺における現地情報の報告、市町村業務の支援、専門知識を活かした業務支援その他必要な災害応急対策に従事させることができる。

災　害　対　策　本　部

次表に掲げる計画は、標準動員とし、この適用については、本部長がその都度指示するものとする。

動員の種類	状　況	調　整　部	管　理　部 職　員　部	総　務　部	総合政策環境部	文化生活部	健 康 福 祉 部
１号動員	暴風雨又は局地的集中豪雨などのため相当の被害が発生するおそれがある場合	全　動　員	渉外班　8 広報班　5 国際班　1 会計班　2 動員・厚生班 13	総務班　3 財政班　2 税務班　2 入札班　2 府有資産活用班 3	政策環境総務班 4 総合政策班　1 万博・地域交流班 1 情報政策・デジタル政策推進班 2 企画統計班　2 大学政策班　1 脱炭素社会推進班 1 循環型社会推進班 1 自然環境保全班 1 環境管理班　1 東京連絡班　2	文化生活総務班 3 人権啓発推進班 1 文化政策班　1 文化芸術班　1 スポーツ振興班 1 文教班　1 安心・安全まちづくり推進班 2 男女共同参画班 1 府民総合案内・相談センター班 1 消費生活安全班 1 生活衛生班　1	健康福祉総務班 6 医療班　3 健康対策班　2 家庭・青少年支援班 1 薬務班　1 地域福祉推進班 1 医療保険政策班 1
２号動員	数市町村の地域において住家の被害が災害救助法の適用規準に達する程度となりなお被害が拡大するおそれがある場合	全　動　員	渉外班　11 広報班　12 国際班　5 会計班　3 動員・厚生班 18	総務班　6 政策法務班 3 財政班　4 税務班　3 自治振興班 4 入札班　7 府有資産活用班 7	政策環境総務班 8 総合政策班　3 万博・地域交流班 1 情報政策・デジタル政策推進班 6 企画統計班　5 大学政策班　1 脱炭素社会推進班 2 循環型社会推進班 2 自然環境保全班 2 環境管理班　2 東京連絡班　2	文化生活総務班 5 人権啓発推進室 2 文化政策班　2 文化芸術班　1 スポーツ振興班 1 文教班　2 安心・安全まちづくり推進班 3 男女共同参画班 3 府民総合案内・相談センター班 2 消費生活安全班 2 生活衛生班　3	健康福祉総務班 12 医療班　9 健康対策班　6 薬務班　3 こども・子育て総合支援班　3 家庭・青少年支援班 4 高齢者支援班 2 地域福祉推進班 4 障害者支援班 1
３号動員	多数の市町村の地域において災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生した場合	全　動　員	全　動　員	全　動　員	全　動　員	全　動　員	全　動　員

要　員　動　員　計　画　表

（注）数字は動員数を示す。

商工労働観光部	農林水産部	建設交通部	教育部	警察本部	議会部	備考
産業労働総務班　1 中小企業 総合支援班　1 産業振興班　1 染織・工芸班 1 産業立地班　1 経済交流班　1 文化学術研究 都市推進班　1 雇用推進班　1 労働政策班　1 人材育成班　1 観光班　1	農政班　3 農村振興班　4 経営支援・ 担い手育成班 2 流通・ブランド 戦略班　1 農産班　1 畜産班　1 水産班　1 林業振興班　1 森の保全推進班 1	監理班　3 指導検査班　2 用地班　1 道路班　8 交通政策班　1 河川・砂防班21 都市計画班　2 建築指導班　1 住宅班　3 営繕班　2 公営企業経営班 2 水道政策班　2 下水道政策班 1 港湾班　2	総括班　3 管理班　1 学校教育班　1 特別支援教育班 1 高校教育班　1 保健体育班　1 文化財保護班 1	警備班　3 生活安全班　2 地域班　2 刑事班　2 交通班　2	総務・図書館班 2 議事班　2 委員会班　2	他対策本部 要員待機 時間外は自 宅待機
産業労働総務班 3 中小企業 総合支援班　1 産業振興班　1 染織・工芸班 1 産業立地班　1 経済交流班　1 文化学術研究 都市推進班　1 労働政策班　1 雇用推進班　1 人材育成班　1 観光班　1	農政班　8 農村振興班　7 経営支援・ 担い手育成班 5 流通・ブランド 戦略班　5 農産班　8 畜産班　4 水産班　3 林業振興班　5 森の保全推進班 2	監理班　6 指導検査班　5 用地班　4 道路班　15 交通政策班　4 河川・砂防班41 都市計画班　6 建築指導班　5 住宅班　12 営繕班　6 公営企業経営班 5 水道政策班　3 下水道政策班 5 港湾班　3	総括班　9 管理班　4 教職員班　2 福利班　2 学校教育班　3 特別支援教育班 2 高校教育班　2 教育DX推進班 2 保健体育班　2 社会教育班　2 文化財保護班10	警備班　5 生活安全班　3 地域班　3 刑事班　3 交通班　3	総務・図書館班 5 議事班　5 委員会班　5	同　上
全動員	全動員	全動員	全動員	全動員	全動員	

※交通遮断等で勤務所属に参集できない場合の対応については、別に定める。

第３章　通信情報連絡活動計画

（各機関）

第１節　活動方針

大規模な災害時においては、通信回線のふくそう、寸断等が予想されるため、府、市町村及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、府、市町村及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

第２節　災害規模の早期把握のための活動

第１　防災関係機関の情報収集

防災関係機関は、それぞれの担当する災害等の情報をあらゆる手段により、収集するとともに、当該情報を迅速に府災害対策本部に報告するものとする。

第２　早期の被害状況の収集

早期に被害状況を把握するため、必要に応じヘリコプター等からの画像を災害対策本部に伝送し又は災害現場において災害対策支部が撮影した被害状況写真を携帯電話等を通じて災害対策本部に伝送し、情報収集するものとする。

第３節　災害情報、被害状況等の収集伝達

第１　計画の方針

府、市町村及び防災関係機関は、災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害に関する情報、被害状況の収集、伝達及び報告に努める。

第２　災害情報等の収集伝達系統

被災市町村長から、府災害対策支部を通じて府災害対策本部へ災害情報等を伝達する系統「被災市町村長からの災害情報等の伝達系統」に示したとおりである。

第３　責　務

１　市町村

市町村は、当該区域内に災害が発生した時は、本計画の定めるところにより、速やかにその被害状況をとりまとめて知事に報告するとともに、災害応急に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。

(1)　被害の認定基準

災害による被害程度の認定に際しては、「被害程度の認定基準」の定めるところによる。

(2)　報告の要請及び内容

ア　災害情報報告

市町村が当該市町村の区域内に災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに知事（災害対策本部長）に報告する。府災害対策本部は、内閣総理大臣（消防庁）に報告する。

ただし、市町村が知事に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告するものとする。

なお、消防機関への１１９番通報が殺到した場合においても、市町村は直ちに府及び消防庁に報告することとする。

(ｱ)　報告の内容

ａ　被害の概要

ｂ　市町村災害対策本部設置の状況

ｃ　避難勧告及び指示、災害発生の状況

ｄ　消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）

ｅ　応援要請状況

ｆ　要員及び職員派遣状況

ｇ　応急措置の概要

ｈ　救助活動の状況

ｉ　要望事項

ｊ　その他の状況

(ｲ)　報告の概要

ａ　(ｱ)　に掲げる事項が発生次第、その都度、様式－１により報告すること。

ｂ　自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めること。

(ｳ)　報告の処理概要

ａ　市町村長は、所轄府広域振興局長（災害対策支部長）を経由して（京都市にあっては直接）知事に報告すること。

ｂ　ａの報告に基づき、対策本部は次の要領により報告を処理すること。

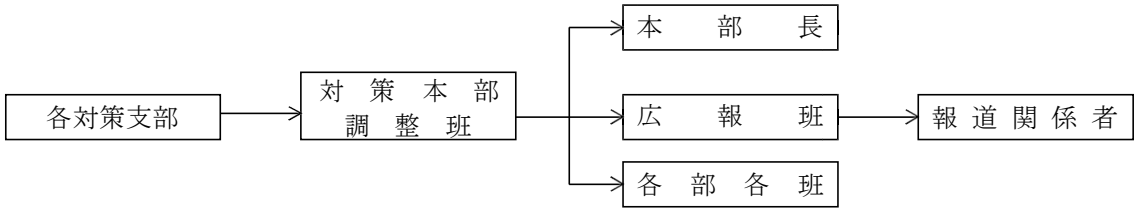

ｃ　災害救助法を適用した市町村における救助活動の詳細については、別に指示するところにより報告すること。

イ　災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告し、まず迅速性を主とすることが望ましく、様式－２により行う。ただし、警報が発表されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発表後１時間以内に報告すること。

ウ　被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、様式－３により報告する。ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

エ　被害確定報告

被害の拡大の恐れがなく、被害が確定した後１５日以内に様式－３に基づいて報告する。

ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

オ　被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、別に指示するところに従って報告する。

カ　被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

(3)　報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式-1～3により報告したものと見なす。

また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。

ア　電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ　防災行政無線による場合

次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。

なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

(ｱ)　緊急要請

(ｲ)　災害対策本部指令及び指示

(ｳ)　応急対策報告

(ｴ)　被害状況報告

(ｵ)　その他災害に関する連絡

ウ　西日本旅客鉄道株式会社の通信設備等の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのＪＲ駅、警察署及び消防署の通信設備を利用する。

エ　通信途絶時における措置

公衆電気電信、ＪＲ通信及び防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

2　府

府の地域に災害が発生したときには、府は本計画及び京都府防災規程の定めるところにより、市町村及び関係機関と密接に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。

そのほか、マスコミ報道、ホームページ、ツイッターやフェイスブックなどのＳＮＳ等多様な手段で情報収集する。

(1)　情報の収集

ア　被害報告の集計

支部は、管内区域内の市町村の被害状況を取りまとめて本部に報告し、本部は、各支部の報告を取りまとめて、これを報告する。（京都府防災情報システム等により被害報告を集計する場合を除く。）

イ　現地調査班の派遣

本部及び支部等においては、市町村から応援を求められたときは、速やかに職員を応援又は、派遣して調査するものとする。

また、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、職員を派遣して被害情報等を把握する。

ウ　写真の撮影

状況に応じて現場写真、空中写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。

(2)　情報の報告及び通報

ア　本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。関係機関と本部各部の分担は「防災関係機関と災害対策

本部各部の分担」のとおりとする。

イ　府は市町村の被害状況をまとめ、これを消防庁に報告する。この報告は、消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年４月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

(ｱ)　府は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁に報告するものとする。

(ｲ)　人的被害の数については、府が関係機関と連携しながら、一元的に集約・調整を行うものとする。なお、広報を行う際には市町村等と綿密に連携しながら適切に行う。

(ｳ)　自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するために概括的な情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

ウ　府は、関西広域連合の求めに応じ、取りまとめた被害状況を応援受援調整支援システムを活用して、遅滞なく報告するものとする。

エ　確定報告は、応急措置完了後20日以内に災害対策基本法第53条第２項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第22条に基づく消防庁長官あての文書を各１部ずつ消防庁に報告するものとする。

３　防災関係機関

(1)　情報の収集

防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに府内の被害状況を調査する。

(2)　被害状況等の報告

京都府災害対策本部が設置されたとき、市町村災害対策本部が設置されたとき、災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるときの報告系統は、「防災関係機関と災害対策本部各部の分担」の分担のとおりとする。

第４節　通信手段の確保

第１　災害時の通信連絡

府、市町村、及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル（１７１）」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ関西支社、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は災害用伝言板サービスを提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

第２　非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のための連絡であり、防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。府の市町村、防災関係機関等においては、「第２編第２章第２節」に示した計画の定めるところにより、これを利用する。その運用要領は、以下のとおりである。

１　非常通信の内容

(1)　人命の救助に関すること。

(2)　天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。
(3)　緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
(4)　電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
(5)　非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
(6)　暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
(7)　非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
(8)　非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
(9)　鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。
(10)　災対法第57条の規定により、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。
(11)　災対法第79条の規定により指定地方行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。
(12)　防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
(13)　救助法第24条及び災対法第71条第1 項の規定により、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
(14)　民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

２　非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

(1)　官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
(2)　地方防災会議及び災害対策本部
(3)　日本赤十字社
(4)　全国都市消防長連絡協議会
(5)　電力事業者
(6)　地方鉄道会社
(7)　その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

３　非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

(1)　あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
(2)　本文（字数は、１通200 字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
(3)　発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

第３　ＪＲ通信設備の利用

知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときに、西日本旅客鉄道株式会社が設置する通信設備を利用するについて、災害対策基本法に基づき、社長と知事との間に協定を締結している。

第４　漁業用海岸局設備の利用

宮津漁業無線局(漁業用海岸局)は中短波・短波・超短波帯の周波数を使用し、遠方の海岸局、船舶局とも通信が可能であることから、補完的通信設備として利用を図る。

第５　移動通信機器の貸与

災害が想定される場合、近畿総合通信局は府に対して、災害応急対策のため必要となる移動通信機器（衛星携帯電話、ＭＣＡ無線、簡易無線）を事前貸与を含めてプッシュ型で提供するとともに、災害発生後に、府は無線機器が不足する場合は近畿総合通信局や通信事業者へ移動通信機器の貸与申請等を行うことにより、通信手段の確保を図るものとする。

第６　放送の要請

知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときには、放送局に放送を要請するについても災害対策基本法に基づき、関係放送局と知事との間に協定を締結している。

また、本協定第６条に基づき「緊急警報放送の要請に関する覚書」を日本放送協会京都放送局長と知事との間に締結している。

第５節　災害地調査計画

第１　計画の方針

本部は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害現地の実態を把握する必要があるときは、調査班を編成して、被害状況をはじめ、応急対策実施状況等、現地の実態調査を行う。

第２　現地調査要領

１　調査班の編成

調査班の数、構成及びその他必要事項については、事態の状況に応じて本部で決定する。

２　調査事項

調査事項は、次のとおりである。

(1)　災害原因
(2)　被害状況
(3)　応急対策実施状況
(4)　防災関係機関の活動状況
(5)　住民避難状況
(6)　現地活動のあい路
(7)　災害地住民の動向及び要望事項
(8)　現場写真
(9)　その他必要な事項

第３　調査報告

現地調査で得られた結果については、すみやかに本部長に報告する。

第６節　市町村地域防災計画で定める事項

災害情報の収集、報告を迅速適確に行うため、地区ごとの担当責任者、連絡先、連絡事項等を定めるものとする。

また、被害状況報告についても、担当者、報告の種類及び連絡先等を定め、各種情報は、市町村長のもとに一元化を図るものとする。

第１　災害情報の調査実施者

災害状況の調査は、関係課（班）が主体となり行うが、各地域に点在する消防機関の職団員にも依頼し、迅速に報告させるよう定める。

第２　災害情報及び被害報告

１　災害情報

管内の災害情報を関係機関に連絡する責任担当係、連絡先、連絡事項等について具体的に定める。

２　災害情報の収集

情報収集に万全の措置をとるため、次の連絡員を定める。

(1)　市町村部内災害情報調査連絡員

(2)　各区域ごとの情報調査連絡員又は協力員

(3)　消防職団員の情報調査連絡員

３　被害状況の収集及び報告

被害の状況をとりまとめ、府及び関係先へ報告する体制を次のように定める。

(1)　報告責任者

(2)　連　絡　先

(3)　報告の種類及び報告要領

第３　被害状況調査

１　被害状況調査の分担

２　調査要領

３　調査報告のとりまとめ

４　被害写真の撮影

被災市町村長からの災害情報等の伝達系統

市町村名	防災主管課	ＮＴＴ電話番号		衛星通信系防災情報システム	備考
向日市	防災安全課	(075)931-1111		8(7)-741-8108	
長岡京市	防災・安全推進室	(075)951-2121	直　955-9661	8(7)-742-8108	
大山崎町	総務課	(075)956-2101		8(7)-743-8108	
宇治市	危機管理室	(0774)22-3141	直　39-9421	8(7)-751-8105	
城陽市	危機・防災対策課	(0774)52-1111	直　56-4045	8(7)-752-8108	
久御山町	総　務　課	(075)631-6111	直 631-9991	8(7)-753-8108	
八幡市	危機管理課	(075)983-1111	直　983-3200	8(7)-761-8108	
京田辺市	安心まちづくり室	(0774)63-1122	直　64-1307	8(7)-762-8109	
井手町	安心・安全推進課	(0774)82-6170	直　82-6161	8(7)-763-8108	
宇治田原町	総　務　課	(0774)88-2250	直　88-6631	8(7)-764-8108	
木津川市	危機管理課	(0774)72-0501	直　75-1206	8(7)-772-8108	
笠置町	総務財政課	(0743)95-2301		8(7)-774-8108	
和束町	総務課	(0774)78-3001		8(7)-775-8108	
精華町	危機管理室	(0774)94-2004	直　95-1928	8(7)-776-8108	
南山城村	総務課	(0743)93-0101	直　93-0102	8(7)-777-8108	
亀岡市	自治防災課	(0771)22-3131	直　25-5097	8(7)-791-8108	
南丹市	危機管理課	(0771)68-0021		8(7)-811-8108	
京丹波町	総務課	(0771)82-0200	直　82-3800	8(7)-813-8108	
綾部市	防災・危機管理課	(0773)42-3280	直　42-4222	8(7)-821-8109	
福知山市	危機管理室	(0773)22-6111	直　24-7503	8(7)-831-8109	
舞鶴市	危機管理・防災課	(0773)62-2300	直　66-1089	8(7)-841-8109	
宮津市	消防防災課	(0772)22-2121	直　45-1605	8(7)-851-8108	
京丹後市	総務防災課	(0772)69-0140		8(7)-871-8108	
伊根町	総　務　課	(0772)32-0501		8(7)-854-8108	
与謝野町	防災安全課	(0772)43-9000	直　43-9011	8(7)-853-8104	

※ 8：地上系発信
　7：衛星系発信

災害対策支部名	ＮＴＴ電話番号	衛星通信系防災情報システム
府乙訓副支部（地域総務防災課長）	(075)921-0183	8(7)-740-8101
府山城災害対策支部（総務防災課長）	(0774)21-2101	8(7)-750-8101
府田辺副支部（地域総務防災課長）	(0774)62-0173	8(7)-760-8101
府木津副支部（地域総務防災課長）	(0774)72-0051	8(7)-770-8101
府南丹災害対策支部（総務防災課長）	(0771)22-0422	8(7)-790-8101
府園部副支部（地域総務防災課長）	(0771)62-0360	8(7)-810-8101
府綾部副支部（地域総務防災課長）	(0773)42-0480	8(7)-820-8101
府福知山副支部（地域総務防災課長）	(0773)22-3901	8(7)-830-8101
府中丹災害対策支部（総務防災課長）	(0773)62-2500	8(7)-840-8101
府丹後災害対策支部（総務防災課長）	(0772)62-4301	8(7)-870-8101
府宮津副支部（地域総務防災課長）	(0772)22-2700	8(7)-850-8101
京都市災害対策本部 行財政局 防災危機管理室 防災危機管理室長	(075)222-3210	8(7)-731-8101

府災害対策本部
075-414-4472

衛星通信系
防災情報システム
8(7)-700-8110

総務省消防庁
【平日 9:30 ～ 18:15
応急対策室】
tel　03-5253-7527
（消防防災無線：9-90-49013）
fax　03-5253-7537
（消防防災無線：9-90-49033）
【休日・夜間：宿直室】
tel 03-5253-7777
（消防防災無線：9-90-49102）
fax 03-5253-7553
（消防防災無線 9-90-49036）

府災害対策支部の組織

府災害対策支部会議
府災害対策支部長
府災害対策副支部長
各機関の長
広域振興局総務防災課長
地域総務防災課長

府災害対策支部長
（府広域振興局長）
府災害対策副支部長
（副局長）
（地域連携・振興部長）

被害程度の認定基準

分類	用語		被害程度認定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	半壊		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０%以上５０%未満のもの。
		大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
		中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
		半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
		準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水		全壊・半壊には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの又は、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水		浸水が住家の床上以上に達しない程度のもの。
非住家被害	非住家被害		住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
	田	冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑	流失・埋没	田に準ずる。
		冠水	
	文教施設		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。

	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	崖くずれ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第２条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	地すべり		地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第２条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	土石流		土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	林地崩壊		森林法（昭和26年法律第249 号）第２条第１項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃渓流数の合計数とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被害船舶		ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	電話		災害により通話不能となった電話の回線数。
	電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
り災世帯等	り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	被災者数		被災世帯の構成員とする。
	公立文教施設		公立の文教施設とする。
被害金額	農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
		水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
		商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

防災関係機関と災害対策本部各部の分担

関　係　機　関	対 策 本 部 担 当 部 ・ 班
第八管区海上保安本部 陸上自衛隊第７普通科連隊 日本郵便株式会社（京都中央郵便局） 西日本電信電話株式会社（京都支店） ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社） 株式会社ＮＴＴドコモ関西支社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (一社)京都府ＬＰガス協会 大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部） 丹後ガス株式会社 関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社（京都本部） 近畿運輸局（京都運輸支局） 日本通運株式会社（京都支店） 大阪管区気象台 （京都地方気象台） 近畿総合通信局	調整部調整班（危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課）
大阪航空局（大阪空港事務所） 西日本旅客鉄道株式会社（京都支社） 東海旅客鉄道株式会社（関西支社） 北近畿タンゴ鉄道株式会社 WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）	建設交通部交通政策班（交通政策課）
日本放送協会（京都放送局） 株式会社京都放送 株式会社エフエム京都	管理部広報班（広報課）
近畿財務局（京都財務事務所）	調整部財務班（財政課）
近畿厚生局 日本赤十字社（京都府支部） 一般社団法人京都府医師会 公益社団法人京都府看護協会 一般社団法人京都府歯科医師会	健康福祉部医療班（医療課）
一般社団法人京都府薬剤師会	健康福祉部薬務班（薬務課）
近畿経済産業局 中部近畿産業保安監督部（近畿支部） 日本銀行（京都支店）	商工観光労働部
近畿農政局	農林水産部農産班（農産課）
近畿中国森林管理局（京都大阪森林管理事務所）	農林水産部森の保全推進班（森の保全推進課）
近畿地方整備局 （淀川河川事務所） （福知山河川国道事務所） （京都国道事務所） （淀川ダム統合管理事務所） （木津川上流河川事務所） (独)水資源機構（関西・吉野川支社）	建設交通部水防班（砂防課）
近畿地方整備局（舞鶴港湾事務所）	建設交通部港湾班（港湾課）
西日本高速道路株式会社 京都府道路公社	建設交通部道路総括班（道路管理課）
独立行政法人都市再生機構	建設交通部住宅班（住宅政策課）

様式－１

災　害　情　報　　第　　報					
対策（警戒）支部 （広域振興局）	月　　日 時現 在	発信 者名		受信 者名	（　　時　　分受）
報告事項		記 事	□　新　　規 □　続（詳）　　報 （第　　報関連）		

様式－２

報告日時	年　月　日　時　分
振興局名	広域振興局
報告者名	

［災害概況即報］

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所					発生日時	月　日　時　分			
被害の状況	死傷者	死　者	人	不　明	人	住　家	全　壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半　壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

様式－３－１

被　害　状　況　報　告　(1)

災害名：

第　報	対策本部 支部	月　日　時現在	受信 時刻	月　日　時現在	発信者 受信者	

	市町村名 発生年月日											
	項　目		単位	符号	- -	- -	- -	- -	- -	- -		
人的被害	死　者		人	(1)								
	行方不明者		人	(2)								
	負傷者	重傷	人	(3)								
		軽傷	人	(4)								
住家被害	全　壊（焼）		棟	(5)								
			世帯	(6)								
			人	(7)								
	半　壊（焼）		棟	(8)								
			世帯	(9)								
			人	(10)								
	一部破損		棟	(11)								
			世帯	(12)								
			人	(13)								
	浸水	床上	棟	(14)								
			世帯	(15)								
			人	(16)								
		床下	棟	(17)								
			世帯	(18)								
			人	(19)								
非住家被害	公共建物		棟	(20)								
	その他		棟	(21)								
その他の被害	田	流出埋没	ha	(22)								
		冠　水	ha	(23)								
	畑	流出埋没	ha	(24)								
		冠　水	ha	(25)								
	文教施設		箇所	(26)								
	病　院		箇所	(27)								
	道路	冠水	箇所	(28)								
		崩壊	箇所	(29)								
		その他	箇所	(30)								
	橋りょう		箇所	(31)								
	河　川		箇所	(32)								
	港　湾		箇所	(33)								
	砂　防		箇所	(34)								
	崖くずれ		箇所	(35)								
	地すべり		箇所	(36)								
	土石流		箇所	(37)								
	林地崩壊		箇所	(38)								
	清掃施設		箇所	(39)								
	鉄道不通		箇所	(40)								
	被害船舶		隻	(41)								
	水　道		戸	(42)								
	電　話		回線	(43)								
	電　気		戸	(44)								
	ガ　ス		戸	(45)								
	ブロック塀等		箇所	(46)								
	ﾋﾞﾆｰﾙﾊｳｽ等		棟	(47)								
	農　道		箇所	(48)								
	農林水産業施設		箇所	(49)								
	畦畔崩壊		箇所	(50)								
	農作物（　）		ha	(51)								
火災発生	建　物		件	(52)								
	危険物		件	(53)								
	その他		件	(54)								
り災世帯数(全･半壊+床上浸水)			世帯	(55)								
り災者数（全･半壊+床上浸水）			人	(56)								

様式－３－２

被 害 状 況 報 告 (2)

災害名：

市町村名 / 発生年月日 / 項目		単位	符号						
				- -	- -	- -	- -	- -	- -
公立文教施設		千円	(a)						
農林水産業施設		千円	(b)						
公共土木施設		千円	(c)						
その他の公共施設		千円	(d)						
小計		千円	(e)						
公共施設被害市町村			(f)						
そ	農産被害	千円	(g)						
	林産被害	千円	(h)						
	畜産被害	千円	(i)						
	水産被害	千円	(j)						
	商工被害	千円	(k)						
の	林地被害	千円	(l)						
他									
	その他	千円	(m)						
	小計	千円	(n)						
被害総額		千円	(o)						
災害対策本部	設置	年月日	(p)						
	解散	年月日	(q)						
災害警戒本部	設置	年月日	(r)						
	解散	年月日	(s)						
消防職員出動延人数		人	(t)						
消防団員出動延人数		人	(u)						
市町村職員出動延人数		人	(v)						
その他出動延人数		人	(w)						
出動延人数合計		人	(x)						

第４章　災害広報広聴計画

（各機関）

第１節　計画の方針

京都府の地域にかかる災害について被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、府、市町村及び関係機関が迅速かつ適確に被災地住民をはじめ府民に広報を行い民心の安定と、速やかな復旧を図るものとする。

また、災害が終息してからは、民心の安定と速やかな復旧を図るため、府、市町村及び関係機関は広聴活動を展開し、災害地住民の動向と要望活動の把握に努める。

第２節　計画の内容

第１　広報担当部課及び担当者の設置

各関係機関ごとに広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第２　報道機関に対する発表

報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問合せの受付、応答について実施要領を定めておく。

発表の内容はおおむね次の事項とする。

１　災害の種別
２　発生日時及び場所
３　被害の状況
４　応急対策実施状況
５　住民に対する避難指示等の状況
６　府民及び被災者に対する協力及び注意事項

第３　関係機関の相互協力

災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、Lアラート（災害情報共有システム）を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

第４　府民への広報要領

災害及び対策の状況は府民に協力を要請すべき事項については次の要領により広報する。

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ次の方法のうち必要にして適切な手段を講ずるものとする。

１　新聞、ラジオ、テレビ等に対し、特に報道方要請すること。
２　市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)、ＣＡＴＶ、市町村有線放送による広報を要請すること。
３　広報紙、チラシ、ポスター、緊急速報メール、事前登録によるメール、ＳＮＳ、ホームページ、アプリケーション等の情報通信環境を利用すること。

被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況が確実にゆきわたるよう広報する。

例えば、電力、ガス、水道等の復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動、生活関連情報等に重点をおき、人心の安定と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請する等の事項を上記に掲

げた方法により迅速に行うものとする。

第５　広聴活動

１　被災地及び避難場所等に臨時被災相談所等を関係機関の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

２　各機関は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。

３　府及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、府及び市町村は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第３節　市町村地域防災計画で定める事項

市町村地域の住民に対する災害時の広報広聴活動を迅速かつ適確に実施するための計画を、第２節に準じて詳細に定めておくものとする。

第５章　災害救助法の適用計画

（危機管理部）

第１節　災害救助法の適用基準

第１　災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村（京都市を除く。以下この章において同じ。）単位の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときは、市町村ごとに実施する。

１　市町村の区域（京都市にあっては市及び区の区域。以下この章において同じ。）内の人口に応じ、次に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合。

市町村人口と滅失世帯数

市町村の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上　15,000人未満	40世帯
15,000人以上　30,000人未満	50世帯
30,000人以上　50,000人未満	60世帯
50,000人以上　100,000人未満	80世帯
100,000人以上　300,000人未満	100世帯
300,000人以上	150世帯

市町村人口と滅失世帯数

市区町村名	人口	滅失世帯数	市区町村名	人口	滅失世帯数
京　都　府	2,578,087	2,000	久　世　郡	15,250	
福 知 山 市	77,306	80	久 御 山 町	15,250	50
舞　鶴　市	80,336	80	綴　喜　郡	16,317	
綾　部　市	31,846	60	井　手　町	7,406	40
宇　治　市	179,630	100	宇治田原町	8,911	40
宮　津　市	16,758	50	相　楽　郡	43,139	
亀　岡　市	86,174	80	笠　置　町	1,144	30
城　陽　市	74,607	80	和　束　町	3,478	30
向　日　市	56,859	80	精　華　町	36,198	60
長 岡 京 市	80,608	80	南 山 城 村	2,391	30
八　幡　市	70,433	80	船　井　郡	12,907	
京 田 辺 市	73,753	80	京 丹 波 町	12,907	40
京 丹 後 市	56,860	80	与　謝　郡	22,020	
南　丹　市	31,629	60	伊　根　町	1,928	30
木 津 川 市	77,907	80	与 謝 野 町	20,092	50
乙　訓　郡	15,953				
大 山 崎 町	15,953	50			

注 人口は令和２年10月１日国勢調査による。

２　京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,000世帯以上の場合であって、市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が上記１の滅失世帯数の半数以上であること。

３　京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が 9,000世帯以上あって、市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

４　災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

（例）①　被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被害者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被害者の救助が極めて困難でありそのため特殊の技術を必要とするものであること。

5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

（例）① 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合（紫雲丸遭難、第五北川丸遭難）

② 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合（上高地遭難）

③ 火山爆発又は有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合（十勝岳爆発、三宅島爆発）

④ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合（弥彦神社圧死事件）

⑤ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合（昭和５２．２豪雪）

⑥ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合（山形県大蔵村山崩れ災害）

第２節 被災世帯の算定基準

第１ 住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

1 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は１とする。

2 住家が半壊、半焼したものにあっては２世帯をもって１とみなす。

3 住家が床上浸水又は土砂のたい積などにより一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては３世帯をもって１とみなす。

第２ 住家の滅失等の認定

1 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延面積の70%以上に達したものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

2 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という。

3 準半壊

住家の損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

4 床上浸水

上記１～３に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの。

5 住 家

現実にその建物を居住のために使用しているもの。

（解釈）　必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して１戸とする。

また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

６　世　帯

生計を一つにしている実際の生活単位

（解釈）　同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となる。

また、マンションのように１棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯とする。

なお、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を１世帯として取り扱う。

第３節　災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合、当該所管区域内の市町村に救助を実施する。

第４節　活動計画

第１　府・市町村

災害救助法を適用する場合、速やかに次の措置を講ずる。

１　市町村単位の被害状況の実態把握又は避難者状況の予測

２　災害救助法の適用基準該当の有無判定

３　災害救助の種類の判定

４　京都府災害救助資源配分計画に基づく供給計画の策定

５　救援救護活動

第２　市町村

１　災害に際し、市町村における災害が「本章第１節」の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。

２　災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

第３　府

１　災害救助法適用の要請を受けた知事は、京都府災害対策本部会議を開き、災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市長村長に事務の内容及び期間を通知するとともに、内閣総理大臣あて報告する。

2　災害救助法を適用したときは、すみやかに告示する。

3　災害救助法適用後速やかに、市町村（京都市を含む。）等からの被害報告等から得た情報により推定した避難者数、被災者数、被災家屋数等に基づき資源配分の調整を行い、市町村（京都市を含む。）毎の配分資源の内容・数量、供給時期、供給方法等を定めた供給計画を作成する。

4　救助に必要な物資の供給等が適切かつ円滑に行われるよう、救助実施市の京都市及び関係機関との連絡調整を行う。

5　連絡調整の実効性を担保するため、京都府災害救助資源配分連絡会議を設置し、資源配分に係る手順、連携体制の確認等を行う。

第５節　応急救助の実施

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町村長に通知することにより、市町村長が救助を実施する。この場合において、市町村長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

1　避難所の設置
2　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
4　医療及び助産
5　被災者の救出
6　被災した住宅の応急修理
7　学用品の給与
8　埋葬
9　死体の捜索及び処理
10　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、次に掲げる救助については、市町村長は知事が実施する救助に協力する。

11　応急仮設住宅の供与

第６節　災害救助法による災害救助の方法、程度、期間及び実費弁償の基準

第１　災害救助法による救助の方法、程度、期間等

〔「資料編３－５　災害救助法による救助の方法、程度、期間等早見表」参照〕

第２　応急救助のための輸送費及び人夫費等

〔「資料編３－５　災害救助法による救助の方法、程度、期間等早見表」参照〕

第６章　消防活動計画

（危機管理部）

第１節　計画の方針

市町村は、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとし、府は市町村の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

第２節　計画の内容

第１　消防の目的

消防施設及び人員を活用して府民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水・火災又は地震等の災害を防除してこれらの災害による被害を軽減する。

第２　非常事態における知事の指示権

１　指示権適用の根拠及び方針

知事は消防組織法第43条の規定に基づき、地震、台風、水・火災等の非常事態の場合において緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、あらかじめ協定してある内容の実施その他災害防御の措置に関し必要な指示をする。

（この場合における指示は消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に添うものであること。）

２　指示の範囲

応援の派遣、災害の防御鎮圧、その他必要な事項とする。

第３　火災・災害等の情報及び報告

火災・災害等が発生した場合において、主たる災害の発生した地域の市町村長は次により調査のうえ、災害対策に必要な情報に意見を添えて報告する。府はこの情報により計画に基づいて、必要な対策を講ずるとともに、消防庁に報告する。なお、この報告をもって、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に定める火災即報とみなすものとする。

１　調査報告事項

調査報告事項は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267 号消防庁長官通知）による。

２　調査報告を要する規模

次のいずれかに該当する火災について報告するものとする。

(1)　一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災（該当するおそれがある場合を含む）について火災・災害等即報要領　第1号様式により報告すること。

ア　死者３人以上が生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2)　個別基準

次の火災については（１）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む）について報告すること。

ア　火　災

(ｱ)　建物火災

a　特定防火対象物で死者の発生した火災

b　高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c　大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

d　特定違反対象物の火災

e　建物焼損延べ面積 3,000平方メートル以上と推定される火災

f　他の建築物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災

g　損害額１億円以上と推定される火災

(ｲ)　林野火災

a　焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

b　空中消火を要請又は実施したもの

c　住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ｳ)　交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

a　航空機火災

b　タンカー火災

c　船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d　トンネル内車両火災

e　列車火災

(ｴ)　その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）

・消火活動を著しく妨げる毒性のガスの放出を伴う火災

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる社会的影響が高いと認められる場合には報告すること

第４　消防機関等の活動状況の把握及び情報の収集調査

災害時において消防機関の活動状況を把握し適切な災害対策計画を樹立するため、市町村から次の情報を求めるとともに、必要と認める場合は、現地調査を実施する。

１　災害発生の日時、場所、気象状況

２　災害の種類、規模、被害状況

３　消防機関の名称、人員、機械、器具

４　消防機関の活動状況

５　災害に対する教訓

第５　市町村の消防活動計画

市町村は、大規模災害が発生した時には、消防計画に基づき、状況に応じて、迅速かつ的確に次の措置をとる。

１　消防職団員を中心とした災害の警戒及び防御

２　災害の情報収集

３　火災警報等の発令、伝達及び周知

４　住民の安全及び避難路の確保
５　傷病者の救急救助
６　応援協定等に基づく応援要請

第６　救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第３節　応援要請に関する計画

第１　計画の方針

府内において、大規模災害が発生し、被害の程度が甚大となるおそれが生じたときには、市町村長（又は委任を受けた消防長）は、消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の派遣要請を行い、被害の軽減に努める。

第２　計画の内容

１　府は、緊急の必要があるときは、市町村又は消防機関に対し、消防相互応援の実施並びにその他災害防止の措置について、必要な指示をする。
２　被災市町村の被害が拡大する恐れがあり、府内の市町村の消防力では対処できないと認める場合、知事は国に対し緊急消防援助隊の派遣を要請する。
３　府は緊急消防援助隊を要請した場合、消防応援活動調整本部を設置し、消防機関活動の把握及び指示を行う。
４　緊急消防援助隊の応援要請に係る連絡等詳細に関しては、別途定める「京都府緊急消防援助隊受援計画」に基づき行うこととするが、市町村においても、あらかじめ次の各号に掲げる他府県応援部隊の受入に関する事項を整備しておくものとする。
(1)　応援要請に必要な手続きに関すること。
(2)　応援部隊の集結地への誘導に関すること。
(3)　災害現場活動に係る方針に関すること。
(4)　応援部隊が担当する災害現場活動に関すること。
(5)　補給物資の調達及び搬送に関すること。
(6)　災害活動の記録に関すること。
(7)　管内地図及び消防水利に関すること。
(8)　医療機関の所在地に関すること。
(9)　その他応援部隊の受入れ及び活動に必要な調整に関すること。

※　総務省消防庁への連絡方法

【平日9:30～18:15：国民保護・防災部防災課応急対策室】

tel　０３－５２５３－７５２７（消防防災無線：９－９０－４９０１３）
fax　０３－５２５３－７５３７（消防防災無線：９－９０－４９０３３）

【休日・夜間：宿直室】

tel　０３－５２５３－７７７７（消防防災無線：９－９０－４９１０２）
fax　０３－５２５３－７５５３（消防防災無線：９－９０－４９０３６）

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第７章　水防計画

（府建設交通部）

第１節　計画の方針

京都府の地域における水防上必要な諸活動の大綱について定める。
京都府水防計画又は水防法に規定されているとおりである。

第２節　計画の内容

第１　水防の責任

１　京都府の責任

京都府内の水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう指導し、水防能力の確保に努めなければならない。

２　水防管理団体の責任

水防管理団体たる市町村及び水防事務組合は、水防の第１次の責任者であり、それぞれの団体に所属する区域の水防を十分に果たさなければならない。

これは水防法の定めるところに従って水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、器具、資材を整備する等水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動等の責任を有する。

また、指定水防管理団体においては、当該団体の水防協議会に諮って、京都府の水防計画に応じた水防に関するあらゆる活動等を当該団体の水防計画で定めるものとする。

第２　水防活動の組織

第３編第１章第２節及び第８節による。

第３　重要水防区域（箇所）等

京都府管内水防区域のうち、その現状から見て洪水の場合公共上に及ぼす影響が大きく、特に警戒防御をはかる必要が認められる河川について、その区域を重要水防区域（箇所）に指定する。

また、２ｍ以上の築堤かつ人家連担の区間や近年の台風や集中豪雨等により大きな被害を受けた区間を重点的に警戒すべき箇所（河川重点警戒箇所）として位置づける。

第４　水防活動

１　水防体制

⑴　府庁における水防体制

ア　気象業務法第14条の２第１項の規定による大雨、洪水及び津波の注意報、大雨、洪水、高潮及び津波の警報が発表され、災害警戒本部が設置された場合、建設交通部河川課及び砂防課は水防体制に移り、予警報が解除されるまでの間、情報連絡等の事務を処理する。

イ　気象業務法第15条の規定により、大雨警報の通知を受けたときは、第３編第１章の機構の下に水防事務を処理する。

ウ　ア及びイ以外の場合においても、知事が必要と認めたときは建設交通部河川課及び砂防課を水防体制に移す。

(2)　土木事務所の水防体制

府庁における水防体制が執られる予警報が発表されたとき、又は気象、水位及び雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、土木事務所を水防体制に移し、必要に応じて所轄区域内の水防管理者及び河川課・砂防課あるいは災害対策本部河川・砂防班に連絡し、職員を現地に派遣して水防の指導等にあたらせるものとする。

(3)　広域振興局の水防体制

府庁における水防体制が執られる予警報が発表されたとき、又は水防担当区域内の気象、水位、雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、広域振興局を水防体制に移し、あらかじめ定めておいた担当員を現地に派遣して、情報収集やため池等の水防指導にあたらせるものとする。

(4)　大野ダム総合管理事務所の水防体制

ア　京都地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発表された時は大野ダム操作規則第13条及び畑川ダム操作規則第10条の規定に基づき洪水警戒体制に入るものとする。

イ　洪水警戒体制時においては、大野ダム操作規則第14条各号の規定及び畑川ダム操作規則第11条各号の規定に基づき、災害対策本部河川・砂防班（河川課及び砂防課）、関係災害対策支部、その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にし、必要な措置をとるものとする。

（府の水防体制（水防資器材）は「資料編３－７」参照）

(5)　水防管理団体の水防体制

ア　平時の巡視

水防管理者は堤防延長１㎞ないし２㎞ごとに１人の基準で巡視員を定め常に区域内を巡視させ、水防上危険な個所を発見した時は、所轄土木事務所長に連絡して必要な措置を求めなければならない。

イ　出水時の監視

水防管理者は堤防延長500mないし1,000mごとに監視１人、連絡員１人の基準で監視にあたらせ、特に重要水防区域及び河川重点警戒箇所については監視を厳にする。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。

ただし、水防団員等の安全確保に十分配慮するものとする。

ウ　水防管理者は常に気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が発表された場合又は水防第１信号を受けたときは水防作業員が待機できるよう連絡方法を定めておかねばならない。

エ　水防作業員は第１号信号で出動を予期して待機し、第２号信号で出動（一番手、二番手、三番手に分割）するものとする。

オ　一番手の出動人員は定員の３分の１以内とする。

カ　水防管理者は、近年続発する局地的大雨による洪水にかんがみ、気象状況等の連絡の有無にかかわらず大雨に際しては特に厳重な警戒を行うものとする。

キ　水防管理者は、水防上警察署と密接な関係があるので、あらかじめ必要と認められる事項については所轄の警察署と協議しておくものとする。

（水防管理団体一覧は「資料編３－８」、水防管理団体の水防体制（水防資器材）は「資料編３－９」参照）

(6)　ため池、頭首工、用水ひ門、排水ひ門、排水機各管理者の水防体制

ア　平時の巡視

ため池、頭首工、用水ひ門、排水ひ門、排水機各管理者は平常監視員１名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な箇所を発見したとき（若しくはその操作を必要とするとき）は所轄の水防管理団体（市町村）に連格して必要な措置を求めなければならない。

イ　監視員は平常工作物の点検をなし、出水時の操作に支障ないようにしなければならない。

ウ　出水時の監視

前項の各管理者は、監視員若干名と連絡員若干名を置き、水防作業を必要とするときは直ちに水防管理者に連絡できるよう体制をととのえておくこと。

エ　鉄道線路その他重要公共施設の川上にあたるため池の管理者はため池を操作する場合又は決壊のおそれのあるときは最寄りの駅その他重要な公共施設の管理者に急報しなければならない。

(7)　えん堤管理者の水防体制

洪水期には特にえん堤管理規定を厳守すること。

えん堤管理者は洪水時の操作について、その操作が下流の鉄道線路に影響を及ぼすおそれがあるものについては、あらかじめ、所轄ＪＲ機関と連絡方法等について協定しておくこと。

２　水防管理団体の出動について

(1)　非常配置

各水防管理団体は水防法第16条に規定する水防警報その他諸種の状況を判断して配置につく時期及び解除について自主的に決定するものとする。ただし、水防上緊急を要するときは、知事は水防法第30条に基づき指示することができる。

(2)　出　動

水防管理者は、次の場合直ちに管内水防団又は消防機関及びため池管理者にあらかじめ定められた計画に従い、出動させ警戒にあたらせる。

ただし、水防団員等の出動の指示に当たっては、安全に十分配慮して行うものとする。

ア　河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。

イ　ため池堤体に漏水が生じ、決壊のおそれがあるとき。

ウ　地震による堤防の漏水、沈下及び津波のおそれがあるとき。

エ　その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認めたとき。

(3)　出動の援助協力

ア　水防管理者は、大規模な水防の活動を要するため水防法第22条及び第23条の規定に基づき警察官及び他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めた場合には当該水防活動について応援を求めた現地の水防管理者は現地に責任者をおくものとする。

イ　この場合、責任者は、目印として昼間は赤腕章、夜間は赤ランプによりその位置を明確にしておくこと。

３　出動、水防開始、堤防及びため池等の異常に関する報告

(1)　次の場合には、連絡系統図により直ちに報告するものとする。

ア　水防団及び消防機関が出動したとき。

イ　水防作業を開始したとき。

ウ　堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

連絡系統図

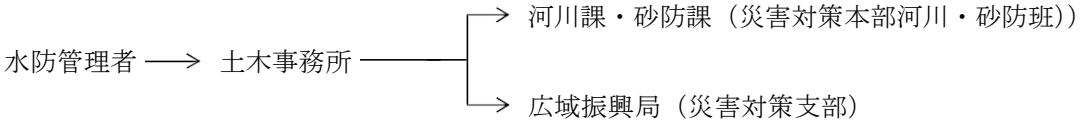

(2)　ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告すること。

連絡系統図

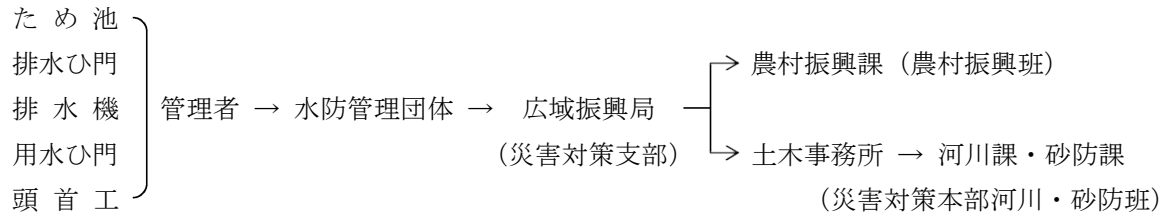

4　決壊等の通報

堤防あるいはため池が決壊し、又はその恐れのある事態が発生した場合には、当該水防管理団体においては、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を所轄の土木事務所及び広域振興局、氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。土木事務所においては、これを直ちに河川課・砂防課、警察、その他必要箇所に連絡するものとする。

5　避難のための立ち退き

(1)　立ち退き計画の作成

水防管理団体においては、その長が所轄警察署と協議して立ち退き計画を作成し、予定立ち退き先、経路等必要な措置を講じておくこと。

(2)　立ち退きの指示

水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し水防信号第４信号、広報網、通信その他の方法により、避難のため立ち退くべきことを指示する。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は上記に準じて対応するものとする。

水防管理者が立ち退きを指示する場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

第５　水防活動報告

水防が終結したときは、その都度関係水防管理団体の長は、遅滞なく別途水防計画に定める様式により５日以内に土木事務所経由、知事に報告するものとする。ただし、警戒のみに終わった場合はこの限りでない。

第３節　市町村地域防災計画で定める事項

水防職団員の体制を強化し、その活動が迅速、適確に実施されるよう必要な計画を定めるものとする。

第１　雨量・水位の通報連絡

府土木事務所と緊密な連絡を行い、収集した資料を直ちに土木事務所に通報するとともに必要な情報の収集伝達の組織を定める。

第２　水防活動体制

水防活動を迅速かつ規律ある団体行動にするための体制を定める。

第３　水防用資材の位置及び輸送等

水防倉庫の位置を明確にし、水防資材の輸送及び補充について搬送の方法を定める。

第４　公用負担

水防のため、緊急の必要があるときは水防管理者が水防の現場において公用負担の権限を行使できるが、この行使について必要事項を定める。

第８章　避難等に関する計画

（各機関）

第１節　計画の方針

災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

府民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、府民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市町村から避難指示が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

さらに、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への自主的な避難のほか、自らの判断で上階への避難や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それらの避難ができない場合は比較的安全な次善の避難場所への避難も重要である。

このため、市町村は、府民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに適切に高齢者等避難等を発令し、周知を徹底することとする。

なお、事前準備の呼びかけに当たっては、事前登録によるメールやＳＮＳ、アプリケーション等を積極的に活用する。

第２節　避難指示等

第１　実施責任者

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施責任者は次のとおりとするが、知事は市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

１　高齢者等避難

災害全般について　市町村長（内閣府「避難情報に関するガイドライン」）

２　避難指示

(1)　洪　水

ア　知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）

イ　水防管理者（水防法第29条）

(2)　地すべり

知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）

(3)　災害全般

ア　市町村長（災害対策基本法第60条）

イ　警察官（警察官職務執行法第４条第１項、災害対策基本法第61条）

ウ　自衛官（自衛隊法第94条）

エ　海上保安官（災害対策基本法第61条）

３　緊急安全確保

災害全般について　市町村長（災害対策基本法第60条）

第２　避難指示等

１　市町村長の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

災害による被害発生の恐れがあり、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、市町村長は高齢者等避難を発令する。

災害が発生が発生する恐れが高い場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。

さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険な恐れがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、命を守るための緊急安全確保を指示する。

なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定するとともに、災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押しするよう努める。

特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に立退き避難が完了するように暴風警報が発表され次第避難情報を発令する等、居住者等が安全に立退き避難をできるよう早めに避難情報を発令する。

なお、府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

特に府は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

市町村長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは速やかに知事に報告する。報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。

また、市町村長による避難の指示ができないとき又は市町村長から要請があったときには、警察官、海上保安官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。

避難指示等の連絡系統を次に示す。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の連絡系統

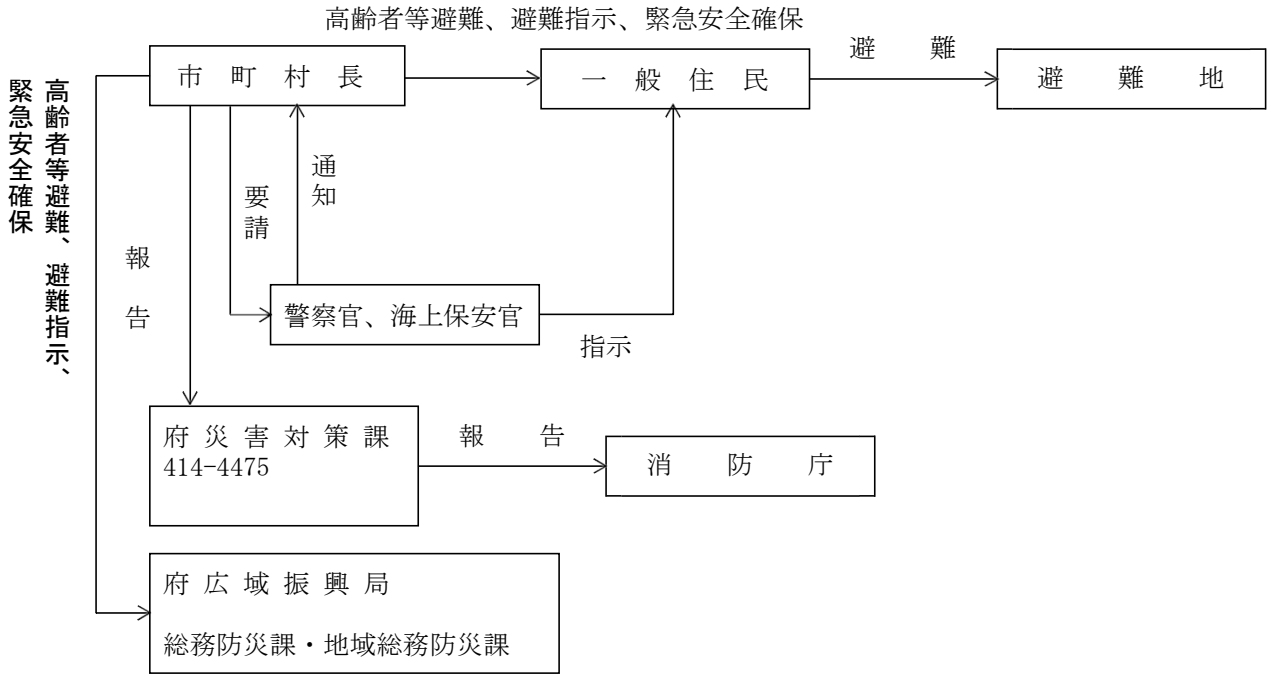

2　知事の指示

(1)　災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が当該市町村長に代わって１の全部又は一部を実施する。

(2)　知事は、市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3)　知事は、１の市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継ぐ。

(4)　知事は、市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知する。

3　警察官の指示（災害対策基本法第61条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、警察官は自ら避難を指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市町村長に通知する。

4　海上保安官の指示（災害対策基本法第61条）

(1)　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、海上保安官は自ら避難を指示する。

(2)　この場合、海上保安官は直ちにその旨市町村長に通知する。

(3)　第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部の指導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められる事態においては第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部は次の指導連絡を行う。

ア　在港船舶に対する避難指示指導

イ　航行中の船舶に対する通報連絡

ウ　遊泳者・磯釣者に対する通報連絡

5　自衛官の指示（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置をする。

6　洪水のための指示（水防法第29条）

災害に伴う洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた府の職員又は水防管理者は、立退き又はその準備を指示する。水防管理者が指示する場合には当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

7　地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難を指示する。この場合、当該地区を管轄する警察署長にその旨を通知する。

第３　警戒区域の設定

災害対策基本法第63条の規定に従い市町村長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。

また、同条第２項及び第３項並びに第73条の規定に従い警察官、海上保安官、自衛官又は知事は、市町村長の代行をすることができる。

第３節　避難の周知徹底

第１　避難の指示等の伝達方法

1　避難の指示等をする者は、次の内容を明示して実施する。

(1)　避難対象地域

(2)　適切な避難行動のあり方（立ち退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保）

(3)　避難先

(4)　避難経路

(5)　避難指示等の理由

(6)　その他必要な事項

2　住民への周知徹底は、広報無線、消防無線、拡声装置、携帯電話、メール、Ｌアラート（災害情報共有システム)、ホームページ等によるほか、あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。

3　できるだけ住民を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告する。

4　府及び市町村は、住民の円滑な避難を促すよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況、混雑状況をホームページ等で周知するものとする。

第４節　避難の誘導及び移送等

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

市町村は、災害時には避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行れるように努める。

第１　避難の順序

1　避難、立退きの誘導に当たっては、避難行動要支援者及び病傷人等を優先して行う。

2　災害が発生した時に、先に災害を受けると予想される地域住民者の避難を優先する。

第２　移送の方法

1　避難、立退きに際する移動及び輸送は、避難者が各自で行うことを原則とするが、自力では不可能な場合には、市町村が車両、舟艇等を配置して行う。

2　被災地が広範囲にわたって大規模な移送を必要とし、市町村において処置できない時は、関係支部へ連絡して応援要請する。

第３　携帯品の制限等

避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。

ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については十分配慮する。

第５節　二次災害の防止

地震等の災害により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

第６節　避難所の開設等

第１　避難所の開設

市町村長は災害の状況により必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害のおそれのない場所の施設を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

さらに、要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

なお、被災市町村と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、避難を必要とする地域住民や要配慮者等に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。

第２　避難所の運営管理等

１　市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、開設が長期化した場合に備え、あらかじめ市町村や自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてのルールを明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

２　避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅避難者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。なお、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、情報の把握に努めるものする。

また、在宅避難者については、高齢者、障害者等多様な特性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、平常時から把握している情報や被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市町村に提供するものとする。

３　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、防災井戸等による生活用水の確保、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

なお、トイレの設置にあたっては、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラ―等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防の必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。

併せて、必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）に基づき、飼い主等からの家庭動物の一時預かりの要望への対応や、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について、獣医師会等とも連携のうえ検討し、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

4　避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

5　指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

6　市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながらあらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。

7　府及び市町村は、在宅避難者や、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達、在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点を設置すること等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

8　災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

第３　災害救助法による避難所開設基準等

1　対　象

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者

2　設置方法

学校、公会堂、神社、仏閣、旅館等の既存の建物を利用するのを普通とするが、これがない場合は野外に仮設した幕舎、バラックを仮設する。

3　開設期間

災害発生から７日間

第４　災害救助法による福祉避難所開設基準等

1　対　象

高齢者、障害者、乳幼児等避難所生活に何らかの支障をきたす者

2　設置方法

社会福祉施設等を利用して設置するが、この施設等が不足する場合は、公的な宿泊施設又は、旅館等を利用する。

3　開設期間

災害発生から７日間

第５　新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応

1　市町村は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。

2　市町村は、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

3　発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、

一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーテーションで区切るなどの工夫をする。

第６　大雪時における対応

大雪時における避難所の開設、運営管理等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

第７節　避難者健康対策（府健康福祉部）

第１　活動の方針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

第２　実施責任者

避難者の健康対策は、関係機関の協力を得て、府及び市町村がそれぞれの役割に応じ連携し実施する。

第３　支援活動体制及び活動内容

府は、発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織し、以下に定める業務を行う。保健医療福祉調整本部においては、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府災害時保健活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。

また、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）及び災害リハビリテーション支援チーム（ＪＲＡＴ）及び日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。

１　支援体制の企画・調整活動

ア　災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等を活用して、保健活動に関する情報収集等を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整し、居宅及び避難所の支援体制を確立する。

イ　派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。

ウ　救護所や災害派遣精神チーム（ＤＰＡＴ）等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。

エ　支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。

オ　必要物品・設備の点検、整備及び調整を行う。

２　災害発生時から復興期までの支援活動

災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までフェーズ０からフェーズ５までの６段階に分けて時期に応じた活動を実施する。

(1)　概ね災害発生後２４時間以内（フェーズ０　初動体制の確立）

ア　保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集する。

イ　災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保を行う。

(2)　概ね災害発生後７２時間以内（フェーズ１　緊急対策期）

ア　被災地の健康被害状況に基づき、国に派遣チームの派遣を要請し、支援体制を整備する。

イ　被災者リストを作成し、避難者の健康実態、衛生状態などの生活実態、栄養状態等について調査し、災害保健活動の方針を決定する。

ウ　避難者の健康課題や要配慮者の早期発見を行い、避難所等の環境整備や適切な場所への移動を支援し、感染症や疾病の重症化等二次的な健康被害を予防する。

エ　医療・看護・介護・リハビリテーションチーム等と連携し、避難生活における医療継続の体制整備を行う。

オ　感染症、エコノミー症候群、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。

カ　医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請し、各避難所等における巡回診療を支援する。

キ　医療機関の開設情報、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神障害者健康福祉総合センターに情報センターを設置する。

(3)　災害発生後概ね３日～２週間（フェーズ２　応急対策期　避難所が中心）

ア　新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりなど、自主的な避難所運営に移行できるよう支援する。

イ　避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活によるストレス状況への対応に留意し、派遣チーム・専門家チーム等との連携・情報共有を十分に行う。

(4)　災害発生後概ね２週間から２か月（フェーズ３　応急対策期　避難所から仮設住宅入居まで）

ア　避難生活の長期化に伴う身体的・精神的健康問題の変化を把握し､支援方法について検討し実行する。

イ　避難所から仮設住宅入居又は自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。

ウ　被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、医療・保健・福祉の関係者で構成する支援組織を編成し、巡回相談や相談電話を実施する。

エ　連絡調整員（精神保健福祉相談員や保健師等により構成）を設置し、専門的なケアを必要とする者へ支援活動体制を確保する。

(5)　災害発生後概ね２か月から１年まで（フェーズ４　復旧・復興対策期）

ア　新たなコミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援を行う。

イ　健康調査を実施し、各種健康相談やサロン活動を早期に実施し、孤独死や閉じこもりを予防する。

ウ　応援・派遣保健師等の調整、終了時期の検討等通常業務の再開と生活再建に向けた活動支援の計画・実施を行う。

(6)　災害発生後概ね１年以降（フェーズ５　復興支援期）

ア　住み慣れてきた復興住宅から、再び移動することに伴う生活不安や新たな健康問題を支援する。

イ　被災自治体職員や外部支援者へのこころのケアと健康管理を継続的に行う。

第４　精神保健対策の実施

１　医療を必要とする避難者への対策

(1)　医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請し、各避難所等における巡回診療を支援する。

(2)　診療情報の管理医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。情報センターは、当該センターに集約された情報を府保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。

２　被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

(1)　関係者による支援組織の編成

府精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を検討・実施するとともに府保健所、市町村等が行う活動を支援する。

ア　知識の普及・啓発

イ　巡回相談の実施

ウ　相談電話の設置

エ　アルコール問題等への対応

(2)　専門的なケアを必要とする者への支援

専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉相

談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

(3)　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣

災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。

第８節　広域避難

第１　府内における広域避難

１　市町村

(1)　市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。

(2)　市町村は、府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。

２　協議先市町村

(1)　協議を受けた市町村は、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

３　府

(1)　府は、市町村から、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行う等必要な協力を行うよう努める。

第２　府外における広域避難

１　市町村

(1)　市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。

２　府

(1)　府は、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、居住者等の受入れについて広域避難の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。

(2)　府は、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、協議する。

第３　他の都道府県から協議を受けた場合

１　府

(1)　府は、他の都道府県から居住者等の受入れについて協議を受けたときは、府内の状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

２　市町村

(1)　市町村は、府から１の協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第４　緊急を要する場合の府外における広域避難等

１　市町村

(1)　市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府に報告の上、他の都道府県内の市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。

２　府

(1)　府は市町村から１の報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告する。

３　他の都道府県内の市町村から協議を受けた場合

(1)　市町村は、府から協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第５　居住者等に対する情報提供と支援

１　市町村は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

２　広域避難を受け入れた市町村は、市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第９節　広域一時滞在

第１　府内における広域一時滞在

１　被災市町村

(1)　被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

(2)　被災市町村は、府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

２　協議先市町村

(1)　協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

３　府

(1)　府は、被災市町村から、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行う等必要な協力を行うよう努める。

第２　府外における広域一時滞在

１　被災市町村

(1)　被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

２　府

(1)　府は、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。

(2)　府は、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。

第３　他の都道府県から協議を受けた場合

１　府

(1)　府は、他の都道府県から被災住民の受入れについて協議を受けたときは、府内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

２　市町村

(1)　市町村は、府から１の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

第４　被災住民に対する情報提供と支援

１　被災市町村は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

２　広域一時滞在を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第10節　被災者への情報伝達活動

第１　被災者への情報提供

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、公衆無線ＬＡＮのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し、通信環境を確保する。

第２　安否不明者等の氏名公表

１　市町村

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

２　京都府

(1)　府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。

(2)　府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第11節　駅、地下街における避難計画

駅、地下街においては、浸水や火災等による災害が発生した時は、施設の利用客の迅速かつ的確な避難誘導を行うとともに、施設の混乱を防止して災害応急対策に万全を期さなければならない。

第１　発災時の応急体制の整備

災害が発生した場合に、府及び関係防災機関は、被害情報の迅速な伝達とともに、応急対策を行うための体制を整備する。

１　府の活動体制

第３編第１章第２節第２「災害警戒本部の設置等」に基づき、災害警戒に当たるとともに、災害の規模に応じて、同編同章第７節「災害対策本部の設置及び閉鎖」、緊急消防援助隊又は警察災害派遣隊の派遣要請、同編第31章「職員派遣要請及び府職員の応援計画」に基づく指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣要請を行うものとする。

2　府警察本部の活動体制

(1)　対策本部等の設置

ア　初動体制の確立

イ　関係機関との連携強化

ウ　警察部隊の応援派遣要請

(2)　警察部隊の編成

ア　警察本部で編成する部隊

○　一般部隊

○　交通部隊

○　特科部隊

イ　警察署で編成する部隊

警察本部に準じて部隊編成を行う。

3　市町村等の活動体制

(1)　災害対策本部等の設置

(2)　鉄道及び地下街管理者並びに関係事業者との連絡調整

(3)　被害情報等の収集

(4)　消火・救助・救護活動

4　鉄道事業者の活動体制

(1)　災害対策本部の設置

(2)　情報連絡体制の確立

(3)　鉄道関係各業種従事者の駅従事者に対する活動支援

5　　地下街管理者の通報連絡体制の確立

(1)　防災センターと消防機関等との通信手段を確保する。

(2)　災害情報の収集・連絡系統図を次に示す。

地下街における災害情報の収集・連絡系統

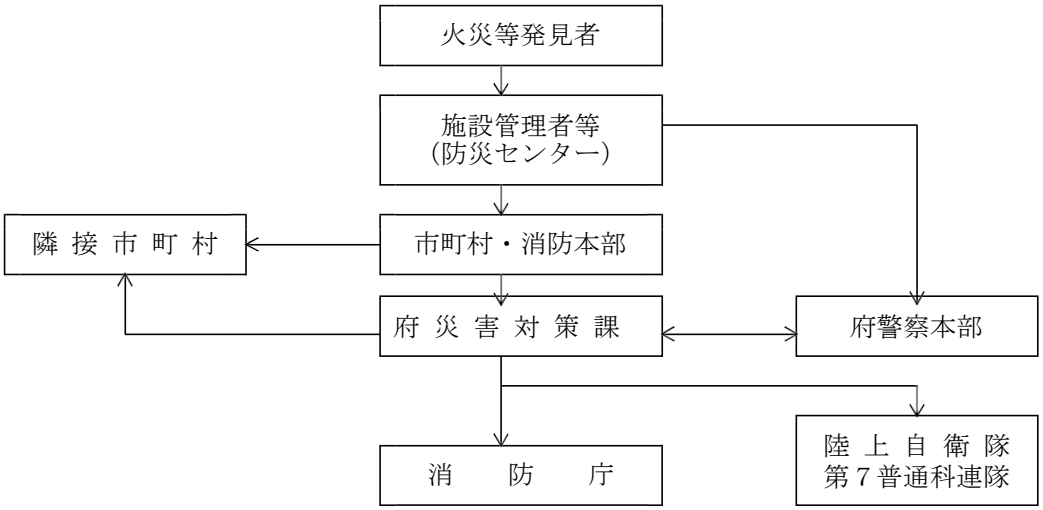

第２　関係事業者の応急対策

1　鉄道事業者の応急対策

災害が発生した場合には被害を最小限にとどめ、速やかに災害復旧に当たり、旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

2　地下街管理者の応急対策

(1)　市町村、消防本部及び府警察本部に被害情報等を伝達する。

(2)　停電に対して自家発電による非常電源への切替を行う。

(3)　自衛消防組織等による消火、救助救出活動を指示する。

3　地下街事業者の応急対策

(1)　自衛消防組織等が消火、救助救出活動、被災者の搬送に当たる。

(2)　被害状況等について地下街管理者に連絡する。

4　関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社の応急対策

(1)　電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(2)　二次災害の防止に配慮しながら、電力供給施設の応急復旧に努める。

5　大阪ガス㈱および大阪ガスネットワーク㈱の応急対策

(1)　災害時に、災害の拡大を防止するためにガス供給を停止する。

(2)　二次被害の防止に配慮しながら、ガス供給施設の復旧を行う。

第３　駅及び地下街利用者の避難誘導

1　市町村等の活動

市町村長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、駅及び地下街の利用者等に対して避難の指示を行う。

2　鉄道事業者及び地下街管理者の避難誘導活動

(1)　構内の案内放送を活用して利用者等に対して避難を呼び掛ける。

(2)　従業者等は、避難計画に基づいて、構内や地下施設内の利用者や滞留者等を安全な避難場所へ誘導する。その際、要配慮者の避難を優先する。

(3)　他の鉄道機関、消防機関及び府警察本部との連絡調整を行い、滞留者等に対して代替交通機関を手配する他、避難場所への迅速かつ的確な誘導に努める。

(4)　交通機関等の停止を伴う場合は災害情報の提供を行う。

(5)　事業従事者に対する防災研修等を実施して、復興時の迅速かつ的確な避難誘導を図る。

第12節　車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受入れる。

第１　市町村

市町村は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

また、必要に応じて、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）の開設を要請する。

第２　府

1　府は、人的・物的支援や、関係機関(国・府内市町村・全国知事会・関西広域連合等)への支援要請・調整な

どにより、市町村業務を支援する。

2　府は総合的判断により、広域車中避難場所の設置を決定し、適切に運用するものとする。

3　京都府ホームページで、登録制メール、ＳＮＳ等の方法により、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）の設置について周知する。

第９章　観光客保護・帰宅困難者対策計画

第１節　計画の方針

府及び市町村等は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、ターミナル駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

（大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ）

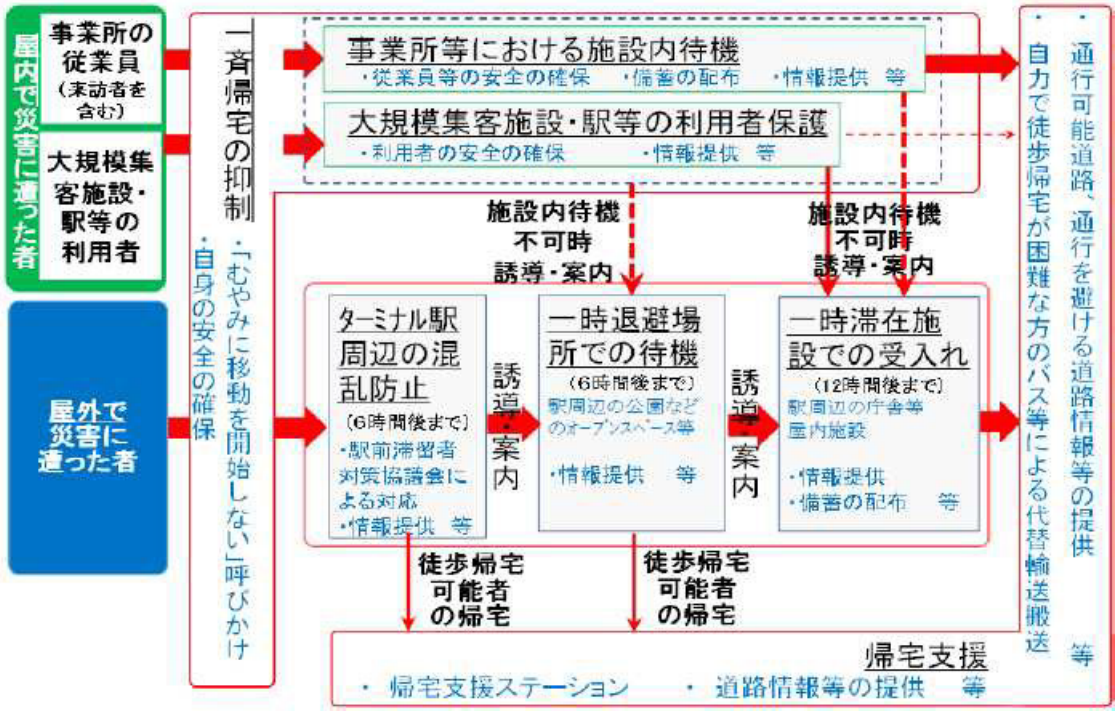

第２節　計画の内容

第１　観光客・帰宅困難者への広報

１　発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」ことの広報

出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方に向かうことの広報

２　災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

第２　交通情報の提供及び一時退避場所・一時滞在施設等の提供

１　駅での情報提供

(1)　駅構内・駅周辺の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供し、混乱を防止する。

(2)　災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。

(3)　帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

２　一時退避場所の開設

(1)　ターミナル駅や観光地周辺における混乱を防ぐため、市町村は府と連携し、オープンスペースや公園、寺社等を一時退避場所として開設する。

(2)　一時退避場所では、道路、交通及び一時滞在施設等の情報を発信する。

3　一時滞在施設の開設

(1)帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市町村は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。

なお、被災市町村と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。

(2)　一時滞在施設では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供する。

(3)　一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、災害時要配慮者（高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦）の受入を優先する。

第３　災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

なお、自宅が近く徒歩で帰宅が可能な者は、直ちに徒歩帰宅することが想定されることから、発災直後から災害時帰宅支援ステーションを立ち上げ、徒歩帰宅者へ支援を行うこととする。

1　水道水・トイレ等の提供

2　地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

第４　ホテル・旅行業者等に対する観光客への情報提供の要請等

府内のホテル・旅館業者、旅行業者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、 一時滞在施設として一時収容を要請する。

第５　各機関、団体の役割

機　関　名	内　　容
府	○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理ｗｅｂを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ○緊急速報メールによる注意喚起 ○帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○避難誘導・交通規制
市　町　村	○駅周辺の一時退避場所、一時滞在施設等の情報提供 ○一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携
関西広域連合 ・隣接府県	○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供 ○帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者ＮＡＶＩ」の運用
近畿運輸局	○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の速やかな認可

鉄道事業者	○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ○バス等による代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携
観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者	○ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供
西日本電信電話株式会社	○災害用伝言ダイヤル（１７１）の運用 ○特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ等放送報道機関	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 （府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発　災時間帯別の避難対応）
大規模集客施設・駅等の事業者	○利用者を施設内や安全な場所で保護 ○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内

※大雪時における鉄道輸送障害等による帰宅困難者対策については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

第１０章　食料供給計画

（府危機管理部
府文化生活部
府健康福祉部
府農林水産部
近畿農政局生産部）

第１節　計画の方針

被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、供給・調達その他必要な事項を定める。
被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第２節　食料供給の実施方法

第１　実施責任者

食料の供給は市町村が行うものとする。府は被災市町村の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町村等関係機関の協力を求め、必要な措置を実施する。市町村及び府は、第２編第19章第３節の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。

なお、災害救助法を適用した場合は、知事又は知事の通知に基づき市町村長が実施する。

第２　食料の供給系統

１　市町村があらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を経由して避難所等に輸送、供給する。

２　災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資(府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。)について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を経由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。

また、救援物資の支援要請に当たっては、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。

３　府は、府の広域物資輸送拠点が被災すること等により使用不能に陥った場合、又は、物資の滞留により円滑な物資供給を行うことができない場合には、関西広域連合に対し、代替施設として、救護物資の受け入れ等の役割を担う基幹的物資拠点(0(ゼロ)次物資拠点)を開設するよう要請する。

４　府はトラック協会及び倉庫協会と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

５　救援物資が大量に搬入され、２の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合は、府は救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する。この場合、原則として広域物資輸送拠点を移転することとし、既存の物資を移動させることとする。

第３　食料供給の対象者

１　避難所、救護所等に収容されている被災者

２　住家被害で炊事のできない被災者

3　病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
4　救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

第４　食料供給の内容

炊出し、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、高齢者など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

第３節　給食に必要な米穀の確保

第１　災害の発生が予想される場合の事前措置

1　市町村長は、当該市町村内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。
2　市町村長は、卸売業者（支店等）及び広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他応急対策用食料品の確保に努める。

第２　災害時における米穀の調達

1　市町村長は、当該市町村内の米穀小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、広域振興局長を経由して、知事に要請するものとする。
2　知事は、１の要請を受けた場合、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）へ要請し、米穀の確保に努める。知事からの要請を受けた農産局長は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。知事又は知事の指定する者は農産局長からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。

第３　災害救助法が適用された場合の米穀の調達

1　市町村長（京都市長を除く。以下、この項において同じ。）は、給食に必要な米穀の数量を広域振興局長を経由して、知事に報告するものとする。なお、京都市長は知事と事前調整を行う。
2　１の報告を受けた知事は、第２に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。

米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定めるところにより、農産局長に対し、政府所有米穀の供給を要請する。
3　市町村長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。

この場合、市町村長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。
4　政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。

ア　農産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。
イ　知事は、農産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法等を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。
ウ　知事又は知事の指定する引取人は、農産局長から指示された受託事業体から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、玄米の場合は、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長に対して供給を行うものとする。

エ　農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、イにかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。

第４節　その他の食品の調達

知事は、市町村長からの要請があった場合、実費であっ旋するものとする。
また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産省に物資の調達を要請するものとする。

第５節　要請・連絡系統

食料の要請、調達、あっ旋等の連絡系統は、第２編第19章第３節に示すとおりである。

第６節　輸　送

食料の輸送は、事情の許す限り当該物資の調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。

第７節　災害救助法による炊出しその他食品の給与基準

「資料編３－５」に示すとおり。

第８節　家畜飼料の供給

災害予防計画に基づき、災害地域周辺の農業協同組合等の取扱団体に備蓄された飼料を供給し不足を生じた場合は、全国農業協同組合連合会京都府本部と緊密な連絡のもとに措置する。

さらに政府関係機関とも協議して政府手持飼料についてもあっ旋するものとする。なお、一般民間業者保有飼料については、社団法人京都府配合飼料価格安定基金協会を通じて飼料メーカ等と調整する。

第９節　市町村地域防災計画で定める事項

第１　当該市町村内の販売業者の手持状況等の把握

第２　調達・連絡の計画

第３　炊出しの計画
　１　実施責任者
　２　炊出しの方法及び各種の協力団体

(1) 現場責任者

(2) 応急炊出し（給食可能人員）

(3) 業者からの購入

3　炊出しの応援要請

4　炊出しの食品衛生

5　炊出しの施設、器材の状況

炊出し場はできる限り避難所に併設することが望ましいので、適当な場所を選定するとともに、炊出しに必要な器材も事前に把握しておく。

第４　その他による食品の供給計画等

第１１章　生活必需品等供給計画

近畿経済産業局
府危機管理部
府総合政策環境部
府健康福祉部
府商工労働観光部
府総務部
府警察本部
近畿中国森林管理局

第１節　計画の方針

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安混乱を生じないよう調達の計画および配分要領等を定めるものとする。

被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第２節　実施責任者

生活必需品の供給は、市町村が行うものとする。府は、被災市町村の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町村等関係機関の協力を求め、必要な措置を実施する。

市町村及び府は、第２編第19章の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。

第３節　物資調達計画等

第１　生活必需品等の種類

本章において生活必需品等とは、次の品目をいう。

１　被服　下着・靴下・雨衣・防寒衣等の類
２　寝具　毛布・布団等の類
３　日用品等　石けん・タオル・テイッシュペーパー・バケツ・ごみ袋等の類
４　食器等　紙コップ・はし・鍋等の類
５　光熱材料　マッチ・ローソク・乾電池・灯油等の類

第２　応急復旧資材

本章において応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス・セメント・木材・畳・トタン板・ベニヤ板・くぎ・針金・かわら等の類

第３　物資調達方法

１　被災市町村は、備蓄物資の提供及び調達協定を締結するなどによりあらかじめ把握している事業者からの迅速な調達に努めるものとし、当該市町村のみで調達できない場合は、府に対し物資の供給あっ旋を要請する。

２　京都府は、関係機関の協力を得て、事前に各種物資の保有業者、物資名及び在庫数量を把握し、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあっせんのできる体制を確立しておくものとする。

3　京都府は、府の地域に必要物資の備蓄倉庫を設け、輸送及び配分が迅速に行われる体制を確立しておくものとする。

現在備蓄倉庫の設置は、第２編第19章第３節で定めるとおり。

4　京都府は、府の地域内において物資の欠乏を生じたときは、政府緊急災害対策本部又は他府県と緊密な連絡をとり必要物資の確保と搬入をはかるものとする。

5　物資の要請、あっ旋、調達等の連絡系統は、第２編第19章第３節に示すとおりである。

第４　物資の供給系統

1　市町村は、必要に応じて、あらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を経由して物資を避難所等に輸送、供給する。

2　府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市町村の定める地域内輸送拠点に輸送する。また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資(府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。)について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を経由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。

3　府は、府の広域物資輸送拠点が被災すること等により使用不能に陥った場合、又は、物資の滞留により円滑な物資供給を行うことができない場合には、関西広域連合に対し、代替施設として、救護物資の受け入れ等の役割を担う基幹的物資拠点(0(ゼロ)次物資拠点)を開設するよう要請する。

4　府はトラック協会及び倉庫協会と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

5　救援物資が大量に搬入され、２の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合は、府は救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する。この場合、原則として広域物資輸送拠点を移転することとし、既存の物資を移動させることとする。

第４節　災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領

第１　対象、品目、費用の限度、給（貸）与期間

「資料編３－５」に示すとおり。

第２　物資配分要領

1　災害救助法による物資配分は、知事が各市町村の世帯別構成員別被害状況に基づき、配分額を決定し、備蓄物資倉庫の物資保管責任者に蔵出しを指示する。

2　指示を受けた物資保管責任者は直ちに物資を仕分、梱包のうえ各市町村に輸送する。

3　物資を受領した市町村長は、世帯別構成員別の配分計画をたて被災者世帯に配分し、受領書を受け取る。

なお、配分にあたっては、その世帯の構成員数に応じて世帯別限度額の範囲内で配分計画をたて、いやしくも限度額を超えて配分しないよう注意すること。

第５節　輸　送

物資の輸送は、可能な限り当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。

第６節　応急復旧資材の調達あっ旋

第１　市町村から要請される応急復旧資材については、京都府において調達のあっ旋を行う。

第７節　暴利行為等の取締り

災害発生に伴い、生活必需物資の急激な需要の増大から暴利、売り惜しみ、買い占め等が予想されるので、関係法令の適切な運用と取締りを行い一般府民の経済的不安の除去に努める。

第８節　燃料の確保

第１　重要施設の管理者又は運営者（以下「重要施設の管理者等」という。）は、自力で電力を確保できない場合、府へ燃料供給を要請する。

第２　府は、前号の要請を受けて、京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給要請を行う。

第３　経済産業大臣が石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」の実施を勧告した場合においては、石油精製業者等は、系列を超えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制を速やかに構築し、被災により供給が不足する事態が生じた地域の燃料供給体制を早期に復旧させる。

第４　府は、災害が発生した場合に、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の燃料確保が困難な場合、府の区域内の個々の要請案件について、要請する燃料の油種や数量、案件の優先度等を提示し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

第９節　電源の確保

第１　重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、府へ電力確保を要請する。

第２　府は、前号の要請を受けて、次の措置を講ずるものとする。

１　重要施設に自家発電設備がない場合、関西電力送配電株式会社へ電力の優先復旧又は臨時供給を要請する。

２　前号の優先復旧、臨時供給ができない又は時間を要する場合、（一社）日本建設機械レンタル協会との協

定による発電機の貸出しを又は三菱自動車工業（株）等若しくは京都トヨタ自動車(株)等との協定による電気自動車等の貸出しを協定締結先の事業者へ要請する。

３　前号の発電機の貸出しができない場合、別に定める「行政機関等が所有する発電機等の貸出し要領」による発電機等の貸出しを行政機関等へ要請する。

第３　府から前項各号の要請を受けた機関は、迅速な優先復旧若しくは臨時供給又は発電機等の貸出しに努める。

第10節　市町村地域防災計画で定める事項

被災者に配分する生活必需品等の確保と供給を迅速確実に実施するため、特に給（貸）与の責任分担と協力者等による配分計画を定めるものとする。

第１　実施責任者

被災者に対する支給は、市町村長が行うことになるので、受領、配分の責任者を明確に定める。

第２　給（貸）与の方法

１　物資の配分計画の樹立

２　物資の集積場所

３　支給要領

地区ごとに物資支給責任者を定め、被災者への支給が迅速、適確に行われるよう詳細な要領を定める。

第１２章　給水計画

（府総合政策環境部
府 建 設 交 通 部）

第１節　計画の方針

災害又は汚染により飲料用水、医療用水、生活用水等（以下「飲料用水等」という。）に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確立を図る。

第２節　計画の内容

第１　実施責任者

飲料用水等の供給は原則として市町村が行うものとするが、被災市町村において実施できないときは、応援協定締結先の市町村等の協力を得て実施するものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が市町村相互間の連絡調整を行い、関西広域連合及び公益社団法人日本水道協会と連携・調整を図りながら、広域的な見地からその確保に努めるものとする。

また、知事は状況に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県の関係機関に対して広域的な支援の要請を行う。

なお、給水の連絡系統を、「給水の連絡系統」に示す。

第２　応急給水の基本方針

１　応急給水の期間と水量については、被災直後から水道施設の復旧の状態にあわせ、順次給水量を増加させていくこととする。（「応急給水の目標水量等」参照）

２　被災が大規模な場合や被災により職員が集合できない場合を想定して体制整備を図るとともに、水道工事業者、災害ボランティア等の外部支援者の受入れ体制を整備する。

第３　応急給水の水源

１　主要水源

応急給水の水源は、浄水場、配水池、耐震性貯水槽等の水道施設を主体とする。

２　補助水源

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、受水槽、防火水槽などの水を必要に応じ、井戸替え、ろ過、消毒し、水質検査を行って供給する。（「井戸に対する塩素消毒薬基準注入量」参照）

３　外部水源

被災地において確保することが困難なときは、被災地周辺の浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

第４　応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、移動式浄水装置、パック水製造装置等については、被災地の給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、被災地周辺水道事業者等、他府県、自衛隊などの応援を受けて確保する。

第５　応急給水方法

１　拠点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、市町村役場などの拠点給水とし、必要に応じ要所に水槽を設置する。

２　要配慮者等への配慮

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住民などが行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

３　給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等についてはラジオ、テレビ、新聞等の報道機関などとも協力して広報に努める。

第６　市町村における対策

１　災害発生時に備え、次の事項についてあらかじめ、その体制をたてる。

(1)　水道施設関係

ア　隣接市町村に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。

イ　気象庁の気象情報に対処し、災害が予想されるときは低地におけるポンプの取り外し、あるいは配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。

ウ　応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。

エ　停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、またその運転方法について関係者によく熟知させる。

オ　事務系統職員の応援あるいは指定水道工事業者の応援の対策をたてる。

(2)　その他

ア　災害時給水活動の円滑を期するため、平時より給水源（井戸等）の所在地、給水可能戸数を調査し水質検査をしておく。

イ　タンク車、給水容器、容器運搬用車両の準備をする。

ウ　飲料水の消毒薬品（晒粉、次亜塩素酸ソーダ、塩素等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所、配置場所もよく検討する。

エ　飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるようできる限り多く備える。

２　発生時対策措置

(1)　水道施設関係

ア　水道施設の被害状況を速やかに調査し､応急復旧工事により給水できる場合は直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、伝染病等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。

イ　復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。

ウ　被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

(2)　その他

ア　被害地において水道施設がなく井戸等を利用している場合及び水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、必要に応じ井戸替え、ろ過、消毒等を行った上で、生活用水として利用し、飲用には利用しないよう指導する。やむを得ず飲用に利用する場合は、飲用適否のための水質検査を行い、飲用に適合していることを確認し、かつ、煮沸、消毒等を行った上で利用するよう指導する。

イ　井戸替え及び消毒は、塩素、晒粉、次亜塩素酸ソーダ等を投入し（別表基準量の10～20倍使用）水が十分かわるまで汲み出し外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ残留塩素が0.2mg／１以上検出されるようにする。

ウ　生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

第７　災害救助法による飲料水の供給基準

「資料編３－５」に示すとおり。

ただし、供給期間については、災害状況等によって、７日を超えて対応が必要となる場合については、適切な期間について関係機関と協議を行うものとする。

第３節　市町村地域防災計画で定める事項

第２節第６の対策について、具体的な体制等を定める。

応急給水の目標水量等

災害発生からの日数	目標水量	住居からの運搬距離	用　　途
３日まで	3L／人・日	概ね１０００m以内	生命維持に最小限必要 （飲料等）
４～１０日	20 L／人・日	概ね　２５０m以内	日周期の生活に最小限必要 （飲料、水洗トイレ、洗面等）
１１～２１日	100 L／人・日	概ね　１００m以内	数日周期の生活に最小限必要 （飲料、水洗トイレ、洗面 風呂、シャワー、炊事等）
２２～２８日	被災前給水量 （約２５０L）	概ね　　１０m以内	ほ ぼ 通 常 の 生 活 （若干の制約はある）

注 住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

井戸に対する塩素消毒薬基準注入量

例 10%有効塩素含有次亜塩素酸ソーダ液を使用したときの基準注入量はおおむね次表のとおりである。（ただし注入率１㎎／ｌ）

井戸の口径／水　深	１．０m	１．５m	２．０m	２．５m
０．５m	４ｇ	９ｇ	１６ｇ	２５ｇ
１．０m	８ｇ	１８ｇ	３２ｇ	５０ｇ
１．５m	１２ｇ	２７ｇ	４８ｇ	７４ｇ
２．０m	１６ｇ	３６ｇ	６３ｇ	９９ｇ
２．５m	２０ｇ	４５ｇ	７９ｇ	１２３ｇ
３．０m	２４ｇ	５４ｇ	９５ｇ	１４８ｇ
３．５m	２８ｇ	６３ｇ	１１０ｇ	１７２ｇ
４．０m	３２ｇ	７１ｇ	１２６ｇ	１９７ｇ
４．５m	３６ｇ	８０ｇ	１４５ｇ	２２１ｇ
５．０m	４０ｇ	８９ｇ	１５７ｇ	２４６ｇ

注１ 水質の状況により注入率を増すときは上表より算出する。

２ 実際にあたっては井戸の汚染状況により塩素の消費量が異なるので残留塩素を確認して注入率を決めること。

給　水　の　連　絡　系　統

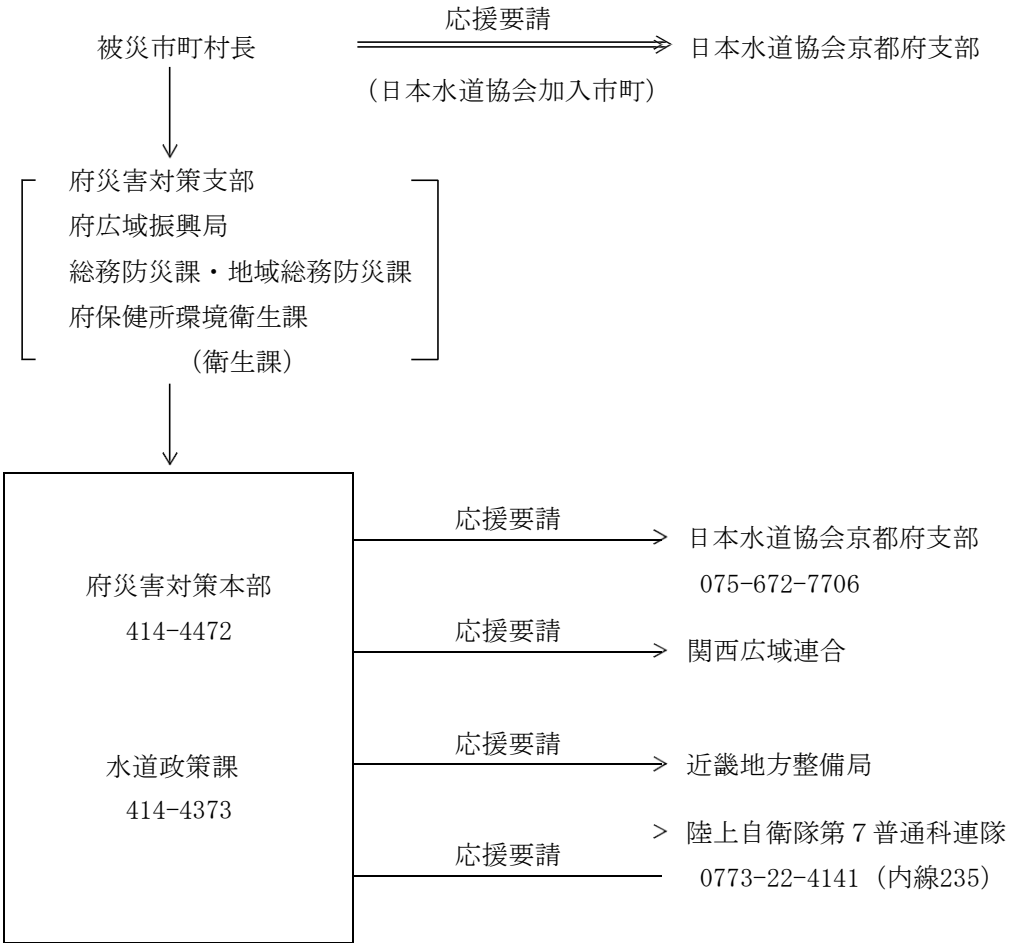

注１　給水支援については、日本水道協会を主体とする支援体制を基本とし、府は、必要に応じて補完するとともに、日本水道協会非加入町村（伊根町、和束町、南山城村）に係る応援要請を日本水道協会京都府支部あて行うものとする。

２　京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

３　府災害対策本部設置後は、市町村からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第１３章　住宅対策計画

（府建設交通部
府文化生活部
近畿中国森林管理局）

第１節　計画の方針

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

第２節　被災住宅に対する措置

第１　一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、災害直後における措置として、次の第３節による応急仮設住宅の建設、第４節による住宅の応急修理を実施するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度について、指導にあたるとともに、直ちに当該融資に必要な業務をあわせて行う。

第２　公営住宅に対する措置

災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合に事業主体が公営住宅の再建又は補修（既設公営住宅の復旧）を行うときは、公営住宅法第８条の規定により、国は、復旧に要する費用の一部について補助することができることになっている。

１　対　象

災害による被災の規模等に係る要件は設けられていないが、一戸当たりの復旧費が11万円以上で合計額が290万円以上（ただし、市町村においては 190万円以上）となる場合について国庫補助の対象となっている。

２　査定及び補助率

事業主体が既設公営住宅の復旧計画を有する場合は、国により滅失（再建設費）及び補修費の査定を受ける。補助率は復旧に要する費用（再建設費が標準建設費を超えるときは、標準建設費とみなす。）の１／２である。ただし、激甚災害の場合は補助率のかさあげが行われることになっている。

３　復旧の手順

(1)　災害現況の現地調査

(2)　既設公営住宅復旧計画書の提出

(3)　再建設費、補修費及び宅地復旧費の査定

第３節　応急仮設住宅

第１　仮設住宅の建設

一般災害については、市町村長が建設し、災害救助法を適用した災害については、知事が建設する。市町村及び京都府においては、平常においてあらかじめ二次災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期

着工ができるよう準備しておくものとする。

知事は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者のあっせんその他の協力を得るため、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会とそれぞれ「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結しておくものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者・障害者等仕様住宅も含めた必要戸数の確保に努める。

対象等の基準については「資料編３－５」に示すとおり。

第２　既存公的施設の利用

京都府及び市町村においては、平常においてあらかじめ一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を選定しておき、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に資するものとする。

なお、公営住宅など応急仮設住宅と同様に利用できる施設については応急仮設住宅として取り扱うものとする。

第３　民間住宅・旅館等の利用

京都府においては、応急仮設住宅及び一時居住住宅として民間住宅やホテル・旅館等の民間施設を借上げ、被災者の居住の安定に資するものとする。

このため、京都府においては、関係業界団体からの利用可能施設に係る情報提供システムを確立し、空家等の把握に努めるとともに、あらかじめ関係業界団体と借上げ施設の確保体制を確立しておくものとする。

第４　仮設住宅等の供与

１　応急仮設住宅、既存公的施設及び民間借上施設（以下「応急仮設住宅等」という。）の入居者の選考にあたっては、十分な調査を基とすべきであり、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等、被災者の資力その他の生活条件を十分調査のうえ決定するものとする。

２　応急仮設住宅等は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであるので、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに、住宅のあっせん等を積極的に行うものとする。

第５　応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第４節　住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）自らの資力により応急修理できない者等に対しては日常生活に欠くことのできない部分に限定して、知事が応急修理を行う。

対象等の基準については、「資料編３－５」に示すとおり。

第５節　建築資材の調達

特に必要が生じた場合には、国有林野産物の供給について、近畿中国森林管理局に要求するものとする。

第６節　市町村地域防災計画で定める事項

災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理が迅速かつ的確に行われるよう、その方策を定めるものとする。

第１　応急仮設住宅

１　入居者選考の機関の設置（入居者の決定は知事が行い、市町村長はその補助機関とする。）

２　建設予定地の選定（平常においてあらかじめ選定しておく。）

第２　住宅の応急修理

１　修理を実施する際の対象戸数の選定方法

第１４章　医療助産計画

（府健康福祉部
日本赤十字社
(一社)京都府医師会）

第１節　計画の方針

災害により、被災地域の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合において、負傷者等の医療及び助産の万全を期する。

第２節　実施責任者

災害時における医療及び助産は、市町村が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）、市町村の要請があった場合及び府が必要と認めた場合には府が行う。

また、府は状況に応じ、国（自衛隊を含む)、他府県等の関係機関に対して広域的な支援の要請を行うものとする。

第３節　計画の方法及び内容

第１　医療の方法及び内容

医療は原則として救護班により行う。ただし、患者の症状又はその状況により必要と認められるときは、基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院その他の医療機関に移送する。

また、その医療内容は、診療、薬剤の投与又は治療材料の支給、処置、手術、施術、看護等の応急的な医療とする。　（府内救急告示病院一覧は「資料編３－４」参照）

第２　救護班の編成

１　救護班は、医師、薬剤師、看護師及び補助員、運転員をもって編成することとし、その編成に当っては、被災地域の状況を勘案し広域的な編成に努めることとする。救護班は、災害対策本部の指示を受けた基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が編成することとし、その救護班編成数は次のとおりである。

京　都　府　１８班
日赤京都府支部　１５班
京都府医師会　２６班

２　府は市町村から応援要請のあった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送医療機関に移送するものとする。後送医療機関については、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して対処する。

３　日本赤十字社京都府支部は、府の要請があった場合、被災市町村へ救護班を派遣し、前記の２に準じて対処する。

４　公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構（前記２及び３に該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編成して応援出動に応じる。

５　京都府医師会は、府の要請があった場合、救護班を編成し、救護所において応急的な医療を行う。

6　救護班は、原則として、自動車編成とし、災害用救急医薬品等及び次の資機材を携行する。
診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品等資器材一覧、トリアージタッグ及び使用簿

第３　災害派遣医療チームの派遣

1　府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ災害派遣医療チームを派遣するよう指示する。

2　災害派遣医療チームは、災害・事故等の現場における医療措置、被災地等に所在する医療機関の支援、患者搬送等を行うものとする。また、こうした活動に必要となる資機材を携行する。

第４　災害医療コーディネーター等の活動要請

1　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部や保健医療福祉調整地域本部、府災害対策本部や市町村等に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行うものとする。

2　災害薬事コーディネーターは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部、保健医療福祉調整地域本部等において、医薬品等の供給調整、薬剤師の派遣、受入調整等の業務を行うものとする。

第５　応援要請の連絡系統

被災市町村から府に応援要請をする場合の連絡系統、被災市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統及び空輸のための応援要請をする場合の連絡系統を「市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統」、「市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統」及び「空輸のための応援要請をする場合の連絡系統」に示す。

第６　救護所

状況により、日本赤十字社京都府支部所有の移動救護所用具並びに基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の資材により、小学校、公民館等適当な施設を選定して救護所開設を支援する。

第７　助産等

1　妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。交通途絶等により医療機関又は助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。

2　人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、日本透析医会が運営する災害時情報ネットワークの活用や、京都透析医会等との連携により、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。

第８　広域医療搬送拠点の設置

府は、自ら必要と認める場合又は災害医療コーディネーター等から要請があった場合は、災害派遣医療チーム等の協力を得て、あらかじめ定めた広域医療搬送拠点の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る広域医療搬送拠点を設置する。

第９　医薬品等の供給

1　医薬品等供給体制の確保

(1)　府は、医薬品等関係業者の協力を得て、医薬品等の安定した供給体制を確保するとともに、医薬品等集積所を設置する。

(2)　府は、救護班等の医薬品等の需給状況を把握し、備蓄医薬品、救護医薬品等の配分を行うとともに調達する。

2　医薬品等集積所

(1)　医薬品等集積所は、他府県等からの救護医薬品、調達医薬品等の受入れ、仕分け、保管管理及び搬送の拠点となる広域集積所と被災地内に設置する現地集積所とする。

(2)　現地集積所は、救護班等の医薬品等の需給状況を把握し、必要な医薬品等を府に要請し、広域集積所から搬入された医薬品等を保管の上、要請に応じ救護班等に配分する。

(3)　医薬品等集積所における医薬品等の取扱いには、府薬剤師会等関係団体の協力を得て、薬剤師等を当てるものとする。

3　救護班が使用する医薬品の補給

救護班が使用する医薬品等の補給には、府の備蓄医薬品等を活用し、必要に応じ医薬品等関係業者から調達する。

4　医療機関が使用する医薬品等の供給

被災地の医療機関への医薬品等の供給については、医薬品等関係業者が対応することを原則とするが、状況に応じて府の備蓄医薬品等を供給する。

第10　輸血用血液製剤の供給

災害時に、緊急に多量の血液が必要になる場合には、府は日本赤十字社京都府支部等の協力を得て輸血用血液製剤の供給を行う。さらに災害の状況に応じては、血液の確保を図るために次の措置を講じる。

1　被害の軽微な地域にて献血を受ける。

2　血液がなお不足する場合には、隣接する日本赤十字社府県支部に応援要請して、他府県等から血液の供給を求める。

3　血液を空輸する必要が生じた場合には、自衛隊に支援を要請する。

第11　災害救助法による医療基準

「資料編３－５」に示すとおり。

第12　災害救助法による助産基準

「資料編３－５」に示すとおり。

市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統

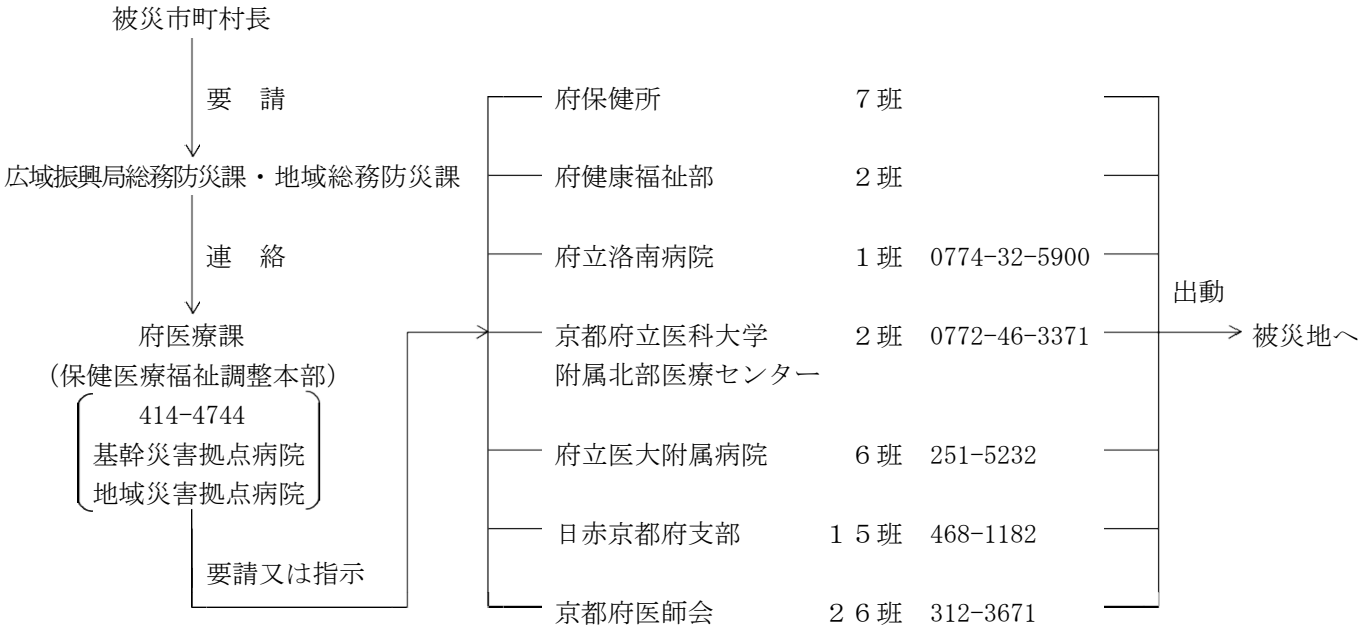

注１　京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

２　府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

３　府立医大の救護班の連絡員又は運転員、車両は府災害対策本部で調整する。

市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統

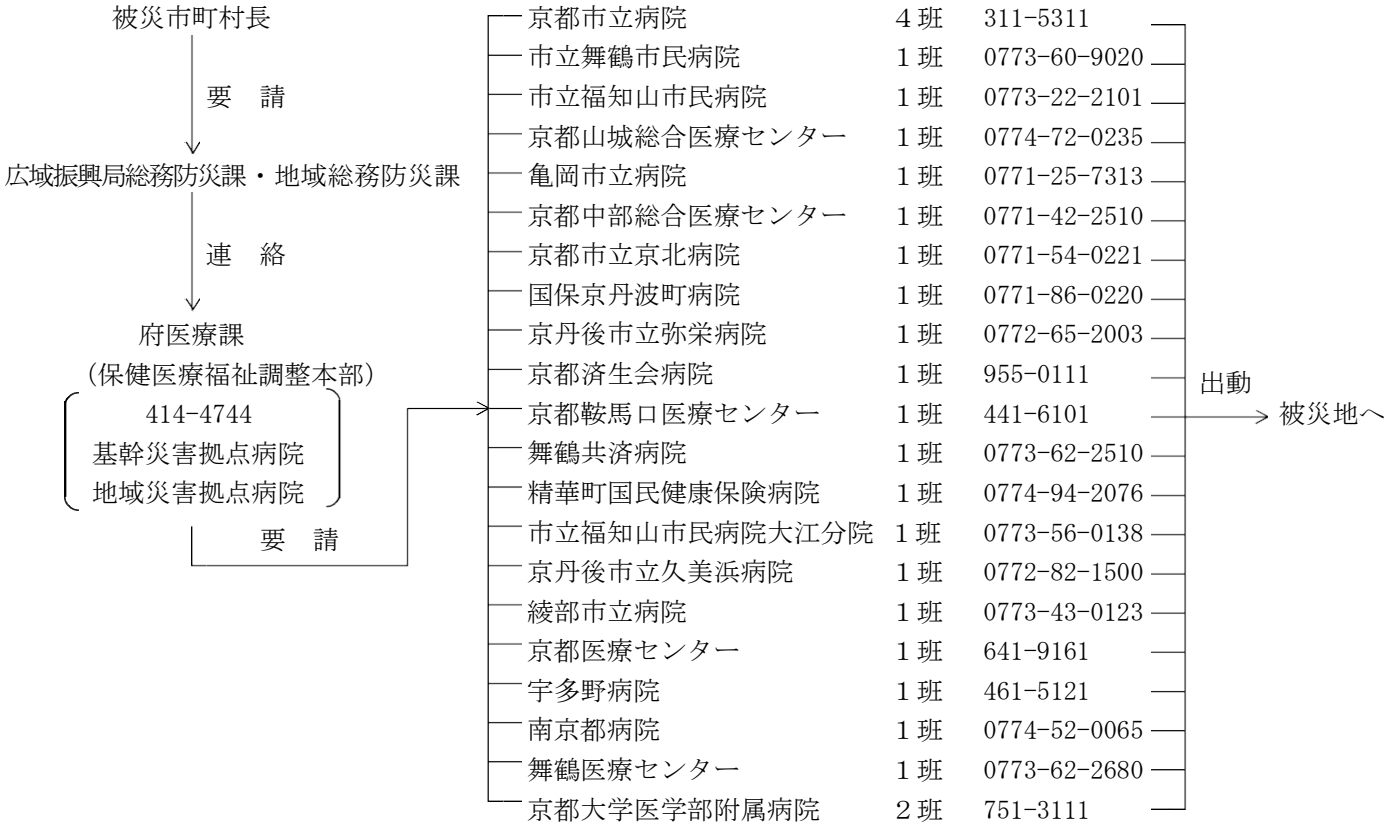

注　救護班の編成は、おおむね次の人員により編成する。

医師１　薬剤師１　看護師２　連絡員１　運転員１

（日本赤十字社京都府支部の編成はおおむね次のとおりとする。
医師１　看護師長１　看護師２　主事１　運転員１）

空輸のための応援要請をする場合の連絡系統

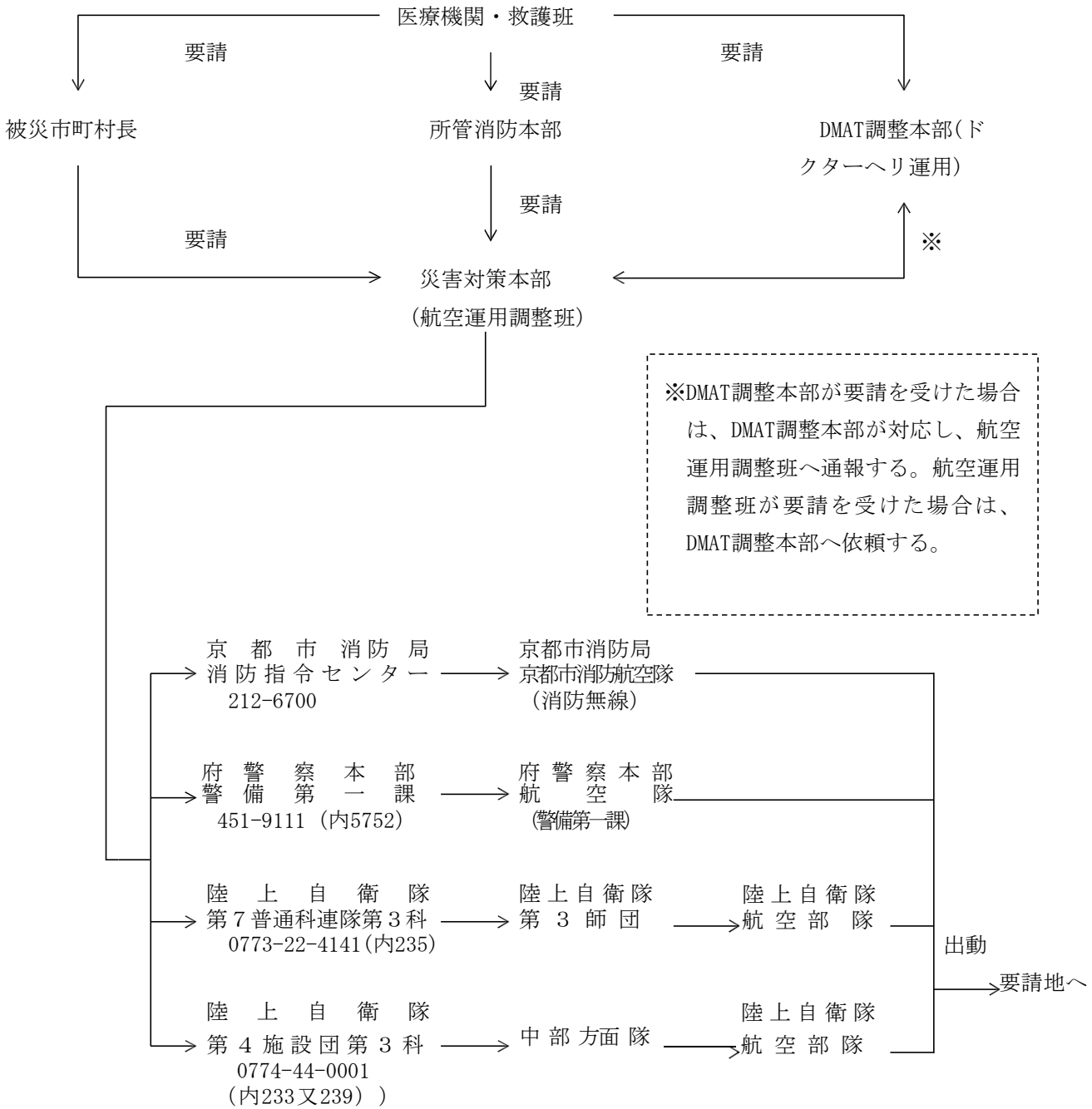

注　陸上自衛隊第４施設団は京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

第１５章　保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

第１節　防疫及び保健衛生計画　（府文化生活部・府健康福祉部・府農林水産部）

第１　計画の方針

災害発生時には廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症の発生及び流行を未然に防止し、防疫対策上万全の措置を講ずる。

食品の衛生対策については、市町村と連携し、（公社）京都府食品衛生協会、食品製造業界等の関係団体の協力も求めて、食品の調達・支給状況を把握し、その衛生確保を図る。

また、家庭動物の保護及び収容対策については、市町村及び関係団体等と連携し、災害で被災放置された犬や猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止及び動物愛護の保持に努める。

第２　防疫活動

防疫活動は、災害の規模が甚大でその活動が長期化する場合等には必要に応じて、防疫班を編成して行うものとする。

１　府が実施する対策

(1)　健康調査及び健康診断

感染症の発生防止のため、滞水地域、家屋密集地域、避難所その他衛生条件の良くない地域を重点に健康調査を行う。健康調査の結果、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し検便等健康診断受診の勧告・措置を行う。

(2)　感染症が発生したとき又はその恐れのあるときの措置

発生状況を調査し、感染症伝播の媒介となる飲食物の販売、授受の禁止又は廃棄及び多数の人の集合する場所に予防上必要な設備を設置する等の防疫措置を講ずるとともに、清潔方法、消毒方法、家庭用水（井戸水）の消毒等必要な防疫指導を行う。

(3)　感染症患者の入院勧告等

感染症患者が発生した場合、感染症法に基づく入院の勧告等必要な措置を行う。

(4)　市町村への対応

市町村から要請があった場合、防疫用薬品のあっ旋又は調達、提供を行う。

災害が発生し、市町村が行うべき防疫業務が実施できないときは、府が近隣市町村の協力を得て実施する。

(5)　備蓄資材等

ア　防疫用薬品

京都府医薬品卸協会との委託契約により塩化ベンザルコニウム液をランニングストック方式により備蓄する。

イ　防疫用機械

防疫用動力噴霧器等を府保健所に配備する。

２　市町村が実施する対策

(1)　消毒等の実施

衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所等の消毒等防疫活動を行う。

災害のため防疫機能が著しく阻害され、市町村が行うべき防疫業務が実施できないときは、府に実施を要請する。

(2) 備蓄資材等

防疫活動に必要な防疫用薬品及び防疫用機械を備蓄・配備するとともに卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立しておく。

(3) 感染症患者の入院勧告等

保健所を設置する市（京都市）においては、入院の勧告等必要な措置を行う。

第３　食品衛生活動

１　災害発生初期の対策

関係機関及び関係団体は相互に連携し、協力して食品衛生の確保を図る。

(1) 良好な製造所の確保及び適切な輸送・管理の確保

食品の調達・支給に当たっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

(2) 避難所における食品衛生確保（病院・ホテル等避難者が一時滞在する施設に関しても、これに準じて取り扱う。）

避難所管理者は、「避難所における食品衛生確保ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）」に基づき避難所における食品の衛生管理を行う。

(3) 炊き出しによる食事提供時における衛生確保

市町村等炊き出し実施者は、「避難所における食品衛生確保ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）」に基づき炊き出し時における衛生管理を行う。

２　二次対策

保健所は、初期対策に引き続き、関係機関の協力を得て、被災者への食品衛生に係る啓発等の二次対策を講ずる。

(1) 被災者への啓発

避難所入所等被災者に対し、適正な食品管理について啓発を図る。

(2) 食品関係施設の被災状況の把握及び状況に応じた改善指導

食品関係施設の被災状況を把握し、必要に応じ、食品関係施設に対し「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき施設改善を指導する。

第４　家庭動物の保護及び収容対策

１　実施機関

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、「災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、動物救護対策本部を設置し、市町村及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。

２　実施方法

(1) 放浪している動物を保護し、収容する。

(2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。

(3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。

(4) 被災動物(同行避難した動物数等)の情報を収集する。

(5) 飼養されている動物に餌を配布する。

(6) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。

(7) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。

(8) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

第５　家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜保健衛生所（４か所）を主体として検査、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。

第２節　し尿処理対策計画

第１　災害により発生するし尿処理の対策について定める。

第２　内 容

１　府の措置

(1)　市町村からの要請により、府内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

(2)　被災市町村や府内市町村でし尿の処理を行うことが困難である場合は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請する。

(3)　大規模災害時に、市町村から要請がある場合は、仮設トイレを斡旋する。

２　市町村の措置

(1)　情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難場所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

(2)　し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。

(3)　消毒剤等の資機材の準備及び確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

(4)　府等への応援要請

ア　し尿の処理に必要な人員、処理運搬車両又は処理能力が不足する場合には、近隣市町村に応援要請する。

イ　近隣市町村で応援体制が確保できない場合には、府に対して、広域的な支援の要請を行う。

第３　市町村地域防災計画で定める事項

１　実施責任者

２　清掃班の編成

３　し尿処理の方法

４　仮設トイレの保有・調達

５　資機材の保有・調達

６　し尿処理施設の応急復旧

７　その他必要な事項

第３節　遺体の捜索、処理及び埋火葬計画　　（府文化生活部）

第１　計画の方針

災害による被災者特に遺族の精神的な安定を図る上からも関係機関、団体と緊密な連絡をとり、早急に死亡者に対する対策を実施する。

第２　遺体の捜索

１　捜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況によりすでに死亡していると推定される者

２　捜索の実施

(1)　実施主体　市町村（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長村長が実施する。）

(2)　協力機関　市町村長は、必要に応じ消防機関、警察官、海上保安官等及び地域住民に協力を要請することができる。

(3)　機材借上　市町村長は、捜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

３　災害救助法による基準

「資料編３－５」に示すとおり。

第３　遺体の処理

１　処理の対象

災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等に必要な洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置あるいは検案を行うことができない遺体

２　処理の内容

(1)　遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

ア　目　　的　身元確認、腐敗の防止等
イ　実 施 者　救護班
ウ　処理場所　市町村が借り上げ、指定した場所

(2)　遺体の一時安置

ア　目　　的　身元確認、腐敗の防止等
イ　実 施 者　市町村（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長村長が実施する。）
ウ　安置場所　市町村は、あらかじめ体育館、運動場、公園等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定しておくものとする。
なお場所の指定に際しては、避難場所指定地との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。
また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定すること。

(3)　検　案

原則として救護班により行う。

警察官、海上保安官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則又は海上保安庁死体取扱規則等の諸規程に基づき検視その他所要の措置を行う。

３　災害救助法による基準

「資料編３－５」に示すとおり。

第４　遺体の埋火葬

１　埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体

２　埋火葬の実施

(1)　実施者　市町村（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長村長が実施する。）

(2)　方　法　土葬又は火葬

(3)　留意点

ア　埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。

イ　事故死等による遺体については警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬する。

ウ　身元不明の遺体については、警察機関に連絡し、その調査に当たる。

エ　被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

３　埋火葬体制の整備等

(1)　府は、市町村相互間及び近隣府県との協力のもとに、別途定めた「京都府広域火葬計画」により、災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための広域的な協力連携体制を確立するとともに、災害時には市町村と連携して、広域的な埋火葬の実施を支援する。

(2)　府は、多数の遺体の搬送を円滑に行うため、関係業者との連携による霊柩車等の確保、自衛隊、警察等の協力によるヘリコプターの活用等の措置を講ずる。

(3)　府は、遺体の保存及び円滑な埋火葬の実施のため、民間事業者との連携により必要な資材を確保する。

４　災害救助法による基準

「資料編３－５」に示すとおり。

第５　災害救助法の適用された市町村以外の地域に漂着した遺体の取扱い

１　漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合

(1)　漂着地の市町村は、直ちに災害救助法の適用市町村長に連絡して、関係市町村長に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては、知事に遺体の漂着の日時・場所等を報告するとともに、必要に応じ、知事の指揮を受けて、漂着地の市町村長が埋火葬又は遺体の処理を行うものとする。

(2)　他府県に漂着したときは、府から漂着地の市町村に対し、前号の例による措置を依頼するものとする。

２　漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できない場合

漂着地の市町村長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号)」の定めるところに従って、その遺体を措置する。

措置した後において、その遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した場合、判明時期が当該救助の実施期間内であるときは、法による救助の実施となみして取り扱うものとする。

第６　国及び近隣府県等への協力依頼

被害者が多く、府において対応しきれないときに備え、府は、国、近隣府県等とあらかじめ協議し、別途協議要請手順を定めるものとする。

第７　市町村地域防災計画で定める事項

市町村長は、災害によって死亡したと推定される者の捜索及び遺体の収容、処理、埋火葬の実施に関する計画を定めるものとする。

1　遺体の捜索

(1)　実施者及び方法

(2)　応援要請の方法、内容

市町村のみでは捜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合、又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられ、府及び隣接市町村並びに遺体漂着が予想される市町村に応援を要する場合には、次の事項を提示する。

ア　遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ　遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ　応援を要請する人数、舟艇及び器具等

2　遺体の収容処理

(1)　実施者及び方法

(2)　変死体の届出

(3)　関係者への連絡体制

遺体の移動に際しては、身元不明とならないよう対策を講じるとともに、遺族の問合せに対し、的確に対応できる体制を組むこと。

(4)　遺体の処理

(5)　検案から埋火葬許可証発行までの処理体制

遺体の処理、検案、遺族への遺体引渡し、安置における遺族の付添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮すること。

3　遺体の埋火葬

(1)　実施者及び方法

(2)　関係者への連絡

(3)　応援要請

4　機械器具の確保等

第１６章　救出救護計画

府危機管理部
府健康福祉部
府警察本部
第八管区海上保安本部
日本赤十字社京都府支部
陸上自衛隊第３師団
陸上自衛隊第７普通科連隊
陸上自衛隊第４施設団
海上自衛隊舞鶴地方総監部

第１節　計画の基本方針

災害発生後、被災者の生命・身体の安全を守るため、府及び市町村をはじめ、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の関係機関が、緊密な連携のもと、迅速・的確に救出救護活動を行うための計画について定める。

第２節　計画の内容

第１　救出救護の対象

１　災害のため、生命・身体が危険な状態にある者

２　当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、または当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「安否不明者等」という。）

第２　救出救護の方法

救出救護の方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施するなお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配意するものとする。

第３　安否不明者等の氏名公表

１　市町村

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

２　京都府

⑴　府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。

⑵　府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第４　活動拠点の確保

１　府及び被災した市町村は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、関係機関の部隊の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ関係機関の部隊に紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

2　国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を関係機関の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなどの支援を行うものとする。

第５　資機材等の調達等

1　救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

2　府及び被災した市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための車両や資機材を確保するものとする。

第６　活動の調整

1　府及び市町村の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、医療提供体制が確保・継続されるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら、総合調整を行うものとする。

2　関係機関は、府及び市町村の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に合同調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

第７　惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第８　災害救助法による救出の基準

「資料編３－５」に示すとおり。

第３節　市町村地域防災計画で定める事項

災害のため、生命・身体が危険な状態にある者、又は行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、若しくは生死が不明の状態にある者に対する救出救護のための計画を策定する。

1　救出救護の方法

2　活動拠点の確保

3　資機材等の調達等

4　活動の調整

5　惨事ストレス対策

第１７章　障害物除去計画

（府健康福祉部
府建設交通部
近畿地方整備局
第八管区海上保安本部）

第１節　計画の方針

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに交通路の確保を図る対策について定める。

第２節　計画の内容

第１　住宅関係障害物除去

１　除去活動の実施要領

(1)　障害物の除去は、市町村が行う。

(2)　第一次的には、市町村保有の器具、機械を使用して実施する。

(3)　労力又は機械力が不足する場合は、災害対策基本法第67条に基づき他の市町村からの応援を求める。

(4)　労力又は機械力が相当不足する場合は、府内の民間団体からの資器材・労力等の提供を求める。

２　災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準

「資料編３－５」に示すとおり。

第２　河川、ダム関係障害物除去

河川、ダムの障害物については、それぞれの管理者が処理する。

第３　航路障害物除去

１　海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

２　水路が損壊し又は水深に異状を生じたと思われる場合は、応急的な水路の検測及び啓開を行う。

第４　道路障害物除去

避難用道路及び緊急輸送を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

第１８章　廃棄物処理計画

（府総合政策環境部）

第１節　計画の方針

被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。

第２節　計画の内容

第１　府の施策

１　府は、発災直後から、被災市町村の処理施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、情報収集を行うとともに、環境省に報告する。

２　府は、被災市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、府内市町村及び関係団体に対して、広域的支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、必要に応じ他府県に対する支援要請及び環境省に対する全国的な支援要請を行う。

第２　市町村の施策

１　被災市町村は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

２　被災市町村は、処理施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、府に報告する。

３　被災市町村は、廃棄物の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等が不足する場合には、府に支援を要請する。

４　被災市町村は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

　仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。

５　被災市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。

６　被災市町村は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には廃棄物の収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するように努める。

７　被災市町村は、廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

８　被災市町村は、応急活動後、処理・処分の進捗状況を踏まえ、廃棄物（がれき）の破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137 号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

９　被災市町村は、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第３節　市町村地域防災計画で定める事項

第２節第２に定めた計画に基づき、その対策を定めるものとする。

第１９章　文教応急対策計画

（府文化生活部・府健康福祉部・府教育庁）

第１節　計画の方針

第１　方針

災害発生時における文教応急対策については、児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集・伝達、施設・設備の緊急点検等、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について万全を期する。

第２　実施責任者

１　府立学校、その他の教育機関については府教育長

２　市町（組合）立学校については市町村長又は組合管理者（委任を受けている場合は市町（組合）教育長）

３　私立学校については当該学校長及び当該園長（以下「校長」という。）

４　市町村に対する指導助言は府教育長

第２節　情報の収集・伝達

第１　発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

第２　被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により固定電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

第３節　施設・設備の緊急点検等

災害が発生する恐れがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

第４節　学校等における安全対策

第１　学校における安全対策

１　在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

2　寄宿舎等の対策

寄宿舎等においては、災害の状況に応じ、児童生徒等の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

3　在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

4　保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

第２　学校以外の教育機関における安全対策

学校以外の教育機関においては、災害の状況に応じ、利用者の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

第５節　教育に関する応急措置

第１　授業の中断等の措置

学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

第２　私立学校等

私立学校については、本節の計画に準拠して検討し、自主的に対策計画を策定できるよう指導する。

第３　施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるたけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

第４　私立学校

被害状況について関係機関の協力を得て調査し処理する。

第５　学用品の調達及び配分

1　災害救助法が適用された場合

(1)　教科書

ア　教育部は市町（組合）立学校以外の公立学校（国立大学法人及び独立行政法人が設置する学校を含む。以下同じ。）及び私立学校の補給必要冊数をまとめ、京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給、配分を実施する。

イ　市町（組合）立学校（京都市立学校を除く。）については、市町村長が調査して教育部に報告し、教育部の調整のもと調達、配分を実施する。

(2)　文房具及び通学用品

ア　教育部は市町（組合）立学校以外の公立学校の補給必要品数をまとめ、直接調達、配分を実施する。

イ　文化生活部文教班は私立学校の補給必要品数をまとめ、直接調達、配分を実施する。

ウ　市町（組合）立学校（京都市立学校を除く。）については、市町村長が調査して教育部に報告し、教育部の調整のもと調達、配分を実施する。

エ　府立特別支援学校の小学部及び中学部については、教育部が直接調査、調達、配分を実施する。

(3)　学用品の給与基準

「資料編３－５」に示すとおり。

２　災害救助法が適用されない場合

(1)　教科書

ア　市町（組合）教育委員会は、被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から１か月以内に、府教育委員会を通じて社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

イ　府立特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒については、府教育委員会が上記に準じて行う。

(2)　文房具及び通学用品

市町（組合）教育委員会は、直接調査、調達、配分を実施する。

第６　学校給食の対策

学校給食物資の確保及び応急的な給食の実施については、公益財団法人京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。

第７　児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

第８　教職員の補充確保

教職員の被災に伴う補充措置について、与えられた権限内において市町（組合）教育委員会が措置し、必要な場合には府教育委員会に派遣を要請する。

第９　卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

第６節　学校等における保健衛生及び危険物等の保安

第１　保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらの必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

第２　危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス(高圧ガスを含む。)、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第７節　被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し市町村災害担当部局等と連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

第８節　府立学校の防災体制

第１　災害の発生が予想される場合、また災害発生時における学校の防災体制については、各学校ごとの防災に関する計画等により災害対策本部教育部（災対支部）の指示に基づき所要の人員を配置する。所要の人員数については、絶えず災害対策本部と連絡調整すること。

第２　市内府立学校については本部直轄とする。

第３　京都市以外府立学校については災害対策支部に所属する。

第９節　市町村地域防災計画で定める事項

第１　気象及び災害情報の収集・伝達に関する事項

第２　施設・設備の緊急点検等に関する事項

第３　児童生徒等の安全対策に関する事項

第４　教育に関する応急措置に関する事項

第５　保健衛生及び危険物等の保安に関する事項

第６　被災者の救護活動への連携・協力に関する事項

第２０章　輸送計画

府危機管理部
府総務部
府健康福祉部
府警察本部
近畿運輸局
京都運輸支局
第八管区海上保安本部
西日本旅各鉄道株式会社
日本通運株式会杜

第１節　計画の方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸上及び海上輸送等の対策について定める。

第２節　輸送力の確保

第１　京都府

１　京都府の公用車については、総務部入札課で集中管理し、各部の要請に応じる配車要領等の細部については、災害対策本部各部活動計画において定めるものとする。

２　府が市町村から輸送の確保について要請を受けたとき及び府公用車に不足を生じたときは、近畿運輸局京都運輸支局に車両借上げを要請し、輸送力の確保に万全を期する。

また、必要のある場合は、ヘリコプター、自衛隊等他の関係機関にも協力を要請する。

なお、自衛隊への要請については、第３編第30章第５節に、また、他の連絡系統は「輸送計画の連絡系統」に示したとおりである。

第２　市町村

市町村は、それぞれの防災計画に基づき車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合は、府に対して調達・あっ旋を要請する。

第３　府警察本部

現有の車両、舟艇を常に点検整備し、状況に応じて各署配置の車両及び舟艇を統制して輸送の円滑効果的な運用をはかるほか、不足を生じたときは必要な借上げ調達を行う。

第４　近畿運輸局（京都運輸支局）

防災業務計画等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、府の要請等により、輸送機関等に対し、調達のあっ旋を行う。

第５　第八管区海上保安本部

傷病者、被災者、医師、その他救済活動に必要な人員、資材、器材及び救援物資の緊急海上輸送を行う。

その連絡系統は別図のとおりである。

第６　日本通運株式会社

近畿運輸局京都運輸支局と連絡を密にし、緊急、代行輸送体制及び集配体制を確立し会社の公共的使命の遂行に万全を期する。

第３節　輸送の方法等

第１　実施機関

輸送は、応急対策を実施する機関が行うものとする。

ただし、災害が激甚のため実施機関において確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第２　輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

１　トラック、バス等による輸送
２　船舶、舟艇による輸送
３　鉄道等による輸送
４　航空機、ヘリコプターによる輸送
５　人力等による輸送

第３　輸送の要請

応急対策実施機関所有のものを使用してもなお不足する場合は、民間又は他機関及び自衛隊所有の車両、船舶あるいは航空機等を使用又は借上げるものとする。この場合おおむね次の事項を明示して要請するものとする。

１　輸送区間及び借上げ期間
２　輸送人員又は輸送量
３　車両等の種類及び台数
４　集合場所及び日時
５　その他必要な事項

第４節　西日本旅客鉄道株式会社

西日本放客鉄道株式会社は、府等関係機関の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策用人員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、その万全を期する。

第５節　緊急通行車両の取扱い　　（府警察本部）

第１　事務の取扱者

交通規制課長、高速道路交通警察隊長、警察署長及び府［危機管理部］（以下、この節において「交通規制課長等」という。）は、災害対策基本法施行令第33条第１項に規定する緊急通行車両等の確認を行う。

第２　確認に関する手続

１　確認の申出

交通規制課長等は、車両の使用者等から、緊急通行車両の確認の申出があった場合は、別添１「別記様式第３（第６条関係）緊急通行車両確認申出書」（以下この節において「確認申出書」という。）及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を提出させるものとする。

2　確認証明書の交付

確認申出書を受理したときは、その申請に係る車両が、第２編第24章第２節に規定する「緊急通行車両として確認を行う車両」に該当する場合は、次の要領によること。

(1)　別添２「別記様式第１緊急通行車両確認証明書交付簿」に、各所属別のコード番号を付し所定の事項を記載する。

(2)　災害対策基本法施行規則の別添３「別記様式第４（第６条の２関係）標章」に所定の事項を記入の上、申請者に交付する。

(3)　災害対策基本法施行規則の別添４「別記様式第５（第６条の２関係）緊急通行車両確認証明書」に各所属別のコード番号を付し、所定の事項を記載の上、申請者に交付する。

3　事前届出車両の確認

従前の運用（令和５年８月31日まで）に基づき緊急通行車両事前届出証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、届出済証の提示を求めて内容を確認すること。

(1)　確認申請があった場合は、必要な審査は不要とする。

(2)　確認申請においては、届出済証を提出させるとともに、別記様式第５（第６条の２関係）緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載させることにより手続きを行う。

第３　緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項

緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項については、次のとおりとする。

1　通行を認める区間

緊急通行車両証明書の通行経路欄は、通行を認める区間を必要最小限の範囲とするため、個々具体的に記載すること。

2　標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して５年後の日にすること。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等からの指定行政機関が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送計画や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して５年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とすること。

3　指導事項

その他事案に応じて必要と認める事項

第４　警察本部交通班（交通規制課）への連絡

高速道路交通警察隊長、警察署長及び府［危機管理部］は、第２の２及び３により別記様式第４（第６条の２関係）標章及び別記様式第５（第６条の２関係）緊急通行車両確認証明書を交付したときは、速やかに、警察本部交通班（交通規制課）へ連絡すること。

第６節　災害救助法による輸送基準

「資料編３－５」に示すとおり。

第７節　人員及び救助物資等の輸送

第１　人員輸送

広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者（以下「被災者等」という。）を避難させる必要が生じた場合は、原則として市町村が実施する。

府は被災者等の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者等の運送を要請する。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者等の保護の実施のために特に必要がある認めるときに限り、当該運送を行うべきことを指示する。

第２　救助物資等の輸送

救助物資等の輸送は、府の関係部局がそれぞれの所管に従い、市町村の協力を得て実施する。

第３　輸送機関等の協力

ＪＲ及び私鉄等は、車両の増発等を行って府の援助活動に協力する。

第８節　市町村地域防災計画で定める事項

災害時における輸送体制を確立するため、府及び隣接市町村並びに関係機関と密接な連絡協調を図って具体的な対策を定めるものとする。

第１　輸送方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設等の状況を勘案した具体的方法を定める。

第２　車両等の確保

１　市町村車両等の確保

２　車両の要請

市町村内で車両等の確保が困難な場合、府及び隣接市町村へ協力を要請する要領を定める。

３　人力による輸送

辺地あるいは孤立予想地域に対する物資等の輸送については人力による輸送方法を定める。

第３　ヘリコプター発着及び物資投下可能地点の選定

航空機輸送に備えヘリコプター発着地及び物資投下可能地点を選定し、その場所、面積等必要事項を定める。

輸送計画の連絡系統

1　陸上輸送を要請する場合

(1)　通常の場合

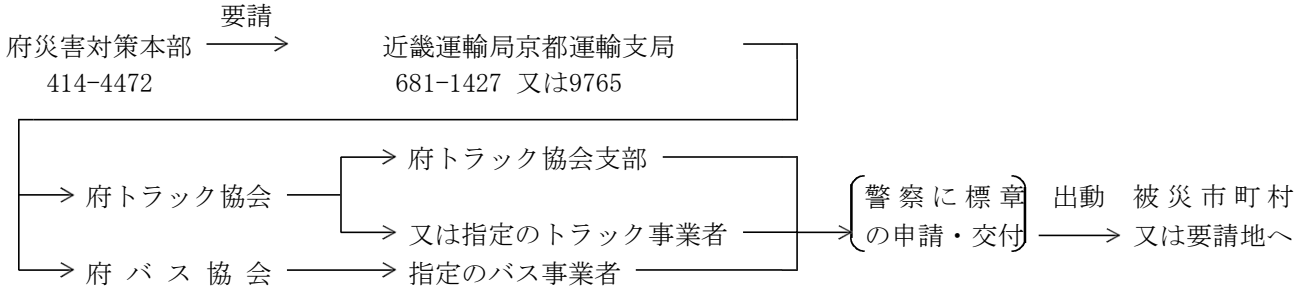

(2)　通信連絡網途絶の場合

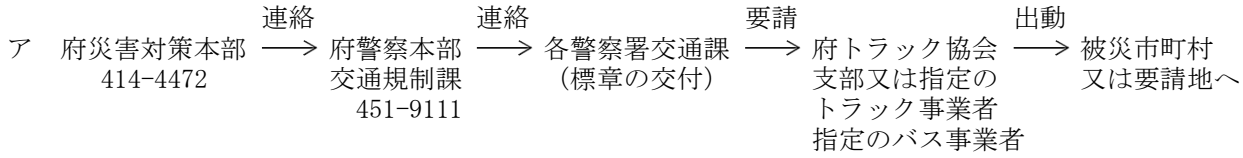

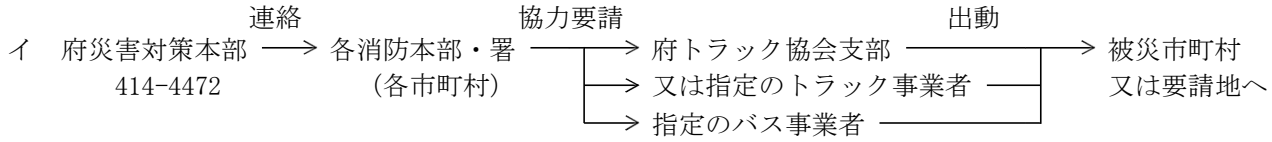

2　海上輸送を要請する場合

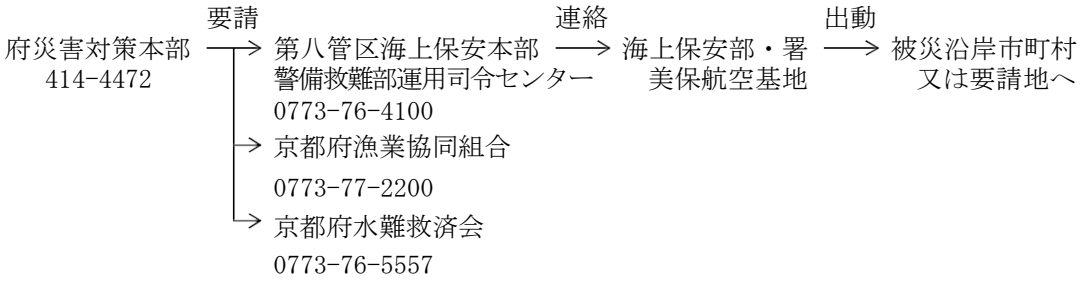

３　ヘリコプターによる空輸を要請する場合

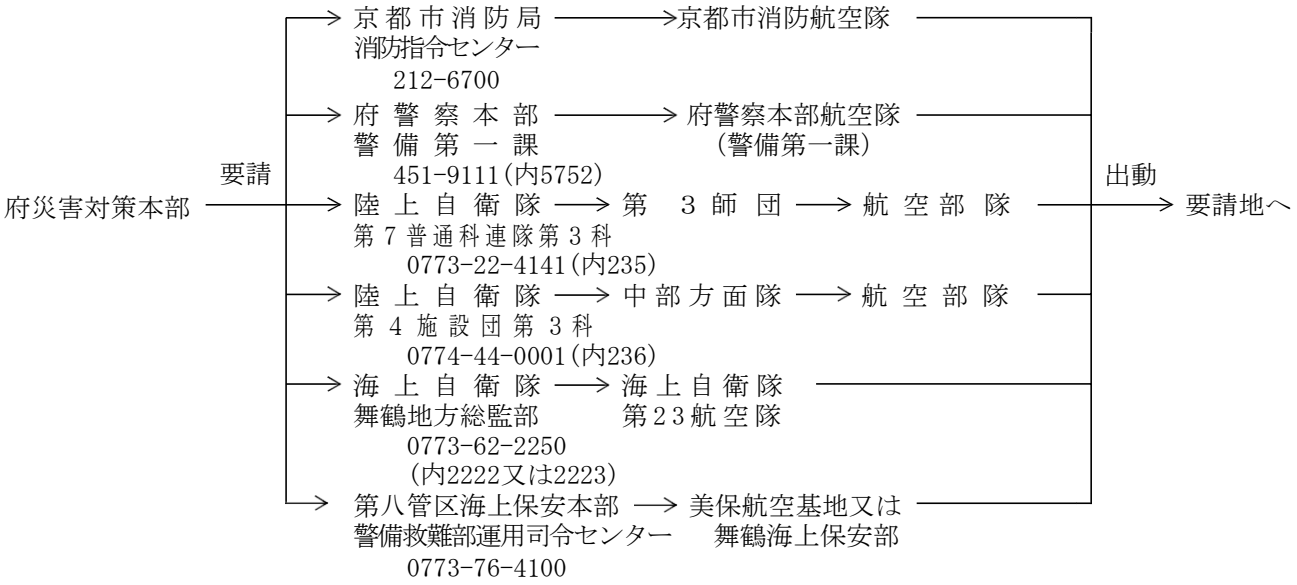

注１　陸上自衛隊第４施設団は、京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

別添１
別記様式第３（第６条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">年　　月　　日
知事・公安委員会　殿
緊急通行車両確認申出書
申出者　　住　所
氏　名</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">活　動　地　域</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両の使用者</td><td>住　所</td><td>（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">緊　急
連絡先</td><td>住　所</td><td>（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

別添２
別記様式第１

緊急通行車両確認証明書交付簿

受理年月日	番号標に表示されている番号	車両の使用者氏名又は名称	交付年月日	交付番号	備考
令和５年９月１日	品川 330 あ 1234	○○株式会社代表取締役社長山田太郎	令和５年９月１日	330011000100001	

別添３

別記様式第４（第６条の２関係）

注１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別添４
別記様式第４（第６条の２関係）

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

年　月　日

緊急通行車両確認証明書

知　　事　印　◯
公安委員会　印　◯</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">活　動　地　域</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両の使用者</td><td>住　所</td><td>（　）　局　番</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">有　効　期　限</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

第２１章　交通規制に関する計画

（近畿地方整備局
府警察本部
第八管区海上保安本部
府農林水産部
府建設交通部
府港湾局
西日本高速道路株式会社
京都府道路公社）

第１節　計画の方針

災害時における交通の安全と円滑を確保するための交通規制、標示、道路標識及び航路標識の設置、交通情報の収集、広報及び渋滞対策についてその要領を定める。

第２節　交通規制対策

第１　関係機関の対策

１　府警察本部等の対策

(1)　公安委員会は、災害対策基本法（以下この章において「法」という。）第76条に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。

(2)　高速道路交通警察隊長及び被災地域に隣接し、又は近接する地域を管轄する警察署長（以下この項において「高速隊長等」という。）は、災害の発生を認知した場合は、法に基づく交通規制が実施されるまでの間、道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に必要な人員を配置して一般車両（法第７６条第１項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。以下この節において同じ。）の被災地域内への流入抑制措置をとる。

高速隊長等は、災害の規模、事態の推移を勘案して、さらに規制区域を拡大する必要があると認めた場合は、速やかに、道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に人員を配置して一般車両の被災地域内への流入抑制措置をとる。

(3)　公安委員会は、被災地及びその周辺における被災状況等を勘案の上、速やかに緊急交通路を指定し、法第76条第１項（以下この節において「法交通規制」という。）の指定による通行の禁止又は制限を実施する。

(4)　警察及び道路管理者は、法交通規制を実施した場合において、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めたときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。

(5)　法第７６条の３の規定により、警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行のため、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる。

(6)　警察は、(3)の規定により緊急交通路の指定を行うために必要がある場合には、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、法第76条の６に規定する区間を指定、車両等の所有者等に対する道路外への移動命令又は道路管理者、港湾管理者若しくは漁港管理者による措置等をとるべきことについて要請する。

(7)　災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員は、自衛隊車両（緊急通行車両）又は消防車及び救急車（規制除外車両）の円滑な通行のため、警察官がその場にいない場合に限り(5)の規定を準用することができる。

この場合において、管轄警察署長にこの旨を通知しなければならない。

(8)　警察は、知事の支援要請があった場合は、一般社団法人京都府警備業協会の協力による、出動警備員の支援を得て法交通規制を実施する。

(9)　警察及び道路管理者は、人命救助等の災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合は、道路等の復旧状況及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案の上、法交通規制を解除する。

2　府建設交通部及び府港湾局

(1)　災害による道路の破損欠壊、その理由により道路交通が危険であると認められる場合、知事管理道路のうち、道路法上の道路については土木事務所長が、港湾法上の道路については港湾局長が道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知し、必要な措置を実施したうえ、それぞれがただちに災害対策本部道路班（道路管理課）及び港湾班(港湾局)並びに災害対策本部に報告する。

(2)　災害時に、土木事務所長及び港湾局長は、それぞれが管理する道路に車両等が停止し、又は著しく停滞し、緊急通行車両の通行を妨げ災害応急対策の実施に支障のおそれがあり、緊急通行車両の通行確保が必要な場合は、区間を指定し、当該車両等の所有者等に対し、道路外へ移動するなどの命令を行う。また、命令を受けた者が措置をとらない場合や、当該車両等の所有者等が現場にいない場合などにおいて、自ら車両等の移動等を行う。

3　府農林水産部

災害時に、水産事務所長は、知事管理道路(府管理漁港に係るものに限る。)に車両等が停止し、又は著しく停滞し、緊急通行車両の通行を妨げ災害応急対策の実施に支障のおそれがあり、緊急通行車両の通行確保が必要な場合は、区間を指定し、当該車両等の所有者等に対し、道路外へ移動するなどの命令を行う。また、命令を受けた者が措置をとらない場合や、当該車両等の所有者等が現場にいない場合などにおいて、自ら車両等の移動等を行う。

4　第八管区海上保安本部

(1)　災害により水路の損壊、沈没等のため船舶の航行に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止を行う。

(2)　湾内における危険物等積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

(3)　危険物荷役中の船舶については、荷役の中止、取り止め等事故防止に必要な指導を行う。

5　西日本高速道路株式会社

災害、異常気象等により高速道路等の通行が危険と認められる場合は、西日本高速道路株式会社関西支社はその状況に応じて通行規制を行う。

6　京都府道路公社

災害・異常気象等により山陰近畿自動車道の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社がその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領」に示す。

第２　交通処理

1　交通量の多い場合

(1)　規制区域内においては、ロープ、パイプ、さく等の資機材を活用する。

(2)　運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。

(3)　道路の中央付近に放置された車両については、手段をつくして道路の左側へ寄せる。

(4)　混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地、その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ収容して、車道を空けるように努める。

(5)　交通規制及び交通整理に当たっては、現場の運転者等の協力を求めるなど適切な措置をする。

(6)　運転者に対しては、ラジオの交通情報の傍受に努め、現場の警察官及びラジオによる交通規制の指示に従うよう広報する。

(7)　規制区域内の住民に対しては、絶対に家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。

(8)　被災者と緊急通行車両等が混雑した場合においては、被災者を優先して誘導するよう措置する。

(9)　避難誘導に際しては、主要交差点、車両と被災者との境界部に特に配慮して避難誘導を確保するとともに、被災者の混乱による事故防止に努める。

2　交通量の少ない場合

規制の方法は、前記の「１交通量の多い場合」に準じて行うが、これ以外に以下の事項に留意する。

(1)　警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。

(2)　情報板等の資機材を活用し、必要な広報を積極的に行う。

(3)　自動車を用いて避難することが予想されるので、自動車による避難は絶対にやめさせる。

第3節　標示及び航路標識の設置

第１　府警察本部の対策

１　災害対策基本法施行令第32条第１項に規定する「緊急通行車両以外の車両通行止」は、原則として、災害対策基本法施行規則第５条第１項に規定する標示を設置して行う。

２　う回路を設定したときは、これを明示した立看板等を設置するほか、道路管理者の設置する道路標識、立看板等を併設する。

３　「緊急通行車両以外の車両通行止」の標示は、警察本部及び警察署にあらかじめ備え付けておく。

第２　第八管区海上保安本部

航路標識が破損又は流失した場合は、すみやかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4節　交通情報の収集及び提供

第１　府警察本部の対策

１　交通情報の収集

災害の発生に伴う交通障害が発生したときは、直ちに、次の諸計画に基づいて迅速かつ的確な交通実態の把握に努める。

(1)　交通障害発生箇所へ交通班員を派遣し、現場視察を行うこと。

(2)　交通管制センターにおいては、現地警察署又は道路管理者等から、定時又は不定時に道路交通の状況等の道路交通情報を収集する。

(3)　府下各警察署、高速道路交通警察隊から道路交通の状況及びとられた対策並びに道路の復旧工事の見通しについて報告させること。

(4)　近畿管区警察局交通担当課（高速道路管理室を含む。）、隣接府県警察本部交通規制担当課（交通管制担当課を含む。）、一般国道・府道・京都市道・高速道路自動車道等の道路管理者、日本道路交通情報センター並びに各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の交換に努めること。

(5)　収集した情報は、つねに明確に把握できるように整理しておくこと。

２　交通情報の部外広報

交通情報の部外広報については、次の要領により、交通規制の実施状況及び解除の見通し・う回路・交通渋滞状況等について、迅速かつ的確に広報活動を行う。

(1)　ラジオ、テレビの各社に臨時情報を提供し、交通情報の放送（映）を依頼する。

(2)　記者クラブ所属各新聞社に随時情報を提供し、交通情報を記事とするよう要請する。

(3)　府交通安全協会、同バス協会、同トラック協会、同乗用自動車協会、同自家用自動車協会等交通関係機関団体に随時関係情報を提供し、傘下各企業体運転者にその周知徹底方を依頼する。

(4)　広報車、交通機動隊、高速道路交通警察隊、自動車警ら隊及び警察署のパトカーなどにより交通情報を広報する。

(5)　府民からの交通情報の照会に対しては、直接応答、又は電話応答装置（テレガイド）などにより適切に回答する。

(6)　沿道住民及び通行車両等に対しては、交通情報提供装置、立看板の設置及び交通規制図の配布等により、交通情報及び交通規制の周知徹底を図る。

第２　府建設交通部の対策

土木事務所長は管内道路の被害状況について道路パトロールの強化による情報の収集及び市町村あるいは学校等からの情報により、ただちに災害対策本部（道路管理課）に報告するとともにその被害の程度を確認のうえ、その詳細を報告する。

災害対策本部（道路管理課）は前記の報告を受けたときは、ただちにその善後措置の方法について関係機関に通報し、交通の危険防止に必要な措置を行う。

なお、道路・交通の災害情報等の伝達系統を「道路・交通の災害情報等の伝達系統」に示す。ただし、各種災害協定等において個別に定めのあるときは、その定めによる。

第３　第八管区海上保安本部の対策

航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、航行警報を放送するとともに必要に応じて安全通報により周知する。

第５節　道路通行規制要領

各道路管理者は、下表の規制基準に基づき、関係機関と連携して、異常気象時（豪雨及び暴風）等における的確な道路通行規制の実施に努める。

加えて、道路利用者が道路通行規制を早期に把握できるよう、異常気象時の道路通行規制の事前情報等を提供する。

また、高速道路における道路通行規制について、道路管理者は警察と道路における安全の確保と一般交通に及ぼす影響等を協議の上、通行規制区間の道路状況及び解除に向けた作業状況について適宜情報共有し、共通の認識を持って、より一層の早期通行規制解除に努めることとし、規制区間における安全確認ができたところから順次、段階的な解除を行い、安全確認状況や規制解除時期の目安など情報提供の充実に努める。

なお、府は、災害対策上必要と判断した場合、高速道路管理者との協定等に基づき、通行規制区間における緊急車両の通行を要請する。

以下に、豪雨・暴風時等における道路通行規制の基準・態勢を示す。

第６節　渋滞対策

第１　近畿地方整備局

近畿地方整備局は、大規模災害発生後の、復旧活動、経済活動及び日常生活に対する交通混乱の影響を最小限に留めるため、必要に応じて京都府災害時渋滞対策協議会を設置するとともに、関係者の参加を要請することができる。

第２　府建設交通部

府建設交通部は、自ら必要と認めた時又は市町村から要請があった時は、近畿地方整備局に京都府災害時渋滞対策協議会の開催を要請することができる。

第３　京都府災害時渋滞対策協議会の構成員

京都府災害時渋滞対策協議会において、協議、調整を行った施策の実施に当たり、検討会の構成員は相互協力を行う。

※　京都府災害時渋滞対策協議会の構成員

・関係道路管理者
・府警察本部
・道路利用者団体

西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準

1）降　雨

道路名		規制内容	規制基準	
			地震	降雨
名神高速道路				
	竜王～京都東	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 130mm 以上
		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 250mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 180mm に達した後、50mm/h の降雨
	京都東～豊中	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 150mm 以上
		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 280mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 200mm に達した後、50mm/h の降雨
新名神高速道路				
	八幡京田辺～城陽	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
		通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし
舞鶴若狭自動車道				
	三田西～福知山	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上
		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 200mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 130mm に達した後、45mm/h の降雨
	福知山～綾部	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上
		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 150mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 130mm に達した後、45mm/h の降雨
	綾部～舞鶴東	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上
		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 210mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 120mm に達した後、40mm/h の降雨
	舞鶴東～大飯高浜	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上
		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 210mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 120mm に達した後、40mm/h の降雨
京都縦貫自動車道				
	大山崎 JCT～長岡京	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
		通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし
	長岡京～沓掛	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 170mm 以上
		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 300mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 220mm に達した後、45mm/h の降雨
	沓掛IC	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 210mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 150mm に達した後、35mm/h の降雨
	沓掛～千代川	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 170mm 以上
		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 300mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 220mm に達した後、50mm/h の降雨
	千代川～丹波	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 120mm 以上
		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 260mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 160mm に達した後、40mm/h の降雨
	丹波～京丹波わち	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 60mm 以上
		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 130mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 90mm に達した後、30mm/h の降雨
	京丹波わち～舞鶴大江	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 45mm 以上
		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 165mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 85mm に達した後、40mm/h の降雨
	舞鶴大江～宮津天橋立	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●

		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 180mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 100mm に達した後、50mm/h の降雨
京奈和自動車道（京奈道路）				
	城陽	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
	～田辺北	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし
	田辺北	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 90mm 以上
	～木津	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 200mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 140mm に達した後、45mm/h の降雨
京滋バイパス				
	瀬田東	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 130mm 以上
	～宇治西	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 240mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 180mm に達した後、50mm/h の降雨
	宇治西	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
	～大山崎 JCT	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし
第二京阪道路				
	鴨川東	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
	～八幡東	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし
	八幡東	通行規制(50ｋ)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
	～交野東	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし

※令和５年８月17日時点
※規制基準は適宜見直しを行う場合がある。

２）　強　風

速度規制協議基準	通行止め基準
10 分間平均風速 15m/ｓ以上で、必要と認められる場合。又は、強風に起因する飛散物等により車両の通行に支障がある場合。 但し、関西国際空港連絡橋については、10 分間平均風速 10m/s 以上で 60km 規制・15m/s 以上で 40km 規制	10 分間平均風速 20m/ｓ以上で、必要と認められる場合。又は、強風に起因する飛散物等により車両の通行が困難な場合 但し、関西国際空港連絡橋については、10 分間平均風速 15m/s 以上で必要と認められた時に二輪車

※ 但し、速度規制及び通行止めの最終判断は、交通管理者との協議によるものとする。

山陰近畿自動車道防災業務要領

交通規制基準

区　　分	通　行　規　制				通　行　止　め				
	地　震	連続 降雨量 (㎜)	強　　風	そ の 他	地　震	降雨量(㎜) 連続降雨量	時間降雨量	強　　風	そ の 他
山陰近畿自動車道(宮津天橋立IC～京丹後大宮IC)	計測震度4.0以上5.0未満	70 又は 時間雨量20	平均風速15m/s以上で､走行障害の恐れが認められる場合	･VI値30%以下は50㎞/h速度規制協議	計測震度5.0以上	160 (110) 【110】	(40)	平均風速20m/s以上で､交通事故発生の危険性が認められる場合、又は､道路及びその他付属施設に重度の危険が認められる場合	･VI値10%以下は通行止め協議
	※　地震における計測箇所と規制箇所は別表2－１のとおりとする。								

※（　）雨量は組合せ雨量（連続降雨量と時間雨量）
組合わせ雨量の連続雨量（１１０㎜）時間雨量（４０㎜）とは、連続雨量が７０㎜に達した後、時間雨量４０㎜の降雨があり、連続降雨量が１１０㎜に達した状態をいう。

※【　】雨量は基準値を超える降雨があった場合、連続雨量がいったんゼロになった後（６時間連続２㎜/hr以下）であっても２４時間以内にふたたび降雨が開始したときは、先行雨量の影響を考慮して、通常の基準値より低い基準値を設定したもの。（第二基準の設定）
※連続降雨量
①降り始めてから、降り終わるまでの累計降雨量とする。
②雨量が３時間以上とぎれずに降り続いた場合には、連続降雨量として扱う。
なお、途中時間雨量２㎜以下の状態が６時間以上継続した場合は、連続雨量としない。

※降雨量による点検、交通規制基準

	時間雨量(㎜)	日雨量(㎜)	連続降雨量(㎜)
異常時パトロール	２０	７０	１００
通行規制	２０		７０
通行止め	（４０）		160（110）

（　）雨量は組み合わせ雨量（連続降雨量と時間雨量）

道路・交通の災害情報等の伝達系統

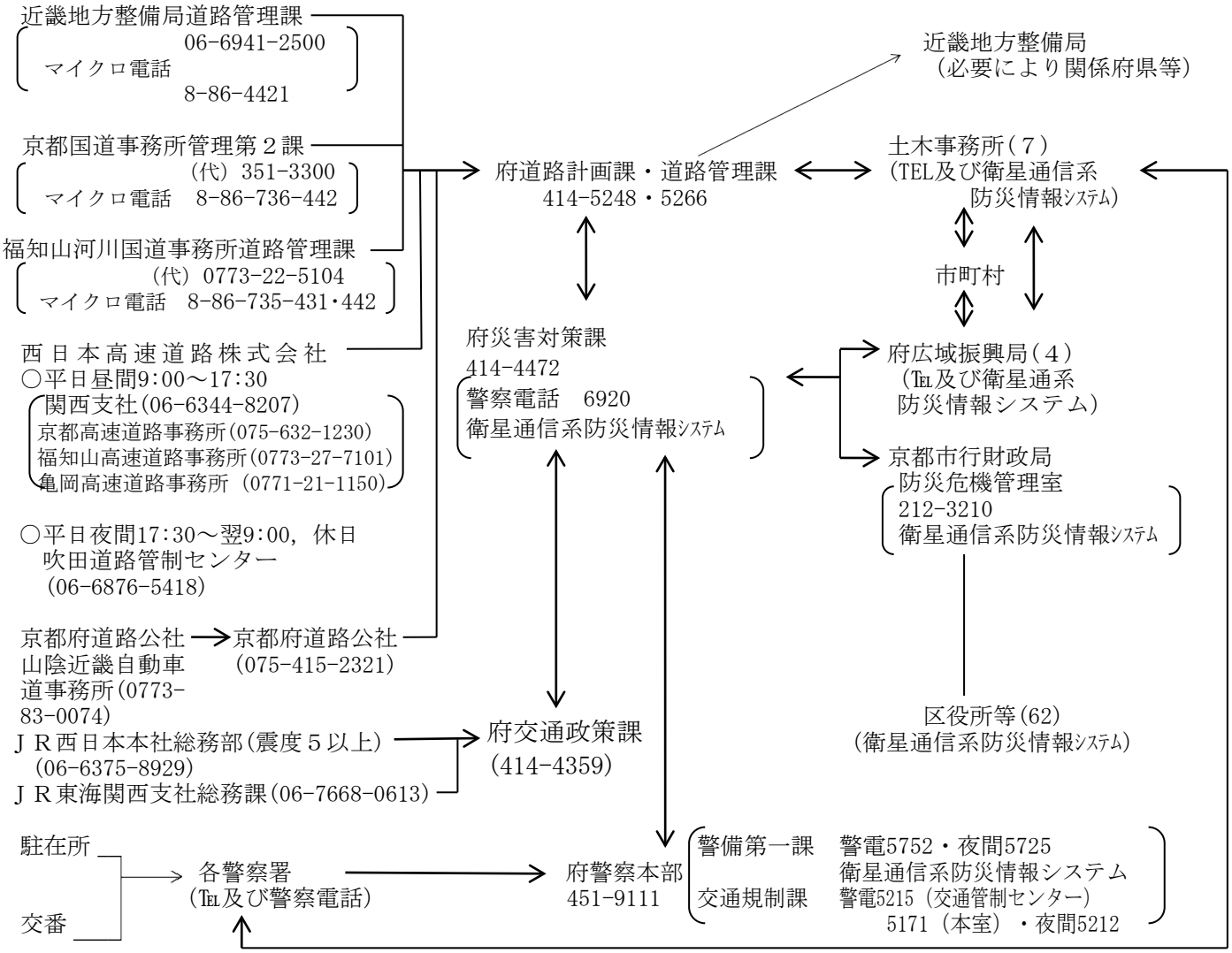

注：災害協定等において個別の定めのあるときは、その定めによる。

豪雨時における道路通行規制の基準・態勢

（１）異常気象時道路通行規制の態勢（京都府）

規制区分	規　制　基　準	規 制 に 対 す る 態 勢
通　行　注　意 （予備規制）	連続雨量が（別表－１）の降雨量になった場合。	当該土木事務所長は通行注意の提示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する。
通　　行　　止 （交通規制）	１　連続雨量が（別表－１）の降雨量になった場合 ２　１項の降雨量に達しないが、明らかに崩落の徴候がみられたとき。	１　交通規制（通行止）を行う。 ２　通行止の提示をし、通行危険箇所の巡視を行う。 ３　災害が発生したときは、災害に関する調査を行うとともに復旧に対する適切な措置を講ずる。
解　　除	注意報等が解除されたとき、又は降雨がやみ引き続き降雨の恐れがなく、巡回により土木事務所長が通行の安全を確認したとき。	道路の状況を巡視し、通行注意・通行止の掲示をはずす。

（２）道路冠水による道路通行規制の態勢（京都府）

規制区分	規　制　基　準	規制に対する態勢
通行注意	河川の出水等により道路冠水が予測される場合	当該土木事務所長は通行注意の掲示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する
通行止	河川の出水等により道路の路面冠水が始まった場合、又はその危険性が極めて高い場合 １　現地確認により判断 ２　現地確認が困難な場合は、河川水位等から判断 （洪水警報等の河川情報に十分注意する）	冠水等が始まった区間及び関連する区間において次のとおり実施する １　通行止めを行う ２　通行止めの掲示を行う ３　住民・ドライバーへの情報提供を行う
解除	巡回により土木事務所が通行の安全を確認した場合	道路の状況を巡視し、通行注意・通行止めの掲示をはずす

別表－１

令和５年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別　一　般　国　道　　京 都 府（ １／５ ）

図面対照番号	路線名	担当事務所名	規制区間 自・至	延長(km)	交通量 台／日	規制基準 規制基準値（mm） 通行注意 時間雨量	通行注意 連続雨量	通行止 時間雨量	通行止 連続雨量	気象等観測所	危険内容	迂回路	道路情報版	道路モニター	前年度通行止実績 回数	前年度通行止実績 延時間	指定年度	備考 道路交通遮断装置
2	1 6 2 号	南丹	南丹市美山町深見 ～京都市境（深見峠）	1.5	1,262	100		150		上弓削テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（府）佐々江下中 （府）園部平屋	A-1 B-1	0	0	0.0	S45	交通観測点 10900 遮断装置 １箇所
3	1 6 2 号	南丹	南丹市美山町盛郷 ～福井県境（堀越峠）	4.0	750	100		150		盛郷テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（府）綾部宮島 （国）２７号	A-1 B-1 C-1	0	0	0.0	S45	10930 遮断装置 １箇所
4	1 6 3 号	山城南	木津川市山城町上狛 ～加茂町西	1.9	13,695	100		150		木津テレメーター(河) （山城南土木事務所） 恭仁大橋テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（府）天理加茂木津 （府）奈良加茂	A-1 B-1	0	0	0.0	S45	10980 遮断装置 ２箇所
5	1 6 3 号	山城南	木津川市加茂町井平尾 ～笠置町笠置	5.9	10,492	100		150		恭仁大橋テレメーター(河) 笠置テレメーター(河)	落石 土砂崩落	な　し	A-1 B-2	0	0	0.0	S49	11030 遮断装置 ２箇所
7	1 7 8 号	丹後	宮津市由良 ～栗田（奈具海岸）	3.1	7,042	150		200		西神崎テレメーター(河)	落石 土砂崩落 路肩欠壊	（府）舞鶴宮津	B-4	0	0	0.0	S56	11330 遮断装置 ２箇所
8	1 7 8 号	丹後	宮津市里波見 ～宮津市長江	2.6	3,244	120		170		日出テレメーター(河)	落石 土砂崩落 路肩欠壊	（府）中波見里波見 （府）下世屋本庄 （府）奥波見岩ケ鼻	A-1 B-2	0	0	0.0	S56	11400 遮断装置 2箇所
9	1 7 8 号	丹後	与謝郡伊根町長延 ～京丹後市丹後町袖志	7.0	2,439	100		150		伊根テレメーター(河) 宇川テレメーター(河)	落石 土砂崩落	な　し	A-1 B-2	0	0	0.0	S45	11460 遮断装置 ２箇所
11	3 1 2 号	丹後	京丹後市久美浜町坂井 ～栃谷（岩手峠）	2.5	7,662	120		170		久美浜テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（国）１７８号 （府）網野峰山 （国）４８２号	B-3	0	0	0.0	S45	11670 遮断装置 ２箇所
12-1	3 1 2 号	丹後	宮津市字喜多 （宮津与謝道路） ～宮津市字須津	6.4	6,038	20 70	(連続110mmと組合せ)	40 160		宮津天橋立IC(道) 与謝天橋立IC(道)	落石 土砂崩落 路肩欠壊	（府）綾部大江宮津 （国）１７６号	B-3	0	0	0.0	H22	11680 遮断装置 ２箇所
12-2	3 1 2 号	丹後	宮津市字須津 （野田川大宮道路） ～京丹後市大宮町森本	4.3		20 70	(連続110mmと組合せ)	40 160		与謝天橋立IC(道) 水戸谷気象観測装置(道)	落石 土砂崩落 路肩欠壊	（国）３１２号	B-4	0	0	0.0	H29	遮断装置 1箇所
13	4 2 3 号	南丹	亀岡市西別院町 ～曽我部町（法貴峠）	3.0	3,660	120		150		亀岡テレメーター(河) （旧亀岡土木事務所）	落石 土砂崩落	（府）茨木亀岡 （府）柚原向日 （府）東掛小林	A-2 B-2	0	0	0.0	S45	11780 遮断装置 ２箇所

（注）通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……４時間以内の中断は連続降雨量とみなす。
道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をＣとして計上する。

別表－１

令和５年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別　一　般　国　道　　京 都 府（ ２／５ ）

図面対照番号	路線名	担当事務所名	規制区間 自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	規制区間 延長(km)	交通量 台／日	規制基準 規制基準値（mm） 通行注意 時間雨量 連続雨量	規制基準 規制基準値（mm） 通行止 時間雨量 連続雨量	規制基準 気象等観測所	危険内容	迂回路	道路情報板	道路モニター	前年度通行止実績 回数	前年度通行止実績 延時間	指定年度	備考 道路交通遮断装置
15	４７７号	南丹	亀岡市郷ノ口 ～京都市右京区嵯峨越畑	4.0	409	80	120	神吉テレメーター(河)	落石 土砂崩落	(国) ９号,１６２号 (府) 園部平屋 (府) 佐々江下中	B-2	0	0	0.0	S45	11880 遮断装置 ２箇所
16	４７７号	南丹	南丹市八木町神吉～京都市境 (小畑峠)	2.8	540	100	150	神吉テレメーター(河)	落石 土砂崩落 路肩欠壊	な し	B-1	0	0	0.0	S52	11860 遮断装置 １箇所
国道計			１３区間	49.0							A-8 B-28 C-1	0	0	0.0		遮断装置 ２２箇所

（注）通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……４時間以内の中断は連続降雨量とみなす。
道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をＣとして計上する。

令和５年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別　主要地方道　　京都府（３／５）

図面対照番号	路線名	担当事務所名	規制区間 自郡市町村字 至郡市町村字	延長(km)	交通量 台／日	規制基準 規制基準値（mm） 通行注意 時間雨量 連続雨量	規制基準 通行止 時間雨量 連続雨量	気象等観測所	危険内容	迂回路	道路情報版	道路モニター	前年度通行止実績 回数	前年度通行止実績 延時間	指定年度	備考 道路交通遮断装置
18	（２号） 宮津養父線	丹後	与謝郡与謝野町岩屋 ～兵庫県境（岩屋峠）	1.5	2,391	80	120	滝テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（府）加悦但東	B-2	0	1	8.0	S45	交通観測点 40130 遮断装置 ２箇所
19	（３号） 大津南郷宇治線	山城北	宇治市槇島町六石山 ～滋賀県境	9.4	1,904	80	120	宇治テレメーター(河) （旧宇治土木事務所） 荒木テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（国）２４号 （国）３０７号 （府）宇治田原大石東	A-1 B-1	0	1	5.3	S45	40150 遮断装置 １箇所
20	（４号） 笠置山添線	山城南	相楽郡笠置町南笠置 ～奈良県境	2.0	690	100	150	笠置テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（府）奈良笠置 （国）３６９号	B-2	0	0	0.0	S49	40180 遮断装置 ２箇所
21	（５号） 木津信楽線	山城南	相楽郡和束町原山 ～滋賀県境	12.0	1,715	100	150	湯船テレメーター(河)	落石 土砂崩落	なし	B-2	0	0	0.0	S45	40200 遮断装置 ２箇所
22	（５号） 木津信楽線	山城南	木津川市加茂町井平尾 ～相楽郡和束町長井	3.5	5,860	100	150	恭仁大橋テレメーター(河) 三上山テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（府）宇治木屋	B-2	0	0	0.0	S49	40190 遮断装置 ２箇所
23	（９号） 綾部大江宮津線	中丹西 丹後	福知山市大江町毛原 ～宮津市岩戸（普甲峠）	9.2	2,050	100	150	大江山テレメーター(河) 岩戸テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（国）１７６号 （国）１７５号 （国）１７８号	A-1 B-2	0	0	0.0	S49	40380 遮断装置 ２箇所
24	（１１号） 香美久美浜線	丹後	京丹後市久美浜町須地 ～兵庫県境（三原峠）	1.5	2,340	100	150	久美浜テレメーター(河)	落石 土砂崩落 路肩欠壊	（国）１７８号	B-1	0	0	0.0	S45	40510 遮断装置 １箇所
25	（５９号） 市島和知線	南丹	船井郡京丹波町角 ～才原	2.4	109	100	150	和知川橋テレメーター(河)	落石	（国）２７号	A-2 B-1	0	0	0.0	H6	41750 遮断装置 ２箇所
26	（１９号） 園部平屋線	南丹	南丹市園部町船岡 ～日吉町殿田	3.0	7,831	100	150	殿田テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（国）９号 （府）日吉京丹波	A-2	0	0	0.0	S45	40710 遮断装置 ２箇所
27	（２１号） 舞鶴野原港高浜線	中丹東	舞鶴市小橋～野原	3.5	897	100	120	空山テレメーター(河)	落石 土砂崩落 路肩欠壊	（府）田井中田 （市）野原大山	B-3 C-4	0	0	0.0	S45	40790 遮断装置 ２箇所
28	（３８号） 京都広河原美山線	南丹	南丹市美山町田歌 ～京都市境（佐々里峠）	15.3	41	80	150	佐々里テレメーター(河) 田歌テレメーター(河)	落石 土砂崩落 路肩欠壊	（国）１６２号 （国）４７７号	B-2 C-1	0	0	0.0	S49	41220 遮断装置 １箇所
30	（５１号） 舞鶴和知線	南丹	船井郡京丹波町下粟野 ～下乙見	2.0	927	130	150	細谷テレメーター(河)	落石 土砂崩落 路肩欠壊	なし	B-2	0	0	0.0	S45	41470 遮断装置 ２箇所
31	（５１号） 舞鶴和知線	中丹東	舞鶴市行永 ～綾部市水梨（菅坂峠）	7.1	911	140	170	舞鶴テレメーター(河) （旧舞鶴土木事務所） 八津合テレメーター(河)	土砂崩落 路肩欠壊	（国）２７号 （府）小浜綾部	A-1 B-4 C-1	0	0	0.0	S49	41440 遮断装置 ３箇所

（注）通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……４時間以内の中断は連続降雨量とみなす。
道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をＣとして計上する。

別表－１

令和５年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別　主要地方道　　京都府（４／５）

図面対照番号	路線名	担当事務所名	規制区間 自郡市町村字 至郡市町村字	延長(km)	交通量 台／日	規制基準 規制基準値（mm） 通行注意 時間雨量 連続雨量	規制基準 規制基準値（mm） 通行止 時間雨量 連続雨量	気象等観測所	危険内容	迂回路	道路情報版	道路モニター	前年度通行止実績 回数	前年度通行止実績 延時間	指定年度	備考 道路交通遮断装置
33	（６２号）宇治木屋線	山城北	綴喜郡宇治田原町郷ノ口 ～高尾（宵待橋）	2.3	6,040	80	120	宇治テレメーター(河)（旧宇治土木事務所） 荒木テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（国）３０７号 （国）２４号	A-3 B-2	0	1	5.3	S45	交通観測点 41760 遮断装置 １箇所
34	（６２号）宇治木屋線	山城南	相楽郡和束町木屋 ～杣田（木屋峠）	2.0	1,137	100	150	恭仁大橋テレメーター(河) 笠置テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（府）木津信楽	B-2	0	0	0.0	S49	41790 遮断装置 ２箇所
35	（６３号）山東大江線	中丹西	福知山市大江町天田内 ～福知山市天座	6.3	64	100	150	大雲橋テレメーター(河) 下野条テレメーター(河)	落石 土砂崩落 路肩欠壊	（国）１７５号 （国）１７６号	A-1 B-2	0	1	1.5	S56	41850 遮断装置 ２箇所
36	（６５号）生駒井手線	山城北	京田辺市打田	0.3	1,226	150	200	高船テレメーター(河)	落石 土砂崩落 路肩欠壊	（府）生駒精華	B-2	0	0	0.0	S49	41900 遮断装置 ２箇所
37	（７５号）浜丹後線	丹後	京丹後市弥栄町中山 ～中津	1.8	774	100	150	小田テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（国）１７８号 （国）４８２号	B-1	0	0	0.0	S49	42350 遮断装置 １箇所
38	（７９号）伏見柳谷高槻線	乙訓	長岡京市奥海印寺 ～大阪府境	4.0	2,277	100	150	乙訓テレメーター(河)（乙訓土木事務所） 正法寺テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（国）１７１号	B-3	0	0	0.0	S45	42500 遮断装置 ２箇所
39	（８２号）上野南山城線	山城南	相楽郡南山城村南大河原 ～高尾	11.0	222	80	120	北大河原テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（府）月ケ瀬今山	B-2	0	0	0.0	S45	42600 遮断装置 ２箇所
47	（８０号）日吉京丹波線	南丹	船井郡京丹波町長野 ～藤ヶ瀬	3.3	556	100	150	下山テレメーター(国)	落石 土砂崩落 路肩欠壊	（国）２７号	なし	0	1	19.5	S44	10890 遮断装置 ２箇所
主要地方道　計			２１区間	103.4							A-11 B-38 C-6	0	5	39.6		遮断装置 ３８箇所

（注）通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……４時間以内の中断は連続降雨量とみなす。
道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をＣとして計上する。

別表－１

令和５年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別　一　般　県　道（一般都道、一般道道、一般府道）　　京 都 府（ ５／５ ）

図面対照番号	路線名	担当事務所名	規制区間 自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長(km)	交通量 台／日	規制基準 規制基準値（mm） 通行注意 時間雨量 連続雨量	規制基準 規制基準値（mm） 通行止 時間雨量 連続雨量	気象等観測所	危険内容	迂回路	道路情報板版	道路モニター	前年度通行止実績 回数	前年度通行止実績 延時間	指定年度	備考 道路交通遮断装置
40	（３２１号）和束井手線	山城北	綴喜郡井手町上井手 ～田村新田	3.0	544	80	120	井手テレメーター(河)	落石 土砂崩落	なし	B-2	0	0	0.0	S45	交通観測点 60650 遮断装置 ２箇所
42	（１０９号）福知山山南線	中丹西	福知山市奥榎原 ～兵庫県境（穴裏峠）	3.0	1,715	100	150	上豊富テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（国）４２９号	A-1 B-1	0	0	0.0	S45	60020 遮断装置 １箇所
43	（５６１号）田井中田線	中丹東	舞鶴市田井～栃尾 （大山峠）	8.0	1,313	120	150	空山テレメーター(河)	落石 土砂崩落 路肩欠壊	（府）舞鶴野原港高浜 （市）野原大山	B-2 C-2	0	0	0.0	S52	61690 遮断装置 ２箇所
44	（６５１号）大宮岩滝線	丹後	与謝郡与謝野町大内 （大内峠）	2.7	797	80	120	堂谷橋テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（国）１７６号 （国）３１２号 （府）網野岩滝	B-2	0	0	0.0	S49	62140 遮断装置 ２箇所
45	（６５４号）井辺平線	丹後	京丹後市弥栄町黒部 ～中山	3.0	544	100	150	小田テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（国）１７８号 （国）４８２号	B-1	0	0	0.0	S49	62220 遮断装置 １箇所
46	（６５４号）井辺平線	丹後	京丹後市弥栄町田中 ～川久保	2.8	601	80	120	小田テレメーター(河) 宇川テレメーター(河)	落石 土砂崩落	（国）１７８号 （国）４８２号	B-2 C-2	0	0	0.0	S49	62230 遮断装置 ２箇所
一般府道計			６区間	22.5							A-1 B-10 C-4	0	0	0.0		遮断装置 １０箇所
都道府県道合計			２７区間	125.9							A-12 B-48 C-10	0	5	39.6		遮断装置 ４８箇所

（注）通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……４時間以内の中断は連続降雨量とみなす。
道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をＣとして計上する。

別表－２

令和５年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別　一　般　国　道　　京 都 府（ １／３ ）

図面対照番号	路線名	担当事務所名	規制区間 自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長(km)	交通量 台／日	規制条件（通行止）	危険内容	迂回路	道路情報版	道路モニター	前年度通行止実績 回数	前年度通行止実績 延時間	指定年度	備考 道路交通遮断装置
1-1	１７５号	中丹西	福知山市牧 福知山市大江町上野	6.7	13,572	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-4	0	0	0.0	Ｈ１７	11150 遮断装置 ３箇所
1-2	１７５号	中丹西 中丹東	福知山市大江町上野 舞鶴市八田	14.9	4,749	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-4 C-2	2	0	0.0	Ｈ１７	11180 遮断装置 ９箇所
1-3	１７５号	中丹東	舞鶴市八田 舞鶴市上福井	1.7	16,136	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-1	0	0	0.0	Ｈ１７	11200 遮断装置 １箇所
11	１７６号	丹後	与謝郡与謝野町石川 与謝郡与謝野町石川	2.0	21,884	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水	（府）宮津養父	A-1	0	0	0.0	Ｈ２４	11260
2	１７８号	中丹東 丹後	舞鶴市八田 宮津市石浦	5.1	7,042	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-1	0	0	0.0	Ｈ１７	11330
10	１６３号	山城南	相楽郡笠置町笠置 相楽郡笠置町有市	3.0	9,365	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-2	0	0	0.0	Ｈ１８	11040
12	４８２号	丹後	京丹後市弥栄町黒部 京丹後市弥栄町黒部	1.0	5,937	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水	（府）間人大宮	A-2	0	0	0.0	Ｈ２４	12180
国道計			７区間	34.4					A-15 C-2	2	0	0.0		

（注）道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をＣとして計上する。

令和５年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別　主要地方道　　京都府（２／３）

図面対照番号	路線名	担当事務所名	規制区間 自至	延長(km)	交通量 台／日	規制条件（通行止）	危険内容	迂回路	道路情報版	道路モニター	前年度通行止実績 回数	前年度通行止実績 延時間	指定年度	備考 道路交通遮断装置
20	（１０号） 大山崎大枝線	乙訓	長岡京市友岡四丁目 （府道友岡地下道） 長岡京市友岡川原	0.1	13,172	路面冠水深が１５cmに達したとき	冠水	(府)西京高槻 (府) 開田長岡京停車場	B-2	0	0	0.0	Ｈ２５	交通観測点 40420 遮断装置2箇所
25	（１０号） 大山崎大枝線	乙訓	長岡京市調子三丁目 （調子第二地下道） 長岡京市調子二丁目	0.3	7,054	路面冠水深が１５cmに達したとき	冠水	(府)奥海印寺納所 (府)下植野長岡京	B-2	0	0	0.0	Ｈ２６	40410 遮断装置 ２箇所
26	（１５号） 宇治淀線	山城北	宇治市寺山 宇治市寺山	0.3		路面冠水深が１５cmに達したとき	冠水	(府) 城陽宇治 (府) 宇治淀	B-2	0	0	0.0	Ｈ２９	遮断装置 ２箇所
21	（２５号） 亀岡園部線	南丹	南丹市園部町船岡 （ＪＲ船岡駅北側） 南丹市園部町船岡	0.1	3,041	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		なし	0	0	0.0	Ｈ２４	41050
22	（４９号） 久美浜湊宮浦明線	丹後	京丹後市久美浜町葛野 京丹後市久美浜町鹿野	0.8	1,717	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		なし	0	0	0.0	Ｈ２４	41350
3	（５５号） 舞鶴福知山線	中丹東 中丹西	舞鶴市上東 福知山市中	25.7	1,324 ～3,381	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-1 B-2	2	0	0.0	Ｈ１７	41610～41650 遮断装置 ２１箇所
23	（７７号） 綾部インター線	中丹東	綾部市川糸町 （川糸アンダーパス） 綾部市川糸町	0.3	6,361	路面冠水深が１５cmに達したとき	冠水		B-2	0	0	0.0	Ｈ２４	42410
24	（７９号） 伏見柳谷高槻線	乙訓	長岡京市馬場 （七反田地下道） 長岡京市馬場二丁目	0.4	12,754	路面冠水深が１５cmに達したとき	冠水	(府) 西京高槻【高さ制限有】 (国) １７１号 (府) 向日町停車場 (府) 上久世石見上里	B-2	0	0	0.0	Ｈ２４	42510 遮断装置 ２箇所
主要地方道計			８区間	28.0					A-1 B-12	2	0	0.0		

（注）道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をＣとして計上する。

別表－２

令和５年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別　主要地方道　　京都府（３／３）

図面対照番号	路線名	担当事務所名	規制区間 自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長(km)	交通量 台／日	規制条件（通行止）	危険内容	迂回路	道路情報版	道路モニター	前年度通行止実績 回数	前年度通行止実績 延時間	指定年度	備考 道路交通遮断装置
30	（２０２号） 伏見向日線	乙訓	向日市森本町 （前田地下道） 向日市森本町	0.3	13,852	路面冠水深が１５cmに達したとき	冠水	（府）西京高槻【高さ制限有】 （国）１７１号 （府）向日町停車場 （府）上久世石見上里	B-2	0	0	0.0	Ｈ２４	交通観測点 60060 遮断２箇所
31	（２０３号） 志水西向日停車場線	乙訓	向日市上植野町 （南小路地下道） 向日市上植野町	0.2	18,569	路面冠水深が１５cmに達したとき	冠水	（府）西京高槻【高さ制限有】 （国）１７１号 （府）向日町停車場 （府）上久世石見上里	B-2	0	0	0.0	Ｈ２４	60070 遮断装置 ２箇所
32	（２０４号） 奥海印寺納所線	乙訓	長岡京市調子二丁目 （調子地下道） 長岡京市調子三丁目	0.4	11,748	路面冠水深が１５cmに達したとき	冠水	（府）西京高槻【高さ制限有】 （国）１７１号　（府）向日町停車場 （府）上久世石見上里 （府）大山崎大枝【高さ制限有】 （府）下植野大山崎	B-2	0	0	0.0	Ｈ２４	60110 遮断装置 ２箇所
34	（４９３号） 西坂蓼原線	中丹西	福知山市大江町河守 （ＫＴＲアンダーパス） 福知山市大江町河守	0.1	445	路面冠水深が１５cmに達したとき	冠水		なし	1	1	13.1	Ｈ２６	61390
4-1	（５７１号） 西神崎上東線	中丹東	舞鶴市中山 舞鶴市上東	3.0	4,939	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		なし	0	0	0.0	Ｈ１７	61810 遮断装置 １箇所
5	（５６９号） 東雲停車場線	中丹東	舞鶴市水間 舞鶴市中山	1.0	540	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		なし	0	0	0.0	Ｈ１７	61780 遮断装置 １箇所
4-2	（５７１号） 西神崎上東線	中丹東	舞鶴市油江 舞鶴市水間	3.9	5,307	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		なし	1	0	0.0	Ｈ１７	61800 遮断装置 １箇所
33	（６７３号） 浅茂川下岡線	丹後	京丹後市網野町下岡 京丹後市網野町網野	1.3	5,885	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水	（府）浜詰網野 （国）１７８号	なし	0	0	0.0	Ｈ２４	62500
一般府道計			８区間	10.2					B-6	2	1	13.1		
都道府県道合計			１６区間	38.2					A-1 B-18	4	1	13.1		

（注）道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をＣとして計上する。

特殊通行規制区間図

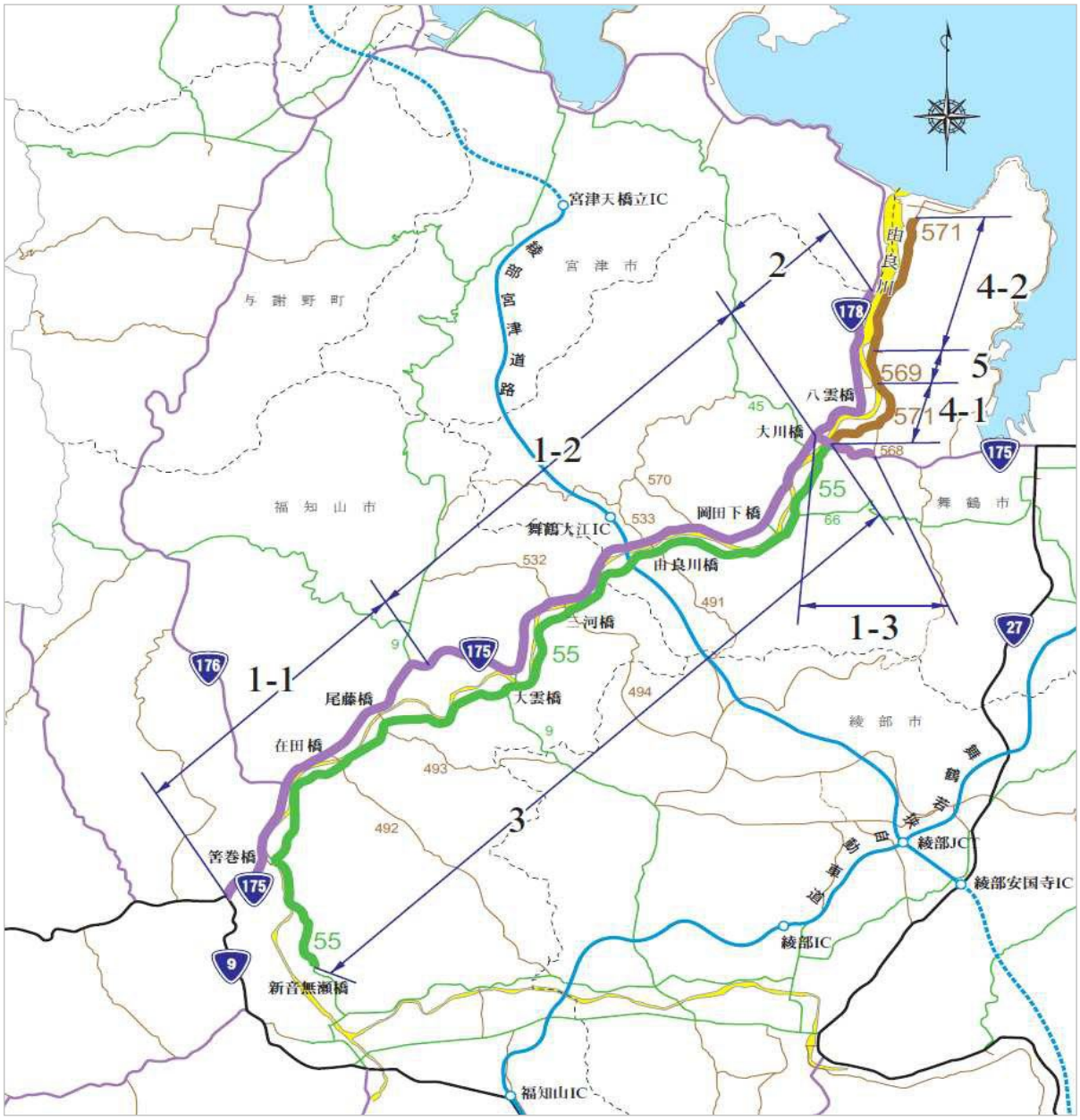
宮津天橋立IC
与謝野町
宮津市
舞鶴市
福知山市
綾部市
由良川
571
4-2
569
5
八雲橋
571
4-1
大川橋
568
175
45
55
66
570
岡田下橋
533
舞鶴大江IC
532
由良川橋
491
三河橋
1-3
27
9
175
55
176
1-1
尾藤橋
大雲橋
494
在田橋
9
493
492
3
箸巻橋
175
綾部JCT
綾部安国寺IC
綾部IC
55
9
新音無瀬橋
福知山IC

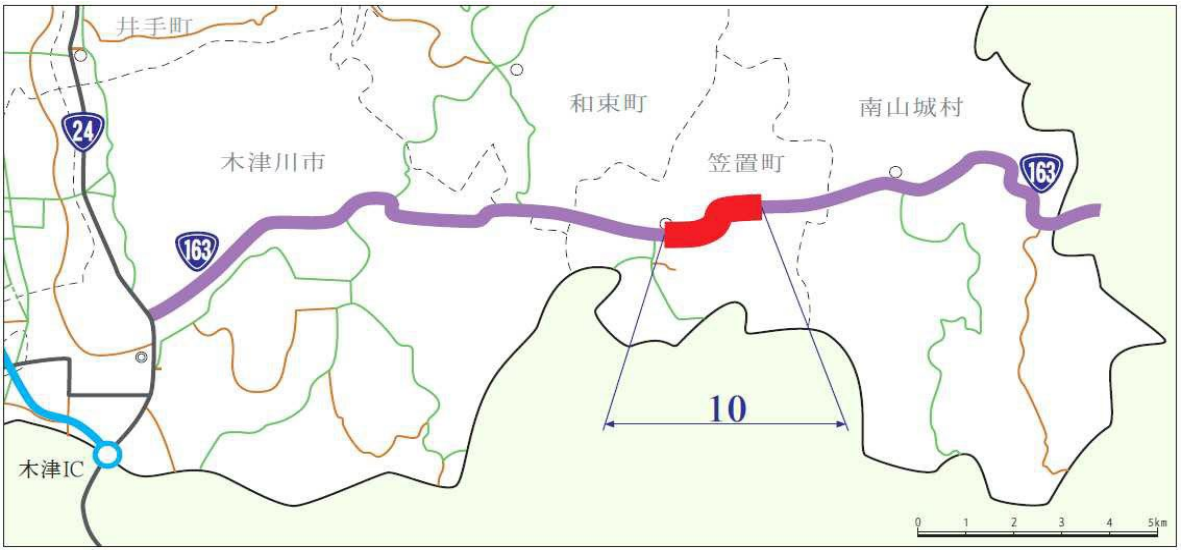
井手町
和束町
南山城村
木津川市
笠置町
24
163
163
10
木津IC
0 1 2 3 4 5km

特殊通行規制区間図

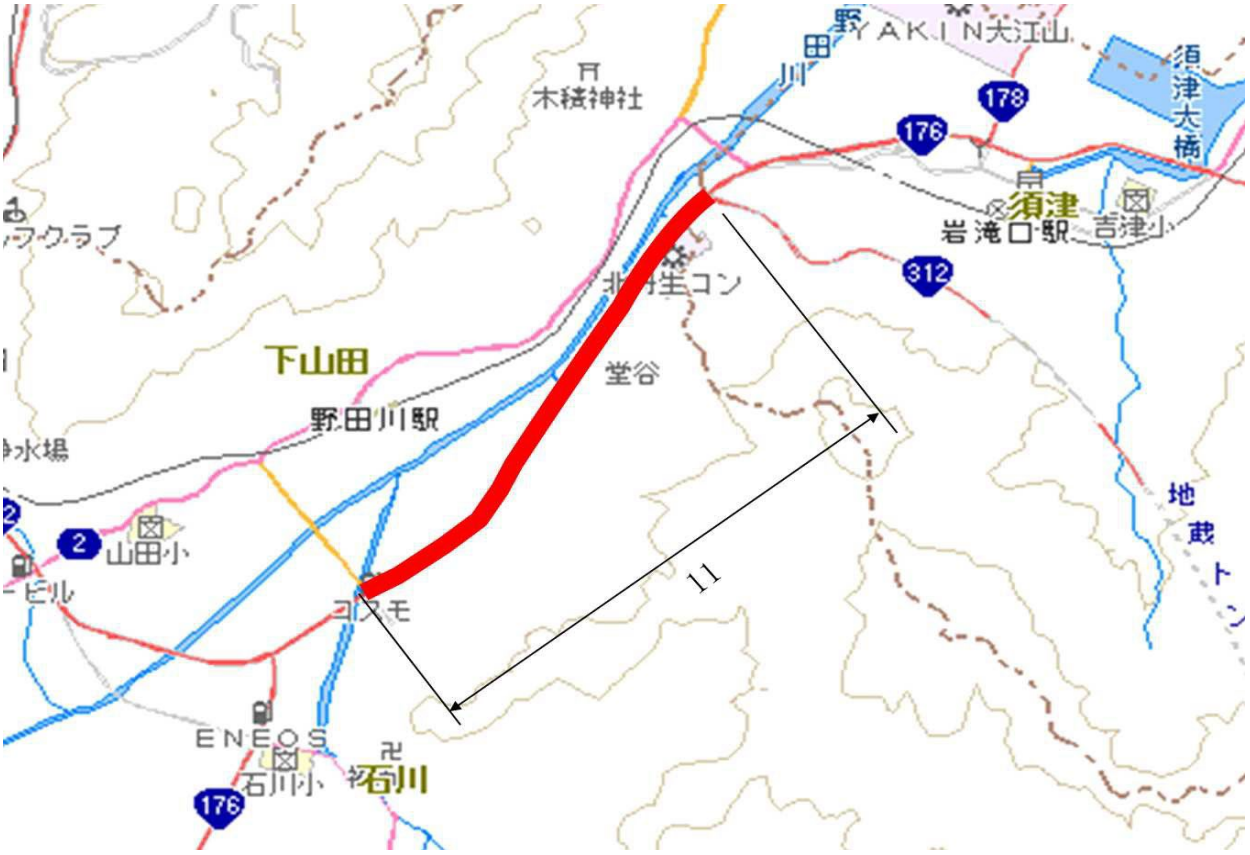

国道１７６号 与謝野町石川地内

国道４８２号　京丹後市弥栄町黒部地内

特殊通行規制区間図

大山崎大枝線　府道友岡地下道

亀岡園部線　ＪＲ船岡駅北側

特殊通行規制区間

久美浜湊宮浦明線　京丹後市久美浜町葛野～同鹿野地内

綾部インター線　川糸アンダーパス

特殊通行規制区間

伏見柳谷高槻線　七反田地下道

大山崎大枝線　調子第二地下道

特殊通行規制区間

伏見向日線　前田地下道

志水西向日停車場線　南小路地下道

特殊通行規制区間図

奥海印寺納所線　調子地下道

浅茂川下岡線　京丹後市網野町下岡～同網野地内

通行規制区間位置図

西坂蓼原線　河守KTRアンダーパス

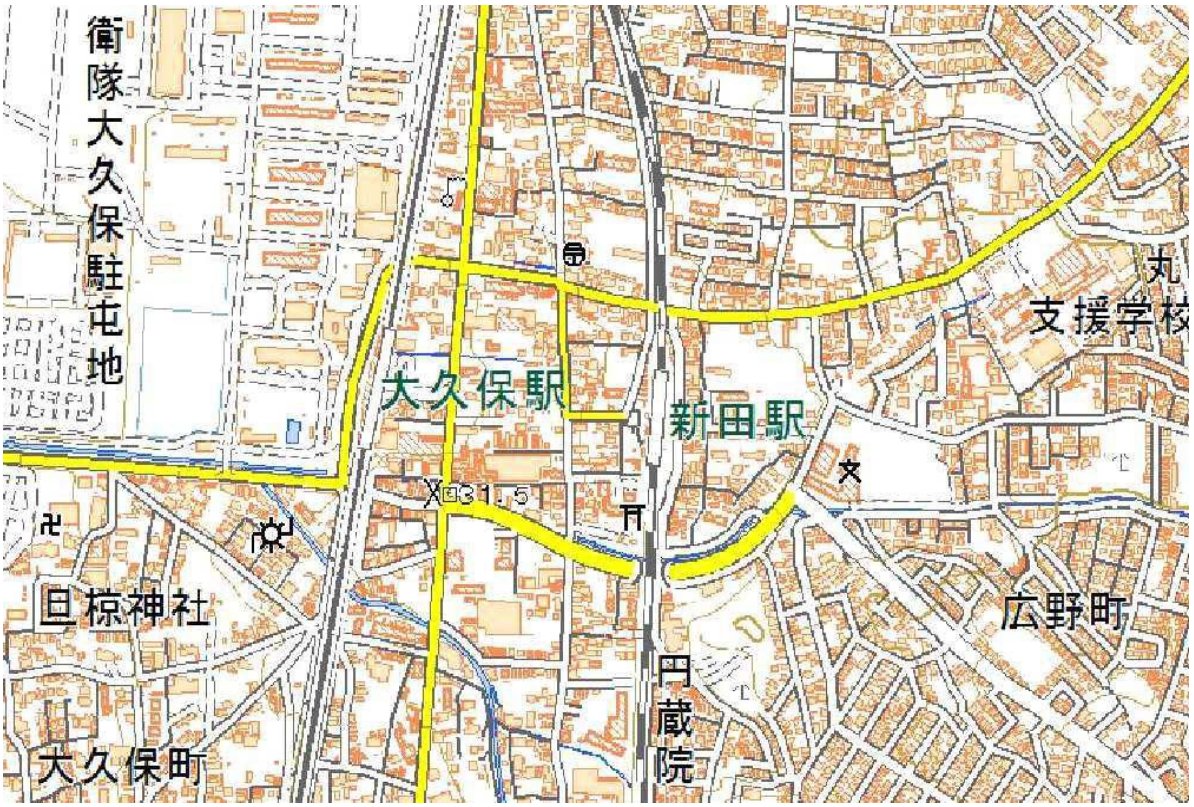

宇治淀線　寺山

京都市の規制要領

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準（京都市）

道路種別	路線名	担当土木事務所	通行規制区間	区間延長	交通量	通行規制基準(㎜)		危険内容
						通行注意	通行止	
一般国道	１６２号	北部土木事務所及び西部土木事務所	北区小野下ノ町～右京区梅ケ畑高鼻町	km 12.7	台/12h 4,350	100	200	落石、路肩決壊、土砂崩壊
〃	〃	京北・左京山間部土木事務所	右京区京北上弓削町～右京区京北上弓削町(深見峠)	4.4	1,014	100	150	落石、土砂崩壊
〃	３６７号	左京土木事務所	左京区八瀬野瀬町～左京区八瀬花尻町	4.6	7,392	100	160	落石、土砂崩壊、倒木
〃	４７７号	〃	左京区大原小出石町～左京区花背大布施町（鎌倉)(市郡界)	21.6	391	100	150	落石、土砂崩壊、石積決壊
〃	〃	京北・左京山間部土木事務所	右京区京北中地町～右京区京北中地町(小畑峠)	2.9	376	100	150	落石、土砂崩壊、路肩決壊
〃	〃	京北・左京山間部土木事務所	右京区京北上黒田町(鎌倉)～右京区京北井戸町	6.0	725	100	150	落石、土砂崩壊、路肩決壊
主要地方道	西陣杉坂線	北部土木事務所	北区大宮釈迦谷～北区中川中山	8.0	2,635	100	160	落石、路肩決壊、土砂崩壊
〃	京都京北線	〃	北区雲ケ畑出谷町～北区上賀茂中嶋河原町	8.5	1,400	100	160	〃
〃	京都広河原美山線	左京土木事務所	左京区鞍馬二ノ瀬町～左京区鞍馬本町	6.8	1,941	100	160	落石、石積
		京北・左京山間部土木事務所	左京区花背大布施町～左京区広河原尾花町（佐々里峠)(市郡界)	12.3	62	100	160	決壊、倒木
〃	下鴨大津線	左京土木事務所	左京区北白川琵琶町～左京区北白川重石町（滋賀県境)	2.0	6,213	100	130	落石、洗掘
〃	下鴨静原大原線	〃	左京区静市静原町～左京区静市野中町	2.0	3,806	100	160	〃
〃	京都日吉美山線	西部土木事務所	右京区嵯峨鳥居本深谷町～右京区嵯峨越畑南ノ町	16.0	226	100	150	落石、路肩決壊、土砂崩壊
〃	宇多野嵐山山田線	西京土木事務所	西京区嵐山中尾下町～右京区嵯峨天竜寺造路町（渡月橋）	0.3	4,334	－	警戒水位 ＯＰ +37.50m	橋りょう流失
一般府道	雲ケ畑下杉坂線	北部土木事務所	北区真弓八幡町～北区杉坂北尾	2.5	300	100	160	落石、路肩決壊、土砂崩壊
〃	久多広河原線	京北・左京山間部土木事務所	左京区久多川合町（滋賀県界）～左京区広河原杓子屋町	13.9	159	100	160	落石、土砂崩壊
〃	上黒田貴船線	左京土木事務所	左京区鞍馬貴船町（～芹生峠(市郡界))	6.0	580	100	160	落石、洗掘
〃	〃	京北・左京山間部土木事務所	右京区京北芹尾生町(芹生峠)～右京区京北上黒田町	9.7	256	100	150	落石、土砂崩壊、路肩決壊
〃	勧修寺今熊野線	東部土木事務所	山科区西野山岩ケ谷	0.9	1,911	100	180	土砂崩壊、倒木
〃	柚原向日線	西京土木事務所	西京区大原野石作町～西京区大原野外畑町	6.5	1,327	70	100	土砂崩壊
〃	向日善峰線	〃	西京区大原野小塩町	2.5	1,157	100	160	〃
〃	小塩山大原野線	〃	西京区大原野北春日町	6.0	20	70	100	落石、土砂崩壊
〃	醍醐大津線	伏見土木事務所	伏見区醍醐山町～伏見区醍醐陀羅谷町（滋賀県界）	6.0	150	100	160	落石、路肩決壊、土砂崩壊

近 畿 地 方 整 備 局 の 規 制 要 領

異常気候時における道路通行規制基準（国土交通省）

交通規制‥‥‥規制の内容を道路情報板に提示し、必要に応じてパトロールを実施する。

（通行止）… (1)　注意報等の発表下で、連続雨量が下に定める非常体制対象雨量に達した場合。
(2)　重大な被害が発生し、交通が途絶した場合。
(3)　緊急事態が予測される場合。

事務所	路線名	規制区分		担当事務所	危険内容	非常体制（交通規制）対象雨量
		区間	延長			
近畿地整 京都国道	1号	京都市山科区北花山～ 〃 東山区清閑寺	(km) 1.1	京都第一 維持出張所	落石等	連続雨量（mm） 230
〃	9号	京都市西京区大枝沓掛町～ 亀岡市篠町王子	4.7	京都第二 維持出張所	〃	230
〃	〃	京都府南丹市園部町上木崎～ 〃 船井郡京丹波町新水戸	4.0	〃	〃	230
近畿地整 福知山河川国道	〃	京都府福知山市夜久野町額田～ 〃 〃 〃 日置	1.2	福知山国道 維持出張所	落石等 洗掘等	200
〃	27号	京都府船井郡京丹波町升谷～ 〃 〃 〃 中山	0.8	綾部国道 維持出張所	落石等	150

第２２章　災害警備計画

（府警察本部）

第１節　警察の警備計画

第１　災害警備の基本方針

災害警備活動は、国、府、市町村、自衛隊、消防、海上保安庁等の防災関係機関及び自主防災組織との緊密な連携のもと、警察の総合力を挙げて実施する。

第２　災害警備活動の概要

１　住民等の避難誘導を行う。
２　被災者の救出救助を行う。
３　被災地及び周辺地域における交通規制を行う。
４　行方不明者の捜索を行う。
５　遺体の検視、死体調査、身元確認を行う。
６　遺族への対応を行う。
７　被災地及び避難所等に対する警戒活動を行う。
８　被災地等における犯罪の予防及び取締りを行う。
９　住民等への広報を行う。
10　その他必要な警察活動を行う。

警備計画の連絡系統

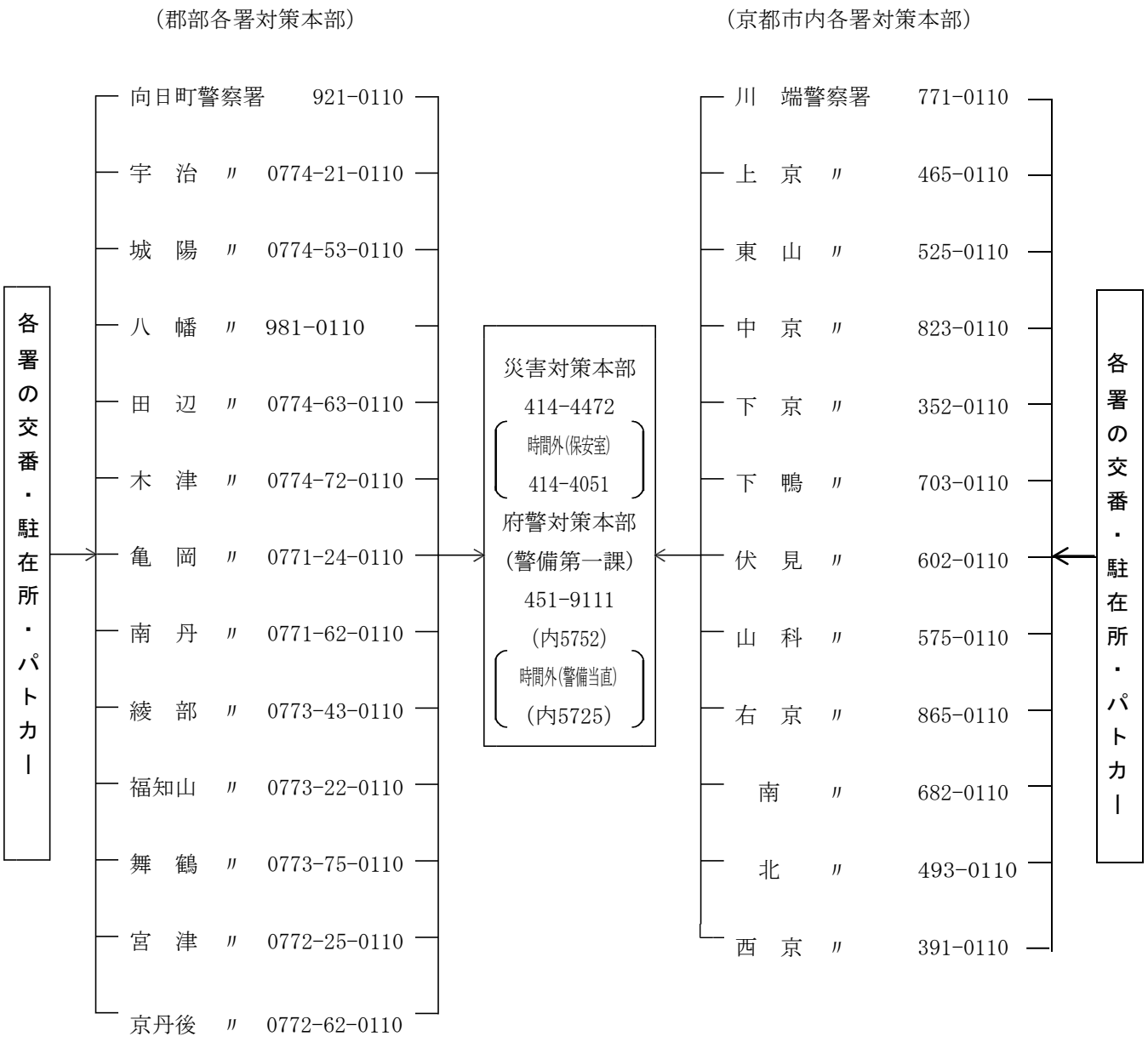
（郡部各署対策本部）
（京都市内各署対策本部）
各署の交番・駐在所・パトカー
向日町警察署 921-0110
宇治 〃 0774-21-0110
城陽 〃 0774-53-0110
八幡 〃 981-0110
田辺 〃 0774-63-0110
木津 〃 0774-72-0110
亀岡 〃 0771-24-0110
南丹 〃 0771-62-0110
綾部 〃 0773-43-0110
福知山 〃 0773-22-0110
舞鶴 〃 0773-75-0110
宮津 〃 0772-25-0110
京丹後 〃 0772-62-0110
災害対策本部
414-4472
時間外(保安室)
414-4051
府警対策本部
(警備第一課)
451-9111
(内5752)
時間外(警備当直)
(内5725)
川端警察署 771-0110
上京 〃 465-0110
東山 〃 525-0110
中京 〃 823-0110
下京 〃 352-0110
下鴨 〃 703-0110
伏見 〃 602-0110
山科 〃 575-0110
右京 〃 865-0110
南 〃 682-0110
北 〃 493-0110
西京 〃 391-0110
各署の交番・駐在所・パトカー

第２３章　道路除雪計画

（近畿地方整備局
府建設交通部）

第１節　計画の方針

豪雪に際して、国道、府道等の主要路線をすみやかに除雪し、道路交通を確保し、緊急かつ必需物資の輸送の円滑化を図るとともに、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め等を行うよう努めるものとする。

第２節　近畿地方整備局道路除雪計画（国土交通省）

第１　警戒体制及び緊急体制への移行の時点

１　警戒体制への移行の時点

京都府管内の指定観測点のうち、その観測点の１／２以上が概ね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他を勘案の上、局長が知事と協議して警戒体制への移行を決定するものとする。

２　緊急体制への移行の時点

京都府管内の指定観測点のうち、その大部分が警戒積雪深を大幅に越え、かつ、主要路線における降雪状況、降雪強度その他を勘案し、局長が知事と協議して緊急体制への移行を決定するものとする。

３　京都府地域における指定観測点及び警戒積雪深

指定雪量観測点名	警戒積雪深（cm）
京丹後市峰山町	７０
舞鶴市	４０
福知山市	４０
南丹市美山町	６０

第２　警戒体制及び緊急体制における措置

１　警戒体制における措置

警戒体制においてはその後に予想される緊急体制への準備として、相互の連絡を密にするとともに、次の事項について措置を講ずる。

(1)　情報連絡の強化

(2)　除雪機械及びオペレーターの借上げ及び応援に関する事前手配

(3)　除雪作業の強化

２　緊急体制における措置

緊急体制においては本要領に基づく緊急確保路線の交通確保のため次の事項について措置を講ずるものとする。

(1)　情報連絡の強化

(2)　除雪機械及びオペレーターその他必要な機材等の確保

第３　緊急確保路線の分類

緊急体制時においてとりあえず交通確保すべき路線の重要性、積雪量、動員可能な除雪機械等を勘案し、次の３段階に分けてあらかじめ指定しておくものとする。

１種路線　異常降雪後約５日間に２車線を確保すべき路線(1,000台／日以上)

２種路線　異常降雪後約10日間に１車線又は２車線を確保すべき路線(500～1,000 台／日以上)

３種路線　異常降雪後状況によっては一時交通不能となってもやむをえない。(500台／日以下)

第４　その他

局長は府市町村が災害対策基本法に基づき災害対策本部を設置した場合は当該地方公共団体に対し、応急復旧工事を行うため、除雪機械を国土交通大臣の定めるところにより無償で貸付けることができるものとする。

ただし、災害対策本部が設置されない場合は有償とする。

なお、オペレーターは建設機械貸付規則によっていずれの場合も有償で処理されるものとする。

第３節　京都府道路除雪計画

第１　除雪区域

１　除雪区域

土木事務所名	除　雪　区　域
丹後	宮津市、京丹後市及び与謝郡の全域
中丹東	舞鶴市及び綾部市の全域
中丹西	福知山市全域
南丹	京丹波町（旧和知町、旧瑞穂町）及び南丹市（旧美山町）の一部区域
その他	特に必要な区域

２　除雪路線

除雪路線の種類は次のとおりとし、毎年度の除雪計画により定めるものとする。

(1)　緊急確保路線

除雪地域内の主要地域（１次生活圏）を結ぶ主要幹線から選定する。

(2)　第１種除雪路線

日交通量おおむね1,000 台以上

(3)　第２種除雪路線

日交通量おおむね500 台～1,000 台

(4)　第３種除雪路線

日交通量おおむね300 台～500 台

(5)　協議路線

上記の路線以外で、雪害警戒支部長、雪害対策支部長又は災害対策支部長（以下「支部長」という。）が、雪害警戒本部長、雪害対策本部長又は災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指示を受けて除雪する路線

第２　除雪方法

１　除雪作業の順序

除雪作業の順序は、次の順序により実施するものとする。

(1)　緊急確保路線の除雪

全力を投入して除雪し、降雪の状況によっては、夜間作業も行う。

(2)　緊急確保路線以外の除雪

緊急確保路線の作業完了後、除雪するものとする。

２　除雪作業の目標

除雪路線種別の目標は、次のとおりとする。

(1)　緊急確保路線

緊急確保路線は、原則として、降雪後３日以内に交通を確保するものとする。

(2)　第１種除雪路線

原則として、降雪後約５日以内に２車線確保することを目標とする。

(3)　第２種除雪路線

原則として、降雪後約10日以内に２車線または１車線確保することを目標とする。

(4)　第３種除雪路線

状況によっては、一時交通不能になっても、やむを得ない。

３　除雪機械の応援

雪害警戒支部、雪害対策支部又は災害対策支部が設置された場合、支部長は、降雪の状況等により、管内保有除雪機械のみでは作業不可能であり、特に機械の増強を必要とする場合は、建設交通部長の指示を受け管外から機械の応援を得ることができる。

第３　除雪体制

１　警戒体制‥‥‥雪害警戒本部（支部）又は雪害対策本部（支部）が設置されている期間

２　緊急体制‥‥‥災害対策本部（支部）が設置されている期間

第４　なだれ対策

支部長は、なだれの予想される管内道路の箇所については、危険箇所に警戒標識をたてるとともに適切な措置を行い、本部長にその箇所及び実施状況等について報告するものとする。

第５　除雪連絡体制

第２編第10章第３節第２の１の別記「道路除雪基本要綱」第12参照

第６　市町村道の除雪

支部長は、管内市町村長から除雪についての依頼があった場合は、建設交通部長と協議し、除雪機械のあっせんに努めるものとする。

第７　その他

本計画の実施にあたり必要な事項については、別途計画で定める。

第４節　市町村地域防災計画で定める事項

除雪対策として、配備体制、路線の確保、除雪機械の配置など一般住民の協力を得て迅速的確な除雪作業が実施

できるよう除雪の基本となるべき計画を定めるものとする。

第１　除雪対策組織

第２　府及び隣接市町村との連絡

主要道路を確保し、除雪を計画的に実施するため、府をはじめ、隣接市町村との連絡について定める。

第３　除雪路線の緊急順位

府の除雪計画に基づいて、重要な市町村道及び消防上必要な道路等についてその順位をあらかじめ定める。

第４　除雪機械の配置

市町村有の除雪機械及び民間所有の機械の借上げについて定める。

第５　消防団の出動と一般住民の除雪能力

緊急に除雪を行うために組織的な活動を行う消防団員あるいは一般住民に対して協力を求めるための組織等について定める。

第２４章　危険物等応急対策計画

府危機管理部・府健康福祉部
府警察本部・府農林水産部
第八管区海上保安本部中部
近畿産業保安監督部近畿支部
近畿運輸局・京都労働局

第１節　計画の方針

危険物、火薬類、ガス類、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等の災害に際しては住民の生命、身体及び財産を保護するためにこの計画に定めるほか、災害の規模に応じて、石油類の流出等にあっては、府地域防災計画石油類流出事故対策計画編など、関連する他の通信情報連絡活動計画、災害広報計画、消防計画、海難対策計画、被災者救出計画、災害警備計画等に定めるところにより、関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し被害の拡大防止、軽減に努める。

第２節　計画の内容

第１　危険物製造所等応急措置計画

１　危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、消防署と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。

２　災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。

(1)　消防機関への通報
(2)　危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
(3)　付近住民等に対する広報活動
(4)　立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
(5)　避難誘導及び群衆整理
(6)　負傷者の救助、応急手当て及び搬送
(7)　危険物火災の特性に応じた消防活動
(8)　危険物の除去

第２　火薬類保管施設応急措置計画

１　火薬類を取扱っている場所の付近に火災が発生し、貯蔵又は取扱中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立入りを禁止する。

２　１の場合において、火薬類を移動させるいとまがない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止に当たるとともに、住民の避難、立入禁止など、警備上必要な措置をとる。

３　災害が発生した場合は、関係防災機関等と連携し、状況に応じて次の措置をとる。

(1)　在置火薬類に関する情報収集
(2)　消火活動
(3)　注水その他の延焼防止活動
(4)　負傷者の救助、応急手当及び搬送
(5)　警戒区域の設定及び交通規制
(6)　飛散火薬類等の検索回収
(7)　二次爆発の防止措置

４　災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を制限し、又は禁止する。

第３　高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

１　災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他の関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。

２　爆発、火災又は可燃性若しくは支燃性のガスの漏えいが発生した場合は、状況に応じて次の措置を講じる。

(1)　京都府高圧ガス地域防災協議会指定防止事業所への出動要請

(2)　高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動

(3)　ガス漏えい状況及び流動範囲の確認

(4)　漏えい防止作業

(5)　注水及び消火活動

(6)　付近住民等に対する広報活動

(7)　立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制

(8)　避難誘導及び群衆整理

(9)　負傷者の救助、応急手当及び搬送

(10)　応急措置に必要な資器材の緊急輸送路の確保

(11)　引火性、発火性又は爆発性物質の移動

３　毒性ガスの漏えいに際しては、前項に定めるもののほか、必要に応じて次の措置をとる。

(1)　施設の管理者等に対する除害措置の指示

(2)　付近住民等に対する中毒防止方法の広報

(3)　防毒措置等に必要な資器材及び薬剤の輸送援助

第４　毒物劇物保管施設措置計画

１　応急措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の保健所、消防機関又は警察署に届出るものとする。（毒物及び劇物取締法第17条）

２　緊急措置

保健所（又は警察）は毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性ある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

第５　原子力以外の放射性物質応急対策

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、ただちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

１　放射線量の測定

２　危険区域の設定と立入禁止制限

３　危険区域内住民の退避措置

４　被ばく者等の救出、救護

５　交通規制と群衆整理

６　人心安定のための広報活動

７　その他災害の状況に応じた必要な措置

第２５章　鉄道施設応急対策計画

（西日本旅客鉄道株式会社・東海旅客鉄道株式会社・北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社
近畿日本鉄道株式会社・京阪電気鉄道株式会社・阪急電鉄株式会社・京福電気鉄道株式会社
叡山電鉄株式会社・嵯峨野観光鉄道株式会社）

第１節　計画の方針

鉄道各社は、災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が密接に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

第２節　西日本旅客鉄道株式会社の計画

第１　事故対策本部及び現地対策本部の設置

１　事故対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内(近畿統括本部においては統括本部内)に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に現地対策本部（以下「現対本部」という。）を設置するものとする。

２　対策本部及び現対本部の業務

（対策本部の業務）

対策本部は、事故に対する救護要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及びその他の業務を行うものとする。

（現対本部の業務）

(1)　現場の状況を把握して、必要な作業班を組織し、その指揮官を指定する。

(2)　指揮者と協議し、具体的な復旧計画をたて救護、復旧に着手する。

(3)　復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告する。

確　度	復旧時刻の精度
甲	±１時間
乙	±２時間
丙	±３時間

注 復旧見込確度の標準

(4)　作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部長に報告する。

(5)　事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員、資財等についての必要事項を対策本部長に要請する。

第２　対策本部等の種別、設置標準及び召集範囲

種　　別	設　置　基　準	召集範囲
第１種体制	・重大な事故等が発生したとき ・お客様、通行人等に死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき	召集可能者の全員
第２種体制	・重大な事故等が発生したとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき	召集可能者の半数

第３種体制	・その他特に必要と認めたとき （台風、降雨降雪等により大きな輸送障害のおそれがあるとき）	必要最小数

注１　召集範囲は、本部員の班別構成標準による。

２　上記を標準とした関係課室長、駅区所長は、種別ごとの召集者を定めておくこと。

３　ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

第３　対策本部等の構成と班別業務分担

１　対策本部体制図

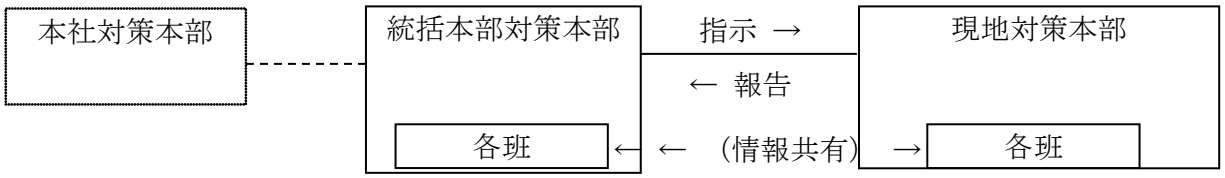

２　基本構成

以下の構成を標準とする

［ 第1～３種体制 ］

○統括本部対策本部

統括本部
対策本部長
（統括本部長）

副本部長
（統括本部経営企画部長・安全推進部長）

事務局
（安全推進部）

- 部外対応班（班長）経営企画部（企画）担当部長
  （副班長）運輸車両部（運輸）担当部長
- 広報班（班長）経営企画部（総務）課長
- 社員動員班（班長）経営企画部（人事）担当部長
- 調達班（班長）経営企画部（経理）担当部長
- 被害者対応班（班長）経営企画部（総務）担当部長 (注)2
- 旅客救護・案内班（班長）駅業務部長
- 輸送計画班（班長）近畿総合指令所長
  （副班長）運輸車両部長
- 復旧班（班長）
  復旧の主体となる主管部長または担当部長
  駅業務部長、運輸車両部（車両）担当部長
  施設部長、電気部長
- 気象看視班（班長）安全推進部 課長 (注)3
- 調査班（班長）安全推進部 課長
- 大工所対策本部班（班長）所長
- 大電所対策本部班（班長）所長

※関連する場合、JR貨物関西支社を招集

○現地対策本部

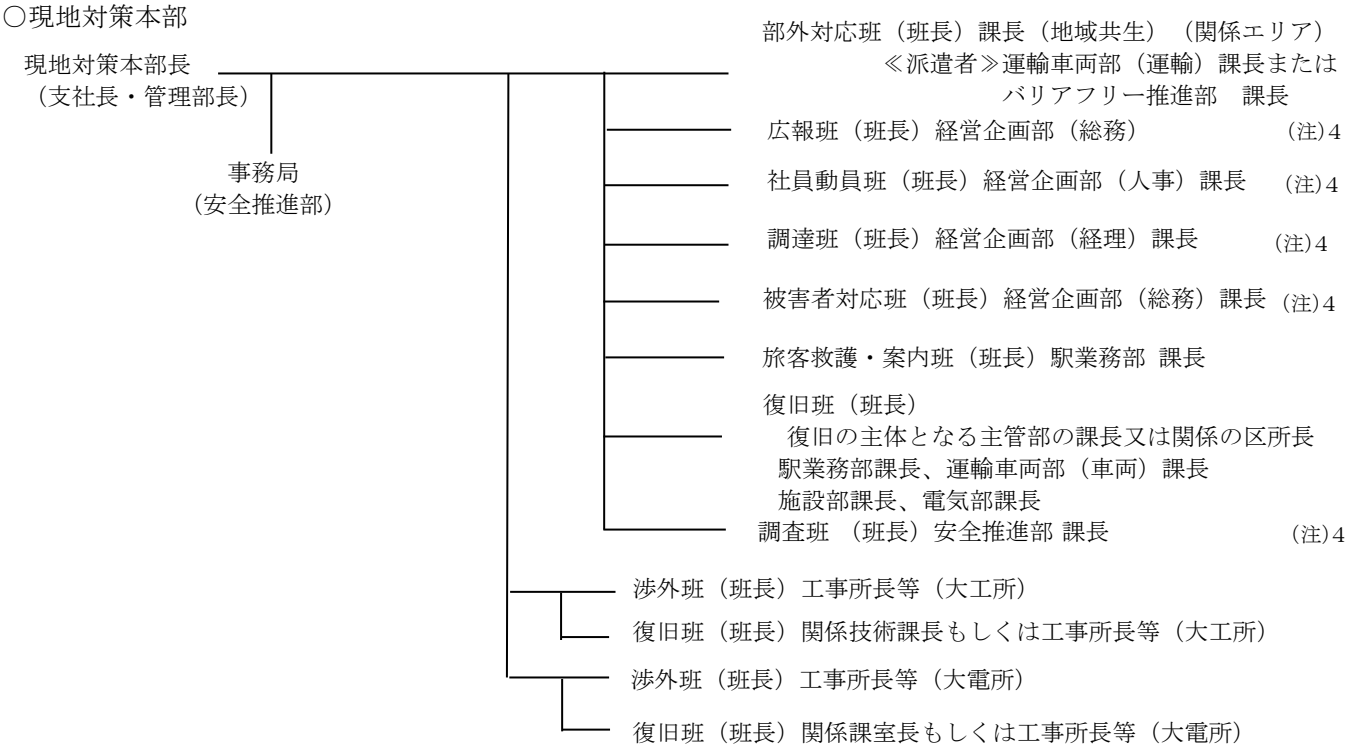

（注）
1　対策本部の構成は上図を基本とするが、必要に応じて下位職が上位職を代行する。
2　被害者対応班は、第１種・第２種体制が設置された場合に構成となる。
3　事故等で気象の状況を看視する必要がない場合は設置しない。
4　急遽、和歌山・福知山エリアに関する事象が発生した場合の初動対応
　現地対策本部の班長が到着するまでの間、他の職務と兼ねる等して以下の長が代行して対応を行う。
➢ 現地対策本部
　・社員動員班　・調達班　　：（和歌山エリア）地域共生　課長
　　（福知山エリア）駅業務部 担当課長（エリア在勤）
　・被害者対応班長　　：駅業務部 担当課長（エリア在勤）
➢ 現地における事故調査及び広報対応：関係の駅区所長
5　各班については、不要なものは設置しないこと。

3　部外協力要請機関及び要請分担

部外機関名	連　絡　先	要請者	要請担当	記　　事
自　衛　隊	知　　事	統括本部長	企 画 課 長	窓口と調整
警 察 本 部	本　部　長			〃
府　　県	知　　事			〃
鉄 道 警 察	隊　　長		駅 業 務 課 長	
警　察　署	署　　長	駅　長 保線区長	駅　長 保線区長	
消　防　署	署　　長			
市　町　村	市 町 村 長			
病　院　等	病 院 等 の 長			
私　鉄　等	私 鉄 等 の 長	大阪総合司令所長	大阪総合司令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する
その他交通機関	関係機関の長	統括本部長	企 画 課 長	
レッカー等復旧用重機械類及び化学薬品処理指導者、タンクローリー所有会社	所有会社の長	関係現場長	関 係 現 場 長	脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両復旧受持区所が判断し、必要と認めたときはレッカー車に出動を要請する。（その他の場合は関係現場長）
そ　の　他	関係機関の長	統括本部長	関 係 課 長	

注　支社等［金沢・近畿統括本部（京都・大阪）・福知山］により課（室）名称が若干異なる場合がある。

第3節　東海旅客鉄道株式会社の計画

第１　災害本部の設置

災害の規模が次の規準に該当するときは、新幹線鉄道事業本部内に対策本部を、現地に復旧本部を設置する。

<table>
<tr><th>名　　称</th><th>設置場所</th><th>設　置　の　基　準</th><th>業　　務</th></tr>
<tr><td>対策本部</td><td>新幹線鉄道事業本部</td><td rowspan="2">(1) 大事故が発生し、旅客の救護、代行輸送の手配、交通規制等広範囲にわたり地方自治体、警察署、病院等の公共機関の応援を必要とするとき
(2) 風水害により、輸送に大きな影響を及ぼすおそれのあるとき
(3) 事故処理に特に注意を要する事故が発生したとき
(4) その他、特に必要と認めたとき
（非常召集）
非常召集及び非常召集の種別は、新幹線鉄道事業本部長が決定するものとする。
非常召集は、事故等の復旧見込み時間に応じて第１出動、第２出動、第３出動の召集を行う。
※運転事故及び災害応急処置取扱細則、新幹線運転事故及び災害応急処置取扱標準等による。</td><td>(1) 事故状況の調査
(2) 資材及び備品等の手配
(3) 事故復旧処理及び原因調査
(4) 輸送計画・運転整理等
(5) その他</td></tr>
<tr><td>復旧本部</td><td>現　地</td><td>(1) 旅客の救護
(2) 応急、復旧作業
(3) 現地における情報の提供
(4) その他</td></tr>
</table>

第２　災害時における列車の運転方法

災害時における列車の運転方法は、災害の程度により列車の抑止又は徐行運転を行う。

第３　列車の運転規制

気象状況により、列車の抑止又は徐行運転をする場合は次の規準による。

１　降雨及び河川の増水のとき

２　強風のとき

３　降雪のとき

第４節　北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画

第１　計画の方針

災害が発生した場合には、当社「安全方針」に規定するとおり、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。また、大地震などの大規模自然災害などの異例事態が発生した場合、全社体制をとることにより死傷者の救護を迅速に行うとともに、早期の復旧および事業再開を図る。

第２　事故対策本部及び事故復旧本部の設置

第７条に定める事故が発生したときは、「事故対策本部の体制（別表第２）」により、本社内に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置するものとする。

１　社長又は運行本部長は、「事故対策本部の体制（別表第２）」を標準として、次により体制を変更することができる。

(1)　指定された者が不在の場合は、適任者を指名する。

(2)　主な被害状況が電気設備・線路設備等の場合は、復旧本部長等に工務グループの適任者を指名する。

(3)　対策本部員の適任者を連絡要員として復旧本部に、復旧本部の適任者を調整役として対策本部に、それぞれ配置する。

(4)　事故状況等により、必要な班を設置する。

第５節　近畿日本鉄道株式会社の計画

第１　災害対策基本方針

災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。また、大地震などの大規模自然災害などの異例事態が発生した場合、全社体制をとることにより死傷者の救護を迅速に行うとともに、早期の復旧および事業再開を図る。

第２　災害応急対策

１　異例事態対策本部等の設置

被災の規模等により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規程」等に基づき、必要に応じて、本社に異例事態対策本部、大阪・名古屋統括部に現地対策本部を設置して対処する。

２　配備態勢及び動員数

本社内に対応を行う班を設置して、班員を動員する。

３　通信連絡体制

(1)　列車については列車無線を活用する。

(2)　異例事態対策本部、現地対策本部、現地間の通信には鉄道電話、ＮＴＴ加入電話、携帯電話、ＭＣＡ無線等を活用する。

第６節　京阪電気鉄道株式会社の計画

第１　災害への対応方針

１　旅客及び社員の安全の確保を最優先する

２　事業活動に必要な資産の確保を図る

３　行政・関係先等との協力・連携、旅客への適切な情報発信に努める

４　可能な限り旅客輸送サービスの提供を継続し、被災区間の早期の復旧を果たす

第２　計画の内容

災害発生時における応急対策は、鉄道災害対策規則及び関連規程類の定めるところにより実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡、非常措置及び応急対策を遂行するため、必要に応じて、非常時組織を設けるとともに、災害の程度によって、現地に非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現場復旧本部を設置し応急対策にあたる。

第７節　阪急電鉄株式会社の計画

第１　災害対策（事故対策）本部の設置基準

１　水害の場合

自然災害により、社会的に極めて重大な影響を及ぼす事態に対応し得るために、緊急事態対策規程、防災体制要綱を制定し、その取扱いを定め、的確、迅速な防災措置をとることによって、その被害を最小限にとどめる。

(1)　施設・設備の安全対策

日常、各部署係員による列車添乗・徒歩巡回による点検巡回を実施し、整備不良箇所については、直ちに整備する等、常に施設の整備を実施する。

季節を通じて、事前に関係施設設備（排水溝・橋脚・盛り土・築堤等）の点検を実施し、各施設の整備を図る。

(2)　緊急事態、防災体制の確立

自然災害の社会的影響を最小限にとどめるため、関係部相互間において、非常呼び出しによる人員確保を行い、緊密な連絡をとり、列車の運行状況及び被害状況の調査、列車の運行計画の立案、被害箇所については、速やかに復旧する等、早期の回復に努める。

(3)　関係機関との連絡

社内外との関係機関及び関係会社との速報体制を確立させ、相互に連携を密に、災害発生時に備え万全を期す。

2　強風の場合…水害の場合に同じ

3　土砂災害の場合…水害の場合に同じ

4　雪害の場合…水害の場合に同じ

5　その他事故等の場合…水害の場合に同じ

第２　災害対策本部の初動体勢

1　水害の場合

自然災害による長時間の輸送障害又は多数の死傷者の発生等、社会的に大きな影響を及ぼすと認められる場合の事故速報、情報把握、連絡、救援、復旧、輸送等の対策を定め、適確な処置をとるため防災体制要綱を定めている。

暴風雨１号体制…台風情報、気象情報が発表され、沿線の災害の発生が予想される時。（巡回強化による鉄道施設の監視体制強化）

暴風雨２号体制…気象情報の警報及び台風情報が発表され、相当の災害の発生が予想される時。（非常呼び出しによる応急体制の確立及び危険箇所の巡回監視体制の強化）

暴風雨３号体制…災害が発生し、さらに災害の拡大が予想される時。（非常呼び出しによる応急体制の強化、関係会社に対する応援要請の確立、被害箇所の復旧活動の強化及び危険箇所の警戒態勢の確立並びに列車運行整理）

2　強風の場合…水害の場合と同じ

3　土砂災害の場合…水害の場合と同じ

4　雪害の場合…水害の場合と同じ体制（ただし、呼称を凍結、雪害１号、雪害２号）

5　その他事故等の場合…水害の場合と同じ

第３　災害対策（事故対策）本部の組織体制図

１　水害の場合

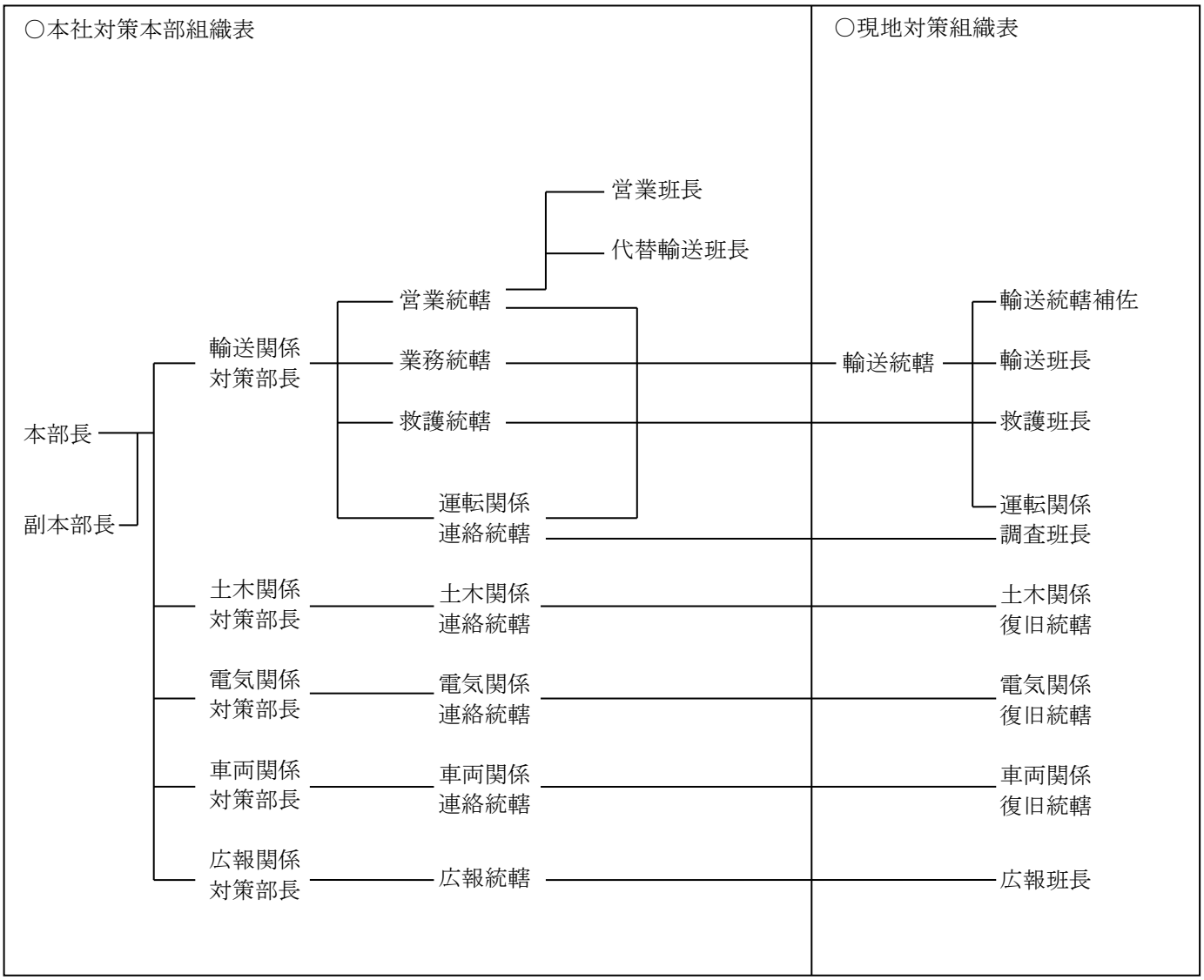

２　強風の場合…水害の場合と同じ

３　土砂災害の場合…水害の場合と同じ

４　雪害の場合…水害の場合と同じ

５　その他事故等の場合…水害の場合と同じ

第８節　京福電気鉄道株式会社の計画

第１　計画の方針

災害が発生した場合、被害の拡大防止と旅客の安全確保に努めるとともに、速やかな復旧及び輸送の早期再開を図る。

第２　実施の計画

１　災害の規模により、社内規定「緊急時救急体制指導心得」に基づき、状況に応じて、事故対策本部及び現地対策本部を設置し、その処置にあたる。

２　事故対策本部

事故対策本部は、庶務班、救護班、連絡広報班、事故調査班等を設けて、死傷者の救護、現場と本部間の連絡、情報の収集及び社外に対する連絡広報にあたるとともに、事故原因の究明、被害状況の調査やその他庶務事項を処理する。

３　現地対策本部

現地対策本部は、現地にて、本部と同じく庶務班、事故復旧班、救護班、連絡班、事故調査班等の班を設けて、事故の処理並びに処理に必要な関係先への連絡要請、死傷者の救護、各班との連絡及び本部との連絡、情報の収集、関係先への通報、連絡事故現場の保全、原因の調査にあたる他、その他庶務事項を処理する。

４　災害復旧にあたっては、早期復旧に全力を尽くし、社内規定（運転取扱心得及び関係規程）に基づいて、運転再開等の処置をとる。

第９節　叡山電鉄株式会社の計画

第１　災害応急対策の内容

災害発生時における応急処理に関しては、社内規程等の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集、連絡及び応急対策を遂行するため、必要に応じ、社内に対策本部を設置するとともに、災害の程度によって、現地に非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地対策本部を設置し、応急対策にあたる。

第１０節　嵯峨野観光鉄道株式会社の計画

第１　土砂災害対策

災害発生時における応急処理に関しては、社内の運転取扱い要領及び復旧体制要領の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集、連絡及び応急対策を遂行するため、必要に応じ、社内に対策本部を設置するとともに、災害の程度により、現地に非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地対策本部を設置し、応急対策にあたる。

第２　水害対策

土砂災害対策の場合と同じ

第３　強風対策

土砂災害対策の場合と同じ

第２６章　通信・放送施設応急対策計画

（西日本電信電話株式会社
日本放送協会京都放送局
株式会社京都放送）

第１節　通信施設応急対策計画

第１　計画の方針

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う応急対策について定める。

第２　計画の内容

１　設備及び回線の応急復旧措置

(1)　電気通信設備に災害が発生し通信回線が故障となったときは、西日本電信電話株式会社災害対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。

(2)　回線の復旧順位は次のとおりとする。

第１順位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの　（ただし、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。）

(3)　必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

(4)　大雪時における優先復旧等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施するものとする。

２　営業所等建物に対する応急措置

災害等のため営業所等建物が被災したときは、応急の措置をとるとともに当該建物の迅速な復旧が困難と認められるときは、他の建物等を利用し、又は借り入れる等の方法によりすみやかに業務の開始を図るものとする。

３　府災害対策本部との連携

災害対策本部を設置している場合で被害状況について広報発表を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

第２節　放送施設応急対策計画

第１　計画の方針

災害時放送施設に支障のある時はあらゆる手段を講じて放送可能な電波を所定の順により使用する。

放送機がすべて故障し、また演奏所が使用不能に陥った時は臨機の措置をとる。

第２　計画の内容

１　放送施設に支障があるときは所定の計画に基づき次の措置を講ずる。

(1)　臨時放送所の確保
(2)　臨時演奏所の借用
(3)　臨時現像所の開設

2　中継回線故障時は次の事項を考慮し、適宜な措置を講ずる。

(1)　無線中継の実施
(2)　非常用番組の送信
(3)　西日本電信電話株式会社への回復要請
(4)　株式会社NTTドコモ関係への回復要請

第２７章　電気・ガス・上下水道施設応急対策計画

近畿経済産業局
中部近畿産業保安監督部近畿支部
関西電力株式会社
関西電力送配電株式会社
大阪ガス株式会社

第１節　行政機関応急対策計画

第１　電力については、災害により大幅な供給力不足等の事態が発生した場合に、事故発生状況等の把握に努めるとともに、供給の確保及び復旧支援に努める。

また、災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

第２　ガスについては、災害時におけるガス原料の需給状況、事故発生状況等の把握に努めるとともにガスの供給の確保及び復旧支援に努める。

第２節　電気施設応急対策計画

第１　計画の方針

電気施設を災害から防護するため、各種施策を実施し、災害が発生した場合には速やかに応急復旧作業により電気の供給確保に努める。

また、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、京都府と連携を図りながら、対応していく。

第２　計画の内容

１　非常災害前の対策

(1)　設備の予防強化

洪水等の被害より防護するため諸施設の災害予防について対策を講ずる。

発変電、送配電設備の工事中又は仮工事実施中のものは速やかに本工事を完了するほか、予防措置を講ずる通信設備については予備電源装置の試運転、燃料冷水の補給等を行う。

(2)　工具・機動力・資材等の整備確認

工具・車両・舟艇・ヘリコプター等を整備又は手配し、応急出動に備えるとともに手持資材の確認、応急資材の確保に努める。

(3)　人員の確保、連絡の徹底

非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに連絡方法を再確認する。請負契約に基づく社外応援を準備し、復旧要員の確保を図る。災害の規模に応じて他電力会社等との相互協力体制を確立する。

２　非常災害発生時の対策

(1)　危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(2)　被害状況の収集・周知

非常災害対策本部において被害情報の早期把握に努め常に被害全般を掌握し、適切な連絡を行うととも

に新聞、ラジオ、広報車等により被害状況復旧見込等の周知を行う。

(3)　府災害対策本部との連携

非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合、府災害対策本部から要請があった場合又は広域的な停電事故が発生した場合等必要があるときは、被害状況のほか停電状況や復旧見通しを府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

(4)　関係防災機関との連携

関係防災機関間で直通の情報連絡網（ホットライン）を構築し、広域的な停電事故が発生した場合は、当該情報連絡網を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。

(5)　被害の復旧

非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。

各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、京都府と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮する。

ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

3　復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

4　その他

大雪時における優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施するものとする。

第３節　ガス施設応急対策計画

第１　基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

第２　応急対策

災害発生時には、防災業務計画に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

1　情報の収集伝達および報告

(1)　地震震度・気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

ア　地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

イ　気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

(2)　通信連絡

ア　災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

イ　事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

ウ　対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

(3)　被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

2　応急対策要員の確保

(1)　災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

(2)　震度５弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

(3)　大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

3　災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限にくい止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

4　府災害対策本部との連携

災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合又は府災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部から要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

5　危険防止対策

(1)　風水害対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うと共に防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行うと共に、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

(2)　地震災害対策

ア　地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行っている。

イ　SI値60カイン相当以上を記録した地域については、二次災害を防止するため当該地域地震対策ブロックのガス供給停止を自動で行う。

SI値30カイン相当以上、60カイン相当未満となった地域についてはガス供給設備の安全確認を行い、これらの安全が確認されない限り、速やかに当該地域の地震対策ブロックのガス供給停止を決定する。

ウ　ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

6　応急復旧対策

(1)　供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

(2)　災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果が高いものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

第４節　ガス施設事故応急対策計画

第１　計画の方針

この計画は、ガス施設が損傷し、ガス洩れ等の事故により発生する火災爆発等の災害を防止するための応急対策について定める。

また、この計画は、第３節のガス事業者の作成する計画と関連的に運用されるものである。

第２　事故発生の応急措置

１　発見者の通報

ガス施設のガス洩れ等の事故を発見した者は、直ちにその旨をガス事業者もしくは警察、消防機関または市町村に通報するものとする。

２　関係機関の連絡

ガス施設の事故発生の通報をうけた関係機関は緊密な連絡をとり、被害状況に応じた応急措置をとるものとする。

３　警察・消防機関の措置

警察及び消防機関は、ガス事業者と連絡協議し、ガス洩れ等の事故現場を確認のうえ火災発生や爆発の危険があると認められるときには危険区域を設定し、当該区域の交通規制、火気使用禁止措置、避難指示(緊急)及び広報等を行うものとする。

４　事故対策本部の設置

ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関は救急医療救助その他の応急対策を実施するため事故対策本部を設置するものとする。

第３　災害状況の通報連絡

府・市町村・警察及び消防等関係機関とガス事業者は、次の状況のときは直ちに相互に通報連絡するものとする。

１　災害の発生を覚知したとき。

２　災害の状況を把握したとき。

３　災害の応急措置に着手したとき。

４　災害の応急措置が完了したとき。

第４　事故の報告

ガス事業者は、ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関の協力を得て事故現場及び被災地域における応急復旧をすみやかに実施するとともにその状況を防災会議会長に報告するものとする。

第５節　上下水道施設応急対策計画

第１　水道施設

１　被害状況の収集及び伝達

府及び水道事業者等は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

水道事業者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

2　応急復旧

水道事業者等は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

また、水道用水供給事業者は、受水水道事業者等に対し、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

3　支援要請等

水道事業者等は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請を行う。

また、府は、水道事業者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて広域的な支援について要請を行う。

4　災害広報

府及び水道事業者等は、各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。

第2　下水道施設

1　被害状況の収集及び伝達

府及び下水道管理者は、災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

下水道管理者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

2　応急復旧

下水道管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

3　支援要請

府は、広域的な被害が発生した場合、応急復旧に必要となる支援要員、資機材等の提供・調達について、下水道管理者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて、他府県からの支援について要請を行う。

4　災害広報

府及び下水道管理者は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

第3　工業用水道施設

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「第1　水道施設」に準じた対策を講じるものとする。

第２８章　農林関係応急対策計画

（府農林水産部
近畿農政局）

第１節　計画の方針

各種災害に対処して農林産物の被害を最小限にとどめるための諸検討について定める。

第２節　雪害及び寒干害対策

第１　農作物対策

１　融雪促進対策

(1)　積雪期間が長くなると、農作物の生理障害や病害虫の発生が懸念されるので、積雪量の多いところでは融雪剤を散布する。

(2)　融雪剤は寒波のピークを越え、積雪の心配がなくなった時期に全面均一に散布する。なお、けい酸質肥料及び転炉さいは、ともにアルカリ性肥料であるので硫安等の肥料との混合は避ける。

(3)　積雪が少なくなると、積雪の下層約25cmが滞水層となり融雪の促進効果が低下するので、融雪水の排水に努める。

２　麦　類

(1)　排　水

過湿による雪腐病が懸念されるので排水溝を設け排水に努める。

(2)　施　肥

融雪後、除雪や極端な寒冷が来る恐れがなくなれば速やかに追肥を施用する。

(3)　麦踏み

軟弱徒長気味の場合、霜柱が発生している場合は土をよく乾かせた上で追肥までに麦踏みを行う。

３　果　樹

(1)　除　雪

積雪地では融雪の際に枝が裂けるので極力除雪に努める。この場合、積雪後の時間経過とともに、沈降圧が大きくなるので、最初に枝の付近の雪面を割ってから、本格的な除雪にかかる。また、雪の上に灰、土等を散布し表面から融雪するほか、大切な枝の上の雪に切目を入れて融雪を早める。さらに、雪の表面が凍っていると被害が大きくなるため、付近の雪を割っておく。なお、なし・ぶどうでは棚が不完全な園ほど被害が大きいので支柱を打ち込み、棚及び支柱を支える。

(2)　追　肥

積雪地帯では融雪後速やかに、また山城地方のみかんでは２月下旬～３月上旬ごろに速効性の窒素肥料を10ａ当たり成分量３～４kg追肥し、傷の回復、発芽後の枝の伸長を促進する。その後の施肥は木の状態に応じて加減する。

(3)　手当て

軽微な裂傷を受けたものは枝を元に戻し縄巻きをする。できれば接ぎろう（接蝋）を塗り、しっかりした支柱に固定し枝が動かないようにする。

裂傷の程度の激しいものは枝を切り去り、切り口に塗布剤を塗っておく。

(4)　被害樹のせん定

裂傷のある枝はやや強くせん定し、傷を受けなかった枝はなるべく軽く、特にみかんでは枝の枯れこんだ部分のみとし、葉数確保に努める。

(5)　病害虫防除等

傷害樹に対する病害虫防除を行うとともに、野ねずみやうさぎの食害を防止するため、株元の雪踏みや薬剤による防除を行う。

4　野　菜

(1)　保　温

トンネル栽培については、積雪による破損を防ぐとともに夜間にはこも、シルバービニール等をかけ保温に努める。

露地栽培では、凍害防止を図るため生育状況に応じてビニール、不織布等により簡易被覆を行う。

(2)　中耕及び施肥

気温の上昇をまってできるだけ早く中耕及び施肥を行い生育の促進を図る。この場合、肥料は窒素質肥料を主体として10ａ当たり窒素２～４kgを２回に分けて施用する。

(3)　病害防除

凍害や融雪後の湿害により、病害の発生が懸念されるので、予防防除に努める。

(4)　かん水

低温下にあって、比較的降水量の少ない地域においては、乾燥による低温障害を生じやすいので、かん水により土壌の適湿保持に努める。

(5)　排　水

融雪時に湿害のおそれがあるので、排水溝を整備して速やかな排水に努める。

5　施設園芸

(1)　除雪と施設の保安管理の励行

屋根の上の積雪及び周囲の除雪を早めに行い、沈降圧及び側圧を軽減する。更に、施設内に応急措置として支柱等により、施設の補強に努める。

(2)　健苗の確保

苗が低温障害を受けないよう多重被覆等を行い、保湿に留意し、昼間の十分な換気と病害虫防除の励行により、的確な育苗管理に努める。

(3)　日照条件の適正化

低温、日照不足による軟弱化を防ぐため採光に努める。

(4)　排　水

融雪時のハウス周囲からの水の侵入を防ぐため、排水溝を整備して速やかな排水に努める。

(5)　雪害発生時の対応

ビニールの破損や倒壊等の被害を受けた場合は、栽培している作物の被害軽減のため、早急にハウスの修復に努める。

積雪量が多く、効果的な対策が立てられない場合、ビニール等の被覆資材を取り除き、パイプの変形を防ぐ。（農業共済に加入している場合は、事前に共済組合等と調整する。）

6　花　き

(1)　保　温

花き類のビニールハウスやトンネル栽培については、積雪による破損を防ぐとともに夜間にはシルバービニール等をかけ保温に努める。

露地栽培では、凍害防止を図るため生育状況に応じてビニール、不織布等により簡易被覆を行う。

(2)　中耕及び施肥

気温の上昇をまってできるだけ早く中耕及び施肥を行い生育の促進を図る。この場合、肥料は速効性窒

素質肥料を主体として10ａ当たり窒素１～２kgを２回に分けて施用するか、又は、液肥を施用する。

(3)　病害防除

凍害や融雪後の湿害により、病害の発生が懸念されるので、防除を行う。

(4)　かん水

低温下にあって、比較的降水量の少ない地域においては、乾燥による低温障害を生じやすいので、かん水により土壌の適湿保持に努める。

7　茶　園

(1)　刈りそろえ

枝まで枯死した場合は山間部の特に低温地帯においては４月上旬に、その他の地方は３月上旬に被害程度に応じて深刈り又は中切りを行い、茶樹の回復を早める。

(2)　施　肥

寒雪害を受けた茶園は速効性肥料（窒素成分で10ａ当たり８～10kg)を２月下旬～３月上旬に施用して樹勢回復に努める。

(3)　排　水

融雪時に湿害のおそれがあるため排水溝を整備して、速やかな排水に努める。

8　桑（養蚕）

(1)　施　肥

融雪後早期に桑園内の排水に努め速効性肥料（窒素成分で10ａ当たり４kg程度）を施用し樹勢の回復促進を図る。

(2)　春　刈

折損裂傷したものはその程度に応じ春刈り又は一部せん定等を行う。

(3)　改植及び補植

若齢桑園等で被害の大きい桑園については改植及び補植を行う。このため必要な桑苗の確保に努める。

(4)　り病枝の処理

胴枯病にり病した桑枝は早く切り取って焼却する。桑園に放置しておくと胞子が飛散して防除を困難にする。

(5)　野ねずみ対策

殺そ剤により一斉防除を広域で行う。

(6)　飼育施設の除雪

アルミハウス、蚕舎等の飼育施設は、除雪に努めるとともに、積雪に耐えるよう補強する。

第２　林業対策

1　苗畑の病害防除

第２編第11章を準用

2　造林地

(1)　できるだけ早い機会に山を巡視して、被害の状況をは握すること。

(2)　10年生以下の幼齢林は雪が融け次第、根ぶみあるいは、わらなわ、ビニールテープなどで雪起しを行うこと。

(3)　10年以上の林木で回復見込みのないものは、できるだけ早く伐採し、その材に見合った利用を考えること。

(4)　跡地の復旧については、その林の状況に合った樹種及び方法を検討し健全な林の造成に努めること。

3　治山、林道

降雪により今後なだれの恐れのある箇所を把握し、監視体制を整備すること。

第３節　晩霜と低温障害対策

第１　農作物対策

１　水　稲

(1)　苗立枯病対策及び育苗管理

ア　農作物病害虫防除指導指針に基づき苗立枯病対策を実施する。

イ　稚苗箱育苗で低温時（４月）に育苗する場合には、育苗床に電熱線を敷設する等保温に努める。

また、晩霜が予想されるときは、こも、むしろ、ビニールなどで被覆を行い、10℃以下にならないよう保温に努める。

水田に設置の育苗箱の場合は箱の高さまで入水し保温に努める。

(2)　初期生育の促進等

ア　水温、地温を高めるため、昼間止め水とし、朝夕に短時間でかん水する。また暖かい日は浅水、寒くなるときは早めに深水とする。

イ　イネミズゾウムシ、イネドロオイムシ等の初期害虫の多発が予想されるので、発生予察情報に注意して早期防除に努める。

(3)　施　肥

低温で肥料の吸収が悪く、おそ効きのおそれがあるので中間追肥は避ける。

２　野菜類

(1)　生育促進のため液肥等速効性の追肥を行う。（10ａ当たり施肥量キャベツ・えんどう等窒素４kg、りん酸４kg、加里４kg、たまねぎは貯蔵のものを除き窒素４kg、加里４kg）

(2)　晩霜の当日は、晴天になるため徐々に光をあて急激に作物体温をあげないようにする。

(3)　予防防除に努める。

３　果　樹

(1)　人工交配を実施して結実を完全にする。

(2)　摘果は樹勢、着果状況等を勘案しながら２～３回に分けて行う。

(3)　被害を受け、新梢が枯死したかき、ぶどう等は不定芽の発生が多くなるので、芽かきし病害虫の発生に注意しながら、新梢の摘芯や誘引により樹勢を調整する。

４　花　き

(1)　生育促進のため液肥等速効性の追肥(10　a当たり施肥量は窒素、りん酸、加里を１～２kg）を行う。

(2)　晩霜の当日は晴天になるため徐々に光をあて急激に作物体温をあげないようにする。

(3)　予防防除に努める。

５　茶　　園

(1)　新芽の処理

ア　全面に強被害を受けた場合

萌芽～２葉期：樹勢の強弱を問わず放置する。

２　～　３葉期：樹勢の弱い茶園は放置する。

樹勢の強い茶園は、整枝面より上で軽く被害部を刈り捨てる。

３　～　４葉期：整枝面より上で軽く被害部を刈り捨てる。

摘　採　直　前：同上。新芽の基部まで枯死している場合は前回の整枝面に近い位置で刈り直す。

イ　部分的に強被害を受け、被害部と無被害部が区別できる場合

そのまま放置し、被害を受けなかった部分だけ摘採する（後に被害部は刈り捨てる)。

ウ　部分的に強被害を受け、被害部と無被害部が区別できない場合

生育時期を問わず放置する。摘採間近に被害を受けた場合は、すぐに摘採せず、やや摘採期を遅らせる。

エ　軽被害の場合

生育時期を問わず、摘採期まで放置する。

(2)　病害虫対策

被害を受けた茶園では、新芽の生育期間が長くなり、カンザワハダニが発生しやすくなるので、農薬安全使用基準に基づき残臭日数の短い薬剤の散布を行う。

(3)　被害後の施肥

特に必要ないが、被害が大きく摘採が大幅に遅れる場合は、硫安を10ａ当たり40kg（窒素成分量で8.4kg）施用する。

(4)　摘採・製造上の注意

ア　被害芽が混入すると著しく荒茶品質が低下するので、被害を受けていない部分だけを拾い摘みすること。その後、被害部を含めて整枝（刈り直し）を行う。

イ　製造芽に被害芽が混入した場合には、製茶機械を十分に洗浄すること。

6　桑（養　蚕）

(1)　霜害対策

ア　被害を受けた場合、あわてずに７～10日後に被害程度、再発芽の状態等を調べて処理の判断をする。

イ　被害の軽い場合は、樹勢の回復に速効性窒素肥料（１０ａ当たり窒素成分4kg 程度）を施すか、又は尿素0.5 %水溶液を、再発芽が第３～５開葉時に10ａ当たり80～100　l を３回程度に分けて散布し、樹勢の回復と発育の促進を図る。

ウ　被害の大きい場合は春刈り又は40cm株上げ伐採を行い、夏秋時期を調整し掃立量の適正化を図る。

(2)　掃立時期の調整

被害程度により、桑樹の発芽伸長や他の農作業等を考慮して、掃立時期を調整し掃立量の適正化を図る。

第４節　春季高温障害対策

第１　農作物対策（春季）

1　水　稲

(1)　育苗後期の急激な高温はムレ苗になりやすいため、換気等に努める。

(2)　ムレ苗、リゾープス菌による苗立枯病対策は、農作物病害虫防除指導指針に基づき予防、防除等を行う。また、育苗中の温度管理は32℃以上にならないよう留意する。

(3)　災害用種もみを確保する。

(4)　苗いもち、イネミズゾウムシ等初期病害虫の多発が予想されるので、発生予報に注意して早期防除を行う。

2　麦　類

麦類は一般に肥料吸収が盛んで生育過多の傾向になり病害が多発しやすいので早期発見と早期防除に努める。

3　果　樹

(1)　病害虫の発生が早くなるので早期発見に努め防除適期を失しないように注意する。

な　し　黒斑病・カイガラムシ類・アブラムシ類

ぶどう　黒とう病
か　き　ブランコケムシ

(2)　ぶどうの被覆栽培では室温が30℃を超えないよう換気に努める。

(3)　高温乾燥下では、ぶどうのジベレリンの効果が低いため、気温の低い時間帯に処理する。また、高温乾燥が続く場合には、園内に散水して湿度を高めてから行う。

4　野　菜

(1)　ハウスやトンネル等促成栽培については換気を十分行い健全な生育を図る。また、かん水により土壌の適正水分を保つ。

(2)　伸びすぎた果菜類は適時摘心・誘引を行う。

(3)　病害虫の発生が早くなるので早期防除を行う。

〔多発が予想される主な病害虫〕

べと病、疫病、うどんこ病
灰色かび病
アブラムシ類、ダニ類

5　花　き

(1)　ハウスやトンネル等促成栽培については換気を十分行い健全な生育を図る。また、土壌水分に注意してかん水し、適湿を保つ。

(2)　病害虫の発生が早くなるので早期防除を行う。

〔多発の予想される主な病害虫〕

べと病、疫病、うどんこ病、褐斑病
灰色かび病
アブラムシ類、ダニ類

6　茶　園

(1)　覆下茶園では、被覆作業を早めに行うとともに、摘採が同一時期に集中するおそれがあるので覆いの厚みを調整して新芽の硬化を防ぐ。

(2)　伸育が急速に進んでいるので肥料切れのないよう速効性窒素肥料を早めに追肥するとともに摘採が遅れる場合はさらに分施する。

(3)　病害虫が多発するおそれがあるので病虫害発生予察情報に注意し、早期防除に努める。

(4)　新芽の硬化が早くなり摘採適期を失するおそれがあるので、特に茶工場の準備や労力配分に注意して優良茶の生産に努める。

7　桑（養　蚕）

(1)　桑　園

ア　発育が早く壮蚕用桑は硬化するおそれがあるので、速効性肥料（窒素成分で10ａ当たり４kg程度）を春蚕掃立日までに追肥する。

イ　害虫の発生が早く被害が大きいので早めに防除を行う。

(2)　飼　育

ア　桑の発育に合わせて蚕の掃立を早める。

イ　稚蚕条桑育実施上の注意

(ｱ)　掃立日から毛振いまでは軟かめの桑を選んで与える。

(ｲ)　園内から適良桑を選んで間引収穫をする。

(ｳ)　遺失蚕を生じやすいので給桑除沙等には特に注意する。

ウ　壮蚕期は、開放気流育に努める。

第２　農作物対策（夏季）

１　水　稲

(1)　各農業用水利施設について、機能低下や漏水がないか点検を行い、必要に応じて補修するとともに、計画排水に努める。

(2)　水路は雑草・水草等を取り除き、水が流れやすいように清掃を行う。

(3)　水源のあるところは揚水機等を使用しつつ極力節水に心掛け、水が不足するところは用排水の反復利用等に努め、集中かん水する。

(4)　もぐら穴等による漏水のないよう、ほ場の点検を行う。

(5)　道路、畦畔等の草刈りを行い、刈草を畦畔際へ敷き詰めるなどして漏水防止を図り、節水に努める。

(6)　今後は、穂いもち、イネカメムシ類、ウンカ類が発生する恐れがあるので、穂ばらみ期から出穂開花期後の薬剤散布を行う。

(7)　出穂期は遅れたものの、出穂から成熟までの期間が短くなるので、滞緑色籾が25～20％になった頃を目途に適期刈取りに努める。稲架干しについては胴割米発生に注意する。

２　豆　類

(1)　生育中のもので用水の確保ができるほ場は、過乾燥状態に至る前に、早い時期から地温の低い夕方又は早朝に畝間かん水を実施する。

さらに、かん水に当たっては畝間１本ずつのかん水が望ましい。

(2)　カメムシ、ヨトウムシ等の害虫防除に努める。

３　野　菜

(1)　夏野菜

ア　生育が衰え果実の肥大も悪くなるので、乾燥した場合は、夕方に走り水程度の畝間かん水を行う。

なお、用水の確保ができないほ場は、水分の蒸発を抑えるため、土の表面を浅く（１～２㎝程度）削り、敷わら、敷草等を行う。

イ　用水が少ない場合は、用水の有効利用を図るため、ホースかん水を行う等により、収穫中のものや肥大段階のものを優先的にかん水する。

ウ　草勢回復のため追肥が必要な場合は、夕方、かん水を兼ねて薄い液肥を施す。

エ　敷わら、敷草等は厚さ５㎝以上とし、地温を下げ、水分の蒸発防止に努める。

オ　ナス、トマト、キュウリ等の果菜類にあっては、不良果の早期摘果や若穫りにより草勢維持に努める。

カ　干ばつ後に発生が予想されるうどんこ病、ハダニ類、スリップス類の早期防除に努め、草勢の維持に努める。

キ　施設栽培については、通風を良くし、寒冷紗、遮熱ネットなどにより被覆し、室内温度を下げるよう努める。

(2)　秋野菜

ア　苗床は寒冷紗、遮熱ネットなどにより被覆する。

イ　立枯病などの土壌病害予防と、スリップス類、アブラムシ類、キスジノミハムシ等の防除に努める。

ウ　かん水が困難なところは、可能な限りは種期を遅らせる。

４　花　き

(1)　夕方に軽く畝間かん水に努める。なお、用水の確保ができないほ場は、水分の蒸散を押さえるため、土の表面を浅く（１～２㎝程度）削り、敷わら、敷草等を行う。

(2)　敷わら、敷草等は、厚さ５㎝以上とし、地温を下げ、水分の蒸散防止に努める。

(3)　ハダニ類、アブラムシ類、スリップス類等の害虫防除を徹底する。

(4)　草勢回復のため、かん水を兼ねて薄い液肥を施す。

(5)　夏まき草花では、苗床または仮植床に寒冷紗等を被覆するとともに、立枯病等の土壌病害の予防に努める。

(6)　かん水の困難なところでは、可能な限りは種期を遅らせる。

5　果　樹

各果樹とも果実の肥大が悪くなるので、かん水・敷わらを行う。

(1)　７～10日おきに20㎜程度の全園かん水を行う。

(2)　水量不足の場合は、かん水穴又は鉄パイプ等で深さ30～40cmの穴をあけ、この部分にかん水を行う。

(3)　敷わら・敷草等を励行する。

(4)　草生園では早めに下草を刈り取り、敷草を行う。

(5)　ハダニ類、スリップス類、ヨコバイ類等の発生が多くなるので防除に努める。

なお、ブドウではフタテンヒメヨコバイの発生が多くなるので、適期防除に努める。

(6)　モモ、ウメ、ブドウ等の主枝・亜主枝など樹体に日焼けの恐れのある場合は、白塗剤を塗布する。

(7)　モモ、ブドウ等収穫を終えたものは、夕方かん水を兼ねて薄い液肥を施用し、樹体の回復を図る。

(8)　中生・晩生系ナシ等は果実の肥大不足が予想されるので、着果過多園、樹勢低下園では、果実肥大が明らかに見込めないと判断される小玉果を除去し、残された果実の品質向上を図る。

(9)　着色（赤）系ブドウの場合は、除袋後に房の日焼けが予想されるので、笠かけを行う。

6　茶

(1)　新植茶園では、浅根のため干ばつを受けやすいので、状況に応じて５～７日間隔で夕方にかん水を行うとともに、敷によって株元の保護に努める。

(2)　一般茶園については、敷わら、敷草などにより地温を下げ、土壌保水力の増強に努める。

(3)　カンザワハダニ、チャノミドリヒメヨコバイ、チャノキイロアザミウマ等の発生が増加するので、用水を確保した上で、地域の防除計画に沿って一斉に薬剤散布を行う。

(4)　被覆施設のあるところでは、寒冷紗で被覆し、水分の蒸散を防ぐ。

7　養　蚕

(1)　桑苗ほ及び新植桑園は、浅根のため干ばつ被害を受けやすいので、状況に応じて、５～７日の間隔で夕方にかん水する。

(2)　一般桑園については、敷わら、敷草などにより地温を下げ、土壌保水力の増強に努める。

(3)　桑園は、クワノメイガ（スキムシ）の発生が増加しやすいので注意し、発生が認められた場合は、蚕期と蚕期の合間を見て、農作物病害虫防除指導指針に基づき防除を行う。

(4)　蚕児の飼育に当たっては、日覆や散水によって蚕舎の防暑対策を図るほか、寒冷紗又は散水により桑葉の萎ちょう防止に努める。

第５節　春季長雨障害対策

第１　農作物対策

1　水　稲

(1)箱育苗では苗が軟弱となり、苗立枯病の発生が予想される場合には、農作物病害虫防除指導指針に基づき、防除するとともに、温度管理を適正に行う。

(2)　災害用種もみの準備、再育苗等を考慮すること。

2　麦　類

麦、なたねなどの水田裏作物では一部低湿地において浸水、冠水の被害を受けやすく、特に麦は、幼穂形

成から伸長期に入り大切な時期であるため、直ちに排水に努める。全面全層まきや尾輪まきの麦は、特に注意する。

3　果　樹

(1)　過湿を避けるため極力排水に努める。

(2)　もも、なし等開花期にあるものは晴れ間をみて極力人工交配を行う。

(3)　病害が多発するおそれがあるので薬剤散布に努める（開花中は避ける）。

〔多発の予想される主な病害〕

ア　な　し　黒星病、赤星病、黒斑病
イ　も　も　黒星病、炭そ病
ウ　か　き　黒星病
エ　ぶどう　黒とう病

4　野　菜

(1)　病害虫の多発のおそれがあるので防除に努める。特に温床育苗中のもの、ビニールハウス、トンネル内で栽培のものは、べと病、菌核病、白絹病、疫病等が発生しやすくなるため薬剤散布を行う。

(2)　過湿を避けるため排水に努める。

(3)　ビニールハウス、トンネル栽培のものは軟弱徒長気味に生育しているため、換気等の管理を十分に行う。

(4)　露地栽培では追肥時期を早める。

(5)　浸・冠水した場合は、土壌表面がしまっているため、退水後直ちに浅耕を行う。

5　花　き

(1)　病害虫の多発のおそれがあるので防除に努める。特に温床育苗中のもの、ビニールハウス、トンネル栽培のものはべと病、灰色かび病、褐斑病、疫病等が発生しやすくなるため、薬剤散布を行う。

(2)　過湿を避けるため排水に努める。

(3)　ビニールハウス、トンネル栽培のものは軟弱徒長気味に生育しているため、換気等の管理を十分に行う。

(4)　露地栽培では追肥時期を早める。

6　茶　園

(1)　高温多雨のため肥料の分解が進み流亡しやすいので傾斜地の茶園では追肥（窒素成分で10ａ当たり８～10kg）を行う。

(2)　茶芽の伸育が促進すると思われるので覆架作業の手順を早める。

(3)　雨後に降霜のあった場合は被害が大きくなるため防霜に努める。

(4)　過湿を避けるため茶園の排水に努める。

7　桑（養　蚕）

(1)　稚蚕、壮蚕用桑園とも、天候の回復を待って直ちに10ａ当たり塩化加里10kg及び石灰60kgを施用して桑の充実に努める。

なお、常襲水害地帯では桑株や枝を清掃し樹勢回復用として速効性肥料（窒素成分で10ａ当たり４kg）を施用する。

(2)　稚蚕用桑園で、特に軟葉のときは掃立２～３日前に新梢の生長点を摘梢し充実を促す。

(3)　春刈桑園や新植桑園では新芽を食害する害虫を早期防除する。

(4)　雨後の凍霜害に対しては万全の措置を講じておく。

第６節　ひょう害対策

第１　農作物対策

１　野　菜

(1)　ひょう害は損傷箇所から疫病、軟腐病等が侵入まん延することが多いため薬剤を散布して病菌の侵入を防ぐ。また、落葉した被害葉等は除去する。

(2)　土壌の表面がしまるので２～３日間後に浅耕して速効性肥料の追肥や尿素等の葉面散布等によって生育を促進する。

(3)　なす等の果菜類は、生育状況と被害度合い等を見て、主枝、側枝の切り戻し等を行う。

被害程度や作物種目などを勘案して転作、まき直しなど実状に即した適切な方策を指導する。

２　花　き

(1)　ひょう害は損傷箇所から疫病、べと病、褐斑病等が侵入まん延することが多いため薬剤散布により病苗の侵入を防ぐ。

(2)　土壌の表面がしまるので２～３日間後に浅耕して速効性肥料の追肥や液肥（500 ～1,000 倍）等の葉面散布等によって生育を促進する。

(3)　落葉した被害葉は除去する。

被害程度や作物種目などを勘案して転作、まき直しなど被害に即した適切な方策を検討する。

３　桑（養　蚕）

被害桑園は樹勢回復を促進するため、尿素0.5 ％液（１０ａ当たり800 ～1,000mL）を約３回２日おきくらいに葉面散布する。

第７節　長梅雨及び水害対策

第１　農作物対策

１　水　稲

(1)　冠水田について

ア　退水するのを待って、水の引きぎわにじんかい及び葉の泥を除去し、新しい水と入れ替えるようにする。また滞水地では極力手段を講じ葉を水面に出すようにする。

イ　退水後は浅水に努め生育促進を図る。

ウ　退水直後稲の傷み方がひどくても水稲は回復するため、早まって改植するよりその後の管理に注意して回復を図るようにする。

ただし、黄化萎縮病被害株は早目に植え代えること。

エ　山間冷水地帯では梅雨末期の低温障害を軽減するため、冷水の掛け流しを避けること。

(2)　病害虫防除対策について

長梅雨においては、いもち病の発生が予想されるので粒剤等の薬剤を施用する。

水害を受けた地域においては、黄化萎縮病等の発生が懸念されるので予防的に薬剤を散布すること。

２　麦　類

(1)　梅雨の晴れ間に迅速に収穫できるようライスセンターの利用計画を立てること。

(2)　赤かび病の予防のため薬剤散布を行う。

3　豆　類

(1)　浸・冠水した場合は、退水後速やかにほ場の完全排水を図り、土壌の乾燥を促す。

(2)　病害虫の発生が多いので、晴れ間をねらって薬剤散布する。

(3)　播き遅れに注意する。播き遅れた場合には、は種量の増加や密植により、栽植本数を確保する。特に麦跡では、播き遅れ防止のため不耕起は種を行う。

4　野　菜

(1)　浸・冠水した場合は、退水後速やかにほ場の完全排水を図り、土壌の乾燥を促す。

(2)　表土を浅耕して土壌の通気を促し、薄めた液肥（水10mL当たり硫安100　g）を施すが、尿素の葉面散布（水10mL当たり30～50ｇ）により草勢の早期回復を図る。

(3)　泥水に汚染された果菜類の下葉、葉菜類などは速やかに清水で噴霧水洗して泥を落す。

(4)　果菜類は樹の負担を軽くするため一部摘果する。

(5)　水害後は疫病、軟腐病等の病虫害が急速にまん延するため、直ちに薬剤を散布する。なお、薬剤散布は雨の小やみの時でも行ない、葉裏まで薬液がかかるよう丁寧に行う。

(6)　果菜類の敷わらは新しいものと取り替える。

(7)　水害を受けたばれいしよ、たまねぎ、キャベツ、だいこん等は退水後早急に収穫する。

(8)　長雨の場合は敷わらを薄くし畝に水がたまらないようにするか、ビニールマルチを行う。
　また、長雨後は異常高温になることが多いため、敷わらを厚くする。

5　果　樹

(1)　浸・冠水した場合は、退水後直ちに園の排水を図り、土壌の乾燥を促す。

(2)　泥土が園を覆った場合には、退水後速やかに軽く中耕を行い土壌中の通気を図る。

(3)　流水のため根元の土を流失された場合は土を戻し敷わらをする。

(4)　長梅雨の時には、特に病害の発生が多いので晴れ間に薬剤散布を徹底する。

6　花　き

(1)　浸・冠水した場合は、退水後速やかにほ場の完全排水を図り土壌の乾燥を促す。

(2)　表土を軽く中耕して土壌の通気を促し、薄めた液肥(500～1,000倍）の施用により草勢の早期回復を図る。

(3)　泥水に汚染された花きは下葉、茎などは速やかに清水で噴霧水洗して泥を落す。

(4)　水害後は疫病、軟腐病等の病虫害が急速にまん延するため、直ちに薬剤を散布する。なお、薬剤散布は雨の小やみの時でも行ない、葉裏まで薬液がかかるよう丁寧に行う。

(5)　切花類の敷わらは新しいものと取り替える。

(6)　回復見込みのないものは早急に他作物に作付転換する。

(7)　長雨の場合は敷わらを薄くし畝に水がたまらないようにするか、ビニールマルチを行う。
　また、長雨後は異常高温になることが多いので敷わらを厚くする。

7　茶　園

(1)　茶園に点在する覆小屋を点検して覆資材の保全を図る。

(2)　減水後速やかに茶園内の漂着物を除去する。

(3)　土砂の流入した場合は速やかに取り除き、また根が水害により噴出した場合は早急に土入れを行う。

(4)　炭そ病、もち病の発生が予想されるため（特に山間茶園)、防除する。

(5)　細土の流入により表土を覆った場合は空気の流通をよくするため、乾燥後速やかに中耕を行う。

(6)　樹勢の回復を図るため10ａ当たり窒素成分で８kg程度施用する。

(7)　冠水日数が長く、樹勢の衰弱した茶園は被害程度によってせん枝を行う。

(8)　必要に応じて病害虫の防除を行う。

(9)　新芽が冠水した場合には、清水で洗浄し被害葉と正常葉を区別して摘採する。

製造は被害葉と正常葉を分けて行い、区分して出荷する。

8　桑（養　蚕）

(1)　速効性肥料（窒素成分で10ａ当たり4kg 程度）を施用して樹勢回復を図る。

(2)　消石灰10ａ当たり60kg程度散布後耕うんして根の発育を促す。

(3)　浸水又は冠水した桑園は、漂着物を取り除き倒伏した桑株は起こして土寄せを行い、土砂が流入した場合には運び出す。

(4)　表土が流出した桑園にはたいきゅう肥等の有機質肥料を施して耕土の保全を図る。

(5)　流入した土砂などは運び出し、株頭まで土砂で埋まった場合は株上げを行う。

(6)　病害虫の防除を行う。

(7)　屋外飼育舎の場合は、周囲の排水を行い蚕座の環境の良化に努める。

(8)　泥桑等の被害桑を使用する場合は、軽く水洗して壮蚕用に供するが、常に蚕座が乾くよう心掛ける。

(9)　葉質悪化のため蚕児は栄養障害を受け衰弱するので飼育取扱いに留意し、給与回数の加減、良桑との混用等により桑不足とならないよう注意する。

第８節　夏季低温・日照不足対策

第１　農作物対策

1　水　稲

きめ細かい観察によって、生育状態を的確に把握し、生育にあわせた管理を実施する。

特に、日照不足等により、光合成能力が低下し、いもち病に罹病しやすくなるため、窒素肥料の施用を控える。

山間地、堆きゅう肥多用田及びいもち病抵抗性の弱い品種（コシヒカリ、酒米等）作付田では、いもち病の発生が懸念されるので、ほ場を巡回し、発生が認められた場合は、直ちに防除に努める。また、いもち病常発地においては、予防防除に努める。

穂肥施用時期には、稲体の幼穂やヨードデンプン反応による穂肥要否等確認して穂肥の時期と量を決定する。

また、極早生品種では、７月中旬以降には穂ばらみ期に入り、低温による障害型冷害の危険時期に遭遇するので、回避策として深水かんがいに対応できるよう、予め、畦畔の補修等を行う。

2　豆　類

豆類全般に、排水に努めることが基本であるが、今後、曇雨天が続く場合、特に排水の悪いほ場では、は種期の遅い小豆等への転換も考慮する。

(1)　普通大豆（白大豆）

適期には種できず晩播となる場合は（白大豆は種限界：７月第１半旬)、株当たりさや数が減少するので、栽植株数を増やす。

は種後の覆土は、厚くならないよう軽く実施する。

(2)　黒大豆

生育の進まない若齢苗であっても、苗床で適葉齢を待たず、適期間内に移植を終了する。

天候の回復後、作業が可能になった段階で直ちに中耕を行う。

(3)　小　豆

梅雨の晴れ間にほ場準備を行うと、かえって、排水を悪くする場合があるので、梅雨明けを待って耕うん作業等ほ場の準備を行う。（この間、ほ場滞水しないよう排水に努める。）

なお、やむを得ず、梅雨の期間中に耕うんする場合は、深耕を避ける。

3　野　菜

果菜類では、降雨後に畝が長時間冠水しないよう排水管理を徹底する。また、灰色かび病、細菌病等病害が発生しやすいため、適期防除に努める。なすの着花不良が生じる場合には、４番花以降も適宜ホルモン処理を行う。また、晴れ間を見はからって不必要なわき芽の除去、病害葉、混み合った部位の摘葉及び300倍程度に薄めた液肥による追肥などを行い、樹勢の維持回復を図るなど例年よりきめ細かな管理に努める。

葉菜類では、ヨトウムシによる虫害が多くなるため、その発生に注意する。

ハウス栽培では、日中は換気に努め、夜間低温が予想される場合には、ハウス内温度が低下しないよう管理する。

4　果　樹

日照不足と徒長枝の林立で、園内が暗く、通風不足となり、病害虫発生の好適環境になりやすいため、徒長枝の間引きと病害虫防除の徹底を図る。

なお、日照不足と多湿条件下で多発する病害には下記のものがあり、梅雨の晴れ間に防除を行う。

ナ　シ：黒斑病、黒星病、輪紋病

ブドウ：黒とう病、べと病、灰色かび病、晩腐病、褐紋病

モ　モ：灰星病、せん孔細菌病、黒星病

ウ　メ：黒星病

カ　キ：落葉病、炭そ病

ミカン：そうか病、黒点病

傾斜地の果樹園においては、集中的な降雨によって土壌浸食が発生しやすくなるので、敷草など被覆資材等を用いて土壌流亡を防止する。

排水溝、承水溝等のつまり等を点検し、雨水の速やかな排水に努める。

5　花　き

施設栽培での切花・鉢花、花壇用苗物等について、涼温・多湿条件により灰色かび病、うどんこ病等が多発しやすくなるので、換気と病害予防のための薬剤散布を行う。

鉢物では、扇風機等で室内の空気を撹拌し、発病を抑制する。花壇用苗物は、立枯病等も発生しやすくなるため、水を控えて軟弱徒長を防止すること。

露地切花については、定期的な薬剤散布を行うとともに、湿害による根腐れを防止するため、排水対策に努める。

6　茶

茶園を見回り、土壌浸食、崩壊に注意するとともに、排水に努める。

炭そ病、もち病の発生が予想されるので、農作物病害虫防除指導指針に基づき、防除する。

二番茶の摘採は、なるべく雨天を避けるようにする。

製造は、風量、熱風温度に注意する。やむを得ず雨芽を製造する場合は、蒸気圧をやや上げ、粗揉、中揉の風量を多めにし、工場の換気を十分に行う。

7　養　蚕

日照不足等により、充実不足となり、水分の多い桑となることに加え、多湿環境から蚕病が発生しやすくなるので、飼育する蚕座の乾燥と良質の桑の給桑に努め、以下の事項に留意する。

(1)　良質桑とするため、「夕摘み」とし、貯桑を行うとともに、桑葉の萎ちょう防止に努める。

(2)　降雨の連続で、蚕室、蚕座が多湿環境となり、蚕病が極めて発生しやすくなるので、蚕体蚕座消毒剤の規定量散布と蚕室内の通風・換気を良くし、養蚕用ＶＳや石灰を活用して、蚕座を乾燥状態に保つ。

(3)　低温多湿気象では、クワシントメタマバエが発生しやすいので、適期防除に努める。

第９節　風水害対策

第１　農作物対策（夏季）

１　水　稲

(1)　冠水稲は、速やかな排水に努め、葉先が水面に出るよう排水に努めるとともに、退水後は、稲体に附着する泥土、雑草等を洗い落とす。

(2)　冠水した稲は根が傷んでおり新根の発生を促すため新しい水に入れ換える。この場合、冠水稲は体内の水分を失いやすくなっているため、急激な田干しを避け、新しい水と入れ換える。

(3)　海水又は塩分を含んだ水が流入したときは、速やかに淡水と入れ換え深水とする。特に田面を干かすことがないようにする。

(4)　成熟期に達し倒伏した稲はできるだけ早く刈り取り、品質低下の防止に努める。

(5)　穂（首、枝梗、節）いもち病、白葉枯病が誘発されるので予防防除を行う。

(6)　倒伏稲に紋枯病、ウンカが発生しやすいため早期発見防除に努める。

(7)　よどみ冠水を受けた田では、退水後アワヨトウの発生に注意し若齢幼虫期に防除する。（発生時期７月上～中旬、８月上～中旬）

(8)　穂肥の未施用田では、稲の状態（葉色、姿勢）に注意して施用する。

２　豆　類

(1)　退水後直ちに畑を清掃し、浅く耕し、排水溝を整備し排水に努める。

(2)　茎葉の病害防除のため、薬剤散布を行う。

(3)　土壌が乾燥してきたら、中耕、培土を行い新根の発生を促すとともに、薄めた液肥（水10ｌ当たり硫安100g）を施すか、尿素の葉面散布（水10ｌ当たり30～50ｇ）により草勢の早期回復を図る。

(4)　開花時に下葉から黄化現象が見られたら、窒素成分でｌｋｇ程度の追肥を行う。

３　茶　園

(1)　減水後速やかに茶園内の漂着物を除去する。

(2)　土砂が流入した場合は速やかに取り除く。根が水害により噴出した場合は早急に土入れを行う。

(3)　細土の流入により表土を覆った場合は空気の流通を図るため、乾燥後速やかに中耕を行う。

(4)　茶樹が破損した場合傷口から種々の病原菌の侵入が予想されるので銅水和剤などで予防防除を行う。

(5)　樹勢の回復を図るため10ａ当たり速効性肥料を窒素成分で８～１０ｋｇ程度施用する。

４　野　菜

(1)　被害程度や作物の種類によって異なるが栽培継続可能なものは次の措置をとる。

ア　速やかな排水に努め、退水後直ちに畑を清掃し、１～２㎝浅く耕し通気性を確保する（粘り込まない様に浅耕する）。

イ　泥水、跳ね水などで汚染された茎葉は速やかに噴霧器で水洗いする。

ウ　支柱等の復旧や一部果実の摘果等により草勢の早期回復を図る。

エ　希釈した追肥（水10ｌ当たり硫安100　ｇ）を施すか、尿素の葉面散布により草勢の早期回復を図るとともに新しい敷わら等を行う。

オ　茎葉、果実の軟腐病、疫病等の病害防除のため薬剤散布を行う。

(2)　滞水に弱いものは、その状況により直ちに収穫処分するほか、被害甚大で回復の見込みのないものは適当な作物（ほうれんそう、こかぶ、菜類等）に作付転換する。

退水後は、土壌の乾燥を待って石灰80～120kg（１０ａ当たり）を畑全体に散布し、できるだけ深く荒起こしたい積有機物の分解を促すとともに酸度を調整する。

5　花　き

(1)　退水後、直ちにごみ及び葉の泥を除去し、倒伏しているものは起こすとともに、ほ場の完全排水を図り土壌の乾燥を促す。

(2)　表土を軽く中耕して土壌の通気を促し、液肥（500 ～1,000 倍）を施用し草勢の回復を図る。

(3)　水害後は、べと病、軟腐病、アブラムシ類等が急速にまん延すると予想されるため、薬剤散布する。

(4)　回復見込みがない場合は、早急に他作物に転換する。

(5)　採花直前の夏ギク、アスター等で倒伏したものは直ちに起こし、茎や花首の曲がり等による品質の低下を防止するとともに、採花可能なものは速やかに採花する。

6　果　樹

(1)　退水後直ちに園の排水を図り土壌の乾燥を促す。

(2)　泥水が園を覆った場合には退水後速やかに軽く中耕を行い土壌中の通気を図る。

(3)　特に、次の病害の発生が予想されるので、地域の防除暦に基づいて、予防防除に努める。

ナ　シ：黒斑病、黒星病、ブドウ：べと病、イチジク：疫病

ミカン：黒点病、カキ：炭そ病

(4)　枝折れ、枝裂け、倒伏樹等の処理を行う。また、落葉の状況に応じて摘果、せん定する。

7　桑　（養蚕）

(1)　風　害

ア　結束等の予防措置を行った桑は、強風が収まれば早急に解束する。

イ　枝条の折れたものはせん定し、倒伏したものは結束などして樹姿を正す。

ウ　被害桑の給与にあっては

(ｱ)　風害の甚だしいものから早く使用する。

(ｲ)　風害桑は変質しやすいので大量にとり込むことを避け、貯桑も丁寧に行う。

(ｳ)　萎ちょうが早いため、少量多回給桑とし、蚕座を寒冷しゃで覆う。

(2)　水　害

ア　桑園の漂着物は、退水後速やかに取り除き、停滞水は溝を設けて排水する。

イ　土砂が流入した桑園は速やかに取り除く。

ウ　泥土がたい積した桑園は消石灰を10ａ当たり70kg程度施すとともに、耕うんして土壌中の通気を図り、根の発育を促す。

エ　表土が流出した桑園は客土、土寄せを行い、窒素肥料（10ａ当たり成分４kg）の補給と有機物の投入を行う。

オ　枝条の折れたものはせん定し、倒伏したものは結束などして樹姿を正す。

カ　被害時に給与桑の確保が困難な場合は、飼育温度を落とし、冷暗所で保護しつつ、桑の確保に努める。

キ　被害桑の給与に当たっては

(ｱ)　泥桑は軽く水洗いして、良い桑と混合給与する。

(ｲ)　蚕児は、薄飼いとし、飼育環境の良化を図るとともに、桑不足を起こさないように注意する。

第２　農作物対策（秋季）

1　水　稲

(1)　できるだけ早く排水を図る。

(2)　刈取期になっているもので冠水、倒伏したものは穂発芽等による品質低下を防ぐためできるだけ速やかに刈り取る。

(3)　収穫までに日数を要するもので、茎が折れ倒伏している場合は、無理に引き起こすと更に被害を大きく

するおそれがあるため、穂を茎葉の上に乗せる。株際を調べ折損していないようであれば５～６株ずつゆるくくくって立て寄せてもよい

(4)　倒伏した場合刈り取るか否かは次により判断する。

早生は出穂後　約30日

中生は　〃　　約40日

晩生は　〃　　約55日

(5)　埋没した場合、稲の葉が１～２葉でも外に出ておれば、ある程度の収穫が期待できることから極力穂及び葉を地上に出すことが望ましい

(6)　被害後はいもち病、白葉枯病及びウンカ等が発生しやすいため、早期発見に努め薬剤散布を速やかに行う。

2　豆　類

(1)　収穫期になっているもので冠水、倒伏したものは、収量、品質の低下を防ぐため、できるだけ速やかに収穫する。

(2)　速やかにほ場の排水を図る。

(3)　病害虫防除を行う。

3　野　菜

(1)　今後栽培見込みのあるものについては、

ア　速やかにほ場の排水を図る。

イ　表土を浅く耕し、薄めた追肥（水10ｌ当たり硫安100　g）や尿素の葉面散布により草勢の回復を図る。

ウ　はくさい、キャベツなど泥水で汚染された葉は、速やかに軟腐病の防除を兼ねて銅水和剤を散布し洗い流す。

エ　茎葉、果実の病害防除を行う。

オ　株元に軽く土寄せを行い株の安定を図る。

(2)　冠水、流出、埋没等により被害甚大で回復見込みのないものは、速やかに適当な他作物（ほうれんそう、みの早生だいこん、小かぶ、菜類などの短期野菜）に作付転換する。

(3)　かんしょは水害に最も弱いため速やかに収穫処分する。だいこん、ごぼう等も弱い作物であり、状況により、早期に収穫する。

4　花　き

(1)　速やかにほ場の排水を図る。

(2)　病害虫防除を行う。

(3)　採花直前の秋ぎく、ダリア等で倒伏したものは直ちに起こし、茎や花首の曲がりによる品質低下を防止するとともに、採花可能なものは速やかに採花する。

5　茶　園

夏季の対策に準ずる。

6　桑（養蚕）

夏季の対策に準ずる。

第３　林業対策

1　風害対策

被害木の早期処分をはかり病虫害の発生を防止するとともに根ゆるみをした幼齢林木は根ぶみをして活着と樹勢の回復促進をはかる。

2　水害対策

第２編第11章に準ずる。

第１０節　農林水産施設等応急対策計画

第１　計画の方針

風雨等により農林水産用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、また、適切な応急措置を実施して、農林水産業の生産が迅速に元の形態に復するために必要な計画について定める。

第２　農地、農業用施設

１　農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。

また、土地改良区及び農業水利団体は施設及び農地の被害状況を市町村及び広域振興局を経由して速やかに報告することとする。

なお、農地、農業施設の復旧にあたっては、市町村等と連携し査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。

２　出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、すみやかに関係機関と連絡をとり、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。

３　管理施設（頭首工、揚水機場、樋門、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

４　近畿農政局では、災害応急対策に使用する場合次の機械を貸し付けており、在庫確認の上、借受の要請を行う。

(1)　機械の種類

排水ポンプ車、陸上ポンプ、水中ポンプ等

(2)　貸付対象

災害における応急排水や用水確保を行うもの

(3)　機械保有場所

近畿農政局土地改良技術事務所

京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地　（６４１－６３９１）

第３　林業用施設

１　林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。

２　被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。

３　施設ごとの被災状況に基づいて関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

第４　畜産施設

１　風雨等により、畜舎及び管理施設等が破損する等の被害を受け、家畜の逃亡、へい死、病気の発生等が生じた場合は、その実態を早急に把握して、関係機関に連絡するとともに、その協力を得て適切な応急措置を講じる。

２　家畜保健の関係機関は家畜のへい死、病気の発生又はその恐れがあるときは、へい畜の処分並びに予防接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又はまん延を防止する措置を講じる。

３　被災地域における家畜飼料を確保するために、関係機関及び飼料販売業者の協力を得る。

第５　漁業用施設

１　漁港施設、養殖施設等の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに、二次災害の防止対策等緊急の措置を講ずる。

２　被害が拡大し周辺地域に危険が及ぶ恐れがあるときは、立入り禁止等の措置をとるとともに住民に広報し、安全対策を実施する。

３　施設ごとの被災状況に基づき応急復旧計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずる。

第６　治山施設

１　風雨等により、堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に現場の被災状況を点検調査し、関係市町村、消防署（団)、警察署等関係機関に連絡するとともに、 障害物の除去等の緊急措置を実施する。

２　被害の程度が甚だしく、また、雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。

３　被害状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るために緊急性の高いものから応急復旧対策を実施する。

第２９章　　労務供給計画

（商工労働観光部）

第１節　計画の方針

災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部要員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足するときにおける労働力の確保について定める。

第２節　計画の内容

第１　実施責任者

労働者の雇上げは、それぞれの災害応急対策実施機関において行うものとする。

第２　労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

(1)　被災者の避難　(2)　医療及び助産　(3)　被災者の救出　(4)　飲料水の供給

(5)　行方不明者の捜索　(6)　死体の処理　(7)　救援物資の整理、輸送及び配分

(8)　その他災害応急対策に必要な業務

第３　労働者確保の方法

１　各災害応急対策実施機関は、不足する労働者の確保を府災害対策本部へ要請し、同本部はこれを取りまとめ商工労働観光部へ労働者の確保を指示する。

また、労働者の確保の要請に際し、各災害応急対策実施機関は、労働条件等を提示するものとする。

２　対策本部から指示を受けた商工労働観光部は、京都労働局へ労働者の確保を要請する。

３　確保した労働者は、各災害応急対策実施機関の指定する場所に待機させる。

商工労働観光部は、災害対策本部を通じてこの旨各災害応急対策実施機関へ連絡する。

４　各災害応急対策実施機関は、労働者確保の連絡受理後速やかに労働者輸送等の措置を講じ待機場所において労働者を受け入れる。

５　商工労働観光部は、平常時から労働者の確保の要請があり次第直ちに対応できる体制を確保する。

第４　費用の負担

１　労働者の雇上げに要する費用は、各災害応急対策実施機関の負担とする。

２　労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。

第３節　市町村地域防災計画で定める事項

各市町村で災害応急対策を実施するに当たり、災害対策本部要員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する時における労働者の確保については、第２節に準じて詳細に定めるとともに、管轄の公共職業安定所と緊密な連携をとるものとする。

第３０章　自衛隊災害派遣計画

陸上自衛隊第３師団
陸上自衛隊第７普通科連隊
陸上自衛隊第４施設団
海上自衛隊舞鶴地方総監部
府危機管理部

第１節　計画の方針

自然災害その他の災害に際し府民の人命又は財産を保護するため必要があると認められる場合における、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第８３条の規定に基づく自衛隊の部隊等の災害派遣及びその要請の手続等について定める。

第２節　災害派遣の適用範囲

自衛隊の災害派遣は災害の様相等から次の４つの派遣方法がある。

１　知事が天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認めた場合に、知事の要請に基づいて部隊等が派遣される場合

２　天災地変その他の災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、知事の要請を受け、事情やむを得ないと認めたときに部隊等が派遣される場合

３　天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときに指定部隊等の長（知事から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長、以下同じ。）の判断に基づいて派遣される場合

指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおりとする。

(1)　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(2)　災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(3)　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(4)　その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

４　庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合に部隊等の長の判断に基づき部隊等が派遣される場合

第３節　災害派遣担当区

第１　第７普通科連隊長

宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村を除く京都府

第２　第４施設団長

宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

第４節　災害派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は主として人命・財産の救援のため各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、以下に示す業務を実施する。

第１　災害発生前の活動

１　偵察班及び連絡班の派遣

(1)　偵察班

第７普通科連隊長及び第４施設団長は平常時から府内の災害派遣のための情報を収集し、特に災害発生予想直前における情報収集を重視し、災害発生予想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させるとともに、地方機関との協力を密にして有効な情報を収集する。

(2)　連絡班

ア　災害の発生のおそれのある状況の悪化にともない、知事の要請又は第７普通科連隊長及び第４施設団長の判断に基づき府災害対策本部に連絡班を派遣し、情報の交換及び部隊配置等に関する連絡調整を行う。

イ　府庁における通信連絡の責任は、第７普通科連隊長とする。

第２　出動準備態勢への移行

１　駐屯地の態勢

災害の発生が予想される場合は駐屯地に「指揮所」を開設して災害派遣の部隊運用に備える。

２　部隊の態勢

情報収集を強化するとともに部隊の編成、資機材の準備及び派遣部隊の管理支援態勢等初動体制を整える。

第３　海・空自衛隊との連絡調整

海・空自衛隊とは上級司令部との連絡調整を密にし適切な共同行動ができるよう準備する。

第４　災害発生後の活動

１　被害状況の把握

(1)　気象庁、他部隊等から震度５弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生地域の近隣の対象部隊の長は、速やかに航空機等により当該地震の発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行う。

(2)　知事から要請があったとき、又は部隊等の長が必要と認められたときは、車両、艦船、航空機等により情報収集を行う。

２　避難の援助

避難の勧告・指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

３　遭難者の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

4　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防作業を行う。

5　消防活動

火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

6　道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

7　応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて上級司令部に上申要請して行う。

9　炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10　物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和３３年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12　その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第５　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

市町村長又は市町村長の職権を行う市町村の吏員及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

この場合において措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長又は警察署長に通知しなければならない。

1　災害対策基本法第63条第３項の規定による「警戒区域の設定等」

2　災害対策基本法第64条第８項の規定による「土地・建物等の一時使用等及び工作物等の除去等」

3　災害対策基本法第65条第３項の規定による「応急措置業務の業務従事命令」

4　災害対策基本法第76条の３第３項の規定による「移動等（自衛隊の緊急通行車両の円滑な通行確保のため必要な措置をとること）」

5　警察官職務執行法第４条の規定による「避難等」

6　警察官職務執行法第６条第１項の規定による「立入り」

7　損壊道路を応急的に補修できる。（道路法第２４条）

第５節　災害派遣要請手続

災害時における自衛隊の派遣は、知事から部隊の派遣を要請されることを原則とする。

第１　知事の派遣要請

１　知事は、次の場合にその必要性を判断し、必要があれば、直ちに自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

(1)　府内市町村長から派遣要請の要求があった場合

(2)　指定地方行政機関及び指定公共機関からの派遣要請の要求があった場合

(3)　知事が自らの判断で派遣を要請する場合

２　知事は事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

第２　各機関の長等の知事への派遣要請の要求

１　災害派遣の対象となる事態が発生し、各機関の長等が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の第３に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事に派遣要請を要求する。

市町村長が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、市町村長は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

２　市町村長は、通信の途絶等により知事への派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村に係る災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。

この場合、市町村長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

第３　派遣の要請

派遣の要請は、文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信もしくは電話によることができる。この場合、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

１　災害の情況及び派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

４　その他参考となるべき事項

第４　災害派遣要請等のあて先

１　知事が要請する場合（第１の場合）

(1) 陸上自衛隊第７普通科連隊長

第７普通科連隊　第３科

所在地　福知山市字天田無番地

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
ＮＴＴ回線	0773(22)4141（内線235） Fax0773(22)4141(内線299)	0773(22)4141（内線302） Fax0773(22)4141(内線299)
衛星通信系防災情報システム	衛星7-835-8103 FAX 7-835-8100 地上8-835-8103 FAX 8-835-8100	衛星7-835-8108 FAX 7-835-8100 地上8-835-8108 FAX 8-835-8100

(2) 陸上自衛隊第４施設団長

第４施設団　第３科

所在地　宇治市広野町風呂垣外１－１

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
ＮＴＴ回線	0774(44)0001（内線236） Fax0774(44)0001(内線231、240)	0774(44)0001（内線223） Fax0774(44)0001((内線231、240)
衛星通信系防災情報システム	地上8-757-8109 FAX 8-757-8100	地上8-757-8101 FAX 8-757-8100

2　市町村長が直接自衛隊に通知する場合（第２の場合）

市町村長は、(1)～(3)のうちいずれかの部隊長に通知する。

(1)　陸上自衛隊第７普通科連隊長

所在地　福知山市字天田無番地

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
ＮＴＴ回線	0773(22)4141（内線235） Fax0773(22)4141(内線299)	0773(22)4141（内線302） Fax0773(22)4141(内線299)
衛星通信系防災情報システム	衛星7-835-8103 FAX 7-835-8100 地上8-835-8103 FAX 8-835-8100	衛星7-835-8108 FAX 7-835-8100 地上8-835-8108 FAX 8-835-8100

(2)　陸上自衛隊第４施設団長

所　在　地　宇治市広野町風呂垣外１－１

電 話 番 号

	勤務時間内	勤務時間外
ＮＴＴ回線	0774(44)0001（内線236） Fax0774(44)0001(内線231、240)	0774(44)0001（内線223） Fax0774(44)0001(内線231、240)
衛星通信系防災情報システム	地上8-757-8109 FAX 8-757-8100	地上8-757-8101 FAX 8-757-8100

(3)　海上自衛隊舞鶴地方総監部

所　在　地　舞鶴市字余部下１１９０番地

電 話 番 号

	勤務時間内	勤務時間外
ＮＴＴ回線	0773(62)2250（内線2548） Fax0773(64)3609	0773(62)2250 （内線2222又は2223） Fax0773(64)3609
衛星通信系防災情報システム	地上8-847-8109 FAX 8-847-8100	地上8-847-8109 FAX 8-847-8100

第５　自衛隊との連絡

１　情報の交換

府危機管理部災害対策課は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は各種情報を的確には握し絶えず自衛隊と情報の交換をするものとする。

２　連絡所の設置

府危機管理部災害対策課は自衛隊災害派遣業務を調整しまた迅速化を図るため通常府庁内に自衛隊連絡班の連絡所を設置するものとする。

３　指揮所の開設

災害派遣部隊の指揮を効率的に行うため自衛隊と府危機管理部災害対策課の調整により自衛隊の指揮機関又はその一部をもって府災害対策本部又は被災現地に指揮所を開設する。

第６　派遣部隊の誘導

１　府危機管理部災害対策課は自衛隊に災害派遣の要請をした場合は要請依頼関係機関にその旨連絡するとともに派遣部隊を被災地へ誘導の処置をとるものとする。

２　被災現地の派遣部隊及び市町村その他関係機関との連絡調整は所轄府広域振興局長（災害対策支部長）が行うものとする。

第７　災害派遣部隊の受入れ体制

１　災害派遣部隊の進出経路の確認及び道路管理者等との事前調整

知事は、災害派遣部隊が被災地に進出するための経路を確認するとともに、必要に応じ道路通行規制除外等のための事前調整を行う。

２　被災現地で活動する他機関との間の指揮・統制系統の確認・周知

知事は、被災現地で活動する他の災害救助及び災害復旧機関との間の指揮・統制系統を確認するとともに、派遣部隊に周知する。

３　他機関との競合重複の排除

知事及び各機関の長は自衛隊の作業が他の災害救助及び災害復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

４　作業計画及び資材等の準備

各機関の長は自衛隊に対する作業を要請するにあたっては先行性のある計画を樹立するとともに自衛隊で保有する使用可能資器材等以外の作業実施に必要なものについては市町村等において準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者等の事前了解を得るよう配慮するものとする。

５　経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については原則として市町村が負担するものとして、市町村において負担することが適当でないものについては府が負担するものとする。

(1)　災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料

(2)　(1)に規定するもののほか必要経費で協議のととのったもの

第８　災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と周密に調整し自衛隊に対し文書をもって撤収の要請を行うものとする。

第６節　ヘリポートの位置等

第１　発着予定地

ヘリコプターの発着予定地については、別に定める。

第２　発着場の基準等

ヘリコプター発着場の基準及び標示要領を整備し、緊急時に派遣部隊の円滑な活動が実施できるように徹底する。

１　ヘリコプター発着基準及び標示要領

「ヘリコプター発着基準及び標示要領」に示す。

２　ヘリコプターの同時発着のための必要最低限の地積（昼間）

	a	b	c	d
1	機　種 同時発着機数	中　型　機 （UH－１J）	中　型　機(UH－６０JA等)	大　型　機 （CH－４７）
2	４　機	50m×150m	70m×200m	300m×300m

注　災害時の場合は、基準を満たすことのできない場合もあり、またそれぞれの行動（任務）により若干の条件が付加されるため、細部位置等の決定には、その都度担当者（特にパイロット等）との現地確認及び調整を実施し決定する必要がある。

３　ヘリポートでの留意事項

(1)　関係者以外の立入を制限する。

(2)　誘導員を配置する。（ヘリコプターがヘリポートを確認し着陸の態勢にはいったと判断したならば、遠くに離れ、他の侵入者がないようにする。）

(3)　散水の実施（風圧により砂塵が立たない。）及び飛散物は固定又は除去する。（積雪時は、完全に除雪又は圧雪をする。）

(4)　吹流しを設置する。（離陸後の障害にならないよう留意）

（吹流しの基準：長さ2 m以上、径60㎝以上で赤白で目立つように）

(5)　ヘリポートの標示をする。（Hの印を10～20mの大きさで石灰等で標示）

(6)　ヘリコプター近くでの火気厳禁を徹底する。

(7)　物資空輸時は計量計を準備し、一度に空輸できない場合を考慮して、予備の包装材料等を準備する。

※隊員（誘導員）がいる場合は、その指示に従う。

４　患者空輸調整にあたっての留意事項

(1)　患者の状況

ア　氏名・生年月日（年令）・住所・血液型

イ　患者の病状（経過）

ウ　空輸に耐えられるか。（担当主治医の保証）

エ　空輸の際に患者が必要とする医療器具等の状況

(2)　ヘリポート位置及びヘリポートから病院までの輸送の調整

(3)　現地における航空機の誘導の処置（警察等による立入禁止、防塵用の散水等の処置）

(4)　医師、看護師及び付き添い等の状況

氏名・生年月日（年令）・住所・血液型

５　空中消火実施時の留意事項

ヘリコプターによる震災時の空中消火に関しては、現在、国において検討の段階であるが、実施可能であ

るとの方針が示された場合は、次に掲げる事項に留意することとする。

(1)　事前の準備

ア　府の要請により消火薬剤を使用する場合、薬剤の準備は、府側が実施する。

イ　空中消火基地を展開し、安全のため付近に住民が立ち入らないよう措置する等の準備は、できれば要請時には完了することとし、少なくともヘリコプター現地進出までに完了しておくことが望ましい。

(2)　空中消火基地選定上の条件

ア　付近に水源又は代替水源を確保できる場所

イ　病院、授業中の学校の近傍を避ける。

ウ　道路事情が良好で、車両の出入りが可能であり、地盤が堅固であること。

エ　ヘリコプターの離発着方向に人家が密集しておらず、又火災現場までの間に幹線道路等がない。

オ　要求すれば電話が設置できる。

ヘリコプター発着基準及び標示要領

<table>
<tr><th colspan="2">区分 ＼ 条件</th><th>標　準</th><th>応急（標準の着陸帯が確保できない昼間の場合）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">発着場基準</td><td>中型機
(UH－1J)</td><td> 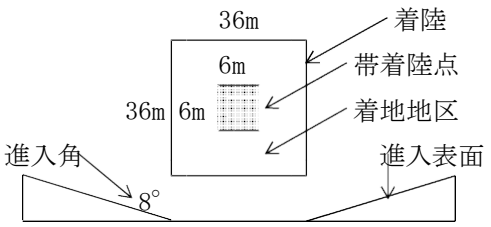
</td><td> 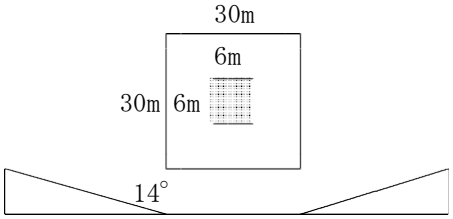
</td></tr>
<tr><td>中型機
(UH-60JA等)</td><td> 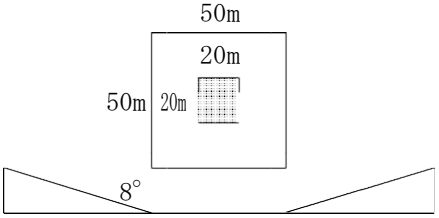
</td><td> 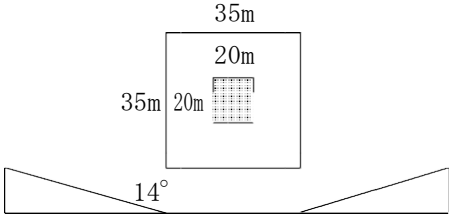
</td></tr>
<tr><td>大型機
(CH-47)</td><td> 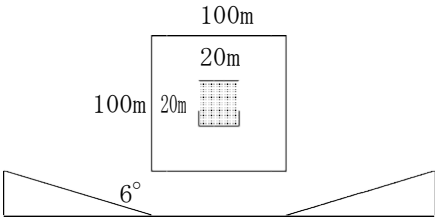
</td><td> 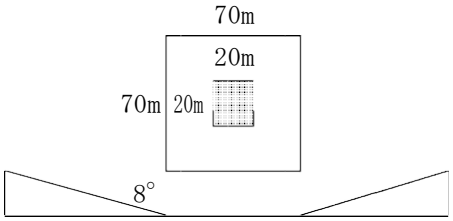
</td></tr>
<tr><td colspan="2">標示要領</td><td> 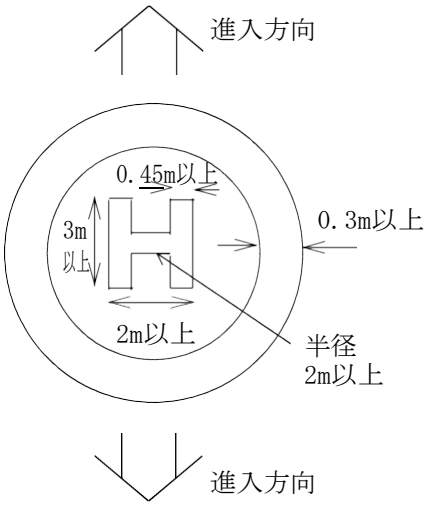
</td><td> 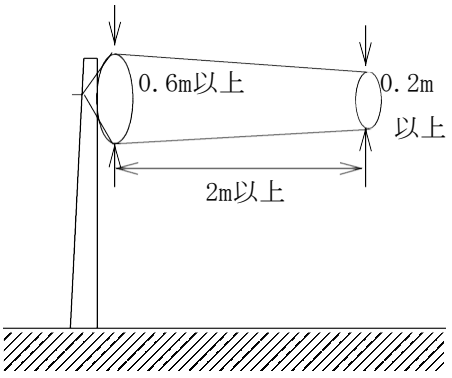

注：緊急時は石灰、布等の表示
又は左右に限ってパイロットに
知らせる処置をする。</td></tr>
</table>

第７節　市町村地域防災計画で定める事項

災害時における自衛隊の災害派遣要請にあたっては、次の事項を具体的に定めるものとする。

第１　知事に災害派遣の要請を求める方法等

第２　災害派遣部隊の受入れ態勢

１　受入れ準備の確定

(1)　宿泊所等の準備

(2)　連絡職員の指名

(3)　作業計画の樹立

(4)　部隊集結位置の確保

(5)　ヘリポート、駐車場等の確保

(6)　ＮＴＴ回線の利用（使用可能時）

２　派遣部隊到着の措置

(1)　派遣部隊との作業計画等の協議

(2)　京都府知事への報告

第３　派遣部隊の撤収要請

第３１章　職員の派遣要請及び府職員の応援計画

（府知事直轄組織
府　総　務　部
府危機管理部）

第１節　計画の方針

災害応急対策及び災害復旧のため技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣のあっ旋について定める。

第２節　応援要請等

第１　国に対する応援要請

１　知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第１項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第１項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣の要請及びあっ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

(1)　派遣を要請（あっ旋）する理由

(2)　派遣を要請（あっ旋）する職員の職種別人員数

(3)　派遣を必要とする期間

(4)　派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5)　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

２　知事は、応急措置を実施するため、又は市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災対法第70条第３項に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。

３　知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第24条の３の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。

消防応援に関する緊急時の特例

(1)　消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県の知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとする。

(2)　消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。

第２　他の都道府県に対する応援要請

１　知事は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条第１項に基づき他の都道府県知事に対し、応援要請する。

なお、必要に応じて 全国知事会、関西広域連合に対し調整を要請する。

２　知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「近畿２府７県震災時等の相互応援に関す

る協定」に基づき、応援主管府県の大阪府又は応援副主管府県の福井県に応援要請する。

3　知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、近畿ブロック知事会の幹事府県に応援要請する。

第３　市町村に対する応援指示等

1　知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第72条に基づき被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

2　知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第24条の３第２項に基づきその区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める。

第４　広域的応援体制

1　災害の規模が大きく、被害が甚大な場合に、関西広域連合による広域応援体制の整備を図る。

2　府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。

3　人命の救助活動等をより効果的かつ充実するため編成した緊急消防援助隊による広域応援体制の整備を図る。

4　市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言する。

第３節　府職員の応援

第１　府職員の派遣についての協力

府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、地域や災害の特性を考慮し、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

第２　京都府災害時応援職員登録制度に基づく職員の派遣

1　概　要

大規模な災害等の発生時に、府内市町村又は他の都道府県等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるため、府職員の迅速な応援派遣を行うとともに、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、災害支援の経験を有する者や災害支援に係る研修を受講した府職員を登録し、被災市町村等への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。

2　応援の実施

府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等の長からの要請があった場合又は特に必要と認めた場合に知事が派遣決定し、概ね１週間以内の期間で、府内市町村又は他府県等の行う被災者の救出、障害物の除去、屋根のシート張りその他必要な災害応急・復旧応援活動及び現地における情報収集活動を行う。

第３２章　義援金品受付配分計画

（府　健　康　福　祉　部
日本赤十字社京都府支部）

第１節　計画の方針

災害発生時において、府民及び他府県民等から被災者に寄贈される義援金品について、受付の便宜を図り、配分円滑化について定める。

第２節　計画の内容

第１　義援金

１　義援金募集・配分委員会

府内に災害が発生し、義援金の寄贈が予想されるときは、日本赤十字社京都府支部を中心に、支援関係団体等を構成員とする義援金募集・配分委員会を設置する。

同委員会は、当該災害に係る義援金募集及び被災地、被災者への配分に関する事務を統括する。

２　受付機関

(1)　日本赤十字社京都府支部、同各地区（京都市文化市民局及び各区役所、京都市を除く各市役所、広域振興局）及び同各分区（町村役場）

(2)　京都府共同募金会及び同各地区支会（京都市各区役所、広域振興局）

(3)　京都府本庁

京都府府税事務所（自動車税管理事務所含む）

ただし、災害の状況によっては、臨時に他の機関でも受付ける府県における災害の場合も上記に準じる。

３　受付・保管要領

(1)　受付期間は災害発生の日からおおむね１箇月以内とし、必要に応じ延長する。

(2)　府民への協力要請は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて行う。

(3)　受付機関は、義援金を適正に保管するとともに、収支を明らかにする帳簿を備え付ける。

(4)　各受付機関は、受け付けた義援金を、義援金募集・配分委員会に送金する。

(5)　他府県における災害の場合、各受付機関は日本赤十字社京都府支部を通じ、被災府県の受入れ機関あて送金する。

４　配　分

(1)　義援金募集・配分委員会は、義援金総額、被災地の被害状況等に基づき配分基準を定める。

(2)　義援金募集・配分委員会は、定められた配分基準に基づいて、被災地の市区町村長等受入機関あてに送金する。

(3)　配分に当たっては、報道機関等の協力も得て、公平を維持し、迅速にこれを実施する。

第２　義援物資

１　受付機関

(1)　京都府本庁

(2)　京都府の各広域振興局、府税事務所（自動車税管理事務所含む）

(3)　各市区町村役場

ただし、災害の状況によっては、臨時に他の機関でも受付ける。

他府県における災害の場合も上記に準じる。

2　受付・保管要領

(1)　受付期間は災害発生の日からおおむね１箇月以内とし、必要に応じ延長する。

(2)　府民への協力要請は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて行う。

府は、広報に当たって被災市町村のニーズを的確に把握し、その情報を迅速に提供することにより義援物資受入れの調整に努める。

(3)　義援物資は、寄贈に当たり特に被災地あるいは被災者を指定しないものとする。

(4)　義援物資で腐敗変質する恐れのあるものは、受付けない。

(5)　受付機関は、義援物資を適正に保管するとともに、物資の出入りを記録する。

3　配　分

(1)　京都府は、被災地の状況を把握し、義援物資の配分を調整する。

(2)　府内における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として被災市町村の地域内輸送拠点に輸送するものとし、これにより難い場合には府の広域物資輸送拠点に輸送するものとする。他府県からの義援物資についても同様とする。

(3)　他府県における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として府の広域物資輸送拠点に輸送するものとし、府は整理、仕分けのうえ被災都道府県等に送付する。

第３　市町村で定める事項

被災者に寄贈される義援金品の受付、保管及び配分について、各市町村においてその取扱いの方法を定める。

第３３章　社会福祉施設応急対策計画

（府健康福祉部）

第１節　計画の方針

災害発生時における施設入所者等の生命の安全の確保及び被災施設の復旧について定めるものとする。

第２節　計画の内容

第１　災害対策規定の整備

社会福祉施設は、地震、台風、火災等の災害発生に対応するため、防災機構、災害対策活動等を定めた災害対策規程を策定する。

第２　防災対策の実施

社会福祉施設は、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練を実施するとともに、最低必要な食料、生活必需品、防災資材等を備蓄する。

第３　避難措置等

１　災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき職員、地域住民、消防等関係機関等の協力を得て敏速に安全な場所に避難させ、又は被災状況に応じて施設入所の継続に努めるものとする。

２　通所施設にあっては、実情に応じ臨時休所（園）とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所としての活用に努めるものとする。

第４　防災関係機関との連携

施設長は、市町村等防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係機関の指導、連携のもと組織的な応急活動態勢の確立に努めるものとする。

第５　非常災害支援協定の整備

大規模災害発生の場合は、近隣の異業種施設を含む他施設と連携し、対応できるよう非常災害支援協定を締結する。

第３節　施設の復旧

第１　府営の施設

被害の状況の報告を待って現地調査を実施するとともに、被害額、復旧方法等の調査を行い、調査結果に基づき、復旧計画にあたるものとする。

第２　市町村営の施設

被害状況の報告を待って市町村が実施する復旧等について指導助言を行うものとする。

第３　私営の施設

被害状況の報告を待って法人が実施する復旧等について指導助言を行うものとする。

第４　応急援護計画

被災施設の復旧が長期にわたる恐れのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設の転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をするものとする。この場合、施設長は措置の実施者及び支給決定権者との緊密な連携を図るものとする。

第５　保健管理、安全の指導

入所者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。

第６　補助金及び融資

１　補助金

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

公益財団法人ＪＫＡ臨時福祉施設の整備・運営事業等の補助金

２　融　資

独立行政法人福祉医療機構が行う融資

社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第３４章　京都府災害支援対策本部運用計画

（各機関）

第１節　計画の方針

他都道府県において大規模な災害が発生した場合、被災者の救援等災害支援対策を実施するための支援活動体制について定める。

第２節　災害支援警戒体制

第１　京都府災害支援警戒本部

１　災害支援警戒本部の設置及び閉鎖については、危機管理監、総合政策環境部長、健康福祉部長及び防災監が協議し、決定する。（本部長……知事）

ただし、「近畿２府７県震災時等の相互応援に関する協定」締結府県において、震度６弱以上の地震が発生した場合においては、本文の規定にかかわらず設置する。

２　災害支援警戒本部の職員配備体制は、「震災対策計画編第３編第１章第３節第４」の災害警戒本部等動員計画表中、震度５弱及び５強の要員配備に準ずる。

３　災害支援警戒本部の業務は、次のとおりとする。

・本部長の指示事項の伝達
・被害状況の調査及び収集
・食料、物資等の提供
・情報収集、災害応急活動要員としての職員派遣
・その他特に被災地から要請のあった事項

第３節　災害支援対策本部体制

第１　災害支援対策本部の設置及び閉鎖

知事は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合において、必要と認めたときは、知事を本部長、副知事を副本部長、危機管理監、京都府部制設置条例（平成７年京都府条例第３号）に定める各部の長、京都府教育委員会教育長並びに京都府警察本部長を本部員とした京都府災害支援対策本部を設置し、第３に掲げる事務分掌に基づき、それぞれの担当課が事務処理するものとし、支援対策がおおむね完了したと認めたときは、対策本部を閉鎖するものとする。

第２　災害支援対策本部の組織

災害支援対策本部の組織を「京都府災害支援対策本部組織」に示す。

第３　災害支援対策本部の事務分掌

災害支援対策本部の事務分掌を「京都府災害支援対策本部事務分掌」に示す。

第４　災害支援対策本部の動員

災害支援対策本部の動員は、災害支援対策本部の指令に基づき、各部（局・室）長、教育長及び警察本部長が災害の状況に応じ、臨機応変に実施する。

なお、京都市内地方機関の職員の動員については、必要に応じて職員総務課長から本庁主管課長を通じて動員するものとする。

第５　災害支援対策支部の活動

１　災害支援対策支部の設置及び閉鎖

災害支援対策本部長の指示に基づき、災害支援対策本部の地方組織として、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする災害支援対策支部を設置又は閉鎖するものとする。

２　災害支援対策支部の組織、事務分掌

災害支援対策支部の組織及び事務分掌は、各地域の実情に応じて、災害支援対策支部長があらかじめ定めるものとする。

その他災害支援対策支部の活動に必要な事項は、災害支援対策支部活動計画により別に定める。

京都府災害支援対策本部組織図

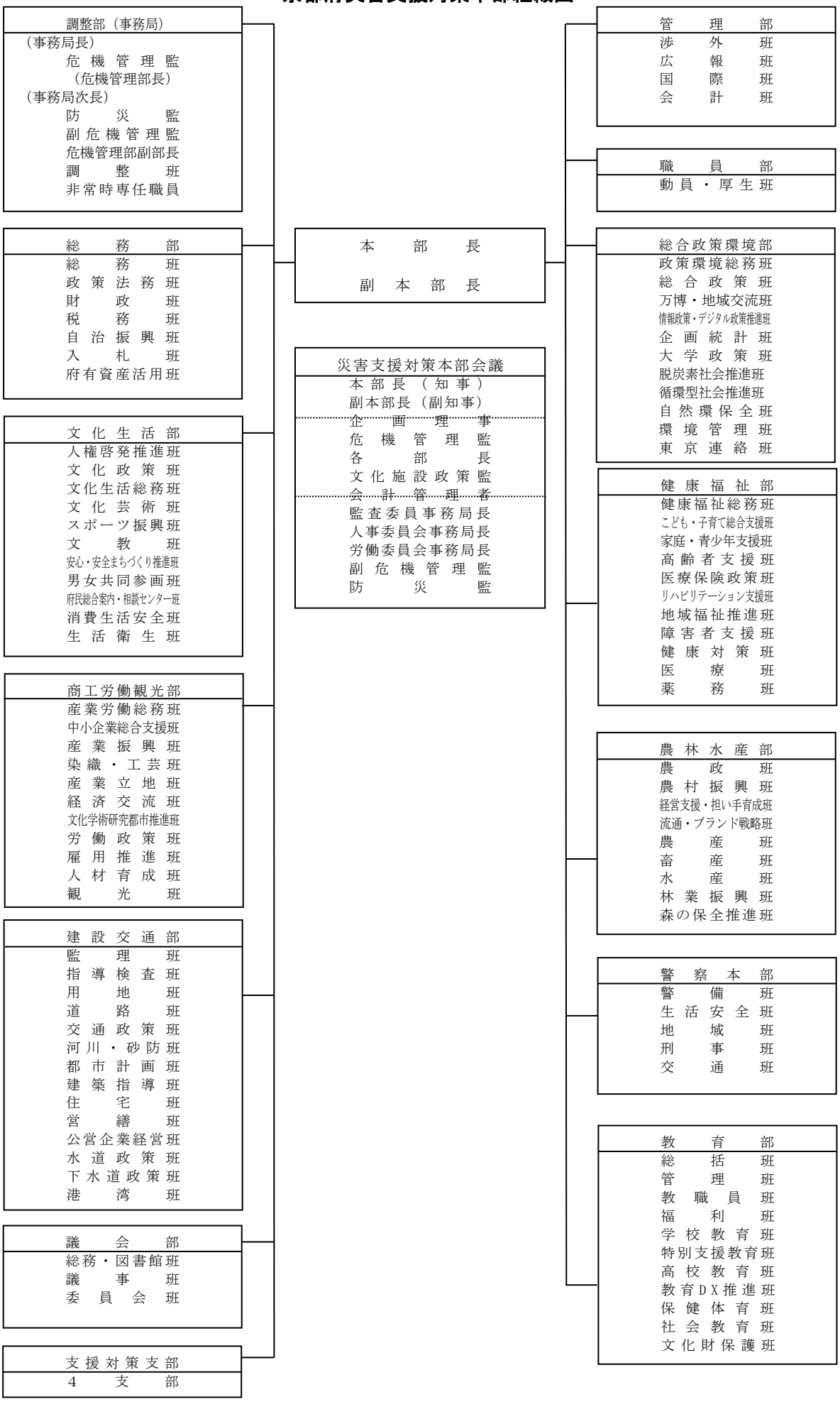

京 都 府 災 害 支 援 対 策 本 部 事 務 分 掌

部(局・室)名	課（室）名	事　務　分　掌
知事直轄組織	秘　書　課	1　他部局及び組織内他課との連絡調整に関すること。 2　知事等の派遣、激励に関すること。 3　組織内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。
	広　報　課	1　広報活動に関すること。 2　記者発表、資料提供等報道機関への対応に関すること。
	国　際　課	1　外国人被災者支援活動への対応に関すること
	連絡調整チーム	1　知事会との連絡調整に関すること。
	職員総務課 人　事　課 総務事務センター	1　他部局及び組織内他課との連絡調整に関すること。 2　組織内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。 3　職員派遣、庁内応援体制の調整に関すること。 4　派遣要員等の健康管理に関すること。
会計管理者	会　計　課	1　他部局との連絡調整に関すること。 2　災害支援関係費支出の審査及び支払いに関すること。
危機管理部	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課	1　災害支援対策本部内の連絡調整及び総括に関すること。 2　国、他機関との連絡調整に関すること。 3　被災自治体との連絡調整に関すること。 4　自衛隊との連絡調整に関すること。 5　消防職員、消防団員派遣の連絡調整に関すること。 6　府施設等への被災者受入の総括に関すること。 7　義援品の受付・搬送に関すること。
総　務　部	総務調整課	1　部内他課との連絡調整に関すること。 2　部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。
	政策法務課	1　部内他課の応援に関すること。
	財　政　課	1　災害支援関係予算に関すること。
	税　務　課	1　京都市内の義援金品の受付に関すること。 2　被災納税者への減免措置に関すること。
	自治振興課	1　市町村派遣職員の調整に関すること。 2　支援市町村行財税政の調査助言に関すること。
	入　札　課	1　京都府支援物資の調達及び搬送に関すること。
	府有資産活用課	1　部内他課の応援に関すること
総合政策環境部	政策環境総務課 地域政策室	1　関係各部、部内他課及び関係機関との連絡調整に関すること。 2　部内関係ボランティアの登録、受け入れ及び派遣に関すること。
	総合政策室	1　関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2　政府等に対する要望に関すること。
	万博・地域交流課	1　部内他課の応援に関すること
	情報政策課 デジタル政策推進課	1　京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に関すること。 2　各種情報システムの機能確保に関すること。
	企画統計課	1　部内他課の応援に関すること。
	大学政策課	1　府大学との連絡調整に関すること。
	脱炭素社会推進課	1　部内他課の応援に関すること。
	循環型社会推進課	1　災害廃棄物処理の連絡調整に関すること。
	自然環境保全課	1　丹後海と星の見える丘公園への被災者受入れに関すること。
	環境管理課	1　被災に伴う環境への影響把握の支援対策に関すること。
	東京事務所	1　政府、国会等に対する情報連絡及び広報に関すること。 2　中央の情報収集及び連絡に関すること。

部(局・室)名	課（室）名	事　務　分　掌
文化生活部	人権啓発推進室	1　部内他課（室）の応援に関すること。
	文化政策室	1　文化施設等への支援に関すること。
	文化生活総務課	1　他部局及び部内他課との連絡調整に関すること。 2　関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3　部内関係施設等への被災者受入れの連絡調整に関すること。 4　部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。
	文化芸術課	1　部内他課の応援に関すること。
	スポーツ振興課	1　部内他課の応援に関すること。
	文教課	1　私学への被災者の受入れ等に関すること。
	安心・安全まちづくり推進課	1　部内他課（室）の応援に関すること。
	男女共同参画課	1　女性関係施設等への被災者受入れに関すること。
	府民総合案内・相談センター	1　府民からの被災地等に係る照会、質問及び要請の処理に関すること。
	消費生活安全センター	1　救援物資（生活必需品）の斡旋に関すること。 2　救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関すること。
	生活衛生課	1　遺体の火葬への協力に関すること。 2　食品衛生監視員の派遣に関すること。
健康福祉部	健康福祉総務課	1　他部局及び部内他課との連絡調整に関すること。 2　部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。 3　職員派遣、部内応援体制の調整に関すること。 4　DHEATの派遣に関すること。
	こども・子育て総合支援室	1　社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。
	家庭・青少年支援課	1　受入れ被災者に対する生活支援に関すること。 2　社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。 3　青少年施設等への被災者受入れに関すること。
	高齢者支援課	1　社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。
	医療保険政策課	1　部内他課の応援に関すること。
	リハビリテーション支援センター	1　生活不活発病の予防等リハビリテーション支援に関すること。
	地域福祉推進課	1　義援金の受付・搬送に関すること。 2　受入れ被災者に対する生活支援に関すること。 3　社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。 4　福祉ボランティアの派遣協力に関すること。 5　京都府災害ボランティアセンターに関すること。
	障害者支援課	1　受入れ被災者に対する生活支援に関すること。 2　福祉ボランティアの派遣協力に関すること。 3　社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。 4　精神科医の派遣に関すること。
	健康対策課	1　保健師・栄養士の派遣に関すること。 2　防疫用危機等の提供に関すること。
	医療課	1　医療支援団の派遣に関すること。 2　医療機器等の提供に関すること。
	薬務課	1　医薬品、医療機器等の提供に関すること。 2　防疫用薬品の提供に関すること。 3　薬剤師の派遣に関すること。

部(局・室)名	課（室）名	事　務　分　掌
商工労働観光部	産業労働総務課	1　他部局及び部内他課の連絡調整に関すること。 2　部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。
	中小企業総合支援課	1　救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関すること。
	産業振興課	1　救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関すること。
	染織・工芸課	1　救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関すること。
	産業立地課	1　救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関すること。
	経済交流課	1　救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関すること。
	文化学術研究都市推進課	1　関西文化学術研究都市関係機関との連絡調整に関すること。
	労働政策室	1　勤労者福祉施設等への被災者受入れに関すること。
	雇用推進課	1　労働関係機関との連絡調整に関すること。
	人材育成課	1　高等技術専門校への生徒受入れに関すること。
	観光室	1　救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関すること。
農林水産部	農政課	1　他部局及び部内他課の連絡調整に関すること。 2　部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。
	農村振興課	1　農林水産被害箇所への調査要員の派遣に関すること。
	経営支援・担い手育成課	1　部内他課の応援に関すること。
	流通・ブランド戦略課	1　部内他課の応援に関すること。
	農産課	1　米穀の確保及び生鮮食料品等の提供に関すること。
	畜産課	1　畜産関係被害箇所への防疫対策の支援に関すること。
	水産課	1　農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関すること。
	林業振興課	1　農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関すること。 2　住宅復旧用木材のあっせんに関すること。
	森の保全推進課	1　農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関すること。
建設交通部	監理課	1　他部局及び部内他課の連絡調整に関すること。 2　部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。 3　職員派遣、部内応援体制の調整に関すること。
	指導検査課	1　建設業協会等への支援体制確立協力要請に関すること。
	用地課	1　応急仮設住宅建設のための公有地に係る情報提供に関すること。
	道路計画課	1　道路災害箇所緊急調査員の派遣に関すること。
	道路建設課	1　道路災害箇所緊急調査員の派遣に関すること。
	道路管理課	1　道路災害箇所緊急調査員の派遣に関すること。
	交通政策課	1　支援に係る交通状況の把握、緊急輸送車両の支援活動に関すること。
	河川課	1　河川災害箇所緊急調査員の派遣に関すること。 2　砂防関係点検調査員の派遣に関すること。
	砂防課	1　河川災害箇所緊急調査員の派遣に関すること。 2　砂防関係点検調査員の派遣に関すること。
	都市計画課	1　復興に係る都市計画作成のための要員の派遣に関すること。 2　都市公園災害箇所緊急調査員の派遣に関すること。
	建築指導課	1　地震被災建築物応急危険度判定の総括に関すること。 2　被災宅地危険度判定士の派遣に関すること。
	住宅政策課 住宅整備課	1　府営住宅への被災者受入れに関すること。 2　仮設住宅建築監督員の派遣に関すること。 3　地震被災建築物応急危険度判定士の派遣に関すること。
	営繕課	1　地震被災建築物応急危険度判定士の派遣に関すること。 2　仮設住宅建築監督員の派遣に関すること。 3　公共建築物の復旧計画作成員の派遣に関すること

部(局・室)名	課（室）名	事　務　分　掌
建設交通部	公営企業経営課	1　応急給水の実施に関すること。 2　災害支援関係予算に関すること。
	水道政策課	1　職員の派遣に関すること。 2　水道施設復旧用資機材の提供等に関すること。
	下水道政策課	1　下水道施設等調査員の派遣に関すること。
	港湾局	1　港湾災害箇所緊急調査員の派遣に関すること。
教育庁	総務企画課	1　他部局及び教育庁内他課との連絡調整に関すること。 2　教育庁関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。 3　教育庁に係る広報に関すること。
	管理課	1　緊急避難施設（学校）点検要員の派遣に関すること。
	教職員企画課 教職員人事課	1　教員等の派遣に関すること。
	福利課	1　公立学校共済組合宿泊施設への被災者受入れに関すること。
	学校教育課	1　小学校、中学校及び義務教育学校児童・生徒の転入学受入れに関すること。 2　小学校、中学校及び義務教育学校教員等の派遣に関すること。
	特別支援教育課	1　特別支援学校児童・生徒の転入学受入れに関すること。 2　特別支援学校教員等の派遣に関すること。
	高校改革推進室 高校教育課	1　府立学校の入学料、授業料の減免に関すること。 2　生徒の転入学受入れに関すること。 3　教員等の派遣に関すること。
	教育ＤＸ推進班	1　庁内他課の応援に関すること。
	保健体育課	1　庁内他課の応援に関すること。
	社会教育課	1　図書館活動支援に関すること。 2　社会教育施設への被災者受入れに関すること。
	文化財保護課	1　文化財被害調査要員の派遣に関すること。
警察本部		1　救出救助活動及び被災地域の安全活動の支援に関すること。 2　検視及び行方不明者の調査等の支援に関すること。 3　緊急通行車両の先導と被災地域に対する交通総量の抑制に関すること。 4　緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に関すること。（以下警備第一課のみ） 5　他部局及び警察本部内他課との連絡調整に関すること。
議会事務局	総務課・図書館	1　他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関すること。
	議事課	1　議員との連絡調整に関すること。
	委員会課	1　議員への情報提供に関すること。

第３５章　高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第１節　計画の方針

災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在住外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ，それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

第２節　計画の内容

第１　実施責任者

災害時における要配慮者及び外国人に係る対策は、府及び市町村がそれぞれの役割に応じて実施する。

第２　災害発生時の避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等

１　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やＮＰＯ・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。

また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

２　在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。

３　災害発生により、避難所及び被災者等の福祉的支援が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を派遣し、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行うものとする。

第３　高齢者に係る対策

１　高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、市町村は府との連携のもとに、災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。

２　市町村は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。

３　市町村は、府との連携のもとに、管内の高齢者福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち重度要介護者については、府内及び近隣府県の高齢者福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府が当たる。

４　高齢者の健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第３編第８章第７節の避難者健康対策により対策を講ずる。

５　市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第４　障害者に係る対策

１　市町村は、府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障害者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器（ラジオ、ＦＡＸ、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。

２　市町村は、府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視覚障害者や聴覚障害者との情報伝達システムの確立を図る。

３　市町村は、府との連携のもとに、避難所及び在宅障害者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。

４　市町村は、府との連携のもとに、管内の障害者福祉施設等と連携し、障害者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、重度障害者については、府内及び近隣府県の障害（者）福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府が当たる。

５　障害者の健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第３編第８章第７節の避難者健康対策により対策を講ずる。

６　市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消や障害者用トイレの設置など障害者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第５　乳幼児等に係る対策

１　市町村は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。

２　市町村は、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。

要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、状況に応じ府に協力を求める。

児童相談所は、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うとともに、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。

市町村は、状況に応じ府に協力を求め、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。

３　府及び京都市は、児童相談所を中心に、保健所と連携し被災児童のメンタルヘルスケアを実施する。

第６　妊産婦に係る対策

１　市町村は、妊産婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。

２　市町村は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。

３　妊産婦の健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第３編第８章第７節の避難者健康対策により対策を講じる。

４　助産を実施する場合は、第３編第14章の医療助産計画により対策を講じる。

第７　外国人に係る対策

１　日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、府は、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等さまざまな媒体を活用し、多言語ややさしい日本語による情報提供に努める。

また、大規模災害発生時には、「京都府災害多言語支援中核センターの設置・運営に関する協定」に基づき、府及び公益財団法人京都府国際センターが府内市町村及び市町村国際化協会等と連携・協働し、外国人住民への支援を円滑に実施できる体制を整える。

2　市町村は、府との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。

3　市町村は、府の連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。

4　市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

第３６章　環境保全に関する計画

第１節　計画の方針

災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第２節　環境影響の応急及び拡大防止措置

災害に伴って、有害物質による環境汚染が発生した場合は、次の措置をとる。

第１　府の施策

府は、市町村が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。（「環境影響の応急及び拡大防止措置」参照）

１　関係防災機関等へ通報する。
２　環境モニタリングを実施する。
３　住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、市町村に依頼又は指示する。
４　立入禁止区域の設定及び交通規制の実施について、市町村と調整し、警察本部に要請する。
５　被災工場等への環境汚染防止について、市町村と連携し、指導する。
６　漏えい又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理について、市町村と連携し、被災工場等へ指導する。
７　市町村と連携し、廃棄物処理工場へ適正な処理・処分の実施を指導する。
８　市町村と連携し、建築物解体撤去業者へ環境保全対策の実施を指導する。
９　有害物質が移流・拡散するおそれが生じた場合は、関係地域へ通報する。
10　有害物質が河川に流入するおそれが生じた場合は、下流地域へ通報する。

第２　市町村の施策

１　関係防災機関等へ通報する。
２　住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
３　その他、府の行う施策に協力する。

環境影響の応急及び拡大防止措置

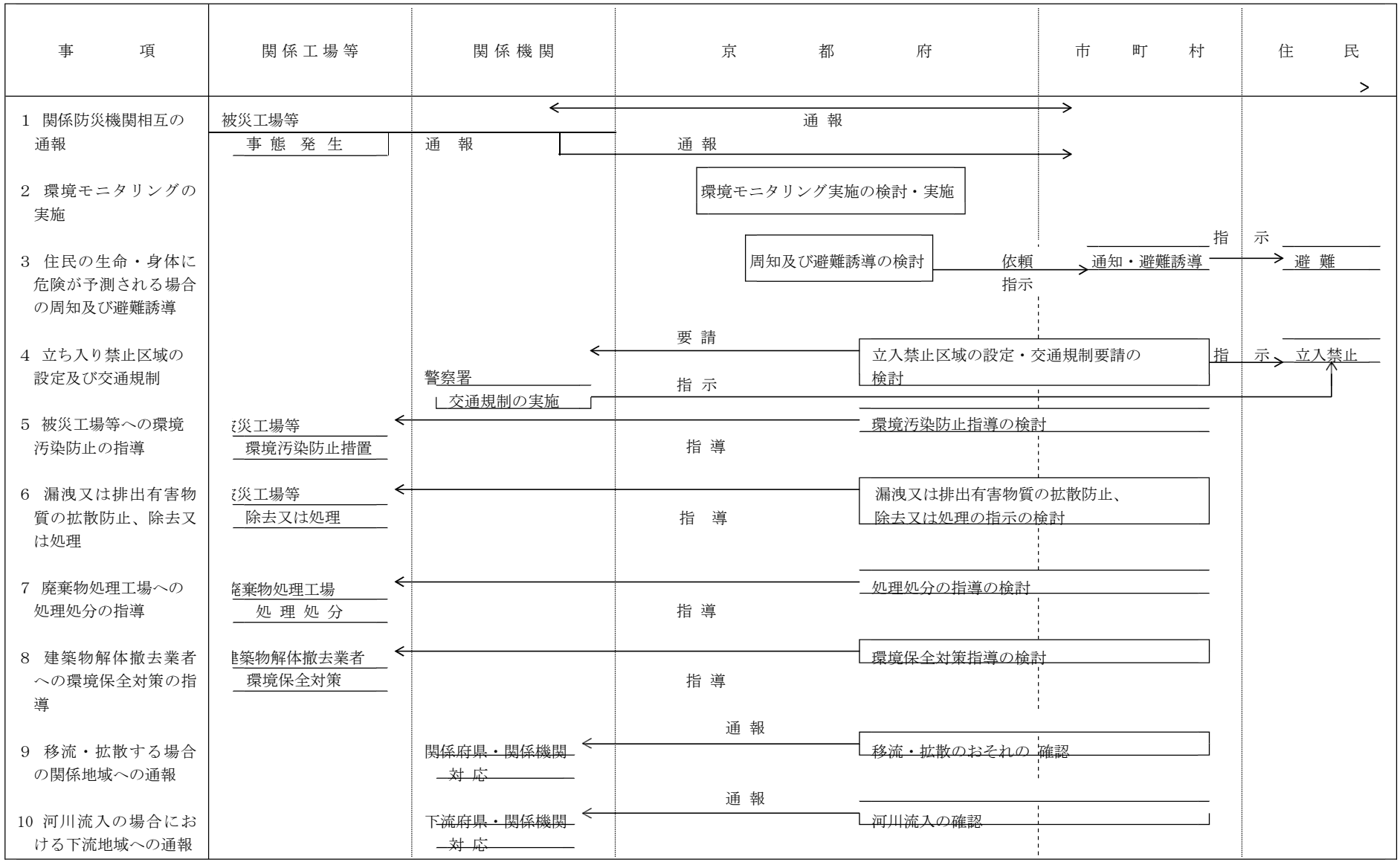

第３７章　ボランティア受入計画

第１節　計画の方針

災害ボランティアが十分な活動が行えるよう、府及び市町村は十分な情報提供と円滑に実施できる環境整備を図る必要がある。

このため、災害発生時のボランティアの受入れに当たっては、ボランティア保険の加入促進の利便提供等必要な配慮を行うものとする。

第２節　専門ボランティアの受入れ

第１　京都府災害対策本部の要請等

１　災害発生時に、京都府災害対策本部が京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動を必要と判断したときは、当該団体に応援を要請する。

２　応援の要請に当たっては、各協定に基づき、活動地、活動期間、必要人数、活動地への移動手段等必要な情報の提供を行う。

３　災害対策本部は、応援要請後も継続して被災地の状況を把握し、応援活動の必要な分野、人員等を検討の上、引き続き当該団体と調整を図る。

４　災害対策本部は、当該団体や外部から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

第２　登録実施主体の行う受入体制

要請を受けた登録実施主体は、登録検索、登録者との連絡及び希望者の受入れについての調整を行うこととし、その結果を災害対策本部に報告する。

第３　京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動支援

１　災害対策本部等は、新たな災害時等応援協定の申し入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。

２　市町村及び関係機関等は、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体が応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体に紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第３節　一般ボランティアの受付及びコーディネート

第１　組　織

１　京都府災害ボランティアセンター

京都府災害ボランティアセンターは、災害発生後、府内で展開される災害ボランティア活動の総括調整機能を担い、被災地で円滑に活動が行えるよう各種の支援を実施する。

2　市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）

被災地の市町村社会福祉協議会、ボランティア団体、行政等が協働して、住民のボランティア活動に対する支援及び調整窓口として市町村センターを設置する。

3　京都府災害ボランティアセンター現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）

災害が広域にわたる場合、甚大な場合など市町村センターのみによっては、同センターの機能を果たすことが困難な場合には、京都府災害ボランティアセンターは現地対策本部を設置し、市町村センターの活動を支援する。

第２　機能、事業

1　ボランティアコーディネーター等の派遣

京都府災害ボランティアセンターは、初動支援チーム(先遣隊)を派遣するとともに、市町村センター、現地対策本部（以下「市町村センター等」という。）及び避難所等におけるボランティアコーディネーターの必要状況を把握し、ボランティアコーディネーターの派遣調整を行う。

2　受付及びコーディネート

(1)　ボランティア活動希望（団体）者の受付・登録については、市町村センター等が行う。

(2)　市町村センター等に配置されたボランティアコーディネーターは、ボランティアニーズを把握し、ボランティア活動を企画、実施し、ボランティアコーディネート業務を行う。

3　情報収集・情報提供

(1)　市町村センター等は、ボランティアニーズに的確に対応できるよう、活動を通じて得た情報や関係団体等からの情報の収集を行い、災害ボランティアセンター等に情報提供を行う。

(2)　京都府災害ボランティアセンターは、市町村センター等からボランティア活動に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、受入の調整に努める。

(3)　市町村センター等は、ボランティアによる効果的な支援活動を展開するため、自主的な活動を行うボランティアグループ・団体に対する情報提供や活動内容の調整等の連携を図るものとする。

(4)　被災市町村等は、ボランティアによる安否確認活動や相談活動に資するため、必要に応じ要配慮者名簿を現地対策本部等に提供するものとする。

4　活動資材等の調整・提供

(1)　京都府災害ボランティアセンターは、市町村センター等での活動資材等の必要状況を把握し、調整、提供を行う。

第３　一般ボランティアに対する支援

市町村及び関係機関等は、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。その際、感染症対策のため、適切な空 間の確保に配慮するものとする。また、ボランティアの宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめボランティアに紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第３８章　文化財等の応急対策

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。

第１　被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。

第２　被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

第３　被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

第４　美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第３９章　応援受援計画

第１節　応援計画

第１　計画の方針

他の都道府県において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）、京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合に必要な事項を定める。

なお、府は、市町村に対して応援体制が整備されるよう働きかけるとともに、災害マネジメント総括支援員等の登録（総務省）を行うこととする。

また、本計画は、関西広域連合（以下、「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより実効性を確保する。

第２　計画の内容

１　災害時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、広域連合広域防災局（以下「広域防災局」という。）と連携して、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を把握する。

２　先遣隊の派遣

広域連合として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。

その際、広域防災局からの要請があれば、京都府から被災都道府県に先遣隊を派遣する。

３　応援の実施

(1)　体制の確立

広域連合に設置される「災害対策本部」又は「災害対策支援本部」において決定される当面の対策や応援方式（カウンターパート方式等）等の事項を踏まえて必要な体制を確立する。

(2)　応援ニーズの把握と調整

先遣隊や現地連絡員等からの情報を踏まえ、応援受援調整支援システムの活用等により被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう調整に努める。

(3)　応援内容

被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。

なお、人的支援の実施においては、京都府災害時応援職員登録制度により支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

ア　救援物資の供給

イ　被災地への人的支援の実施

ウ　被災者の京都府内への受け入れ

エ　府民のボランティア活動の促進

４　マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「京都府災害応援・受援マニュアル」を定める。

第２節　受援計画

第１　計画の方針

京都府内での災害時に、京都府が他の都道府県から応援を受ける場合に必要な事項を定める。

なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進、京都府災害時応援職員登録制度及び応急対策職員派遣制度（総務省）による応援体制を構築する。また、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。

第２　計画の内容

１　応援の要請

災害時において、災害の規模、被害の程度等から、国や広域連合、他の都道府県等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、応援受援調整支援システムの活用等により、すみやかに応援要請を行うこととする。

２　受入に向け必要な業務や体制の確立

国や他の都道府県等からの応援を効率的かつ効果的に受け、被災市町村の災害対応を支援するため、受援の総合調整等を行う応援・受援本部を設置し、次の業務や体制づくりに取り組む。

ア　救命救助・消火部隊受入

イ　重症患者広域搬送・ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、救護班、災害支援ナース等医療、介護・福祉支援の受入

ウ救援物資受入

エ　他府県等応援要員受入

オ　避難所運営支援の受入

カ　広域避難

３　災害ボランティアセンターの立ち上げとボランティア受入表明

第３　マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「京都府災害応援・受援マニュアル」を定める。

第４０章　社会秩序の維持に関する計画

（府警察本部
第八管区海上保安本部
各機関）

第１節　計画の方針

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

第２節　計画の内容

第１　関係機関の緊密な情報交換

府、市町村をはじめとする防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第２　府及び市町村の活動

府及び市町村は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする

第３　警察の活動

１　警察は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。

２　警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、府、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第４　海上保安庁の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

１　災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

２　警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第４編　災害復旧・復興計画

第４編　災害復旧・復興計画

第１章　生活確保対策計画

（府　総　務　部　日本郵便株式会社
府健康福祉部　近畿財務局
府商工労働観光部　京都労働局
日本銀行京都支店）

第１節　計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第２節　職業あっせん計画

京都労働局は災害による離職者のは握に努めるとともに、その就職については市町村の被災状況等を勘案のうえ、府内各公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図り、あわせて他府県労働局との連絡調整を行い雇用の安定を図るものとする。

第３節　租税の徴収猶予及び減免等に関する計画

第１　方　針

被災者を速やかに立ち直らせ、安定した生活を確保するため税務における救済措置として期限の延長、徴収の猶予及び減免を行うものとする。

第２　内　容

１　期限の延長

知事は、納税者が災害により申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該期限の延長を認めるものとする。（地方税法第20条の５の２、京都府府税条例第18条）

２　徴収の猶予

知事は、納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合、地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、１年以内の期間を限り、その徴収を猶予するものとする。（地方税法第15条）

３　減　免

知事は、災害の実情に応じて個人事業税、不動産取得税、自動車税（環境性能割）及び自動車税（種別割）の減免措置を講ずるものとする。（京都府府税条例第42条の20の２、第43条の２の３、第63条の14、第69条）

第４節　融資計画

第１方　針

災害により被害をうけた生活困窮者等に対して生業資金等を貸し付けることにより生活の安定をはかる。

第２　内　容

１　「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与

(1)　貸与対象者

府のいずれかの区域に災害救助法第２条第１項が適用された災害（自然災害に限る）により次の被害をうけた世帯の世帯主

ア　世帯主が１か月以上の負傷を負った世帯

イ　住居又は家財の価額の１／３以上の損害をうけた世帯

(2)　貸付限度額

世帯主の負傷	1,500,000 円
世帯主の負傷と家財の1/３以上の損害	2,500,000 円
世帯主の負傷と住居の半壊	2,700,000 円
世帯主の負傷と住居の全壊	3,500,000 円
家財の1/３以上の損害	1,500,000 円
住居の半壊	1,700,000 円
住居の全壊	2,500,000 円
住居の全体の滅失	3,500,000 円

(3)　貸付条件

償 還 期 間　　10年（うち据置３年）

償 還 方 法　　年賦、半年賦又は月賦

利　　息　　年３％以内で市町村が条例で定める率（据置期間中は無利子）

連帯保証人　　市町村の定めるところによる

所得制限　　世帯の前年の市町村民税における総所得金額が以下に定める金額未満の世帯

１人世帯　220 万円　　２人世帯　430 万円

３人世帯　620 万円　　４人世帯　730 万円

５人以上の世帯　　１人増すごとに730万円に30万円を加算した額

ただし、住居が滅失した場合については1,270 万円

(4)　実施主体

市　町　村

(5)　費用の負担区域

府は、市町村が被災者に貸与した額の10/10 の額を市町村に無利子で貸与し、国はその２／３の額を府に無利子で貸与

２　「生活福祉資金」の貸与

低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が実施主体となり貸付を行う。

(1)　対　象

災害により被害をうけたことによる生活困窮から自立更正のために資金を必要とする低所得世帯

(2)　貸付金額

生活福祉資金（福祉資金福祉費・災害援護）　　1,500,000円以内

生活福祉資金（住宅資金）　　4,000,000円以内（住宅改修のとき）

（被害の程度により両資金を重複して利用できる。）

(3)　貸付条件

ア　償還期間　　７年以内（住宅改修のときは14年以内）

イ　据置期間　　３箇月以内（状況に応じて２年以内）

ウ　利　　子

(ｱ)　据置期間　　無利子

(ｲ)　据置期間経過後、連帯保証人を立てる場合　無利子、立てない場合　年1.5％

3　「母子及び父子並びに寡婦福祉資金」の緊急貸付

被災母子・父子・寡婦家庭については当該世帯の申請によって緊急貸付けを行う。

資金の種類は事業開始、事業継続、住宅の各資金で据置期間は特例として２年を超えない範囲で延長される。なお、償還金の支払は本人の申請により猶予される。

第５節　災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画

1　「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害弔慰金の支給

(1)　支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る）により死亡した者の遺族

ア　１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害

イ　都道府県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害

ウ　都道府県内において災害救助法２条１項が適用された市町村が１以上ある場合の災害

エ　災害救助法２条１項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害

(2)　支給額

ア　主たる生計維持者の死亡

１人当たり　　5,000,000 円

イ　その他の者の死亡

１人当たり　　2,500,000 円

(3)　実施主体

市町村

(4)　費用の負担区分

国２／４　　府１／４　　市町村１／４

2　「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害障害見舞金の支給

(1)　支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る）により「災害弔慰金の支給等に関する法律　別表」に掲げる程度の障害がある者

ア　１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害

イ　都道府県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害

ウ　都道府県内において災害救助法２条１項が適用された市町村が１以上ある場合の災害

エ　災害救助法２条１項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害

(2)　支給額

ア　生計維持者が自然災害により重度の障害を受けた場合　2,500,000円

イ　その他の者が自然災害により重度の障害を受けた場合　1,250,000円

(3)　実施主体
市町村
(4)　費用の負担区分
国２／４　府１／４　市町村１／４

第６節　被災者生活再建支援金支給計画

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給

(1)　対象災害
暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合
ア　「災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害」
イ　１０以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害
ウ　１００以上の世帯の住宅が全壊した府内における自然災害
エ　府内でア又はイの自然災害が発生した場合に、その自然災害により５以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口１０万人未満に限る。）に係る自然災害
オ　アからウの区域のいずれかに隣接し、その自然災害により５以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口１０万人未満に限る。）に係る自然災害
カ　ア若しくはイの市区町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に、５以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）及び２以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口５万人未満に限る。）に係る自然災害

(2)　対象世帯
①（1)の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯
②（1)の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③（1)の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続することが世帯

(3)　支援金額
次の①＋②の合計を支給
① 基礎支援金
ア　全壊世帯１００万円（単数世帯７５万円）
イ　大規模半壊世帯５０万円（単数世帯37.5万円）
② 加算支援金
ア　全壊世帯、大規模半壊世帯
(ｱ)　住宅を建設又は購入する世帯２００万円（単数世帯１５０万円）
(ｲ)　住宅を補修する世帯１００万円（単数世帯７５万円）
(ｳ)　住宅を賃借する世帯５０万円（単数世帯37.5万円）
イ　中規模半壊世帯
(ｱ)　住宅を建設又は購入する世帯１００万円（単数世帯７５万円）
(ｲ)　住宅を補修する世帯５０万円（単数世帯37.5万円）
(ｳ)　住宅を賃借する世帯２５万円（単数世帯18.75万円）

(4)　実施主体
府(ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された(公財)都道府県会館に委託)

(5)　申請書類の提出窓口
市区町村

(6)　支援金の費用負担
被災者生活再建支援法人１／２・国１／２

第７節　大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金支給計画

(1)　大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付

大規模自然災害により生活基盤となる住宅等の被害を受けた府民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、府は被災者住宅の再建等に係る補助金の交付事業を行った市町村に対し、当該事業等に要する経費の一部について地域再建被災者住宅等支援事業補助金を交付する。詳細は要綱により定める。

(2)　大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資について、関係金融機関と協力して融資を行う。

第８節　金融措置計画

第１　方　針

災害時には現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、関係機関と連絡協調のうえ、実情に応じて適切な金融上の措置を講ずる。

第２　内　容

１　近畿財務局京都財務事務所の措置

(1)　現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、金融機関等に対し、金融上の措置を講じるよう要請する。

ア　対象金融機関等

(ｱ)　預貯金取扱金融機関

主要行等（※)、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会

※主要行等には、都市銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行を含む。

(ｲ)　生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者

(ｳ)　証券会社等

(ｴ)　電子債権記録機関

イ　金融上の措置の要請事項

(ｱ)　預貯金取扱金融機関

a　災害関係の融資に関する措置

金融機関において、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

b　預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

⒜　金融機関において、預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

⒝　金融機関において、事情やむを得ないと認められる災害被災者に対して、定期預貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずること。

c　手形交換、休日営業等に関する措置

金融機関において、災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずるこ

と。

d　営業停止等における対応に関する措置

金融機関において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等及び継続して現金自動預払機等を稼動させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(ｲ)　生命保険会社・損害保険会社・少額短期保険業者

a　保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

b　保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料及び損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

c　営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(ｳ)　証券会社等

a　届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

b　有価証券喪失の場合の再発行手続についての協力

c　被災者顧客から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

d　証券会社等において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること

e　その他、顧客への対応について十分配慮すること

(ｴ)　電子債権記録機関

a　災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること

b　休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること

c　上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと

d　営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること

2　日本銀行京都支店の措置

(1)　通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

(2)　現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3)　金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

(4)　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

ア　預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ　被災者に対し定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ　電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ　損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

オ　必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

(5)　各種金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、営業時間の延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

第９節　郵便業務計画

第１　方　針

災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

第２　内　容

１　災害時における郵便物の送達の確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画」により必要な措置を講ずる。

２　被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第１９条及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第５号）第４条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

３　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第１８条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

４　被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則第４条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第10節　り災証明書の交付

1　市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施するものとする。

また、平常時から住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。加えて、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。

さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。

2　府は、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、被災市町村の状況を把握し、応援が必要と見込まれる市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災地市町村間の調整を図るものとする。

また、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充、市町村主催研修及び訓練への支援等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。さらに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第11節　被災者台帳の作成

1　市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2　府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第２章　公共土木施設復旧計画

（近畿地方整備局
府総合政策環境部
建設交通部）

第１節　計画の方針

災害により被害が発生した公共土木施設の復旧を推進するための各種事業について定める。

第２節　国土交通省の計画

第１　災害復旧・復興の基本方針

地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方針を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導、助言を行うものとする。

被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は速やかに検討の上、適切に対処するものとする。

第２　災害復旧の実施

１　災害復旧工事の早期着手

被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。

２　災害査定の早期実施

災害発生後は速やかに災害査定を実施して、事業費を決定するものとする。

緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。

災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。

大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。

災害発生後、河川、道路、港湾、海岸、都市施設等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

３　災害復旧の推進

災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。

年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。

災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のため職員を派遣するものとする。

所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ

計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

4　再度災害の防止

公共土木施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

第３　復旧・復興資機材の安定的な確保

災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

復興建築用資材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。

第４　都市の復興

1　計画的復興への支援

大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を推進するものとする。

復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法、建築基準法による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。

2　復興まちづくりへの支援

復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。

住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るように努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

第５　重要物流道路等における道路啓開・災害復旧の支援

迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、道路法に基づき、京都府から要請があった場合、必要に応じて重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開や災害復旧を代行するものとする。

第３節　京都府の計画

第１　概　要

災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部及び総合政策環境部所掌の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、水道、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市施設の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。〔災害復旧事務の流れは「資料編４－１」参照〕

また、災害復旧事業に必要な資機材等について、あらかじめ関係団体並びに関係業界と「覚書」等を交換し、資材需給、資機材の安定的な供給を受け、被災箇所の早期復旧に努める。

第２　復旧事業の計画

1　災害査定の早期実施

災害発生後、公共土木施設の早期復旧のため、できるだけ速やかに災害査定を実施して復旧のための事業費を決定する。民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には査定前に応急工事を実施する。

2　応急工事の実施

被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害査定に先立ち応急仮工事または応急本工事を実施し、被害を最小限にとどめ、民生の安定、交通の確保を図る。

3　災害復旧の推進

(1)　公共土木施設災害復旧事業

本事業の施行は、河川等災害復旧工事及び河川等災害関連工事は３箇年、災害復旧助成工事は４箇年（但し、助成工事費が30億円以上の大規模なものは５箇年以内）に完了するよう必要な措置を講ずる。

本事業の標準進ちょく率は、初年度85%、第２年度14%、第３年度１％とされている。

なお、再度災害を防止するため、河川等災害関連事業等の改良復旧事業を積極的に導入する。

(2)　単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、単独災害復旧事業により復旧を推進する。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小災害（１か所当り80万円以上120 万円未満）については、小災害復旧事業により、復旧の推進を図る。

4　再度災害の防止

公共土木施設の復旧に当たっては原形復旧を原則とするが、河床の変動、地形地盤の変動といった被害箇所の状況及び被災原因等を勘案の上、被災施設を原形に復旧することが不可能な場合、または原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて、再度災害の防止を図る。

さらに、再度災害の防止を図る観点から、災害復旧事業とあわせて、施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、災害関連事業等を積極的に導入する。

また、災害関連事業等については、災害復旧事業と並行して進捗しうるよう必要な措置を講ずる。

第３　国への支援要請

知事は、重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開又は災害復旧のため必要があると認めるときは、道路法に基づき、国土交通大臣に対し代行による実施について要請する。

第３章　農林水産業施設復旧計画

（府農林水産部／近畿農政局）

第１節　計画の方針

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき災害復旧事業に対して補助を行い農林漁家の経営の回復、安定を図る。

第２節　計画の内容

第１　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

１　補助の対象となる施設

１箇所の工事の費用が40万円以上の次の施設

(1)　農　地

(2)　農業用施設

かんがい排水施設、農業用道路等

(3)　林業用施設

公共的な次の施設

ア　林地荒廃防止施設（地方公共団体の維持管理に属するものを除く。）

イ　林　道

(4)　漁業用施設

ア　沿岸漁場整備開発施設

護岸、堤防、突堤、導流堤及び水路並びに水産動植物の定着のための捨石工その他の施設

イ　漁港施設

漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設及び水域施設

(5)　共同利用施設

農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、水産業協同組合（漁業協同組合、同連合会、水産加工業協同組合及び漁業生産組合を含む。）、地方公共団体等の所有する共同利用施設

２　補助率

(1)　一般災害

補助率は次の要領により適用される。

ア農地・農業用施設

１戸当たりの事業費が８万円を超え、15万円以下の部分には１次高率、15万円を超える部分には２次高率がそれぞれ適用される。

イ　林　道

被災林道の既設延長１ｍ当たりの事業費が1,000 円を超え、1,200円以下の部分には１次高率、1,200円を超える部分には２次高率がそれぞれ適用される。

ウ　漁業用施設

事業費の総額が、当該市町村の１世帯標準税収入に区域内に在住する水産業協同組合員の属する世帯数を乗じた額の３倍を超える部分については１次高率、６倍を超える部分については２次高率を適用する。

(2)　通年災害

ア　農地・農業用施設

その年を含む過去３箇年の合計事業費が１戸当たり100,000円を超え、かつその年の事業費が１戸当たり40,000円を超える場合は、前項アの高率補助率を適用する。

イ　林道

その年を含む過去３箇年の合計事業費が１ｍ当たり1,100円を超え、かつその年の事業費が１ｍ当たり500円以上となる場合は、前項イと比較して有利な方を適用する。

区分			普通補助率	高率補助率	
				１次	２次
農地農業用施設	農地		５０％	８０％	９０％
	農業用施設		６５％	９０％	１００％
	関連事業		５０％	－	－
林業用施設	林地荒廃防止施設		６５％	－	－
	林道	奥地幹線林道	６５％	９０％	１００％
		その他林道	５０％	７５％	８５％
漁業用施設			６５％	９０％	１００％
共同利用施設			２０％	－	－

第２　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、激甚災害に指定された災害の復旧事業については次の特別措置がある。

１　農地・農業用施設

第１の補助率の適用後の１戸当たりの事業費負担額が20,000円以上の場合はその負担額について次の補助率が嵩上される。

一戸当たりの負担額	嵩上補助率
10,000円を超え20,000円以下の部分	７０％
20,000円を超え60,000円以下の部分	８０％
60,000円を超える部分	９０％

２　林　　道

第１の補助率適用後の事業費負担額が１ｍ当たり180 円を超える場合はその負担額について次の補助率を嵩上する。

１ｍ当たりの負担額	嵩上補助率
１１０円を超え２００円以下の部分	７０％
２００円を超え５００円以下の部分	８０％
５００円を超える部分	９０％

3　共同利用施設

次の補助対象施設及び補助率の特例が適用される。

区　　分	１箇所当たりの 工　事　費	補　助　率	
		40万円までの部分	40 万円を超えた部分
告示地域 その他の地域	１３万円以上 ４０万円以上	４０　％ ３０　％	９０　％ ５０　％

第３　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

1　補助の対象となる施設

１箇所の事業費が60万円以上の次の施設（但し、都道府県及び指定市の場合は 120万円以上）

(1)　海　岸

国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設

(2)　林地荒廃防止施設

山林砂防施設（立木を除く）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み立木を除く）

(3)　地すべり防止施設

地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設

(4)　漁　港

漁港漁場整備法第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設

2　国庫負担率

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第４条の規定による。

第4章　災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

（府総務部
府農林水産部）

第１節　計画の方針

市町村に対する財政措置並びに農林漁業者及び団体に対する資金融資等について定める。

第２節　市町村に対する措置

市町村が被災した施設を原形に復旧するにあたり、府は災害復旧事業債及び地方交付税による財政措置に万全を期するとともに、市町村の行う一時借入金の借入れあっ旋を行う。

第１　災害復旧事業費

１　補助災害復旧事業債

２　単独災害復旧事業債

３　公営企業等災害復旧事業債

４　火災復旧事業債

５　災害による特別措置債

(1)　歳入欠かん等債

(2)　公共土木等小災害債

(3)　農地等小災害債

第２　災害を受けた市町村のする一時借入金の借入れあっ旋

災害を受けた市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、府は市町村のする一時借入金の借入れについて近畿財務局及び各種金融機関に対し速やかな金融措置を要請するとともに、市町村に対しそれらの資金の効果的使用を助言するものとする。

第３節　農林漁業関係融資（府農林水産部）

第１　天災融資法に基づく融資

１　経営資金

(1)　貸付対象者

天災により著しい被害を受けた専業又は第１種兼業等の農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体

(2)　貸付限度

ア　原則

個人　200 万円　（激甚災害の場合250 万円）

法人（政令で指定されたもの）2,000万円

イ　果樹栽培者、家畜等飼養者、水産養殖業者、漁船購入の場合等個人500万円
（激甚災害の場合600万円）

法人（政令で指定されたもの）2,000万円

ウ　漁具の購人資金 5,000万円

(3)　償還期限

６年以内（激甚災害の場合７年以内）

(4)　貸付利率

特別被害地域の特別被害農林漁業者	年３パーセント以内
３割被害農林漁業者	年5.5 パーセント以内
その他一般被害農林漁業者	年6.5 パーセント以内

２　事業資金

(1)　貸付対象者

天災により著しい被害を受けた農協、漁協、森林組合及びその連合会

(2)　貸付限度額

	一般の場合	激甚の災害の場合
組　　合	2,500 万円	5,000 万円
連　合　会	5,000 万円	7,500 万円

(3)　償還期限

３年以内

(4)　貸付利率

年6.5 パーセント以内

３　事務手続

(1)　当該府広域振興局長は天災発生後速やかに被害を受けた管内市町村における農林漁業者等の融資希望額をとりまとめ農林水産部長に報告するとともに特別被害地域に該当すると認められるときはその資料を提出する。

(2)　知事は国と協議し国から融資限度額の割当てをうけ、特別被害地域指定の同意を得たときは、速やかに当該地域を告示し、当該広域振興局長に管内市町村における融資枠を通知する。

(3)　当該市町村長は、融資枠の配分を受けたときは、融資機関とこの事業の運営に必要な契約を結び、農林漁業者等の被害認定等貸付けに必要な措置をとる。

(4)　なお、事業資金の貸付けの対象となる組合、連合会の被害認定については当該広域振興局長が行う。

第２　株式会社日本政策金融公庫の融資

貸　付　対　象　者	貸付金の種類	貸付けの条件			
		貸付金の限度	償還期限	据置期間	利率（年利）
認定農業者、一定の所得要件を満たすその他の農業者	農林漁業セーフティネット資金	６００万円（簿記記帳を行っている者に限り、「特認」による所定の範囲内での拡大あり）	10年以内（据置期間を含む。）	３年以内	0.16%（平成31年2月21日現在）

事務手続

借入に当たっては、希望者は借入申込書、経営安定計画書その他添付書類（市町村発行の罹災証明書等）を、公庫京都支店または農協等（府信農連等が受託金融機関）に提出する。

第３　農業近代化資金に対する上乗せ利子補給

貸付対象者	知事が指定した天災により被害を受けた農業者及びその組織する団体
貸付限度額	個人1,800 万円、共同利用施設15億円（農業近代化資金と同じ）
償還期限	個人７～18年、共同利用施設７～20年（農業近代化資金と同じ）
対象事業	農業近代化資金の内、農業近代化資金融通法施行令第２条の表第１号から第５号に掲げる資金（災害の都度、知事が定める。）
貸付利率	借入当初５年間無利子（以後は農業近代化資金と同じ）
補助金交付先	市町村　（市町村が金融機関に利子補給）
利子補給期間	５年間（以後の貸付利率は、近代化資金と同じ）
負担割合	府　50%、市町村　 50 %

事務手続

(1)　知事は、当該天災による被害が著しく、農家経済に及ぼす影響が大であると認めた場合、資金の対象となる天災である旨の指定を行う。

(2)　指定を受けた天災によって損失を受けた農業者等は、融資機関に借入申込書を提出し、融資機関は利子補給承認申請書を市町村に提出する。

(3)　市町村は、融資に係る意見書を添付して知事に提出する。

第４　農業共済保険仮渡資金の借入れに対する利子補助

１　災害に伴う農業関係の被害が甚大であり農家の経済的心理的打撃を解消するために、被害農家に対して農業災害補償法による共済金を早期に支払う必要がある場合に京都府農業共済組合に対し保険金又は共済金の仮渡しを行わせることとし、これに要する資金の借り入れに対する利子を府において補助する。

２　災害発生の都度、その内容及び程度に応じて具体的方策を樹立する。

第５章　住宅復興計画

（府　建　設　交　通　部
独立行政法人都市再生機構）

第１節　京都府の計画

第１　一般民間住宅について

災害時において、一般民間住宅については独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度に係る業務を行う。

また、状況に応じて、府の「り災住宅緊急低利融資制度」を設けるとともに、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じ、復興に資する情報を提供する。

第２　災害公営住宅の整備について（「公営住宅関係住宅災害対策」参照）

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため災害公営住宅の整備を行う場合は公営住宅法及び激甚法の規定により国はその整備に要する費用の一部について補助することになっている。

１　対　象

公営住宅法第８条の規定により

(1)　地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域でその戸数が　500戸以上又は一市町村の区域内で200 戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の１割以上であるとき。

(2)　火災により住宅が滅失した場合、その戸数が被災全地域で200 戸以上又は１市町村の区域内の住宅戸数の１割以上であるときの災害の場合に対象となる。

２　整備戸数の限度

滅失住宅戸数の３割以内

３　補助率

建設・買取費の２／３（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の２／５（借上げの場合）

４　整備の手順

(1)　住宅災害速報の提出（災害発生後10日以内）

(2)　住宅災害現況の現地調査

(3)　災害公営住宅整備計画書の提出

(4)　住宅滅失戸数の査定

５　激甚法適用の場合

（災害対策基本法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

(1)　対　象

激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

(2)　整備戸数の限度

滅失住宅戸数の５割以内

(3)　補助率

建設・買取費の３／４（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の２／５（借上げの場合）

(4)　整備の手順

公営住宅法の場合と同じ。

第２節　独立行政法人都市再生機構の計画

台風等の異常な自然災害により賃貸住宅及び分譲住宅等の譲渡物件（建設中のものを含む。）に被害を受けた場合災害によって滅失又は毀損したものを原形に復旧することを原則とする。

ただし、将来の災害に対して住宅等の敷地、構造又は設備が保安上危険となり、又は衛生上有害となる恐れがあると認められる場合においては予算の範囲内でかつ必要最少限度において原形復旧を超える改良措置又は新たな危険防止措置を講ずる。なお分譲住宅について譲渡前は賃貸住宅に準じ、譲渡後は譲受人の負担において復旧処理を行わせる。

公営住宅関係住宅災害対策

	一般災害		激甚災害				手続きの流れ
	公営住宅		本激		局激		
	要件	措置	要件	措置	要件	措置	
建設	＜災害公営住宅建設事業＞ １．滅失戸数→被災地全域で500 戸以上又は１市町村で200 戸以上若しくはその区域内の全住宅の１割以上 ２．火災による滅失戸数→被災地全域で200 戸以上又は、１市町村全住宅の１割以上 （公営住宅法第８条第１項第１、２号）	（公営住宅法第８条第１項） 滅失戸数の３割を限度として ＜災害公営住宅＞の建設等に対する２／３補助 ↓ 標準工事費は一般に準ずる（第８条第２項） ＜災害公営住宅＞の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する２／５補助	＜罹災者公営住宅整備事業＞ （激甚法第２２条） １．滅失戸数→①被災全域で、（災害指定）4,000 戸以上 ②被災全域で、（災害指定）2,000戸以上かつ１市町村で200 戸以上もしくは、全住宅の１割以上 ③被災全域で、1,200 戸以上かつ、１市町村で400 戸以上もしくは、全住宅の２割以上 （激甚指定基準８） ２．滅失戸数（地域指定）→１．の①～③のいずれかであり、かつ、１市町村で100 戸以上又は全住宅の１割以上 （激甚法施行令第４１条）	滅失戸数の５割を限度として＜罹災者公営住宅＞の建設等に対する３／４補助 ＜罹災者公営住宅＞の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5補助	な し	な し	（Ⅰ） 住宅災害速報の提出（災害発生後10日以内、知事→国土交通省住宅局長） （Ⅱ） 災害公営住宅整備計画書の提出（事業主体→知事→地方整備局長） （Ⅲ） 住宅滅失戸数の査定（災害確定報告書の提出後、地方整備局査定官、地方財務局立会官及び都道府県立会者が原則として被災現地において行う。） （Ⅳ） 補助金交付申請（事業主体→知事→国土交通大臣） （Ⅴ） 補助金交付決定（国土交通大臣→知事→事業主体）
復旧	＜既設公営住宅復旧事業＞ 滅失又は著しく損傷（公営住宅法第８条第３項） ↓ １．住宅の被害→１戸当りの復旧費が11万円以上かつ１事業主体の合計額が290万円以上（事業主体が市町村の場合は190万円） （財務省協議による運用基準）	（公営住宅法第８条第３項） 公営住宅又は共同施設 被害：滅失／損傷 復旧：再建／補修 補助率１／２	＜本激甚指定既設公営住宅復旧事業＞ 公共土木施設災害復旧事業の Ａ．見込額→全国都道府県市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上 Ｂ．Ａの見込額が0.2%以上、かつ (1) 都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%をこえる都道府県が１以上 (2) 市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の５%をこえる都道府県が１以上 （激甚災害指定基準１）	補助率のかさ上げ（激甚法第３条）	＜局激指定既設公営住宅復旧事業＞ １．当該市町村負担見込額→当該市町村当該年度標準税収入の50%をこえる市町村が１つ以上あること。 （ただし、当該市町村ごとの合計が１億円以上） ２．１の見込額からみて明らかに１の基準に該当することが見込まれること （局地激甚災害指定基準）	補助率のかさ上げ（激甚法第３条）	（Ⅰ） 既設公営住宅復旧計画書の提出（事業主体→知事→地方整備局長） （Ⅱ） 補修費及び宅地復旧費の査定（災害確定報告書の提出後、地方整備局査定官、地方財務局立会官及び都道府県立会者が悉皆査定を行う。） （Ⅲ） 補助金交付申請（事業主体→知事→地方整備局長） （Ⅳ） 補助金交付決定（地方整備局長→知事→事業主体）

第６章　中小企業復興計画

（近畿経済産業局
府商工労働観光部）

第１節　計画の方針

被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

第２節　計画の内容

第１　近畿経済産業局の役割

１　被害状況及び事業再建に必要な資金需要等の的確な把握

２　被害状況に応じた必要資金の円滑な融通

３　激甚災害法に基づく金融特例措置等

第２　京都府の計画

府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制を整備に努める。

災害を受けた中小零細企業に対してその状況に応じてその都度判断し対策を講じていく。

その内容としては

１　独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等政府系金融機関及び地元金融機関に対し復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう要望する。

２　特に必要な場合にあっては、保証料、利子補給等を行い制度融資の促進を図る。

３　府産業支援センター（府中小企業技術センター、府織物・機械金属振興センター、(公財)京都産業21)、各広域振興局に災害復旧に係る相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第３　京都経済全体の事業継続計画の検討（近畿経済産業局、府危機管理部、府商工労働観光部）

第２編第23章企業等防災対策促進計画に定めるところにより、京都ＢＣＰの普及を進める。

第７章　風評被害対策

（商工労働観光部
農 林 水 産 部）

府［商工労働観光部、農林水産部］は、国、関西広域連合、市町村及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

第８章　文教復旧計画

第１節　計画の方針

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

第２節　学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努めるとともに、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の適用を考慮する。

第１　府立学校その他の教育機関

小災害の復旧については、府教育庁の指示により府立学校等において実施し、大災害の復旧については、直接府教育庁において実施する。

第２　市町（組合）立学校等及び附属機関

市町（組合）が行う復旧事業について、計画策定に関して指導助言を行うとともに、文部科学省と連絡調整を行う。また、市町（組合）の要請に基づき、必要に応じて技術職員の派遣等技術的支援を行う。

第３節　教育活動の再開

第１　被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が避難所となった場合においては、市町村等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

第２　学校教育活動が正常に実施されるまでの間、所管する教育委員会と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情等を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は近傍の学校施設等を利用することも考慮する。

第３　教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

１　災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第１６０号）」による補助金に関すること。

２　災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第１４４号）」による就学奨励費に関すること.

３　災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年

京都府条例第34号）及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」による学資貸与金に関すること。

4　府立高等学校在学者で被災のため経済的に就学が困難となった者に対する授業料の減免に関すること。

5　被災教職員に対する救済措置に関すること。

第４　児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談等の支援体制を整備する。

第４節　市町村地域防災計画で定める事項

第１　学校等の施設復旧に関する事項

第２　教育活動再開に関する事項

第９章　文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。

第１０章　激甚災害の指定に関する計画

（府危機管理部・府健康福祉部・府農林水産部・府建設交通部・府教育庁）

第１節　計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく災害の指定を受けるため、災害の状況をすみやかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第２節　激甚災害に関する調査

第１　市町村の被害状況

知事は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる業について、関係各部に必要な調査を行わせる。

第２　調査の協力

市町村は、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第３　調査の迅速化

関係各部は、激甚法に定める必要な事項をすみやかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

第３節　激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部長は国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

第１１章　工業用水道復旧計画

第１節　計画の方針

工業用水道事業者は、「工業用水道事業費補助金」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。

第２節　復旧事業

被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要領については「工業用水道事業費補助金交付要領」によるものとする。

第12章　災害復興対策計画

第１節　計画の方針

第１　基本方針

大規模な災害からの被災地の復興については、府民の意向を尊重し、府及び市町村が主体的に取り組み、国がそれらを支援する等適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

第２　基本方向の決定等

１　地域の復興に当たっては、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復興の基本方向を定めるものとする。

２　復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市町村・住民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。

また、関西広域連合との調整を図るものとする。

３　災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、関西広域連合、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

第２節　復興方針の策定等

第１　復興方針の策定

著しく異常かつ激甚な非常災害であって国により緊急災害対策本部が設置された場合、府は、大規模災害を受けた地域において、被害の 状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、復興基本方針に即して「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号)」第９条に基づく復興方針を定め、遅滞なく公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。

また、復興方針の策定後も、復興計画を始めとする市町村の取組等を踏まえて、適時変更等を検討するものとする。

第２　復興方針の内容

基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

１　大規模災害からの復興の目標に関する事項

２　大規模災害からの復興のために府が実施すべき施策に関する方針

３　府における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

４　その他大規模災害からの復興に関し必要な事項

第３　復興計画の作成等

被災地域を区域とする市町村が「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号)」第10条に基

づく復興計画を定める場合には、当該市町村の希望に応じて共同して定めるものとする。

また、当該市町村からの要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

第４　復興に向けた体制整備等

府は、復興方針の迅速・的確な策定と、遂行のための体制整備を行うものとする。

第３節　市町村地域防災計画で定める事項

著しく異常かつ激甚な非常災害であって国により緊急災害対策本部が設置された場合、被災地の迅速かつ円滑な復興を図るため、次の事項を定めるものとする。

第１　復興対策本部の設置

第２　「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）

第10条に基づく復興計画の策定

復興計画の作成について、次の事項を定める。

１　国の復興基本方針及び府の復興方針に即すること

２　府と共同して作成することができること

３　公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じること

４　復興協議会を組織できること

第３　都市計画の決定又は変更の代行要請

第４　災害復旧事業等に係る工事の代行要請

第５　職員派遣の要請

京　都　府　地　域　防　災　計　画
一　般　計　画　編

編集発行　　京　都　府　防　災　会　議

事　　務　　局　　京都府危機管理部災害対策課
京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町(〒602-8570)
電話　075-414-4475